LD DEVELOPMENT REPORT 1997

17300

界開発報告1997

開発における国家の役割

世界銀行 著
海外経済協力基金開発問題研究会 訳

THE STATE IN A CHANGING WORLD

FILE COPY

東洋経済新報社

Public Disclosure Authorized
Public Disclosure Authorized
Public Disclosure Authorized
Public Disclosure Authorized

WORLD DEVELOPMENT REPORT 1997

世界開発報告1997

開発における国家の役割

世界銀行［著］
海外経済協力基金開発問題研究会［訳］

FILE COPY

THE STATE IN A CHANGING WORLD

東洋経済新報社

Original Title
WORLD DEVELOPMENT REPORT 1997:
The State in a Changing World

© 1997 The International Bank for Reconstruction and Development
The World Bank
1818 H Street, N. W., Washington, D.C. 20433, U.S.A.

Original English language edition published by Oxford University Press. Japanese translation rights arranged with The World Bank.

序

年次刊行物の「世界開発報告」は今年で20冊目を迎えた．今年は，国家の役割と有効性，つまり急速に変わりゆく世界で国家は何をすべきか，国家はそれをどのようにすべきか，そして，どうしたら国家はそれをよりよく行えるのかを主題としている．

先進工業国と同じく，開発途上国にとっても国家の役割と有効性の問題は重要である．最近の教訓によれば，多くの国家はこれらの期待に応えることができなかったといえる．つまり，移行経済は市場経済への厳しい移行を実施しなくてはならず，また開発途上国の多くは国家が支配的な役割を果たす開発戦略の失敗に直面せざるをえなかった．先進工業国における混合経済でさえも，政府介入の失敗に対応して，市場メカニズム寄りの混合経済へと明確にシフトする選択を行った．論理的に考えれば，これらの改革の行き着く先は最小限の国家であると，多くの人が考えた．だが，最小限の国家は害もない代わりに，何の益ももたらしえない．

本報告書では，世界における開発の成功例，つまり現在の先進工業国の19世紀における発展や戦後の東アジアの「奇跡」をとり上げて，最小限の国家という極論のどこがおかしいのかを説明する．これらの例からは，最小限の国家というアプローチは全く裏付けられず，民間ビジネスや個人の活動を奨励・補完し，触媒となって促進する役割を果たす有効な国家こそが開発に必要なことがわかる．確かに，国家支配型の開発は失敗した．しかし，リベリアやソマリアなどで国家の崩壊によって人々が苦しんでいることからも明らかにわかるように，国家のない開発もまた失敗したのである．よい政府が贅沢品ではなく不可欠な必需品であることは，歴史が繰り返し示してきたとおりである．有効な国家なしに，経済・社会開発を行い，それを持続させることは不可能である．

歴史から，また最近の経験からいえば，開発は単なる経済的・技術的投入の問題ではない．開発とは，その土台となる制度環境，つまり投入物がどのように使用されるのかを決める規則や慣習についての問題でもある．本報告書が示すように，国家が開発をより有効に行うためには，この制度環境の中で国家が果たす役割——たとえば市場取引の土台となる法の支配を強制する能力——を理解することがきわめて重要である．

有効な国家への道筋は多種多様である．本報告書は，世界のどこでも通用する国家改革への唯一の処方箋を提供しようとするものではないが，国家改革を導く枠組みを２部戦略という形で提供している．

■　第１に，国家の活動をその能力に適合させるよう，焦点を絞ることである．資

源が少なく能力も低いにもかかわらず，あまりに多くのことを実施しようとしている国が多い．開発に不可欠な中心的公共活動に焦点を絞ることによって，国家の有効性は向上するだろう．

■ 第2に，公共組織を再活性化させることによって，国家能力を向上させる方法を時間をかけて探究することである．本報告書は，よりよい仕事をし，柔軟性を持つインセンティブを公務員に与え，恣意的行動や汚職をチェックする制約のメカニズムについて特に強調する．

本報告書は，成功した国家，成功していない国家に関する世界中の実例を引用して，2部戦略について詳述し，またそれぞれ異なる出発点からどのように2部戦略を実施したらいいのかを示している．重要なことは，環境と状況が大きく異なっても，有効な国家は明らかに共通の特徴をいくつか持っていることである．第1の特徴は，民間の取引や，もっと広くいえば市民社会の土台となる規則を政府が定める方法においてである．もう1つの特徴は，政府自身がその規則に従い，信頼され，予測可能な行動をし，汚職を管理する方法においてである．

持続可能な開発と貧困削減を支援しうる有効な国家は簡単には構築できない．どのような場合でも，たとえそれが国家全体の厚生に高いコストをもたらすものであっても，多くの人が現状維持に既得権益を持っている．既得権益を持つ人たちの抵抗に打ち克つには時間がかかり，また政治努力も必要となる．しかし，本報告書は改革の順序を慎重に決定し，改革の敗者への補償メカニズムをつくることで，改革の機会をどのように開き，広げるかを示している．最悪の状況にあってさえ，有効な国家へと向けたきわめて小さな1歩は，経済・社会的厚生に対し大きな影響を与えることができる．近づきつつある21世紀に向けた国家の挑戦課題は，国家をとるにたらない規模にまで縮小することではなく，また，国家が市場を支配することでもなく，有効な国家への歩みを少しずつでも始めることである．

James D. Wolfensohn
世界銀行総裁
1997年5月30日

本報告書は Ajay Chhibber をリーダーとして，Simon Commander, Alison Evans, Harald Fuhr, Cheikh Kane, Chad Leechor, Brian Levy, Sanjay Pradhan, および Beatrice Weder によって構成されたチームが作成した．Jean-Paul Azam, Ed Campos, Hamid Davoodi, Kathleen Newland, 大野健一，Dani Rodrik, Susan Rose-Ackerman, Astri Suhrke, Douglas Webb は貴重な寄稿をおこなった．Ritu Basu, Gregory Kisunko, Une Lee, Claudia Sepulveda, および Adam Michael Smith が作成チームを補助した．Stephanie Flanders が首席編集者を務めた．故 Michael Bruno, Lyn Squire, Joseph Stiglitz による総指揮のもとで作成は進められた．

作成チームは，青木昌彦，Ela Bhatt, Kwesi Botchwey, Peter Evans, Atul Kohli, Klaus König, Seymour Martin Lipset, Douglass North, Emma Rothschild, Graham Scott, および Vito Tanzi からなる優れた外部専門家パネルより有用なアドバイスを受けた．

さらに，世界銀行内外の多くの人々により有用なコメントや背景論文，その他の寄稿を執筆していただき，また諮問会議にも出席していただいた．これらの寄稿者と参加者の名前は参考文献に掲げられている．世界銀行国際経済局は付録の表作成に協力し，また選定世界開発指標の作成を担当した．

Amy Brooks, Valerie Chisholm, Kathryn Kline Dahl, Joyce Gates, Stephanie Gerard, Jeffrey N. Lecksell, および Michael Treadway などが本報告書の作成スタッフとなった．Rebecca Sugui が作成チームの上級助手を務め，Daniel Atchison, Elizabete de Lima, Michael Geller, および Thomas Zorab が補佐スタッフとなった．Maria Ameal が総務管理責任者を務めた．

本報告書は，1993-96年の間，世界銀行上級副総裁兼首席エコノミストを勤めた故 Michael Bruno 氏に捧げられている．世界開発報告の今回および過去の版への貢献を含め，彼の業績は，開発についてのわれわれの理解を大いに前進させるものであった．

世界開発報告1997

目 次

序
概観 1
第1部　世界に広がる“国家再考”の動き 27
第1章　進化する国家の役割 29
第2章　国家の有効性に再び焦点を当てる 45
第2部　国家の役割を能力に適合させる 59
第3章　経済・社会的基礎条件を確保する 61
第4章　市場を強化する――自由化，規制と産業政策 95
第3部　制度能力の再活性化 121
第5章　能力ある公共部門への制度づくり 123
第6章　国家の恣意的行動と汚職の抑制 155
第7章　国家を人々に近づける 173
第8章　国際的集団行動の促進 207
第4部　変革への障害の除去 227
第9章　改革の開始と持続への挑戦 229
第10章　変革への課題 253
テクニカル・ノート 274
参考文献 287
付録：財政に関する選定指標 326
選定世界開発指標 341
訳者あとがき 453

Box 目次

Box 1　有効な国家への道のり　4
Box 2　信認，投資，成長　6
Box 3　地域別課題　23
Box 1.1 国家と政府：いくつかの概念　30
Box 1.2 市場開発を支援するアメリカ合衆国政府の活動の実例　33
Box 1.3 インドにおける国家の役割の進化：過去50年間　36
Box 1.4 国家介入についての経済学的理由といくつかの定義　38
Box 2.1 インターネットの構築：官民相互作用の現代的成果の例　48
Box 2.2 国家を測る：規模，政策，制度能力　51
Box 3.1 世界中で基礎条件の脆弱性が企業を制約している　62
Box 3.2 犯罪に対して立ち上がったコロンビアのカリ　65
Box 3.3 ブラジルにおける契約と司法システム　68
Box 3.4 財政赤字とインフレーションに関する世界での実績　71
Box 3.5 CFA フラン圏における「コミットメント」対「柔軟性」　73
Box 3.6 社会サービスの民間供給：歴史的展望　83
Box 3.7 チリの新しい失業保険スキーム　90
Box 3.8 インドネシアでの貧困削減—どのように社会支援が広範な成長を補完するか　93
Box 4.1 メキシコの規制緩和責任者　98
Box 4.2 民営化に対する6つの反対と対処方法　100
Box 4.3 マレーシア政府はどのように金融危機を回避したか　106
Box 4.4 ジャマイカの通信規制　110
Box 4.5 日本の横浜での環境への介入主義　112
Box 4.6 日本の鉄鋼産業におけるビッグ・プッシュ　115
Box 5.1 官僚制度の基盤を築く：イギリスにおけるノースコート・トレベルヤンの改革　124
Box 5.2 透明，競争的，成果重視の政策決定のためのオーストラリアのメカニズム　128
Box 5.3 バングラデシュ政府の急激な膨張　134
Box 5.4 バウチャー制と学校選択　138
Box 5.5 ボリビアでのよりよい学校教育への NGO との契約　140
Box 5.6 最良かつ最優秀者の育成：「内部登用システム」対「開放採用システム」　148

Box 5.7 労働者の勤労意欲を培う：ブラジル・セアラ州におけるよい政府 152
Box 6.1 ペルーでの大衆参加は，いかに財産権と争議の解決法を改善したか 158
Box 6.2 米国における都市政治組織とその改革 165
Box 6.3 ウガンダでの汚職との闘い 167
Box 6.4 香港の反汚職委員会 169
Box 7.1 世論と国家 175
Box 7.2 マレーシアとモーリシャスにおける多民族社会の運営 178
Box 7.3 社会資本は重要か 180
Box 7.4 インド，ウガンダ，ニカラグアにおける，サービス改善を動機づけるための顧客サーベイ 185
Box 7.5 参加はプロジェクトのパフォーマンスを向上させるか 187
Box 7.6 政府間関係の落とし穴：ブラジルと中国の経験 197
Box 7.7 財政平準化補助金を計算する 200
Box 8.1 世界貿易機構（WTO）：国内政策の信認を高める国際メカニズム 212
Box 8.2 どのように国際農業研究が援助側にも利益を生み出したか 217
Box 8.3 地球規模の気候変動への国際協力の課題 218
Box 8.4 環境保護の費用分担 219
Box 8.5 地球規模での平和の配当はどのくらいか 220
Box 9.1 改革の政治的費用・便益の比較 232
Box 9.2 ハイチ，デュバリエ王朝下の略奪国家 238
Box 9.3 対外的脅威の下の改革：日本の明治維新 240
Box 9.4 スペインのモンクロア協定 248
Box 9.5 ベネズエラの1989年の改革プログラムとその反転 250
Box 10.1 ソマリアの国家崩壊とその後 257
Box 10.2 紛争の経済的基盤：リベリアの場合 258

図　目　次

図 1　国家は世界中で拡大した 2
図 2　国家能力を向上させるメカニズム 12
図 3　汚職に関係する要因 13
図 4　政府部門雇用が大きければ政府部門賃金は低い 14

図 5　よい経済政策と高い制度能力を持つ国はより速く成長する　22
図 1.1　1つの世界，増加する国家　32
図 1.2　1960年以来，世界中で政府は拡大した　34
図 1.3　利払いおよび移転支出が増加した　35
図 2.1　国家，制度，経済成果　47
図 2.2　よい政府の存在が東アジアとアフリカの所得格差を説明する　50
図 2.3　信頼できる制度が国家の信認を厚くする　54
図 2.4　信認と経済パフォーマンスは相関する　57
図 3.1　無法症候群　63
図 3.2　公務員との交渉は根気のいるものとなりうる　64
図 3.3　各国は付加価値税の利点を発見した　74
図 3.4　ナイジェリアと異なり，インドネシアは最近の偶発的な石油収入を慎重に管理した　76
図 3.5　よく設計された予算組織によって大きな財政赤字が回避できる　78
図 3.6　ベトナムでは病院サービスの便益は富裕層に向けられている　82
図 3.7　世界の教育の官民バランスはきわめて多様である　84
図 3.8　年金や他の移転支払いの上昇が先進工業国にしのびよってきた　88
図 3.9　途上国の住宅補助金は必要とする人には届かない　92
図 4.1　銀行危機はあまりに一般的であり，膨大な財政費用を生む　107
図 5.1　ギニアの政策目標と支出配分には一貫性がない　132
図 5.2　ウクライナの意思決定は，責任の重複で泥沼にはまっている　133
図 5.3　大部分の企業は，政府サービスの効率が悪いと考えるが，いくつかの政府サービスは他のサービスよりもよい　135
図 5.4　政府のサービス供給を向上させる3つの戦略　136
図 5.5　実力主義採用と昇進は官僚の能力を改善する　146
図 5.6　実力主義欠如と給与の低さがフィリピン公務員制度の能力を低下させている　147
図 5.7　アフリカでは，公共部門雇用が増加するにつれ賃金は低下する　150
図 6.1　汚職が多く，汚職の結果が予測不能であると，投資が減少する　162

図 6.2　汚職の要因　164
図 7.1　1980年以降，世界はより民主的になった　176
図 7.2　国家，市場と市民社会の相互関係　182
図 7.3　垂直的規則と水平的インセンティブが地方政府の能力を形成する　193
図 8.1　多くの国が国際資本移動への制約を緩めている　213
図 8.2　アフリカ，アジア，ヨーロッパで難民があふれてきている　221
図 8.3　悪い政策は援助効果をなくしてしまう　223
図 9.1　年金改革により高齢者は損をするが，若年層は得をする　233
図 9.2　多数の拒否権発動点が福祉支出拡大圧力への抵抗を助けた　236

表 目 次

表 1.1　国家の機能　41
表 3.1　途上国における社会保障，社会支援，貧困向けプログラム　86
表 3.2　隠れた年金債務　89
表 4.1　アメリカ合衆国の規制緩和による厚生改善の推定　97
表 4.2　さまざまな規制の経験　105
表 5.1　サービス提供のメカニズム　137
表 7.1　地方政府財政の変化　191
表 7.2　地方政府・中央政府の公共財の需給特性　192
表 7.3　各レベルの政府による可能な税と歳出の割り当て　201
表 7.4　補助金の設計における原則と最善の実施例　202
表 7.5　政府の能力に分権化戦略を適合させる　203
表 9.1　改革タイプ別の権益集団，政治費用，改革の戦術的順序　231
表 9.2　アルゼンチンの公益事業民営化による効率性改善の推計　234
表 9.3　第1世代・第2世代改革　243

定義およびデータ・ノート

本報告書で用いられている地域別・所得別グループに含まれる国家は，選定世界開発指標の最後にある経済分類表に挙げられている．所得別分類は1人当たりGNPに基づいており，この版における分類境界は「選定世界開発指標　序」で示されている．図・表中のグループ平均は，ことわりのない限りグループ内国家の非加重平均である．

経済に言及する際の「国」という用語の使用は，領土の法的・また

他の面に関する地位についての世界銀行による判断を示すものではない.「途上国」に関する統計はことわりのない限り中央計画経済からの移行経済を含む.

「ドル」は特定のない限り名目米ドルを指す.

次のような略語が用いられる.

CEE　中東欧
CIS　独立国家共同体
GDP　国内総生産
GNP　国民総生産
IMF　国際通貨基金
NGO　非政府組織
OECD　経済協力開発機構
PPP　購買力平価

概　　観

地球上のいたるところで，国家がスポットライトを浴びている．世界経済が発展するにつれ，政府の役割はどうあるべきか，政府には何ができ，何ができないか，政府がそれを行う最善の方法は何かなど，根本的な政府の役割について，再検討が求められるようになった．

過去50年間の歴史を通じて，特に開発の促進において，国家活動のもたらす便益とその限界が明らかになってきた．政府の活動は教育や保健の飛躍的改善や社会的不平等の軽減に貢献すると同時に，劣悪な結果も招いた．加えて，これまで政府がうまく機能していた国においてさえ，グローバル化してゆく世界経済に政府は適応していけないという懸念が増大している．

国家の役割に関する新たな懸念や疑問は多く，かつ多様である．しかし，以下の４つの最近の展開が，この懸念や疑問にとくにはずみをつけている．

- 旧ソ連および中東欧諸国での中央集権的計画経済の崩壊
- 大部分の先進工業国での福祉国家の財政危機
- 東アジア経済の「奇跡」において国家が果たした重要な役割
- いくつかの国での国家の崩壊，および人道的緊急事態の激増

これらの対照的な展開を決定する要因は，国家の有効性であることを本報告書は示している．市場の繁栄，健康で幸福な国民生活のためには，財・サービスを供給し，規則と制度を提供する有効な国家が不可欠である．有効に機能する国家なくして，持続可能な経済・社会開発は不可能である．50年前の国家に関する議論もこれとほぼ同じ結論だったという見方もあるが，当時は，開発は国家がもたらすべきであるとの議論に偏りすぎていた．それ以降の経験から学んだメッセージはむしろ異なっている．つまり，国家は依然として経済・社会開発の中心にあるが，決して成長の直接の担い手ではなく，成長のパートナー，触媒として成長を促進するものである．

有効な国家をもたらす要因は，異なる発展段階にある国々の間で大きく異なっている．たとえば，オランダやニュージーランドでは機能することであっても，ネパールでは機能しないかもしれない．所得水準が同じ国でも，国の規模，民族構成，文化，政治システムの違いによって，各国が独自性を持っている．しかしながら，このような多様性があるからこそ，開発の持続，貧困除去，変化への対応において「なぜ」「どのように」他国よりも成果をあげる国が存在するのかという，本報告書の研究が豊かなものとなる．

世界に広がる“国家再考”

世界は変わりつつあり，それに伴って，経済・社会開発における国家の役割についてのわれわれの考えも変わっていく．現在，国家の役割へと焦点が当てられているが，これは，世界が第2次世界大戦の荒廃から立ち上がり，開発途上地域の多くが独立を果たしたばかりの時代を思い出させる．当時，開発の課題は，現在われわれが考えるより簡単に克服が可能で，おそらくその多くは技術的問題にすぎず，すぐれたアドバイザーや技術専門家がよい政策を作り，それをよい政府が社会の利益のために実施すれば克服可能だと考えられていた．国家主導の介入政策は市場の失敗を強調し，それを是正する中心的役割を国家に与えた．しかし，今では誰もがわかっていることだが，この世界観の中になされていた暗黙の制度的前提はあまりに単純なものであった．政策遂行には，テクノクラートに与えられる柔軟性が最優先された．チェック・アンド・バランスを通じた説明責任（accountability）は，政策遂行上の障害と考えられていたのである．

多かれ少なかれテクノクラートの思ったとおりに物事が進んだ国もいくつか存在した．だが多くの国において，結果は全く異なるものだった．政府は空想的な計画を打ち出したが，民間投資家は公共政策やリーダーの堅実さに信頼を持てず，投資を躊躇した．支配者は強い権力を持って恣意的に行動し，汚職が風土病のように蔓

図1　国家は世界中で拡大した

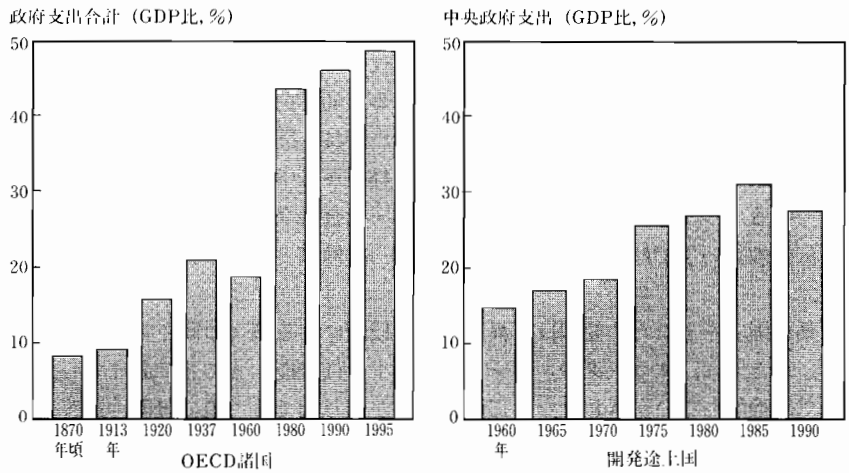

（注）OECD諸国のデータは，中央および地方政府に関するものであり，社会保障支出を含む．詳細についてはテクニカル・ノート参照．

（出所）Tanzi and Schuknecht 1995；OECD 各年版；IMF 各年版(b)．

延した．開発はふらつき，貧困が継続したのである．

過去1世紀の間に，政府の規模と範囲は，特に先進工業国において大幅に拡大した（図1）．第2次世界大戦前の政府の拡大にはいくつかの要因があるが，主に大恐慌によってもたらされた経済・社会システムへの重い負担へと対処する必要性に基づいていた．戦後の政府の拡大は，政府への信頼が政府活動に対する需要を増加させたことによるものである．先進工業国は福祉国家を拡大させ，途上国の多くは国家主導の開発戦略を受け入れた．その結果として，世界中で政府の規模と勢力範囲がすさまじく拡大した．いまや，国家の歳出は先進工業諸国で国民所得のほぼ半分，途上国でも約4分の1に相当するまでになった．しかし，まさしく国家の影響力が増大したことで，量から質へ，つまり単純な国家の規模や国家介入の範囲を重視することから人々のニーズを満たすための有効性を重視することへと焦点は移ったのである．

現在，国家の役割が再び新たな焦点となっている背景には，1940年代と同じく，国家の活動環境を根本的に変える世界経済の劇的な変化がある．経済の世界的統合と民主主義の拡大によって，国家が恣意的かつ気まぐれな行動をとる余地は狭められた．税制，投資規則，そして経済政策は，グローバル化する世界経済における外生的変化に，これまで以上に即応しなくてはならなくなった．また技術の変化は，特定サービスの供給を政府の役割から分離し，市場にいっそう大きな役割を与えることを可能とした．この変化は，政府にこれまでとは異なる新たな役割，単独のサービス供給者ではなく促進者かつ規制者としての役割を与えることを意味する．以前は政府のパフォーマンスが良好と考えられた国でさえも，現在，国家は変化への圧力を受けるようになっている．先進諸国の多くは，手に負えないほど肥大化した福祉国家と格闘を続け，当然政府が供給するものと考えられているサービスと便益について，難しい選択を迫られている．国家の弱さにいらだつ国内外の市場や市民は，しばしば草の根市民組織やその他NGOを通じて，政府の運営を透明なものにし，国家へ割り当てた目標の達成能力を強化するよう強く主張している．

途上国の多くでは，財産権，道路，基礎保健や教育といった基礎的な公共財でさえ国家による提供ができておらず，政府をもっと有効にすべきだという要求が危機的な割合にまで達している．国民や実業界は悪化する公共サービスに対して租税回避で対抗し，それが公共サービスのさらなる悪化につながるという悪循環が起きている．旧ソ連や中東欧諸国では，国家が約束したものを長期間にわたって提供してこなかったために，最終的には体制が崩壊した．だが，この中央計画経済の崩壊自体も深刻な問題を引き起こした．崩壊の結果生じた空白から，市民は，法と秩序という基礎的公共財でさえ失ってしまったのである．その1つの極限はアフガニスタン，リベリア，ソマリアであるが，そこでは国家が完全に解体され，個人と国際機関が取り残されて，解体してしまった国家の断片を拾い集めている．

Box 1　有効な国家への道のり

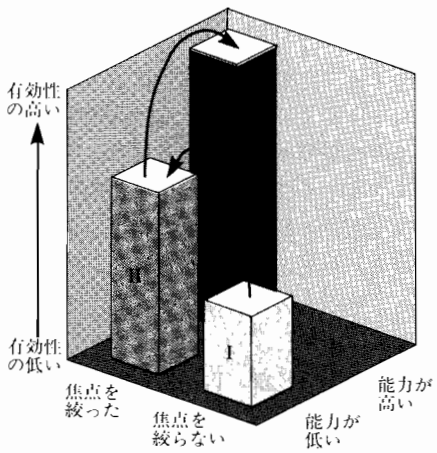

能力ある国家は，有効な国家となりうる．しかし，有効であることと能力があることは同じではない．能力（capability）を国家に適用すれば，能力とは，法と秩序，公衆保健，基礎的インフラの整備など，集団行動（collective action）を効率的に実施できることである．これに対して，有効性（effectiveness）とは，それらの集団行動に対する社会の需要を充たすために能力を使用した結果のことである．能力を持つ国家でも，その能力を社会の利益のために使わなければ，その国家は有効ではないということになろう．

有効な国家への道のりは非線形で，かつ2段階のプロセスを持つと考えられる．第1に，国家は持てる能力を，実施可能でかつ実施すべき任務を遂行するために焦点を絞って使わなければならない．そしてそのうえで，追加的な能力の構築へと集中できるのである．図に示されているように，ゾーンIにある国々は国家能力が乏しいにもかかわらず，広範囲の活動を焦点を絞らずに追求しており，その努力は明らかに有効でない．しかし，一夜でゾーンIIIへと移行することはできない．能力の構築には時間がかかるからである．より有効な国家となるためには，まず，基礎的な任務に焦点を絞り，実業界や市民社会と協調して限られた国家能力を持ち上げることである（ゾーンII）．ゾーンIIからゾーンIIIへは，国家能力を継続的に強化することで，徐々に移行することが可能である．

2部戦略（two-part strategy）

どのようにすれば，世界中の国家は，直面する問題と圧力の迷路から逃れられるのだろうか．すべての国家を有効にする解決策が本報告書で示されるわけではない．国家の出発点がそれぞれ違うように，国家間の違いもあまりに大きい．むしろ，本報告書では，国家の有効性の課題に世界規模で対処する広範な枠組みを提供する．それは国家への要請と，その要請に応えうる国家の能力との間の格差の拡大を抑える方法である．国家の責任について再定義を行い，それを社会に受容させることも解決策の1つでなくてはならない．また，中心的な集団財の供給において市民や共同体を参加させることで国家の負担を軽減する努力を行いつつ，国家が促進すべき

集団行動（collective action）を戦略的に選択することも解決策に含まれる．

しかし，国家の役割を減らしたり弱めたりすることが，改革の最終的結論ではない．国家の役割を限定し，市民や民間企業にいっそう依存する場合においてさえ，広範な集団的ニーズに有効に応えようとすることによって，依然として国家の中心的な制度が改善される．人類の厚生を改善するために，「集団行動を効率的に実施し，促進できる能力」と定義される国家能力（state capability）を高めなければならない．

この基本的メッセージから，すべての国家を開発における信頼できる有効なパートナーとするための2部戦略が導き出される．

- **国家の役割を能力に適合させる**ことは，2部戦略の第1の要素である．国家の能力が弱い場合には，国家がどのようにして，どこに介入をするかが注意深く査定されるべきである．多くの国家が，ほとんど資源と能力を持たずして，あまりに多くのことを試み，往々にして益なく害をもたらす結果に終わっている．基礎条件の改善に焦点を当てることで，国家の有効性は改善されうる（Box1）．また，ここでは国家が何をすべきで，何をすべきでないかを選択するだけではなく，どのような方法で行うかも問題とする．
- とはいえ国家の能力は宿命的ではない．ゆえに，2部戦略の第2の要素は，**公共組織を再び活性化し国家の能力を改善する**ことである．これは，有効な規則や制約を設計し，恣意的な国家活動をチェックし，深く根をおろした汚職を撲滅することを意味する．また，国家組織をより厳しい競争下に置いて効率性を増加させること，そして給与とインセンティブを改善し，国家組織のパフォーマンスを向上させることを意味する．さらに幅広い参加と分権化を通じて，政府を人々に近づけ，国家が人々のニーズにより応えられるようにすることを意味する．このように，本報告書は，再度，われわれの関心を国家の役割に集めるだけでなく，国家能力の再建をどのようにして開始するかをも示すものである．

役割を能力に適合させる

「役割を能力へ適合させる」ことは，単なる国家解体のメッセージではない．国家の有効性を改善するには，いくつかの分野では焦点を絞る必要がある．つまり，国家がすること，しないことの選択がきわめて重要なのである．だが，どのように行うか，つまり基礎サービスをどのように提供するか，どのようにインフラストラクチャーを整備するか，どのように経済を規制するか，そしてこれらをまったく行わないかという選択までここに含まれている．選択肢は多く，各国の状況に合わせて選ばれねばならない．

Box 2　信認，投資，成長

69カ国の国内企業家へのサーベイから，多くの国家はその中心的機能に関しパフォーマンスが悪いことがわかった．つまり，法と秩序の確保，財産権保護，予測可能な規則と政策の適用などについて多くの国家が失敗している．投資家はこのような国家を信認しておらず，結果として成長や投資が困難な状況に陥っている．

サーベイでは企業に，いくつかの指標について1（きわめて問題）から6（問題なし）までランク付けをしてもらった．左の図は世界各地域の平均回答を示しており，ここから民間企業家による制度枠組みに対する信頼度（高所得OECD諸国の数値で標準化したもので，われわれはそれを信認と呼んでいる）についての指標が得られる．残りの2つの図は，所得・教育格差および政策歪み変数を制御すれば，国の信認指数の格付けと成長・投資実績の間には強い相関関係があることを示している．信認格付けはあくまで投資家による認識に基づくものだが，この認識こそが投資行動を決定するのである．

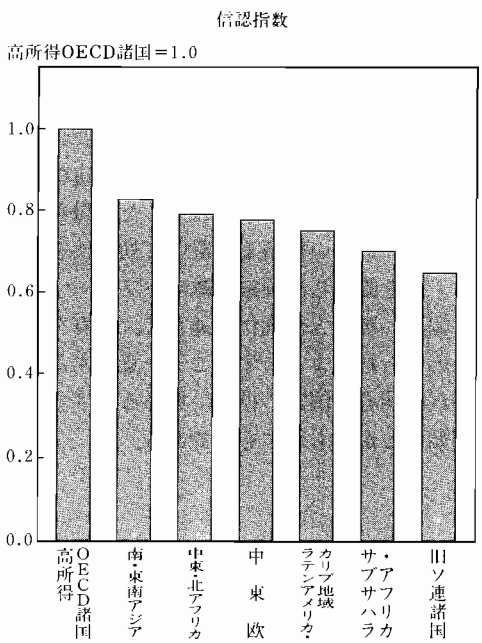

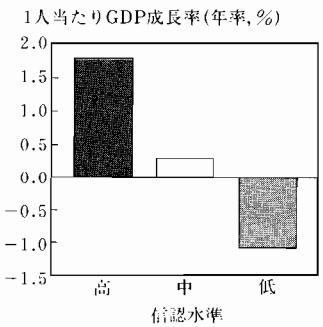

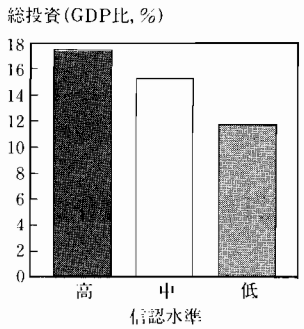

（注）信認指数（左図）は，図2.3の指標を組み合わせた総合指数である．右図のそれぞれの棒グラフは各国グループ平均である．グラフは，1984-93年のGDP成長（32カ国）と投資（33カ国）を，所得，教育，政策歪みの変数を制御しつつ，信認指数に回帰した分析に基づいている．南・東南アジアと中東・北アフリカには，それぞれ3カ国のみが含まれている．

（出所）本報告書のために実施した民間部門サーベイおよびBrunetti, Kisunko, and Wederの背景論文によるデータを使用した世界銀行スタッフの計算．

国家の第1任務：基礎条件を正しく行う

政府の使命の核心には，次の5つの基本的任務が存在する．これなくしては，持続可能で，かつ成果が共有され，貧困削減を伴う開発は不可能となる．

- 法的基礎の確立
- マクロ経済の安定を含む，歪みのない政策環境の維持
- 基礎的社会サービスとインフラストラクチャーへの投資
- 弱者保護
- 環境保護

これらの基礎条件の重要性は，これまでにも広く認識されているが，基礎条件を達成するための市場と政府の活動の適切な組み合わせに関して，新しい洞察がいくつか現れている．最も重要な洞察は，今では市場と政府は補完的だと考えられていることである．市場のための適切な制度的基盤の整備には，国家が不可欠である．そして政府の信認（credibility），すなわち規則や政策の予測可能性（predictability）やそれらの適用における整合性は，民間投資の誘致において，規則や政策内容と同じくらい重要である．

本報告書のために特別に実施した69カ国の国内企業家（フォーマル部門，インフォーマル部門）に対するサーベイによって，経験的に既知であった事実が確認された．つまり，多くの国において，市場の発展のための制度的基盤が欠如している（Box2）．高い犯罪率と個人への暴力，予測不可能な司法が結びついて本報告書が「無法症候群（lawlessness syndrome）」と定義する状況が生み出されている．脆弱かつ恣意的な国家組織は予測不可能で整合性のない行動をとることが多いために，問題はさらに悪化する．このような国家活動は，市場の成長を支援するどころではなく，国家の信認を損ない，市場の発展を妨げる．

開発を安定的で持続可能なものとするために，国家は社会的基盤にも配慮すべきである．無法状態はある意味においてしばしば特定の人々の疎外化に結びつく．実際，疎外された人々が自分たちの発言を聞いてもらうためには，法を破ることが唯一の方法かもしれない．公共政策によって，成長の成果の共有，貧困と不平等の削減が可能となるといっても，これが可能となるのは政府が社会的基盤整備に高い優先順位を付ける場合だけである．

政策やプログラムによって，資源やサービスが最も必要とする人々ではなく，他に回されてしまう事態は頻繁に生じている．社会の富裕階層が政治影響力を持つことから，多くの人のための基礎教育や貧しい階層への奨学金への支出の何倍もの金額が，富裕層や中間層の大学生への支出に当てられることもある．多くの地域にお

いて，貧困と不平等は少数民族や女性，または疎外された地域に偏在している．世界各地の例からもわかるように，世論から疎外され，一般の経済・社会から排除された集団は，暴力と不安定を生み出す温床である．

単に成長のみを追求するのではなく，特に基礎教育と保健への投資を通じて，市場主導の成長の便益を人々に行き渡らせることも，公共政策やプログラムの目標とすべきである．貧困や経済上の疎外が民族的，社会的格差から生ずる場合は，マレーシアやモーリシャスで行われたように，公共政策やプログラムがこの格差に対処するよう注意深く立案されねばならない．

公害問題の解決法は，政府規制だけではない．いまや，革新的かつ柔軟にインセンティブを使用する手法が，汚染者の活動を是正するために用いられるようになってきている．環境についての実効性のある規制の枠組みや情報といったものを代替するものは存在しないが，それでも説得，社会的圧力，よりよい環境パフォーマンスを後押しする市場の力といった新しい手法は，これまで規制では対応できなかった分野で多くの成功を収めている．以下の4分野で新手法が用いられ，期待できる成果が得られている．

- 世論の力を利用する
- 規制をより柔軟にする
- 自己規制のメカニズムを適用する
- 市場を基盤とする有効な手段を選ぶ

基本を超えて：国家が唯一の供給者でなくともよい

これまで多くの国において，国家がインフラストラクチャーや社会サービス，その他の財・サービスを独占的に供給する場合，そのパフォーマンスはよくないことが多いと考えられてきた．同時に，技術・組織革新によって，これまで公共部門のみに制限されていた領域へ，競争的な民間の供給者が新たに参入する機会がつくり出された．この新規機会を活用し，また公共部門の稀少な能力を適切に配分するために，政府はまず，インフラストラクチャーとサービスの融資をその供給業務から分離し，また，公益事業のなかでも競争可能分野を独占的分野から分離させつつある．さらに，社会の保健衛生や雇用不安定に対処すべく設計された社会保障プログラムを，社会の最貧困層支援を唯一の目的とする社会支援プログラムから分離する方向へと改革が進められている．

家計の不安定性への対処　家計の経済的安定に関する特定のリスクについて，国家が支援できるという概念は，現在では確立されたものである．つまり国家は，老齢者の生活保障については年金で，生活を破壊する疾病については健康保険で，失業については失業保険で保障することが可能である．しかし，負担を負うのは国

家だけという考え方は変化しつつある．多くの先進工業諸国においても，いまや福祉国家は改革されつつある．ブラジルから中国にいたる新興経済国においては，急速な人口高齢化により，ヨーロッパ型福祉国家システムの縮小版を導入する財政的余裕すらないだろう．少ない費用で大きな保障を達成するために，ビジネス，労働，家計および共同体を巻き込んだ革新的解決方法が必要である．この解決方法は，費用のかかる解決方法をとったため身動きがとれなくなった状況にはまだ陥っていない途上国にとって，特に重要である．

有効な規制　よく設計された規制システムによって，市場の結果に公共目的を反映させることが可能である．規制は消費者，労働者，環境の保護を支援し，また独占力の濫用を制限する一方で，競争や革新を促進することもできる．チリは1980年代初頭に規制改革を開始したが，その成果として電気通信産業では民間投資が起こり，サービスの質と競争の向上，価格低下が起きた．対照的に，フィリピンの電気通信産業は長期間にわたって民間が所有しているが，規制が機能していなかったことから，最近になって規制改革が始まるまで過少投資が続いた．その結果，サービスは高価格かつ劣悪で，市民と企業は高い費用を負担していた．インフラストラクチャーや社会サービスの民間部門による供給という新規のオプションをうまく使えるかどうかは，規制の枠組みが適切かどうかにかかっている．

産業政策　市場が未発達な場合，国家が情報の調整の問題と情報の格差の問題を軽減し，市場の発達を促進させることが可能である．長い工業化の歴史を持つ現在の先進国の多くが，開発の初期段階で市場の成長を促すためさまざまなメカニズムを使用した．比較的最近では，日本，韓国，その他の東アジア諸国が，経済的・社会的・制度的基盤の確保に加えて，市場の強化のためのさまざまなメカニズムを使用した．介入は時として，高度に戦略的な補助金の活用など，きわめて洗練されたものであった．また，輸出促進，特別なインフラストラクチャーへのインセンティブ導入という控えめな介入も行われた．しかし，これらの介入手段の中から賢明な選択を行い，介入手段を有効に活用する能力が決定的に重要となる．間違って立案された貿易・信用・産業政策によってもたらされる費用はきわめて高い．誤った介入主義的産業政策を追求した途上国の多くは失敗している．介入主義的産業政策を追求して成功した国であっても，高い制度能力なしには，成功は不可能であっただろう．

民営化の管理　注意深く設計された規制やその他の政府の積極的なイニシアティブによって，市場の成長を促進することは可能である．しかし，民間のイニシアティブが，国家と市場の間の敵対的関係の負の遺産にとらわれて，市場の促進に時間がかかっている国が多い．また，多くの場合，パフォーマンスの悪い国有企業が，国家財政資金を流出させる大きな排出口になっている．1つの明白な解決方法は，民営化である．一般的に，民間部門開発を支援する環境が整備されていれば，国有

資産売却も容易であるといえる．中国，韓国，台湾（中国）はそれゆえに民営化を最優先せず，国有部門の周辺で民間部門を発展させることから始めた．だが財政負担が重く，パフォーマンスの悪い国有企業の存在が，重要な経済全体のリストラの障害となる状況では，このオプションは使用できない．

経験的にいえば，民営化の管理手法が最終結果にきわめて重大な影響を及ぼす．カギとなる要素は，民営化プロセスの透明性，労働者の理解の獲得，広範な所有の実現，適切な規制改革の制度化である．チリやチェコなど，民営化を注意深く管理した国では，すでに好ましい結果が出ている．市場強化戦略における民営化の重要性は国によって異なる可能性が高いが，拡大しすぎた政府を適正規模に戻そうとする多くの途上国では，民営化は最優先事項となるべきである．民営化プロセスは慎重に管理すれば，経済・財政にきわめて大きな便益をもたらす．

国家の限界を知る

政策が予測可能で，かつ整合的に実施されるには，国家の制度能力（institutional capability）と行動が一致することが重要である．高度に発展した国家は通常行政能力が高く，たとえ政府機構に政策の遂行上の柔軟性が与えられていたとしても，制度化されたチェック・アンド・バランスが政府の恣意的行動を抑制する．対照的に，制度が弱い国家では，柔軟性が低く制約の強い方向へと偏らせる必要があるかもしれない．これは以下の2つの方法で実施可能である．

- 政策内容が正確に規定され，政策の逆転には高い費用がかかるメカニズムといった自己制約的な規則を使用する．仏語圏アフリカでのCFAフラン圏のような域内統一通貨取り決めや，アルゼンチンの準通貨当局（固定為替相場のもとでマネーサプライを厳密に外貨準備にリンクさせる制度）といった金融政策の領域での例である．公益事業規制では，独立発電事業者（IPP）との間の電力「購入・支払い契約」（take-or-pay contract）は同様の機能を持つ．
- 企業や市民のパートナーとして働く．たとえば，産業政策では，国家が民間企業間の協調関係を強化しうる．金融規制では，国家は銀行が慎重に営業するインセンティブを与えうる．環境規制では，ボトムアップの市民イニシアティブを促進するよう，国家が情報を広く供給することが可能であろう．

市場経済への移行国は，特別な課題に直面している．市場に基盤を置くシステムを採用した結果として，国家の役割が変化しているだけではなく，国家の能力も変化しているからである．いくつかの移行国は，良質な人的資源と使用可能な設備という形で従来の能力を維持しているが，それらは新しい役割に応じた形で組織化されてはいない．全体的には有効性に問題のある国でも，離れ小島的にきわめて良好

な部分が残っている場合もある．これらの国での有効性の改善は，他の国に比較すれば，容易でもあり，また困難でもある．低いレベルの能力から開始しなくてもよいという意味では容易であるが，能力の再建には行動の変化が必要であるという点では困難である．改革は，単に新たな責任を人々に割り振ることではないからである．

国家組織の再活性化

現存の国家能力が不十分である点を認めても，今後その能力が決して変わらないことを容認することにはならない．国家の改革課題の第2のカギは，恣意的な行動をチェックすると同時に，よりよいパフォーマンスを示すインセンティブを公務員に与えることにより，国家の制度能力を再活性化することである．

多くの国が，有効な公共部門の制度づくりに苦闘している．この問題がなぜそれほど難しいかという理由の1つは政治的なものである．たとえば，現状の取り決めで損をしている人々が，変化へと向けて効果的な圧力を行使できない一方で，衡平でも効率的でもない現状を維持しようとする強力な権益集団が勢力を伸ばしているかもしれない．

しかし，継続的な非効率や汚職の問題のすべてが政治的問題ではない．政治家や公務員が，公共部門のパフォーマンス改善への強いインセンティブと真摯な関心をもつこともしばしばある．しかし官僚制の管理は，明確で曖昧さのない解決策を得にくい，複雑な仕事である．実際，有効な公共部門の制度の形成には，インセンティブを歪め悪い最終結果をもたらしている行動要因へと対処する必要がある．この深く根を張った問題と闘い，能力を改善するために，以下の3つのインセンティブ・メカニズムをさまざまな形で使うことができる（図2）．

- 有効な規則と制約
- より強い競争圧力
- 市民の発言とパートナーシップの増加

有効な規則と制約

長期的にみれば，説明責任の構築には，核となる国家組織の中にフォーマルな制約メカニズムを組み込む必要がある．権力は立法，司法，行政の間，または中央，地域，地方の間で分割することができる．権力が分立されているほど，国家の恣意的行為をチェックする拒否権の数も多くなる．だが拒否権の多さは，両刃の剣ともいえる．なぜなら，拒否権の数が多くなると，有害な規則を有益な規則へと変えることも難しくなるからである．

多くの途上国では，行政府に対する立法府，司法府の監視は弱い．目標設定と，その目標達成に向けた政策との結びつきはばらばらで，立法府は限られた情報と能力に苦しみ，司法府の独立性は妥協されている．しかし，司法の独立は，立法府と行政府が完全に法的責任を負う存在であることを保証するためにも，そして憲法条文を解釈・施行するためにも必要不可欠である．法を制定すること自体は簡単である．だが信頼ある法の支配がもたらす便益を享受するためにも，法は執行されねばならない．この制約の制度を確立するには時間がかかるが，短期的には，国際的裁決や国際機関による保証などの国際的コミットメント・メカニズムで代替することも可能であろう．

公共部門の再活性化に有効な主要戦略は，裁量権限を削減して汚職機会を減らしてしまうことだろう．外国貿易の管理を緩和し，民間産業への参入障壁を撤廃し，競争を確保しつつ国有企業を民営化する政策は，すべて汚職との闘いである（図3）．このような改革は中途半端であってはならない．民間企業を閉め出していた経済分野に，民間企業の参入機会を与える場合でも，オープンで競争的な方法を確立するのでなく，参入を官僚の裁量に任せてしまえば，逆に多くの汚職を生みだす余地がつくり出されてしまう．正規のチェック・アンド・バランスによっても公務員の汚職を減少させることは可能だが，ほとんどの場合はこれだけでは不十分である．公務員制度を改革し，政治的動機による官僚の庇護（political patronage）を

図2　国家能力を向上させるメカニズム

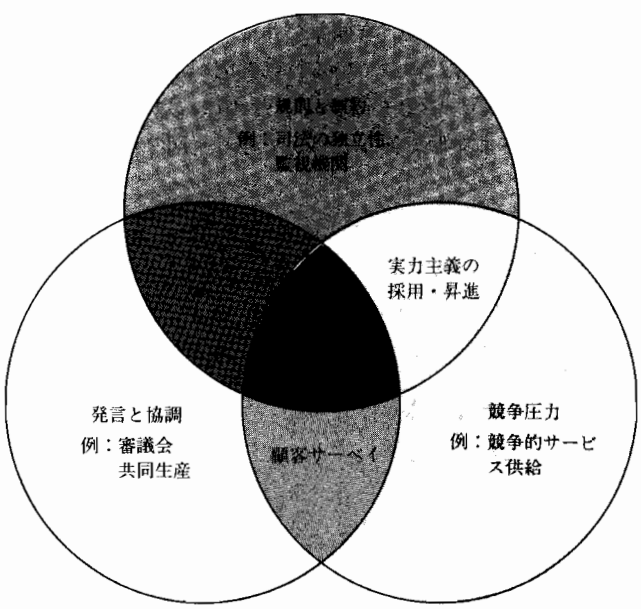

制限し，公務員給与を改善することで，公務員に規則に従うインセンティブを与えれば，汚職が減少することがわかってきている．

汚職が深く根を張っているところでは，汚職を根絶するために劇的な努力が必要となる．それらは正規の制度と市民による公的活動のモニタリング強化，そして違法行為に対する法廷での厳格な懲罰を中心に行うべきである．香港（1997年7月1日からは中国）の独立した機関である反汚職委員会は，このようなアプローチの1つの成功例である．同様に，ウガンダの最近の改革には，上記の反汚職戦略のいくつかの要素が組み込まれ，勇気づけられる成果が得られている．同じメカニズムは世界中どこでも適用可能であろう．汚職は文化に特有なものだという見解もあるが，そうではない．汚職を減らすためには多岐に渡るアプローチが必要であり，より多

図3　汚職に関係する要因

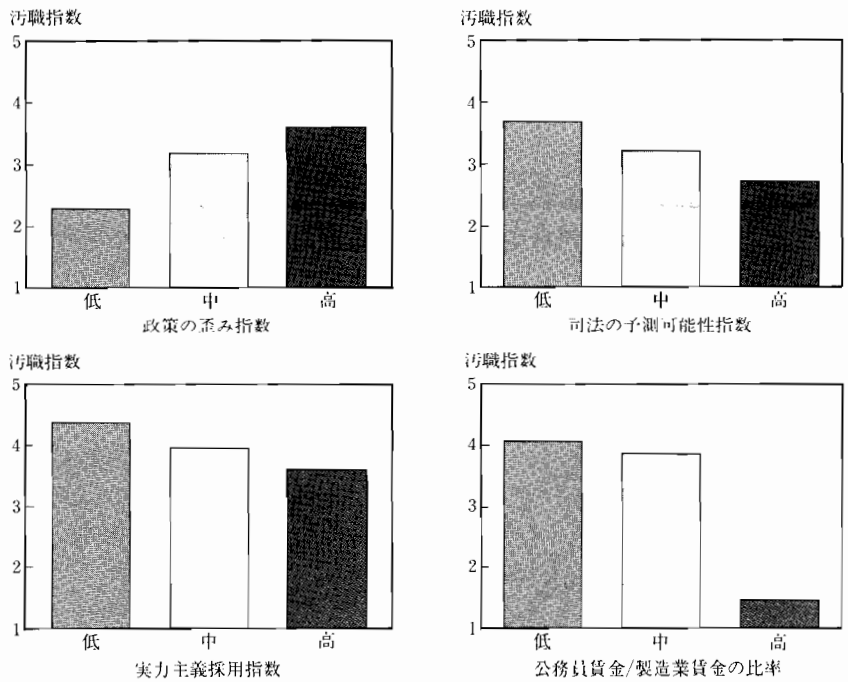

（注）　各指数のスコアは各国グループ平均．指数の定義と詳細についてはテクニカル・ノート参照．汚職指数は，数値が高ければ汚職の多いことを示し，他の変数も同様である．左上図は，1984-93年（政策の歪み指数），1996年（汚職指数）における先進工業国・途上国39カ国についての単純相関に基づいている．右上図は1996年の先進工業国・途上国59カ国についてのデータを使用した回帰分析に基づいている．左下図は，1970-90年の途上国35カ国に関するデータを使用した回帰分析に基づいている．右下図は，1980年代後半から1990年代前半における先進工業国・途上国20カ国についての単純相関に基づいている．賃金データは平均値を使用した．

（出所）　世界銀行スタッフの計算．

くの民間部門や市民社会を巻き込むべきである．贈賄側にも収賄側と同じ責任がある．国内・国際ビジネスに対して，実効性ある懲罰を課すことが汚職に対する1つの解決策となるだろう．

国家をいっそうの競争下に置く

公務員の採用や昇進，政策立案，サービスの提供など多様な分野にいっそうの競争を導入することで，政府の能力と有効性を改善することが可能である．

公務員制度における競争性を高める　政策立案，サービスの提供，契約管理のどの分野においても，有能かつ十分動機づけられた職員が有効な国家の活力源となる．さらに内部競争を促進するメカニズムを組み合わせれば，公務員のパフォーマンスが有効となるように動機づけることができる．

- 情実ではなく実力主義の採用システム
- 実力主義の内部昇進制度
- 適切な報酬

19世紀以来，今日の先進工業諸国のすべてがこれらの原則によって近代的専門官

図4　政府部門雇用が大きければ政府部門賃金は低い

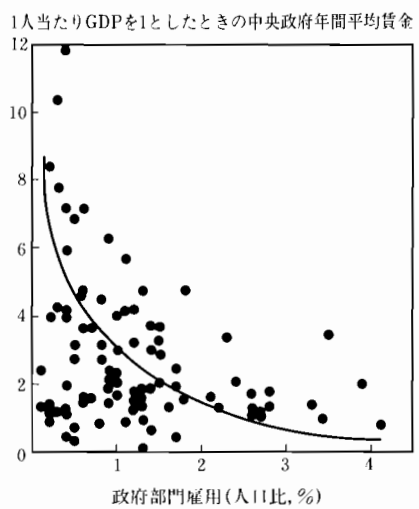

(注)　データは1990年代初頭各年の先進工業国・途上国に関するもの．テクニカル・ノート参照．
(出所)　Schiavo-Campo, de Tommaso, and Mukherjee の背景論文．

僚制度を構築してきた．最近では，これらの原則は東アジアの多くの国々に適用され，脆弱かつ腐敗し政治の庇護下にあった官僚制を，合理的かつ機能するシステムに変容させた．しかし，途上国の多くは，模範となるモデルを求めて外国や歴史を参考にする必要はない．なぜならそのモデルは実はその国に存在するからである．たとえば，他の行政機関は完全に荒廃していても，中央銀行だけは有効に業務を行い，十分な能力を維持している例はよくみられる．それは上述した原則にかなっているため機能しているのである．つまり，中央銀行には政治的介入が少ない．また，限定されているものの，明確な目的を持つ．また，中央銀行の職員には適切な資源や訓練の場が与えられており，他の行政機関の職員よりも通常高い給料が支払われている．

より競争的で実力主義の採用・昇進を行い，給与が高い公務員制度を有する国であるほど，公務員の能力が高いことは，国別の比較データで裏付けられている．ケニア，フィリピンなどのいくつかの国では，政治的任命がきわめて深部にまで及んでおり，他方，韓国などの国々では，高度に競争的な採用システムと実力に対し明示的に報酬を与える昇進システムによることでメリットを得ている．現在フィリピンが実施している公務員制度改革では，官僚の能力を向上させるために，上に挙げた点が検討されている．一般に，チェック・アンド・バランスが弱い国は，透明で競争的なシステムに立脚する必要がある．パフォーマンスの高いいくつかの東アジア経済地域での経験は，実力主義と年功報酬が，団結心あるいは集団目標へのコミットメントの形成に役立ったことを示している．これは内部での制約強制のための取引費用を減少させ，また内部的協調と忠誠心を形成する．

賃金に対して予算制約がある中，技能レベルの低い分野で公共部門の雇用を拡大したために，多くの国で公務員の賃金が低下している（図4）．その結果，給与の上下格差がかなり圧縮されて上級官僚の給与が競争的でないほどの低水準となり，有能な職員の新規採用・継続雇用が困難な状況になっている．ウガンダなどいくつかの国においては，余剰公務員を劇的に削減し，公務員の平均賃金を引き上げ，給与体系を上下に拡大する改革が行われている．しかし多くの国では，この問題は今後取り組むべき課題として残されている．

公共財・サービス供給におけるいっそうの競争　多くの途上国において，サービスの提供はきわめて劣悪であるか，もしくは全く供給されていない．政治家は，公共機関の日常業務にしばしば口をはさみ，また，公共機関の責任者の持つ柔軟性は限られたものである．結果責任もきわめて限定されている．多くの途上国で，公共部門が財・サービス提供を独占しており，よりよい成果を生み出すことへの圧力もない．

この状況下で有効な公共部門を構築するには，公共部門が長い間独占してきた分野でのインセンティブの改善のために，中心にある政府組織の民間部門への開放が

必要となる．アメリカ，ヨーロッパ，アジアの数十カ国が，電気通信および発電分野で，技術革新を資本化し，競争を導入した．この結果として，単位当たり価格の低下と急速なサービス拡大がもたらされた．競争入札を通じたサービスの外部委託によっても競争は強化される．外部委託は，先進工業国における1つの大きな流れであるが（イギリスやオーストラリアのビクトリア州），同様のメカニズムは途上国においても効率性の改善のために採用されている（たとえば，ブラジルの道路維持管理など）．低い行政能力に直面するボリビア，ウガンダなどいくつかの国では，社会サービスの提供業務の一部をNGOに委託している．

さらに，目的と結果に関する経営上の責任を明確にし，焦点を絞り，パフォーマンスに基づく公共機関を設立する傾向も現れている．高所得国の中では，ニュージーランドが最も劇的な事例である．ニュージーランドは複合体であった官庁を焦点を絞った事業単位へと分解した．この事業単位は，一定任期で成果に基づく契約に基づいて採用され，従業員の採用，解雇および集団交渉の権限を持つ経営責任者に率いられる．シンガポールは，パフォーマンスに基づく法定理事会を通じ，よく似たアプローチを長期にわたり行ってきた．他の途上国も例に倣いつつあり，たとえばジャマイカは，イギリスモデルに則って行政執行機関が設置された．

しかし，管理が不適切で能力が低い国では，改革は注意深く進める必要がある．これらの国において，公共部門の経営責任者に判断の柔軟性を与えると，それに見合ったパフォーマンス改善もないままに，恣意的判断と汚職が増加するだけであろう．また，指標となる成果が複雑で評価が容易でない場合には，特に契約の作成・履行には途上国で欠如している専門技能が必要となる．これらの国では，まず，公共部門内での規則の遵守と財務上の説明責任を強化し（アルゼンチン，ボリビアがすでに実施），目的と任務を明確にし，パフォーマンス評価を導入する（コロンビア，メキシコ，ウガンダ）ことからはじめる必要がある．成果評価と事後的な投入管理を強化すれば，結果説明責任の強化と引き換えに，より大きな柔軟性を公共機関に与えうる．

国家を人々に近づける

政策決定・実施において，政府が企業や市民の発言をよく聞き，協調して仕事を行えば政府はより有効になる．政府がこれらの意見を集めるメカニズムを持たなければ，人々の利益・関心への対応，特に，権力者に自分たちの発言を聞いてもらうべく懸命に努力している少数者や貧困層への対応ができない．最善の意志を持つ政府であっても，人々のニーズが何かを知らなければ，集団ニーズに効率的に応えられる可能性は低い．

人々に発言させる　パートナーシップには，貧困層および疎外された層の発言を政策決定過程の中心に据えることが含まれる．多くの国において，所得と同様に

発言機会も不平等に分布している．公共支出の優先順位，社会支援プログラムの設計，森林やその他の資源管理など，どの議論においても，公開論争や国家に対する人々の信頼と信認の強化のためには，さらなる情報と透明性が不可欠である．顧客サーベイ（インド，ニカラグア，タンザニア）や市民憲章（マレーシア）は，人々の声をもっと聞くための新しいオプションである．

人々の発言メカニズムとしてもっとも確立された方法は投票である．1974年には39カ国，つまり4カ国に1カ国が独立民主国家だったにすぎないが，今日では117カ国，つまりおおよそ3カ国に2カ国が指導者を選ぶ公開選挙を実施している．しかし，定期的に選挙が行われていることは，国家が国民の声に応えていることを常に示すものではない．少数者や貧困層の関心を公共政策に反映させるそれ以外のメカニズムもまた必要である．真の仲介組織を政策決定の会議等に代表として参加させることは，公共政策の決定に対する市民の関心をつなぎ止めておくために重要な第1のステップである．このような仲介組織は地方・州政府レベルでより有効であり，最近では途上国において，特に国家のパフォーマンスが悪い場合や仲介組織が抑圧されていない場合に活発な活動を行っている．

参加の拡大　政府プログラムに潜在的受益者を参加させ，共同体の持つ社会資本を壊さずに活用すれば，プログラムがより有効に機能する例は豊富にある．参加の便益は，円滑なプログラム実施，高い持続可能性，政府機関への良好なフィードバックなどとして表れる．ブラジルのレシーフェにおける給水衛生システム・プロジェクト，南アフリカのポート・エリザベスでの貧困層住宅のスキーム，インドのグジャラート州における森林管理事業，スーダンのハルトゥームにおける保健衛生事業などの高い収益率はパートナーシップ，つまり地元住民の参加の力を証明している．このことは，失敗の多いトップダウン型アプローチと対照的である．

開発に成功している国では，政策立案が市民社会や労働組合，民間企業との継続的な協議に組み込まれており，彼らには政策への提言や政府部門を監督する機会が提供されている．東アジアでは，たとえば韓国の月例輸出促進会議，タイの官民合同国民審議会，マレーシアの経済団体などの官民の審議会制度がフィードバック，情報共有および調整のメカニズムを提供してきた．

権力の分権化は注意深く行う　典型的な途上国政府は，典型的な先進工業国よりもさらに集権的である．しかし，いくつかの大きな例外を除き，過去30年の間，途上国の公共支出権限は，その程度は小さいものの，国レベルから地方レベルへと移譲されてきた．逆に先進工業経済では支出権限が中央へと向かう傾向をみせている．もちろん，これらの観察は最近の市場改革に内在する地方分権化を織り込んでいない．この市場改革によって，多くの国で中央政府が持つ直接の権限や資源が削減されている．

中国，インド，ラテンアメリカの多くの国，その他の地域の多数の国において，

地方分権化は大きな便益をもたらしている．地方分権化は政府の質を改善し，地元産業界や市民の利益が代表されるようになった．州，都市，町村間で競争が起きれば，いっそう有効な政策やプログラムが作られるようになる．しかし，ここには留意しなければならない3つの大きな落とし穴がある．

- **不平等の拡大**　分権化は地域間格差を拡大させる可能性がある．これは中国，ロシア，ブラジルについて重大な関心がよせられる課題である．労働移動の流動性は，部分的な解決ではあるが，とくに移住がかならずしも歓迎されない多民族国家において，これは容易ではない．
- **マクロ経済の不安定化**　ブラジルで起きたように，地方の放漫財政が中央政府からの頻繁な財政援助へとつながれば，分権化は政府のマクロ経済政策管理を不可能とする．
- **地方にとりこまれる危険性**　分権によって，地方政府が特殊権益の強い影響下に置かれ，国家資源と強制力の誤使用につながる危険性がある．

上記の危険は，開発を持続させるために中央政府がいかに重要な役割を果たすかを改めて示すものである．中央政府とそれ以外の政府機関との間の正しい分業システムを見いだすことが課題である．

改革への戦略オプション

より機敏に人々の要求に応える政府を作るためには，公開性と透明性を増大させ，人々の公的事項への参加のインセンティブを高め，適切な場合には政府が奉仕する市民やコミュニティと政府の間の距離を小さくするメカニズムを構築することが必要となる．ここで，政策立案者の4つの責務が以下のとおり導き出される．

- 適切である場合には，カギとなる政策の方向性や優先順位に関して広範な公開討議を実施する．このためには少なくとも，公的関心のある事項に関する情報を利用可能とすること，影響を受けるグループの見解を求めその選好を知るために審議会，市民委員会などの協議メカニズムを確立することが含まれる．
- 可能であれば，地域公共財・サービスに関する設計，実施，モニタリングにユーザーや他の受益者の直接参加を奨励する．
- 分権化が望ましいと考えられる場合は，優先分野について段階別あるいは部門別に慎重に選別された分権化アプローチを採用すべきである．強力なモニタリング・メカニズムを導入し，中央・地方レベルでの恣意的行動を抑制する健全な政府間ルールを確保すべきである．
- 地方レベルでは，説明責任を確立し競争をつくり出すメカニズム，つまり他の

コミュニティと政府の間の関係における水平的インセンティブに焦点を当てる．

もちろん，開放と分権化の戦略には，特有の危険がある．参加機会の拡大によって，国家への要求が増大し，声の大きな権益集団に捕らわれるリスクや，行き詰まるリスクは増大する．特定の人々に政府が近づくことで，他の人々が遠ざけられるようなことがあってはならない．同様に，各レベルの政府を制約する明確な規則もなく，また地方政府レベルでの説明責任を強化するインセンティブもない場合には，多くの中央集権的政府を苦しませている統治の危機が，地方の政府に転嫁されるだけになってしまう．だが分権化を安全に開始する方法はいくつか存在する．その1つは，コミュニケーションと合意形成によって，市民や企業にとって改革をわかりやすいものにして，成功の可能性を高めるものである．

国境を超えて：地球規模の集団行動を促進する

グローバリゼーションは統治能力が弱く不安定な国家にとっては脅威である．しかし同時に，グローバリゼーションは，開発を促進し経済厚生を向上させる，有効な規律ある国家へ生まれ変わる道筋を開き，また地球規模の集団行動を追求する際に，いかに有効な国際協力が必要であるかをいっそう鮮明なものにする．

外部競争をとりこむ

国家は依然として政策や規則を決定しているが，地球規模の出来事や国際協定が，国家の選択にますます影響を与えるようになっている．人々はいっそう流動的で，教育され，他の地域の状況について以前よりずっと知識を持つようになっている．地球的規模で展開する経済に巻き込まれることで，国家の恣意的行為に対する制約が強化され，また国家の資本への課税能力は減少し，財政・金融政策に関して金融市場が詳細にチェックを行うようになっている．

「グローバリゼーション」はいまだ世界経済の大半に行き渡っておらず，真の意味でのグローバル（地球）化にはなっていない．開発途上地域の人口の約半分が，1980年代初頭以降の国際貿易と資本流入の量的拡大から取り残されたままである．自国経済の開放を政府がためらう理由は部分的には理解できる．その理由は，世界経済への参加には，地方分権化と同様，チャンスと同時にリスクも存在するからである．たとえば，外生的価格ショックや，資本フローを不安定化させる資金移動に対して脆弱になる．こういったショックに対処したり，人々や企業が世界市場によってもたらされる好機を獲得できるよう支援する場合には，国家の役割はいっそう決定的なものとなる．しかし開放による困難は，特にグローバリゼーションの過程から完全に取り残されるリスクに対置した場合，誇張されるべきではない．

経済を開放しない場合のコストとして，世界経済に統合した国と，しなかった国との間の生活水準格差の拡大があげられる．後者が高所得を得ようとすれば，健全な国内政策を追求し，国家能力を構築する必要がある．世界経済への統合はこれらの政策を強力に支援し，政策の便益を増大させるが，それ自体が健全な国内政策の代わりとなることは決してない．この意味では，グローバリゼーションは，まず国内から開始するべきである．世界貿易機構などの多国間組織は，これらの国々が経済的に飛躍するインセンティブを与えるという重要な役割を持つ．

国際的集団行動の促進

地球規模の統合では，地球温暖化などの国際的脅威と闘うための協力が各国家に要請される．このような協力は，経済，文化，その他の違いのため困難であり，ときには不可能となる．しかし少なくとも国境を超えた次の5つのテーマに関しては，いっそうの協力の必要が明らかである．

- 地域危機の管理　超大国間の核戦争の脅威に代わって小規模な紛争が頻発し，難民救済や復興などコストのかかる問題を引き起こしている．この紛争を管理・防止するための確固とした国際的枠組みはいまだ存在しない．どのような国家政策（と国際支援）によって起こりつつある紛争を管理するかに関し，より総合的な評価が，経済・社会政策の設計に際して必要となる．
- 世界的な経済安定の促進　大規模かつ急激にポートフォリオ資金が流出する可能性が，潜在的に経済を不安定にしていること，特にある国での危機が他の市場に拡散するケースについての懸念が増大している．この問題を解決すべく，各種の国際的メカニズムが提案されている．IMFは最近，加盟国の突然の金融危機に対処する新しいファシリティーを創設した．だが最大の防止策は，国内経済政策を慎重かつ機敏に対応させることであろう．また増大しつつある国際労働移動も，同様の国際集団行動を必要とする課題を投げかけている．
- 環境保護　地球環境に関する緊要の課題は，気候変動，生物多様性の喪失，国際水資源の保護などである．よりよい調整，人々の意識向上，より有効な技術移転，国家・地域レベルの慣行改善を通じた国際的集団行動が有益である．しかしながら，その進捗は緩慢で，より重大な環境危機がなければ，各国は調和した行動へ向かわないのではないかという懸念が高まりつつある．
- 基礎研究と知識創出の促進　食糧生産分野における新たな挑戦によって再活性化された国際農業研究協議グループ（CGIAR）は，国際的集団行動によってどれほど農業技術が開発・普及されうるかを示している．環境保護や保健分野での緊急の研究課題に取り組むためにも，同様の協議メカニズムの開発が必要である．

■ 国際開発援助をより有効にする　援助をより有効なものにするためには，被援助国の政策に密接に結び付いた援助を行う必要がある．よい政策を行い組織の再活性化に向けて努力している貧困国に対して体系的に資源を移転することが，援助機関の最優先課題であろう．

国家改革への障害を取り除く

今日の先進工業国での国家改革の歴史をみれば，途上国は希望を持つと同時に躊躇してしまうに違いない．途上国で国家の有効性を減じてきたと今日考えられる問題の多くは，実は19世紀までの欧州，北米，日本では一般的に見られた問題であった．これらの問題はうまく対処され，テクノクラートに支えられた近代国家が出現したことは，途上国に希望を与える．一方，躊躇の理由は，制度能力の強化に時間がかかることによる．日本を発展の軌道に乗せた明治維新の改革が根づくまでには，25年がかかった．より能力を持つ国家の建設は可能だが，その道のりは長く，膨大な政治的コミットメントを要するだろう．そのためにも今すぐ行動しなければならない．

過去15年間にわたって，多くの政府がパフォーマンスの改善に向けてさらなる改革に着手することで，内外の圧力に対応してきた．典型的には為替レート，財政政策，貿易政策などマクロ経済政策の改革が先行する．なぜなら，これらの改革は政治とのかかわりあいも多少は必要だが，制度面の全面的改修を必要とせず，政令などの簡易な手段により，少数の有能なテクノクラートによる迅速な実施が可能だからだ．必要なのは，変革へ向けた政治的決断のみである．

しかし規制，金融，社会サービス，インフラストラクチャー，公共事業といった他分野の改革では，異なる目的で異なるゲームの規則に合わせて確立された制度構造の改革が必要であり，マクロ政策ほど急激な変更はできない．こうした制度改革は，政府機関の既存の思考・行動方法を大きく転換させ，公務員の政治的庇護や汚職などの既存システムを全面的に解体させる．国家能力を改善しようとするならば，この改革は絶対不可欠である．よい政策とそれを実施する有能な政府，これら２つを合わせてはじめて急速な経済発展が生み出される（図５）．

この方向での包括的改革は，途上国においては多大な時間と労力を要するだろう．課題は地域ごとにかなり異なっている（Box3）が，いずれにせよ相当な政治的抵抗に直面するだろう．だが改革を進める際には，次のような方法によりよいスタートを切ることが可能となろう．すなわち，戦略的政策形成にむけた中央機関の強化，いっそうの透明性と競争の導入，簡単に特定できるアウトプットによる活動と機関の分離，サービス提供についての受益者のフィードバック，また労働組合との共同作業で労働者が変化に反対するのではなく，変化を通じて生活保障を求めるような

プログラムを作成することなどである．

改革はいつ実施されるのか？

所得配分における根深い利害対立や国家組織の中に埋め込まれたさまざまな制約が，改革に失敗する理由の中心にあった．しかし，利害対立や制約は不変ではない．結局，旧来の政策と制度取り決めを放棄するインセンティブが，それを維持するインセンティブよりも強くなったときに変化がもたらされる．経済危機や対外的脅威，また旧体制下で既得権益を持たなかった層による新政権の成立などがこれを勢いづける．だが権力者が，自ら（あるいはその仲間）の権益であるという理由から，旧態依然の政策に固執するならば，改革が遅れる可能性がある．この遅延は，デュバリエ政権下のハイチや現在のザイールなどのように，しばしば，苦痛を伴うほど長期となりうる．

近隣諸国の変化も，ときには変革を強力に促す動機となりうる．東アジア，ラテンアメリカ，そして多くの東欧諸国，旧ソ連諸国に広がった改革の波の中には，明らかにドミノ効果が存在した．取り残される恐怖によって，官僚機能の改善へ国々が駆り立てられる．しかし，なぜ危機に対応する国としない国があるのかを説明し

図5　よい経済政策と高い制度能力を持つ国はより速く成長する

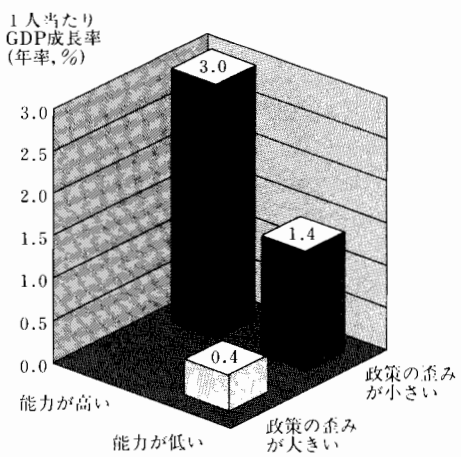

（注）成長率はそれぞれ各国グループ平均．1964-93年の先進工業国・途上国94カ国のパネル・データを使用し，教育，所得と他の変数を制御して実施した回帰分析結果に基づいている．詳細はテクニカル・ノート参照．

（出所）Commander, Davoodi, and Leeの背景論文．

Box 3　地域別課題

それぞれの開発途上地域における国家の有効性改善への要点と挑戦課題は以下のように要約できる．地域別に一般化してあるが，当然，各地域にはそれぞれ状況の全く異なる国も存在する．

- サブサハラ・アフリカの多くの国は，国家存立の危機，能力の危機に苦しんでいる．緊急かつ最優先の課題は，公共組織の補修，法の支配の再確認，国家権力濫用に対する信頼のおけるチェックを通じて国家の有効性を再構築することである．国家と民間部門や市民社会とのつながりが脆弱かつ未発達な場合には，公共サービスや集団サービスの提供を改善するために，民間部門，市民社会との密接な協調が要求される．
- 東アジアの大部分では，国家能力が問題となる可能性はないと考えられる．しかし，この地域が直面している新たな挑戦課題に，国家みずからが対応し，変革できる能力があるかどうかが，経済的成功を持続するうえで重要な役割を果たすだろう．
- 南アジアでの，主要問題は過剰な規制であり，この規制過剰が膨張する公的部門雇用と汚職の原因かつ結果となっている．規制を簡素化し，国営企業を改革して国家の役割を縮小することは，複雑で政治的にも困難である．
- 中東欧での，国家の「漕ぎ手」から「舵取り」へという方向転換は，まだ完了してはいない．しかし，大部分の国において，国家能力と説明責任が向上してきている．
- 旧ソ連諸国（CIS）の多くは，国家能力の低さが，経済・社会政策の大部分の領域で，開発の重大な阻害要因となっている．国家の方向転換は，依然初期段階にあり，説明責任や透明性が一般的に欠如していることから，多くの深刻な問題が生じている．
- ラテンアメリカでは，民主化にともなう権力と公共支出の分権化が，この地域の政治的状況を変化させており，「静かな革命」ともいわれている．この地域では政府の新しいモデルが出現しつつある．しかし，法体系，公務員制度，社会政策改革にいっそう力を入れることが必要である．
- 中東・北アフリカでは，失業が最大の経済的，社会的問題であり，これが小さな政府への転換を困難としている．改革の障害となる政治的・社会的困難は，克服不能ではないがかなり大きいため，有望なアプローチとしては，改革をより広範なものにする下地を準備しながら，いくつかの公的サービスの分権化からはじめ，国有企業改革へと注力することであろう．

うる研究はまだ行われていない．たとえば，ラテンアメリカの一部の国と比べ，東アジアの国がインフレを許容しないのはなぜか？ そして，経済後退に迅速に対応する国がある一方で，対応に時間がかかる国があるのはなぜか？

多くの場合，改革による勝者と敗者の分析をすることで，いつ改革が実施されるか，または少なくとも改革が実施されるかどうかの予測が可能である．改革の勝者が敗者に補償できなければ，改革には訴求力がない．潜在的には補償が十分可能な

ほど改革によるメリットが大きい場合でも，そのメリットが多くの人に拡散され，少数の敗者のほうが影響力も発言力も強い場合，改革は困難になりうる．さらに問題なのは，改革の損失はすぐに目に見えるが，改革による利益は将来にわたってもたらされる場合が多いことである．しかしながら，諸条件がかなり悪化し，改革の勝者が敗者より圧倒的多数である場合には，改革によって即効的な経済・政治的利得を生み出すことが可能である．

どうしたら改革は持続するか？

改革を指向する政治指導者やエリートは，人々の選択の幅を広げ，改革による利益を明確にし，包括的政策を確保しうる意思決定を行うことで改革を加速できる．近年，先見性を持つ政治指導者が断固とした改革を通じて，人々の選択を転換させる成果を収めつつある．変革の利益を誰の目にも明らかなものとし，声なき受益者に大きな発言機会を与える同盟関係を構築したのである．また，この成功の要因，すなわち社会の長期ビジョンを人々に示し，調整に伴う現在の苦痛を超えて得られるものを人々に見えるようにすることはきわめて重要である．有効な指導者は人々に対し，改革は外からの押しつけでなく自分自身に直結する問題である感覚を与える．

国家改革には，社会の全階層の協力が必要である．改革により負の影響を被る人々（常に社会の最貧層であるとは限らない）への補償で，改革をより確かにできる．補償には短期的費用がかかるが，長期的には回収可能である．むしろ社会の各層間の利害相反や相互不信こそが改革を遅らせかねない．高齢層の反感を取り除く特効薬はないが，スペインのモンクロア協約やベナンの国民経済会議などの社会契約が参考となろう．

国際機関は次の4つの方法により，改革の継続を促進，支援できる．第1に国際機関は，何を実施すべきで何を実施すべきでないかに関して重要な技術的アドバイスを提供できる．このアドバイスは貴重であることが多く，特に技術的課題のすべてについて国内で対処できるほどの資源を持たない小国の場合には貴重である．しかし，国際機関の支援は，現地の専門家により現地の条件と制度に適合させるべく補完される必要があるだろう．世界貿易機構は貿易改革，世界保健機構は保健問題，国際労働機構は労働立法や雇用政策に重要な役割を果たしている．第2に，国際機関は広範な問題に対し，各国を比較しうる豊富な経験を提供できる．しかもこれら国際機関は，世界中から異なる経歴を持つ専門家をスタッフとして集めることができる．第3に，改革当事国は，国際機関の資金支援によって，改革の利益があらわれるまでの改革初期の苦痛を伴う時期を乗りきることができる．第4に改革に国際機関が加わることで，改革を対外的にコミットし，改革の逆行を難しくするメカニズムを作り上げることができる．しかし開発援助の歴史を振り返れば，国内に改革

の意思が欠如する場合には，対外支援により達成されるものはほとんどないという教訓を学ぶことができる．

よい政府は贅沢品ではなく，開発に不可欠である

21世紀に向けて，変革への大きな期待と希望が生まれている．市場，市民社会，力関係が目まぐるしく変わりゆく世界において，国家は，より有効になるように圧力をかけられているが，流れについていけるほどには適応できていない．変革の単一モデルは存在せず，また，改革は制度の役割や政府・市民間の相互作用に関する根本的再考を迫るものであるため，改革が緩慢であることが多いのは驚くべきことではない．しかし，本報告書でとりあげた論点は，世界各地での国家の再考における必須の論点であり，また改革を支援する国際機関の課題でもある．

有効でない国家に暮らす人々は，成長と社会開発が先送りされる結果に長い間苦しめられてきた．しかし，改革を先送りすれば，将来のより大きなコスト，つまり，政治的・社会的不安や，場合によっては国家の分解などにより，安定，生産能力，人々の生活に大きな犠牲を強いるコストという脅威に直面する．国家崩壊には膨大な費用が伴うため，それを防止するのが潜在的にはもっとも費用がかからず好ましい選択肢ではあるが，国家の崩壊を防止する近道はない．ひとたび崩壊へのスパイラルに陥れば，即効薬はない．

国家の崩壊は極端で特殊な事例であるが，その数は増えつつある．本報告書に詳しく述べられているように，国家崩壊の原因と結果は単純には一般化できず，また国家再建への容易な解決法もない．それぞれの国やその近隣国，国際システムは特有の課題を抱えている．しかしながら，ほぼ例外なく，国家崩壊の帰結は普通の人々が負担する．ここでまた，有効で反応のよい国家が，長期的な社会の健全性と資産にとってどれほど不可欠なものであるかが実証される．

先進工業国であっても，より有効な国家を求めていることを見れば，有効性の改善がもたらす利益がどれほど大きいかがわかる．まして国家の有効性が低い場合，改善の収益は特に大きい．国家能力のわずかな改善であっても，長期的には人々の生活の質に大きな差を生み出す．なぜなら改革が好循環を作り出すからである．つまり，国家の有効性の小さな改善がより高い生活水準をもたらし，それが次いで，さらなる改革や発展を生み出す．

1997年の世界経済を観察すれば，この好循環が働いている例をいくつも見つけることができるだろう．しかし，全く逆のケース――国家の有効性の慢性的欠如による貧困と低開発の悪循環に陥っている国・地域――も同様に多数見つかるだろう．この悪循環は，社会的暴力，犯罪，汚職，そして不安定へと容易に結びつき，国家の開発を支援する能力を低下させ，ときには国家の機能を停止させる．国家が直面

する重要な挑戦課題に対して，経済を上昇軌道にのせるよい政府となるために，本報告書で提案する2部戦略の枠組みを使って，小さな方策から大きな方策までを講ずることが必要である．国家制度の改革には時間がかかり，それは困難で，政治的に微妙な問題である．しかし，われわれがどれほど大きな改革をしなければならないかを認識するならば，事態を放置した場合の費用についてそれ以上に認識しているはずであろう．

第1部

世界に広がる“国家再考”の動き

国家の役割に対するわれわれの概念は，歴史を通じ劇的に変化してきた．今世紀の大半において，人々はより多くのことを実施してくれる政府を望んできたが，この15年間で振り子は再び振れ，さまざまな対立する見地から政府を顧みるようになった．冷戦の終焉，中央集権的計画経済の崩壊，福祉国家の財政危機，急速な経済成長と貧困削減における東アジア経済の劇的な成功，そして一部のアフリカや他の地域において国家の失敗が招いた危機――これらはすべて，世界の中の国家の役割や人類の厚生に対する国家の潜在的貢献といった，これまでの国家に対する認識を揺るがすようなものであった．

各国政府は，技術の急速な普及，強まる人口圧力，環境への関心の増大，進展する世界市場の統合，民主的形態の政府への移行といったさまざまな事態への対応を迫られている．そのうえ，これらのプレッシャーの中で貧困を削減し，持続的開発を強化するという，きわめて困難な挑戦を続けなくてはならない．

よって，各国が再び国家を詳細に点検し始め，政府の役割はどうあるべきか，政府はどのような役割を本質的に果たすべきかと問い始めたのは驚くべきことではない．本報告書は，国家が経済開発や貧困撲滅を促進するうえでの触媒となり，持続可能な役割を果たしていくときに，なぜ，そしてどのようにある国家が他の国家より有効であったのかを検討するものである．第1部では，この点に関する幅広い歴史的，概念的な紹介を行い（第1章），国家政策や制度が開発に与えるインパクトを実証分析する（第2章）．第1部の主要メッセージは以下の3つである．

- 有効な国家なくしては，持続的な経済・社会開発は不可能である．最小限の国家ではなく，有効な国家こそが経済・社会開発の中心となるという認識はますます強まっており，その際の国家の役割は，開発の指導者ではなく，開発を促進するパートナーである．国家は，市場を補完するよう機能すべきであり，代替しようとすべきではない．
- 広範かつ持続可能な成長と貧困削減において，マクロ経済の安定化を含めた適切な経済政策，十分に開発された人的資本，世界経済への開放が重要であることは，多くの例からも明らかである．しかし，開発の中身をより子細に見ると，同じ政策を実行する場合でも，なぜ他の社会よりも成功する社会があるのか，国家はこの成果の違いにどのように関係しているのか，という疑問が生じてくる．
- 歴史を振り返ると，国家の有効性を向上させるには，市場と国家と市民社会の間のバランスの構築が重要であることがわかる．そのために，国家の役割を能力に適合させ，能力を改善する2部戦略を提案する．2部戦略の第1部，第2部は，それぞれ本報告書の第2部と第3部に対応している．

進化する国家の役割

1世紀前には，カナダの農夫やコートジボアールに住む人々は，自分は自らの政府とはほとんど関係がなく，また，カナダの農夫とコートジボアールの人の間にはまったく何の相互関係もないと感じていただろう．政府は法や秩序や基礎的インフラストラクチャーのようなひと握りの古典的公共財を彼らに供給するだけであり，徴税の範囲内でのみ，彼らの生活に影響を与えていた．

だが現在，国家は劇的に拡大し，世界は小さくなった．1世紀前のカナダ人農夫の子孫は，子供を政府が運営する学校に送り，公的に支援された診療所で治療を受け，公共サービスの供給に依存し，購入する種子・肥料や販売する小麦やコーヒーに対して，政府の価格管理により便益を受けているかもしれない．ゆえに，カナダの農夫やコートジボアールの人の子孫は，政府の有効性について，また，政府決定のチェック・アンド・バランスについて，彼らの先祖より強い関心を持つ可能性が高い．また，政府のパフォーマンスが他国の政府とくらべてどうかをより強く認識していることだろう．通信，貿易，投資が拡大し，ラジオ・テレビや，旅行者や移民として外国を訪れる友人や親族の増加によって，現在のカナダやコートジボアールの人々は，自国の政府サービスが他国の政府サービスに比べてどの程度なのかについて知ることができるようになった．国家の行動と成果は，これまでなかったほど詳細に査定されているのである．

この査定が，よい政府を生みだす可能性もある．しかし，もし政府が直面する問題に建設的に対応できないならば，国家ができることと人々が国家に期待することとの差は拡大し，結果として，国家に対する信認が失われるだけに終わるだろう．この結末を，最近のアンゴラ，ソマリアやザイールにおける苦闘に見ることができる．市民は，法や治安，契約における信頼，健全な交換手段などの国家が安定して存在するために最も基礎的な条件さえ奪われ，国家は内部から崩壊した．これらの危機は，まさしく1651年の『リヴァイアサン』におけるトーマス・ホッブスの洞察——秩序維持を有効に図る国家がなければ，生活は「孤独で，貧しく，不快で，粗野かつ欠乏した」状態である——を想起させる．

本報告書は，どの国家においても出発点のいかんにかかわらず，有効性を高め，世界破局のシナリオに陥らないための方策を示すことを目的としている．本章では，どのようにわれわれがここまで到達したかを想起することからはじめよう．国家の歴史をその起源からサーベイし，先進工業国と途上国の双方において国家の役割の概念の進化によって，どのように国家が劇的に拡大し，また最近では焦点が量から質へと変化してきたかを示そう．そしてまた，本報告書の後半部分で探究する国家の有効性増大への2部戦略を導入し，国家を再考するための簡単な枠組みを提供し

Box 1.1　国家と政府：いくつかの概念

「国家（state）」は，広義には，定められた領土と人口集団（社会といわれる）に対して行使される，法的に正当な強制手段を持つ一連の制度と定義される．国家はその領土内において，組織化された「政府（government）」を通じて独占的に規則を制定する．

「政府」という用語は，異なった文脈でさまざまに使用される．統治過程，つまり権力の行使であるともいえるし，統治過程の実在，つまり秩序ある規則の状態ともいえる．政府という言葉が，国家の中で権力をもつ人々を示すことも多い．さらに，社会における統治の方法，方法論，体系を指したり，政府官庁の構造と制度や，構造と制度が統治にどのように関連しているかを指すこともある．とはいえ，この区分に留意する一方，世界中での議論や書物の中で頻繁に使われているように，われわれは「国家」と「政府」という用語を口語的に，かつときには互換的に使用する．

通常，政府はそれぞれ特別な役割を持った分立した3つの権力から構成されると考えられている．第1は「立法権」であり，その役割は法律の制定である．第2は「行政権」（ときには「政府」と呼ばれることもある）であり，法の執行の責任を持つ．第3は「司法権」であり，法を解釈し，適用する責任を持つ．

政府の分類は数多くあるが，2つの基準に集約されつつある．官庁制度（概念上は狭義である），そして政府と政府により統治されるものとの関係である．第1の分類は，行政府と立法府の関係に基づいている．「議会制」システムにおいては，内閣における行政の継続は，立法府による支持を維持できるかどうかにかかっている．一般に行政府の閣僚は，立法府の議員でもある．首相は行政府の最高権力者であるが，行政府内の重要な決定は通常，大臣たちによって集団的になされる．「大統領制」においては，行政府は立法府から独立している．行政府の閣僚は立法府の議員ではなく，行政府内における究極的な意思決定の権限は，唯一大統領が持っている．

第2の分類は，政府のレベルに応じた権力の配分に集約されている．「単一国家（unitary state）」においては，立法の全権限が国土全体を統治する1つの立法府に授権されている．地方政府の立法権限も存在するが，国の法律の許容範囲内である．「連邦国家（federal state）」においては，地方の立法は少なくとも独立した意思決定機関の手段として保証される．「連邦」においては，主権国家のグループが特定の目的の下に連合するが，それぞれの国家はあくまでも主権を保持している．

よう．国家は，直面する問題に対し立ち上がることが可能だが，それは，第1には，国家が実施しようとすることを実施可能なことに適合させた場合，そして第2に公共組織を再活性化することで，実施可能なことの数を増やした場合についてのみである．

国家の起源

古代から人類は，家族に始まり，親族，近代国家にまで拡大する，より大きなグループを形成するために団結してきた．国家が存在するためには，防衛に関してそうであるように，個人と集団が主要分野で権力を公共の代理人に移譲せねばならない．その代理人は，与えられた領土内における他のすべての組織に対して，ある一定の強制的な権力を保持しなければならない．

文化，天然資源，貿易の機会，権力の配分といった要因によって，国家はあらゆる形状，あらゆる規模になりうる．たとえば，古代ギリシャ国家は奴隷と植民地からの略奪によって支えられていた．もっと東では，国家の土地所有によって，インド・ムガール帝国や中華帝国においては，きわめて進んだ行政や徴税システムの基礎の上に，古代から精巧な国家が構築されていた．土地の公有と複雑な官僚制は，市場を基盤とする近代的な経済がこの地域で出現するのを妨げてきた．

時が経つにつれ，国家はその起源の多様性にもかかわらず，いくつかのはっきりした共通の特質を持つようになった．近代国家は自ら統合した領土と国民に対し，集権的・調整的役割を果たしており，主権をもつ権力が分立した司法，立法，行政機能を包含している（Box1.1）．18世紀以降，征服と植民地化を通じて，国民国家が世界の大部分を自国の領土に組み入れた．帝国が解体し，マイノリティー・グループが国家独立の権利を主張するにつれ，国の数は急激に増加した．1945年当時の国連加盟国は50カ国であったが，1996年には185カ国と，飛躍的に増加している（図1.1）．

ひかえめな始まり

国家の形態は，場所によって，またその時代によって大きく異なるが，公共と民間の適切な役割についての議論はみな同じである．ニコロ・マキャベリの『君主論』やカウティリヤの『アルタ・シャーストラ（実利論）』，儒教の文書，イブン・ハルドゥーンの『実例の書』などすべてが，国家と市民の相互の権利・義務について熟考している．またその大多数が伝統的に基礎公共財の供給を国家の役割としている．これらはみな民間よりも公共に比重が置かれているが，その最終目標はかなり異なっている．重要な公共財の供給や民間部門の生産性向上のために公共資源を利用することは決して目新しいものではない．

しかしながら，開発促進における適切な国家の役割については，これらの最低限の機能を超える部分では，ほとんど合意は形成されていない．17世紀の重商主義者は，通商が国家の大きな役割であると考えていた．18世紀後半にアダム・スミスが『諸国民の富』を執筆してからは，成長を実現し，厚生を向上させる最高の手段は

市場であると全般的に認識されるようになった．この見地から，防衛や財産保護，治安維持，一般市民の教育，契約の強制などの特定の中心的機能を国家が担うことは，市場の繁栄に不可欠とされた．

しかし，それでもヨーロッパ，日本，北アメリカでは市場の開発と成長において，国家介入が重要な触媒的役割を果たし続けていた．アメリカ合衆国では，経済への国家介入はヨーロッパや日本よりも限定的だったが，政府が最初の電信網を構築し，それが通信産業の発展を促進し，また，政府の農業関連研究が農業分野の生産性を向上させた（Box1.2）．

19世紀では所得再分配における国家の役割はかなり限定的であった．ヨーロッパでは，所得再分配は民間の慈善事業やボランティア活動により実施されており，税金は関税，物品税，独占税や商品税に限定されていた．19世紀末までにフランスとイギリスに導入された所得税も，歳入における主要項目ではなかった．近代福祉国家の最初の萌芽は，19世紀末にオットー・フォン・ビスマルク宰相によって全国的に最初の社会保障システムが導入されたドイツに見られた．

先進工業国において国家が拡大し……

今世紀に入るまで，国家は現在の基準からみれば比較的小規模に維持されていた．第1次世界大戦後におきた一連の出来事によって大きな転換点を迎える．最初は，

図1.1　1つの世界，増加する国家

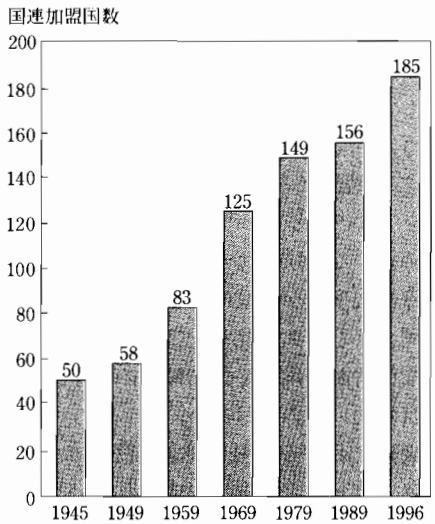

（注）　データは年度末時点．
（出所）　国連データ．

Box 1.2　市場開発を支援するアメリカ合衆国政府の活動の実例

アメリカ合衆国は，「最小の統治を行う政府がよい政府である」という格言をつくり，またそれを信ずる国である．世界の多くの地域において政府の役割は徐々に進化してきたが，合衆国の建国は革命によるものである．合衆国憲法の起草者は，政府の役割とは何であるべきかを率直に問いかけている．

しかし，自由放任と政府への不信を，社会における国家の役割というフレームワークの中心に据える合衆国でさえも，政府活動が市場の成長と開発において不可欠であることがしばしば証明される．それは以下のものである．

- 現在の世界的な通信産業は，1840年代初期のワシントン-ボルチモア間の最初の電信線敷設に対する合衆国政府の支援が，その根源となっている．
- 19～20世紀の農業生産性の大幅な伸びは，1863年のモリル法（the Morrill Act）に始まる農業研究とその関連サービスに対する連邦政府支援プログラムにまで遡ることができる．
- 1785年と1787年の北西条例（the Northwest Ordinances）は，政府の教育支援および，特定の土地の売却収入を教育目的へ使用することを政府に委託している．そして，1863年には連邦政府が公共の大学制度創設を支援している．
- 南北戦争中の1863年に，連邦議会は国の金融システムの必要性を認識し，最初の国レベルの銀行監督機関の設立を認める国立銀行法（the National Banking Act）を成立させている．後年になって，政府は一連の公共資金仲介機関とともに連邦準備制度（合衆国の中央銀行）を創設した．
- 州間高速道路網と鉄道建設に対する連邦政府の支援は，合衆国における市場の発展に役立つ運輸インフラストラクチャーへの公共部門の重要な関与の例である．

1917年のロシア革命であり，多くの個人財産が没収され，全経済活動が中央計画によって国家管理下に置かれた．第2は1930年代の大恐慌である．大恐慌は非共産主義国の経済荒廃をもたらしたため，経済活動を回復させるための反経済循環的政策の実験に拍車がかかった．第3の出来事は，第2次世界大戦によるヨーロッパ諸帝国主義の分裂である．先進工業国での社会保障に対する要請の高まりと，これらの地政学的変化は，その後50年間続くことになる政府の積極的な役割をめぐる政策論争の到来を告げるものであった．

戦後のパラダイムは，同一ではないが広く共通点を持つ下記の3つの基本主題に結実している．この3つのコンセンサスは，1973年の第1次石油ショックまでおおむね安定的であった．第1は，一時的に所得低下に陥った人々や失職で困難に陥っている人へ福祉的便益を提供する必要性である．第2は，官民混合経済が望ましいということであり，これはしばしば戦略的産業の広範な国有化も意味する．第3は，市場だけでは個人目的と整合的な安定したマクロ経済の成果を提供できないという

認識に基づく，調整されたマクロ経済政策の必要性である．この3つの間に，完全雇用，価格安定，国際収支均衡というマクロ経済政策の目標が明示された．

このようにして，国家は既存の役割を拡大し，新しい役割を担うことになった．20世紀半ばまでに，公共組織が実施する任務には，広範囲にわたるインフラストラクチャーや公益事業の供給だけでなく，教育やヘルスケアに対する支援もいっそう多く含まれるようになった．1960年から1995年の35年間に，先進工業国の政府は，1960年時点の2倍の規模へと膨れ上がったが（図1.2），それは主に移転支出や補助金の増加によるものであった．

実際，1990年代初頭までは，先進工業国政府の多くは，伝統的な公共財供給よりも移転支出や補助金の形態で多くの資金を動かしていた．税収の半分以上が個人受益者に移転され，防衛費や法・治安維持費は一般政府支出の10%程度にまで縮小した（図1.3）．部分的にはこの変動は，年金やヘルスケアへの支出の増加をもたらす老齢人口の増加という人口構成変化によって説明できる．だが，国ごとの選好の差による違いも大きい．つまり，政府支出の対国民所得比や公共部門雇用の対人口比をみると，1960年にはアメリカ合衆国とスウェーデンの政府はおおよそ同じ規模であったが，1995年にはスウェーデン政府は，アメリカの2倍近くにまで拡大した．

図1.2　1960年以来，世界中で政府は拡大した

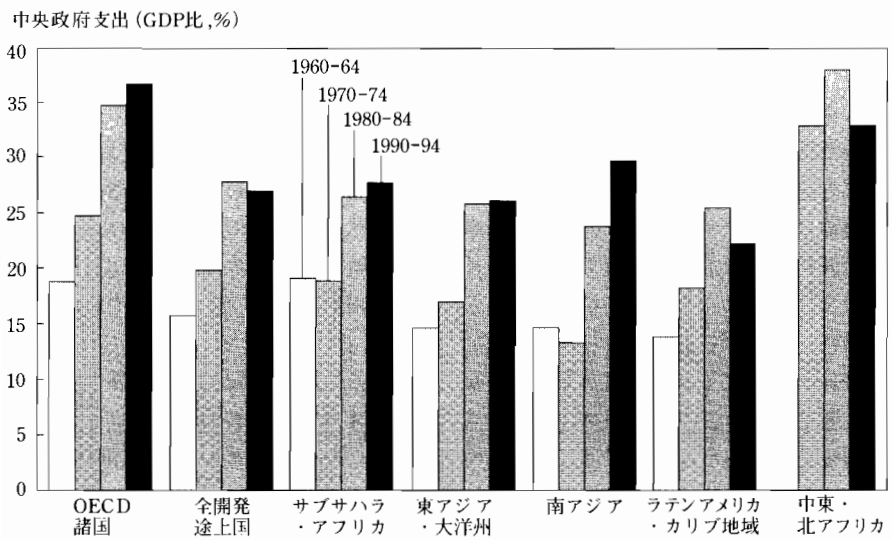

（注）　データは名目国民価格．1960-64年の中東・北アフリカのデータは入手不可能．
（出所）　IMF 各年版(a)，(b)；世界銀行データ．

……そして途上国でも国家は拡大した

途上国の政府も，同じように新しい局面を迎えている．20世紀後半，途上国政府も劇的に拡大した（図1.2）．初期の拡大は，植民地独立後の国家建設によるものがほとんどであった．また，国際商品市場の変動も政府の拡大に影響を与えている．天然資源に恵まれたメキシコ，ナイジェリア，ベネズエラなどの経済は，1970年代の石油価格上昇や他の商品市況好転によって増大した収入を公共部門の拡大に使用したが，それは時には思慮を欠く無駄遣いでもあった．それに比べて石油輸入国には，緊縮的財政政策が必須であり，公共支出拡大の可能性はより少なかった．

だが何より重要なのは，ここ50年間にわたり国家の役割の考え方がシフトしてきたことだろう．アジアや中近東，アフリカの途上国の大部分は植民地からの独立後，国家主導による経済開発に対して強い信念を持っていた．国家は資源や人々を動員し，急速な成長や社会的不平等の除去に向けるはずであった．その戦略の中心には，ソ連の例にならった経済の国家管理があった（インドにおいて経済の国家管理がいかに追求されたかについては，Box1.3を参照）．ラテンアメリカ，中近東，アフリカ諸国の多くが国家主導，輸入代替工業化というこの戦後のパターンに追随した．

国家主導の経済開発に対する信念は，世界中で国家による積極介入が流行することでいっそう強化された．大恐慌は市場と資本主義の失敗と考えられ，マーシャル・プランやケインジアンの需要管理，福祉国家といった国家介入が次々と成功したように見えた．途上国の多くが独立時に採用した開発戦略――市場の失敗の蔓延を強調し，その是正の中心的役割を国家に与える，当時の開発戦略――に，新しい

図1.3　利払いおよび移転支出が増加した

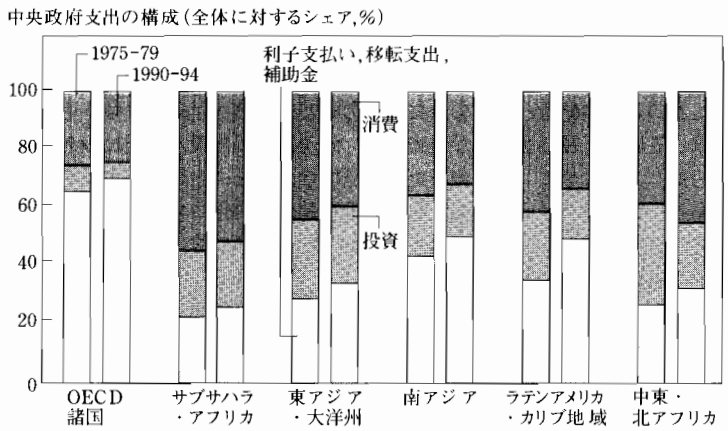

（注）データは，示された年の平均．
（出所）IMF 各年版(a)．

Box1.3　インドにおける国家の役割の進化：過去50年間

1947年のインド独立時点では，１人当たり国民所得は半世紀にわたって停滞し，近代的産業の存在は限られていた．

ネルー時代（1947～1964年）　インド最初の首相であるジャワハラル・ネルーは，貧困をなくすためには工業化がカギとなると考え，急速に工業化を進め，公共貯蓄・投資を加速させ，外国貿易を減少させて自給を達成するためには，計画経済を持つ強力な国家が不可欠であると考えた．政府介入を利用して強力な民間工業部門を作り上げた東アジア国家の多くとは異なり，インドは重要産業の国家管理を選択したのである．農業と輸出のポテンシャルが限られたものであると考えて，インド政府は農業に対する交易条件を歪め輸入代替を推し進めることで農業に課税した．インド政府は，技術教育が工業化に不可欠と考えた．

ガリビ・ハタオ（1966～1977年）　インディラ・ガンジー首相のもとで，国家の役割に関する２つの大きな変化が起きた．１つは農業軽視から，新種子や肥料，農村電化への補助金供与による国家介入へと逆転したことである．緑の革命が起こり，1970年代半ばまでにインドは穀物自給を達成した．２つめは，経済のあらゆる局面での国家管理の強化であった．「ガリビ・ハタオ」（貧困の撲滅）のスローガンの下に，銀行は国有化され，貿易はますます制限され，広範な商品の価格管理が実施され，外国投資は締め付けられた．国家が，経済の発展を抑圧するものとなった．国内総生産（GDP）の成長は加速されず，この期間では年率3.5%にとどまった．

支出ブームと財政赤字の拡大（1977～1991年）　1977年から1991年の間に，大部分の輸入ライセンスと産業ライセンスに対する厳格なコントロールが徐々に緩和され，工業成長が刺激された．政府は，貧困対策スキーム，特に農村雇用スキームを拡大したが，実際には増大する補助金のうちのほんの少ししか貧困層へ行き渡らなかった．政党間の競争によって，選挙のたびに補助金が増大していった．その結果としての巨大な財政赤字（1985年には対GDP比8.4%）は，経常収支赤字の増加要因となった．インドの外貨準備は1991年半ばに事実上底をつき，ナラシマ・ラオが率いる新政権が生まれた．

改革期（1991年から現在）　対外債務の利払い増加は，インド中央政府と州政府の双方において，補助金と巨額の公共投資の両方を継続させることは不可能であることを意味していた．補助金継続が優先され，政府は民間投資，外国投資を誘致しようとし始めた．このように，差し迫った財政危機が改革を引き起こし，国家の役割を主要投資家としての役割から企業家を奨励する役割へと変化させた．これによって政府財政は社会支出へ向けられると当初考えられたが，実際には，財政危機により大幅な支出増加は阻止された．

ラオ政権は，多くの産業ライセンス，輸入ライセンスを廃止し，ルピーの切り下げを行い，輸入関税を大幅に削減し，金融部門と外国投資を自由化し，それまで政府が占有していた分野での民間投資を許容した．新しい連合政権が1996年に権力の座につき，これらの改革を大筋で継続した．1997年予算では，この方向に向けたきわめて積極的な歩みが示された．

このように，社会主義に関する国家レベルでの古いコンセンサスは数年で消滅し，新しい自由化のコンセンサスが形成された．だが依然として大きな課題が残されている．改革の必要性については多くの政党が合意しているものの，どの政党も余剰労働者を削減し，採算性のない工場を閉鎖し，補助金を削減しようとはしない．これまでの改革は正しい歩みではあるが，もしインドが東アジアの高度成長国に追いつくつもりならば，この歩みを広げ，かつ加速しなければならない．

介入主義者は国家介入にあたるものを見いだした．集権的計画，資源配分を是正する介入，幼稚産業開発への国家の強い介入などが，この開発戦略の多くを占めていた．これに経済ナショナリズムが加わり，国有企業と国内在来民間部門の奨励を通じて促進された．1960年代までに国家は，価格管理や労働・外国為替・金融市場の規制の増加によって，事実上，経済の全側面に関与するようになった．

1970年代までにこの開発戦略のツケがはね返ってきた．石油ショックが国家拡大の終息をもたらした．石油輸出国は，濡れ手に粟の収益を手にしたが，これでいっそう国家は拡大することになった．資金が流入し続ける限り，国家の制度的弱さは表には出てこない．一方，石油輸入国は国家を拡大し続けるために，還流しているオイルダラーを積極的に借り入れるという無限循環にとらわれてしまった．この開発戦略のコストは，1980年代の債務危機発生と石油価格下落によって，急速に露呈することとなった．

ソ連は崩壊以前にすでにモデルとしての魅力を失っていたが，その崩壊が国家主導による開発の時代の終焉を告げることとなった．公有企業の失敗を含めた政府の失敗がいたるところで突如として明らかになった．そして政府は経済分野で，国家の介入を削減するために設計された政策を採用しはじめ，生産，価格，貿易への関与を抑制するようになった．マーケット・フレンドリーな戦略が途上国の大部分に定着した．1960年代，1970年代の開発モデルから1980年代の最小限の国家へと振り子は大きく振れたのである．

物事の見方についてこのような革命的変化がしばしば起こるのと同じように，国家の政策も，ときに行きすぎる傾向がある．政府支出と借り入れを均衡させる努力もなしに，必要な支出がムダな支出と同様に削減されることも多い．債務に陥った国々は，利払い義務に応じるために，優先度の低いプログラムや膨張した公務員をリストラしたり，赤字を垂れ流す国営企業に対して支出を削減するのと同様，あるいはそれ以上に教育，保健，インフラストラクチャーへの重要かつ不可欠な支出を削減してしまう．削減されたのは主に資本支出予算，そしてアフリカでは加えて維持管理支出も削減されたため，投資効率はますます悪化した．このような支出削減の結果は，特にアフリカと旧ソ連，またラテンアメリカの一部で見られたが，それは，社会福祉を脅かし市場発展の基礎を侵食する，国家の重要機能の放棄を招いた．

過度に政府を否定したため，国家対市場という不毛の論争から，国家の有効性に

Box1.4　国家介入についての経済学的理由といくつかの定義

市場の失敗と衡平に関する懸念が，政府介入に対しての経済学的根拠を与える．しかし，政府介入が社会の便益となる保証はない．政府の失敗は市場の失敗と同様に普遍的である．課題となるのは政治プロセスと制度構造がいかに正しいインセンティブを持つかを検討することであり，それによって政府介入を実際に社会厚生の改善へつなげることである．

「市場の失敗」は，市場経済が資源の効率的配分に失敗する一連の状態と定義される．市場の失敗の要因は多く，またその程度も多様であるため，それが国家の役割や公共部門の介入形態に与える教訓もそれぞれの場合に応じてかなり異なっている．

「公共財」は，「非競合性」（ある主体による消費が他の主体への供給可能性を減じない性質）と「排除不可能性」（その財に関して，他の主体の消費を排除できない性質）を持つ財である．これらの特質から，公共財消費への料金賦課は不可能であり，民間供給者にとって公共財を供給するインセンティブは欠如することになる．防衛などの国家公共財は国全体へ便益を与えるものであり，地方道路などの地域公共財は，より狭い地域へと便益を与える．「私的財」は，競合性を持ち，排除可能性を持つ財である．「共有財」は排除不可能性と競合性を持ち（例として地下水灌漑），「クラブ財」は非競合性と排除可能性を持つ（例として都市間交通や有料道路）．

「外部性」は，ある人またはある企業の行動が，補償支払いまたは補償受け取りなしに他の主体に被害または便益を与える場合に存在する．公害は「負の外部性」の例であり，社会に補償のない費用を課する．識字人口の増加は全体として社会に幅広い便益を与えるが，これは初等教育の「正の外部性」である．政府は，規制，課税，補助金または外部性の直接の供給を通じて，負の外部性を抑制し，正の外部性を促進できる．

「自然独占」は，追加的ユーザーへの財・サービス供給の単位費用が広範囲な産出にわたって逓減し競争分野を縮小させるか，競争を排除する場合に起こる．しかし，独占的供給者に自由な操業を任せると，価格を上昇させ利潤を増大するための供給制限が可能となる．政府はこの問題に，民間企業による独占を規制したり，政府自身で財・サービスを供給したりすることで対処してきた．だが技術変化により，通信や発電など，かつては自然独占と考えられたサービスにおいても，競争分野が生まれている．

「不完備市場」や「情報の不完全性」，「情報の非対称性」も普遍的な問題であり，非効率的な結果をもたらす可能性がある．財・サービスの生産費用が，個人が支払ってもよいと考えている価格よりも低い場合であっても，市場がその財・サービスを供給しない場合，市場が不完備であるという．消費者側の情報の不完全性は，初等教育や予防医療などのサービスの体系的な過小評価へとつながる．供給者が消費者よりも情報を持っていたり，逆に消費者が供給者よりも情報を持っている場合（たとえば医療サービスの供給），情報の非対称性が，過大需要，または供給に誘発された需要をつくりだす．逆選択とモラル・ハザードの問題は，保険市場の失敗に結びつく可能性がある．「逆選択」は，サービス購入者がサービス供給者の平均費用よりも高い費用

を負わせる傾向がある場合，または売り手が費用の高い顧客を排除できる場合に起きる．健康保険はその例である．医療を必要とする可能性が高い人は健康保険に加入する可能性が高いが，また，保険会社に加入を断られる可能性も高い．「モラル・ハザード」は，保険加入者が保険によってカバーされる出来事を引き起こしたり，その発生を許容したりするインセンティブを持つ場合に起こる．その例は，第三者である保険会社が医療費用の大部分を支払う場合，医療サービス供給者がより多くサービスを供給しようとするのと同じく，医療サービスの消費者は医療サービスを必要以上に消費しようとする．政府は，これらの問題について広範な加入者を確保し，費用を引き下げて対処を試みてきた．政府は，民間保険の規制，社会保険への資金提供や強制加入，政府自体による医療サービス供給などで，この問題に対処している．

「衡平性」は，市場の失敗がなくとも，国家介入を促す可能性を持つ．競争市場は，社会的に容認しがたい所得の分配状況を生み出すかもしれない．資産をほとんどもたない者が，不十分な資源とともに放置され，社会的に容認できる生活水準さえ困難になることも起こりうる．弱者保護のために，政府の行動が要請される可能性がある．

おける根本的危機へと視点が移りつつある．国家の有効性の危機により国家が完全に崩壊した国も現れた．国家能力が腐敗してしまったので，NGOや市民組織――より広くは市民社会――が政府の占めてきた位置に代わるようになった国もある．市場を受け入れ，国家介入を否定することは，多くの人々に，市場と市民社会が究極的に国家を代替しうるという疑念を生じさせた．しかし開発における国家の役割について，半世紀もの考察から生まれた教訓はもっと微妙なものである．それは，国家主導の開発は失敗したが，国家のない開発もまた失敗したというものである．有効な国家なくして開発は不可能である．

国家再考の枠組み

国家の役割を再定義するとき，一番難しいのは，政府のよって立つ地盤が常に変化している点である．もし，世界的な経済・社会の諸力が一般的な国家概念をどのように変化させてきたかを考慮すれば，国家が経済・社会開発を促進する公共財を供給するという特有の役割を持つことは明らかである．また，市場の失敗は国家介入を正当化する強力な経済論理を提供しつづける（Box1.4）．しかし，技術革新によって，市場の失敗の性質が変化した．たとえば，インフラストラクチャーにおいては，通信分野や発電分野での技術革新によって，新しい競争分野が創出された．最近の事例でも，また歴史的にみても，開発で最も成功した例の多くは，市場とともに国家が機能して市場の失敗を是正した場合であって，国家が市場に取って代わった場合ではない．

国家の関心の中心には，衡平の考え方も依然として存在する．最新の事例，特に東アジアにおける事例を見ても，おなじみの成長と衡平のトレード・オフは，かつ

て考えられたように不可避のものではなくなってきている．基礎教育とヘルスケアの分野で政策が適切に設計されれば，経済成長を促進しながら貧困を削減し，いっそうの衡平を達成することができる．こういった開発に必要な社会的基礎条件を軽視することは致命的となる．しかし，市場の失敗や不平等，不安定が存在するからといって，国家のみがこうした問題の解決が可能で，国家が解決すべきだということにはならない．国家の強制権限は，自らの領土内でのこれらの課題の解決策の追求において，独自の強みを持つが，同時に独自の弱さをも持っている．政府は，問題に対応するかどうか，そしてどのように対応するかを決定する確かな視点を持たなければならない．

国家独自の強みとは課税，禁止，懲罰，参加要請の権力である．国家の課税権力により，公共財供給のための資金調達が可能となる．国家の禁止，懲罰権力により個人の治安や財産権が保全される．そして，国家の参加要請権力により，フリー・ライダーの発生を最小限に抑えることが可能となる．つまり，公共財の便益を手に入れようとするものは，その費用を支払う者でなければならない．これは集団行動の問題，たとえば国家権力がなければ，保険市場の社会的便益が減少したり，相互補完的な民間投資が阻害されるといった問題をも同じように解決する．

しかし同時に，国家は国家目的を明確化し，それを国家公務員に確実に実行させるという独自の課題にも直面する．第1に，選挙や他の政治メカニズムが市民と国家をつなぐとしても，市民の意志は漠然としたままであり，一方，強力な特定権益集団は，政府の活動を自分たちに有利な方向に向けようと働きかけ続ける．第2に，初等教育や環境保護，予防衛生などの政府活動の多くは，パフォーマンスの監視が困難であり，説明責任を確保するための基準やメカニズムの設定が困難になる．この2つの問題が，国家官僚に裁量余地を広く与えてしまう．国家官僚の裁量余地が広がった場合，すべてのレベルで国家官僚が，社会のためではなく，官僚自身のための事項を追求し始める可能性がある．デュバリエ時代のハイチは，公共権力が社会の善よりも個人の利益追求に恣意的に使われた実例である．

多くの国々で，市場と政府の失敗により生まれた集団財・サービス供給の欠落にボランティア部門が対処してきた．ボランティア部門が独自の強みを持つことは明らかだが，同時に弱い部分もある．ボランティアは，公衆の認識を高め，市民の関心を発言に変え，サービスを提供する点については非常によくやっている．地域の自助組織は，地域的な関心に密着しており，地域公共財・サービスの供給者として，相対的に好ましい場合もある．しかし，ボランティアの関心が社会全体ではなく特定の宗教や人種集団に向けられる場合も多く，また，彼らの説明責任は限られており，資源も制約されていることが多い．よって，国家がなすべき課題は，自らの制度能力を考慮し，またそれを改善させながらも，民間市場やボランティア部門が相対的に強い分野についてはそれを頼りにすることである．

表 1.1　国家の機能

	市場の失敗への対処			衡平性の改善
最低限の機能	**純粋公共財の供給** 防衛 法と秩序 財産保護 マクロ経済管理 公衆保健			**貧困層保護** 対貧困プログラム 災害援助
中間的機能	**外部性への対処** 基礎教育 環境保全	**独占規制** 公益事業規制 独占禁止政策	**不完全情報克服** 保険（健康保険，生命保険，年金） 金融規制 消費者保護	**社会保障供給** 再分配的年金 家族手当 失業保険
介入的機能	**民間活動の調整** 市場の強化 集団形成のイニシアティブ			**再分配** 資産再分配

これらの議論から，経済・社会の厚生増大のために国家能力を改善させる2部戦略（two-part strategy）が導出される．第1の任務は，国家がその役割を既存の能力に適合させることであり，これは低い社会的費用で集団財・サービスの供給を可能とする制度的規則・規範を確立させるものである．第2の任務は，規則や協調，内外の競争圧力を通じて，国家の能力を再活性化させることである．

国家の役割の能力への適合：国家は何をどのように行うのか

本報告書の第2部においては，公共資源利用の有効性，効率性を改善するための，2部戦略の第1部，つまり国家の役割の能力への適合が議論される．ここでは，国家の能力が低い国の場合に特に，国家が開発の基礎条件の提供をしうる方法が述べられる（第3章）．第4章は，より要求水準の高い国家機能として規制や産業政策を検討し，国家の有効性の改善に役割と能力の適合がどれだけ重要かが示される．表1.1はこれらの問題に関する考え方の枠組みを与えるもので，国家介入がなければまったく実施される見込みがない活動から，市場の調整や資産再分配において政府が介入して積極的役割を果たす活動まで，連続体のうえに政府機能を分類している．つまり，

■　国家能力の低い国々は，まず基礎的な機能に焦点を絞る必要がある．基礎的な機能とは，財産権やマクロ経済安定，伝染病の管理，安全な水，道路，極貧層の保護などの純粋公共財の供給である．多くの国において，国家はこれらでさえも供給していない．最近の改革では，経済の基礎条件が強調されてきたが，社会的，

制度的基礎条件（法的基礎条件を含む）も社会の崩壊を防ぎ，持続可能な開発の確保に同じく重要である．

- これらの基礎サービスを超えたところには，中間的な機能がある．それは，外部性の管理（たとえば公害），独占規制，社会保障の供給（年金，失業手当）である．ここでも，政府は介入の是非を選択する余地はなく，どれだけ最善の介入をできるかという点しかコントロールできない．そして，政府は，市場や市民社会と協調して働き，これらの公共財の供給を確保しうる．
- 能力の高い国家は，調整を通じて市場の欠如などの問題に対処する，より積極的な機能を持つことが可能である．東アジアの経験は，積極的な産業・金融政策を通じて市場育成を促進する国家の役割について，新たな関心を呼んだ．

国家の役割の能力への適合には，国家が何をするかという点だけでなく，どのようにそれを行うかという点も関係する．国家の再考は，既存の手段にせよ，新規の手段にせよ，国家の有効性改善のための代替的手段を探すことになる．たとえば，以下のものである．

- 今日の経済では，伝統的な規制分野である独占規制などに加えて，環境や金融部門などにおいて，国家による規制の役割は以前にもまして大きくなり，また複雑化している．規制の設計には，国家の規制機関の能力に市場の高度化を適合させることが必要であり，また個人責任のいっそうの強調も必要となる．
- 国家は教育，保健，インフラストラクチャーなどの基礎サービス供給において依然として中心的な役割を果たすが，国家が単独で供給するのか，もしくは多数の供給者の中の1つにすぎないのかは明らかではない．これらのサービスの供給や資金調達や規制をどうするかについては，市場や市民社会や国家組織の強さに応じて選択されるべきである．
- 弱者保護においては，各国はもっと明確に保障と支援とを区分すべきである．たとえば，経済循環の中で発生した失業に対する保障は，市場経済の不可避な変動に対し，家計の所得と消費の変動を小さくする目的を持つ．「食糧のための労働（food-for-work）」プログラムや食糧補助金といった支援は，社会の最貧困層に対する最低限の支援を目的とするものである．

国家能力の再活性化

本報告書の第3部の主題である国家能力の再活性化は，改革の2部戦略の第2部を構成し，第1部と同様，改革戦略の重要な部分である．この主題は，国家能力の改善は，国家や国家組織が業務を行う際のインセンティブの変化によってのみ可能となるというものである．能力改善は決して容易ではない．何十年にもわたって行

われた技術協力の成功はささやかで，失敗は多いことから，能力改善は訓練と資源の問題だけでなく，行動を決定するインセンティブの問題であることがわかる．能力改善のカギは，国家組織と官僚に集団的利益に基づく行動をとらせ，また恣意的行動を制約する規則と規範を見つけることである．これは，以下の方法を通じて達成される．つまり，

- **規則と制約**　司法の独立など，法の支配を執行するメカニズムは，持続的開発に不可欠な基盤である．権力分立が適切になされ，監視機関を置くことによって，国家組織の恣意的行動は制約される．
- **競争圧力**　公務員を実力主義によって採用することで，競争圧力は官僚制の内部からも生まれてくる．またサービスの外部調達や民間サービス供給者に公共機関との直接競争を認めることで，国内民間部門からも競争圧力は生ずる．または，貿易や，国際債券市場が財政決定に対して及ぼす影響を通じて，国際市場からも競争圧力は生ずる．
- **発言と協調**　現代社会において透明性と開放性を達成する手段をいくつか挙げると，審議会，仲介グループ，消費者グループなど多種多様である．コミュニティ・グループとの制度的取り決めによって，政府の政策形成過程で市民が発言できるようになり，これが国家の有効性の改善に貢献する．また国家がさまざまなレベルの政府や国際機関と協調することで，地域公共財や国際公共財の供給にも役立つ．

これらのメカニズムはすべて，第3部で繰り返される主題である．第3部は，より有効な公共部門を基礎的構成部分からみていく第5章にはじまっている．そこでは，政策策定，サービス供給，公共部門の血液である公務員制度という3つの基礎を高めるための規則と競争の形態を強調している．しかし，政府に対する人々の信頼を取り戻し，それによって国家能力を再建するためには，恣意的行動に制約を課す必要があることは歴史を見ても明らかである．これらの問題は，国家の立憲的構造におけるチェック・アンド・バランス，そして恣意的行動を制約し，汚職を抑制する最良の方法を分析する第6章でとり上げられる．

規則と制約，そして競争圧力の2つのメカニズムを支える第3のメカニズムは，開かれた政府，より反応のよい政府を作る努力についてである．人々から遠くにあり，傲慢で，透明な審議も行われない国家は，裁量的な規則と有効性低下の悪循環に陥る可能性が高い．第7章は，政府を人々の手の届くところに近づけ，人々に政策決定・実施の過程における大きな役割を与える利点を検討する．そして，権力と資源を地方政府へと移転する分権化を慎重に進めることによって，人々に政府を近づける努力がどのように支援されうるかを示す．最後に，第8章は，国境を超える

集団行動のいっそうの拡大に関する注意である．国内レベルの要求であっても，国際レベルにおいてのみ対処が可能な要求を満たすために，各国政府が実施できる，あるいは実施すべきさまざまな手法について検討する．

戦略オプション：改革の開始と継続

国家の有効性を改善する2部戦略は，述べることはたやすいが，達成ははるかに困難である．改革者にとっての困難は，正しい種類の改革を考案するだけでなく，従来のやり方に既得権益を持つ人々の根強い抵抗に立ち向かわなくてはならないことである．国家の役割の能力への適合ということは，支持基盤である既得権益者に利益を与えることなどの，いくつかの国家の役割を放棄することを意味する．国家能力の改善を提唱する人は，多数の人の利権が国家能力を弱めていることにすぐに気がつくだろう．それでも政治家は改革によって有権者にネットで利益がもたらされるのであれば，改革を実施するインセンティブを持つ．危機や対外的脅威に応じる形で改革の機会は時折訪れ，有効な政治的リーダーシップであれば，合意形成や改革の敗者を補償する戦略をうまく考え出すだろう．

第4部は，国家改革の開始，持続という課題を探究する（第9章）．ここでの議論の中心は，改革を制約するのは，大部分が政治と制度であるという点である．よって，制度の根本的改革は長期にわたる可能性が高いが，改革の機会は生まれ，または創出可能であり，そうした改革機会はしっかりと捕まえられなくてはならない．最後に第10章は，それぞれの開発途上地域の変革への展望と改革の事項を提示する．改革は困難であり，個別状況に合った改革をする必要があるというのがメッセージであるが，崩壊した国家の特別な課題は，失敗のリスクに対する注意を呼び起こすことになるだろう．

国家の有効性に再び焦点を当てる

人間は無力で，未来を保証できない．制度のみが国家の命運を決するのだ．　　── ナポレオン１世，帝国会議（1815年６月７日）

50年前，第２次世界大戦は終わり，ヨーロッパの大部分，ソ連，日本で復興が緒についた．多数の途上国が植民地主義から立ち上がり始め，未来は前途洋々に思えた．われわれはまだ，経済開発の難しさについて思い悩んではいなかった．人々の生活の改善は，正しい理念と技術的専門知識と資源をもってすれば十分達成できると思えた．そして，そのとおりとなった場合もあったが，多くの場合において進歩は不十分であった．50年にも及ぶ努力にもかかわらず，世界中の人々の生活の質にはいまだ大きな格差が存在する．事実，貧富の格差の拡大を示す指標もいくつかある．

きわめて大きい生活水準の国際格差に関する説明は，時とともに変化してきた．何世紀にもわたり，土地，鉱物などの天然資源へのアクセスが，開発の前提条件と考えられてきた．アフリカ，アジア，アメリカ大陸の大半は天然資源獲得のために植民地化され，資源をめぐって国同士が戦争した．だがこの考えは次第に変化し，機械や設備という物的資本が開発のカギであると考えられるようになり，「工業化」が「開発」と同義語になった．しかし今世紀の中頃には，理論経済学者はこれでさえもあまりに単純であることに気がついた．機械や設備に体化されているのは技術，つまり知識とアイデアであった．だが，なぜ技術開発が他国より早く進み，すぐれている国が存在するのかを，簡潔に説明できるものはいなかった．

それ以来，人的資本などの他の要因がこの難問を解決しうるとして，多大な関心を集めてきた．人的資本投資は新しい知識とアイデアの双方を導き，知識とアイデアの吸収，普及，使用の速度を速める．1980年以降は，なぜ国によって人的資本や物的資本の蓄積速度が異なるのかという疑問のヒントともなる，健全な政策の役割へと焦点が移った．さらに焦点は国の制度の質へと移行し，新しくより複雑な疑問──どのような制度的取り決めが市場をより繁栄させるのか，直接の主体（特にサービス供給の分野）として，また市場が機能する制度的内容を形成する主体としての国家の役割とは何か，政策・制度と開発の相互作用はどのようなものか，といった疑問──がいくつも現れた．

これらの疑問への答えが，開発成果の格差を生む根因であり，なぜ経済改革への

反応が国家によって大きく異なるかを理解するカギとなる．たとえばこれは，市場経済化以降の投資活動・経済活動が，ポーランドではなぜロシアよりも力強く回復したかを説明するのに有益であろう．また，10年前に経済改革を始める際に約束された生活の質の改善について，アフリカとラテンアメリカの多くの国にいまだ改善が見られない理由を説明するのにも役立つ．

国が市場を繁栄させうる制度的取り決めを採用するかどうかについて，国家は大きく関与している．国家は規則にかかわる裁決を行うだけでなく，国家自体の経済活動を通じてビジネスの環境と経済の残りの部分を形づくる．良きにつけ悪しきにつけ，国家が経済全体の傾向をつくりだすのである．

本章は，開発に関する焦点を国家制度の質と国家能力の開発へと移すこと，つまり開発に関する議論の中心に国家制度を置くことを実証的に主張しようとするものである．この主張は，３つの新たな発見により裏付けられる．

- 第１は，本報告書のために分析された，過去30年間の先進工業国・途上国94カ国をカバーするパネルデータであり，政策と制度能力が経済成長および幼児死亡率などの他の生活の質に関する指標に影響を与えることが示されている．
- 第２は，さらなる分析を進めるために本報告書で特別に実施された69カ国の3600以上の現地企業（国際企業の現地子会社を含む）についてのサーベイの結果である．この結果もまた，制度能力，または制度能力の欠如が成長と投資に大きな影響を与えることを証明している．
- 第３は，制度能力がビジネス環境のみならず，国の開発の総合的環境にどのように影響するかの検討である．制度能力についてのサーベイ結果を用いて，国ごとの能力の差異が，開発プロジェクトの収益率の格差の説明となることを示す．

国家，制度，経済成果

国家は何を行うのだろうか．その１つは，国家はその国家の制度環境の一部分を構成する公式のルール，つまり法と規制を定めることである（図2.1）．これら公式のルールは，社会に広範に存在する非公式のルールとともに，人間行動を仲介する制度である．しかし，国家は，単に規則を作りそれを強制するレフリーであるだけではなく，国家もまたプレイヤーであり，実際，経済というゲームの支配的プレイヤーであることも多い．国家機関は，日常的に資源を投資し，信用を管理し，財・サービスを調達し，契約の交渉を行っている．これらの行動は取引費用や経済活動と経済成果に深く影響し，特に途上国経済での影響は大きい．やり方がよければ，国家活動が開発を加速できるが，やり方が悪ければ経済停滞，極端な場合には経済・社会的崩壊を生み出す．つまり，国家は，社会・政治プロセスを経て他のすべ

ての組織が遵守すべき公式のルールを確立しなければならないだけではなく，国家という組織自体がその規則を遵守しなくてはならないという独特のポジションにある．

国家権力が人々の生活の質を改善した例を見いだすことは，さほど難しくない．古代ローマの清潔な上水道，公衆衛生システムから，今世紀の天然痘撲滅に至るまで，保健衛生分野での公共活動が，公衆衛生において大きな進歩を繰り返し達成してきた．またインフラストラクチャーや安全保障，安定したマクロ経済を提供することで，国家は，長い間，開発利益を持続させるための重要な役割を果たしてきた．インターネットは，初期段階での大規模な公的支援により可能となった科学・技術の飛躍的進歩のうちの，最も新しい一例にすぎない（Box2.1）．数世紀にわたる教訓から，国家は，多くの方法で開発成果を改善できることがわかる．

- 効率的経済活動への正しいインセンティブを設定する，マクロ・ミクロ経済環境の提供．
- 効率的な長期投資を促進する，財産権，平和，法と秩序，規則などの制度インフラストラクチャーの供給．
- 経済活動が必要とする基礎教育，ヘルスケア，物的インフラストラクチャーの

図 2.1　国家，制度，経済成果

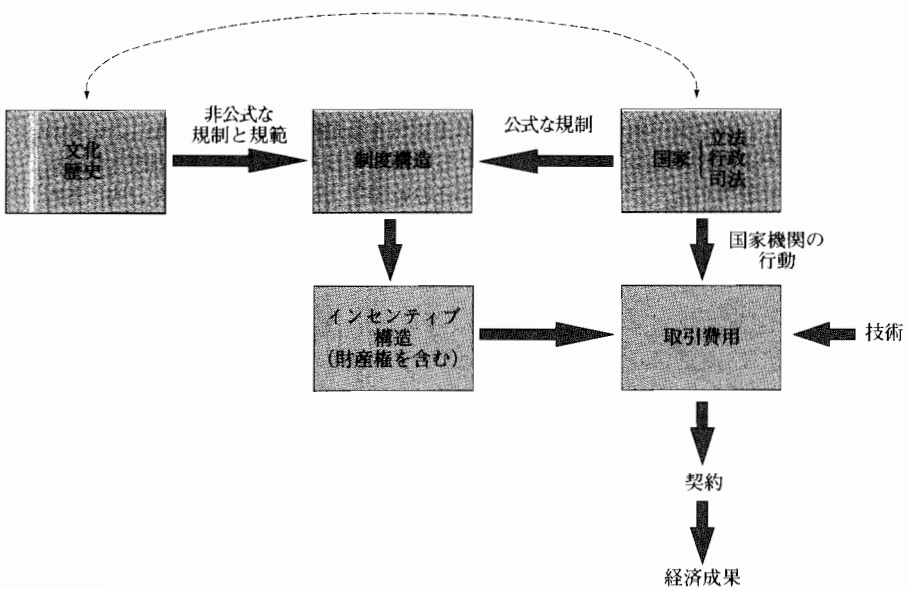

Box 2.1　インターネットの構築：官民相互作用の現代的成果の例

現在，インターネットと呼ばれるものの前身は，1969年にアメリカ合衆国で開始された．ARPANETと呼ばれたこのシステムは，当時，ただ4つの相互接続されたコンピューターからなっていた．しかしながら，1996年半ばまでには，インターネットは7大陸の174カ国でアクセス可能となり，約1300万のホストコンピューターシステムを接続するものとなった．2000年までには，その数は1億にも達しうるとみられている．

ARPANETは，1960年代の防衛研究の経済状態にその存在を負っている．当初の目的は，広範囲に位置する政府のコンピューターを接続し，当時かなり費用が高かったコンピューター資源の重複を避けることだった．1968年，アメリカ合衆国国防省は，最初の4つのインターフェイス・メッセージ・プロセッサーすなわちルーターを設計し構築する案を，140の民間企業に求めた．ルーターを構築したところで，一流大学との正式契約により多様なコンピューター網を接続できる重要なプロトコル群が開発された．これらのプロトコルによって，後のインターネットが可能となったのである．

これら公的な財政支援は，学界，実業界，および合衆国国家科学基金（NSF）を中心とする政府の協調によって補完された．当初これは各大学のコンピューター・サイエンス学部の連携から始まったが，その影響はすぐに広がった．1990年にNSFNETがARPANETに取って代わった．このシステム用の主要高速幹線インフラストラクチャーに不可欠の資金を提供したうえに，NSFはこのシステムに接続する地域ネットワークの形成を奨励するため，大学へ補助金を与えた．しかし一方，ネットワークは自立可能でなければならないともされた．

時がたつにつれ民間部門が深く関与するようになってきた．NSFは商業電子メールキャリアーをインターネットにリンクするよう促進した．企業はまた自身の幹線設備を構築し，インターネットへのアクセスを提供する企業の数が増加した．この流れはインターネットのマルチメディア部分，ワールド・ワイド・ウェブの創設と急成長によって加速された．ウェブはスイスにある欧州原子力研究機関（これも公的に支援されている）で開発され，大学や企業から新たな才能を引き出し，利用の拡大を引き起こした．1993年7月には130のサイトが存在したが，1996年6月には23万にまで増加した．

1995年にNSFNETは完全な商業システムにより置き換えられた．主要な電話会社は，現在その顧客に幹線設備のみでなく，インターネットへのアクセスも提供している．ケーブルテレビ会社，衛星放送会社もまたこの市場に参入した．公共部門は今でもいくつかの先進的研究には関与しているが，その研究の焦点は，いかに公平なアクセス（たとえば価格ルールを通して）が可能か，また表現の自由，詐欺からの保護，プライバシーの保護といった問題に移ってきた．

供給を確保し，自然環境を保護すること．

しかし，歴史はまた国家が多大な害をも与えかねないことを教えている．

- 誤った規則は富の創出の大きな妨げとなりうる．たとえば通貨の過大評価や，農家の生産物に課税し，農業の収益を低下させる農業マーケティング・ボードの設立などによる価格の歪みを通じて，民間資産に対する懲罰的措置が実施されかねない．
- 規則そのものは有益であったとしても，公共組織やその職員による適用方法が有害なものとなる可能性がある．たとえば，国家は新規ビジネスを設立，または旧式のビジネスをリストラする企業家に対し，官僚主義的手続きや賄賂という形で多大な取引費用を課す可能性がある．
- しかし，不確実性は，国家が与える損害の最大の潜在的要因である．もし，国家が規則を頻繁に変更すれば，または，国家自身の行動規則を明確にしなければ，将来何が利益を生み，何が生まないのか，何が合法で，何が違法なのかについて，実業界や個人は現時点で確信できない．実業界や個人は，たとえばインフォーマル経済へと潜ったり，資本を海外逃避させたりするなど，不確実な将来への保険として費用のかかる戦略を選択することになり，これらがすべて開発の妨げとなる．

経済成長と国家

サブサハラ・アフリカと東アジア途上国の経済パフォーマンスを比較すると，政府が開発へ多大な影響を及ぼすことがよくわかる．1960年時点では，東アジアの大半で，1人当たり所得はアフリカよりもほんのわずかに高いだけであった．この2地域において，政府規模はほぼ同じであったが，政府の構成が異なっていた．アフリカの政府は，その時点ですでに東アジアの政府よりも消費支出が多く，主に公共部門の雇用支出が多かった．しかし，1990年代半ばまでに，東アジアの所得はアフリカの5倍以上になった．そして，アフリカの政府消費の対GDP比は，東アジアの1.5倍にまで膨れ上がった．この原因は単純ではないが，東アジアにおける国家のパフォーマンスが優れていること，つまり国家自身が国家の成長に制限を課したことと，採用した政策の健全性，サービス提供における有効性などが，この2つの地域の平均的市民の生活の質の格差拡大をもたらしたと広く信じられている（図2.2）．

政府規模が成長に与える影響を検討する場合には，公共部門消費と公共投資を区分するとよい（Box2.2）．きわめて高い政府消費支出は，成長の制約要因になると

一般的には考えられている．つまり，課税に見合う便益もほとんど期待できない社会への純課税だからである．逆に，特定の公共投資支出，特にインフラストラクチャーへの投資は，民間投資の収益率の改善も含めて，成長に正の影響を持つ傾向がある．ただこの問題を複雑にしているのは，公共消費であっても，たとえば教員給与や医薬品購入は人々の生活改善に影響を与え，投資効率を上昇させることもありうるという事実である．よって，投資を無差別に拡大するために，消費を無差別に削減しようとするのは明らかに間違っている．

しかし，政府規模に関する精巧な指標が物語るのは，全体像の一部分にすぎない．上述したとおり，政府は経済主体が反応するインセンティブ構造などの幅広い制度環境の設定においても主要な役割を果たしている．民間部門が機能できるかどうかは，法の支配や財産権保護といった制度の信頼性と有効性に決定的に依存している．このような政府の質から生まれる便益と費用が，国民所得統計上にあらわれる可能性はまずない．

本節の分析は，政策内容と制度能力（institutional capability）の双方に言及しつつ，国家が何を行うかということと，どのようにうまく行うかということの差異

図 2.2　よい政府の存在が東アジアとアフリカの所得格差を説明する

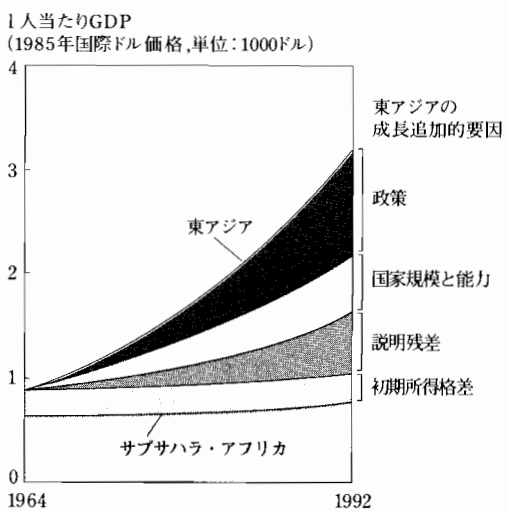

（注）1969-93年の初期所得，教育，他の変数を制御した操作変数法回帰分析に基づく．「政策」は，貿易・投資の開放度，価格の歪みの欠如，ヤミ市場為替プレミアムの相対的有無，高水準の教育・投資の影響を含んでいる．テクニカル・ノート参照．

（出所）Commander, Davoodi, and Lee の背景論文中のデータに基づいた，世銀スタッフによる推計．

Box 2.2　国家を測る：規模，政策，制度能力

政府規模の計測には，通常，経済の総支出または総生産に対する政府支出比率が使用される．しかし，一般的にそのようなデータは包括的でなく，特に公企業については途上国の多くでおおざっぱなものである．この政府規模の計測方法はまた，重要な予算外項目を無視してしまう傾向がある．政府支出自体は消費と投資に分解可能である．政府消費（その大部分は公共部門雇用の給与である）は，政府支出から消費者が現在受けている便益に関しての，狭義ではあるが明確な指標となる．年金や疾病給付などの移転支出を政府支出に含めることも可能だが，移転支出は単に資源の再分配にすぎない．さらに事態を複雑にするのは，支出比率の名目値と実質値が時とともに大きく変化することである．これらの問題を回避する他の政府規模に関する指標は政府雇用者比率であるが，これにもまた欠点がある．たとえば，政府雇用者比率は政府雇用者の生産性変化を無視してしまう．

公共財・私的財間の産出割合がパフォーマンスにいかに影響するかを主な関心とすることから，本章で報告した結果には，実質政府消費のデータが使用されている．物的資本投資の情報も使用されるが，これは通常は公共投資と民間投資の集計量としてしか入手可能でない．時系列の多国間比較を容易にするため，実質政府消費や投資関係指標は国際価値もしくは購買力平価（PPP）に変換されているが，この変換に全く問題がないわけではない（特に，大部分の政府消費が労働集約的である低所得途上国において）．低所得途上国での国際価格の使用は政府消費比率を大きく上昇させてしまう．

政府の経済上のプレゼンスの状況をより包括的に見るには，財政的介入に加えて政策と制度を通じた主要な政府介入を計測する必要がある．われわれは，政府の政策スタンスの経過を3つの主要指標を組み合わせた指数で要約している．3つの指標とは経済の開放度（対GDP貿易量），通貨の過大評価度（ヤミ市場為替レート），内外価格差である．われわれはまた政府の主要構成要素である官僚組織の質を評価しようと試みている．官僚組織の質の評価は，取引上の官僚的形式主義の程度，規制環境，政治圧力に対する自立度に焦点を当てて実施した海外投資家サーベイの回答から導出した（次節では，国内投資家の回答を評価している）．

を示そうというものである．概観の図5は，先進工業国・途上国に関する大標本データを用いて，ここ30年間にわたって政策内容と制度能力が所得の成長に与えた影響を示している．国家能力が低く，政策がよくない国の1人当たり所得は年率約0.5%しか成長しなかった．対照的に，高い能力とよい政策を持つ国の1人当たり所得は年平均で約3%成長した．この所得の成長率格差が30年間にわたることで，人々の生活の質に膨大な格差がもたらされたのである．1965年に1人当たり平均所得が600ドル（国際購買力平価）であった国は，歪んだ政策と低い制度能力しか持たなければ30年後に1965年価格での平均所得678ドルを達成するにすぎない．他方，高い制度能力とよい政策を持っていれば，その国は1965年価格で平均所得1456ドル

へと倍増することになる．東アジアでは，それ以上に良い結果を出した国が多い．

よい政策はそれだけで結果を改善しうる．だが，さらに制度能力も高ければ，つまり，政策とプログラムがより効率的に実施され，市民と投資家が将来の政府活動について確信できれば，便益はさらに増大する．ラテンアメリカやアフリカの多くの国で，最近になって追求されているようなよい政策がとられていれば，１人当たり所得の成長は年率で約1.4％上昇する．このような国であれば，1965年に平均所得600ドルから開始して，30年後には所得約900ドルにまで上昇することになる．だがよい政策に加えて強い制度があれば，その上昇はさらに大きなものとなったに違いない．この教訓は，改革者は政策改善のみに焦点を当てることは許されない――政策が機能する制度環境を強化する方法をも，改革者は探求しなくてはならないということである．

所得の成長は重要ではあるが，それは厚生の測定指標の１つにすぎない．われわれの関心は人々の生活を改善もしくは悪化させる広範な要因にあり，国のパフォーマンスは幼児死亡率などの他の厚生基準によっても判断されるべきである．質の高い政府組織は，所定額の社会支出で成果を改善して，幼児死亡率を低下させる．このように，国家能力は，単に所得の成長速度のみならず，人間の生活の質全般に関して重要な役割を果たす．このことから，同一所得水準の国であっても，生活の質の指標がなぜ大きく異なりうるかが理解される．つまり，たとえばスリランカの幼児死亡率が1000人当たり18人であるのに対して，エジプトでは1000人当たり67人，モロッコでは1000人当たり68人など，１人当たり所得が高い国であっても幼児死亡率はかなり高い．社会支出額だけでなくサービス提供の際のモニタリングが大きな差を作り出す．

制度能力をよりよく理解する：民間投資家の見解

本章ですでに強調してきたように，能力ある国家とは，集団行動を促進する能力に加え，市場の土台となり市場を機能させる規則を設定する能力のある国家のことである．私的取り決めが，正式の財産権や契約権を補完する場合も多いが，その場合でもそれまでの市場の発展の成果を受け入れなくてはならない．もちろん，政府は健全なゲームの規則を確立する以上のことをしなければならない．つまり，規則が整合的に執行されること，そして規則は一夜にして変更されないという信頼を民間部門，つまり実業界や労働者，同業組合から確保しなければならない．規則を頻繁にかつ予測不可能な形で変えたり，規則を公告しながら実施しなかったり，恣意的に施行したりすれば，国家は信認（credibility）を失い，市場は困難に陥るだろう．

政府は，どのくらいうまく市場の発展を育む規則を信用できる形で提供できるの

だろうか．確固とした証拠を得るのは難しい．まず，信認を計測するのは難しい．信認は確固とした事実に依存するとともに人々の認識にも依存しているからである．たとえば，一見すると，ある国での政権交代回数が，市場に対する規則の不確実性の程度を測る適切な指標であり，それゆえ政府の信認を測るよい指標でもあるとも考えられる．しかし，タイの実業界は，度重なるクーデターと政権交代にもかかわらず，タイの環境は相対的に安定していると一般的に考えている．同様に，政権交代がなくとも，ビジネス環境は不安定かつ予測不能になりうる．ペルーの企業家は1980年代に深刻な信認上の問題を報告しているが，それは規則が急に作られ，大統領令で執行され，すぐに撤回されることがしばしばあったからである．

汚職の指標は，政府への信認に関するもう1つのよいシグナルになりうる．しかし，政治不安定性の指標と同じく，単純に汚職を推定しただけでは，企業家の懸念は把握できないかもしれない．汚職は，形態によっては大きな不確実性とリスクを引き起こすが，予測可能で簡単な現金獲得方法となっているものもある．ある企業家の言葉によれば，「汚職には2種類ある．第1の汚職は，決まった価格を支払って欲しいものを得るものである．第2の汚職は，合意した金額を支払って帰宅しても，欲しいものが得られるのか，それともその代わりに誰かが自分を恐喝しないか心配で夜も眠れないものだ」．民間部門の背景にあるこの問題を理解するもっともよい方法は，企業家に直接質問することである．

この目的で，本報告書のために民間部門に関する大規模なサーベイが実施された．サーベイの目的は，企業家が直面している不確実性のすべてをとらえ，当該国について規則の信認に関する総合指標を構築することである．国家の信認について，多くの国で民間投資家がきわめて低い点をつけていることが調査回答から明らかとなった．

信認：民間投資家がどのように国家を考えているか

民間部門サーベイは，69カ国の3600企業をカバーしている．財産権保護，規則と政策の予測可能性（predictability），司法への信頼，官僚制の腐敗と裁量権の問題，政権交代による混乱など国の制度的枠組みのさまざまな側面に関し，企業家の主観的評価を求めた．

それによると，企業に課される規則の不安定さが，不確実性の要因となっていることが多い．このサーベイに取り入れた2つの主要指標は次のとおりである．

規則制定の予測可能性　企業側に発言の機会が与えられずに，予期せぬ変更があった規則や政策に対して必要となった対処処置の度合い．

■　サーベイによれば，いくつかの地域の企業家は，不意の政策変更を常に懸念している．独立国家共同体（CIS）では，ほぼ80％の企業家が，予測しえない規

則・政策の変化がビジネスに深刻な影響を与えていると答えた．中東欧，ラテンアメリカ，サブサハラ・アフリカでは約60％の企業家が同様の不満を訴えた．対照的に，先進工業国と南アジア，東南アジアでは，回答者の約30％しかこれをビジネス上の問題としていない（図2.3の左上図）．規則変更の予測不可能性は，国家の意思決定過程において，企業がほとんどまたは全く役割を果たしていないこ

図 2.3　信頼できる制度が国家の信認を厚くする

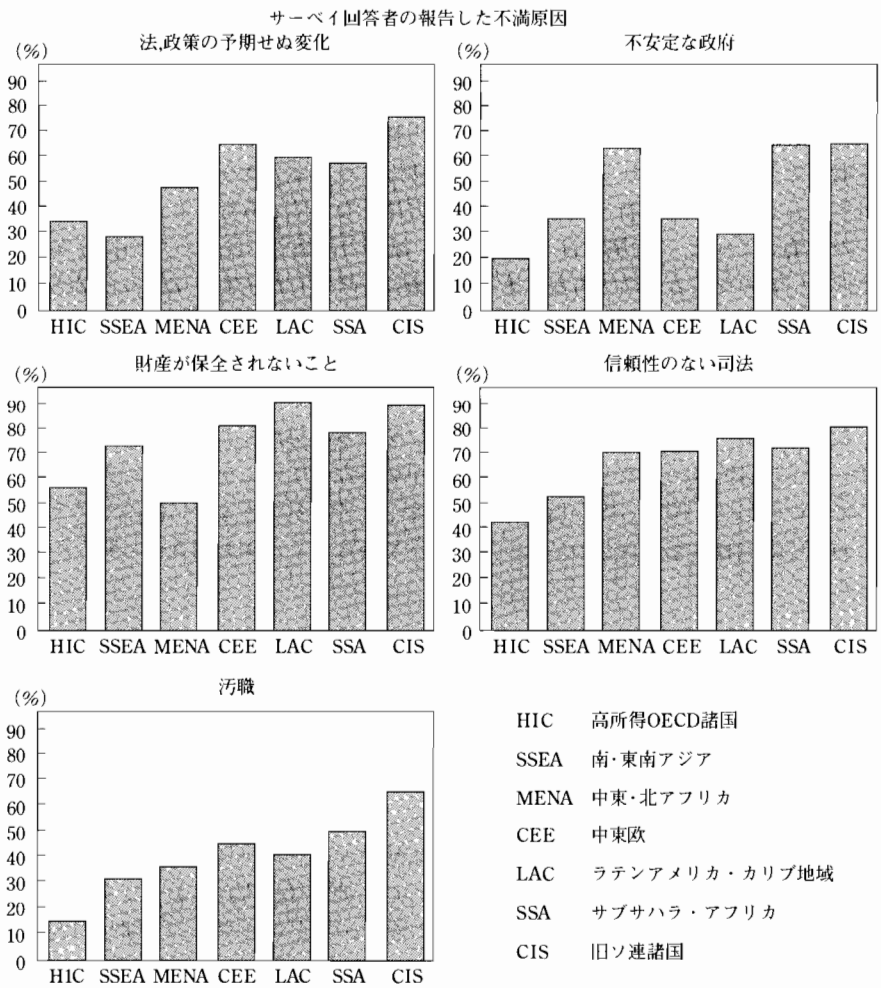

（注）結果は1996年に先進工業国・途上国69カ国の3600企業を対象に行われたサーベイに基づく．地域は左から右へと総合信認指数（概観のBox2参照）に沿って並べられている．SSEAとMENAは，それぞれ3カ国のみを含む．民間部門サーベイについてはテクニカル・ノートを参照．

（出所）Brunetti, Kisunko, and Weder の背景論文(b)．

とが原因である場合が多い．事実，企業が重要な規則の変更について事前に知らされていないことさえある．この問題はCIS，中東欧，サブサハラ・アフリカにおいて特に深刻である．これに対しアジアの企業家は，小規模企業の場合でさえ情報がよく与えられていると考えており，実際，この点においては先進工業国の企業家以上である．またそれほど驚くべきことでもないが，新たな規則の立案に関して小規模企業が持つ知識は大企業より少なく，また関与も少ないため，より不意の政策変化に影響を受けやすいことが本サーベイで明らかとなった．

政治的安定の認識　政権交代（合法的な交代または非合法の交代）は，民間部門に深刻な影響を与えうるほど広範にわたる不意の政策変化を伴うかどうか．

■　制度的枠組みが，政権交代が起きても深刻な混乱を起こさずに持ちこたえうるほど強固なものでないと企業家が感じている地域が多い．CIS，アフリカ，中東においては，60%以上の企業家が，政権交代とそれに伴う政策の不意の変更による悪影響を懸念していると回答した（図2.3の右上図）．

不確実性は，規則そのものよりも，規則の執行方法と強い関係がある．関連する指標は次のものである．

個人と財産に対する犯罪　当局が企業とその財産を犯罪から保護してくれると企業が信頼しているか，そして，窃盗やその他の犯罪がビジネスの上での深刻な問題となっているか．

■　多くの国の民間企業家が，市場経済にとって最も基礎的な制度インフラストラクチャーさえ欠如しているという不満を持っていた．世界中で，犯罪と窃盗がビジネス上の費用を大幅に増加させる深刻な問題として挙げられている．いくつかの国では制度上の完全な空白が広がっているようであり，犯罪や暴力が起こり，財産権は常に不安定な状態となっている．ラテンアメリカ，サブサハラ・アフリカ，CIS，中東欧ではほぼ80%の企業家が，当局が個人と財産を犯罪から守ってくれるという信頼は持っていないと回答した（図2.3の左中段図）．

司法執行への信頼　司法が規則を恣意的に執行するか，司法判断の予測不可能性はビジネス上で問題となっているか．

■　うまく機能する司法は，法の支配における中心的支柱である．だが不幸なことに，多くの国においては，うまく機能する司法は，原則というより例外であるようである．途上国では，70%以上の企業家が司法の予測不可能性が業務上大きな

問題であると報告した（図2.3の右中段図）．困ったことに，この問題は過去10年間，大部分の地域で増加したと企業家が感じていた．

汚職のないこと　民間企業家が何かするために，変則的な追加支払いをしなければならないのか，賄賂の支払い後，他の役人による恐喝を心配する必要があるか．

■　汚職は，投資家にとって重要な問題であり，かつ世界中に蔓延していることが本サーベイで確認された．全体として，40％以上の企業家が何かするうえで賄賂を当然のこととして支払う必要があったと報告している．先進工業国ではこの数字は15％であり，アジアでは約30％，CIS では60％以上であった（図2.3の左下図）．そのうえ，全世界の回答者の半数以上は，賄賂が約束されたサービスの提供を保証するとは考えておらず，単に他の役人がそれ以上の賄賂を求めるだけの結果となることを懸念していた．

信認の欠如が投資，成長，開発プロジェクトの収益性を低下させる

国家が規則を執行してくれると信じられなければ，民間部門は多様な対応策をとらざるをえず，その対応策のすべてが経済パフォーマンスを悪化させる．司法が信頼できなければ，民間部門は非公式な取り決めと強制メカニズムに依存せざるをえない．過大な裁量を許容する官僚制の腐敗は，生産的活動よりも経済レントを追求するインセンティブを作り出す．犯罪や財産権の危機といった環境が一般的であれば，そしてもし事業開始を完全に先送りするのでなければ，企業家は民間警備会社の助けを求めるか，組織犯罪に「保護」の対価を支払わざるをえなくなる．

ひどく不確実で不安定な環境においては，とくに事業環境が悪化した場合の資源回収が困難であれば，企業家は資源を固定しないよう選択するため，投資は落ち込んでしまう．もっとも基礎的な財産権さえ保護されていない場合，投資家は資源を他国に移すか，収益性は低いが資本を固定させなくてすむプロジェクトに投資するようになる．このように，流通とサービスは信認の低い環境下であっても生き残るが，製造業，特にハイテク事業が繁栄する可能性は低い．高い才能を持つ人々が，技術者になる訓練を受けるのではなく，徴税人や関税職員への就職を選択する場合にも同様の歪みが起こる．

図2.4の上の２つの図は，1985年から95年の期間でのサーベイ対象国に関する，信認度と投資・成長の関係を示している．他の経済変数を制御すると，信認度の高い国の投資率は信認度の低い国より大幅に高く，同様に信認度が高い環境と低い環境では，成長率格差もまた大きかった．信認度の低さはまた，安定化と構造調整プログラム後に多くの国において期待されたほどの民間部門の反応がなかった理由の説明としても役立つかもしれない．

最後に，規則の信認度はビジネス環境のみならず，開発プロジェクトの実施環境にも影響を与えている．犯罪，汚職，政策の不確実性，司法行動というビジネスと同一の要因が全開発プロジェクトの成果に影響している．第1の理由は，犯罪などに関する懸念は契約環境の一部であるためである．もし汚職が民間部門に影響を与えているならば，開発プロジェクトの成果にも同様の影響を与える可能性が高い．第2の理由は，公共事業の多くが民間業者の請負によって実施されるためである．脆弱な制度環境の下では，一般の民間企業に影響するのと同じように，民間請負業

図 2.4　信認と経済パフォーマンスは相関する

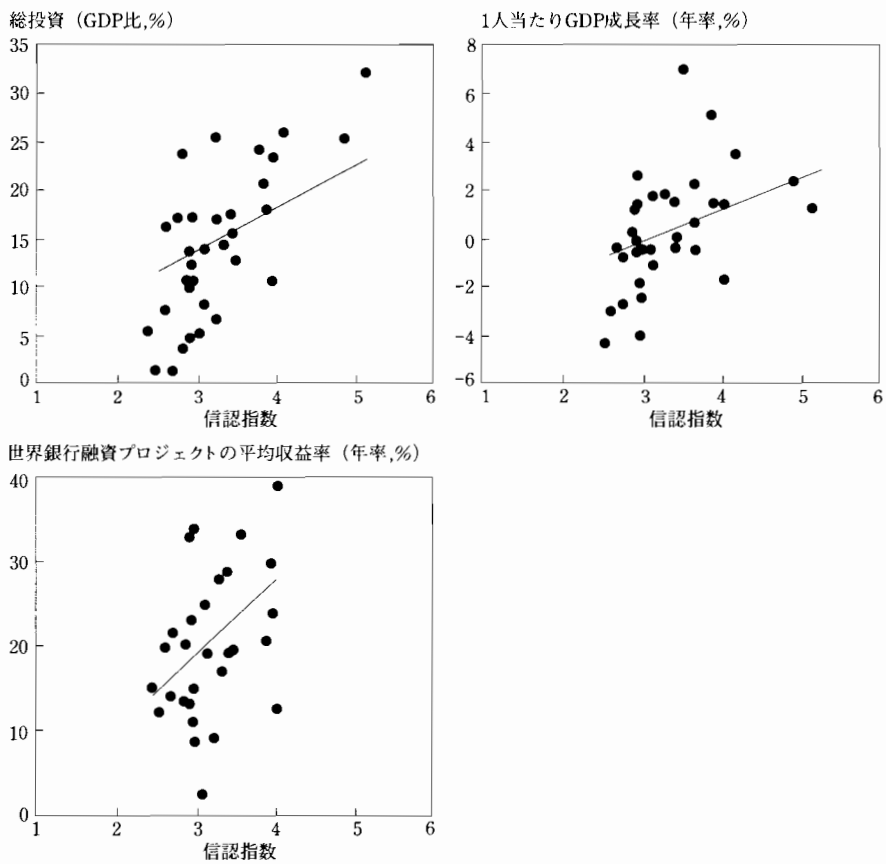

（注）　上段の2図は図2.3で研究された1984-93年の33カ国（左上図）と32カ国（右上図）に関する，所得，教育，政策の歪みを制御した回帰分析に基づく．下図は，30カ国についてのさまざまな期間の312の世銀融資プロジェクトに関し，交易条件変化，政策の歪みを制御した回帰分析に基づく．詳細はテクニカル・ノート参照．

（出所）　Brunetti, Kisunko, and Weder の背景論文(a)を用いた世銀スタッフによる計算．

者も問題を抱えている．プロジェクトを受注した業者は，腐敗した公務員に賄賂を払い，最初のプロジェクトの成果がどうであれ，さらにプロジェクトを受注する．横領や窃盗，そして法の執行の問題は民間事業よりも公共事業により多く蔓延している．結果として，多くのプロジェクトがコスト・オーバー・ランを原因として遅延している．

図2.4の下図は，30カ国の政府信認度と312の開発プロジェクトの収益率の相関を示している．平均では，信認度の低い環境にある国のプロジェクトの収益率は，高い環境にある国と比べて大幅に低かった．この結果は，経済政策の差異とそのほかのプロジェクトに特有の，あるいは国特有の要素を考慮したものである．ここで再び教訓を思い出してみると，制度は開発成果に大きな違いを生む．本章冒頭で引用したナポレオンの洞察は，1815年と同じく今日にも当てはまるのである．

戦略オプション：国家の制度能力に再び焦点を当てる

市場に埋め込まれた制度と規範を明確に理解することで，開発戦略を国家と市場の間の二者択一として考えることが愚かであることがわかった．制度と開発の事実関係に関する，この短い考察から確認できるように，制度と開発は分かちがたく結びついている．国の成長には市場が必要だが，市場を成長させるには能力ある国家制度が必要なのである．

世界中の改革者は，国家の制度能力に再び焦点を当てることによって，この教訓を活かす必要がある．多くの途上国では，弱く恣意的な政府が不確実性を増大させることによって，市場が脆弱かつ低開発の状態になったままであり，信認度を高めるという任務はとくに緊急の課題である．制度の空白状態が生じている国では，経済・社会開発が無限に延期される危険性がある．そして社会的抵抗，資本逃避，投票を通じて表明される，国家への不満は経済の展望をさらに蝕んでゆく．

国家能力，つまり集団財を効率的に提供する能力は，開発の制度枠組みを与える際に中心となるものである．これまで見てきたとおり，多くの途上国はこの点に関してかなり低いベースから出発している．しかし，開発に必要な制度的支援を提供する国家能力は，国家の役割を能力に適合させること，次に国家を行動させるインセンティブ問題に焦点を絞ることによる国家能力の再建を通じて，徐々に改善できる．この課題は第2部，第3部で取り上げられる．

第2部

国家の役割を能力に適合させる

第1部で明らかにされたように，有効な国家は開発に不可欠な要素を提供する．第2部では，政府がその達成目標を現実的に設定することで，よりよい結果が得られることを論ずる．政府は，政策の内容や実施方法を，何らかの理想的モデルではなく，現実の制度能力に合わせるべく努力しなくてはならない．これまで長い間失敗してきた政府の場合，国家の役割を能力へ適合させることは，国家を分解するための処方箋のようにも聞こえるかもしれない．しかし，機能する国家のない市場の発展は，われわれの選択肢の中にはない．第3章で説明するように，むしろ重要なのは，政策に優先順位を付けることである．多くの国家では，法的基盤，優れた(そして安定した)政策環境，基礎的社会サービス，弱者保護といった経済・社会的基盤が未整備のままである．同時に，市場や自発的イニシアティブが提供できる多くの財・サービスを，政府が過大供給している．開発を進めるには，こうした政府は基本に戻る必要がある．

第4章は，国家の行動が開発の成果に必然的に大きな差を生み出す第2の分野の政策――規制，自由化，市場を強化する産業政策――において，いかに役割と能力を適合させるかを検討する．市場と社会は，特定の活動に関し有効な規制を必要としており，またこの規制が便益を生み出す．しかし，多くの国では行きすぎた規制が行われており，産業へ制度能力を超えた複雑な戦略的介入をするため，経済の大部分が政府により独占され，民間部門開発が窒息している．このような状況では，規制緩和，民営化，規制・産業支援の要求水準を低くするアプローチが，すぐに実現される大きな利得をもたらす．

第2部の各章は，政策立案者に対して4つの基本的メッセージを与えている．

- 国家の制度能力レベルの高さにかかわらず，民間の自発的イニシアティブや競争的市場を尊重し，育み，活用せねばならない．
- 制度能力が低い場合，国家は市場が供給できない（そして自発的集団イニシアティブが過少供給する)純粋公共財・サービスの供給に焦点を絞るべきであり，同様に財産権，安全な水，道路や基礎教育などの大きな正の外部効果を持つ財・サービスの供給に焦点を絞るべきである．
- 政策の成功には，国家への信認がきわめて重要である．制度能力の低い国家は，国家公務員や国家組織は恣意的行動をとらず，所定の財政手段で行動するという信認を企業や市民に与えうる政策立案・実施の手段に焦点を絞るべきである．
- 国家の役割の能力への適合は，ダイナミックな変化である．制度能力の発達につれて，国家はより難しい集団イニシアティブ（市場を強化するイニシアティブなど）をとることができるようになり，そして，集団行動にとっては有効だがコントロールの難しい手段，たとえば複雑な規制手段も使うことができるようになる．

経済・社会的基礎条件を確保する

弱い国家は，その能力に見合うだけの野心しか持つべきでないが，逃れることのできない任務もいくつか存在する．本章で与えられる課題は，相対的に低い能力しかない国家であっても，政府の基本的任務を正しく行う方法を見いだすことである．持続的で，成果が共有され，貧困削減を伴う開発は，以下の５つの重要な構成要素を持つ．

- 法の整備
- マクロ経済の安定を含むよい政策環境
- 人的資源とインフラストラクチャーへの投資
- 弱者保護
- 自然環境保護

長い間，こうした基礎条件が開発に重要であると広く認識されてきた．しかし，以下で検討するように，基礎条件を達成するための市場と政府の適切な活動の組み合わせに関して，新たな洞察が生まれてきている．いまでは，市場と政府は補完的であり，政府活動が市場の制度的基礎の整備に不可欠であることがかなり明らかになっている．また，政府がよい政策を維持できるという信頼は，民間投資誘致に関して，よい政策そのものと同じくらい重要であることも明らかになっている．

基礎条件の管理について，途上国の実績はさまざまである．東アジアの多くの国に加えて，ボツワナ，チリ，モーリシャスは良好な実績を有する．しかし，そうではない国もある．Box3.1で示すように，多くの開発途上地域では私的財産保護などの国家の基本的機能が存在しないため，民間企業が深刻な制約を受けている．概して制度上の障害が非難されるべきものであり，その障害の克服は困難である．しかし，現状がきわめて厳しくとも改革のチャンスがなくなったわけではない．そして，本章の主要テーマは，必要な分野に有利になるように政策上の優先順位を少し変更するだけでも，停滞の続いた経済を成長軌道に戻すことができることである．第４章では，有効な環境保護における政府の役割のさまざまなアプローチを提示する．

法と財産権の基礎を確立する

市場は，制度的基盤に立脚している．呼吸している空気がそうであるように，制度が提供するいくつもの公共財は，日常の経済活動にあまりに根本的であるために

Box 3.1　世界中で基礎条件の脆弱性が企業を制約している

多くの国で，企業の富の創出に必要な基礎条件が整備されていない．第2章にて述べた企業家サーベイでは，どの側面の政府活動に最も改善が必要かを見いだすため，企業の経済活動における8つの障害のうちどれが相対的に重要かを質問している．結果は，以下の表が示すとおりである．

- 財産権の不確定，および恣意性，つまり汚職と犯罪への対処に伴う障害が高所得OECD諸国を除く全地域で上位3位までにランクされている．規制は，主要な障害として直接的には現れなかった．
- 政策関連の問題（特に租税と金融市場の運営に関するもの）もまた高位にランクされている（ラテンアメリカを除く）．しかし，この調査結果からは，これがより少ない税を支払い，より低利で多く借りたいという企業の普遍的願望を反映しているのか，それとも政策上の欠点に起因するものなのかを判断するのは不可能である．印象的なのは，CIS諸国において，政策の不安定性が重大な制約となっているという企業家の認識である．
- 南アジアおよび中東・北アフリカでは貧弱なインフラストラクチャーが最大の制約となっており，ラテンアメリカおよびサブサハラ・アフリカにおいても上位3位の障害の中の1つになっている．

企業から見たビジネス上の障害に関するランキング

（最悪＝1）

障　害	サブサハラ・アフリカ	ラテンアメリカ・カリブ地域	東・南アジア	中東・北アフリカ	旧ソ連諸国	中東欧	高所得OECD諸国
財産権							
汚職	1	1	3	2	3	3	5
犯罪窃盗	5	3	8	8	4	6	6
規制	8	8	7	7	8	8	4
政策							
税	2	5	2	3	1	1	1
資金調達	6	4	5	4	5	2	2
インフレーション	4	7	4	6	6	4	8
政策の不安定さ	7	6	6	5	2	7	7
公共投資							
貧弱なインフラ	3	2	1	1	7	5	3

（出所）　本報告書のために実施された民間部門サーベイ．

意識もされない．現在の途上国の多くのように，失ってはじめて，これらの公共財が開発に重要だったことが認識されるのである．制度が支える社会秩序の基礎がなければ，市場は機能できない．

無法症候群

有効な財産権なしには，市場は発展しえない．そして，財産権は3つの条件が満たされたときにのみ有効となる．第1は，窃盗，暴力，その他の略奪行動からの保護である．第2は，ビジネス活動を途絶させる政府の恣意的な行動，つまり予測不可能でその場限りの規制・課税や公然と行われる汚職からの保護である．この2つが最重要である．不幸なことに多くの国で双方が存在しないことは図3.1で明らかにされ，そして図3.2でその地域的パターンをみることができる．第3の条件は，公正かつ予測可能な司法である．実際これは，開発の初期段階にある国々にとっては無理な注文であるが，半数以上のサーベイ対象国において，企業は司法が主要問題点であると考えている．

財産権への重要な支援が欠けているため，本報告書で「無法症候群」(lawlessness syndrome) と名づけられる状態が出現する．サーベイ対象の69カ国のうち27

図 3.1　無法症候群

無法状態の各側面のうち，1つ以上がビジネス上深刻な障害となっている国の数

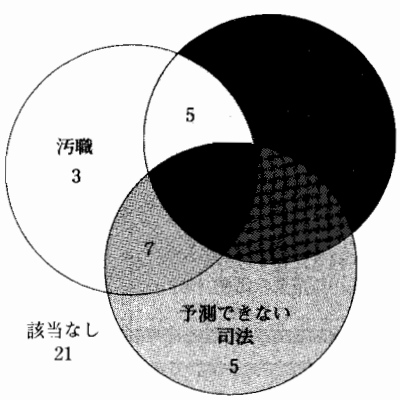

(注)　回答した企業のうち半分以上が1か2とランク(ランキングは1から6までで，小さい数ほど深刻であることを意味する)した場合，その国は該当する円の中に入り，少なくとも40%の企業が双方の問題を1か2にランクし，その2つの平均が50%を超える場合，その国は円の交わった部分に入る．

(出所)　本報告書のために実施された民間部門サーベイ．

カ国，つまり旧ソ連諸国の4分の3以上，ラテンアメリカとアフリカの約半分（ただしOECD諸国では1つもない）の企業が，市場に関するこの3つの問題に制約されている．つまり，汚職，犯罪，そして頼みとならず予測不能な司法制度である．

サーベイによれば，汚職は主要な問題である．その結末は，役人に金銭を払って仕事を得るところでは終わらないことが多い．恣意的な政府は，時間を浪費する非生産的な関係へと企業を巻き込む．CIS諸国のサーベイ対象企業の上級管理職の半数以上が，彼らの業務時間の15%以上が公務員との法や規制に関する交渉に費やされていると報告している（図3.2）（OECD諸国の企業の上級管理職では，この数値は10%である）．他の途上国では官僚的形式主義の負担はここまで大きくないが，OECD諸国に比較すると明らかに状況は悪い．第6章では，汚職が生む被害をどのように軽減できるかを詳細に検討する．

無法症候群のそのほかの2つの要素，つまり，犯罪と司法の予測不可能性についてもCIS諸国の企業はビジネス上の障害として高い順位を付けているが，これは中央計画への拒絶反応から生じた移行経済特有の制度的空白状態をある程度反映したものと考えられる．しかし，他の地域の指標から，制度的崩壊が広範に存在していることがわかる．たとえば，ラテンアメリカでは，1980年から1991年の間に，殺人率が1980年の10万人当たり12.8人から1991年の10万人当たり21.4人に上昇しており，この地域のほとんどすべての国や準地域で明らかに増加している．

どのようにしたら，市民の間での無法状態を改善できるかについて，まだ学ぶべきことは多く残されている．しかし，解決方法としては，弱者保護や国家組織全体の能力の強化など，本報告書で取り上げる改革の優先事項のうちの多くを採用することになろう．コミュニティが無法状態へと転落していくと，法を遵守している人たちの間に無力感が広がる．しかし，Box3.2にあるように，コロンビアのカリ市での最近のイニシアティブは，最も困難な状況の下でも，市民の行動によって絶望

図 3.2　公務員との交渉は根気のいるものとなりうる

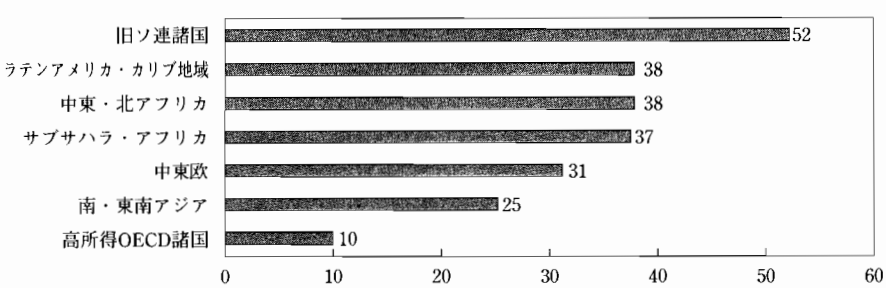

（出所）　本報告書のために実施された民間部門サーベイ．

Box 3.2　犯罪に対して立ち上がったコロンビアのカリ

カリ市はコカインの世界的な非合法貿易の中心地の1つであり，その殺人率は1983年の10万人当たり23人から1990年代には10万人当たり100人以上へと激増した．多くの殺人は麻薬密輸が直接の原因だが，それ以上に，暴力的な文化の広がりに原因があるようだった．無法状態の拡大にしびれを切らし，市は，1992年に暴力犯罪撲滅を主な公約として掲げた，市民に尊敬されている1人の内科医を市長に選んだ．

数カ月のうちに，新市長は大規模な反犯罪イニシアティブ，「安全と平和の開発プログラム」を開始した．予防を抑圧よりも優先するという原則から始め，犯罪パターンを徹底的に分析して犯罪との闘いにおけるさまざまな局面でプログラムは機能した．

- 市民秩序の組織が改良された．特別の教育・住宅プログラムが警察官向けに設立され，市民が犯罪行為を訴える警察署のサービス（法的支援と調停サービスを含む）の質が改善した．
- 公共の教育キャンペーンによって，他者の権利に対する寛容と尊重が推進された．コミュニティの指導者は平和的な紛争解決を訓練され，子どもは「平和の友」プログラムへの参加を奨励され，ユーモラスなテレビコマーシャルが交通標識に従うことやバスに乗るときに列を作って待つことなど，日常的な生活のルールに従うよう市民を再教育することを目的として作られた．
- 公共サービスは不平等を減少するよう改善された．初等・中等学校が市の貧困地域で拡大され，上水道，電気，下水道サービスが不法居住者地域にも導入され，青年センターと企業開発プログラムが10代の暴力団メンバーを社会のメイン・ストリームに戻すうえで機能した．
- 暴力的犯罪の引き金となるものには直接対決した．市は，リスクの高い特定の週末における拳銃携帯を禁止し，深夜と休日の酒類販売は制限された．

カリ市の殺人率は17年間連続して増加した後（10万人当たり120人以上という頂点に達した），1995年についに低下をはじめた．

を希望へと転換できることを示している．

より複雑な制度的土台

無法状態の封じ込めには財産権保護が必要だが，それだけでは不十分かもしれない．情報と調整の問題は，市場と財産権を侵食し開発を阻害する可能性を持つものであり，低所得途上国でより多く見られる．

情報の問題は，人々と企業が必然的に限られた情報，限られた理解しか持たない場合，あるいは，ゲームの規則が不明瞭である場合に起こる．財産権の範囲――資産を使用する権利，資産の使用を許可または排除する権利，資産が生み出す利益を徴収する権利，資産を売却または廃棄し，処分する権利など――が十分に定義され

ていない可能性もある．また人々や企業は収益の機会や潜在的なビジネス・パートナーの誠実さについて十分に理解していない可能性がある．これらの情報の探求費用は，市場取引が活発化し，市場を支える制度が発達し，経済がより情報集約的になるにつれて減少する．しかし，途上国ではその学習費用は高くつきうる．

経済活動の調整は困難である．なぜなら，自己利益を追求する個人や企業は戦略的に行動し，損をしない場合にのみ情報を共有しようとするからである．モラル・ハザード（他の経済主体が機会主義的行動をとり，合意を破る危険）の存在により，企業が相互利益の機会を活用できない．市場が発展するにつれて，企業間の協力が促進されるよう制度的取り決め（institutional arrangement）も発達するが，制度が発達していない途上国では，このような協力もまた困難である．

情報や強制メカニズムが脆弱な場合にでも，スポット市場は出現する．なぜなら，交換が同時に行われる場合には不正行為が難しいからである．しかし，それ以外の取引については，ビジネスに必要となる適切な情報と強制メカニズムの提供の費用は膨大になりかねない．

よく機能する制度により，こうした取引費用を削減できる．歴史をふり返ると，市場と制度の共生的発展の事例が数多く見つけられる．つまり，新しい産業がより複雑な制度に対する需要を創出し，それが産業のさらなる発展を可能とするのである．19世紀のアメリカ合衆国における「ワイルド・ウエスト」ネバダ領の鉱業の例を考えてみよう．

最小限の価値しかないように見えた40平方マイルの土地に，1850年代に数百名の鉱夫が働いていた．アメリカ合衆国の政治体制と彼らとの結びつきは緩く，所有権に関する非公式の口頭合意に基づいて営業していた．1850年代後半に金および銀を含有するコムストック鉱脈が発見されると，探鉱者の波が突然押し寄せた．５カ月以内に鉱夫たちは正式な鉱山キャンプ政府を成立させ，私的所有に関する成文規則を制定した．同規則は常設の採掘権記録制度と特別に設置された鉱夫法廷を通じて執行された．

1861年までに表層部分の鉱脈は掘り尽くされ，鉱夫たちは地下採掘へと移行したが，これは，より費用がかかる資本集約的な事業であった．利害関係がより金銭的問題となり，鉱業権に関する論議がどんどん複雑になるにつれ，鉱夫たちは広範な司法権限を持つ正式な準州政府の設立へと圧力をかけ，部分的に合衆国議会から補助金をもらう形でその設立を達成した．

1864年まで鉱業生産は拡大し，それに伴う膨大な訴訟の負担に準州政府の司法システムは耐えきれなくなった．未決訴訟は処理に４年を要する量に達した．1864年末に，ネバダは１つの州として合衆国に承認され，その後１年以内にいくつかの重要な司法判断によって鉱業権に関する論争が解決された．財産権が安定し，法的な不安定性はなくなった．

タイの土地登記の進展は，正式な財産権の特定が，どのように「固定された」資産を解き放ち，民間部門主導の開発を加速できるかを説明する現代的な事例である．タイは，1985年以来2度にわたる土地登記事業によって，400万を超える登記証書を発行した．現在，第3次事業でさらに340万区画の登記を実施中である．土地は担保の理想的な形態であるため，登記による所有権の確定は，フォーマル信用部門へのアクセスを改善した．最初の登記証書発行から3年後には，登記を保有するタイ農民のフォーマル信用部門を通じた借り入れが27%増加している．土地登記は，土地所有権の保証強化を通じて土地改良投資（灌漑，垣根囲い，切り株除去）の急増を可能とした．最近土地登記を行ったタイ農民は，投入財使用を10～30%，資本形成率を30～67%，土地改良投資を37～100%増加させた．他の要素を調整した後でさえも，登記された土地の生産性は，登記されていない土地よりも12～27%ほど高い．

このような成果を達成できる状況にすべての国があるわけではない．タイでは，背景にある特定の条件が重要な役割を果たした．第1に，フォーマルな信用市場がすでに発達しており，農民の多数が貸し付けを受けられないただ1つの理由は正式な登記の欠如（つまり，担保の欠如）だったことである．対照的に，アフリカの多くの国々では，信用市場が脆弱なため，登記が借り入れや投資に対して与えるインパクトを計測し判別することは不可能である．第2に，タイの登記事業は，土地係争が不動産所有権の保全を脅かしているが，伝統的メカニズムを通じてはもはや土地係争の適切な解決はなされえないという背景のもとに行われたものであった．しかしすべてがタイの事例のようではない．実際，土地の耕作は個人によるが所有はコミュニティによる場合には，伝統的コミュニティを基盤とした土地管理システムを強化することによって，個人登記を確立するよりはるかに少ないコストで土地所有の安全性を強化できる．コミュニティ所有から個人登記へ移行し，土地の外部売却を認め，土地を担保とした借り入れを可能にすることでの効率性改善が生み出す便益が，土地をコミュニティで保有しつづけることの便益を上回ることができれば，伝統的コミュニティを経由する方式は特に魅力的な選択肢である．

しかし，単純な司法システムのもとでも複雑な取引の進展が可能である．よく機能する司法は，途上国でうまく構築しうる重要な資産である．第6章で詳述するが，よく機能する正式の司法システムを，何もない状態から創出するには時間がかかりまた困難であろう．しかし，最善の策に固執することで，次善の策をとることが阻害されるべきではない．煩雑で費用がかかる不完全な司法システムでさえも，信認の維持には役に立つ．司法の決定が早いかどうかではなく，司法の決定が公正で予測可能かどうかが問題なのである．そして，司法の決定を公正で予測可能にするためには，裁判官がある程度有能で，司法システムが裁判官の恣意的行動を禁止し，立法府と行政府が司法の独立性と執行能力を尊重することが必要なのである．

Box 3.3　ブラジルにおける契約と司法システム

企業から見ると，ブラジルの司法システムは極端に煩雑である．単純であるはずの商取引に複雑に錯綜した法が適用されている．たとえば，1981年には輸出許可を受けるのに，13の省と50の機関に関する1470の個別の法的活動が必要であった．法手続きは控訴手続きの複雑性を主な原因として，過度に時間のかかるものである．しかし驚くべきことに，企業がビジネスをするうえでの制約の相対的重要度を評価するよう尋ねられると，法システムに関連する問題は低くランクされた．

ブラジルの法システムは煩雑であるにもかかわらず，法システムの制約に対する不満が低い原因の1つは，商取引に関して法的手段に訴えることができる安定した環境を提供していると考えられているためである．司法制度は適度に公正で予測可能なものだと大部分の企業が報告しており，また，企業は必要な場合に実際に司法制度を利用している．アンケートの対象となったブラジル企業の3分の2は，公務員との意見の相違に直面しており，その決定を変えようと試みている．そのうちの60%の企業は政府を訴えたことがあり，またそのうちの80%以上が再度政府を訴える可能性があると答えている．同様に，衣料品の生産者・購入者間の取引の1000回に1回は裁判にかかっている．それと比較して，チリでは2600回に1回であり，ペルーでは2万回に1回である．

法システムに対する企業の不満が低いもう1つの理由は，(すべての市場経済でそうであるように）個人間の制度的取り決めが十分発達し，訴訟手続きを回避する一方，商取引における機会主義を制約していることである．3つの実例を引用する．第1に，過去に取引のない新たな顧客に対してさえ，ブラジル企業は喜んで短期信用を与える．企業の信頼は発達した信用情報システムに基づいている（債務支払いを行わなかった個人の情報の公表を認める司法制裁制度によって保護されている)．第2に，貸し付けが返済されなかった場合の担保物件の差し押さえ請求は困難であるが，ブラジル法の下ではリース物件の差し押さえ請求は容易であるため，ブラジルではリース契約を自在に使用している．第3に，単純な金融取引に関しては，特別な司法メカニズムを利用して通常の手続きを回避できる．

発達した司法システムがない場合，契約のモニタリング，係争の強制に関して企業や市民が別の方法を追求する傾向があり，きわめて複雑な民間取引がしばしば可能となった．たとえば，中世初頭のヨーロッパの商人は，商業取引を統治する，かなり洗練された独自の法典，商慣習法（lex mercatoria）を考案しており，これが遠隔地貿易の復活に役立った．法的メカニズムの代替として広く見られるのは，長期的個人関係に基づく社会的強制である．不正行為は法により抑制されるのではなく，将来への影響を考えて抑制され，双方が長期的ビジネス関係からより大きな利益を得ることを期待して，不正行為がもたらす1回限りの利益を見送るのである．拡張した親族関係も，多くのラテンアメリカ諸国でビジネス上の取引を支える役割を担っている．親族の規模によって可能となる取引の数や多様性が制限されるもの

の，実際には，たとえば仕事上の付き合いのある家族間での婚姻や，名づけ親，伯父，伯母として取引相手を「養子縁組」するなどの方法で家族はそのメンバーを拡大させてきた．

そのいくつかは世界中に広がるものもある．華僑の持つビジネス・ネットワークは，現存する社会的強制のもう1つの例である．東アジアの大部分での健全な経済政策を背景として，華僑ネットワークはそのメンバーに大きな富をもたらす成功を収めた．インドネシア華僑（非プリブミ）財閥は，自ら持つ東南アジア華僑ネットワークを活用して，衣料や家具の輸出を開始した．世界銀行のサーベイによると，非プリブミ企業の初期輸出契約の90％以上が，ビジネス上の私的なコネクションによって形成されていた．対照的にインドネシアの非華僑輸出企業は，公共機関による初期支援により強く依存していた．

社会的強制に依存して取引をできない場合でさえも，情報共有のメカニズムによってきわめて複雑な取引が実施されうる．Box3.3は，その例として，ブラジルで洗練された信用情報システムの発達が，予測可能ではあるものの煩雑な司法システムによる問題の回避をいかに可能としたかを示している．

基盤に焦点を当てる

以上をまとめると，ここにあげた数々の例が将来への期待と中心的挑戦課題を与える．将来への期待とは，単純な制度であっても市場を基盤とした経済開発が大きく促進されうるという事実であり，挑戦課題とは，現時点において，多くの国で市場の最も基本的な土台でさえ欠如しているという認識から生まれるものである．このような経済状況の中での，優先順位が第1となる課題は，最も基礎的な法の土台をつくること，つまり，犯罪行為に対しての生活と財産の保護，政府公務員の恣意的行為の抑制，公正で予測可能な司法システムを確立することである．

法の基盤が確保できれば，法体系の中の関連部分による財産権の強化へと焦点が移る．法の領域は広く，土地登記，動産の担保化から，証券市場を統治する法，知的財産の保護，競争法などまでが範囲に入っている．しかしながら，これらの分野の改革，特に高度な改革は，制度能力が高い場合にのみ成果があがるものである．多くの国ではその前に，最初に着手されるべき，より基本的な挑戦課題が残されたままである．

良好な政策環境の維持

財産権は，市場主導の成長と貧困削減の基盤であるが，財産権だけでは十分でない．企業は，資源を効率的に配分し，生産性を向上させ，技術革新を生み出す環境を必要としている．また，政策が相当長期的に安定していると企業が確信しない限

り，企業は投資をせず，成長は滞るだろう．

本節では，開発支援のカギとなるいくつかの政策について，国際的な例を検討するものである．ここでは，なぜよい政策の実施が困難であるかを説明しうる制度的理由と，世界的統合が進む中で，悪い政策を追求するリスクが増加している点に焦点を当てる．さまざまな制度能力を持つ国の，よい政策を固定化させるためのさまざまな方策を見つけることが，本節を通じて強調されている．

よい政策は成長を促進する

過去数十年間で，開発を支援する経済政策の種類に関する豊富な教訓が得られた．東アジアの奇跡から，どのように政府と民間部門が協力して急速な成長を達成し，その開発の成果を共有するかがわかり，また長い歴史を持つインフレを打ち破り新たな成長をもたらしたいくつかのラテンアメリカ経済の最近の回復からは，市場自由化，財政上の制約，信用力を強化する制度などの力を改めて確認できた．モーリシャスやボツワナなどの数少ない例外もあるが，アフリカ，特にサブサハラ・アフリカは，この動きへの同調が遅かった．しかし，モーリシャス，ボツワナに加え，CFA フランの切り下げ以降のコートジボアール，もっと最近ではウガンダなどいくつかの国が期待の持てる発展へと新たに踏み出した．

これらの経験の分析により，成長にとって不可欠と思われる一連の中心的な政策が明確になる．

- マクロ経済の安定
- 価格の歪みの回避
- 貿易・投資の自由化

こうした政策により，経済主体が資源を蓄積し，資源を効率的に利用し，技術革新を行うために正しいシグナルとインセンティブを提供する競争的市場の力から，経済は便益を得る．第2章で見たように，時間をかけて基礎を正しく整えることで，生活水準に劇的な効果がもたらされる．

成長と**マクロ経済の安定**の関係は，よく知られたものである．実証研究によれば，（2ケタ以上の）高いインフレ率は成長に負の影響を与える．高いインフレは，貯蓄や投資収益に不確実性を生み，資本蓄積への負のインセンティブをつくり出す．またインフレは，安定的かつ競争的な為替レートの維持を困難とし，開放による便益を得る能力を低下させ，賃金を不安定にする．

Box3.4に見るように，世界中の政府が，経済安定に必要な財政・金融上の厳しい規律の獲得が難しいと考えており，さらにこの政策の維持は，いっそう難しい．しかし，新しい規律が維持されると人々が信じない限り，政府の改革によって，成

Box 3.4　財政赤字とインフレーションに関する世界での実績

図が示すように，先進工業国全体として財政赤字は1960年代初頭以来の20年間に徐々に拡大し，1980年代後半に短期的に安定したものの，その後再び拡大した．赤字が続いたため，公的債務は（資金裏付けのない年金債務を含まなくとも）1980年のGDP比約40%から1995年の70%まで増加した．途上国においては，各国間の格差は大きいものの，全体として財政規律に関し大幅な改善を見せた．途上国の財政赤字は主に支出削減によって1980年代初頭から減少しはじめた．

しかしこの状況は，財政赤字の劇的な減少を達成したアジアとラテンアメリカでの成功を主に反映している．対照的に，1990年代前半は，アフリカ諸国，中東諸国とも1980年代後半に達成した赤字削減を継続できなかった．

インフレ率の地域間格差は財政赤字よりもさらに大きい．1970年代と1980年代初頭のインフレに関するエピソードは，瞬く間に世界中に広まった．1980年代初頭に先進工業国ではインフレが収束し始め，ラグを伴うものの低インフレが定着した．途上国ではインフレは1990年代初頭になって穏やかになりはじめたが，すべての国でそうなったわけではなかった．いくつかの途上地域では，インフレ率は先進工業国のインフレ率へと収束する兆候がみられる．

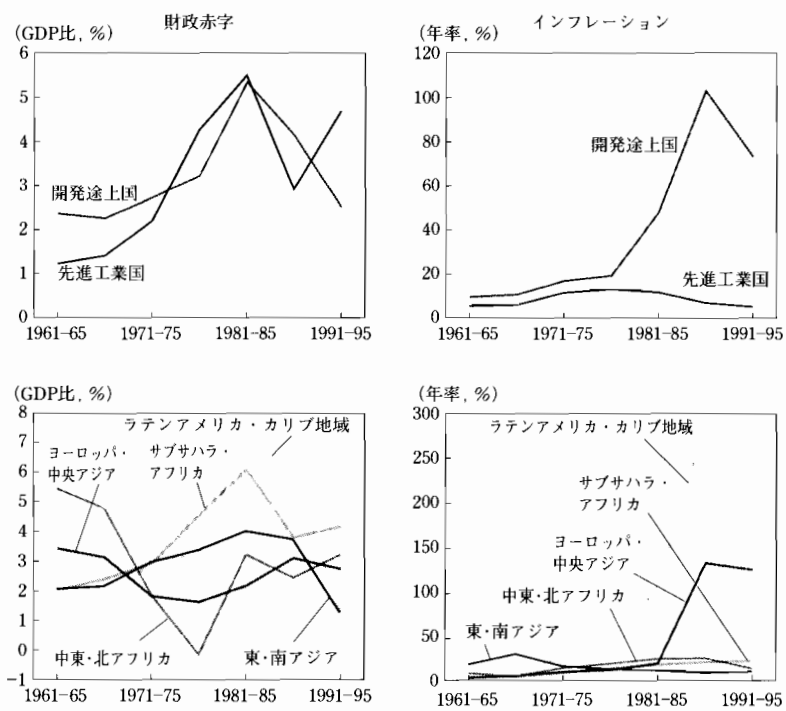

（出所）　IMF　各年版(a)．

長に不可欠な信頼を人々に抱かせることは不可能だろう．以下では，この信頼を抱かせるのに役立つ，ある範囲の制度的取り決めを論じよう．

価格の歪みの抑制は，よい政策に不可欠な要素のひとつであり，それは価格の歪みが成長を阻害するからである．価格の歪みが必要な投資を阻害し，人々の努力を非生産的活動へと誤らせ，資源の非効率的利用を促進してしまう．価格の歪みは，その歴史的原因に応じて異なる形態で現われるが，最も一般的には，農業差別，通貨の過大評価，非現実的賃金，資本利用に対する隠れた課税や補助金という形をとる．

アフリカの農業をみると，価格の歪みがどのように経済開発を妨げるかが鮮明にわかる．アフリカの全GDPの約35%，全輸出の40%，全就労者の70%を農業が占めている．しかし，アフリカの農業従事者は，明示されたもの，されていないものを含めて歴史的に高率の農業課税に直面してきた．明示された課税として有名なものは農業輸出品に対する課税だが，これは行政が脆弱で他の適切な財源確保が不可能であったために課されたものだった．明示されていない課税としては，高率の輸入制限とそれに組み合わされた都市偏重，工業偏重の政策の結果としての実質実効為替レートの過大評価である．これに加え，いくつかの国では公共部門独占によって，農産物の国境価格が農家出荷価格よりはるかに高くなり，公共部門が国内の支払いの差額をほぼ吸収してしまった．明示的な課税の重さと過大評価された通貨の組み合わせが，サブサハラ・アフリカの農業成長率を危険水準へと低下させた．サブサハラ・アフリカの農業成長率は1965～73年の期間年平均の2.2%から，1974～80年の期間は1.0%，1981～85年の期間は0.6%にまで低下した．

1980年代中頃以来，アフリカ諸国の多くが，この長期にわたった農業差別を逆転させるべく大きく踏み出している．1990年代初頭までに，サンプルとなった27カ国のうちの3分の2が，明示的な課税の軽減を行い，しばしば為替の過大評価を是正している．1994年のCFAフラン切り下げ（Box3.5を見よ）は，それまで改革を実施していなかったフラン圏諸国全部において，農業差別を減少させた．

労働市場と資本市場での価格の歪みは，見つけるのは困難だが，大きく広がっている問題である．たとえば，法定最低賃金はあまりに高い水準に設定されることが多く，その意図とは逆に，非熟練労働者や低賃金労働者のフォーマル経済での就業を困難としていることが多い．同様に，資本価格，つまり金利は，金融取引への重い課税，または高水準の要求準備率によって高い誤った水準で維持されることがある．当局が，貸出金利上限規制を課し，投資家へと補助金を与えることで借入人の不満に応えようとすると，価格体系にまた別の歪みが付け加えられてしまう．

自由貿易，自由な資本市場，自由な投資体制の維持も，成長には不可欠である．第8章で詳述するが，多くの国がいっそう開放的な方向へと大きく動き出している．開放的市場は，財供給，設備，技術，金融へのアクセスを増加させ，市民やビジネ

Box 3.5　CFAフラン圏における「コミットメント」対「柔軟性」

中央アフリカ地域のCFAフラン圏は通貨同盟でありまた通貨基準でもある．CFAフランはフランスフランと名目固定為替レートにて兌換性を持つ．第2次世界大戦後，フランスは，仏領アフリカでの貨幣・金融政策の監督のためにCFAフラン圏を設立し，その運営の中心的役割を果たし続けた．

フランスによる兌換性の保証と引き換えに，メンバー国は新規通貨の発行権を放棄している．政策変更にはメンバー国およびフランスによる多国籍交渉が必要である．完全なCFAフラン圏からの離脱を除き，メンバー国による一方的なコミットメント破棄は不可能であった．

同じような初期の資源賦存を持つ近隣諸国と比較すると，圏内メンバー国は1970年代から1980年代初頭を通じ平均して低いインフレ率と早い成長を経験した．だがCFA圏は2つの外的ショックによって被害を受けた．CFAフランの実質切り上げを直接に引き起こすことになったフランスフランの対ドル実質切り上げと，いくつかのメンバー国における主要輸出品の輸出価格暴落である．固定為替レートは名目切り下げを通した調整を不可能にしている．インフレは同期間を通じ低く維持されたが，成長の鈍化という費用をともなった．CFA圏の信認と安定に貢献してきた要因そのものが，CFAフランの切り下げを過度に困難とした．しかし1990年代初頭には，切り下げが必要だというコンセンサスがやっとできあがった．

1994年の1月に50%の切り下げが公表された．この劇的な切り下げ幅は切り下げが一度きりであるというシグナルを与えた．このようにして将来の固定為替レートの信用性を損なうことなくその便益は獲得された．当時の諸指標は，この切り下げが信認と安定の2つの側面からほぼ成功を収めたことを示している．

スに機会を与える．世界経済貿易により，国内価格が世界市場の条件に合わせて調整され，価格が財・サービスの稀少価値を反映したものになる．そしてインセンティブが改善され機会が増加して，起業家がより効率的に資源を利用できるようになる．

最近になって途上国が租税収入を増大させる方法が変化したが，これは世界的統合の強化が国内政策にどのように影響を与えたかを示している．ビジネスの国際化と外国投資獲得をめぐる激しい競争，そしてタックス・ヘイブンや低率課税区の存在は，きわめて世界水準より高い税率を法人・個人所得に課しながら投資誘致を期待するのが不可能であることを意味する．そして，各国の貿易障壁を低減させようという世界規模の合意が広がるにつれ，伝統的に途上国の中心的税収源であった国境での課税に対し圧力がかかっている（全体的に見ると，途上国の歳入の30%あまりがいまだに貿易課税である）．統合が進むにつれ，途上国の全歳入に対する貿易課税の割合は，当然ながら今後，いっそう低下していくものと考えられる．

伝統的財源に制約が新たに課されたため，多くの国は付加価値税（VAT）など

の消費ベース課税へと移行している．実際，付加価値税の持つ財源可能性と，他の財源への圧力が組み合わさって，付加価値税を採用する国の数が劇的に増加した(図3.3)．

自由で開放的な貿易体制は，経済政策の他の要素に対しても強力な規律を要求する．なぜなら経済が開放的であればあるほど，より対外リスクにさらされ，整合性のない政策を追求するコストもより高くなるからである．結果として，貿易の占める割合が相対的に大きい経済は，小さい経済よりもおおむね財政赤字は小さくなる．国際条約の規則や慣習を遵守する必要性があることもまた，よい行動を導き出す．

健全な政策をとらない経済では，完全な国際貿易や国際投資が行われることはない．しかし，統合しつつある世界経済の一部に組み込まれることは，新たな危険性も生み出す．財市場や資本市場が開放されている場合には，規律のない金融政策の結末を国家が抑え込むことは困難である．もし，あまりに多くの通貨を発行すれば，外国為替市場が瞬時に高いインフレを予測し，その通貨は減価する．この市場のフィードバックによって，国内金利が上昇し，政府の資金調達費用が上昇する．資本逃避，不安定な裁定取引，商品市況の急激な変動が生み出すリスクへの対処としても，よい政策が必要となる．Box3.4は，それぞれの国が新たな世界環境にどのように対応しているかに関する違いをまとめたものである．

対外資本流入は，政策決定者に規律を課する．資本流入は，実質タームで為替レートを増価させる傾向があり，国際競争力と国内貯蓄に影響を与える．また，資本流入は，短期的な金融不安定に瞬時に対応するため，その不安定化効果は深刻であ

図 3.3　各国は付加価値税の利点を発見した

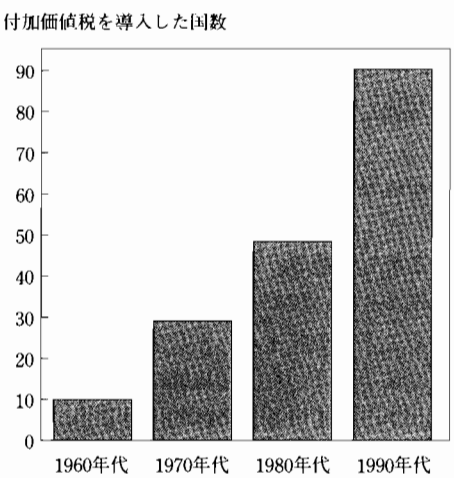

(出所)　Tanzi 1995(b).

る．最近の経験では，この金融の不安定さは伝播し，実際のリスク変化と必ずしも比例せずに，他国または他地域にまで広がってしまう．大規模資本流入を経験する国では，正の財政バランスを維持し，それを急激な資本流出のリスクに対するヘッジとしての予防的貯蓄として使用する必要がある．資本流入は，為替レート政策に大きく関係する．つまり，たとえば固定為替レートは，もし，その国の金融市場が脆弱であれば，もはや機能する政策オプションとなる可能性が低いということである．要するに，政府の経済管理の質が決定的に重要となるのである．

資本逃避と金融危機のリスクは，1994～1995年にかけてのメキシコの経験がわかりやすく示している．メキシコでの信頼失墜の重要な理由は，きわめて大きな経常収支赤字がありながら，ペソの為替レートが過大評価されていたことにあった．1994年末，外貨準備が国内マネタリー・ベース水準以下に落ち込みながら，当局は必要であった金融引き締めの実施に失敗した．政策がより整合的であれば，信頼の失墜は限定的であっただろう．

開放経済は，世界市場で起きる価格ショックにもさらされている．エネルギー価格，食糧価格は，特に不安定であり，その国の対外収支と財政収支に影響を与える可能性がある．為替レートと金利もまた不安定である．慎重な経済政策としては，過大な借り入れをせず，新規借入範囲を維持し，適度な外貨準備の維持，また中期的にはいっそう多様化した経済基盤の確立によって，負のショック（輸入者に対する急激な価格上昇，輸出者に対する価格下落）への未然防止策が要請される．

経済に正の影響を与えるショックは，負の影響を与えるショックと同じくらい対処が難しい場合が多い．正の経済ショックへ慎重に対応することで，偶発的に得た利得を将来のために確保しておくことも可能である．1990年から91年の湾岸戦争は，石油価格を上昇させたが，ナイジェリアはそこで得た石油所得を財政支出拡大に使用した（図3.4）．よって，ナイジェリアの1990年の財政赤字は，大幅な歳入の伸びにもかかわらず拡大した．石油価格が下落し，収入が落ち込んだ1991年も財政支出は1990年と同じ高水準にとどまった．対照的に，インドネシアは石油価格上昇による歳入増にもかかわらず支出の伸びを収入の伸び以下に抑え，財政バランスを維持するため石油収入を準備基金に予算配分し，財政規律のある対応を行った．

よい政策は達成されにくい

よい政策の処方箋は知られていても，その処方箋を気にかけないために依然としてパフォーマンスが悪い国があまりに多い．このことから「悪い」政策を維持する政治的・制度的インセンティブがいまだに存在していることがわかる．

開発の観点から見た「悪い政策」が，政治的影響力の強い集団に有効に便益を与える政策であることは多い．インフレ，為替レートの適正水準からの乖離といった多くのマクロ経済上の問題は，実際，民間部門に予期せざる課税をもたらし，経済

便益を再分配する隠れた方法である．同様に，市場活動へミクロ経済的な制約——輸入制限，国内独占特権，規制の官僚的形式主義——を幅広く課すことは市場にすでに参入している強力な企業や，政治的優遇を受けた他の社会的部門を庇護するように働く．

いくつかの国の政治システムには，慢性の財政赤字を生み出す構造がビルトインされている．議員は互いに便宜を図りあい，それらの便益を誰が負担するのか特定することなしに，お互いの有権者の利益のために票を投じることを約束し合う．そして，財政赤字が拡大する．

歳入が不足し，また政治家に支出削減の意思がない場合，政府は効率性の見地からみれば望ましい，新たな課税または税率引き上げを実施するか，それとも，いわゆるインフレ税，つまり，貨幣を減価して政府支出をまかなう，実質的な所得課税などの目に見えない税を課すか，どちらかを選択しなければならない．後者が，比較的簡単である場合が多い．正式の税収増には，効率的かつ真摯な税務行政が必要であり，財政構造改革がまず必要となる．付加価値税の税率変更には，議会の議決が必要であり，時間がかかり政治的妥協も必要である．しかし，インフレ税の増加には中央銀行への大臣指示さえあればいいのである．

目的はよくとも，政府がインフレ税などの目に見えない課税——それが長期的には膨大なコストを生み信認が傷つくとわかってはいても——を使わざるをえない場合がある．インフレ税で資金を調達したことのある政府が，今回の政府債務は将来のインフレによって回避しないということを，または，債務不履行しないということを，潜在的な債権者に信じてもらうことができるだろうか．この政府が労働組合

図 3.4　ナイジェリアと異なり，インドネシアは最近の偶発的な石油収入を慎重に管理した

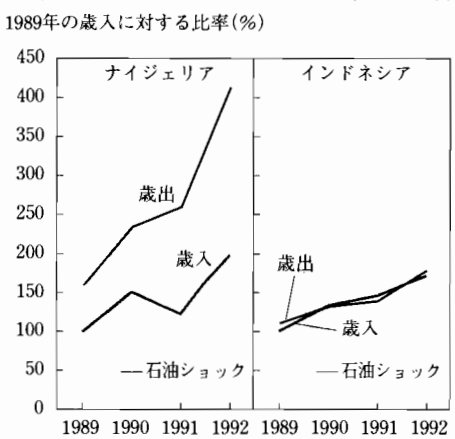

(出所)　IMF 各年版(b).

のメンバーに向かって，将来生活費が上昇して実質所得が減少することはないと，信じさせることができるだろうか．もし，政府が信用できないならば，投資家は政府債券に高い金利を要求して自分を守るだろうし，労働者は大きな賃上げを要求して自分を守るだろう．彼らの疑念は，自己実現的になりかねない．つまり，政府は，金融政策を緩和して実質賃金と実質金利を上昇させることで，投資家と労働者が考えたとおり，インフレを引き起こすように強いられる可能性がある．

こうした間違った，しかし強固な制度上のインセンティブは，政策改革をきわめて困難にする．そして，改革が開始されたとしても，政府が政策意図の真摯さを伝えられない限り，実業界，労働者，消費者の疑念が，ことあるごとに実現されてしまう．

よい政策を固定する

ひとたび改革がアナウンスされれば，改革の成功は，政府が約束を破らないというシグナルとなる政策を設計し，実施できるかどうかにかかっている．多くの固定メカニズムが考えられるが，すべては同じ基本的論理を持つものである．つまり，公約違反を生むどんな衝動も抑制するようなチェックを行うことである．もし，制度能力が十分高く，予期せぬ出来事へも素早く対応できる柔軟性を持っているならば，これはより望ましい．だが制度能力が低いのであれば，自己制約を堅持し，その制約が課す硬直性にしたがったほうが，長期的目標の達成には好ましいことが経験からわかっている．この事例は財政・金融政策に関するものであり，規制分野の他の事例については，第4章で論ずる．

財政政策　マクロ経済の不安定の多くは，財政上のインバランスから発生している．最近の研究によれば，予算編成制度の変更で財政パフォーマンスを大きく改善させうることがわかってきた．

予算作成においては透明性の強化が特に重要である．予算の不明瞭さは，社会全体に対しては損失を与えるかもしれないが，特定権益集団に便宜を与える費用をあいまいにし，または，短期的浪費が生む長期的費用を低く見せることで，政治家に対しては恩恵を与えている可能性がある．また，予算編成過程が透明でないと，予算外支出やあまりに楽観的な歳入・成長予測といった，いわゆる「創造的会計」がいとも簡単に可能となってしまう．いうまでもなく，すべてのこうした欺瞞が支出管理をより困難とするのである．

予算編成，また議会での承認方法も重要である．実証的研究によれば，たとえばある国が予算作成にヒエラルキー型アプローチ――各部局の支出を総合する力を大蔵省に集める――をとっているかどうか，それとも，各部局が平等に責任をもつアプローチをとっているかどうかが重要な点となる．原理的には，ヒエラルキー型アプローチは「トップダウン」型支出管理を可能とし，予算のそれぞれの部分を拡張

しようとする国会議員の行動範囲を制限して財政規律を強化するはずである．

ラテンアメリカの12カ国に関する最近の研究によれば，透明度の高いヒエラルキー型アプローチによる予算作成が予算の制約に効果的である（図3.5）．部局が独立して不透明な手法で予算を作成する国は，財政赤字が大きくなる傾向にある．最も透明性が低く，最も階層的でない国々では，公共部門赤字は平均でGDPの1.8%であった．中位3分の1では平均で1.1%の財政黒字があり，階層的で最も透明性の大きい上位3分の1の政府では，平均で，1.7%の財政黒字を記録している．この結果は，財政管理の強化を図っている国は，バランスシートだけでなく，支出のインセンティブを形成する制度環境をも吟味する必要があることを意味している．

金融政策　よく機能し，独立性が高い中央銀行は，回避できない外的ショックに柔軟に対応できる一方，政治的理由による通貨膨張の脅威を有効に縮小できる．自国の金融政策に信認を求める国の多くは，高い独立性をもつ中央銀行モデルを選択している．

一般的にOECD諸国の中央銀行は高い独立性を持ち，成長率を鈍化させること

図 3.5　よく設計された予算組織によって大きな財政赤字が回避できる

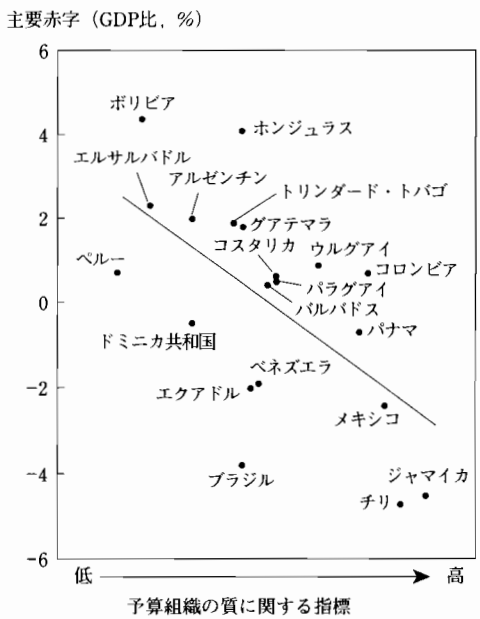

（注）財政赤字は1980-92年の平均である．予算組織の指数は国家の財政局長に対する調査報告に基づき，10の要素からなっている．

（出所）Alesinaの背景論文．

なくインフレ率を低く抑えているために，中央銀行の独立性が高く評価されている．しかし，同様のパターンを途上国に求めると，中央銀行の独立性をどのように定義するかに応じて，さまざまな結果が出てきてしまう．たとえば，1990年代初頭にロシアは独立した中央銀行へと移行したが，これがインフレーション抑制につながったとは思えない．途上国に関してはこのようにより複雑な結果を生むのであり，独立した中央銀行を通じた通貨発行の抑制は，単に命令さえすれば可能となるわけではない．公務員の恣意的行動に対するチェック・アンド・バランスのシステムを事前に作り上げることも必要とされるのかもしれない．

インフレに対する姿勢が社会一般の人より強硬な保守的な人物を中央銀行総裁に選び出すことは，危険はあるにせよ，途上国が独立性の高い中央銀行システムから便益を得ようとする際の1つの方法であるだろう．もう1つの方法は，目標そのものの決定は政治に委ね，中央銀行には手段としての独立性を持たせて目標達成にむけて日常的に政策を設定させる方法である．第3のオプションは，公約したインフレ目標から逸脱した時に何らかの罰則を中央銀行総裁に課す契約を結んでおくことである．これは，総裁となる人物の個人的評価に依らずに，保守的な中央銀行総裁を雇用する効果と同じようなものである．

独立性の高い中央銀行のインフレ抑制への効果がまちまちであるところから，通貨発行を確実に抑制するようシグナルし，同時に，外的ショックに柔軟に対応する能力を維持するメカニズムを途上国に設置するのはそもそも不可能なのではないのかという疑問が生ずる．こうした国々は，硬直的なメカニズムを通じたコミットメントか，まったくコミットメントしないかどちらかの選択しかないという可能性もある．これまで以下のような多くの硬直的な方法が試みられてきた．

- アルゼンチンは，長いインフレの因襲から抜け出すうえで，1991年4月に通貨兌換法を制定し，中央銀行を基本的に準通貨委員会へと変更させた．貨幣残高は，完全に外貨準備によって裏付けられていなければならない．
- ラテンアメリカ諸国の多くは，物価を固定し，民間部門期待を調整するために名目固定為替相場制へと移行した．固定レートは，短期外的ショックを吸収するための為替切り下げ政策を利用できなくする．しかし，1994年のメキシコのように，名目固定為替レートは，資本流入または国内政策によって実質為替レートがトレンドから乖離すると，危険なほどに不安定化してしまう．
- 仏語圏アフリカ諸国のほとんどが，CFAフラン圏とその超国家的中央銀行に加盟している．中央銀行信用の各国政府への供与は，前年度に徴収された税収入の20%に制限される．これにより，各国が一般的な租税をインフレ税により代替できないようにしている（Box3.5）．しかし，経済成長がマイナスになると，1980年代に起こったように，同じメカニズムがデフレを引き起こす可能性もある．

こうした強硬なアプローチは，時間との厳しい競争を強いられるリスクの高いアプローチであろう．政策転換の費用を上昇させることで，その政策を政府が採用し続けるという信頼が生まれる．しかし，外生的ショックや政策の副作用に対する政治的反対があまりに大きければ，この政策は再検討を迫られる．その時点で時間との競争に勝利した国では，通貨発行抑制に関してもっと柔軟な方策を設定しているか，または柔軟な戦略を採用してもそれが政策転換と受け取られないほど高い信認を獲得しているだろう．

人的投資とインフラストラクチャーへの投資

一般的によく機能する市場は，経済に必要な財・サービスの最も効率的な供給手段となるが，常にそうであるとは限らない．特に市場は，ある範囲の集団財，つまり公共財および社会全体への便益を持つ私的財を過少供給してしまう．これらの集団財とは，一般的にきれいな空気と安全な水，基礎的な識字教育・公衆衛生，費用のかからない輸送・通信など，生活の質に大きな影響を及ぼす財・サービスである．また，これらの財・サービスは，その供給を通じて最貧困層の社会厚生と生活の見通しに劇的に影響を与えうるものである．

保健，教育，インフラストラクチャーへの公共投資の収益率は高い

安全な水へのアクセスや伝染病管理は，民間部門を通じては過少供給されるか，それとも全く供給されないタイプの大きな正の外部性を持つ公共財である．途上国では，いまだに伝染病が死亡原因の大きな割合を占めており，貧困層へ深刻な被害を与えている．途上国のほぼ10億人が清潔な水へアクセスできない状態であり，17億人が衛生設備を持っていない．コレラ，腸チフス，パラチフスなどの経水感染の疾病は，依然として多くの途上国で特に貧困層にとっての大きな脅威である．マレーシアのように予防接種や清潔な水の供給など，伝統的に保健衛生部門へ公的介入を行ってきた国では，疾病率，死亡率，特に乳幼児死亡率に大きな変化があることがわかる．

普遍的な識字教育は社会に大きな正の外部性をもたらすために，教育の収益率は初等教育レベルにおいて特に高い．たとえば，女子教育は婦女子の健康状態改善につながるとともに，出産率の低下をもたらす．基礎教育を経済開発の礎石として公的に資金支援し，安定的に関与し続けたことを東アジアの経済的成功の原因とするものも多い．

『世界開発報告1994』で強調したように，インフラストラクチャーへの公共投資は途上国，先進工業国の双方において民間活動を活発化させる．インドの13州の85

地区についての調査から，輸送費用が低ければ，農家は生産物を市場へと運びやすくなり，農業がかなり拡大されうることがわかった．さらに広げて考えれば，新規輸出市場の獲得競争においては，財を最低費用で長距離輸送するための質の高いインフラストラクチャーが必要である．

公的資源は収益率の高い投資に向けられないことが多い

世界中で不可欠な基礎サービスに向けられる資源が，あまりに少ない．公衆衛生支出について，政府は1人当たり4ドルの最低必要額に対して約1ドルしか使っていない．1990年では約1億3000万人の初等教育の学齢児童（その60%は女子）が学校に就学できなかった．アフリカでは半数の児童が学校へ行っていない．女子，農村貧困層，言語的・民族的少数集団の児童はほかと比べて就学率が低い．

1つの問題は防衛，国有企業，社会サービスなどの支出部門間の誤った資源配分である．多くの途上国において，民間市場でも供給できる財を国有企業が生産しており，それらの資金は公共財の供給へと向かえば，もっと意味のある支出となる．トルコの石炭採掘に従事する国有企業は，1990年から1996年の間に35億ドルの損失を出した．タンザニアの中央政府は公衆衛生への支出額の1.5倍を赤字国有企業に支出していた．低所得国での国有企業赤字は1978年から1991年でGDP比平均2.3%に達した．

もう1つの問題は支出部門内の誤った資源配分である．インフラストラクチャー支出と社会サービス支出が，市場や民間でもニーズの大部分に応えられる分野，つまり都市の病院・診療所，大学，都市輸送へと集中する傾向がある．これらへの支出は富裕層に利益を与える反面，貧困層はほんの少しの便益しか受け取れない．

たとえば，政府はヘルスケア・サービスの全範囲へと資金支援する場合が多い．しかし，優先順位としては，貧困層を含む国民の大多数の健康状態を改善しうる衛生部門への公的介入が優先されるべきである．ほとんどの治療において，ヘルスケアは（ほぼ）純粋私的財である．つまり，政府が支出をしなくとも，最貧困層以外の人は自ら対処する方法を見つけ出すだろう．このことから，民間診療サービスが利用可能なマレーシアにおいて，なぜ公的診療サービスの供給が健康状態になんの影響も与えなかったかが説明できるだろう．

初等・中等教育に対する支出を増やし始めた政府もあるが，高等教育は依然，初等・中等教育よりも多くの補助金を受け取っている．たとえば，韓国では教育予算の84%が基礎教育に割かれている一方，ベネズエラでは基礎教育のシェアは31%しかない．ボリビアの教育予算の35%が高等教育に配分されている一方，インドネシアではたった11%しか高等教育へと配分されていない．アフリカでの高等教育偏重はより鮮明で，生徒1人当たりの公共支出は高等教育では初等教育の44倍に達している．極端な例として，タンザニアではこの比率が238対1である．

公衆衛生ではなく治療サービス，初等・中等教育ではなく高等教育へ支出を偏らせることで社会的不平等はより強固になる．ベトナムでの実例として，病院サービスから富裕層が不釣り合いな便益を受け取ることが確認されている．つまり，病院への公共支出がもたらす便益の約30%を最富裕層の5分の1が受け取り，最貧困層の5分の1はたった11%しか便益を得ることができなかったと推定されている（図3.6）．

公共支出の便益が不平等に分配される理由は，どんなサービスを供給するかという政府の決定のせいだけではない．需要の格差，特にジェンダーによる需要の格差もまた重要である．たとえば，コートジボアールでは，教育への公共支出のほぼ3分の2が男子へ向かっている．パキスタンでは，少年男子への公共支出は女子の1.5倍であり，男子が便益を享受している．少年男子と女子の教育の需要格差を反映して，より貧困な家庭においてはより相対的に女子が不利な場合が多い．

公的資源のよりよい利用

公的資源を効率的に集合財・サービスの供給へ向けるためには，国家は支出を再配分し，より効率的に資源を利用しなくてはならない．そのためには多くの国にとって，政治改革と制度改革が必要である．制度改革に不可欠な最初のステップは，財・サービスの提供に関する多元的アプローチを容認することである．つまり公共部門は純粋集団的財・サービスの直接供給に焦点を絞る一方（ただし，以下で議論されるように，得られる収益が完全に私的なものであっても，政府は，補助を必要とするグループの消費に対して補助金を与える選択も可能である），財・サービスの供給に民間の参加を認めることである．戦後，インフラストラクチャーや社会サ

図 3.6　ベトナムでは病院サービスの便益は富裕層に向けられている

病院への総支出に占める割合

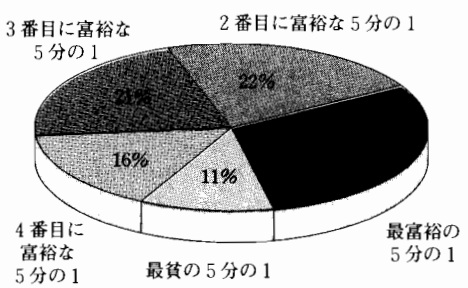

（注）それぞれが，1993年に各所得階層に向けられた支出を総支出中の比率で表している．
（出所）World Bank 1995(f).

Box 3.6　社会サービスの民間供給：歴史的展望

国家が教育やヘルスケアなどの社会サービスの提供に関して重要な役割を果たすと考えられるようになったのは，20世紀になってからである．しかし，これらのサービスを提供する国家能力はさまざまであり，その結果，官民分担の形態は国家によって異なる．

今日の現代教育システムは民間の（しばしば宗教の）イニシアティブに基づいている．インドネシア・西アフリカのイスラム学校やインドのヒンドゥーの導師，またほとんどのヨーロッパにおけるキリスト教会や中国の村落教師など，民間の宗教学校が何世紀にもわたって子どもを教育してきた．しかし一般に，教育はエリートの特権であった．大衆教育は19世紀のヨーロッパおよび北アメリカで始まり，独立後の旧植民地に広がっていった．大規模な公的投資により公共部門学校への就学が広がり，私立学校の役割が縮小した国もあった．たとえばマラウイでは，私立小学校への入学は1965年は全体の77%であったが1979年には10%までに落ち込んだ．その他の地域では，学校への需要に政府が追いつかず，また，公立学校の質への不満を克服できなかったため，私立学校への入学が増加した．

歴史的に，多くの医療サービスは助産婦，伝統的な治療家，近隣の医師によって民間で提供された．第2次世界大戦後，抗生物質が大量生産されるようになってはじめて，西洋医療が大多数の人々に便益を与えはじめた．途上国では，都市化と工業化が労働者団体の形成を促進し，この組織が「疾病基金」を通して健康保険を提供し，公的に資金支援された社会保障制度を求めて運動するようになった．1950年までに16カ国のラテンアメリカ諸国が特定グループに健康保険を提供する法を発効させたが，アフリカでは2カ国，アジアでは4か国しか健康保険は提供されなかった．

1979年にカザフスタンのアルマアタで行われた1次ヘルスケアに関する国際会議では，健康は「基本的人権」であると宣言し，政府が「国民の健康に関する責任」をとるよう主張した．途上国政府のいくつかは国民全体に無料で医療介護を提供するための国家保険制度を創設した．だがこれらの成否はさまざまであり，民間部門がその空白を埋めるように拡大した．たとえば，マレーシアでは，民間開業の内科医が1975年に全体の43%であったのが1990年には70%にまで上昇した．しかし国民の大部分はいまだ基礎的サービスにアクセスできずにおり，他の者も自己資金で民間事業者に依存している状態である．

ービスは，一般的に，公共部門独占の分野と考えられてきており，この分野での多元的アプローチは革新的で，試されていないと考えられた．だが実際には，民間やコミュニティによるインフラストラクチャーの提供および社会サービスへの参加は長い歴史的起源を持っている（Box3.6）．

20世紀になって初めて，まずヨーロッパ，その後各地域で，政府がサービスの主要供給者になり，極端な場合，サービス供給から民間を完全に排除した．政府の役割がこのように拡大したため，国によってサービスはさまざまに進化し，異なる所

得グループ間，また同一の所得グループ内でも，インフラストラクチャーの資金調達とサービス供給に多様な形態が見られるようになった．たとえば，低所得国の間でも，全教育支出における民間部門支出の割合はスリランカの約20%からウガンダやベトナムの約60%までさまざまである（図3.7）．保健支出も同様である．ラテンアメリカ諸国の中でも民間部門の支出比率は大きく異なる．エクアドルでは全保健支出の3分の1が民間による支出であり，メキシコでは43%，ブラジルでは57%に達する．タイでは全保健支出の80%が民間部門による支出である．

さまざまな状況において，インフラストラクチャーや社会サービスの供給を細かく分割することで，役割と能力のよりよい組み合わせを考えることができる．統合された財・サービス供給のシステムの下では，さまざまな種類の活動，つまり民間活動と集団活動，補助された活動と補助のない活動，競争的活動と独占的活動が，すべて単一の公的供給者によって実施されていた．しかし，サービスを分割することで，以下が可能となる．

■　完全に民間市場を通じて資金調達やサービス供給も可能な活動と，集団的要素を強く持つ活動を分け，前者を公共部門支援の対象から排除すること．

図 3.7　世界の教育の官民バランスはきわめて多様である

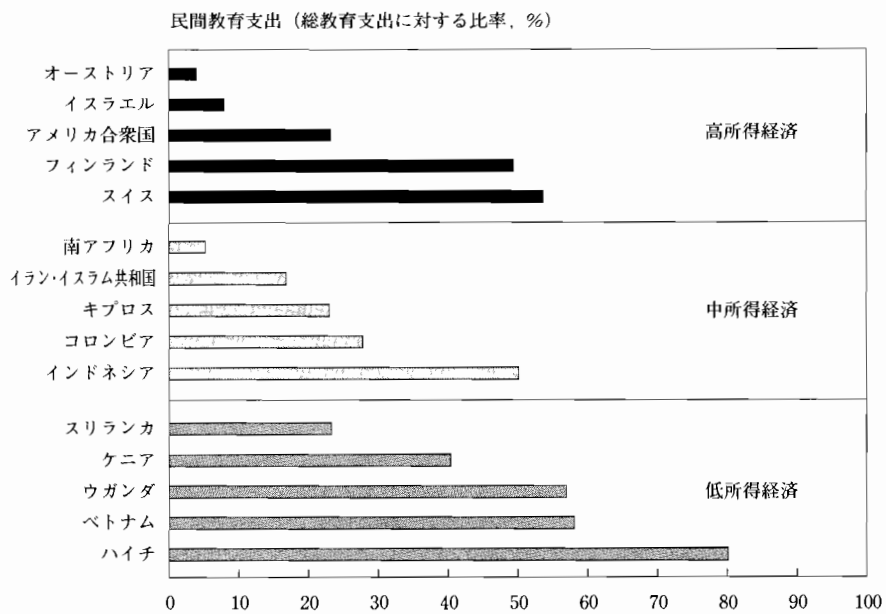

（注）　データは1988年から1993年のうちのさまざまな年度のもの．
（出所）　Psacharopoulos and Nguyen 1997.

■　官民をつなぐ諸制度，たとえばバウチャー，外部契約および同種の制度（第5章はこれらの選択肢をより詳しく検討している）によって，公共部門が供給すべき集団活動と，資金提供は公的だがサービス供給は民間が実施すべき集団活動を分けること．
■　現在では民間が提供できると思われる財・サービスに関し，新たな競争機会を利用すること（第4章での公益事業のように，この新規機会の利用が新たな規制取り決めの必要を生むこともある）．
■　公的資金を使用する対象について透明性を強化すること（公的独占供給者が，さまざまな活動を統合的に実施している場合は，これははるかに困難である）．

しかし組織変革だけですべてが解決されるわけではない．おそらく，最も重要と考えられるインセンティブ環境を変化させるためには，発言を通じて受益者に力を与えること――局所的な情報が効率的供給のカギとなる場合に，供給者と協調して活動するだけではなく，供給者のパフォーマンスを監視し，政治的プロセスを通じて，質に関するコミットメントを強制することである．これをどう達成するかは第7章の主題である．

弱者を保護する

長期的観点から見れば，急速な成長と人的資源への投資が貧困を劇的に削減する．しかし，その国の所得水準や経済全体から生じた利益と関係なく，一部の人は取り残されたままであり，また，別の人は一時的困難に陥っているかもしれない．本節では，国家がどのように弱者保護という課題に取り組んでいるかを検討する．

さまざまな保護手段

表3.1は，弱者保護に関して途上国で採用されてきた豊富な政府のイニシアティブの例である．これらのイニシアティブはすべて，次の2つの広義のカテゴリーのどちらかに分類される：

■　年齢，景気循環その他の状況を理由として，一時的に賃金を得ることなく暮らさざるをえない人々を支援する，年金，失業と他の社会保障プログラム
■　自助不可能な社会最貧困層を支援する社会支援プログラム

先進工業国では，世界中の福祉プログラムに影響を与えた普遍的福祉国家が，この区分をあいまいにした．年金，失業保険，家族支援という主要な移転支出プログラムのほとんどは，大恐慌と第2次世界大戦への対策として，また工業化社会では

表 3.1　途上国における社会保障，社会支援，貧困向けプログラム

プログラムの形態	適用範囲と地域パターン	設計課題と教訓	成功例
年金	移行国ではほぼ普遍的，サブサハラ・アフリカでは年金適用範囲はとても狭く，ラテンアメリカでは中程度もしくは広い．賦課方式が一般的．	保険数理上の不均衡が，若年層の大きい国でさえ（特に移行国，ブラジル，ウルグアイ），マクロ経済の安定性を脅かした．移行国では年金受給年齢を引き上げる必要がある．再分配部分を保障部分から切り離すべき．	アルゼンチンとチリの革新的スキーム．
家族支援	中位・上位所得国では社会保障の一部として含まれる．移行経済では企業レベルで普遍的．	中央アジアの共和国では家族規模と貧困は強く相関しているが，東欧や他の旧ソ連諸国ではそうなっていない．貧困の帰着が累進度を決定する．帰着が低い場合，検定方法が費用抑制のためにきわめて重要．	
社会支援（現金）	移行国では限定的，アジアではまれ，ラテンアメリカとアフリカでは存在しない．	貧困の帰着が比較的低い国に適合する．	チリの家族補助金と老齢向け社会支援年金．
食糧補助金	アフリカと中東では一般価格補助金が支配的．数量規制が南アジアでは普及している．ラテンアメリカでは食糧のための仕事スキームが使われている．食糧スタンプ，ターゲットを絞ったプログラムへのシフトが見られる．	無制限の価格補助金は財政的に持続不可能で，歪みを生み，逆累進的である．脱漏は革新的なターゲット設定で防止可能．栄養プログラムのほうが量的配給や一般補助金よりも費用対効果がすぐれている．労働を要求するプログラムのほうが配給よりも費用対効果が高い．政治経済状況により都市に偏ることが多い．	費用をGDP 2％分も減少し，ターゲット設定を改善したチュニジアの価格補助金改革，バングラデシュの1993年の食糧のための教育プログラム．
住宅補助金	移行経済では普及しており，予算内項目．他地域ではそれほどでもなく，予算外項目．	逆累進的であることが多い．都市貧困層が，低価格住宅生産の増加と促進によりもっとも保護される．共同体組織と協同組合が目標設定に関してより成功しやすい．旧ソ連の補助金は住宅，労働市場の機能を複雑化させている．	チリの民間市場での住宅購入用一回限定補助金．

プログラムの形態	適用範囲と地域パターン	設計課題と教訓	成功例
エネルギー補助金	移行経済とベネズエラなどの産油国で普及.	アジア，アフリカ，ラテンアメリカでは，ガソリン補助金は一般的に非貧困層の消費バスケット内での重要性のため移行経済でもやや逆累進的である．補助金撤廃は都市貧困層に影響を与えるであろう.	
公共事業	インドのマハラシュトラ雇用保証スキームとアフリカ・ラテンアメリカの社会基金は国内的に，また国際援助機関によって融資されている.	保障と支援の双方を提供．貧困が一時的で低技術・労働集約的プロジェクトの余地がある場合に適切である．プログラムの賃金は現行市場賃金を超えないように設定されるべき．現物支払いはより多くの女性をひきつける.	インドのマハラシュトラ・スキーム，韓国の労働プログラムの導入と撤廃.
信用ベースのプログラム	いたるところ（特にアフリカ，南アジア，ラテンアメリカ）で普及.	担保の欠如による借入能力欠如が主要問題．プログラムは金利でなく取引費用に補助金を与えるべきであり，直接目標プログラムでなく地方グループを利用し，受益者を組織化し，償還強制のため借入人と貸出人のインセンティブを組み合わせるべきである．貯蓄部分を必須要素として組み込むべき.	バングラディシュのグラミンバンク.

（出所）World Bank 1996(e).

老人が特に弱者であるという認識にそって1930年代から1940年代に開始された．これらの3つのプログラム，中でも年金は特に国民所得に占める比率が急速に上昇し，世界中の富裕国が福祉プログラムのいくつかの側面に関し再考を迫られている（図3.8）．福祉国家へと深く傾倒し，貧困撲滅では抜きん出た実績を持つスウェーデンでさえ，得られる社会便益と重い経済費用（しばしば目にみえない）のよりよいバランスを求めて改革を開始した.

中東欧諸国や旧ソ連においては，伝統的に国家が社会サービスを広範に供給してきた．市場経済移行以前には，これらの国家は包括的給付を実施していたが，これは先進工業市場経済とは，4つの側面で異なっていた．第1に，システムが国家の保証する完全雇用を前提としていたために，失業保険は存在しなかった．第2に，社会保護は，働けない人々（高齢者や身体障害者など）を対象としていた．第3に，給付は企業単位で分権化されていた．第4に，現物払いの補助金（住居やエネルギー）が重要な役割を果たしていた.

移行に伴う空前の経済縮小と財政緊縮から，中東欧と旧ソ連の国のいくつかは，全般をカバーする社会保障システムを給付する余裕がなくなり，より目標を絞ったプログラムを検討し始めた．現金移転支出の対GDP比は高い．しかし，新しい状況に福祉システムを適応させることは政治的に困難である．ポーランドでは，1988年には移転支出はGDPの9％であったが，1993年には18％にまで倍増した．

OECD諸国とは対照的に，途上国の大半がフォーマル部門の労働者と公務員についてのみ家族手当と年金を給付する“オアシス”のような社会保障システムを設置してきた．この“オアシス”の規模は，1人当たり国民所得に応じて拡大していく．サブサハラ・アフリカの労働者の6パーセントが社会保障システムの対象となり，アジアでは23パーセント，ラテンアメリカでは38パーセントである．公式の失業保険はほとんどないが，公共部門の「最後に雇用する雇用者」としての使用は，偽装した失業保険と考えられる．

途上国は，最貧困層の基礎的ニーズに対して多様な社会支援政策を実験してきた．これらの施策は，現金支給と保険をあわせたもの，価格補助金（食糧，住居，エネルギー），労働集約的公共事業などのプログラムに広がっている（表3.1）．社会支援プログラムの設計においては，国際援助が大きな影響を及ぼす場合が多い．たとえば，1950年代，60年代には米国の食糧援助が一般的であり，特に南アジアで食糧のための労働プログラムが多く採用された．また，特にラテンアメリカにおいて1980年代に社会基金が登場したが，これは社会支援の食糧援助以外へのシフト，ターゲットを絞った支援を提供するうえでの非政府組織（NGO）やコミュニティ・

図 3.8　年金や他の移転支払いの上昇が先進工業国にしのびよってきた

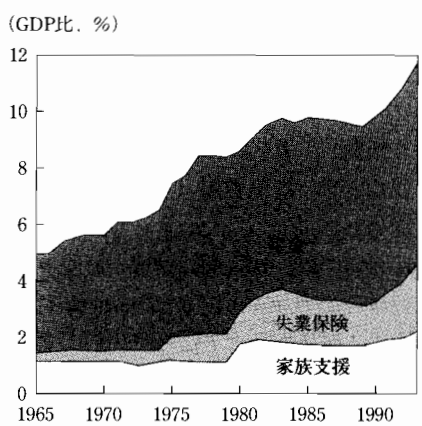

（注）詳細はテクニカル・ノート参照．
（出所）ILO 各年版；OECD 1996．

表 3.2　隠れた年金債務

(GDP比, %)

国家	政府の隠れた年金債務
ウルグアイ	296
ハンガリー	213
ブラジル	187
ウクライナ	141
トルコ	72
中国	63
カメルーン	44
ペルー	37
コンゴ	30
ベネズエラ	30
セネガル	27
マリ	13
ガーナ	9
ブルキナファソ	6

(注)　データは1990年から1996年のそれぞれ異なる年次のもので，4%の割引率で計算された純現在価値である．
(出所)　Kane and Palacios 1996.

グループとの協調へのシフトを反映したものである．労働集約的公共事業プログラムは，特に南アジアとアフリカにおいて，一般的になりつつある．

多くの国において，社会保障と社会支援のプログラムは，弱者保護の目的の達成に失敗している．逆に，社会保障・社会支援プログラムがエリート集団への資源移転を招き，その結果として財政上の不安定がもたらされることも多い．社会保障，社会支援に関しては新しいアプローチが生まれつつあるので，それぞれを順に検討してみよう．

社会保障：オプションと危険

寛大な社会保障プログラムは，ときとして長期的財政政策を破壊する．表3.2が示唆するように，多くの国で隠れた年金債務は，政府の税収確保能力を大きく超えてしまっている．

この膨張する年金債務の理由は，部分的には人口構成上の変化によって説明できる．OECD諸国における過去30年間の年金および他の福祉給付の拡大は，その半分以上は，人口の高齢化で説明できる．また，ウクライナとハンガリーの潜在的年金債務も高い水準にあるが，これも高齢化で説明できる．人口構成変化が年金プログラムに与える圧力は，特にいくつかの途上国において急速に強くなっている．中国の60歳以上の人口は，30年間で9パーセントから18パーセントへと倍増するが，この増加にフランスやイギリスでは1世紀かかった．

Box 3.7　チリの新しい失業保険スキーム

チリには，退職金スキームは存在したが，失業保険のシステムはなかった．政府はPROTACと呼ばれる失業保険を作り出す法案を準備した．このスキームはOECD諸国で普及しているモデルから出発している．提案されたスキームは，失業保険に伴いがちな，労働インセンティブの喪失を回避しようとするものである．まず労働者と雇用者が共同で雇用者給与の4.4%を支払う個人口座を作る．これらの口座は給与の5カ月分まで積み上がり，民間によって（現在チリの民間年金基金を運営しているのと同じ機関であることも可能である）運営される．レイオフされた労働者は勤続年数1年につき1カ月分の給与の受け取りが可能であり，その上限は5カ月分である．そして，失業の際は個々人の口座から月5回の引き出しを行うことができる．辞職により失業した労働者は，月1回の引き出し資格しかない．国家はこれらの失業保険口座を規制し，最低失業給付を保証する．年金のように，この最低保証は口座の資金を使いきってはじめて供与される．したがって個人口座は給与控除として機能するのである．

しかし，問題の根源は人口構成の問題を超えたところに存在する．多くの国で公務員は，年金を貯蓄の一形態と考えずに権利として考える．公務員の退職スキームへの貢献は限られたものにもかかわらず，30年から35年の勤務の後，給与と同額を年金として受け取る．より一般的には，影響力を持つグループは，移転支出獲得の働きかけに成功し，深刻な財政危機に陥ろうがその権利を縮小しようとしない．または，アフリカのいくつかの国のように官僚が社会保障や弱者のための資源を自分たちへと配分してしまう．

これらの問題の原因が何であるにせよ，健全な財政的基礎の上に社会保障を形成しないと，社会保障プログラムが崩壊するか，国が深刻な財政危機へと突入するか，またはその双方という結末になる．改革に不可欠のステップは，政府が社会保障としての目標と社会支援としての目標をしっかり区別することである．特に，貧困層の市民（一般的には社会支援プログラムの対象である）と正式に経済に参加している市民（一般的に社会保障プログラムの対象である）の間でのプログラム目標の格差が大きい途上国では，支援と保障の区別が重要である．経験的にいえば，この区別を行わない場合，事実上，社会保障プログラムの財政的存続可能性が危うくなり（保障対象の者が，資金の裏付けのない給付を求めて政治的働きかけをするため），社会支援プログラムも失敗する（プログラム対象外の者が貧困層のための資源を横取りするため）ことになってしまう．

社会保障と社会支援が明確に区分されていれば，国家は，公共部門が独占している社会保障システムに，民間を参加させ競争を導入できる．競争の導入にはいくつかの方法がある．

- 貯蓄部分が完全に資金の裏付けを持ち，民間により管理され，公的に規制を受ける多角的な強制システムによって，年金を再分配部分と貯蓄部分に分けることができる．再分配は（アルゼンチンのように）均一の公的年金を通じて達成可能である．
- 国家は，年金と同様に失業保険の源としても強制貯蓄を導入できる（Box3.7はこの方向でのチリにおけるイニシアティブを述べている）．
- 日本，スリランカ，イギリスのように企業や個人による公的年金と民間年金の選択が許容できる．
- マレーシアのように，公的保障プログラムの資産管理は，民間部門に外部委託できる．
- 国家が，公的プログラムの理事会に政治的任命ではなく独立した専門家を参加させることができる．

もちろん，民間の資金仲介機関が長期債務と長期資産を容易に整合させうるほど，金融市場が十分発達してはじめて，社会保障サービスの民間供給が機能しうる．しかし，サブサハラ・アフリカなどの貧困地域においても，資本市場が小さいことが民間年金基金の発展の障害となるわけではない．金融部門の発展に関し適切で執行可能な法的枠組みが存在するならば，地域資本市場を設置できるだろう．これは，共通通貨を持つCFAフラン圏諸国には特に魅力的なオプションであろう．サブサハラ・アフリカの資本市場のいくつかは，市場での資本調達規模では最近年金基金を民営化したラテンアメリカ諸国（ペルーなど）での資本市場と比較可能なほどに達している．

社会支援への持続可能なアプローチ

自己資金で行われる社会保障とは異なり，社会支援には公共資金の直接支出が必要である．貧困緩和と財政抑制の目標のバランスが成功には不可欠である．（表3.1はこれまで試行されたさまざまなアプローチを要約している．）これまでは，広く補助金を与えるやり方と，それぞれについて，方策を試行するプログラムのどちらがメリットがあるかについての議論が行われてきたが，今日では双方とも，その限界が明らかになっている．

それぞれの方策を試行するプログラム（受益者の所得に応じて給付が設定される）は管理が難しいため，高い制度能力を持つ国でなければ適当な費用で行うことは不可能である．しかし，広く補助金を与える方法もその魅力を失った――補助金は貧困削減にはコストがかかりすぎ，相対的に非効率である．たとえば，住居やインフラストラクチャー供与による補助金は，結果として高所得の家計に過大な便益

をあたえてしまう（図3.9）．食糧補助金は，主に貧困層によって消費される品目にターゲットを絞るのであれば，より有効となる．チュニジアでは主に非貧困層が過大消費する品目に対する補助金をすべて廃止し，包装を変えたり一般化した中身にしたりすることで製品ラインを差別化したものにのみ補助金を与えることによって，ターゲットを絞らないプログラムからターゲットを絞ったプログラムへと移行できた．これらの改革によって，貧困層に対する食糧のセーフティ・ネットを維持しつつ，食糧補助費を1980年代半ばの対GDP比4パーセントから1993年には2パーセントにまで減少させることができた．

方策試行的社会支援プログラムについても広範な補助金による社会支援プログラムについてもますます疑問が多くなってきたことから，自己ターゲット・アプローチに関心が移っていった．1つは，農村でも都市でも，貧困住民の多い地域への供給に焦点を絞るものである．もう1つは，給付水準を低く設定し，ある種の代償を求めるものである．食糧のための労働プログラムは，これらの要件を満たしている．また貧困地区の零細企業への貸し付けプログラムも，同じく要件を満たしている．Box3.8は，広範な基盤において，成長が伸展し，貧困削減に大きく前進しているインドネシアが，2005年までに貧困を除去するための努力として，どのように多様な自己ターゲット・プログラムを開始したかを述べている．

社会支援プログラムの継続は，財政上の挑戦であると同時に政治的挑戦でもある．疎外された貧困層はどこでも政治的に弱く，財政緊縮政策が採用される際には，慎重に設計されたプログラムであっても，その層への支援が失われる危険性がある．自己ターゲット・プログラム，特に受益者に応分の負担を課す支援は，数少ない対象へとターゲットを絞る支援よりも政治的に弾力的に見えるが，それであってもなお脆弱である．だからこそ政策の根底における課題は（第7章で検討されている）貧困層の関心を伝達しうる発言機会を与え，彼らに自己利益の有効な主張を可能と

図 3.9　途上国の住宅補助金は必要とする人には届かない

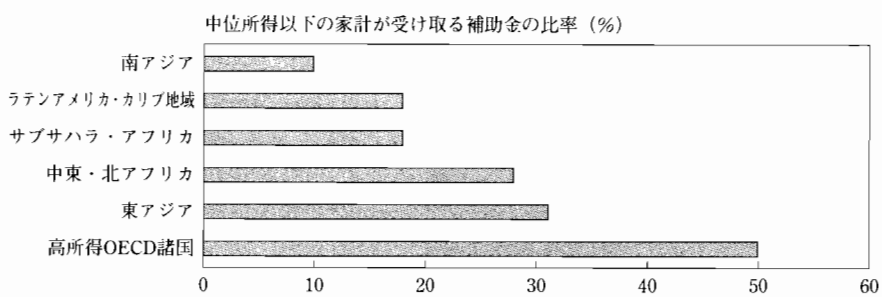

（注）データは1991-92年のもの．
（出所）World Bank 1996(e).

Box 3.8　インドネシアでの貧困削減――どのように社会支援が広範な成長を補完するか

急速かつ広範な基盤を持つインドネシアの成長は貧困削減にめざましい影響を与えた．1970年から1990年の間に公式貧困線以下の人口比率は，56%から15%に減少した．乳幼児死亡率などの他の厚生指標もまた同様の改善を示した．政府は続く10年間で絶対的貧困を根絶するという野心的な目標を定めた．挑戦課題は，現存する貧困層が，天然資源賦存が乏しく，人口密度が低いといった社会経済的特徴をもった，隔絶された貧困地域に集中していることである．いくつかの目標の下に近年，介入が開始されたが，それには次のようなものがある．

- 1994年に開始した「インプレス・デサ・テレルチンガル(IDT)」プログラムは開発の遅れた農村に向けられている．プログラムは年間総額2億ドルの贈与を，2万の村（全インドネシアの村のうち最も貧しい3分の1）に，所得創出活動の資本として用いられるよう配分する．このプログラムは，公共事業プログラムと結びついている．
- 1996年に開始した「繁栄する家族」プログラムは，小規模な贈与と補助金付き信用を通じ，非IDT村落に居住する，生活水準が一定以下の家計の生活条件の改善を目的としている．
- 移民プログラムの下では，約75万家族（360万人以上）が政府の費用負担で人口過密のジャワからやや過疎の外部島嶼部に移住した．このプログラムは貧困の原因である土地無し農民に対処するため，新移民へ農場や他の給付を提供することを目的とするものである．
- カンポン（スラム）改良プログラムは，人口過密で低所得の都市住民に対し，社会サービスとインフラストラクチュア供給の改善を目的としたものである．

することである．

戦略オプション：基礎条件をよりよく実施する

4つの経済・社会的基礎条件はそれぞれが個別の挑戦であるが，共通の要素もある．

第1に，優先順位付けがきわめて重要であることである．本章にて示したとおり，全体として，国家が中心的公共財・サービス，法の基盤，安定したマクロ経済，基礎的公衆衛生，普遍的初等教育，適切な運輸インフラストラクチャー，最低限のセーフティ・ネットをいまだに完全に供給できていない国があまりに多い．同時に，国家は，民間市場が供給可能な財・サービスを多く供給しすぎている．そのため，特に制度能力が低い国々では，国家の役割を基礎条件の整備に絞ることが緊要であ

る．

第2に，民間競争市場と自発的行動をうまく使うことで，制度能力の低い国家の負担を大きく減少させながら，開発を支援できる．その際，あくまでも基本となるのは市場を支援する環境の中での，市場主導の開発である．そのうえで，高等教育や治療サービス，年金その他の形態の保険など，多くの国で公的供給されている多種の私的財・サービスの市場を通じた供給が可能となる．さらに広い分野で，貧困除去のための社会基金や初等教育の質の改善，NGOや共同体の参加促進などを通じて，改革によって社会サービス供給を大きく改善できる．公共機関が弱い国では，市場を利用すること，民間企業や他の非政府のサービス供給者を社会サービスの供給へと参加させることに，高い優先順位をつけるべきである．

最後に，国家はその行動に対する人々の信認を改善する方法を探求する必要がある．短期的には，弱い国内制度を強化する一方，たとえばIMFの安定化政策など対外的機関と強く結びつくことによって，その政策への取り組みの強さを伝えることができる．しかしながら，第3部で検討するように，長期的にきわめて重要なのは，国内制度に根ざした自国のコミットメント・メカニズムの構築である．

市場を強化する――自由化，規制と産業政策

政府の果たすべき中心的役割は，第3章で議論した経済・社会的基礎条件の確保にあることに異論をはさむ余地はない．しかし，規制と産業政策における国家の役割については，あまりコンセンサスが形成されていない．戦後すぐの国家主導開発戦略の勃興に応じて，多くの国で政府規制が急激に増加した．だが自由化が進むにつれ，非生産的と考えられる規制は廃止されてきた．そして今，政府は，市場改革と急速な技術変化が，規制の課題になりつつあることを理解しはじめている．国家の規制は全廃できない．むしろ，経済や社会の移り変わる需要に適した規制を採用するだけではなく，そして，これが最も重要なことだが，当該国の持つ制度能力に適合する規制アプローチを採用することが国家の任務となる．

国家の役割と制度能力との適合に留意することで，国家の行動に関する，矛盾するとも思える処方箋を調和できる．たとえば，通信などの複雑な産業においては，市場のルールを考案し，実施するにあたって規制当局にはかなりの柔軟性が要求されると論ずる者は多い．しかし，制度能力が低い場合には，主導権を柔軟に発揮する範囲は限られるべきである．そのかわり，国家がコミットメントを守り，恣意的かつ衝動的な行動を控えると企業や市民に確信させて，その信認を獲得することに焦点が合わせられるべきである．

このことは介入政策――工業開発の基礎を作るだけではなく，それを加速させるための介入政策においても――に強く当てはまる．原則的には，政府は介入的な役割を果たす余地があると思われる．しかし，実際には，その介入の範囲は厳しい制度上の条件が達成されるかどうかに大きく依存している．役割と能力がうまく適合する場合を除いて，介入主義的産業政策は完全な失敗をもたらす．

制度能力が低い多くの国が，政府の介入範囲を広げすぎてきた歴史に苦しめられている．つまり，民営化と市場自由化が彼らの政策アジェンダの主要部分を構成している．国家の能力が発展するにつれ，市場を強化し，管理は難しいが効率的な規制手段を使用することで，公共組織と公務員はより高度な集団的イニシアティブを取ることができよう．

肥大化した国家の民営化と市場自由化

政府が民間部門とともに経済開発を支援する方法，そして，政府が競争的市場を支援する規制枠組みを提供する方法に再び関心が集まるようになった．しかし，国家と市場が根本的に調和していない国があまりに多い．民間のイニシアティブは，国家との敵対関係の負の遺産にいまだとらわれたままである．硬直的な規制が民間

のイニシアティブを阻害している．そして市場を独占する特権によって支えられた多くの国有企業が，競争的市場ならばより実りのある結果が得られるはずの経済分野を支配している．極端な場合には，非効率な国有企業が公共部門に管理不可能なレベルに達する財政的，行政的負担を課し，民間のダイナミズムを全面的に阻害していることもある．このような国で国家の有効性を増大させるためには，まず国家の介入範囲を狭める必要がある．

中国やポーランドといった国の最近の経済パフォーマンスをみると，かつての中央計画経済における国家の縮小は相当な便益を生んでいることがわかる．しかし，混合経済体制においても，政府による所有を通じるものか，規制を通じるものかには関係なく，政府支配の緩和は大きな配当を生みだす．

- **高い優先順位を持つ部門へと公的資源を向けることができる**　赤字体質の国有企業から基礎教育へと補助金の方向を転換させ，メキシコで50%，タンザニアで74%，チュニジアで160%，中央政府の教育支出を増加させることができた．
- **低費用かつよりよいサービスへの途が開く**　チリ，マレーシア，メキシコ，イギリスで注意深く実施されたケース・スタディでは，国有資産の売却はすべて正の効果を生んだ．資産売却の便益は，効率的な価格設定，生産性向上，投資増加という形でもたらされた．従来厳しい規制下にあったアメリカ合衆国の5産業の規制緩和は，1990年に400億ドル（表4.1）の利得を生んだ．アルゼンチンでは，ブエノスアイレスの港湾ターミナルの自由化が，80%の使用料削減につながった．
- **民間部門開発の機会が与えられる**　過剰規制は，市場への参入を阻害し，インフォーマルな活動を成長させ，企業に対して規制の迷路を案内し手助けするだけの新規産業を創出したりする．過剰な規制を取り除くことで，柔軟に，かつ低い取引費用で市場が機能するようになる．

肥大化した国家の縮小は，技術的な挑戦であると同時に政治的，制度的挑戦でもある．現状維持による便益を受ける強力なグループの抵抗に直面しても，改革を進めることができるかどうかに肥大化した国家の縮小の成功はかかっている．第9章では，最も有効な改革の開始，持続方法について一般的な検討を行うが，ここでは，より狭義の市場自由化と民営化のプログラムに焦点を当てよう．

市場自由化と民営化を促進するイニシアティブは，3つの重複する局面——改革への準備，改革を可能とするビジネス環境の創設，そして国有企業の民営化（または資産流動化）——に分解できる．政府が改革の準備を開始する際に，透明性は不可欠である．理想的にいえば，透明性の高い改革の準備には以下が含まれるべきである．

表 4.1　アメリカ合衆国の規制緩和による厚生改善の推定

(10億ドル)

産業	消費者便益	生産者便益	便益合計	潜在的便益
航　空	8.8-14.8	4.9	13.7-19.7	4.9
鉄　道	7.2-9.7	3.2	10.4-12.9	0.4
トラック輸送	15.4	−4.8	10.6	0.0
通　信	0.7-1.6	‥	0.7-1.6	11.8
ケーブルTV	0.4-1.3	‥	0.4-1.3	0.4-0.8
証券取引	0.1	−0.1	0.0	0.0
天然ガス	‥	‥	‥	4.1
合　計	32.6-43	3.2	35.8-46.2	21.6-22.0

(注)　‥は入手不能.
(出所)　Winston 1993.

- 財政その他の目的はせいぜい2次的な重要性を持つにすぎず，競争的市場経済に向けて束縛を解くことが主目的であるという声明を出すこと.
- 民営化を補完するために，どの規制が有益で，どの規制が撤廃されるべきで，どの規制が強化されるべきかの評価基準を明確にすること.
- どの国有企業が赤字を出すか，そして，その理由は何かを評価するために，(銀行借り入れに関する情報を含む) 財務諸表や公共予算の準備をすること.
- 国有企業の資産売却の際の開放的かつ競争的メカニズム（入札など）を特定すること.

このような準備にはさらに正当な根拠がある．これらの努力は，その国は本当に改革の準備ができているか，つまり主要な政治主体が改革を望み，その望みを行動に移すことが政治的に実現可能であると考えているかどうかを示すことが多いからである．もし政治的意思が欠如しているならば，それ以上の努力は無駄である．実際，もしこれらの努力が気まぐれな政策変化の1つであるならば，これらの努力は非生産的なものとなろう.

初期段階の準備が済んだところで，競争的民間市場を支援するビジネス環境の整備が改革の第2局面となる．この環境には，参入と競争を容易にするゲームのルール，そして，財産権の強化と（特に記すべきことだが）金融市場を含む市場の強化を可能とする法的・規制枠組みが含まれている.

ビジネス環境の早期改革により生まれる経済的利益は，それが民営化の前段階であってさえ大きなものである．その第1の利点は，民営化の利益が単に公共部門財源から民間の独占企業に移転される結果に終わるのではなく，国外，国内競争の強化を通じて民営化の利益が大部分の消費者へと転嫁されるところにある．そうでなければ，民間の独占企業が強力かつ堅固となり，経済にいっそうの競争を導入する

Box 4.1　メキシコの規制緩和責任者

1988年，メキシコ大統領は「規制緩和責任者」を指名した．毎月，この官僚は大統領とその経済閣議に直接報告する．メキシコにおけるすべてのビジネスは，大小にかかわらず，この責任者の事務所に等しくアクセスすることができ，規則や規制の負担についての不満を述べられる．彼の事務所は不満を受け取ったら，なぜ規則が存在しているのか，その規則が他の規制とどのように関連しているのか，そしてその規則の効力を継続すべきかどうかを検討しなければならない．この事務局は厳格な時間表に基づいて実行される．もし45日間以内に係争中の規則について維持，改正，廃止の判断をしなかった場合は，規則は自動的に無効となる．

規制緩和責任者の働きは，最初の4年間，メキシコの改革を大幅に加速したという幅広い信認を得た．規制と格闘する民間ビジネスマンに対する有効かつ責任のある担当者を政府の最も高いレベルにつけたからである．この成功の背景にある要因は次のものである．

- 規制緩和責任者の決定に従うべきことを，官僚と市民の双方にシグナルする大統領の明確な支援．
- 規制緩和責任者の決定を却下することができるのは政府の最高レベルのみという事実．
- 決定を実施しない公務員に対する厳しい罰則の設定．
- 迅速かつ目に見える結果をもたらすタイム・リミット．
- 規制の経済的成果や他の規制との相互関連，そして行政上の必要性について熟練した規制緩和責任者の事務所スタッフ――政府全体にわたる規制緩和のプログラムを，個人のみで有効に実行できる人は存在しない．
- 最後に，権力を持たない者，影響力を持つ者を問わず公平なヒアリングを行い，公平で整合のとれた実績により，公務員および大衆からの信認を勝ち得たこと．

際の制約となる可能性があるからである．第2の利点は，もし明確な規制の枠組みが整備されれば，応札者は民営化の対象となる企業の経済的ポテンシャルについてのよりよい認識が可能となり，リスク・プレミアムが低くなることによって，政府は高い入札価格を享受できるからである．

より広い意味では，ビジネス環境の自由化は，1つの改革が次の改革をより容易にするという「良循環」を作り出す強力な触媒作用を持つ．ビジネスの環境が競争的であればあるほど，企業，官僚，労働者が利用できる機会や支援の範囲が拡大し，機能障害を起こしている規則や機関を解体したり，国有企業の資産の売却や民営化に対する政治的抵抗が弱まっていく．この「良循環」が回りだす方法を探すことが挑戦の課題である．改革の初期には，機能不全のシステム下で利益を得ている人々の損失が大きく，改革により利益を得る最終的な勝者の数も，その利益のための政治的働きかけを行うのに必要な大きさにまでに達している可能性は低い．Box4.1

はメキシコが，規制管理の削減に対する初期の抵抗をどのように克服したかを述べている．

ビジネス環境の改善によって改革を支援するには時間がかかり，ビジネス環境が改善されたほうが民営化が実施しやすくなるので，改革者は民営化を後回しにしようとするかもしれない．これは中国において，また韓国や台湾（中国）の初期において採用されたアプローチそのものである．1960年代前半には，台湾（中国）の製造業生産の約半分，韓国の製造業生産の4分の1を国有企業が占めていた．1980年代半ばまでに，民営化の結果ではなく，民間部門の急速な拡大によって，その比率は双方の国において約10％にまで低下した．

国家の「支配外にて成長する」戦略は，いくつかの東アジア経済ではうまく機能したと考えられる．しかし，他の国は，経済的・政治的な考慮から民営化を最優先した．民営化の遅れは，3つの大きな経済的費用を生み出す．第1に，赤字体質の国有企業は，公共財源から（あるいは決して返済されることのない銀行貸し付けという形で）資金を流出させ続けるかもしれない．それらの流出を抑えない限り，財政が不安定化し，すべての改革プログラムをダメにしかねない．第2に，将来の民営化を予想して，今の状況はよくとも，経営者や労働者は国有企業がもっている最も価値ある資産をかすめとる誘惑を感じているかもしれない．第3に，パフォーマンスの悪い国有企業は，自由化や他部門のリストラの障害となるかもしれない．ザンビアでは市場自由化によって，小規模農民の綿花生産と輸出拡大の機会が創出された．しかし，輸出が始まる前に綿花は加工されなくてはならなかったため，自由化から何年か経過した後，実質上すべての国内加工業者が独占国有企業の支配下に入った．国有企業の綿花部門がリストラされてからは，新規市場機会を農民と企業が活用するペースは，めざましく加速した．

民営化を最優先とすることの重要性を所与とすれば，自由化に関連してどのように改革を順序付けるかに関して困難なディレンマが存在する．もし自由化と規制改革を先行させれば，民営化は大きな経済利益を生み，社会への痛みは少なくて済む．しかし，民営化が遅れるにつれ，国有企業の経営陣はその守りを固める．Box4.2は民営化を推進する改革者は，どのようにそのリスクを減少させるかを述べている．

肥大化した国家を元に戻す：2つの主な教訓

肥大化した国家を縮小する試みに関する世界中の経験によれば，成功例には，2つの要素が不可欠であることがわかる．第1は，競争市場へのコミットメントであり，競争市場の働きを阻害する要因を除去しようとする意思である．市場自由化により，新規参入者による雇用や富の創出が可能となる．市場自由化は，潜在的な経済的利益を増大させ，民営化がもたらす困難を和らげる．第2の教訓は，肥大化した国家は国有を縮小させるべきであり，貿易財産業における国有の継続を正当化す

Box 4.2　民営化に対する6つの反対と対処方法

“われわれは公共部門労働者を街に放り出すことはできない．それは間違いであり，労働者はそれに耐えられない”

――労働者の黙認を勝ち取ることが民営化の成功に不可欠である．労働者に株式を供与したり，被雇用者・経営者買収（employee and management buyouts）によって民営化を行う国もある．また，寛大な退職手当てを支払う国もある．第3章に記述されているように，弱者保護のプログラムを開発すれば民営化はいっそう容易になる．

“民営化は，権力を持つ政治家とビジネスマンの癒着の単なるもう1つの方法でしかなく，彼らは人々を犠牲にして豊かになってしまう”

――民営化の過程が大切である．民営化は，購入者を選別するために注意深く特定された事前の基準に従った競争入札に基づいて実施されなければならない．そして，競争入札はマスコミや市民が完全に見通せるように開かれて実施されねばならない．

“われわれの市民は，貴重な国民資産を外国（または国内）の金持ちに渡すことは受け容れないだろう”

――幅広い所有が，民営化への大衆の支援を勝ち取るのに役立つ．チェコ，ロシア，モンゴルにて採用されたアプローチは，株式へと引き換える民営化バウチャーを市民に配布するものである．アルゼンチン，チリ，イギリスにて採用されたアプローチは，市民に魅力的な価格で第1回の株式公開を行うものであった．この2つのアプローチは，企業を有効にリストラするインセンティブと，専門知識を持つ強力な戦略的パートナーを迎え入れる目的で設計された．

“われわれの国内民間部門はあまりに脆弱である．国有企業なしにはわれわれの経済は停止してしまう”

――確かに，金融市場を含め，機能する市場経済がすでに存在するなら民営化はより簡単である．このように，民営化のカギとなる（そして，もしそれが適切ならば民営化に先行する）補完要素は市場の自由化であり，おそらくこれには本章で後述する市場強化のための積極策が伴う．そうであっても，多くの場合，民間活動を制約するのは，まさしく肥大化した国家の強い介入である．この民営化への反対意見は，原因とその結果を混同している．

“民営化は，公共部門独占を民間独占に置き換えるだけである”

――人為的な独占を回避する規制緩和と，非競争的市場での経済力の不正使用を抑制する信用できる規制システムの開発への規制改革は，民営化と並行して行われるべき重要な改革である．

“なぜ，このような精神的衝撃を受けなければならないのか．われわれの国有企業を

よりよく経営しよう”

——もし，政府が予算制約をハード化し，民間企業にも参入・競争を許可し，経営者に適切なインセンティブを与える意思を持ち，そのうえ国有企業のパフォーマンスが改善可能ならば，その意見も正しいだろう．短期的には国有企業改革を実現してきた政府もあるが，残念ながら現実にはこの改革の定着は困難である．『世界開発報告1983』では，世界中のパフォーマンスのよい国有企業のいくつかに焦点を当てた．しかし，1993年までにそれらの大部分の業績は悪化してしまった．

る経済的理由はないが，だからといって国有企業改革プログラムで民営化を開始すべき「正しい」段階もないということである．適切なタイミングは，それぞれの国の改革のダイナミクスによって異なる．

よりよい規制

市場の成果が公共目的を達成するよう，社会が市場に影響を与えようとするならば，高度な規制は役立つ．高度な規制は，環境保護を可能にする．また，高度な規制によれば，たとえば，銀行がそのポートフォリオについて預金者よりも知っているという場合，または，経営者が労働者や消費者よりも生産や消費における健康上，安全性のリスクについて知識を持っているという場合の情報の非対称性の問題から，消費者や労働者を保護できる．規制はまた，競争や技術革新を促進し，独占力の不当な行使を防止して市場をより効率的に機能させる．より一般的には，人々が規制を通じて市場の成果の衡平性や法的妥当性を獲得するようになる．

経済自由化によって，多くの分野における規制が非生産的と認識され，賢明にも廃止された．しかし，依然として伝統的な規制が妥当性をもつ分野もあり，市場自由化と民営化そのものが規制に関する新しい課題を投げかけている．3種類の重要な規制分野である銀行，公益事業，環境に関して以下で説明するように，ここでの課題はすべての規制を廃止することではなく，それぞれの国が，その国の規制の必要性と規制能力に適合した規制アプローチを発見することである．

規制についてのいくつかの新しい理由

金融：管理からプルーデンス規制へ　この10年間でわれわれの金融部門開発についての理解が劇的に変化した．われわれは，今やその国の金融部門深化の程度が，今後の開発の見通しをもたらし，また開発を促進することを理解するに至った．また，政府にとって好ましい経済活動に補助金付き融資を負の実質金利で配分し，金融仲介機関の部門的・地理的多様化を制約する，戦後初期に広範に採用された管理指向の規制は，金融の深化に対して悪影響を与えることもわかった．いまでは金融の市場構造や融資配分に関する規制を撤廃し，自由化を開始する方向で対応するこ

とが，世界でほぼ一般的となっている．

しかし金融部門の自由化は，規制撤廃を意味するのではない．銀行規制の重要性は不変である．規制の目的が，政府の好む方向への信用供与から，金融システムの健全性を維持する方向へと変化しただけである．

銀行は他部門企業とは異なるために，銀行システムには，有効なプルーデンス規制（prudential regulation）が必要である．非金融企業とは異なり，適切な規制がないと，銀行の財務健全性は外部者にとって判断しがたい．その理由はなぜか．第1に，融資残高が銀行の主要資産であることである．銀行がその融資に対する利払いを受けている限り，（外部には知られていないが）借入人が元本返済の資金を持たなくても，より悪いことには，実質的には破産しており，新しく融資を受けてそこから利払いだけを実施していようとも，外部からはその融資ポートフォリオは健全と判断されてしまう．第2に，一般企業とは異なって，銀行は流動性危機に陥ることなく支払い不能状態になりうるからである．支払い不能に陥った銀行が外部にその状況を偽って報告する限り，その銀行は預金を集め続けることができ，または，より魅力的な金利を提供して積極的に預金を集めることもできる．失敗した銀行は，自身の地位を救済しようと，金利の低い預金を金利の高い預金よりも後回しにして，倒産の前にいちかばちかのかけに打って出て，かえって損失を膨らますことが多い．そして第3には，銀行のバランス・シートは判別が難しいためである．特に最近はモニタリングの困難なデリバティブや他の新しい金融商品が，ポートフォリオに占めるシェアを増大させている．

この情報の非対称性は，不安定要素となりうる．預金者は，資金の安全性を危惧して，銀行が困難に陥りそうだという話を耳にするやいなや，急いで資金を引き出そうとするだろう．1つの銀行が支払い不能に陥り破産すると，心配した預金者は他の銀行へと走るだろう．金融システム全体から流動性が失われると，支払い可能な銀行でさえ閉鎖せざるをえなくなる．そして金融システム全体に対する取り付け騒ぎは，マクロ経済的に残酷な結果をもたらす．銀行の財務健全性評価の困難さ，銀行の失敗の広がりと配分に与える効果などのすべての理由から，本節後半にて概説するように，銀行行動は規制や他の公共行動による調節が不可欠である．

公益事業：競争性を保つ規制　公益事業についても規制の重要性が再確認されているが，その理由は技術・組織の革新的変化によるものであり，単なる政策上の概念の変化ではない．公益事業規制の議論は，以前は簡単であった．公益事業は自然独占である．よって，公益事業を規制しなければ，民間の公益事業者が独占行動をとり，産出を制限し価格引き上げを図り，経済全体の効率性と所得分配に悪影響が出る結果となる．現在では，技術変化により新しい競争範囲が創出されたが，この新しい分野での潜在的な競争者は参入前に規制側からの特別な再保証を必要とする．

通信事業においては，アメリカ，ヨーロッパ，アジア諸国の多く，そして，ガーナ，南アフリカなどアフリカの数カ国が長距離電話，携帯電話，付加価値通信サービス（ファックス，データ通信，TV 電話会議）に競争を導入した．たとえばチリやエルサルバドルなどの数カ国は地域固定電話網についても競争を導入した．発電も現在では競争分野として考えられている（送電，配電はそうではない）．中国，インドネシア，マレーシア，フィリピンで民間投資家が IPP（独立事業者）を通じて発電容量を追加して電力不足を解消しており，公的な資金不足から生まれるギャップを民間資金で埋めることが可能となっている．

この新しい環境下で，自然独占性の程度は（おそらく，完全に除去されたわけではないが）画期的に削減された．しかし，依然として，2つの理由から規制は不可欠である．第1に，規制が競争を促進するためである．相互接続の問題を考えればよい．異なるネットワークの相互接続を可能とする有効なルールを10年以上も整備できなかったために，チリの通信規制当局は，支配的な既参入企業にシステムをどのように進化させるかを任せたままに放置し，競争を阻害してきた．裁判所で多くの論争が行われた結果，1994年にやっと通信複数キャリア制が導入された．現在では，顧客は長距離通信サービスを選択できる．数カ月のうちに，6社の新規通信事業者が市場に参入し，長距離通信の価格は半分にまで低下した．同様の接続問題は，発電事業者が共用送電線を通して顧客に電力供給する場合に，電力産業でも起こる．これは，アルゼンチンが，多くの問題のなかでも特に，民営化開始時に取り組まなければならなかった問題である．

規制改善が必要となる第2の理由は，民間投資家に「規制のリスク」に対して保証するには，競争だけでは十分ではない点である．このリスクとは，規制当局や他の公共機関の決定が，費用のかかる新しい要求を民間投資家に押し付けるリスクである．公益事業の資産はその事業に特定的であり，他の使用目的への転換は不可能である．このことは，公益事業者は，運転費用さえ回収できれば操業を継続する意思を有することを意味する．言い換えれば，規制当局によって長期平均費用以下に公定価格が設定された場合などの行政的没収行為に対して，公益事業が金銭的に脆弱であることを示す．その結果として，財産権保護に関して実績が悪い国では，公益事業分野へどのような競争導入のためのコミットメントを行おうとも，民間投資家の誘致はできない．本節後半で示されるように，規制当局に明確に規定された行動経路を取ることを義務づけたメカニズムは，潜在的投資家が必要としている安心を提供できる．

環境：科学と経済学と市民の圧力をバランスさせる　長い間，経済学者は公害を負の外部性と考えてきた．環境は，なんらかの形態の保護規制がなければ，悪い事業慣行の罪なき犠牲者となりうる．財の購入者は価格の魅力的な財を購入し，財の生産者は競争相手の価格より低い価格でその財を供給する方法を追求する．利潤

追求と並ぶほどのインセンティブがない限り，低価格だが環境的には「汚い」方法で生産し，環境については手を抜こうとする誘惑は大きい．

強固な制度を持つ国でさえ，環境規制は非常に困難な仕事である．有害な煤煙や汚染された水，耳をつんざく騒音とそれらがもたらした結果には，スポットを当てやすい．しかし，環境被害の他の形態は，その多くがいっそう拡散しており，公害源に近い者にさえ見えずに，被害者が長期的に苦しむ可能性を持つものである．汚染放出物の計測もまたやっかいである．そして，その環境への影響は，周囲の地域の人口，生態系に大きく依存するものである．

コミュニティ，ビジネス，政治的利害関係者のもつ政治的インセンティブから，予測可能で整合性のある環境規制が実施されるよりも，交渉があいまいな結果を生み出す可能性があることで，事態がいっそう複雑化している．貧困コミュニティは，毎日みじめな交渉に直面しており，当面の生存のための資金と引き換えに長期的な環境悪化を招いてしまっている．民間企業は，きちんと定義された環境規制を守る場合の予測可能費用・便益と，規制を全く回避した場合の費用削減の見込みとを比較してしまう．結果として，環境に対して何も行動しないのが政治的に都合がよいと政治家が判断する（多分積極的介入の裏に隠れていると思われるが）ことが頻繁に起こる．

後節において示すように，このあいまいな風潮の中では，環境規制に対する純粋にテクノクラート的なアプローチが成功する見込みは少ない．特に，規制の制度的基礎が脆弱な途上国において，足カセから解放された民間市場が環境を悪化させる危険性をなくすためには公式のルールに加えて，少なくとも同程度公共の情報や市民の参加に依存するアプローチをとることが必要だろう．

能力が高い場合，規制は信頼度と効率を向上させる

それでは変化しつづけ，相互矛盾を頻繁に起こしている規制への要求にどのように国家は対処すべきなのだろうか．３つの原則がカギとなる．第１に，規制の方法によってさまざまな費用・便益が生まれるが，規制を実施する前にこの費用と便益を明示的に評価しておかねばならない．第２に，この評価には，行政的側面が織り込まれていなければならない．情報を多く必要とする規制形態もあれば，（より簡単にモニタリングが可能な）少量の情報で対応可能な規制形態もある．同様に，計画管理的なメカニズムに依存する規制アプローチもあれば，市場に似た分権的メカニズムに依存する規制アプローチもある．市場に似たメカニズムに依存する規制アプローチは，一般的に情報の負担が少なく，実施が簡単で，効率性も他の規制と変わらない．第３に，国家による制度能力と経済構造の差異は大きく，規制に対するアプローチはそれぞれこの差異を反映してなければならない．

ここで，国家が強力な制度を持つ場合にのみ機能する銀行，公益事業，環境の規

表 4.2　さまざまな規制の経験

	公益事業規制	環境規制	金融規制
制度集約的オプション	価格調整要素の設定を規制者が行う価格上限規制，公聴会を伴う独立の委員会による規制	規制機関や立法府の設定する細則（中央集権的または，好ましくはインセンティブに基づくもの）	有能かつ公平な監督当局による詳細な規制（可能であれば預金保険を含む）
制度負担の軽いオプション	取引特定的な法的合意に具体化され，国内的または国際的メカニズムにより執行可能な単純なルールによる規制	ボトムアップの規制アプローチ：公共情報，市民の発言を強化させる地域のイニシアティブ，地方政府のイニシアティブ	銀行の支払い能力の維持に対して，銀行家と預金者に実質的に関与させるインセンティブ構造

制オプションの「最良の場合」のシナリオを検討することで，これらの原則がどのように実際に適用されるかを示そう．これらの制度集約的なアプローチは，3つの主な要素を組み合わせたものである（表4.2）．

- 複雑な技術的問題を管理するために，行政機関へと依存する．
- 規制当局に，変化する状況に対応するための，かなりの柔軟性を与える．
- 規制機関による恣意的行動を制約する一連のチェック・アンド・バランスの仕組みを使って，規制機関の信認度を向上させる．

銀行の監督　世界中で銀行部門の規制は制度集約的（institution intensive）である．後節では，監督機関が脆弱である場合，どのようにして銀行の支払い能力を維持するかに関する新しいアイデアを議論する．しかしながら，多くの国では，公式な監督がいまだ重要な防波堤となっている．この背後にある考えは，よく設計された規制，有能な監督機関によるモニタリングや執行によって，銀行がそもそも持っている情報の非対称性の問題を克服でき，潜在的に破滅をもたらす銀行危機を回避するか，少なくとも防止することである（Box4.3）．これらのシステムの主な要素には以下のものが含まれている．

- 適正資本規制と参入のクライテリア　最低必要資本規制は，銀行が失敗した場合，銀行所有者にも損失を負担させ，銀行に規律を与える．規制当局は銀行所有者と経営者の適格性と過去の経歴を検討する必要もある．
- インサイダー取引の制限　銀行内部者への融資制限により，不正融資を減少させることが可能となる．同様に，多くの国で銀行の単一借入人への融資が制限されている（一般的には銀行資本の15～25%まで）．この融資制限は，ある銀行顧客が「大きすぎてつぶせない（“too big to fail”）」存在となり，銀行が単にその顧客を生き延びさせるためだけに不健全な融資を行うのを防止している．

Box 4.3　マレーシア政府はどのように金融危機を回避したか

1985年の国際商品価格の突然の下落は，マレーシアの10年以上にわたる活況を逆転させた．1977年の100から，1984年初期には247まで上昇していたマレーシア株式市場指数は，1986年初期には200以下にまで下落した．クアラルンプールの主要商業地価格は，それ以上に下落した．好況時に極端に不動産融資に傾斜していた銀行は，不良債権と疑問のある債務の増大という不安材料に直面していた．

マレーシアの銀行監督はきわめて高いレベルで維持されていたため，不良債権の引当金は大幅に増加し1984年の対貸出総額の3.5%から1988年には14.5%となった．それでも，1985年の銀行の監督検査では，問題のあるポートフォリオから支払い能力が脅かされている（しかし，経営陣はその問題の全容を明らかにするのに乗り気でなかった）銀行が3つあった．さらに，522,000人の預金者と15億ドルの資産を持ち，商業銀行よりも監督が緩やかな24の預金協同組合が厳しい状況にあった．

マレーシアの中央銀行であるネガラ銀行の銀行監督者は，3つの業績が悪化した商業銀行と24の預金協同組合に対する一連の複雑な救済パッケージを考案した．最終的には，銀行危機による損失は，マレーシアの1986年GNPの4.7%にまで上った．

マレーシアの経験から，よい監督が重要であることがわかる．緩やかに監督された非銀行の協同組合の損失が預金の40%であったのに対し，厳しく監督された銀行部門での損失は，かなり少ない預金の2.4%にすぎなかった．そして，マクロ経済的危機が回避された．1987年には経済が回復し，それに伴って株価や不動産価格，そして銀行のバランスシートも回復した．規律正しい救済に無理がなかったこともあるが，早急な行動が問題の早期発見と対応を可能とした．

- 資産分類のルール　融資ポートフォリオの質とリスクをある特定の基準に基づいて分類するよう銀行に要求し，不良債権を定義し識別することで，問題への早期警告が可能となる．
- 会計検査の要請　会計検査の最低必要基準とディスクロージャーの要求により，銀行預金者，投資家や債権者は信頼がおけ，かつ時宜にあった情報を入手できる．

プルーデンス規制と強固な監督システムを構築するためには，行政上高い水準が要求される．つまり，信頼のおける会計，借入人に関する監査情報の保持が必要となる．そして，監督に必要とされる技術を身につけているだけでなく，公平に監督できるほどの政治的独立性を持つ十分な数の監督者が必要となる．

多くの国においては，これらの前提条件なしに，銀行部門の強化をプルーデンス規制と監督システムのみに依存している．その結果はしばしば悲惨なものであった．最近，世界銀行は1970年代後半から1994年までの途上国・市場経済移行国90カ国について，銀行が支払い不能に陥った100以上の主な事例の確認調査を行った．デー

タを入手できた30カ国中の23カ国において，これらの支払い不能により政府が負担した直接損失はGDPの3％以上に上った（図4.1）．絶対額では，先進国での損失のほうが大きい．1995年の日本における不良債権は，公式推計では約4000億ドルとされている．1980年代のアメリカでのS＆L（貯蓄貸付組合）危機の一掃には1800億ドルの費用が必要であった．しかし，相対額では最大の損失は，ラテンアメリカのものである．80年代初期のアルゼンチンでの損失はGDPの半分以上であり，チリでの損失は40％を超えていた．後節では，公式な監督に過度に依存することなく銀行の失敗を防ぐ策について検討する．

公益事業規制のための価格上限　公益事業規制での価格上限規制の使用によって，独立規制当局の権限範囲と恣意的行動に対する制度的チェックの役割が明らかになる．価格上限規制は，公益事業に効率化のインセンティブを与え，技術革新を促進するが，逆に規制当局にも大きな裁量的権力を与えてしまう．価格上限規制の先駆者となったイギリスにおいては，規制当局は，〔インフレ率（年率）－調整要因〕という方式に基づいて，公益事業価格に上限を課した．規制当局側は調整要因

図 4.1　銀行危機はあまりに一般的であり，膨大な財政費用を生む

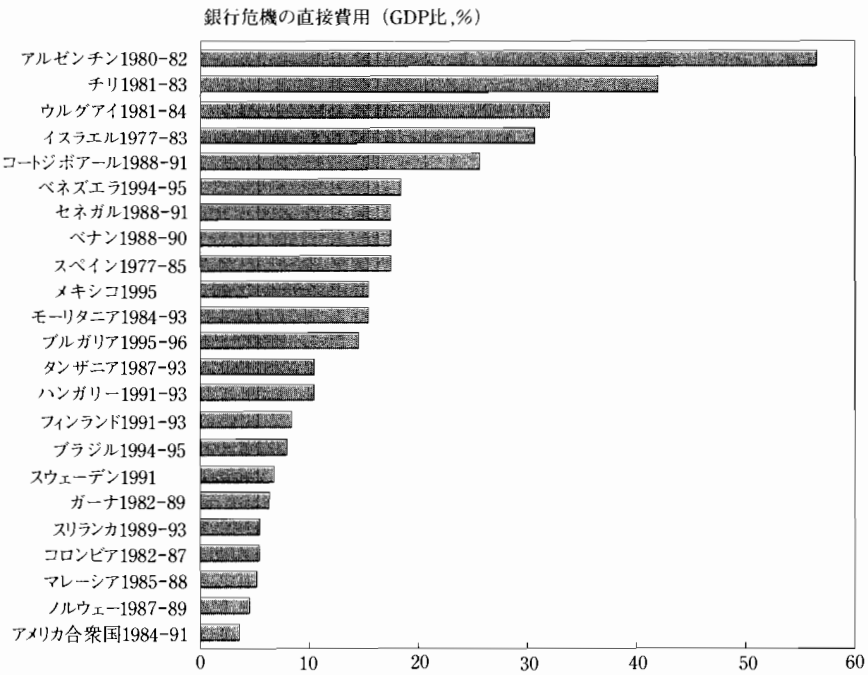

（出所）　Caprio 1996.

のレベルを決定したが，そのレベルはある一定の期間（通常5年間）をおいて変更可能である．

イギリスの規制当局は，注意深く設計されたチェック・アンド・バランスの仕組みによって制約されていた．公益事業者が反対するあらゆる決定は，独占・合併委員会と貿易産業国務大臣の双方の決裁を得る必要があった．これらのチェックは，大規模な民間投資をひきつけつつ，規制への高度に柔軟なアプローチをとることができるほど強固なものであった．もしチェック・アンド・バランスが弱い国においてこのタイプの規制が採用されれば，民間投資家は最初の価格上限を更新する際に，調整要因のレベルが劇的に引き上げられるのが当然と思うであろう．その結果，投資家は投資しないか，または短期的な投資回収を期待して高い収益率を要求するだろう．

環境規制への制度集約的アプローチ　科学者や技術者が，コミュニティやより広い一般市民の関心に十分留意せずに決定を下さないよう，技術的専門性と政治的正当性の両立が常にこれまでの環境規制の中心的課題であり続けてきた．先進国では，強力な制度がこの妥協点を発見するカギとなった．たとえば，フランス，ドイツ，イギリスでは，議会が政策の詳細を環境規制当局に委譲しており，当局は影響を受ける人々に意見を求め，直接の政治圧力に対応する．米国の環境保護局（EPA）による決定は，他行政機関の決定と同じく，公衆がルールの変更に関する事前公告を受け，利害関係者が公式なコメントを行うことが可能である場合にのみ，法的拘束力を持つ．オランダ政府は30～40の環境NGOに対し，その資金の半分以上を提供し，環境法の準備をする際にこれらのNGOや他の影響を受けるグループに意見を求めている．

経済効率性という狭い視野から見た場合，これらのメカニズムでさえ結果は不完全なものである．たとえば，ドイツと米国の双方ともいくつかの重要な汚染物質の排出の削減に驚くべき成果を収めた．しかし，市民の懸念に対応することが理由の1つとなって，両国とも市場やインセンティブに基づく規制方法によれば同じ結果をより低いコストで達成できるにもかかわらず，計画管理型アプローチを採用し続けている．

計画管理型アプローチをモデルとして，新しい規制機関を設立して環境問題への懸念の拡大に対応しようとする途上国で，トップ・ダウン型環境規制の欠点は，いっそう明白となっている．たとえば，ポーランドの規制機関は技術的能力は高いが，1つまたは2～3の大企業にコミュニティ・サービス供給の多くを依存しているコミュニティにおいては，工場長との交渉力が限られていると考えている．チリの環境機関の評価は高いが，排出量の設定，計測が困難であることを理由として，産業排出物取引許可システムの実施に4年をかけた今でも，いまだに実現をみていない．

制度が弱い場合の規制の能力との「適合」

制度の弱い国は，行政官の技量や裁量に依存せざるをえないことから，規則が予測不可能かつ整合的でなくなるリスクを抱えている．これらの国における金融規制や環境規制の課題は，規制機関の権限が信頼できない場合に，銀行の不正や公害などのコストを生む民間部門の機会主義をいかに防止するかである．公益事業では，規制当局が恣意的かつ費用のかかる規則変更を行わないことを潜在的投資家に確信させることが決め手となる．表4.2は，これらの場合に実施できる規制オプションのいくつかを要約したものである．各オプションを以下で述べる．

慎重な銀行行動へのインセンティブを強化する　銀行の所有者，経営者，預金者のインセンティブと利益を，銀行の慎重な行動と両立するように調整できれば，このインセンティブや利益は銀行監督に不可欠な要素となりうる．銀行の歴史をみれば，信頼獲得のためにきわめて高度な自己拘束的な取り決めを行った例がいくつか挙げられている．最近では，世界銀行と欧州復興開発銀行は，ロシアにおいて銀行のインセンティブに影響を与えるために共同でプロジェクトを実施した．このプロジェクトにおいては，銀行がプロジェクト資金の融資を実施するには，国際的会計事務所による年次監査報告書の提出や，慎重な貸出規律の遵守への合意によってその銀行が選ばれる必要がある．

規制を利用して銀行家の関心を呼び起こす方法は，銀行システムの健全性を保全するためのもう1つの制度的負担の軽い方法である．銀行の各取引をモニタリングするよりも銀行の純資産をモニタリングするほうが費用がかからない．適切な純資産を持つ銀行は，慎重な行動をするインセンティブを持つ．次に挙げる手法は，純資産額の増加，つまり，銀行家にとっての銀行の失敗の費用を増加させるのに役立つ．

- きわめて厳しい銀行自己資本要求水準：先進工業国を対象としたバーゼル委員会勧告による，預金の8％という控えめな自己資本（BIS規制）ではなく，20％以上の自己資本．
- 既参入者の銀行営業許可のフランチャイズ価値を高め，銀行営業を継続するインセンティブを強化するための厳しい参入制限．
- 銀行営業を継続させるばかりでなく，預金を増加させ金融深化を加速するために銀行に支店網を拡大させる強力なインセンティブをつくり出す預金金利上限規制．

慎重な銀行行動へのインセンティブをつくり出すもう1つのオプションは，銀行の所有者，重役，管理職などに対する銀行倒産の際の懲罰的条件付きの負債である．

Box 4.4　ジャマイカの通信規制

植民地時代と独立直後を通じて，ジャマイカ最大の通信企業の運営は，法的に拘束され，厳密に規定された40年間のライセンス契約によって決められていた．当時，現在と同じくジャマイカの独立した司法における最終的な控訴審は，イギリス枢密院であった．このシステムは，通信サービスの安定した成長を確保するのに適切であり，1950年から1962年の間に電話加入者数は3倍になった．しかし，新しく独立したジャマイカは，民主的な参加機会が事実上全くないこのコンセッション契約上の制限に対していらだっていた．その結果として，1966年にジャマイカはジャマイカ公益事業委員会を設立した．米国のシステムをモデルとして，委員会は定期的公聴会を招集し，多数の利害関係者からの意見に基づいて規制に関する決定を行う裁量の自由を与えられた．

しかしながら，ジャマイカでは，このシステムを機能させるのに必要な他の制度が欠けていた．米国のシステムが規制の裁量に関して多種の制約（行政プロセスにおけるよく発達した規則，財産に対する憲法上の保護を含む）を課しているのに対して，ジャマイカは事実上，同委員会の決定についてはなんのチェック・アンド・バランスもなかった．その結果，価格規制が段々と懲罰的になり，1975年にはジャマイカ最大の民間通信会社がその資産を政府に売却せざるをえない状況にまでなった．10年間投資が落ち込んだ後1987年に，ジャマイカは通信会社を再び民営化し，この時には，1965年以前と似た，厳密に特定され法的拘束力のあるライセンス契約が使用された．その後3年間の年平均の投資は，それ以前の15年間の年平均の3倍以上であった．

しかしながら，民間投資にはコストもかかった．長期間継続している（そして政治的には排除することは不可能である）地域通信と長距離通信の内部補助を維持するために，民営化の際にジャマイカは単一の通信供給者に対し，システム全体を25年間運営する権利を与えた．きわめて収益性の高い長距離通信網からの収入は，収益性の低い地域固定電話網を拡大するのに使用された．世界的に急速な技術変化の時代に，政治的制約の下で，ジャマイカは付加価値通信サービスで競争していくことができるのか，少なくとも技術革新と生産性向上へむけての圧力を継続していけるのかという議論が続いている．

1930年代半ば以前，米国当局は倒産した銀行の株主に対し2倍の負債を義務付ける慣習があった．おそらく部分的にはその結果であろうが，1863年から1928年の間に4500件の自主的な銀行閉鎖があったが，倒産はたった650件しかなかった．ニュージーランドは現在，銀行に対して報告の透明性に厳しい要求を課すとともに，それに従わない銀行経営者に厳しい懲罰を与えている．

公益事業への民間投資家をひきつけるコミットメント・メカニズム　ジャマイカの通信産業の例は，制度能力と規制の役割の間の相互関係が，民間投資にどのような影響を与えるかをわかりやすく示している（Box4.4）．この例では，政府が，柔軟性を放棄するだけで，持続的に民間投資を誘致する規制のコミットメント・メカ

ニズムを使用できた．ジャマイカでは独立後，通信産業に対する規制が頻繁に変化し，通信産業は柔軟性を犠牲として放棄する場合には繁栄し，裁量的な方向へと雰囲気が変化した場合には発展が遅れることになった．

ジャマイカと異なり，フィリピンは最近まで，大統領の任期を超えてルールが継続するという確信を民間投資家に与えうる規制のコミットメント・メカニズムを設立できなかった．その結果として，1950年代後半から1990年代初めまでフィリピンの民間通信産業は，政治的な投資サイクルに従っていた．公益事業に対する投資は，公益事業を支配するグループと提携した政権が発足すると同時に高まり，その政権末期には減少し，権力者との関係が相対的に離れた時期には停滞した．電力産業においては，政府は，国外での強制力を持つ法的に厳格な「購入・支払い契約」(take-or-pay contract) を民間投資家と合意することで，このコミットメントの問題を解決した．もう1つのオプションは，世界銀行グループが提供するような，行政機関による没収のリスクを含む非商業リスクから民間投資家と債権者を保護する第3者保証を利用することである．

環境保護を支援するコミュニティの圧力　制度が弱い場合には，公共情報とコミュニティの圧力が，環境規制をより信認できる効率的なものにする際の強力な推進力となる．

透明性が高く，情報集約的なイニシアティブの経験によれば，執行可能な公式のルールが欠如している場合でも産業公害の抑制が可能である．たとえば，インドネシアにおいては，1989年に開始されたほぼ自発的といえる河川浄化プログラムによって，100の参加工場の排出総量を1994年には3分の1以上削減できた．1995年半ばに発表されたプログラムでは，工場を環境配慮で格付けして公表したが，これは環境格付けの低い工場のパフォーマンス改善を誘発したようである．双方のプログラムの成功の秘訣は，それぞれの企業がどの程度よい環境市民であるかを実業界の人々，コミュニティ，消費者に明らかにすることによる評判効果 (reputation effect) である．

すべてを公共情報に依存する環境プログラムには明らかに限界がある．河川浄化プログラムに参加した企業の半数近くは，その汚染活動を減少させなかった．情報を駆使したプログラムは，どこに最も大きな問題が潜んでいるかをシグナルするのには役立つが，往々にして，重度の環境汚染企業の汚染を抑制するには追加的な施策が必要となる．そして，国が発展するにつれ，コミュニティの圧力から，環境規制への適合を強制する公式のメカニズムを統合した，より制度的なアプローチへと移行する必要が明らかに存在する．

世界的に共通したパターンとして，ボトムアップのイニシアティブから国レベルでの公式な活動の段階へと進むことが可能である．第2次世界大戦後の最初の20年間，日本は工業化へとまっしぐらに進んだが，環境への影響への関心はほとんどな

Box 4.5　日本の横浜での環境への介入主義

1960年に横浜の地域医療協会が石油精製施設からの大気汚染とそれを原因とする健康障害について申し立てを開始した．その直後に，環境問題に躊躇していた横浜市では，公害防止政策を実施すると公約していた改革派の市長が選挙によって選ばれた．市役所内の新しい公害管理部署（1964年末までに10人のスタッフがいた），住民環境団体，住民代表，学者，企業の専門家から構成される共同の審議会が設立されるまで，大きな動きが続いた．

市は公害管理に対して何の法的権限も持っていなかったが，1964年12月までに新規の石炭火力発電所との大幅な排出量削減の自主合意を取り付けていた．この合意はこの後に続く，他の新規および既存の大規模工場との想定排出量水準20%削減への自主合意の先駆けとなった．その後20年間かけて，横浜市はこれらの自主合意の内容を厳しくし，（公害規制基準を継続的に厳しくした）日本政府の環境規制基準よりも厳しい基準を一貫して維持した．

かった．この環境無視の期間は，国レベルでは環境公害管理基本法が制定された1967年に終了した．しかし，それ以前に，持続的な環境改善に対して，地方における多くの草の根レベルのイニシアティブが活動を起こしていた（Box4.5）．

教訓：規制オプションを明らかにする

不完全市場という現実によって，開発政策におけるアジェンダとして規制が登場することとなった．しかしながら，同時に不完全な政府という現実が，制度が脆弱な場合に制度集約的な規制システムを軽率に制定することに対して警告を発している．成功のカギは，規制で行うべき政策に焦点を合わせ，その国の制度能力に適合した，利用可能な規制の手段を用いることである．各国がよりよい規制を探すためには，以下の2つの質問が役に立つだろう．

公式のルールが，市場の不完全性の是正に必要だろうかというのが第1の質問である．規制に関する過去の実績からは，公式ルールによる市場の規制は，画一的な対応ではなく，他の手段を補完するもの（または最後の手段）として考えたほうがよいことが示されている．加えて，金融，公益事業，環境での規制の経験から，かつてはルールに基づいた解決法が必要と考えられていた社会目的について，現在では競争や人々の発言，自己規制による達成が可能となったことが示唆されている．

その国において，公式のルールが，信頼できる規制へのコミットメントの基礎として役立つために必要な制度的・政治的土台を持っているだろうかというのが第2の質問である．政治的側面からいえば，ある国が自ら制定した規則を遵守できるだけの政治的意思を持つかどうかというのが適切な質問であろう．また，制度的側面からいえば，司法が独立し，公平であるとの評判を確立し，その決定が強制できる

かどうかが重要な課題である．もしそうでなければ，他のコミットメントのメカニズム（ときには領土外の）が必要かもしれない．ルールを変更するための政治的連合の形成が困難な国の場合には，立法化で十分である．他の国の場合には，個別企業との法的合意の際に，この公式ルールを埋め込んでおくことが望ましい．

公式のルールを必要としているのであれば，この公式ルールは理論上のみならず，現実においても機能するものでなければならない．理想論をいえば，硬直的なルールよりも柔軟なルールのほうが好ましい．しかし，現実世界に「適合」するよい規制は，理想世界の効率性の概念とはあまり関係ないものによって構成されている．適切なチェック・アンド・バランスが欠如した国において，確実性と予測可能性を必要とするならば，柔軟性は犠牲にすべきである．一見すると，効率性を満たさないように見える規制が，既存の制度の強さと規制の目的を適合させるという見地からは，唯一かつ最良の答えであることが判明するかもしれない．

政府の介入主義は市場の発展を促進できるか

外部性の存在，競争の欠如，他の市場の不完全性によって私的目標と社会目標が乖離する場合には，国家が規制を通じて厚生を改善できると考える人は多い．国家が，産業政策という積極的介入政策を採用して市場の発展を加速させるべきかどうかという点については，より議論がある．産業政策の理論的根拠は，ここまでで確認した情報の問題や調整の問題が普遍的であり（特に途上国ではより普遍的），問題があまりに大きくて財産権保護制度が機能するだけでは問題が解決しないというところにある．ここでは，本質的に，参加者の少ない未発達の市場での学習にはきわめて費用がかかることが中心に議論されている．先進国では簡単に入手できる情報が，途上国では絶対の秘密となることが，調整を困難にし，一般的な市場の発展を阻害している．

理論的には，このような経済において，政府は情報のブローカーとして，また学習と協調の促進者として行動し，産業開発を支援するうえでの市場促進的（market-enhancing）役割を果たすことができる．しかし，実際に，政府がこの役割を果たすことが可能かどうかは，これまでの議論と同様，その制度能力に依存している．政府のこの役割を積極的に提唱する者でさえ，政府の介入主義によって市場が強化されるのは，以下の3つの重要な条件が満たされた場合だけであると考えている．

第1に，最も重要なことだが，企業と公務員が相互信頼関係に基づいて動かなければならない．企業は，追加的な調整が利益をもたらすことだけでなく，政府と他の企業が行う関連したコミットメントが履行されると信じていなければならない．参加者が，一連の取り決めは状況変化に適応し，十分柔軟であると信じている必要

もある．このことは通常，政府の信頼できるコミットメントに，実施段階から民間部門を巻き込む必要があることを意味している．

第2に，産業開発促進のイニシアティブは，競争的市場の圧力を通じて誠実に維持されねばならない．競争は，他の国内企業や輸入によって，また輸出市場においても発生する．これらの競争形態の少なくとも1つ以上により，企業が挑戦を受けるシステムになっていないと，資源の効率的利用や技術革新へのインセンティブが欠如し，生産性は向上せず，産業の拡大は維持されないだろう．

第3に，一国の産業開発戦略は，比較優位，つまり自然資源，熟練・未熟練労働，資本の相対的な豊富さによって導き出されるべきである．介入主義的政策の提唱者は，介入しなければ企業が投資しようとしない新規市場において，企業がよりリスクを取るように奨励することで初期の比較優位を育成したがる傾向がある．しかし，たとえば低所得国で，いきなりハイテク集約的産業への投資に補助金を与えることを支持するものはほとんどいないだろう．高水準の幼稚産業保護は，それを補うだけの効率性を進める圧力がなければ，持続可能な産業開発を達成するための致命傷ともなりうるというのが広範なコンセンサスである．

実際の産業政策

介入主義的産業政策に対する多種多様のアプローチは，広い意味では，3つにまとめることができる．つまり，投資調整，ネットワーク深化，成功者の選別である．最初の2つのアプローチでは，ネットワーク深化よりも投資調整のほうが制度への要請がより強いが，双方とも政府が市場のシグナルと民間活動を改善しようとする試みである．3つ目のアプローチである成功者の選別は，政府が市場にとって代わろうとするものである．

投資調整のイニシアティブ　古典的な“ビッグ・プッシュ”という政府介入主義の根拠は，低開発国での投資は，集団的決定の重要な問題を有するところにある．低開発の市場では，よりよい製品をより多く生産すること自体がその製品への需要を創出することを，企業は認識できないかもしれない．このように，企業間での相互利益が存在するにもかかわらず，実施される可能性の低い投資の調整を行うことで，国全体に便益をもたらす可能性が述べられている．鉄鋼，石炭，機械，造船産業における戦後日本の発展をみると，ビッグ・プッシュの成功に関する厳しい制度的前提とともに，この介入の根拠を説明しうる（Box4.6）．

- 大規模で複雑な事業を効率的に経営できる国内民間部門の存在．
- 競争的な産業開発という目標を参加者間で共有し，その目標の追求のために政府と協力する意思を持つ民間部門の存在．
- 投資に関する民間部門のオプションを評価でき，また，ときには独自の産業分

Box 4.6　日本の鉄鋼産業におけるビッグ・プッシュ

第2次世界大戦後の日本の経済復興においては，機械，鉄鋼，造船，石炭産業の調整された合理化政策が大きな貢献を果たした．機械製造業企業は，高い鉄鋼価格が輸出市場拡大への大きな阻害要因であると認識していた．次に，製鉄産業は石炭が高いことが鉄鋼価格が高い主要原因であると考えていた．石炭価格の高さは，費用がかかる日本の炭鉱からの採炭を続けていること，そして石炭輸入の船舶輸送費の高さの結果であった．

戦時中に育まれた制度的取り決めを基本として，1949年に，日本の通産省は官民共同の審議機関として，産業合理化審議会を設置した．業界団体代表，各業界トップ企業，官僚などから審議会は構成され，29の産業別部会と2の中央部会を含んでいた．このうち，鉄・鉄鋼，石炭，調整の3部会は特に緊密に働き，以下のコミットメントについて合意した．

- 鉄鋼部会と調整部会は，鉄鋼が競争的価格で輸出できるように石炭価格を特定した．
- 石炭産業は，製鉄会社が今後現在の炭価より18%低い水準で石炭を購入することを条件として，国内炭鉱の生産合理化への400億円の投資を承諾した．
- 鉄鋼産業と石炭産業は，鉄鋼産業が石炭産業に支払う目標炭価に合意した．これは国内炭と輸入炭を混合することによって可能となる．
- 鉄鋼産業は，420億円の設備更新投資を承諾した．この投資と石炭価格の下落によって競争的価格での鉄鋼輸出が可能となる．
- 鉄鋼価格を引き下げると同時に，機械産業と造船業では，大規模な輸出志向投資プログラムを開始した．これらのコミットメントは，鉄鋼産業にその投資計画を開始するために必要な国内市場を供給し，輸入炭の船舶輸送費用が削減されるという信認を与えた．

日本開発銀行が（綿密な技術審査と，通産省，日銀との協議の後）控えめに補助された金利での融資を通じてこれらの事業へ参加することに合意した後，日本の大手銀行は投資資金の動員に主導的役割を果たした．

析を行いうる強力な技術力を持つ公共機関の存在．

- 各関係者がお互いのコミットメントに基づいて投資決定を行い，協調することについての全体的コミットメントを傷付けることなく，行動を状況変化に対して十分適応できる相互信認の存在．

このスタイルの投資調整を追求する場合には，大部分の途上国にとって手の届かないレベルの公共と民間の制度能力が前提とされている．1970年代後半から1980年代にかけてのフィリピンの経験は，政策的野心が現実の制度能力に合っておらず，

また投資調整の努力を政府が強力な私的権益の影響を受ける中で実行した場合に何が起こるかを示している．

国内の協力者に対して新規事業機会を創出するという動機も一部あり，フィリピン政府は，1979年にすべてが重工業，かつ資本集約的な50億ドルの「大工業プロジェクト」新計画を発表した．発表後1年以内に，批判者からの圧力に対応して，政府は経済的，財務的精査をもう一度実施することに合意した．その直後にフェルディナンド・マルコス大統領体制の崩壊によって政治的混乱と金融上の混乱が起きた．1987年末までに11の事業のうち5事業，50億ドルのうちほぼ40億ドル分が実現不可能として実行延期された．6番目の事業は経済的実行可能性が欠如していたため，放棄された．5億5000万ドルを投じて完成された肥料工場は，今後政府が負担することとなる損失から困窮に陥った．黒字操業していたのは合計8億ドルの4事業のみであった．

ネットワーク深化のイニシアティブ　介入主義的イニシアティブはその規模に応じて公共部門，民間部門の制度能力に高い要求を課すが，イニシアティブ自体がそれほどの大規模である必要はなく，単に投資増大に貢献することもある．成熟した市場システムの中では繁栄している民間同士のネットワークの強化を目的として，介入主義的イニシアティブが実施されることもある．国内，地域内，国際ネットワークは，企業が学習し，機会を得るための源泉である．つまり，特化したバイヤーは新しいニッチ市場を見つけ出し，製品の標準についての情報を提供し，設備供給者は技術ノウハウを移転し，原料供給者は製品・プロセス技術革新を支援し，競争者は新しいアイデアをもたらす豊かな源泉である．しばしばこれら一群の企業，バイヤー，設備供給者，原材料・サービス供給者，産業別組合，設計センター，他の特化した共同組合組織は，地理的に近い場所に存在することが多い．

市場が未発達な国々では，市場を深化させ，ネットワークを深化させるプロセスを開始するために，公的，民間を問わず何らかの触媒が必要となる．これには3つの代表例が存在する．

第1は，輸出者への特別支援である．輸出市場へ参加することによって，企業は世界的なベスト・プラクティスに接触し，そこから学習し，生産性を向上させるようになる．また，輸出は政府の産業開発努力の有効性を計測する有益な指標ともなる．多くの国が輸出者を有利とする政策金融を持ち，輸出促進機関を設置している．数少ない例外（多くは東アジア）を除き，それらの輸出促進機関は高くつく無用の長物となっている．他の輸出促進手段も試みられたが，その成果はあいまいである．世界貿易機構（WTO）のルールによれば，輸出促進のためのこの種の実験は将来は不可能となる．

第2のタイプは，地域のインフラストラクチャー（物的・人的・制度的）の強化に焦点を当てるものである．かつて開発が遅れていた韓国全羅道の歴史をみると，

地域インフラストラクチャーの持つインパクトがわかる．1983年に，韓国南部の全羅道に，最初の大規模工業団地が開設された．この工業団地の成功によって，工業団地の計画，融資，建設，運営の方法について地方が学習でき，他に3つの工業団地が造成された．工業団地の成功はまた，官僚的形式主義のはびこる官僚的な地方政府から，民間との協力と調整を主体とする地方政府へと，ビジネス環境の転換をもたらした．1978年には全羅道は韓国全体の工業面積の7％を占めるのみであったが，1991年までには15％を占めるようになり，この地域の製造業の産出成長率は国家平均を上回るほどであった．

第3の，そしてますます広がりつつあるイニシアティブの形式は，地方・地域政府どちらかの公共部門をパートナーとする官民協力関係である．この官民協力関係には多様な形態がある．

- **個別企業や企業群へのイニシアティブ**　このイニシアティブは，貿易フェアへの共同参加などの特定のイベントである場合もあり，また，企業文化をより協力的な体制へと導くことを目的とする場合もある．有望なアプローチとしては，企業に50％ずつ費用を分担させ，自己資金を出させて新規市場への参入や技術更新をさせるように補助金を与えるものである．この方式は民間の契約者に経営を移譲してしまうため実施が容易であり，また参加企業は費用の半額を支払うため，実際の需要にもとづいてプログラムが喚起される．このプログラムは，現在アルゼンチン，インド，ジャマイカ，モーリシャス，ウガンダ，ジンバブエなど多くの国で実施されている．
- **公共調達を民間部門の競争的開発に使用する**　ブラジルのセアラ州では，サン・ジョアン・ド・アラウル市の経済を変えるために，小規模生産者協会を通じて，革新的な費用重視，質重視の公共調達プログラムを実施している．同プログラムの実施以前には，市には12人を雇用する4つの製材所しかなかった．5年後には，350人を雇用する42の製材所ができ，市の住民9000人のうち，ほぼ1000人程度が直接，間接に材木産業に雇用されるまでになっていた．産出の70％は民間部門であった．

市場を超越する　市場が全くの低開発状態で民間に資源も経験も欠如しており，きわめて大きな情報や調整の問題をかかえている場合は，市場を促進するイニシアティブを実施しても何の効果もない可能性が高い．工業成長を開始させる方法として，国家は公共部門内での情報と判断を利用して，市場の判断を代替しようという誘惑にかられてきた．政府のイニシアティブによって開始された韓国のチェボル（財閥）によるいくつかの新規事業の成功から，成功者を選別するやり方がすべて無駄になるわけではないことがわかるが，この方法はめったにうまくいかないもの

である．

韓国の成功と他国の失敗を区分するのは，他国での努力（韓国でもいくつかはそうであったが）が国有企業によって実施されたのに対し，韓国でのイニシアティブは民間部門を経由したことである．国有企業が実施機関として使用される場合，不正な地位を利用する機会または想像上のロマンティシズムが，実際のところ無限である．多くの国が赤字経営の国有企業に補助金を与え，それが財政パフォーマンス上の大きな損失となっている．国有企業への投資に関しては一般的に残念な結果しか生んでこなかったことから，貿易財の生産は民間企業のみによって行われたほうがよいことがわかる．

産業政策の綱渡り

これらの経験から，産業政策をめぐる論争が異常なほど白熱する理由がわかるであろう．産業政策論争は熱しやすいのである．経済理論とそれを裏付ける証拠からは，市場促進的な介入が成功する可能性も否定できない．しかし，制度理論やその証拠からは，もし介入主義的産業政策がうまく実施されなければ，それは災いをもたらすことがわかっている．それでは，各国はどのように進めばよいのだろうか．

経済学的・制度的見解の双方から見ると，政府の緩やかな介入が要求されるイニシアティブ（たとえば，ネットワーク深化のイニシアティブ）と制度集約度の高い政府の支援を必要とするイニシアティブ（たとえば，投資の調整や成功者の選択）の間には明確な区分がある．制度集約度の高いイニシアティブについては，注意深く検討するか，それとも，異常なほど強い制度能力，つまり強い行政能力，政府の恣意的行動の制約を信認させるコミットメントのメカニズム，突然の事件に柔軟に対応する能力，競争的なビジネス環境，官民協調関係の歴史といったものを持っていない国の場合は，実施しないほうがよいだろう．

対照的に，緩やかな介入（費用がかからず，制限的または集権的ではない形で支援する）で済むイニシアティブはより柔軟性をもっている．成功に必要とされる制度的属性は，官民協調に対するはっきりした政府のコミットメントである．このコミットメントが存在し，国がその制度能力を超えなければ，また，ビジネス環境が民間部門開発を十分に支援すれば，緩やかな介入イニシアティブの実験が生む利益は大きく，失敗による損失も少ないだろう．

戦略オプション：実現しうるものに焦点を当てる

自由化と民営化，規制と産業政策など，本報告書にて検討されている国家の行動すべてに当てはまる公式は，事実上存在しない．民営化と自由化から始めるのは，政府が肥大化した国では適切である．すべての国が，制度を解体しようとするので

はなく，制度の構築や改造を検討すべきである．本章では，その国の制度能力に応じてアプローチをどのように適切に選択するかを強調しつつ，規制と産業政策について制度集約的アプローチと制度的負担の軽いアプローチを区分した．

成功する制度集約的アプローチは，一般的に2つの特徴をもっている．まず，このアプローチは，強力な行政能力を必要とする．そして，このアプローチでは，政策と実施の権限は実質上公共機関の裁量に委ねられており，その公共機関はより広範囲にわたるチェック・アンド・バランスのシステムの中に埋め込まれているため，裁量によって恣意的行動がとれないようになっている．もし，制度が強力であれば，これらの国家行動はよりよい経済的状況をもたらす可能性がある．しかし，もし制度が強力でなければ，本章で示された証拠と分析によれば，最善の場合でも非効率的な結果をもたらす可能性が高く，最悪の場合には，強力な私的権益にとらわれてしまうか，または自己の利益に関心を持つ強力な政治家や官僚に略奪されてしまう可能性が高い．

それでは，このアプローチを機能させる要素が行政や制度上に欠如している場合，どのようにすればよいのだろうか．第3部では，必要とされる制度の強化と構築といった長期戦略について探究する．そこで，本章では，改革への2つの経路を指摘しておこう．第1は，本当に必要な部分に焦点を当て，緩やかな国家行動を必要とする課題を取り上げることである．第2には，第1とは必ずしも矛盾しないが，その国の能力に合った手段を試してみることである．学ぶべきことは多く残っているが，本章では，制度能力が弱くとも大きな潜在的可能性を持つと思われる2つの戦略を説明しておこう．

- 政策内容を正確なルールにて特定化し，政策転換に費用がかかるメカニズムを利用することで政策を固定する．たとえば，公益事業においては，独立発電事業者とのテイク・オア・ペイ契約を締結してしまうことである．
- 企業や市民と協調して働き，適切な場合には，実施負担を完全に政府外に移してしまうことである．産業政策においては，これは，大規模な工業関係の官僚制を構築するのではなく，むしろ民間の相互協調を強化することを意味している．金融規制においては，単に監督能力を強化するのでなく，銀行家に慎重に行動するインセンティブを与えることを意味する．そして環境規制においては，トップダウン型による強制不可能なルールを広めるのではなく，情報を利用して市民のイニシアティブを奨励することである．

これらのアプローチに基づく政策は，教科書的意味での最善策ではない．しかし国家の能力が成長するにつれて，国家はより柔軟性の高い手段へと転換でき，いっそう効率性の向上が可能となる．これまでで述べたことは，国家は柔軟ではあって

も恣意的行動をとらないという企業と市民の信認を維持しなくてはならないことである．そうでなければ開発の基盤は崩壊してしまうだろう．

第3部

制度能力の再活性化

第1部と第2部では，国家がその役割を制度能力に適合させた場合，経済開発に対して非常に重要な貢献をすることが強調されてきた．しかし能力は変えられない宿命ではない．もし政府が経済的・社会的厚生の改善をさらに進めようとするならば，能力の改善が可能であり，また能力は改善されなければならない．本報告書の第3部では，能力の改善がいかに達成されうるかを議論する．

国家能力とは，最小の社会的費用で集団行動を実施できる国家の能力を示す．この能力の概念には国家公務員の行政能力や専門能力も含まれているが，全体としては，それよりはるかに広い概念――政治家や公務員に集団的利益に基づいて行動できるようにする柔軟性や規則や制約を与える，より深い制度的メカニズムを含むものである．

3つの相互に関連する制度的メカニズムが，国家能力を強化するインセンティブをつくりだすのに役立つ．

- 国家内および社会での規則と制約の強制．
- 国家内部，および外部からの競争圧力の増大．
- 国家内外での発言と協調の促進．

長期にわたり，持続可能な制度が公式のチェック・アンド・バランスの上に構築されており，独立した司法制度や権力の分立などの中心的国家制度の周辺に定着している．国家公務員，そして社会のいかなる者も法より上に立てないことを保証することが何より不可欠である．

しかし政府が規則に基づくだけでは不十分である．国家内外の経済主体との協調を強化し，競争圧力を受ける制度的取り決めが，国家能力を改善する．外部の利害関係者，つまり実業界や市民社会と協調し，彼らを政府へ参加させることは，信認とコンセンサスを築き，国家能力の低さを補う．また国家内での協調が，政府職員のコミットメントと忠誠心を築き，幅広く共有された目標を達成するための費用を減らす．

協調の裏には，市場と市民社会からの，また国家内部での競争圧力がある．この圧力によりパフォーマンスへの動機を改善し，政策決定やサービス提供における政府独占の濫用をチェックできる．同様に，競争的で実力主義に基づく公務員の採用・昇進システムも，能力のある官僚制度の構築に不可欠である．

本報告書の第3部では，有効な公共部門の基礎を構築することにより（第5章），またより広く公式のチェック・アンド・バランスを制定し汚職を管理することにより（第6章），国家組織を再活性化する方法を考える．第7章では国家を人々に近づけることで競争圧力を増大し，発言を強化し，協調を促進する方法を探る．1つの重要な手段は分権化，すなわち権限と資源を下位レベルの政府に委譲することである．最後に第8章では，国境を超える協調と競争圧力について，また，国際集合財の供給において国家がどのように協力できるかについて議論する．

能力ある公共部門への制度づくり

陛下，役人の大部分には十分な給与が払われておりません……その結果，熟練し，才能あるものは公務を遠ざけるようになっております……それゆえ，陛下の政府は，自身の金銭的な窮地の改善のみを目的とする，二流の人員を雇わざるをえなくなっております……陛下の帝国の公務には，知的で働き者であり，能力が高く，やる気のある人材が向かうべきです……絶対不可欠の責任原則の導入は陛下の大権であり，それなしにはすべての進歩が遅れ，事業の破壊が不可避です．

—— *The Political Testaments of Ali Pasha*, Grand Vizier to Ottoman Sultan Abdulaziz より，1871年頃（Andic and Andic 1996より引用）

スルタン・アブドゥラシスを悩ませたのと同じ問題が，現代の官僚制にもつきまとう．19世紀のヨーロッパと北アメリカ大陸の開発，および今世紀の東アジアの開発の歴史は，有効な公共部門の構築が経済的に引き合うことを示している．しかし，この種の制度構築の例はあまりにまれである．

国家の効率性を改善するには，能力のある公共部門のための制度の構築が不可欠であるが，これは非常に困難でもある．悪いシステムがいったん導入されてしまうと，これを排除することは非常に難しい．システムがいかに非効率的で不公正であっても，現状維持への強い既得権益が生まれてしまう．そして，現在の取り決めから被害を受けている人々は，変革を支える有効な圧力を行使できない．たとえ，公共部門のパフォーマンスを改善しようとするインセンティブがあったとしても，情報や能力のうえで手に負えない制約が存在し，改善の試みはくじかれる場合が多い．

非効率的な公共組織をもつ政府は，どうすれば正しく物事を進められるようになるのだろうか．官僚制の構築とその運営にかかわる複雑な問題については，明確な解答は出しにくいものである．しかし，本章では，効率的な公共部門の制度を１つひとつ構築する試みについて概観し，それを実現しうる有望なオプションについて議論する．このように制度に焦点を合わせることは，伝統的な技術援助のアプローチとはかなり異なっている．伝統的技術援助アプローチでは，機材と技能，行政的または専門的能力を重視した．ここでは，政府の行動，つまり政府機関と官僚が何をするか，またどのように振る舞うかという，行動を導くインセンティブの枠組み

Box 5.1　官僚制度の基盤を築く：イギリスにおける ノースコート・トレベルヤンの改革

19世紀初期まで，イギリス内務省は，その地位を政治的庇護や影響力に負っている公務員によって司られていた．共通した給料支払いシステムはなく，賄賂が公務員の給料を増加させていた．そして官吏たちは，自らの地位を売却できる財産と見なしており，しばしば自身の職員を雇い，給料を支払っていた．このシステムは，個人の能力による昇進を妨げはしなかったが，健全な行政の基礎とはなりえないものだった．

だがビクトリア朝時代が進むにつれ，イギリスは，社会・経済的変化や当時増えつつあった，教育ある中流階級の要求に動かされ，集中的な改革の時代に入った．大学，軍隊，司法制度，中央および地方官僚制度のすべてが改革された．

公務員制度改革の青写真は，1854年のノースコート・トレベルヤン報告であった．その報告は，キャリア公務員を基礎とする近代官僚制度の創設を唱えるものであった．トマス・マコーレーによるインドの公務員制度に関する進歩的な案を下敷きして，スタッフォード・ノースコート卿とチャールズ・トレベルヤン卿は，政府の業務を2つの階層，つまり頭脳部分（政策および行政管理）と機構部分（事務業務）に分け，それを実施するキャリア公務員の設置を提案した．頭脳業務を行いうる職員は，新たに改革された大学から採用されることになり，公務員委員会理事会が監督する競争的な選抜試験を通して最高の人材が選考された．

抵抗は強かった．1855年に公務員委員会が設立されたにもかかわらず，庇護が廃止され，2つの階層の導入が全省庁に強制される1870年まで，多くの政府省庁はそれまでの方法による雇用を続けた．ノースコート・トレベルヤン改革に続き，軍隊，司法制度の改革が実施され，そしてその後，地方政府の改革が行われた．政策形成と実施を管理する法規および制約においても，大きな変化があった．19世紀末までに，イギリスは近代政府の基盤を築き，誠実，倹約，政治的中立性などの価値観を正式に公務員制度の中に組み入れた．

に重点が置かれる．官僚制の腐敗や非効率性に気がつきながら，意識的にそれを悪化させている国はめったにない．しかし，賄賂や官職任命権の濫用などを単に禁止する公式のルールだけでは，賄賂などの汚職を根絶するには十分ではない．重要なのは，現実のルールとシステム内に埋め込まれたインセンティブ・メカニズムが，公式のルールにあらわされた立派な宣言を現実のものにできるかどうかである．

有効な公共部門の基盤

よく機能する官僚制によって，成長を促進し貧困を除去できることが，さまざまな国で実証されてきた（第2章）．うまく機能する官僚制によれば，健全な政策や重要な公共財・サービスを最小費用で供給できる．19世紀，ほとんどの先進国は行政を近代化させた．この初期近代化を達成した先進国の中には，フランス，プロシ

ア，イギリスが含まれていた．前世紀にイギリスで公務員制度改革が成功したことは，効率的で規則に基づいた官僚制の育成の重要性を示す初期の事例であった．Box5.1に示すように，これらの改革は，職業上の実力主義を注意深く育成していくさきがけとなった．これは，半世紀にわたる世界交易におけるイギリス支配の道を築いた．

最近の例では，東アジア諸国が，能力ある官僚制の基盤を確立し育成してきた．しかし，多くの低所得国では，規則に基づく公務員制度における最も初歩的な土台さえも作り出せなかった．このような国の公式のシステムは，文書上では先進国のものとよく似ていることが多い．しかし，実際には非公式なシステムが行動規範になっている．実力主義の人事方針をとっていてもそこには抜け道があり，職員は政治的庇護と情実主義によって採用され，昇進してしまう．予算は非現実的で，予算執行中にしばしばその場しのぎの決定が行われ無効にされる．これらの問題のすべては，根底にある制度の脆弱性に端を発していることがわかる．つまり，公共部門の内外において法による支配が徹底できていないこと，企業と市民社会の声を聞き入れ，協調するためのメカニズムが社会に組み込まれていないこと，そして，政策決定，サービス提供，人事慣行における競争的圧力の完全な欠落である．

これらの問題に根本的に取り組み，有効な公共部門の基盤を築くために，各国は以下の3つの制度構築の1つひとつに焦点を当てる必要がある．

- 政策を立案し調整する中央政府の高い能力　この能力はシステムの脳にあたる．政治家は将来像を作り目標を設定するが，目標が具体化されるためには，戦略的に優先順位付けを行うことが必要である．それには，事情に精通し，規律ある，また責任ある決定をもたらすメカニズムも必要である．すべての国における普遍的課題とは，政策立案に必要とされる柔軟性を政治家と専門の諮問委員に与える規則を制定することにあるが，政治家と専門家による意思決定を，利害関係者にも情報を与え，監視しうるプロセスの中に埋め込むこともまた必要である．
- 効率的で有効な供給システム　ここでも，改革は柔軟性と説明責任の間の適切なバランスの設定を伴うものとなる．コンテスタブル（すなわち，さまざまな供給者との実際の，または潜在的な競争の余地があること）であり，容易に産出物を特定できる活動については，市場メカニズムとサービス委託契約によって供給を劇的に改善できる場合が多い．しかし他の多くのサービスについては，中心的公共サービスに代わるものが全く存在しない場合もある．このとき，市民に大きな発言機会を与えて顧客にフィードバックを認めることが，よりよいパフォーマンスへの圧力となるが，究極的には，よりよいパフォーマンスは，公務員が忠誠心を持ち，確立されたルールへ従うかどうかに依存する．
- やる気と能力のあるスタッフ　スタッフは行政機関の活力源である．有能で

献身的なスタッフは公共部門にエネルギーを注入する．やる気のないスタッフは公共部門を窒息させてしまう．実力主義の採用や昇進，適切な給与，そして強い団結心などの多岐にわたるメカニズムにより，公務員はやる気をおこし，彼らのパフォーマンスは改善されうる．

有効な官僚制を発達させるには何十年もかかる．そして，有効な官僚制の土台を築いたり，または有効な官僚制を再建しようとする際に，改革者はどのような基盤の上にそれを築こうとしているのかを常に認識する必要がある．たとえば，運営者の資源利用に対して信認できる管理体制を確立できなかった国においては，それ以上運営者へ柔軟性を与えても，ただ恣意的行動と汚職を増やすだけである．しかしある種の改革によれば，最悪の体制の中でさえもその利益をすぐに生み出すことが可能となる．これらについて，以下で議論しよう．

政策決定のための制度の強化

政治家は目標と大まかな戦略の方向性を定める．しかし，政治家のビジョンがそのまま正しく政策において優先順位付けされるかどうかは，制度的取り決めが健全かどうかにかかっている．健全な制度的取り決めがあれば，競合する政策案の費用と便益の比較は行いやすい．また，適切な情報を持っていなくとも，国内外の利害関係者からの情報や監視によって，指導者はできる限りの情報を確保できる．これらのすべてのメカニズムによって，情報により精通した決定が生み出され，政策決定全般に対する信認を高めるのに有益となろう．

調整されずに，悪い意思決定や悪い結果を招きうる政治的圧力を抑制しうるように，政策決定過程に組み込まれている規則と規範は，設計される必要がある．もし政治家や官僚が請われるままに自分や自分の選挙区だけの短期的利益を追求すれば，その結果は全体としては望ましくない，不安定なものになってしまう――国政においては，共通利益に向けて個人に自動的にインセンティブを与えうる見えざる手は働かないのである．よって政治的議論を規律づけるとともに調整し，競合する政策案を精査するメカニズムを形成することが目的とされなければならない．政治家が，マクロ経済調整と戦略的な政策調整を，有能かつ比較的自立する中央機関に委託した国もある．この機関の活動は，外部に対して透明性のある諮問過程によって導かれている．決定を共同で行うフォーラムを設立し，その中で，政治家自身が集団的にお互いを牽制し挑戦しあう国もある．しかし，このようなメカニズムは多くの国では全く存在せず，整合性のない戦略的政策とマクロ経済的不安定を露呈している．

細かい制度的取り決めはいろいろあるが，世界中を見回してみると，有効な公共部門を以下のように一般的に特徴づけることができる．すなわち，マクロ経済政策

と戦略的政策の形成に関する中央政府の高い能力，政府機関の間で政策を委託し，規律づけ，議論するメカニズム，透明性や説明責任を与え，フィードバックを奨励する政府外部の利害関係者との組織的な繋がりなどである．

以下で議論するように，多くの先進工業国や多くの東アジア諸国でのシステムは，これらの特徴の多くを示している．途上国の多くでは，これらが欠如しており，より有効な政府を確立するうえでの大きな障害となっている．これらの国は政府への投入資源や監視の制度的メカニズムがほとんどなく，その政策決定能力は往々にして脆弱かつ断片的になりがちである．

先進国の政策決定メカニズム

多くのOECD諸国は，うまく機能する政策決定メカニズムを時間をかけて築き上げてきた．これらのシステムの中心には，次のような機能を持つメカニズムが存在している．つまり政策案を適切に準備し，規律ある全体の予算枠の中で他の政策案のコストを見積もり，諮問と論議を通じて批判的評価を確実に行い，決定へと到達してそれを記録し，その実施までを監視するメカニズムである．このメカニズムを補うためには，政府の中枢部分，つまりフランス政府の内閣事務局や日本政府の大蔵省，アメリカ合衆国の予算管理局などの政策案提出前に各省間の協議を行い，調整を行う機関の有効な能力が不可欠である．

改善の余地は常に存在する．オーストラリアは先進工業国の中でのよい例であり，政策決定手続きをより透明で競争的また結果重視にすることを明確に目指した改革を導入した．これら改革のいくつかの特徴が，他国で特に参考となろう．つまり，競合する政策の中期的なコスト公表の重視，厳密な予算制約の範囲内で内閣内，省庁間の双方で政策の優先度について議論と協議を促進する努力，そしてその結果の重視である（Box5.2）．

アメリカ合衆国と大陸の欧州諸国の中には，政策決定に関して協議と監視の別のメカニズムをつくってきた国もある．議院内閣制では内閣に相当する，アメリカの大統領制における議会委員会は，政策議論と協議の主要な場となっており，1946年の行政手続法によって統制されている．この法律は，政策決定の内容に関する柔軟性を保ちながらも，たとえば新しい政策の公表のように，司法上の強制が可能なものについては一定の手続きを要求するものである．政策形成にこの手続き志向のアプローチを採り入れることにより，議員が実質的な政策形成をより問題に密接にかかわる専門機関や他の利害関係を持つ集団へと移すことが可能となる．この種の分権化されたメカニズムは，説明責任を確保にするために市民による投票や司法制度を用いているが，これは意思決定を遅らせる副作用も伴う．

大陸の欧州諸国の多くは，行政法や専門司法機関に行政活動に関する法律審議を任せている．市民は行政決定に対して，法律的根拠から，あるいは事実上の過失か

Box 5.2　透明，競争的，成果重視の政策決定のためのオーストラリアのメカニズム

オーストラリアの公共部門改革の主目的の１つは，政策を規律づけ，調整して，それらを活発に議論するプロセスを構築するところにあった．労働党が1980年代初めに政権についた際に直面したいくつかの課題は，今日，多くの途上国が直面している課題と類似していた．つまり，新政権は，当面の財政危機，および過去の政策による継続不可能な長期の財政支出をなんとかしなければならなかったのである．

政策形成を規律づけ，国家の戦略的優先順位を再設定することへの政治的支援を得るため，新政権は，既存政策のもとでの今後の支出見込みを公表することにした．これらの予測は，持続することが不可能なほどの必要支出額の実質的な伸びという悲観的なものとなり，財政規模縮小の必要性が強調された．しかしながら，一度政府がこれらの見込みを公表したことで，将来の支出が公約どおりに継続的に減少しているかどうかを示すために，政府に見込みの公表を継続する義務が課せられた．実際に，その後に続く予測は，「倒れる人」パターンと呼ばれるようになったパターンであり，顕著に減少した（左図参照）．金融市場の開放によって，さらなる規律が課された．

改革によって，政府は既存政策の財政予測が新政策の財政予測といかに異なるかを公表しなければならなくなった．これらの方法により，新規コミットメントにかかる中期的費用の変化と同時に，政府の戦略的優先順位の変化が明確になった．加えて，財政予測は主要官庁への財源の流れをより予測可能なものにした．なぜなら，介入政策に変更がない限り，計画された数値が自動的に実際の予算に計上されるからである．これが，主要官庁の意思決定や業務効率の改善に役立った．

この改革ではまた，主要官庁が支出を増大させるいかなる新政策を提案する場合，もしくは既存政策の変更を提案する場合にも，その支出分を相殺する節約案もあわせて提案することが要求された（右図参照）．これにより，支出が内閣承認予算枠内へ

総支出の伸び予測

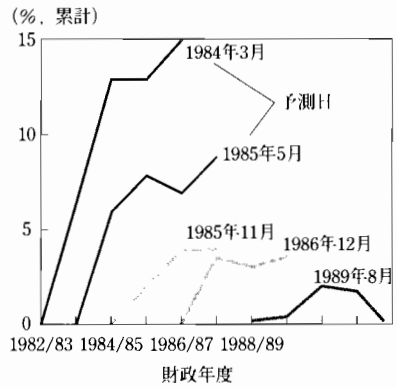

支出のカテゴリー別変化，1983/84から1992/93

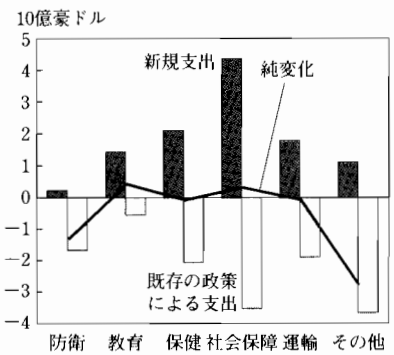

（出所）　Campos and Pradhan 1996 より採用；Dixon 1993.

確実に維持されるようになった．内閣は，マクロ経済的に課された予算制約内にとどまるために，戦略的優先順位の変更，つまりどの新政策を採用しどの現行政策を廃止するかに焦点を当てるようになった．政策案が内閣で活発に議論され，全関係省庁および実施機関は，他機関の提案の適切さに関して文面でコメントを提出するように求められた．これは，政策の優先順位に関するコンセンサスを正当化し，構築するのに役立った．最終的に，新政策および既存政策に対する定期的な委託評価を通じて，また実施状況・成果の報告を通じて，改革は結果重視に焦点を当てるものとなった．

結果はどうなっただろう．1983年にはオーストラリアの財政赤字の対GDP比は4％であったが，10年後には黒字化した．これに付随して，公共支出の構成が顕著に変化した．この変化は，内閣による広範な戦略的変化と，主要官庁自身による省庁内優先順位の変化の双方を反映したものとなっている．

ら抗議することができる．欧州連合（EU）は，欧州司法裁判所にこのシステムを適用し，これによってEU諸機関によってなされた決定の監督が可能となった．

東アジアにおけるエリート中央官庁

成功している東アジア諸国は，政策決定に関して手続き的なアプローチを採ったが，これはいくつかの重要な点を先進工業国のシステムと共有している．東アジアの発展のさきがけとなった国のいくつかは，まず自国の長期的な将来像を策定した．その例としては，戦後の日本で自由民主党が西側諸国に追いつくという宣言を行ったこと，また，より最近では，マレーシアのマハティール・モハマド首相のビジョン2020が挙げられる．戦後の日本やマレーシアは，その後，その将来像をターゲットを絞った一連の戦略的優先順位へと変えるために必要な，制度的取り決めをつくり出した．権力を持つエリート中央官庁は，指導者の長期的目的を達成するための政策を作成する権限を委任された．これらの官庁は比較的自立していたが，その審議は，常に民間企業からのインプットと監視がある，たとえば官民の審議会といったプロセスに埋め込まれていた．

このようなエリート官庁は，しばしば国家経済のたどるべき道を定めるうえで，非常に重要な役割を果たす．日本の通産省と韓国の経済企画院は，国家の産業政策と行政指導活用の第一考案者であったと考えられている．タイでは大蔵省，予算局，中央銀行，国家経済社会開発庁（NESDB）のいわゆる4人組が，一体となって行動し，支出を抑制し，インフレをコントロールした．インドネシアでは，大蔵省と計画官庁である国家開発企画庁（BAPPENAS）が予算管理を行い，官庁の頭脳となってきた．これらの中央官庁のスタッフは，実力主義による，非常に競争的な試験によって採用された専門的で高い能力を持つ人材によって占められている．

有能と評価の高い高級官僚にマクロ経済政策機能を委任することは，アルゼンチン，コロンビア，メキシコ，ペルーを含む最近のラテンアメリカのいくつかの国々

において，共通に見られる特徴である．政策決定の委任によるパフォーマンスへの影響は著しく，第3章で示されたようなヒエラルキー的で透明な予算手続きとも併せて，1980年代末期から1990年代初頭にかけての期間，これらの国のインフレーションの抑制に重要な役割を果たした．特に，チリにおいては，インドネシアの高級官僚や日本の通産省が長い期間をかけて強化してきた協調精神と同じ種類の団結心を，高級官僚の中に作り上げたと思われる．最も印象深いのは，チリの高レベルのアドバイザー・グループ，いわゆるシカゴ・ボーイズとインドネシアのバークレー・マフィア，そしてタイの4人組が非常に似ていることである．

すでに述べたように，東アジアにおいては中央官庁は政策決定に関してかなりの柔軟性を持ってはいたが，それでもこの官庁は審議会や外部シンクタンクというさらに大きなネットワークの中に組み込まれていた．日本，韓国，マレーシア，シンガポール，タイでは，幅広い官民の審議会を通じて産業政策の費用に関する情報が民間に流された．審議会においては，費用のかかるプログラムは厳格な審議にさらされる．このような透明かつ制度化された協議メカニズムは，政府外部の人々に対しては政府の行動を制約，あるいは拒否する力を与え，その一方，政策決定者に対しては変化する環境に適応しうる柔軟性を与えるものであった．

審議会がもし民間の参加者から得られた情報を活用して，整合性のある政策を策定するならば，それは相当な専門的能力を必要とする．もう1つの問題として，このような審議会は社会のより広い部分を審議のプロセスから排除してしまう問題も持つ．もしある国の民間部門が小さければ，審議会は，非生産的なレント搾取のための賄賂のメカニズムへと簡単に退化してしまう可能性がある．ここから，なぜアフリカ版の審議会，たとえばフランス語圏の国々における経済社会委員会での実験が全般的にうまくいかなかったかが説明されるかもしれない（明らかな例外としてボツワナがある）．もしこのような委員会によって持続的開発を支えようとするならば，東アジア諸国のように，社会からより広く正当性を獲得することでこれを補完する必要があるだろう．

途上国における低い能力とまとまりのない政策決定

多くの途上国，特にアフリカ，中央アメリカ，カリブ地域においては，マクロ経済政策，戦略的政策の形成と調整に必要となる有効な能力と内部の結束が十分でない．中央政府の能力は低く，数多くの任務をこなさなければならない一握りの上級公務員の中に能力のある者がまばらに存在するのみである．この傾向は，官僚制における問題によって，増幅されている．官僚制の問題とは，上級公務員への低い給与，政治的庇護（political patronage）の蔓延，実力主義的でない採用と昇進などである．

中央政府の能力が低いことによってもたらされる結果の中で，特に費用が高くつ

くものは，健全で現実的な見通しに基づいた予算を作成できないことである．このことによって意思決定の透明性と予測可能性が損なわれる．たとえば，最近，維持管理支出における予算と実績の乖離は，タンザニアにおいて50%以上，ウガンダにおいて30%以上にも広がってしまった．予算外の資金を使うことで（ナイジェリアでは総連邦歳出の半分以上に相当する），また財務会計と会計検査が遅れることによって，予算の透明性は失われ，予算と実績の乖離幅はますます大きくなってしまう．意思決定者が政策の費用対効果をまったく意識していない場合もある．部分的にはその結果として，予算作成が，定めた目標の達成結果よりむしろ，ほとんど投入の配分に集中してしまう事態がもたらされる．

援助に依存した国では，援助側が中央政府の能力の低さの問題を緩和することもあるが，問題をさらに悪化させることも非常に多い．援助側の政策提言が被援助国の中央政府の能力の低さを補完できる程度までは，援助側は短期的問題の解決をすぐにでも支援することが可能である．しかし，このような提言は，究極的には被援助国の国内専門家に依存する必要があることをその国の政治家が認識していなければ，能力の長期的な構築には何も貢献しない．援助側が，援助による介入の累積的効果が全体として持続的で互いに矛盾がないかを判断することなく，数多くの事業に関する2国間契約に各関係省庁とともに介入することで，中央政府の政策形成能力はさらに分断されてしまうかもしれない．多くの国において，公共投資プログラムは，援助側主導の事業を受け入れるだけのものになってしまった．援助事業が完成した後も，維持管理費用はふくらみ続け，財政拡張に寄与している．計画官庁と財政官庁の間の調整の欠如が，資本支出と経常支出の統合をさらに阻害してしまうこともある．

これらの問題のすべてが，意思決定を調整し，挑戦し，規律づける能力に対して深刻な影響を与えてしまう．ギニアのケースは，まさしくその1つである．政府が歳出の優先項目として初等教育，公衆衛生，道路維持管理を計画していても，しばしば資金は最終的には他の違う分野に配分されてしまう．そして政策案のコストを計算したり，厳格に査定したりするシステムは全く存在しない．ギニア政府が公表した優先順位を満たすための政策の費用を試算すると，優先順位の高いプログラムの支出シェアは今後4年間で3倍にならなければならないことが示された．ここからわかることは，その他の支出を急激に削減しなければならないことである（図5.1の左図）．さらに，援助国主導の投資事業の維持管理費用は持続可能でないようである（図5.1の右図）．この問題は，新規に建設したばかりの道路が荒廃したり，学校に教科書がなかったり，保健所に薬がないというように，どこの途上国においても見られることである．

いくつかのイニシアティブがこれらの問題に取り組むために打ち出されたが，すべてはまだ初期段階にある．「アフリカ能力構築イニシアティブ」は，より専門性

を持つ公務員，改善された情報システム，およびアフリカの大学と市民社会から広く取り入れた価値の高い外部情報の投入を通じて，アフリカの政府の政策分析能力を強化しようとするものである．アフリカの政府と援助側はまた，援助国の支援を調整するための部門別投資プログラムを作成した．ザンビアにおける「農業部門投資プログラム」は180の個別援助事業に置き換えられている．このプログラムは同じ分野における分断された政策を統合したが，能力が低い限りこのような努力自体が調整の問題を作り出してしまうかもしれない．マラウイとウガンダは，次なる重要な改革段階へと至った国であるが，これらの国では総支出制約の下で複数の部門にまたがる戦略的優先項目を定めるうえでの体系だった手続きを開発している．コロンビアは，すでに実施された政策や事業が，当初意図されたとおりの実績を上げているかどうかを評価する事後評価の体系を制度化しつつある．

市場経済移行国での政策調整

中東欧や旧ソ連などの移行経済では，行政的専門知識の欠如はそれほど問題となっていないが，これらの諸国の経験から，専門知識だけでなく，専門知識を整合性のとれた政策へとつなぐメカニズムも同様に重要であることがわかる．これらの国の共産主義が崩壊した時に，それまで省庁間の活動を調整していた中央集権的な意思決定メカニズムも同時に崩壊した．その結果，混乱し重複した責任と，集団的と

図 5.1　ギニアの政策目標と支出配分には一貫性がない

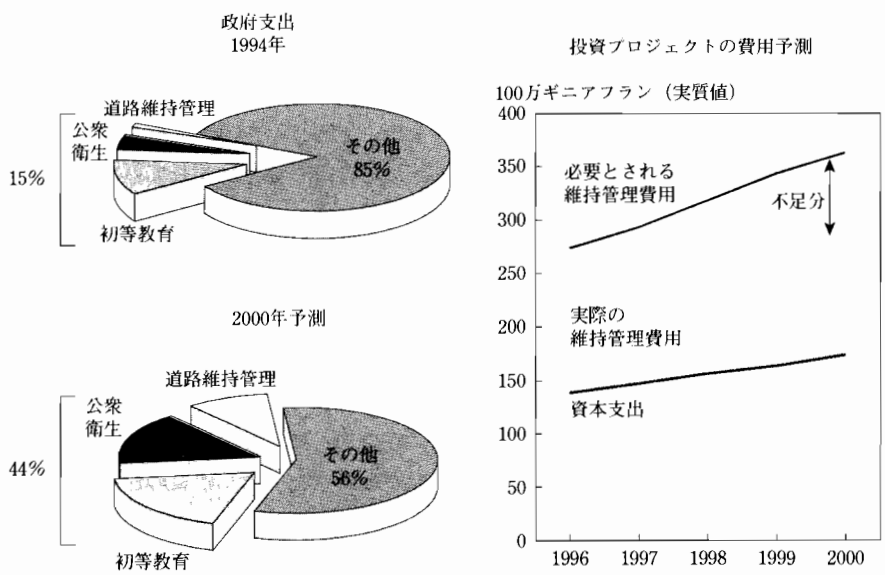

（出所）World Bank 1996(d)より採用．

いうよりむしろ重複した説明責任が発生した．これは，確実に政策上の大惨事をもたらす公式である．

ウクライナはこの問題の極端な事例であろう．1991年の独立後，旧ソ連のシステムの特徴を強く反映した中央政府メカニズムがウクライナに確立された．意思決定は高度に中央集権化されたままであった．大臣は政策形成と調整の責任を負い，政府中央部局の活動を指示する．中央政府機関の数は依然多く（110以上），その責任範囲はかなり重複しており，説明責任の道筋は不明確である（図5.2）．その煩雑な構造は調整を困難にし，意思決定を遅らせ，透明性を減少させる．しかし，現在1996年7月の新憲法の採択に続いて，このシステムを改革する努力が進められているところである．

ここまで深刻ではないにせよ，同様の問題を持つ中東欧諸国は，中央意思決定メカニズムの改革を始め，それは有望なものである．ポーランドとハンガリーは，ともに複数かつ互いに衝突している責任範囲を合理化し，意思決定を迅速化する改革を導入した．グルジアでは，合理化によって重複し矛盾する役職は取り除かれたが，現在，改革法案の最終的な運命は，議会に提出される前に大統領経済評議会での全員出席のもとで決定されるところである．このような改革は，中央政府の意思決定の際の協議と調整に役立ってきた．しかし多くの国にとっては，経済の移行のうえ

図 5.2　ウクライナの意思決定は，責任の重複で泥沼にはまっている

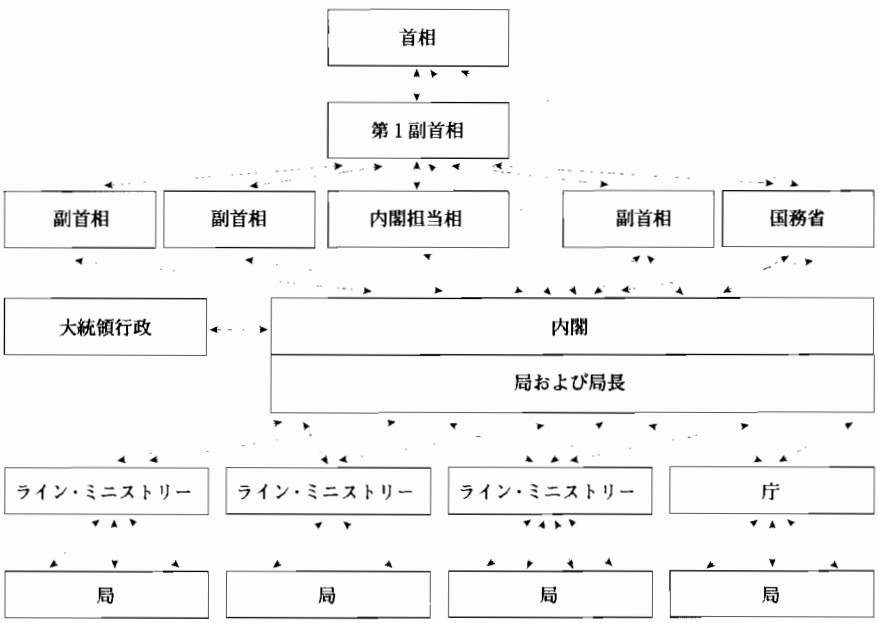

（出所）World Bank 1997より採用．

Box 5.3　バングラデシュ政府の急激な膨張

1971年の独立以来，バングラデシュ政府は，その規模を事実上倍に拡大した．省庁の数は，20年間で21から35に増加し，1990年から1994年までに部局数は，109から221になった．公共部門雇用は，1971年の45万人から1992年にはほぼ100万人に増え，同時期の人口増加率2.5%と比較してその複利の増加率は3.6%であった．公務員の給与，特に，最高幹部の給与はかなり低下した．常任次官(最も地位の高い公務員)の基本給は実質値で1971年の87%にまで低下した．

新しい省庁や課や局は，1つには，環境保護や女性問題のような新たに発生した需要に応えるために創設された．しかし，国家は商業活動にも手を広げてきた．政府機関の拡大は，しばしば政治的配慮によるものであった．省庁が増えることで，新しい省庁の官職は政党内グループに委ねられるため，当然のことながらなくてもすむ下級職務が作り出された．予算上の影響を別としても，この拡大によって，政策実施能力が拡散し，調整がより難しくなり，規制をより煩雑にした．また，これにより合理化や改革を妨害する既得権益が生み出された．

で発生する多様な要求に有効に対応できるだけの制度能力を構築するには，まだ時間はかかるだろう．

サービス提供の制度改革

最もよく設計された政策であっても，実施の仕方が悪ければ何も達成できない．多くの途上国で，質の悪さ，コストの高さ，無駄，不正，汚職などがサービスの提供を損なってきた．これらの問題は，政府が（唯一でないとしても）支配的な供給者であるべきという信念に起因することが多い．

第1章で見たように，政府主導の開発戦略により政府規模が拡大していく過程で，政治家は政治的利益のためにその地位を利用する機会を無数に得てきた（Box5.3）．より大まかにいえば，政府は自ら単に肥大化し，それが悲惨な結果を招いてきたのである．サービスが供給されない，あるいは供給されてもサービスが劣悪という例には事欠かない．低所得国の電力システムにおける電力損失は，他の諸国の2倍以上である．中国ではおおよそ100万ヘクタールの灌漑地が，維持管理が不十分なため1980年から生産不能に陥っている．本報告のためのサーベイによると，58カ国の途上国の国内企業家のうち，政府のサービス提供が効率的だと回答したものはたった6%にすぎず，36%は非常に非効率と答えた．その中で郵便は比較的うまくいっていると考えられており，税関と道路がこれに続いている．医療サービスの得点が最も低い（図5.3）．これらの結果は大まかなパターンを示している．すなわち，最も点数の低いサービスは，政府部局（公企業ではなく）によって供給されるもので，

産出物の測定や監視が困難なものである．

必要なのは，サービス提供に特有のプリンシパル・エージェント関係の管理である．多くの国でサービス提供に支障をきたしているのは，プリンシパル（政治家）とエージェント（官僚）の双方が，交渉における自分の側の義務を守らないからである．政治家は公共実施機関の日常業務にくちばしを突っ込む．サービスは政府の部局が提供するが，その経営者は運営における柔軟性をほとんど持っておらず，資源フローも予想できない．仮に経営者たちがこうした規則をうまくすり抜ける能力があったとしても，彼らはよりよい成果を収めることに対するインセンティブをほとんど持っていない．多くのサービス供給において公共部門が独占的な役割を果たしている国の多くでは，よりよいパフォーマンスへの外的圧力が排除されている．そして，経営者に，投入財の使用や測定可能な結果の達成に対して，説明責任を持たせるための信認できる制約を設けている国はほとんどない．

サービス提供を改善するための制度的メカニズム

サービス提供を改善するために，政府はさまざまな制度的メカニズムを試みている．市場をより活用することで，競争圧力が生まれ，公共部門退出の選択肢，つまりより高い品質あるいはより低い費用を求めるユーザーに対して公共部門供給を代替する手段が増えることになる．民間企業やNGOへのサービス提供の委託でもこうした選択肢は拡大される．いくつかの政府は，パフォーマンス・ベースの実施機関を公共部門に設立し，こうした実施機関と公式の契約を結んで，彼らに経営上の

図 5.3　大部分の企業は，政府サービスの効率が悪いと考えるが，いくつかの政府サービスは他のサービスよりもよい

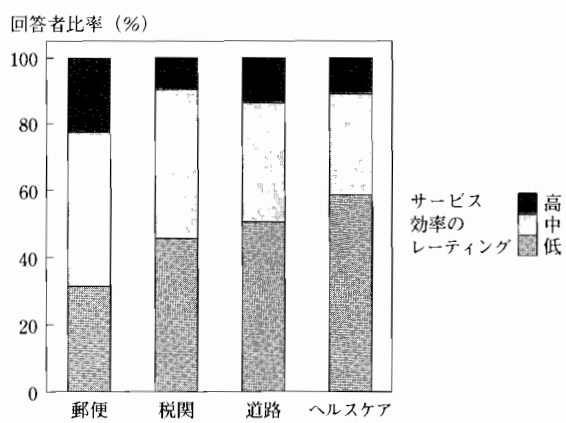

（出所）　本報告書のために実施された民間部門サーベイ．

柔軟性を与えるとともに特定化された成果や産出物に対する説明責任を負わせている．他の政府は，投入物に対する説明責任，実力主義の採用と昇進，忠誠心を育てパフォーマンスを向上させるための団結心の育成を強調しながら，中核的な公共部門での伝統的な官僚制形態に依存している．最後に，市民の発言機会を増大させるユーザー参加，顧客サーベイ，公表されたベンチ・マーク，その他のメカニズムが，よりよい供給を生み出す外的圧力を与えている．

これらのイニシアティブは，広い意味で，3つに分類できる．退出の選択肢の拡大，発言の強化，そして従順さと忠誠心の改善である．このうちのどれが適用されるかは，サービスが提供されるインセンティブ環境に依存している（図5.4）．市場の活用，もしくは民間部門との契約により，よりよいパフォーマンスのための第1の退出の選択肢が提供される．より広義の公共部門（法人化された国有企業やパフォーマンス・ベースの実施機関を含む）では退出の選択肢はもっと少なくなるが，その代わり発言が影響力を持ち始める．産出物の特定化が難しく競争が不可能な活動に対しては，中核となる公共サービスは選り抜かれた実施機関によって提供されているが，退出の選択肢はここでは現実的でなく，財政的，人事的な管理面でも非常に限られた柔軟性しか持たない．より適切な手段は市民の発言機会の増大，公務員の忠誠心の改善，あるいは公務員が遵守する特定化された規則の設定へと切り替わっていく．

最近では，いわゆる新しい公共部門管理改革が先進国で行われている．この改革は，まず市場メカニズムと公式の契約を用いることで，サービス提供を中心的な公共部門から切り離そうと計画されたものである（図5.4の円の中心）．ニュージーランドは最も劇的な例である．1980年代の初頭に，商業的，または競争可能な活動が切り離され，法人化され，多くの場合民営化された．残った多目的の省庁は，在任

図 5.4　政府のサービス供給を向上させる3つの戦略

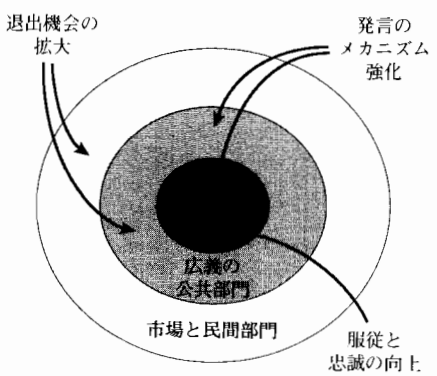

表 5.1　サービス提供のメカニズム

	サービス特性と国家能力		
環境	コンテスタブル	アウトプットの特定とパフォーマンスの強制が容易	アウトプットの特定とパフォーマンスの強制が困難
民間部門	信頼できる規制による市場の強化	営利または非営利機関への外注	
広義の公共部門	内部競争の強化 予算制約のハード化と国有企業の売却	パフォーマンスに基づく機関の設立 国有企業の法人化と執行可能なパフォーマンス契約の確立 発言メカニズムの強化	
中心的公共部門			目的と任務の明確性確保 ルール遵守の改善 発言メカニズムを強化

期間が固定され，産出物に基づく契約を結び，大きな自主権（採用と解雇の権利を含む）を持つ管理者に率いられた専門事業ユニットに分割された．こうした改革によって，GDPの9％にも上った財政赤字が1980年代には黒字へと転換され，いくつかの実施機関ではサービス供給の単位当たりの費用が20％以上も削減されるという成功を収めた．

現在，こうした改革に追随しようとする途上国もいくつかある．しかし，ニュージーランドで実現できたことも，多くの途上国では機能しないかもしれない．契約，特に社会サービスにおいて産出物の特定が難しいものに関する契約を作成し，強制するには相当の能力とコミットメントが必要とされる．どのメカニズムがパフォーマンス改善に最も有効であるかは，サービスの性質と，内部的および対外的な契約を執行する国家の能力にかかっているのである（表5.1）．

たとえば，コンテスタブルなサービス，つまり，ほとんどの商業的産出物，ごく最近では通信や発電などでは，サービス供給を改善する強力な競争圧力が市場メカニズムによって生み出されうる．また低い取引費用で産出物を国家が特定でき，実施できるサービスについては，民間企業やNGOへの委託が魅力的な選択肢となる．高い能力を持ち強力にコミットメントできる国家は，国防や教育，ヘルスケアといった中心的公共部門における複雑な活動に対してさえも，パフォーマンス・ベースの実施機関を設立し，公式の契約を結んでいる．しかし，複雑な契約を執行する能力に乏しく，柔軟性の高い管理体制の下での官僚の恣意的行動を制約するコントロールが弱い国家では，慎重に事を進める必要がある．

Box 5.4　バウチャー制と学校選択

バウチャー制によって，教育サービスの提供における競争機会を拡大できる．生徒に与えられるのは公立，私立どちらでも使用できるバウチャーで，これは公共税によりまかなわれている．自分の子供が通う学校を両親に選択させることで，学校が生徒をめぐって競争するようになるだろう．

バウチャー制の批判者は，それが公立校の生徒――特により優秀な生徒――を大挙して転校させ，公共システムを破壊してしまうと抗議している．そのような成果は無駄であり，公立校に残ることを選択した生徒にもさらに貧弱な教育を与えることになってしまう．しかし，1993年，プエルトリコでの試験的プログラムにおいては，私立校へと転校した生徒は18%であったが，私立校から公立校へと転校した生徒も15%おり，結果的にほぼ相殺された形になって，多数の転校は起こらなかった．プエルトリコの試みは大成功したため，2年目には，バウチャー申し込み者が1600人から15500人に跳ね上がった．

私立校への公共資金の供与は何も新しいことではない．オランダでは，3分の2の生徒が公共資金でまかなわれている私立校へ通っている．チリの1980年の教育システム改革では，教育省が均等補助金（就学者1人当たり一定の支払いが行われる）を公立校にも私立校にも提供し始めた．1人当たりの支払い額は公共部門の平均教育費に基づくものであり，1人当たりの支出額は私立部門は公立部門の70%も少ないため，私立校は熱心に生徒獲得にはげんだ．1986年までに私立小学校への就学率は，全就学率の14%から29%へと2倍以上になった．また，私立中学校の就学数は，約4倍に増加した．だがその学校運営のパフォーマンスに与える効果は，まだ明確ではない．

バウチャー制にも潜在的な危険が存在する．最もよく引用されるものは，サービス間のヒエラルキー形成と利用者間の分極化を促進することである．分析の中では，旧ソ連共和国において学校を選択できるようにすれば，社会が急激に分極化していく中での社会不安を増大させるだろうと論じ，批判するものもある．国家統制がなされていない場合には，学校カリキュラムがばらばらになり，地域色が強まり，そして，国家の本質的な役割，つまり社会の凝集性を確立する役割が傷つけられることが強く懸念されるのである．

サービス提供改善のために競争的市場を活用する

肥大化し，予算がますます厳しくなっている政府では，コンテスタブルなサービスの供給を改善するために，市場メカニズムにいっそう依存するようになっている．同時に，技術レベル，政策レベル双方における多くの革新が，コンテスタブルな分野の領域を広げてきた．第4章では，発電などの国家独占産業において，規制緩和と活動の分解が，いかに供給単位費用の低下と急速なサービス拡大に結びついたかを示している．

バウチャーや均等補助金といった他の最近の革新は，いくつかの社会サービス供

給において競争範囲を拡大している．しかし，実際には競争はまだ限られたものであり，また大部分が教育分野に限定されている．チリの均等補助金システムによって，公立であれ，私立であれ，どの学校へも生徒が入学できるようになった．学校は在籍生徒数に応じて国家から支払いを受ける（Box5.4）．私立学校の在籍生徒数は増加したが，学校のパフォーマンスに対するこのプログラムの効果はいまだ明確ではない．バウチャーは将来的には有望であるが，適切な規制が行われないと社会的分極化が深刻化するというリスクを負っている．

実際，市場メカニズムをよりいっそう利用するためには，有効な規制能力が伴わなければならない．第4章で議論したように，これは必ずしも簡単なことではない．インフラストラクチャーなどよりも社会サービスにおける規制のほうがより難しいものである．たとえば，ヘルスケア・サービスの民間供給については多くの途上国で規制がない状態（明らかな例外はブラジル）であるが，この原因は，莫大な数の小規模供給者の規制は，明らかに政府の能力を超えているためである．

民間部門やNGOに委託する

市場における競争が難しい分野でも，市場のための競争の強化は可能であるかもしれない．つまり政府は，競争入札で選んだ民間企業とサービス供給契約を結ぶことができる．外部委託は，多くの先進国で現在広く行われている方法である．オーストラリアのヴィクトリア州は，特に劇的な例である．地方議会がそれぞれ，少なくとも年次予算の半分を競争入札によって外部に委託しており，そのなかには複雑なコミュニティ・ケア・サービスも含まれている．

途上国では，市場も国家の能力も弱く，委託先の選択は限られている．それでも，産出物は容易に特定できるが直接競争が不可能な場合には，サービス契約，運営契約，リース，長期的譲許といった取り決めを通じる管理された競争によって，効率の改善が可能である．たとえば，ブラジルでは道路維持管理を民間の請負業者に委託し，政府雇用者を25%節約した．ギニアの水道供給およびマレーシアのクラン港の運営は，リースにより技術的効率が改善した．

政府が社会サービスの提供をNGOへ委託することもある．この分野では産出物の特定は困難であるが，NGOが高い質のサービスを約束している場合，あるいは宗教的あるいはイデオロギー的な指向により特定グループに対してよりよいサービスを提供できる場合，政府は，この方法をとってきた（たとえばオランダでは，教育サービスをNGOに長い間委託してきた）．ボリビアでは，公立学校の管理に関する地元の教会組織との協定が，有望な結果を生み出しつつある（Box5.5）．そしてウガンダでは，以前は公的分野にあった予防的ヘルスサービスと治療サービスの双方の供給において，NGOと協調しつつある．

しかし，規制契約やバウチャーと同様，委託は万能薬ではない．一般的にいって，

Box 5.5　ボリビアでの，よりよい学校教育へのNGOとの契約

ボリビアでの試験的プログラムの中で，政府は，特定数の主に公立中学校の運営を，教会を基盤とする「信仰と喜びの会（Fe y Alegría）」と契約した．この契約の合意前に，「信仰と喜びの会」は，校長や教員を任命する権限や，公立校でなされているような3時間半という区分ではなく午前・午後交代で教員を働かせる権利を要求し，そして受理された．

その他の面においてはすべて，「信仰と喜びの会」の学校はその他のボリビアの公立校と同様であった．教員は厳選されてはいたが，特別な研修をほとんど受けておらず，それでも他の公立校の教員と同額の給料が支払われている．「信仰と喜びの会」の学校は，本や支給品のための追加的資金を受け取っているわけではなく，そのカリキュラムや指導法は他の公立校で使われているものと同じである．

「信仰と喜びの会」の学校が持つ比較優位は，学生，保護者，教員間の比類ないほどの団結精神である．多くの家庭が子供たちを通わせるために追加料金を支払い，教員と学生が「信仰と喜びの会」の学校に集まる．まれなケースではあるが，革新的な指導法が試される（たとえば，数学の授業を公共のラジオ局を通じて放送する）場合に，学校，またコミュニティのいたる所で，それらが一般へと広がることもわかった．この政府と宗教NGO間の官民協調は大変成功しているようであり，政府は，国家の教育改革を可能にする1つのモデルとして研究している．

産出物が簡単に特定できて市場が強い場合，そしてそのため代替供給者が有効であるかどうかを容易に判断できる場合に，契約は最もよく機能する．活動が複雑あるいは非日常的なものに関しては，委託の取引費用は必然的に高いものとなる．外部委託は公共部門の内部契約と同じく，汚職や誤った運営を招きやすい傾向もある．1つ例を挙げると，ウガンダの検事総長は，全く建設されなかったあるいは全く維持管理の行われなかった道路に対する支払いなど，民間部門との契約に関するいくつかの不正行為を報告している．

最後に，契約における競争が，必ずしも民間部門が公共部門より高い能力を持っていることを意味するとは限らない．アメリカ合衆国の官民競争の最も広範な実験の1つでは，アリゾナ州フェニックスの公共事業局は，革新的な戦略を開発し，1984年から1988年の間のいくつかの契約において，民間の競争相手を凌いだ．この場合，改革の刺激となったのは競争であるが，同様に重要なのは，労働者の専門性を構築し，共同で競争的な解決を見つけるための品質管理サークルや生産性向上労使委員会を通じた強力な労使協調である．

広義の公共部門によるサービス提供を改善する

サービス供給へ民間の参入機会が拡大しているにもかかわらず，公共部門があいかわらず多くのサービスを供給し続けている．ここでの課題は，よりよいパフォー

マンスのためのインセンティブを提供する環境をつくりだすことである．

内部競争　いくつかの先進国では，市場競争も委託もできないサービスの提供を改善するために，公共部門の内部競争を増大させる実験を行っている．イギリスでは，たとえば地方のヘルスケア当局や一般の開業医のグループを，彼らの患者のために病院サービスを購入する者とみることで，国民保健サービスの中に内部市場を作った．この取り決めは，病院間に競争を生み，資源再配分のための分権化されたメカニズムとして作用した．内部競争は効率を改善しうるが，その過程で衡平への配慮が守られるようにすることが重要である．

サービス供給を分権化したり，資源と責任を政府の下位のレベルにシフトすることは，特に，管轄区域が拡散していたり，規模の経済のほとんどない地方公共財の供給に関して，内部競争圧力を導入するもう1つの潜在的に強力な方法となる．地方政府は，地方の選好や需要に供給を合わせる柔軟性を得るが，その一方で，供給についての説明責任や管轄区域競争によって潜在的に制約される．しかし，これから第7章で議論するように，もし分権化によって効率と衡平を改善しようとするならば，適切な制度的前提条件を整えておく必要がある．

パフォーマンス・ベースの実施機関　先進国でのいわゆる新しい公共部門管理改革は，中核的な公共部門を一連の個別事業グループや特別な目的を持つ実施機関に分割するものであった．一般的に，こうした実施機関は，財政・人的資源の配分においてより柔軟性を持ち，さらに成果に対するより大きな説明責任を負っている．スウェーデンやその他の北欧諸国では，特殊目的を持った実施機関と内閣省庁を長い間切り離してきた．イギリスでは，3分の2に近い公務員が，特殊なサービスを提供する行政実施機関に移動させられた．こうした変革は，経営権限と成果に対する説明責任における大規模な分権化も伴うものであった．たとえばオーストラリア，デンマーク，アイルランド，スウェーデンなどでは，詳細な，そして項目別の行政費用が，単一の予算上のラインアイテムに整理統合され，それによって経営者は変動する優先順位や需要に応じた資源の再配分が可能になった．

途上国の間ではシンガポールが，専門的な事業単位の形成に関して，おそらく一番先頭を走っているだろう．シンガポールの公務員制度は1970年代には早くも法定委員会の概念に沿って組織された．その他の地域では，ジャマイカが11のパイロット機関を選び，それを行政執行機関へと転換させている．

しかし，投入に対する管理が不十分でかつ能力の低い国においては，注意深く事を進める必要がある．先進国では現在，投入に関しての詳細管理を緩める傾向にあるが，それは，長年にわたって恣意的行動に対し信頼できる抑制策を開発してきた経験からなされているものである．投入物の使用に関していまだに信頼性のある管理ができていない多くの国では，管理上の柔軟性を高めることが，単に恣意的で不正な行動を助長するだけになりうる．さらには，契約を作成し，執行するには，特

に複雑な産出物に関しては専門的技術が要求されるが，途上国ではそうした技術を提供する能力は往々にして非常に低い．

こうした問題のいくつかは，最近の国有企業の研究によって裏付けられているが，この研究により途上国のパフォーマンス契約は全般的な実績は極端に期待外れなものであることがわかった．国有企業のパフォーマンス契約はほとんどの途上国で成功していないが，多くの国で，道路維持管理や徴税といった簡単に特定化され，優先順位の高い課題に対してパフォーマンス・ベースの実施機関が導入されている．こうした機関は，典型的には公務員制度の中の飛び地として設立され，より大きな経営上の柔軟性を持ち，より賃金が高く，成果に対してより大きな説明責任を負うものである．たとえば，サブサハラ・アフリカでは，ガーナ，ウガンダ，ザンビアで徴税目標を達成するため，パフォーマンス・ベースの実施機関が作られた．他の国はこれに続こうとしているようにみえる．

これらの例では，飛び地的につくられた徴税機構は，歳入を増加させる既存能力を高め，残りの公務員のインセンティブを改善させる前提条件の１つと考えられてきた．結果は，驚くべきものであった．ガーナは，サブサハラ・アフリカ諸国の中で徴税と関税徴収にパフォーマンス・ベースのアプローチを導入した最初の国であったが，最初の５年間で徴収が改善されたことを主因として，総歳入額は，1984年の対GDP比6.6%から1988年の12.3%へとほぼ倍増した．しかし，このスキームに問題がないわけではない．残りの公務員が，徴税官に与えられる特別の待遇に不満を持ち，大蔵省も自身の権威失墜からこれに反対した．トップからの強力な支持がなければ，このプログラムを進めることはできなかったのである．

もっと問題が大きいのは，援助依存国にそれぞれ独自の報奨システムと説明責任のシステムを持つ飛び地的な開発プロジェクトを確立することである．往々にして，援助側により提供されるサービスの性質や制度改革の最適な順序付けに関して体系的に検討がなされることはほとんどない．そして援助側が，飛び地とそれ以外との較差をしばしば生じさせる．

第９章で議論されているように，飛び地的な措置は通常，応急処置として設計されるものである．これにより短期的目標が達成されることもあったが，さらに制度改革を進める際に障害となる可能性もある．成果が容易に特定できるところでは（たとえば，徴税など），飛び地的措置はその後に拡大して行う改革の実験段階として，あるいは改革が有効であるというデモンストレーションとして有益になりうる．しかし，どの実施機関を分離すべきかを選考する際に，体系的な基準を採用することが重要である．そして，たとえ有益な最初のステップだとしても，それはやる気があり能力もある公務員制度を生み出すために必要な長期的制度改革そのものを代替するものではない．

中心的公共部門を通じてサービス提供を改善する

外部委託，パフォーマンス・ベースの実施機関の設立，そして成果に関する公式の説明責任を確保することは，能力の低い国におけるほとんどのサービス供給にとって，実行が困難である，これは，その運営者（警察官，灌漑巡視官，ヘルスケア関係の労働者，教師，学外教育講師）がサービスの受益者と日常的に交流し，地理的に分散し，大きな裁量を与えられ，監視が難しく競争圧力の下にない産出物を生み出す，末端レベルの官僚組織にとって特に厳しいものである．

一連の国々の経験から，あるメカニズムを組み合わせることにより，そうした領域で活動するインセンティブを大幅に増加できることがわかった．インドと韓国の灌漑機関の比較研究で，インドの組織には，懸命に働くインセンティブがほとんどないが，その一方で韓国の機関は労働のインセンティブにあふれていたことがわかった．韓国の灌漑巡視官は，より明確な目的を持っており，また3つの異なる機関から不定期のモニタリングを受けていた．インドの監督手法が罰則の根拠を発見しようとするものであったのに対し，韓国の手法は問題を解決しようとするものであった．韓国では，組織のあらゆる部門のスタッフを灌漑用水の上流から下流まで頻繁に行き来させたため，農民からの外的圧力をより強く認識することになり，よりよいパフォーマンスのための強力な協調関係を築くことが可能となった．

パフォーマンス指向と予測可能性　公共部門組織の内部でパフォーマンスをより強調するための重要な出発点は，目的と課題をより明確にすることである．コロンビア，メキシコ，ウガンダでは，望ましい成果を達成する方向に管理者を向けるために，パフォーマンス基準が導入されている．いくつかの国では（ニュージーランドはその1つ），パフォーマンスの測定基準として産出物が重要視され，また他の国では（オーストラリア，コロンビア，ウガンダ），事後的評価を伴った成果，つまり産出物が受益者に与えた効果を重要視している．

しかし，目的や課題がより明確になったとして，もし予算上の資金の流れがきわめて不確実な場合には，公共部門管理者のパフォーマンスは悪くなるだろう．本章の冒頭でも議論したように，このことが，中央に有効な政策決定メカニズムを構築する際の末端組織の重要性を認識させる．オーストラリアの例のように（Box5.2参照），中期的財政の信認できる枠組みは政策と資源の間の整合性をより大きくし，それによって末端への資金の流れはより予測可能なものとなる．マラウイとウガンダはこの枠組みを設けようとしている．

財政上・管理上のコントロール　公共部門の産出物の測定，モニタリングは難しいため，管理者が虚偽の報告をしないように，また公共資源の不適切な利用（あるいは不正使用）を防ぎ，サービスの提供を改善するために，財政的な管理と説明責任が必要である．ウガンダでの支出追跡調査によれば，基本的社会サービスへ配

分された資金の相当の部分が，特に農村地域において，意図されたとおりに診療所や学校には届かなかったことが明らかになった．多くの国で財政会計と監査は時代遅れで不適切なものであり，ゆえに信認できる制約となっていない．

彼らの財政会計や監査システムの透明性を確保して質を改善し，遅れを減らすために，各国はその財政情報システムを近代化しつつある．ボリビア，中国，インドネシア，そしてモルドバといったさまざまな国において，政府内部および民間部門の双方における強力な専門家協会が支援して，健全な会計原則を法律に取り込んでいる．

こうした改革の効果に関して体系的な証拠は入手できないが，政策上のいくつかの有用な教訓は集められる．現代的なコンピューターをベースにした情報システムは，特定取引管理の必要性を減少させるが，透明性を強化し，集計管理を強化するものである．システムが拡大し，信頼性が構築されるにつれて，結果として投入管理は拡大するだろう．国家は，徐々に小項目の事前のライン・アイテム管理から，より大項目の予算カテゴリーへ，より幅を持った俸給体系へ，より自由度の高い調達と職員採用へと移行できる．取引特定的な投入の事前管理から事後管理への移行は注意深く進められねばならない．またその移行は，予算集計額管理が改善され，いっそうの自立性を実施機関に与えても信用は失われないことを示すこと，また会計能力と監査能力の改善によって事後管理が強化されることにあわせて進められねばならない．

しかし，経験によれば，高度に中央集権化された取引特定的な管理体制から，より分権化された体制への移行が，抵抗にあう可能性も指摘される．たとえば，エクアドルでは，支払管理を分権化する計画が1995年に提案されたが，中央政府機関が財政上の規律の喪失を恐れて，いまだに実施されていない．まず，パフォーマンスの測定および投入の事後管理制度を強化することによって，信用を築く必要がある．これらのシステムへの信認が強まるにつれ，システムを逆転させようという抵抗は消え，管理者に対して，より大きな説明責任とともによりいっそうの柔軟性を付与することが可能となる．

忠誠心，動機づけ，能力　モニタリングや会計，監査をよりよいシステムにするだけでは，さまざまなサービス提供の改善には十分ではない．公務員の忠誠心，動機づけ，能力を改善するメカニズムもまた必要である．忠誠心によってスタッフが組織目的に共鳴し，責務に対する長期的視野を進んで持つことが促進される．その活動を容易に特定したりモニタリングできず，また退出は意味をもたない中心的公共部門において，忠誠心は不可欠である．

フランス，ドイツ，日本およびシンガポールの公務員制度はすべて，小規模な専門家グループの忠誠心が国益に根本的にそうことを確保しようとしている．公共部門の雇用保証は，この国益との調整の強化を目的とするものであった．これはある

状況ではうまく行ったが，多くの場合うまく行かなかった．次節で論ずるように，成功した国の経験によれば，コミットメントを築き，能力のある職員を動機づけ，ひきつけるためには，長期的な職務報酬，十分な給与，管理者と職員の間の協調強化を通じた団結心を根づかせるメカニズムが必要であることがわかる．

市民の発言メカニズムの強化　信認ある官僚的管理の確立には時間がかかる．内部のモニタリング能力と執行能力が弱い場合，顧客と受益者がパフォーマンスの改善へ強い圧力を加え，これらの能力が確立されるまでの間，モニタリングの費用削減に役立つ．共同生産，また他の形態のサービス提供に関してコミュニティと政府が協調することは，たとえ間接的にせよ，よりよいサービス提供へのインセンティブを作り出す．インド，ニカラグア，ウガンダにおいて利用された顧客サーベイなどのフィードバック・メカニズムによって，より多くの人々が政府機関のパフォーマンスを認識し，透明性が強化され，説明責任が改善されている．市民憲章は，公共機関が公衆に対するサービス提供の最低基準を保証するものであり，ベルギー，マレーシア，ポルトガル，イギリスにおいて採用されている．市民憲章はまた，パフォーマンス目標の達成へむけた外的および内的圧力を支援し，顧客と職員の注意をサービスの質の改善に集中させるのに役立つ．第7章では，より広い意味での国家能力改善への市民の発言と参加を扱う．

やる気と能力を持つ公務員の育成

政策決定やサービス提供，契約管理のすべてにおいて，やる気と能力を持つスタッフは有効な国家にとっての活力源である．有能で献身的な公務員を育成しようとする取り組みのほとんどは，その焦点を給与にのみ当てたものである．給与が重要なのは確かだが，たとえば実力主義（meritocracy）の採用と昇進，団結心なども同様に重要である．実力主義の採用と昇進は政治的庇護を制約し，より優秀な職員をひきつけ，維持することを可能とする．健全な団結心は，組織目標との一体感を育み，人々を規則に従って行動させるための費用を低下させ，内部の協調と忠誠心を養う．

最近の国際比較研究から，なぜこれらが重要かがわかった．同研究の著者によれば，所得・教育格差の変数を制御しても，実力主義の採用と昇進，および給与の妥当性を表わす指標は，経済成長や官僚の能力（bureaucratic capability）に対する投資家の認識の変数と正の相関関係を持つことが示されている（図5.5）．ゆえに，能力ある職員を採用しやる気をおこすための適切な制度上の方法を見出すことで，かなり大きな社会的利益を得ることができる．

実力主義の採用と昇進

公務員制度を実力主義にすることで，質の高い職員を集め，公務を名誉あるものにし，パフォーマンス改善への動機づけを強化できる．多くの国（たとえば，日本や韓国）の国家公務員試験では，より優秀な応募者を選抜するために厳しい基準を用いている．学業成績（大学でのものが多い）が最初の関門となる国もある．採用後も目的と昇進基準を特定化し，長期在職に対して報酬を与えることで，よいパフォーマンスへの圧力を持続させる．たとえば，韓国においては，昇進は年功序列と実力主義の要素を結び付けたある公式に基づいて行われる．昇進が個人的にもしくは政治的に決まったりするならば，公務員は自分の上司や影響力を持つ政治家を喜ばせることにいっそう精を出さねばならず，厳しい採用基準を通じて公務員の評判を築く努力が台なしになってしまう．

多くの国では，実力主義はいまだ確立されていない．そのかわりに，国家が大規模な雇用機会を提供しており，採用は実力というより情実に基づいている．図5.6は，フィリピンでは，政治的任命が他の東アジア諸国よりも深く浸透していることを示している．このことは，低い給与とあいまって，官僚能力の低下という結果を招いており，しかもそれは年々悪化してきている．フィリピン政府は，公務員制度における実力主義を強化すべく改革を実施している．もちろん，政治的任命はアメリカ合衆国などの先進国でもかなり広まっている．しかし，制度が脆弱でチェッ

図 5.5　実力主義採用と昇進は官僚の能力を改善する

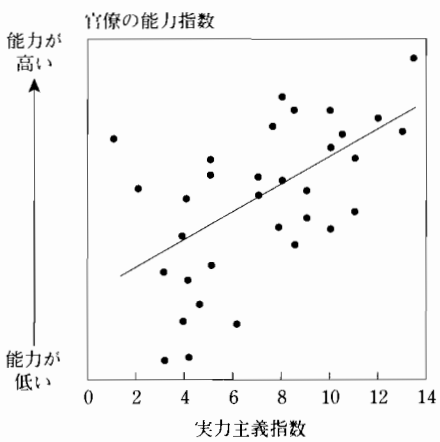

（注）　結果は，1970-90年の途上国35カ国のデータを使用し，所得と教育を含む変数を制御した回帰分析に基づく．詳細はテクニカル・ノート参照．
（出所）　Evans and Rauch 1996.

ク・アンド・バランスが不十分な国では，より透明で競争的なメカニズムによったほうがよい結果が得られる．

なんとか実力主義を導入して政治的任命を制限した国であっても，人事異動に対する広範な政治的干渉を受けてしまう可能性がある．たとえばインドにおいては，上級公務員は頻繁に部門を移動する．現場公務員の平均勤続期間が8カ月より短い州もある．その結果の1つとして，かつては伝説的であったインドの公務員制度は，もはや効率と有効性のモデルではなくなってしまった．

実力主義の採用と昇進のシステムは，相互排反的な2つの大きなタイプに分かれる．すなわち内部登用システム（mandarin system）と開放採用システム（open

図 5.6　実力主義欠如と給与の低さがフィリピン公務員制度の能力を低下させている

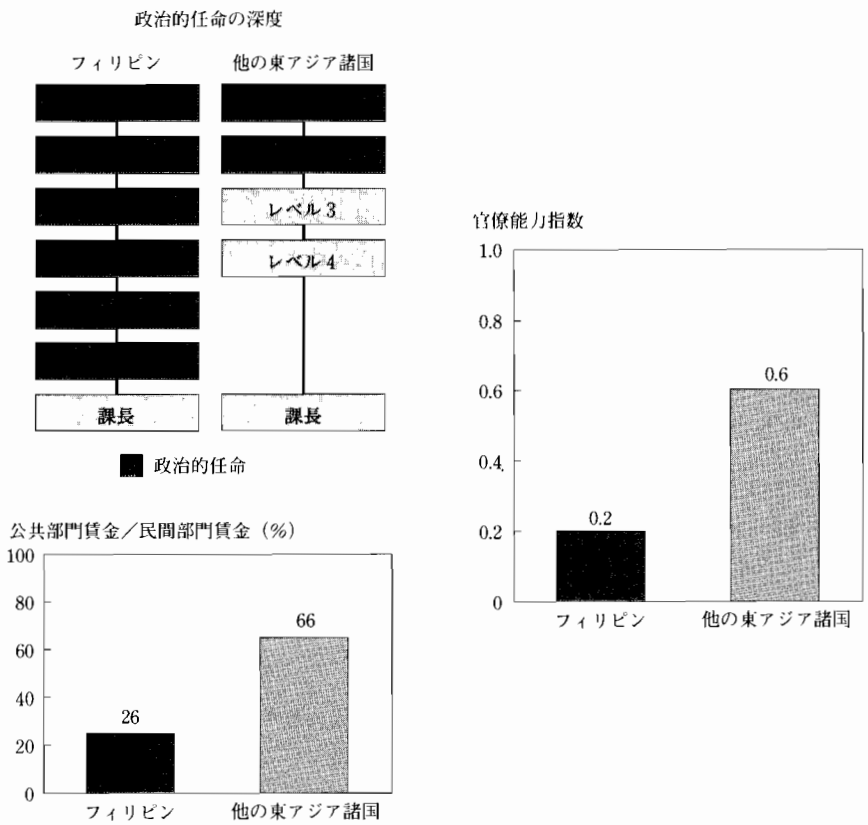

（注）　他の東アジアにはインドネシア，韓国，マレーシア，シンガポール，台湾（中国），タイが含まれている．
給与格差は上級公務員についてである．データは1984-88年のもの．
（出所）　Campos and Root 1996より採用；Commander, Davoodi, and Leeの背景論文．

Box 5.6　最良かつ最優秀者の育成
：「内部登用システム」対「開放採用システム」

ほとんどの国は，実力主義の採用に向けて，広義の2つのアプローチのうちの1つを採用している．1つは，内部登用システムと呼ばれているもので，新卒の有望な志望者にその参加を限るヒエラルキー的制度である．内部登用システム（mandarin system）は，伝統的には，特定の東アジアの官僚制度における公務員のエリート・グループを指していたが，より現代的意味においては，中・下級公務員をも含む「キャリア集団」システムを指している．雇用は，中央集権化され厳選されており，一般的に厳格な官吏登用試験を基準にしている．選抜された志望者は，政府内の最高職に通じる出世街道に乗せられる．この新人官吏の大部分の学歴的背景はジェネラリストであり，特定の職のためというより，キャリアコースもしくはキャリア集団の中へと組み込まれるために雇用される．

フランスや日本は内部登用システムの最もよい例である．フランスの国立行政学院では，将来の高官は，15カ月間の学課に引き続き，1年間の職業研修を経験させられる．日本の東京大学は国家公務員上級職を生み出している．その大半は法学教育あるいはジェネラリスト養成教育を受けているが，在職中の専門研修によってそれが補われることもある．このシステムの変形はシンガポールで見られ，そこでは有望な新入職員には2年間の研修ローテーションがある．ドイツでは，最優秀志望者のために，オンザジョブ・トレーニングの「実習課目」システムが提供されている．

第2のシステムは，開放採用システム（open system）として知られているもので，公務員採用に関し，より柔軟性を持ち，分権的で，より市場主導型のアプローチである．たとえば，米国システムは，内部登用モデルと全く対照的に，年齢制限なく階層のどの地位への参加も認めるものである．競争の激しい中央集権化された登用試験の代わりにキャリアに特定の試験が用いられ，管理職は採用の際により大きな自立性を与えられる．米国では，オーストラリア同様，公務員内にエリートグループを作り出すことを目的とした上級行政官制度によって，水平的採用制度が補われている．

開放採用システムの最も大胆なアプローチやキャリア開発は，「新しい公共管理」改革を進めている国々で見られる．これらの国々は，雇用責任を大幅に委譲している．たとえば，ニュージーランドでは，省庁の管理職は，市場賃金で職員を雇用できる．

能力のある人材が決定的に不足している国々では，人材開発に対する包括的なアプローチというよりむしろ選択的なアプローチを確立するために，内部登用システムを採用するほうが有益であると考えるかもしれない．さらに，特権的集団は，その影響を外部にも与えることができ，他の公務員がパフォーマンスを改善する動機を与えている．一方，開放採用システムは，見いだすのが困難な専門技術を含め，必要な技術を持つ志望者を見つけるうえで，管理職により柔軟性を与える．そして，開放採用システムは，すべての階層に新鮮な視点と新たな考えをもった公務員を導入することで，公務員の偏狭性を防ぐ．その弱点は，公務員間における職業的水準の維持や，団結心の維持が容易でないことである．

system）である．内部登用システムは，フランス，ドイツ，日本に見られ，採用水準が非常に競争的で中途採用のない階層的システムである（Box5.6）．質の高い人材が不足している場合は，内部登用システムは人材育成へのより選択的なアプローチとして，望ましいだろう．開放採用システムは，ニュージーランド，アメリカ合衆国に見られるが，より柔軟で，分権化された市場主導型の公務員採用システムである．開放採用システムは，技術的専門知識の水準と団結心の維持が難しいという代償はあるが，見いだすのが難しい技術的専門性を含め，仕事上の必要性に応じて利用可能な技能をもった人を集められる点において，管理職に柔軟性を与えるものである．

適切な給与

実力主義の採用と昇進を通じて国が公務員制度を名誉あるものにするにつれ，公務はより魅力的になる．しかし，もし公務員の給与が民間部門の給与よりはるかに低ければ，名誉だけではその差を埋め合わせられないだろう．

公共部門の給与が充分なものかどうかを評価するおおよその基準は，公共部門報酬と民間部門報酬の格差を，公共部門の雇用は一般的により保証され安定しているという事実の分だけいくらか割り引いたものである．給与外手当や特権，仕事の要求水準などの違いから，正確な比較は難しい．しかし，公務員はどこにおいても通常，民間部門の労働者よりも低い給与しか受け取っていない．たとえばフィリピンでは，公務員給与は平均して民間部門給与の25％であり，ソマリアでは11％である．（反対の極端な事例として，シンガポールでは公務員の給与は平均して民間部門の給与の114％であり，シンガポールの公務員はアメリカの公務員より給与が高い．）この格差が広がっている国もある．たとえばケニアでは，政府と民間の給与格差は1982～1992年の間に年率３％のスピードで拡大した．公務員給与の相対的低下は，雇用減少よりむしろ実質賃金の引き下げの傾向を持つ1980年代の財政引き締め政策に起因している．

アフリカ諸国の多くでは，公務員の雇用は財政的圧力に直面しながら維持されてきただけでなく，実際は上昇してきた．特に最も技能の低いレベルで上昇した（図5.7）．政府は労働者が最後に頼る雇用源となり政治的庇護を施すものであり，家族や友人や後援者に仕事を分け与えた．その結果，賃金総額は高くても個人の給与は低いことが多い．さらに，賃金基金の成長率は運営・維持管理支出の伸びを上回ることが多く，教科書のない教師や自転車のない遠隔地サービスの公務員というおなじみの話へと結びつく．

賃金基金の規模と相対的給与水準の対照は，公務員全レベルにわたる給与増加では解決できないもう１つの大きな問題の中にも見てとれる．つまり，上級公務員給与が相対的に低いことである．多くの国では，上級公務員の給与の伸びが，しばし

ば政治的な理由で低い階層の公務員の給与の伸びより大きく低下している．この給与の上下の差の圧縮が，不可欠な上級レベルでの良質な職員の採用，維持をさらに難しくしている．アフリカ10カ国の調査によると，1980年代の間に，平均して，最上級公務員の給与と最下級公務員の給与の比は，13：1から9：1にまで低下した．

公務員給与を上昇させたいという要望や総合的財政不均衡を是正する必要に迫られ，雇用削減，賃金構造圧縮を緩和し，公務員平均賃金引き上げのイニシアティブを打ち出す国もある．これらの試みは成功した場合も，しなかった場合もある．さまざまな地域の15カ国における1981年から1991年の期間での公務員制度改革の調査によれば，賃金支出削減と給与圧縮の緩和を達成したのは半分以下のケースであった．雇用は半分以上のケースで削減されたが，後になってから逆転するケースもあった．雇用削減が上級職員への大幅な給与増加を賄うのに十分なものとなる場合はまれであった．たとえばペルーでは，3年間で25万人の公務員が削減されたが，うち16万3000人はその後再雇用された．さらには，解雇目標の決め方がまずかったため，結果として最も質の高い職員を解雇することになってしまった．

この公共部門改革の経験はさまざまであり期待外れなものも多いが，それにもかかわらず，将来の取り組みに対するいくつかの教訓を得ることができる．第1に，

図 5.7　アフリカでは，公共部門雇用が増加するにつれ賃金は低下する

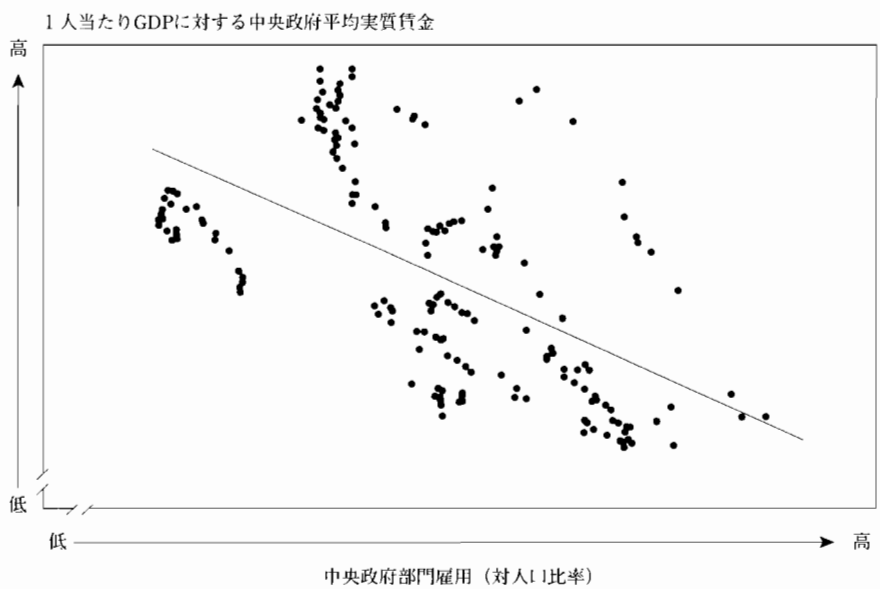

（注）データはアフリカの20カ国についての1972年から93年のパネルデータである．両軸とも対数スケールである．詳細についてはテクニカル・ノートを参照．
（出所）Kraay and Van Rijckeghem 1995と世銀データにもとづく世銀スタッフの計算による．

これまでの戦略は給与と雇用，そしてこれらの中でもその数値を減らすということばかりに焦点が当てられていた．これらは重要であったが，他にも重要な補完的な要素があった．それは実力主義の採用と昇進，パフォーマンス指向と測定，説明責任を改善するためのメカニズム，団結心などである．

また，改革の注意深い順序付けが必要とされ，これは賃金圧縮の緩和から始まる．賃金総額が全体として制約されていても，より質の高い人々をひきつけるため，階層のトップの賃金を下の階層に対して相対的に引き上げ，技能を持った数少ない人々を戦略的分野に集中させる必要がある．余剰人員を大幅に抱えている政府では，従来の改革はあまりにもささやかで，持続可能な水準まで政府規模を縮小できなかった．また，これらの余剰人員削減は，長期的に政府規模を変更するための安定的プログラムではなく，1回限りの削減になりがちであった．

給与と雇用の改革が政治的障害に直面することは不可避だが，この政治的抵抗はしばしば誇張されがちである．公務員を改革のパートナーとみなし，政治的に受け入れられる解決策を見出すために彼らと広く協議をする国もある．たとえば，アルゼンチンのサンタフェ州においては，知事と地方公務員組合との緊密な対話によって，約10％の歳出削減を含む州の行政近代化策について労働組合が同意することとなった．加えて，公務員センサス，機能別評価，よく設計された解雇計画といった，改革をより有効に運営し実施するための適切な一連の技術的手段の開発には，公共部門改革の経験が役立った．しかし，公務員制度改革によって被害を受けるものもあり，彼らは政治家にとって重要な有権者でもあるため，この勢力は考慮されるべきである．改革の政治経済学については，第9章においてさらに議論がなされる．

団結心の育成

有効で能力の高い官僚制は，組織の目的へのかかわり合いを共有する．この団結心とは，望ましい行動と望ましくない行動に関して，公式または非公式であれ，一連の目的に基づいた共通の理解を含むものであり，さらに団結心とはその共通理解に基づいて集団の名誉向上へと献身することをも含むものである．団結心はメンバーに目的意識，帰属意識を与え，メンバーを集団目的の達成へと導く自立心を与える．アーサー王の円卓の騎士，日本のサムライ，さらに過去の時代のマフィアは，みな何らかの形での団結心を具現化していた．現代の公務員制度のいくつかも，団結心を具現化していると言われている．これらに含まれるのは，チリ，フランス，ドイツ，日本，韓国，イギリスである．しかし，多くの公務員制度はこの例には入らない．

官僚制の中にゼロから団結心を構築することは不可能ではない．シンガポールの公務員は，現在は団結性と目的意識でよく知られているが，これらの特性は1960年代初頭にはほとんど存在しなかった．ここにまで到達するのは困難であったが，そ

Box 5.7　労働者の勤労意欲を培う：ブラジル，セアラ州におけるよい政府

1987年ブラジル東北部のセアラ州政府は，過去のひどい行政活動の遺産による厳しい財政危機に直面した．しかし，4年以内に，その財政危機は終結し，サービスの質は劇的に改善された．はしかやポリオの予防接種率は，乳幼児人口の25%から90%と3倍以上になった．州の公共事業計画により，干ばつの間，100万人以上の失業小作人が雇用された．そして州の事業拡大と小規模企業のための公的調達プログラムによって，以前の支出総額を30%以上も節約した．

この成功は，その多くを公務員自体に負うものである．州政府は，独特の，そして時には思いがけないやり方で公務員に新しく生まれた勤労意欲をさらに向上させた．よいパフォーマンスに対する報酬，新規採用のための公共的選抜方法，導入プログラム，そして，メディアを通じて成功を心から誇ることによって，州は主要プログラムと職員に強い使命感を作り上げた．高い使命感をもった職員は，通常以上のさまざまな仕事を自発的に行うことも多かった．多くの自主権，裁量権が与えられたことで，職員は，より顧客を重視したサービスを提供できた．説明責任を果たさせる圧力があったため，これらの裁量がしばしば他で見られるレント・シーキング機会の増大につながるという結果にはならなかった．職員は，顧客からの新たに寄せられた信頼に恥じないように，よりよいパフォーマンスを示すことを望んだ．これは，結局，職員の仕事をより顧客重視指向に整備した結果であり，また，それに州が配慮しているというメッセージを公衆に送った結果でもある．同時に，これらの公務員が働くコミュニティは，彼らをより念入りにモニタリングした．州の広報運動やそれと類似のメッセージが，よりよい政府を持つ権利や，公共サービスが本来いかに機能すべきかについての新情報を提供し，市民にモニタリングのツールを与えた．このように，政府はモニタリングにも多大な役割を果たしたが，それは非常に間接的に行われた．

これらのメカニズムはよい循環を生み出した．そのよい循環の中で，職員はその顧客や地域住民から（上司からのものである必要はない），感謝され認められる気持ちについて報告している．これが，また彼らの勤労意欲を高めたのである．

のステップは単純なものであった．毎年有望な新職員がシンガポール国立大学（より最近ではこれに加えて南陽工科大学）の卒業生上位200人（5％未満）から採用され，1年間のトレーニング・プログラムを受けている．この教育とトレーニングが，新職員に公務員として何が自分たちに期待されているのかについての共通の理解を与え，信用が生まれた．シンガポールの実力主義的な昇進システムは，公務員に公共機関の目的を達成することへの関心を生み出し，シンガポールのリーダーシップのひたむきさと，公共部門にその望ましい価値観を吹き込もうとするたゆまぬ努力は，公務員間の結束強化に役立った．シンガポールのいくつかの教訓は，チームワークとグループとしてのパフォーマンスという2つの要素を強調する取り決めによって現在ボツワナで試みられている．

職員の献身と関与は，先進国や東アジアに限られたことではない．ブラジル北東の貧困州であるセアラ州においては，職員の関与を強めることによって，提供される公共サービスの質が劇的に改善された（Box5.7）．州政府は職員間の職業意識を促進し，彼らの仕事に新たな名誉を授けた．職員の参加や自己管理の職員チーム，複数にわたる任務，柔軟な組織または専門化された生産といった革新的な手法によって，職業意識が補強された．このやり方は，職員のより大きな裁量と柔軟性，労使間の協力，従業員と顧客の信用を含むものである．この経験は，職員を動機づけるうえで，十分な給与と実力主義的な採用・昇進に加えて，認定，賞賛，名誉，報奨などの非金銭的報酬も重要であることを強調するものである．

戦略オプション：有効な公共部門へのステップ

途上国の中には，専門的で規則に基づく官僚制に必要とされる，最も基本的な土台さえ欠く国もある．改革意識を持ったリーダーでさえも，政策意見と行動をつなぐ機構が機能しなければ目標を実現できない．結果として，国家が行うといったことと実際に行っていることとの間，政府機関の公式のルールと事実上の規則の間に乖離ができてしまう．このような国ではより有効な公共部門を築くための最初のステップとして，この乖離を埋める必要がある．つまり，政府の政策への信認や政府がよって立つ規則を再び確立し，実際にそれが確実に運用されるようにすることが必要である．これは，厳密な予算制約を設定し，予算やその他政策を承認されたとおりに実行し，資源のフローを予測可能なものとし，資金使用の説明責任を明確にし，個人の意思決定に蔓延する政治的庇護を制約することを含むものである．

このような前提条件が満たされない場合，新たな公共管理は注意深く導入されなくてはならない．もし非公式の規範が長い間著しく公式の規範から逸脱しているのであれば（たとえば人事慣行など），ただ単に新たな公式ルールを導入するだけでは大きな変化は起こらない．信認できる投入管理を構築できていなかった国では，管理者に大きな自主裁量権を与えても，恣意的な行為と汚職を招くだけである．そして，専門化された技能の供給が少ない場合には，複雑なサービスに関するパフォーマンス契約や他のパフォーマンスに基づく契約は，これらの契約の特定，執行に稀少な官僚能力のほとんどを奪われてしまうだろう．それにもかかわらず，各国は目的と業務をより明確にすることから，また選択的で連続的な基準にもとづいたパフォーマンスの評価を導入することから始めることができる．結果評価が強化され信認できる投入管理が実施されるようになれば，経営者は，結果に対するより大きな説明責任を代償としてより大きな柔軟性を認められる．

専門的で規則に基づく官僚制を作るには時間がかかる．それまでの間は，早期に成果を生む他の手段をよりすばやく実行することが可能だろう．よく機能する政策

決定のメカニズムは，競合する政策の費用の透明性を高め，すべての利害関係者間での議論と協議を促進する．つまり，あまりにも多くのサービスが現在政府が独占しているることから，市場を使ってコンテスタブルなサービスを供給することで，費用を下げ，サービスの質を改善できる．同様に，競争入札によって容易に特定化できる活動を外部請負契約とすることで，肥大化した能力への負担を減らし，市場やNGOと協調関係を築いて効率性を改善できる．また改革者は内部管理のみに頼る必要はない．つまり，内部の能力と執行メカニズムがまだ発展途上にある場合には，公共サービスを利用する企業や人々からのフィードバックを集める接点をより多く作ることで，よりよいパフォーマンスへの外部圧力を作り出すのに大いに役立つだろう．

前章で強調したように，政府が現在供給する多くの財・サービスからの退出に関しては，まだまだなすべきことが多い．すでに政府が直接的な供給主体ではない場合は，政府は市場を規制し，契約を履行させ，第3章と第4章で述べられた不可欠な役割をすべて果たす市場のパートナーであり促進者とならねばならない．このことが意味するのは，有能な職員をひきつけ維持することである．採用や昇進における政治的庇護の規則による抑制，実力主義を通じたより厳しい競争は，政府の能力を築くのに不可欠である．下級職員の雇用が急速に拡大している国では，雇用を削減する改革は避けられない．しかし，限られた給与総額の中であっても，能力のある職員をひきつけるために，下級職員の余剰人員の削減によって上級職員の給与の相対的魅力を向上させることは可能である．

さまざまな改革に対して，改革から被害を受ける層からの抵抗が必ず存在する．しかし第9章で論じられるように，改革への機会の扉を開き，広げることは可能である．改革志向をもった政府は，コンセンサスを築き上げ，変革への障害に立ち向かい，有効な公共部門を築くための改革を始め，また持続させるための機会をつかむ必要がある．結果として公共部門が再活性化されれば，より大きな成果を生み出すことになろう．

国家の恣意的行動と汚職の抑制

有効な国家は，持続的な開発および貧困削減に大きく貢献する．しかし，国家介入が社会に有益であるという保証はない．国家は強制力を独占しており，これは経済活動に有効に介入する力を与えるが，また恣意的に介入する力も与えてしまう．この権力は，一般の人々が入手できない情報へアクセスできることとあいまって，公務員が一般の利益を犠牲にして，自身の利益や仲間または関係者の利益を追求する機会をつくり出す．レント・シーキングや汚職の可能性は大きい．それゆえに，各国は公益のための行動に必要な柔軟性やインセンティブを国家機関に与えるメカニズムをつくり，育成しなければならない．同時にその一方で，企業や市民との関係で生まれる恣意的行動や汚職行為を抑制しなければならない．

第5章では，公共部門の能力の構築に焦点をあてた．そこで議論された多くの改革によって，恣意的行動や汚職は減少するだろう．その際特に有効なのは，公共機関内にルールに基づく文化を浸透させ，公務員制度の中での政治的庇護を制限することである．本章では，その議論を広げ，国家の恣意的行動と汚職を抑制するためのメカニズムをより一般的に検討していこう．

まず，政府内に構築されるべき，司法の独立性や権力の分立を含む公式のチェック・アンド・バランスについて検討する．公式のチェック・アンド・バランスは，政府への信認や説明責任を強化しうるものである．しかし，特に汚職がはびこっている国が公式の抑制手段を十分にもっていることはまれである．したがって本章では汚職の根本原因を調査し，汚職を減らそうとしているこれらの国家が採用すべきオプションをも分析する．1つの重要な教訓は，汚職をなくす努力は，検挙される確率と検挙された場合の費用を増大させ，同時に汚職の機会や汚職から得る利益を減少させるよう，多面的に進める必要があるということである．

公式のチェック・アンド・バランス

> 人間が運営し，人間を統治する政府をつくることには，大きな困難がともなう．まず，政府は統治される者を支配できなくてはならず，次に，政府が自身を支配しなければならないからである．　—— James Madison, *Federalist* No. 51, 1778.

国家権力の濫用やその可能性を抑制することは，すべての国にとっての挑戦課題である．国家機関が職務上必要な柔軟性を喪失することなく，この抑制を行うことはさらに難しい．国家権力の不正使用は深刻な信認の問題を引き起こしており，その影響は，その後も長く続いている．イディ・アミン政権下のウガンダで起きた，

アジア系少数民族企業家に対する財産接収やいやがらせは，不信という負の遺産を残し，現政権が民間投資を誘致しようとした際に，深刻な問題を引き起こした．だが，国家の恣意的で気まぐれな行動は，信認を喪失する以上の被害を与える．それは，国家がどんな法を制定しようとも，その強制力を弱めることで法の支配を崩壊させてしまうことである．また，国家の恣意的かつ気まぐれな行動は，国家公務員が法より上位に立つという事態をさらに助長し，社会の他の人々にも彼らと同じ行動をするようなインセンティブを与えてしまう．このような環境の下では，開発は頓挫する．

汚職抑制の手段

持続可能な開発には，一般的に，国家や公務員に対して，自らの行動への説明責任を負わせる公式の抑制メカニズムが必要である．このメカニズムを永続させ，信頼できるものとするためにも，国家制度の中心にこのメカニズムを固定しなければならない．もし，国内のメカニズムが弱すぎるならば，国際裁定などの外的メカニズムで一時的に代替してもよいだろう．２つの主要な公式の抑制メカニズムは，独立性の高い強力な司法制度と権力の分立である．

司法の独立と有効性　経済が繁栄するためには，企業，市民，政府間の争議を解決し，法や規制における曖昧さを明確化し，遵守させる制度的取り決めが，必要である．社会は，これらを実施するために広く公式・非公式のメカニズムを考案してきたが，公式な司法制度がそのなかでも最も重要である．公式な司法制度だけが，判決を執行するための国家の強制的権威を利用しうる．また，公式な司法制度だけが，立法府および行政府の行動に法的妥当性があるかどうかを判断する正式な権限を持つ．立法府，行政府との特別な関係は，これらの２府に自らの決定に対する説明責任を持たせ，またビジネス環境や政治的環境に対する信認の土台を作ることで，司法制度を持続可能な開発を支援する独特な存在としている．しかし，司法制度は，３つの中心的な条件がみたされる場合のみ，その役割を果たすことができる．その３つの条件とは，独立性，判決の強制力，そして効率的組織である．

立法府，行政府からの司法の独立性は，これらの条件の中で最も重要である．立法府や行政府と司法府の関係が詳細にはどんなものであろうと，すべての先進工業国，および多くの途上国は，法の下で行政府に説明責任を負わせ，憲法の条項の解釈や適用を司法府に委ねている．

司法の独立性において妥協を繰り返してきた国もある．また，判決を覆そうとする政治的圧力から司法が免れえた国はないといってもよい．立法府や行政府は，司法府を統制するためにさまざまな策略をとってきた．

■　マルタでは，行政行動を問う裁判が審理される前の１時間，高裁判事が権限を

一時的に剥奪された．

■　過去の一連のパキスタン政府は，裁判官を暫定的に指名していた．彼らの雇用は保障されておらず，政治的影響に対して脆弱であった．

■　ウクライナ憲法では，裁判所は行政府から独立していることになっているが，裁判官は住居に関し地方行政当局に大きく依存している．地方公務員に不利な判決をした裁判官は，住宅取得の際に特に長く待たされるようである．

司法の有効性はまた，裁判所の判決が執行されるかどうかにも依存している．実際には，これは執行に必要な資源を与えることを政府の他部門が認めることを意味する．この資源の中には，法文書を取り扱い，財産を押収・処分し，勝訴側に目的物を引き渡す権限を法により与えられた人員，つまり執行吏も含まれている．多くの国では，この執行能力は制約下にある．たとえば，ポーランドでは，執行吏は裁判官の管理下になく，法務省によって雇用される．したがって，裁判官が有能で，かなり効率的であるにもかかわらず，執行吏の職員数が取扱件数の増加に追いつかないために，執行は遅々として進まず，しばしば有効なものでなくなっている．

司法の独立と信頼のおける執行を確実なものとする，司法府，立法府，行政府間の関係は，徐々に発展してゆくものである．研究によれば，安定した政治体制が保たれることで，法の支配に対する民間部門の信認は増す．Box6.1でペルーについて説明しているように，執行のための第3者メカニズムが成功するかどうかは，主にそれらのメカニズムを市民が法的に妥当と見るかどうかに大きく依存している．司法制度の弱い国では，司法制度改革のための専門的なプログラムを進めることと同様に，市民や企業によく機能する司法による潜在的利益を示し，適切な法律や公正な執行に対する支持を得ることが重要である．

司法の有効性の第3の要素は，訴訟審理の遅延を少なくするために必要となる組織の効率性である．平均的な訴訟の場合，ブラジルやエクアドルでは審理に1500日かかるが，フランスではたった100日ですむ．裁判が長引く場合，争議解決の取引費用が増え，潜在的利用者を減少させる可能性がある．しかし，司法の内部効率性は，その独立性や執行権限ほど重大な決定要因ではない．第3章で論じたとおり，たとえ面倒で費用のかかる手続きが課せられている場合でも，司法の決定が公正だと認識されている限りは，国内における司法システムの信認を高めることができる．脆弱な制度的基礎条件から始めなければならない国家は，司法機能のこの点を最優先させて確立することを考えるべきである．

権力の分立　司法に法を執行する能力があっても，もし，公衆がそれらの法が安定的であると信じていない場合，その国家の信認は依然としてあやういものである．法の絶えざる改正を抑制するための古典的な法律上のメカニズムは，水平的，垂直的な権力の分立である．

Box 6.1　ペルーでの大衆参加は，いかに財産権と争議の解決法を改善したか

都市居住区の中の限界地や農村に住むほとんどのペルー人（都市住民の70%，農村の80%）は，1989年まで，自分の不動産に関する公式の所有権を確保できなかった．財産登記システムは，伝統的に法務省が管理し，争議は司法制度が解決していた．このシステムは，都市の貧困層および農村の財産所有者には，高い取引費用を払う余裕を持つ富裕者のためだけのシステムと認識されていた．

1980年代初め，NGOの自由民主協会（ILD）がペルー人貧困層の財産権確立のための運動を始めた．ILDは，広範にわたる大衆からのヒアリングを実施して，不満を聴取し，市民が財産を正式に登記できない理由を見つけ，登記と財産の安全確保が生み出す潜在的便益と費用の公表を始めた．このグループは，このプロセスに財産登記および財産権の執行に関する法と規制の研究を組み合わせた．その結果の分析にもとづいて，ILDは次に改革のための具体案を考案した．これらは，1986年以降おおやけに議論され，微調整された．弁護士協会や公証人といった，旧システムに利権を持つ職業的独占団体はこの改革案に強く反対したが，コミュニティ・レベルでの支持が勝利を得た．

1989年に，新しい財産登記システムが法律として制定された．新しいシステムは，職業的独占団体の権限を減らすことにより，取引費用と不確実性を劇的に減少させた．財産権を確立し争議を解決するために，このシステムは，その代わりとして訴訟当事者の所有権申し立てに対して近隣の住人が証言を行うなど，コミュニティの規範を利用した．法によって規定された行政上の資格があれば，どの弁護士も第3者的な立証者として働き，財産の権利証書に署名をし，実際に争議を解決できる．異議申し立てが行われたり，込み入ったりしている問題は，司法制度ではなく，住宅省によって指名される新システムの登記官長によって解決される．このメカニズムが失敗した後にのみ，争議を裁判官に委ねることができる．

1994年までに，新システムは，ほぼ12万件を登記し，1994年から1996年の間にさらに17万件が登記された．需要者の意向に沿った設計に刺激されて，このシステムは進展を続け，イニシアティブは全国的に広がりつつある．

権力は，水平的には司法・立法・行政に，垂直的には中央・地方政府に分立させることができる．その国の政党組織の形態は，厳しく規律づけられた少数の政党によるものから，党員は党の政策方向のみに従っていればよく，連立によってのみ政権担当が可能となるような多数政党によるものまで幅広いが，この政党組織の形態もまた政治権力の集中あるいは拡散の程度に影響を及ぼす．

権力の分立が進むにつれて，規則に基づくどのようなコミットメントも，それらを変更する際に通過しなければならない拒否権の発動点が増える．したがって，権力の分立は，法の安定性に関する信頼を向上させる．しかしながら，多数の拒否権の発動点があることは，諸刃の剣ともなりうる．有益な規則の変更と同様，有害な

規則の変更も困難になるからである．

多くの途上国では，正式な三権分立を備えるいくつかの国も含めて，政治的指導者の活動に対する有効なチェック・アンド・バランスがほとんどない．能力の低さと不十分な情報のために立法府の監督が弱い国もある．従属的な立法府を行政府が支配する国もある．しかし，憲法上のチェック・アンド・バランスの正式な構築とその有効な制度化は，十分に機能する司法システムの開発と同様，徐々に進むものである．

外的メカニズム　国外および国際的な制約は，規則を執行したり，当分の間は規則が十分安定的であることをシグナルする能力が国内機関に欠けている場合，これを代替することができる．1つのオプションは，国内の司法制度を支えるために国外の裁決を利用することである．ジャマイカの司法制度への信頼は，イギリス枢密院がその最終的な上級裁判所として機能することで支えられている．フィリピンでは，司法制度の脆弱性のために，国内外の企業の多くは，契約を国外で裁決することを好んでいる．

第3章で述べたとおり，国際協定は，いかなる国内機関によっても支えられていない第2の公約の強化メカニズムである．貿易については，欧州連合（EU）や北米自由貿易協定（NAFTA）の双方が，この役割を果たしてきており，また，多くの国々は，これを世界貿易機構（WTO）への重要な参加理由であると考えるだろう．主権国家は，当然これらの協定から脱退することで，貿易政策などを方針転換することは可能である．しかし，その際にこの主権国家は，政策転換による便益と費用のみではなく，参加者が説明責任を持つ国際公約を破棄したことによる広い意味での費用も計算しなければならない．よって，厳しい国際的批判を恐れ，方針転換を行う可能性は小さくなる．

IMFや世界銀行などの国際機関との合意には，しばしばある程度の政策コンディショナリティが含まれている．たとえば，資金を借り入れるためには，国は特定の改革を実施しなければならない．これは，いくつかの国には似たような便益をもたらす．このようなコンディショナリティは，条件に含まれる政策に対する国家の公約のしるしとして受け取ることができる．国内の公約メカニズムが弱い国々は，合意を破った際に罰則を受けるようその国自身を拘束することで，その国に対する信認を強化できる．世界銀行の保証の意図の1つは，この公約を支えることによって，途上国への民間資金の流れを促進することにある．

柔軟性の中で制度を築く

制約の手段は，持続可能な開発に必要不可欠な基礎条件である．しかし過度の制約は，麻痺状態を招きかねない．政府を制約する手段は，制度的取り決めによって補完される必要がある．その制度的取り決めとは，行政府が政策を策定，実施し，

新たな情報や環境変化に適応する柔軟性の中に築かれるものである．

第5章で論じたとおり，各国は，柔軟性と制約を組み合わせたさまざまな制度的取り決めを試みてきた．ある制度，たとえば東アジアにおける審議会やアメリカの行政手続法では，政策内容を定義し，政策を実施する行政機関に大きな自立性を与えている．しかし，これはまた政策を実施する行政機関に対して，政府の他部門や市民，企業によって行われる情報提供や監督に関する決定を，開かれたものとする手続きをとるよう要請している．また他の制度では，設定された予算や業績目標の範囲で管理権限を行政機関に委譲するなどの，制約された範囲内で柔軟性を促進する行政機関の内部メカニズムに依存している．

しかし，外部の情報提供や監視に十分な機会を提供する過程にたとえ官僚制度が組み込まれている場合でも，職員が組織的目標よりも個人的目標を追求する危険性は依然として残されている．個人の利益が非合法かつ内密の方法で影響を及ぼし，それを防止するために作られた法的・官僚的規則の穴をすりぬけたとき，利己的行動は汚職へと結びつく．公共組織が，これらの，または他の汚職の原因に屈するかどうかは，その制度の防衛力の強さによる．これらをどのように構築し，維持するかは次節の課題である．

汚職の管理

> 議会の予算配分には金がかかる．……下院委員会で過半数を得るのなら，まぁ，1項目＄10,000で＄40,000．上院委員会での過半数のためにもそれぞれ同じ値段で，まぁ，＄40,000．そんな委員会の1つ2つで1人，2人の委員長に，少し余分にやって，まぁ，1人＄10,000．それから，男性ロビイスト7人にそれぞれ＄3,000．女性ロビイスト1人に＄10,000．そこかしこの道徳心の高い下院議員あるいは上院議員にも――道徳心の高いやつはもっと金がかかる．
>
> ――アメリカ鉄道会社のオーナー，Mark Twain and Charles Warner，*The Gilded Age: A Tale of Today*，1877．

マーク・トウェインの破滅的な物語は，1870年代の米国議会における汚職を浮き出させる風刺小説であった．トウェインの小説は，2人の企業家が恥知らずにも彼らのやり方を議会に持ち込んだ，悪名高いクレディ・モビリエ・スキャンダルを忠実になぞったものであった．インドでは，1996年の超大型映画「ヒンドゥスタニ」が，汚職に対する民衆の怒りを極端な形で描いた．この映画は，自らの取り分がなければ，病院の患者を喜んで死に至らしめ，貧しい年金生活者を飢えさせる冷酷な政治家や官僚というぞっとする話を描いている．

フィクションは，事実を誇張しているものである．しかし，それは，隠れた問題

を映し出し，社会が我々につきつける鏡でもある．1世紀も隔たり，また地球の半分の距離も隔たった場所のこれらの物語は，汚職は目新しいものでもなんでもなく，また，世界のどこか特定の地域に限定されるものでもないことをわれわれに思い出させてくれる．汚職は生活に深く影響し，世界中で市民や企業家たちを憤らせる問題である．

今日，世界中の市民が政府職員に対し，いっそう誠実であるべきことを要求している．国内市場や世界市場はますます透明になり，汚職がより早く公衆の目にさらされるようになった．過去数年間，汚職に対する申し立てにより，世界中で政府の権威が失墜してきた．韓国では，2人の元大統領が，起訴，告発されている．ブラジルの大統領は，汚職の報酬に関して弾劾された．1996年10月には，ベルギー政府の幼児偏愛者の一味に対する甘い処遇と，裁判官任命と執行に関する汚職の疑いに対して25万人以上の人々が抗議した．1996年のアメリカ合衆国大統領選挙の後には，政治運動資金およびその公共政策に対する影響に関して激論が湧き起こった．

汚職はさまざまな方法で定義されてきたが，本報告書は汚職を「私的利益のための公権力の濫用」と定義する．汚職が最も強い関心をひく傾向があるが，汚職は公共サービスに潜む歪んだインセンティブという，より一般的な問題の兆候の1つなのである．政策や規制体制の歪みによってその機会が創出されている場合や，汚職を抑制する制度が脆弱な場合に汚職は活発化する．汚職の問題は，公共部門と民間部門が交わるところに存在する．汚職は双方向の通路である．国内外において私的利益が，汚職やレント・シーキングの機会につけ込む違法な方法で影響を及ぼし，信頼できる抑制制度がない場合に，公共制度は歪みや他の汚職の原因に屈することになる．

汚職は，公衆の信頼を破壊し，社会資本をむしばむ．政府サービスへのちょっとした賄賂は些細な違反とも思えるが，それは，費用の問題だけにはとどまらない．つまり，汚職は広範にわたる外部性を持ちうるのである．この一見些細に見える違反が，チェックされずに少しずつだが確実に見えないところで積み重なり，ついには汚職をしてこなかった官僚や一般大衆が法に従って行動することに何の意味も見いださないところまで，政治的正当性をゆっくりと侵食してしまう．

数々の研究により，（実業家に認知されている）汚職水準と投資水準および経済成長との間に明確な負の相関関係が確認されている．投資水準に関しては，本報告書のために実施された民間部門サーベイの結果で確認された（図6.1）．第3章で見たように，このサーベイから，多くの国でビジネスを行う際に汚職が主要な障害の1つとなっていることがわかっている．しかし，それは単にビジネス上の費用だけにとどまらない．他のサーベイや逸話的証拠によれば，些細な汚職のもっとも大きな犠牲者は通常貧困層であることが示唆されている．

このような証拠があるにもかかわらず，途上国世界の大部分では，汚職に対して

ある種相反する感情が存在する．一般的によく聞かれるのは，汚職は単なる商売上の潤滑油であり，それなしには何の取引も成長もないというものである．この議論は，サーベイで汚職水準が高順位だった数カ国が，経済成長でも優れていた事実によって明確に裏付けられている．この明らかなパラドックスについて，汚職の予測可能性，つまり，支払わなければならない額と，支払った結果受け取るものの双方についての予測可能性が，いくつかの洞察を与えてくれる．汚職水準を所与とした場合，汚職の予測可能性が高い国では，投資率はより高い（図6.1）．しかし，これらの国々においてさえ，汚職は経済パフォーマンスに悪影響を与えている．図6.1では，ある国の汚職の予測可能性の程度の高低にかかわらず，汚職が少ないほうが投資率は大幅に高いことを示している．

汚職が深刻であっても，今のところは高い経済成長率を達成している国々は，将来，高い代償を支払わねばならないことに気づくかもしれない．たとえば，支払いの平均10％を吸い上げる汚職を容認することで，それが15％か20％に増大する圧力が生まれる可能性がつくり出される．汚職は自己増殖的であり，最終的には開発が傷つけられ，発展の時代が終わるまで不法な支払いを拡大させる循環を作り出す．

図 6.1　汚職が多く，汚職の結果が予測不能であると，投資が減少する

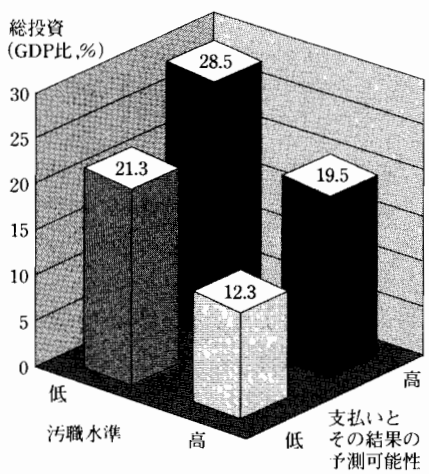

（注）それぞれの値は，国のグループの平均である．推計結果は所得，教育，政策の歪みを制御した39カ国の先進工業国・途上国のデータからの回帰分析による．詳細はテクニカル・ノート参照．

（出所）本報告書のために実施された民間部門サーベイからのデータに基づく，世銀スタッフの計算による．

そして，まさに過去に汚職を許容してきた成長こそが，生産的な活動を利権のための非生産的な苦闘へと変えていく．時を経るにつれ，汚職は根をはってゆくため，政府が最終的に汚職を封じ込めようと行動したときに，強力な抵抗にあうことになるだろう．

汚職の原因

公務員が大きな裁量権を持ちながらも，ほとんど説明責任を負わない場合に，いつでも汚職行動へのインセンティブがつくり出される．政治家，官僚，裁判官は価値を持つ便益へのアクセスを支配し，民間の市民や企業に費用を課すことができる．公務員は，賄賂を受け取り，私的利益のために自身の地位を利用する誘惑にかられるかもしれない．民間の個人は，政府から自分の欲するものを得るために，喜んで不法な支払いをするかもしれない．このように，汚職の必要条件は，公務員が自己の裁量で報酬や罰金を処理できることなのである．

汚職がヒエラルキーの底辺，もしくはトップにおける政治的環境に起因していることもある．贈賄は，関税を徴収したり，治安保護を提供したり，許認可を与えたりする下級公務員に対してしばしば行われる．汚職が風土病のようになっている場合，これらの公務員は，より高い利益が得られるようにいっそう官僚的形式主義を行使し，処理を遅らせるかもしれない．もちろん汚職は，大きな契約，民営化，輸入割当の配分，自然独占の規制などに関して，政府の最上層部でも起こる．これによって，たとえばヤミ市場での為替レートプレミアムなどにより測られる，政策の歪みの大きい国で，なぜ汚職がより広く蔓延するかを説明できる（図6.2左上のグラフ）．需要と供給の間に人為的なギャップを生み出す政策はすべて，機会主義的な仲介者にとっての汚職機会を作り出すのである．

贈賄側や収賄した公務員が逮捕されたり罰せられる確率も，汚職の水準に影響する．法の経済分析によれば，個人は，法律を破って得られる期待便益と期待費用（逮捕され処罰される確率に罰則の水準をかけたもの）を比較考量することが示唆されている．汚職は，賄賂の廃止に関して政府システムがほとんど機能していない国において高くなるだろう．彼らは法律違反をしても逮捕される確率はほぼないに等しく，あるいは逮捕されても，ほとんど罰金を払わされることはないと信じているだろう．なぜなら，彼らはその司法制度自体の腐敗もありうると信じているからである．報道がほぼ自由で，汚職に対して大衆が憤りを感じている国においてさえ，重要な訴訟に対して独立した裁判が行われる希望がほとんどない場合には，汚職は存続しうる．本報告書の民間部門サーベイは，報告された汚職の水準と司法の予測可能性（図6.2右上のグラフ）の間に存在する負の相関関係を示している．

最後に，もし逮捕され，罰せられても，その結果が汚職のもたらす利益に対して相対的に低い場合，汚職は蔓延するだろう．公務員はしばしば，自分の給料をはる

かに超える利益や費用の配分を行っている．汚職は，公務員賃金が類似の民間賃金のレベルを反映していない場合，特に起こりやすくなる．公務員賃金がきわめて低い場合には，公務員は違法な報酬によって自己利益を補い，中流の生活水準を保とうとするからである．また，もし民間部門において，より報酬の高い地位が合法的に手に入れられるのなら，汚職をしたために低賃金の公務員職から解雇されるリスクは，深刻な脅威とはならない．したがって，汚職は公共部門賃金と民間部門賃金の格差，あるいは「誘惑率」とも呼べるものと正の相関関係を持つことが多い（図6.2左下グラフ）．しかし，単に公務員の給料を上げるだけでは，汚職行為を減らせないだろう．賃金改革は，信認しうる監視および法の執行と組み合わされなければならない．政治的庇護を抑制し，より公平な公共サービスを生み出す実力主義の採用・昇進メカニズムが，汚職の減少に関係している（図6.2右下グラフ）．

図 6.2　汚職の要因

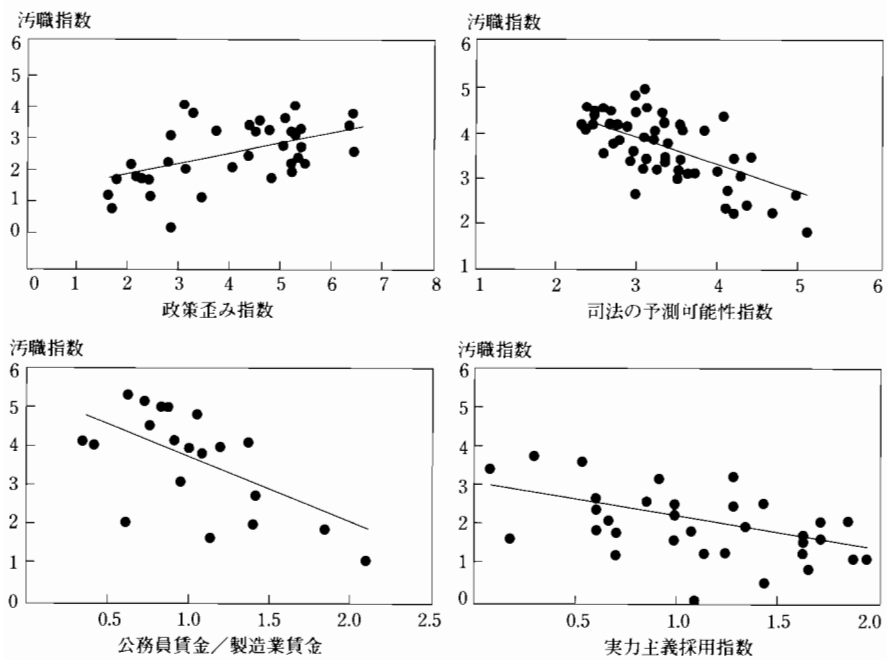

（注）　上段左図のデータは1984-93年（政策歪み指数），1996年（汚職指数）の先進工業国・途上国39カ国のもの．上段右図は，1996年の先進工業国・途上国59カ国のデータに基づく回帰分析．下段左図のデータは，1980年代後半，1990年代前半の先進工業国・途上国20カ国のもの．下段右図は，1970-90年の途上国35カ国のデータを使用し，所得を制御して行った回帰分析に基づく．図3のテクニカル・ノート参照．

（出所）　世銀スタッフによる計算（上段2図）；Van Rijckeghem and Wederの背景論文（下段左図）；Evans and Rauch 1996（下段右図）．

Box6.2　米国における都市政治組織とその改革

19世紀末から20世紀初頭にかけて多くの米国の都市は都市政治組織（urban political machines）によって支配されていた．この都市政治組織は，ある学者によって「票を投じる代わりに市民に個人的な恩恵を与え，見返りとして政府官職を期待する正式党員のヒエラルキーを1人のボスが統率している政党」と定義されている．こうした組織に支配された都市は典型的に，契約，特権的占有権，保護市場を求める民間企業と共謀し，不正な契約を結んだ．これらの組織を運営する政治家は，名目上の民主的環境の中で働き，そして繁栄した．

これら組織は，その支配下にあるコミュニティにとっては費用が高いものであった．一般行政や警察および消防サービス（双方の分野とも庇護による仕事が多くある）にかかる1人当たりの費用は，これらの組織がない都市に比べてそれぞれ34%増，17%増，と割高であった．1つの極端なケースを取り上げると，ボストンでは1895年から1907年までの間に人口は25%弱しか増えなかったのに，市の職員数は75%も増加した．その間，生産性上昇率は半分にまで落ちた．

米国での進歩党の運動は，主な目標の1つとして，これらの組織が支配する都市の改革を掲げた．その改革とは，しばしば資産税の改革を意味した．1900年代初め，ニューヨークの改革派市長であったセス・ロウは，富裕な財産所有者に対する情実主義に悩まされ，市場価値で財産を査定する計画を導入した．この計画は，査定された不動産の価値を高め，税率を低下させ，歳入を増加させた．政治的庇護により任命された者が職を追われるにつれ，市の予算は，150万ドルも削減された．改革派市長たちは，他の多くの米国の都市においても同様の政策を行った．

改革には地方自治体のもつ特権的販売権も含まれていた．たとえばフィラデルフィアでは，組織に支配された市議会が，共和党への献金の見返りにガスの特権的販売権を与えていた．1905年，改革派市長のジョン・ウィーバーは特権的販売権の法案に対して拒否権を発動した．彼は，その拒否権が確実に支持されるよう，市議会の主要な地位に支持者を指名し，組織の支持者を汚職の責で逮捕させた．

組織によって支配された都市は，拡大する予算と不公正な税および支出制度という形で，高い費用を払わされた．組織によって施された仕事と庇護によって利益を得るものも多かったが，損害を受けた者のほうが依然多数であった．そして彼らこそが，最終的に多くの都市で改革派の候補者を当選させるため組織化されたのである．改革派市長の波は現実の変化に影響を与え，それは組織が権力を取り戻した時さえも維持された．その理由は主に，改革が人気を集め，逆行し難いものであったことである．

汚職を減少させる

これまでに，風土病ともいえる汚職をなんとか減少させてきた国もある．19世紀の米国における都市政治組織の権力に対する進歩党運動の闘争は，この1つの例である（Box6.2）．汚職を封じ込めるには，公務員の管理下での便益と費用に関する理解が必要である．多くの公務員は，大きな誘惑にもかかわらず誠実さを保ってお

り，また多くの一般人や企業は短期的利益が約束されていても，賄賂の支払いを拒否している．しかし，誘惑に屈服してしまうものもいる．政府公務員が他の人々よりも高い道徳的立場にいることを前提として，汚職可能性に対処するのは賢明な手法ではない．

贈収賄や他の汚職が実際にどの程度となるのかは，潜在的利益やリスクだけではなく，その便宜の送り手・受け手の交渉力にも依存している．改革者は，汚職撲滅には限界収益と同時に限界費用も存在することを考慮しなければならない．つまり，贈収賄の最適水準はめったにゼロとならないのである．

汚職の問題は，他の問題から孤立させては，効率的に対処しえない．汚職は，公共部門と民間部門が交わるところで発生する問題の兆候であり，多角的な戦略を通して撲滅する必要がある．ウガンダでの最近の改革は，その1つの方法を例証している（Box6.3）．その戦略の一部は，第5章の主題となったものである．つまり，公務員の誠実な努力に対して報酬を与える給与構造を持つ，規則に基づく官僚制度や，政治的庇護から公共サービスを守るための実力主義に基づいた採用と昇進，および公的資源の恣意的使用を避けるための信頼できる資金管理の実施である．ここで，われわれは，戦略の残り2つの部分に焦点を当てる．第1点は，公務員の恣意的権限を取り除くことによって，彼らが汚職行為をする機会を減少させることである．第2点は，刑法のみでなく，公式の組織や一般市民による監査の活用などモニタリング・メカニズム，処罰メカニズムの強化によって説明責任を強化することである．

汚職慣行の機会を減少させる　一般的に，経済競争を増大させる改革は全て，汚職行動のインセンティブを減少させうる．したがって，外国貿易規制の緩和，民間産業の参入障壁撤廃，競争を確保したうえでの国有企業の民営化などの政策はすべて汚職との闘いを支援することになる．もし，国家が輸出規制の権限や，産業許可の権限を持たなければ，この分野で賄賂を贈る機会もなくなるだろう．もし，補助金プログラムが廃止されたら，それに伴うどんな賄賂もまた消えてしまうだろう．もし，価格統制が撤廃されたら，市場価格は，賄賂の額ではなく，価値の希少性を反映するようになるだろう．

いうまでもなく，公務員の裁量権の縮小は，正当性を持つ規制プログラムや支出プログラムを撤廃することではない．このようなプログラムは改正する必要はあるが，撤廃する必要はない．税の廃止は，徴税吏の汚職を根絶するために適切な方法ではない．警察権力が腐敗しているからといって，これを単に廃止することはできない．以下で示すいくつかの方法が，現行のプログラムの中で公務員の裁量権を縮小させる際に，有効であることがわかっている．

■　**公務員の裁量権を減らす法の明確化，合理化**　メキシコの関税改革は手続き

Box 6.3　ウガンダでの汚職との闘い

長い間体系的な汚職に悩まされていたウガンダは，多面的な闘いに着手した．この試みは，健全な統治という目標にコミットしていると思われる国の指導者達から支持されている．

植民地支配終了直後のウガンダは，盗賊的国家であった．1967年まで，選挙が実施されないまま体制が統治された．これらの条件は，イディ・アミンが1971年に権力の座につくお膳立てをした．アミン政権下では，政府は大衆からのレント搾取に手慣れた組織犯罪システムにすぎなかった．彼らの収奪はさまざまな形態をとり，その中には経済的合理性のないプロジェクトへの支援，法外な軍事支出，国家の契約におけるリベート，途方もない輸入規制，アジア人財産の接収などが含まれていた．1986年の内戦中に成立した，ヨウェリ・ムセベニの下での新しいウガンダ政府は，脆弱で賃金も十分支払われず，過剰人員を抱えた公務員制度（何千もの「幽霊職員」も含む）と，脆弱で穴だらけの課税ベースを引き継いだ．

公務員制度の浄化にはまだ何年もかかるであろうが，ウガンダではいくつかの進歩がみられた．その試みの中には，レント・シーキングの機会を排除するための政策改革および規制緩和，政府人員の合理化，給与改善・トレーニング提供・倫理基準の育成などの公務員制度改革，国会の国家会計委員会の復活，監査長官事務所の強化，検察権および訴訟権を持つ検事総長の権限の下での汚職反対の広報活動と告発なども含まれている．汚職をコントロールできたと宣言できるまでには，なすべきことはまだたくさん残っている．しかしながら，検事総長はレント・シーキングの一般的な事例（関税，調達における不正など）に関する訴訟を行うことをすでに発表しており，それは抑制的効果をもつに違いない．

のステップ数を12から4に減らした．残ったステップは遅滞を減ずるために簡素化された．

■　民間会社，できれば当事国と密接な結びつきのない外国企業とのサービス契約　インドネシアが，関税の事前検査および価額検査業務と関税徴収の支援のためにスイス企業と契約を結んだとき，汚職は減少した．しかしながら，もし政府がせっかく受け取った報告書を活用しなければ（必ず活用するとは限らない），これらの監査業務を委託する意味はなくなる．

■　規則のさらなる透明化　簡素で，裁量の余地のない税法・支出法・規制法は，汚職機会を減少させる．プログラム管理での裁量的アプローチが生み出す利益は汚職の費用を超えるため，汚職のリスクを許容せざるをえない場合がある．しかし，その場合でさえ，透明性と世評によって汚職のインセンティブを低下させることが可能となる．たとえば，警察官は，その場で法の執行を決定する裁量的権限を持たなければならないが，公衆の批判によりその権限の濫用を抑制できるだろう．

■　規制当局の裁量を制約する，市場に基づくスキームの導入　　この方法も，効率的な資源配分のための利点を備えている．水利権，放牧権，汚染権，輸出入認可権などを売却すれば，汚職を制限しつつ政府の業務効率を改善できる．

■　政府に競争圧力を導入する行政改革の採用　　公共調達契約に際して公開競争入札を導入すれば，不正取引の機会が減少する．また官僚の管轄権を互いに競合するよう設定すれば，個々の公務員の交渉力を大きく減少させることが可能である．もし，サービスの申請者が最初の公務員に賄賂を要求されても，次の公務員へとくら替えできるのなら，申請者にそのサービスを受ける資格がある限りは，どの公務員も単独で多額の賄賂を受け取る力を持たない．そして，申請者が違法行為を求める場合でも，同様に，執行範囲を重複させることで，賄賂をモニタリングすることができる．たとえば，国家が不法なビジネスを取り締まりたいと考えた場合，汚職の機会を減らすために，警察官の管轄を重複させることが考えられる．

モニタリング・メカニズムと懲罰メカニズムの強化　　政府機構内での独立監視機関の設置も汚職を抑制する．各国は，さまざまな方法でこれを試みてきた．

■　申し立てを調査したり，裁判にもちこむことのできる，独立した反汚職委員会や監査長官を持つ国もある．最も有名なものは，香港（中国）の廉政公署である．ここは，最高権力者に対してのみ報告を行い，多大な権力をもっている（Box6.4）．シンガポールやボツワナにも同様の機関がある．

■　オンブズマンは市民の不満を聞き，政府機関の説明責任の強化を支援する．南アフリカは，1991年のオンブズマン法の下で，申し立てのあった公務員による不当行為（不正行為，汚職，人権侵害）を調査し，報告書（通常公開される）を準備する人民保護官を設置した．人民保護官は法的行為を行うことはできないが，訴訟はそれを実施できる役所に委託される．

■　ニューヨーク市の学校建設局などのいくつかの公共機関は，汚職をした契約者を根絶し，汚職を減らすための機構改革の方法を提案する内部組織を設立した．

■　密告法は，同僚や請負契約者の不正行為を告発する公務員を保護し，報酬を与えるものである．たとえば，米国では，政府契約における不正行為を告発する職員へ報酬を与えることを求める法律がある．同僚の悪事を告発した人間は，村八分にされることが多いため，告発へのインセンティブが必要となることが多い．しかし，もし，検察官が後押しせず，裁判所が堕落していて効率的に機能せず，潜在的犯罪者を防ぐ厳しい罰則がなければ，このやり方は無意味なものとなる．

監視機構は，収賄側だけでなく，贈賄側も見張るべきである．つまり，タンゴを

Box 6.4　香港の反汚職委員会

汚職は，1960年代の香港（中国）の風土病となっていた．それが根づいていたことは，当時の流行語により示されている．つまり，人々は「バスにのる」（活発に汚職に参加すること）か，「バスの傍らを走る」（制度に干渉しない傍観者でいること）かの選択権を持っていた．「バスの前に立つ」（汚職を告発したり，汚職に抵抗したりすること）ことは，実行不可能な選択肢であった．

警察高官を含むスキャンダルに刺激されて，当時の総督は，1974年に廉政公署（ICAC）を設立した．この公署は総督のみに報告を行い，警察権力からは独立している．ICACの職員は，他の政府職員よりも高い給料を支払われ，他の省庁に異動させられることはない．また調査の対象となっている高級官僚のために働くという理由で，ICACを去ることは許されない．ICACは，大衆への教育キャンペーンを後援する権限を持つと同時に，汚職事件の検察および告訴をする権限も持つ．改革に対する政府のコミットメントは，公署の最初の長官に疑問の余地なく高潔な人物を指名したことにより，また，最初から「大物」に対する検察および告訴を行うという政策により，さらに如実に示された．

しかし，警察権力内の汚職シンジケートを一掃しようという初期の努力は抵抗にあった．ICACは，当初は後退し，1977年1月1日前に犯した犯罪に対して恩赦を与えた．この後退は公署の威信を傷つけたが，精力的に大衆への教育キャンペーンを行うことによって回復できた．1977年から1994年に実施された国民調査は，国民が汚職を感じることが大幅に少なくなったことを示している．間接的な証拠では，実際の汚職も同様に減ったことを示している．

それでも，ICACに問題がないわけではない．その主なものは，総督にしか報告を行わないということである．独裁的支配者に対して報告を行う反汚職委員会は，政敵への弾圧の道具として使われる可能性があり，ICACは，そのような責から免れてはいない．ICACの多大な権限は，法の支配があまり徹底していないシステムの中では，悪用される可能性がある．一連の監督委員会および独立した司法制度が，ICACに対する抑制として働いているが，それでも，時折，スキャンダルが表面化する．その権限をさらに統制するためには，行政長官に報告するのではなく，ウガンダの検事総長や米国のGAOが行っているように，立法府に報告することも考えられる．堅固で独立した反汚職委員会は強力な手段であり，信頼のおける長期のコミットメントを表すものとなるが，政治目的のために誤用されることも考えてその能力に対するチェックも行うべきである．

踊るためには2人が必要である．そして，懲罰は両者に平等に厳しく（通常，賄賂を贈った，または受けた額の倍数）あるべきである．贈賄者の懲罰として，贈賄をすると何年間か政府契約から締め出されるという懲罰も含められるべきである．強力なモニタリング能力を備えた先進工業国は，海外事業を営む多国籍企業に対し，この手段を行使できる．しかし，1977年に海外汚職慣行法を定めた米国を除けば，各国は自国企業が外国の競争相手よりも厳しい基準にさらされることを恐れて，単

独でこの手段をとることを躊躇した．

この文脈において，国際機関は，共通基準に合意し，活動を調整するためのフォーラムを提供するものである．米州機構（OAS）などの地域機関は，国際的な賄賂も含め，賄賂を犯罪とする国際会議を開催してきた．近年ではOECDによるイニシアティブが，賄賂の税金控除をなくし，外国官僚への贈収賄を犯罪とすることを推進している．また参加国に対して，国際的な商取引において賄賂にどう取り組むかに関する提言を行っている．国際機関もマネー・ロンダリングに対する闘いを調整し，特に，汚職を含めた違反リストを広めるために働いている．マネー・ロンダリングに関する金融活動タスクフォースの40の提言は，非麻薬犯罪活動を含むものである．これにより，不正に得た資金の使用，貯蓄，移転を各国が非合法化する道が開かれた．

市民グループも，政府権力の恣意的濫用に対する重要なチェック機能となっている（ただし，人々が団結しており，しかも何が起きているか理解していればの話だが）．政府は予算，歳入データ，法，立法府の議事録などを公表すべきであり，財務データは，米国会計検査院（GAO）のような独立権限をもつ機関によって監査されるべきである．政府高官が使う監査のない秘密資金や予算外資金は，汚職への招待状となる．

米国や多くの欧州諸国における情報公開条例は，人々によるモニタリングの重要な手段である．最近の欧州連合の指令では，環境関連情報も含む情報公開条例の可決を参加国家に求めている．この法律は，市民がその政府情報がどのように自分たちの生活に影響を与えているかを証明しなくても，政府情報を得られるようにするものである．情報を利用することで，投票を通じて，また政策決定者への法的な異議申し立てや直接請求といった他の抗議方法を通じて，市民が公務員を規律付けることが可能になる．

しかしながら，知識を得ても，それを使って政府行動に影響を与えるメカニズムが存在しなければ，情報はほとんど価値を持たない．

■　民主主義国家においては，公務員が不正をしていると市民が信じるならば，投票でその公務員を公職から追放できる．これは政治家に，誠実でありつづけ，自分の選挙民の利益のために働くインセンティブを与える．（しかし，賄賂が個々の投票者への利益として使われれば，市民が汚職を知っても，汚職の抑止にほとんど役立たないだろう．）

■　裁判所が独立し，政府を法に従わせるよう市民が訴えることができれば，これも政府の不正行為をコントロールする１つの方法となる．

■　メディアを通じて汚職を公表することは，もう１つのオプションである．非民主主義的支配者でさえ，失脚しないように，世論には神経質となることが多い．

政治家や官僚の行動をチェックする他の手段を持たない国では，報道の自由は，とくに重要な権力濫用の抑制手段となる．

しかし個々の市民は，必要な情報が入手できて，汚職行為を罰する手段も利用できる場合でさえ，1人では行動しないことが十分考えられる．この問題については，協会や非営利団体の設立を容易にする法律を成立させることが解決策となる．このグループは，政府から情報を得るのみならず，公共サービスの質に関する市民の意見を政府に与えるだろう．第7章で論じられるように，バンガロールの非営利団体であるパブリック・アフェアズ・センターは，インドの公共機関のパフォーマンスについて広報する有望な試みを行っている．国際的な非営利団体，トランスペアレンシー・インターナショナルは，世界中の市民に汚職との闘いを呼びかけ，また各国の業績を広報するよう働きかけている．しかし，開かれた情報は政府の改革を促進するうえで大変強力であるがゆえに，多くの国々がこのようなグループを制限し，組織化するのに費用がかかるようにしている．

戦略オプション：柔軟性と抑制のバランスをとる

改革を求める圧力はどこでも高まりつつある．民間起業家や企業は国家活動への信認を求めており，それはよく機能する財産権システムによって安定するものである．市民は，より反応の早い効率的な公共サービス提供や，公的資源の活用におけるいっそうの誠実さを求めている．同時に，グローバル化によって，より敏捷な国家，変化する環境に迅速に対応できる国家が求められている．これらの圧力が，国家のジレンマを拡大してきた．つまり，革新や変化を妨げるような硬直性を形成することなく，恣意的な政策決定をどのように抑制するかという問題である．根本的には，柔軟性と抑制の間の実施可能なバランスを維持するような制度的取り決めを作り出すことが課題となる．強固な組織をもつ，または公約を守り抜いた実績をもつ国々は，（汚職による損失がいくらか出たとしても）柔軟に対応できる余地があるが，それらがほとんど機能していない恣意的な政府を持つ国では，それは許されないだろう．

途上国の国家においては，柔軟性と抑制のバランスが取れていないことは明らかである．途上国の国家の多くは，一般的に信認がなく，責任も負わず，反応は悪く，敏捷でもない．いくつかの国では，国家権力の気まぐれな行使が，予測不能の激しい汚職とあいまって開発を損なってきた．柔軟性がありすぎ，十分に抑制が行われていない国家は，その行動が信認あるものとしてみられていないこと，そして投資や成長を損なっていることに気づくだろう．これらの国家は，公式な抑制の手段，つまり司法を独立させ，権力を実質的に分立させて，国家の信頼性や説明責任を強

化する必要がある．国際公約のメカニズムは，このような制度を構築する間，短期的な代替としての役割を果たすことができる．

しかし，その国にしっかり根をはって，風土病ともいえるほどになっている汚職が国家の主要機能を弱めている国では，これらの行動は汚職の阻止には十分ではない．公式な抑制手段の強化は，汚職をコントロールするための多角的戦略の中の，たった1つの要素でしかない．公務員制度改革（たとえば給与を上げたり，雇用や昇進の際の政治的庇護を抑制したりするもの），公務員の汚職行為の機会を減少させること（たとえば競争を激化させたり，公務員の裁量的権限を減少させるもの），またより大きな説明責任を負わせることは，多角的戦略の中の別の重要なステップである．収賄者同様，贈賄者についてもモニタリングし，懲罰を与えてゆくメカニズムを強化するには，刑の厳密な執行が必要となるだろう．しかし，法定委員会などの公式機関や，（発言や市民参加を通じた）一般市民による監視も同様に必要となろう．これらの努力は汚職を制御するだけでなく，政策決定やサービスの提供といった国家の他の多くの機能をも改善する．公共組織の再活性化のための発言や市民参加の活用は，第7章の主題である．

国家を人々に近づける

教えてください．もし全員が乗船していないというなら，国家という船は何の役に立つのでしょう．

—— Tijan M. Sallah, *The State*, 1996.

人々は開発の手段であるとともに目的でもある．しかし各々の持つ権力と資源の量は異なっており，その利害もまた異なっている．もし国家が有効に活動するならば，国家はすべての権力・資源と利害を代表し，すべてに応えようとしなければならない．富裕で権力を持った人々のニーズや選好は，ほぼすべての社会で正式の政策目標とその優先順位によく反映されている．しかし，権力の回廊になんとか自らの発言を影響させようと懸命の努力を払っている貧困層や疎外された層については，これはめったにあてはまらない．その結果，貧困層や疎外された人々，社会的に発言の少ないグループは，本来，彼らが最も恩恵を受けるはずの公共政策や公共サービスにおいて軽視される傾向がある．

政策の決定と実施において，国民の大部分のニーズを無視する国家は，能力のある国家とはいえない．政府は，たとえ世界で最善の意思を持っていたとしても，集団的ニーズの大半が何であるかを知らなくては，そのニーズを効率的に満たすことはできないだろう．よって，公共組織を再活性化するためには，まず政府を国民に近づけることが必要となる．これは，国民の発言を政策決定過程に取り入れることであり，個人ユーザーや民間組織，および他の市民社会における集団が意見を述べる機会を与えられることを意味する．適切な状況においては，これは政府の権力と資源を分権化することをも意味する．

本章では，政策とプログラムが社会利害の総体をよりよく反映させるための広範なメカニズムについて論じる．市民への情報公開を行い，そのニーズを反映させることは，公共財・サービスのモニタリングを改善し，政策決定過程の透明性をより高め，国家の有効性を改善する．政府，経済組織，市民組織間の連携を通じて，公共財・サービスの設計や調達における市民の参加を促すこともまた，公共財・サービスの供給を増加しうる．しかし有効な市民参加は簡単には形成されない．過去になされた試みを振り返ると，有効な市民参加には，社会資本，人的資本を生み出す制度環境の改善などの賢明な政府介入が必要なことがわかる．

もう１つの重要な教訓がある．つまり，政府をある特定の国民に近づけることは，

政府を他の人々からさらに遠ざけることになるリスクの存在である．市民社会の組織すべてが，その構成員や一般社会に対する十分な説明責任を負っているわけではない．発言力のきわめて大きなグループが存在する反面，そのグループが代表する利害は，人々に広く共有されていないかもしれない．市民社会グループに接近する場合には，政府はそのグループが代表する利害だけでなく，代表しない利害をも意識しなくてはならない．そうでなければ，政府介入は，新たに特権を得た人々と，発言が反映されないままの人々（たとえば女性や少数民族，そして活動的NGOがその利害を議論に取り上げない人々）との間に，新たな格差を生み出すリスクを負ってしまう．

分権化に関しても同様の懸念がいくつか存在する．注意深く管理された分権化は国家能力を高め，政府のサービスを地方の選好に適合させる圧力を生み，地方政府の説明責任を強化し，地方経済の発展を支援する．しかし，地方の意思決定が調整されなければ，中央政府の政策決定者がマクロ経済をコントロールできなくなり，地域間格差が拡大し，経済・社会的緊張が高まる可能性があるという落とし穴も存在する．地方政府が特定の権益集団に翻弄され，国家権力が濫用されたり，住民の要望に対する反応が悪く説明責任もあまり負わない政府になってしまう可能性もある．ここでのメッセージは，ほかの章で述べているのと同様に，政府を人々に近づける政策は国家の制度能力の改善に向けたより大きな戦略の一環として実施されたときにのみ，有効となることである．

参加を通じた説明責任の強化と対応の改善

歴史上ほぼすべての社会が，国民の利害とニーズを国政にいかに反映させるかという問題に取り組んできた．しかし，この問題は今日とくに重要になっている．教育，情報の普及と国家の多元化が，国家に対し，国民の発言に耳を傾け，反応させようとする新たな圧力を生んでいるからである．世界中で行われた世論調査によれば，人々の政府への信頼は厚いが，いくつかの国家制度のパフォーマンスは人々の期待以下であるとの結果が出ている（Box7.1）．

選挙を通じた参加

民主社会において，選挙は市民の発言を表明する第1のものである．民主的選挙で選ばれた政府の数はここ数十年で急速に増え，投票を通じて意見を表明する新たな機会が市民に与えられている．1974年にはわずか39カ国（世界の4カ国に1カ国）が民主国家であった．今日では117カ国（ほぼ3カ国に2カ国）が公開選挙を通して国家指導者を選出しており，途上国すべての成人人口の3分の2は，現在，国政選挙への参加資格を持っている（図7.1）．この傾向は，1989年から1991年にか

Box 7.1　世論と国家

国家に対する意見は，さまざまな政治的，経済的変数に対する見方を反映して，多様なものである．この認識と関心を評価するため，さまざまな国・地域において世論調査が実施されている．たとえば，1991-92年の調査ではイギリスにおいて49%，アメリカ合衆国において44%の回答者が，彼らの生活に直接影響を与える政策の決定から，自分たちが排除されていると感じていることがわかった．このような例もあるものの，西欧と北米においては，自国の民主主義の進展過程に対して回答者の54%から64%が満足であると答えており，比較的高い数字が示されている．対照的に，ラテンアメリカや東欧の移行経済地域においては，わずか30%から40%の回答者しか自国の民主主義のあり方に対して満足であると答えていない．この否定的な見方は次のような事実，すなわちラテンアメリカの12カ国では，52%の回答者が自国の選挙管理が不正に行われていると感じていることと関連している可能性もある．

1970年以降，ヨーロッパでは国家とそのサービスに対する世論の支持は一貫して強い．1990年代においても，7つの西欧諸国では70%以上という大多数が，政府は所得格差の縮小とともに，保健，高齢者サービス，失業者対策，産業支援などの活動を行うべきであると考えている．15のEU加盟国で1996年に実施された世論調査では，51%の市民が自国の政府は現行の社会給付・保障レベルを維持すべきだと答えたのに対し，世界市場におけるEUの競争力を高めるためにそれらを思い切って削減すべきだと答えたのは12%であった．

ラテンアメリカでは，69%の市民が貧困層と富裕層の所得格差を削減するため国家はなんらかの介入をすべきであると考えている．ラテンアメリカの回答者は，法と秩序を守るうえで政府の役割は必須であると考えているものの，65%は自国の裁判制度と警察に対してほとんどまたは全く信頼を置いておらず，ある程度信頼していると答えた人はわずか24%にすぎなかった．これらの結果は，第3章で報告されているようなこの地域の企業家の懸念を強く反映したものとなっている．

インドの1996年の調査では，民主的制度に対する強い支持にもかかわらず，1971年以来，代表者に対する信頼が低下してきていることがわかった．一部の公的機関に対する信頼も低く，特に警察（信頼していると答えた人は28%）や官僚機構（同，37%）においてその傾向は顕著である．またなんらかの社会組織や政党に参加していると答えた回答者の数が1971年から1996年の間に倍増しており，国民の政治参加と関与が高いことが判明した．

国家主義的伝統が強いヨーロッパ，ラテンアメリカ，一部のアジアとは対照的に，アメリカ合衆国における最近の世論調査では，80%が非効率と無駄を理由に政府に不信感を抱いていると答えている．さらに，福祉プログラム，特にターゲットを絞った福祉支出に対する国民の支持は近年低下してきた．1993年の世論調査では，福祉制度はかなりよく機能している，またはよく機能していると答えたのはアメリカ国民のたった6分の1しかおらず，1995年の調査によれば，3分の2が福祉プログラムの支出は多すぎると考えている．

けての共産主義体制の崩壊が一連の政変を引き起こした中東欧と中央アジアにおいて，特に顕著である．これは他の地域，特にサブサハラ・アフリカに影響を与えた．ラテンアメリカではもう少し早い時期から民主主義へ向けた緩やかな動きが始まっていた．現在，ラテンアメリカにおいては，２カ国を除くすべての国が民主的に政府を選んでいる．また同地域において，選挙によりその指導者（市長など）を選出していた地方政府は1970年代後半では3000にすぎなかったが，今日では１万3000近くに増えている．

１人１票の原則は，代議制による代表という選挙の目的に関する基本原理である．しかし，必要な保護措置がない場合には，政治的干渉や不正選挙によりその代表性が深刻なダメージを受け，選挙結果の正当性が損なわれることがありうる．たとえば，Box7.1が示すように，ラテンアメリカ12カ国の調査では，大半の回答者は，自国の選挙管理は不正であると感じており，30%から40%の回答者だけが自国の民主主義の現状に満足していると答えている．不十分な情報に加えて，憲法制度や制度的取り決めも，少数派の利害を有効に代表する能力に大きな影響を与える．たとえば，ヨーロッパの民主主義に関する多数の研究によれば，小選挙区制度よりも比例代表に基づいた制度のほうが，投票率や女性候補者が国会議員として当選する割合は高いとされている．議会において女性議員が多い国では，産休，保育，退職制

図 7.1　1980 年以降，世界はより民主的になった

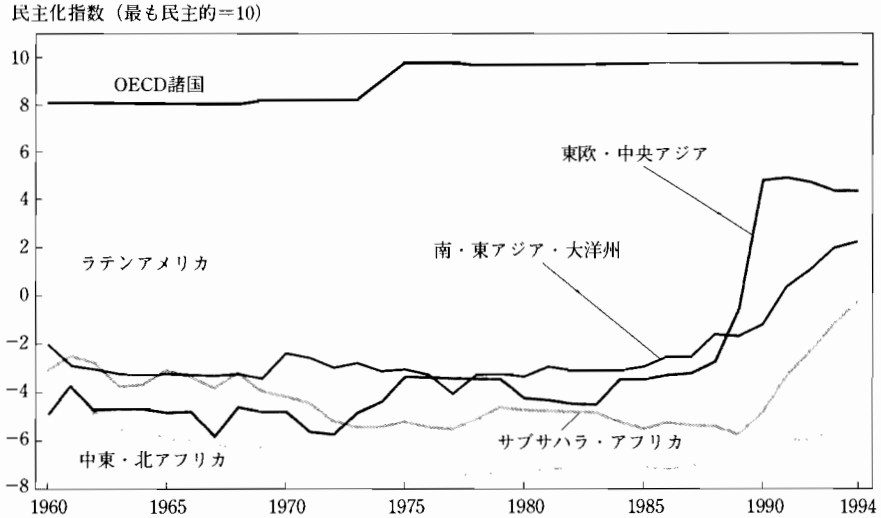

（注）この特別な民主化指数は，５つの構成指標（政治参加の競争性，政治参加規制，行政担当者採用の競争性，行政担当者採用の開放性，行政長の制約）に基づくスコアを 177 カ国に関し計算して得られたもの．世界銀行は，一切の民主化指数を是認するものではない．詳細はテクニカル・ノート参照．

（出所）Jaggers and Gurr 1996.

度の柔軟性などに関する政策を通じ，女性の利益がより保護されている．これは，公式選挙制度の代表性に関して単純な一般化を行うことに対し注意を喚起している．つまり，実際の運用状況の分析が重要だということである．

多様性と代表

多数決の影響に関する懸念から，少数派の十分な代表を確保するための選挙制度への修正が行われることもあった．世界中の多くの民族紛争が証明するように，所得，資産，雇用などの点で，特定グループが自分たちは社会から取り残されていると考えており，それが強力な不満の種となる．もし取り残されたグループがその関心を十分に表明できる手段を持たないなら，これは直接対決の火種になりうる．権力争いや政治的庇護の配分に民族の差を反映させる政治エリートが，対立の火に油を注ぐだろう．現代において，民族間の関係を形成するうえで，国家は2つの相互に関連するチャネルを通じて重要な役割を果たす．

- 政治権限の拡大によって，国家がその資源配分と教育，雇用，土地，信用へのアクセスのための競争の場を創出することが可能となる．
- 政治的庇護の拡張は，たとえそれが行政上の都合によるものでも，また支配強化によるものでも，政府が特定の民族グループに対し他のグループより大きな恩恵を与えることを許容してしまう．

民族間格差や摩擦は大半の社会に存在するが，ほかより比較的うまく対処できている社会もある．この圧力を緩和する手法としては，「権力のポイント」を分散させること（権限の分権化または権限委譲），民族間協力を促す選挙取り決めを支援すること（選挙のインセンティブと連立），恩恵の少ない非特権民族グループを公共部門の雇用や他の分野において優先することなどがある．Box7.2はマレーシアとモーリシャスにおいてどのように憲法が変更され優遇政策が用いられたのかを述べている．政治上，制度上の構造的要素などのいくつかの基本規則を見たところ，両国は民族間の差異を有効に管理する方法を見いだしたようである．

発言と参加のための代替的戦略

投票規則や選挙のインセンティブによって，市民の発言をより強く反映するように改革できるが，選挙や国民投票はそれほど頻繁には実施されないため（スイスは例外であり，1945年以来，年平均5つの地方で住民投票が実施されている），社会選好に関する時宜にあった情報を伝達しうる範囲は制約されている．民主主義社会であろうとなかろうと，大部分の社会では，市民は投票以外の方法でも彼らの利害を表明しようとしている．つまり納税者として，公共サービスの利用者として，ま

Box 7.2　マレーシアとモーリシャスにおける多民族社会の運営

マレーシアにおける民族摩擦の源は植民地時代にさかのぼる．植民地時代には，ほとんどが農耕を営んでいた土着のマレー人（ブミプトラ）では，十分に満たされていなかった職業とビジネス・チャンスを求めて，中国人，インド人が大挙して移民した．1957年憲法には，主要民族集団間の広範な協議によって合意に達した共同体原則が掲げられている．しかし，1971年にマレー人優先主義を強く打ち出した憲法修正条項を新議会は可決した．この修正条項は「公共の場で，議会内でさえ，マレー語の地位，マレーの統治者主権，マレー人の特別な地位，または移民共同体の市民権について疑問を付すこと」は違法とされた．このような決定により，政党はもはや民族間の反目を煽ることで票を集めることができなくなり，選挙運動の性格は変わった．

第2のイニシアティブとして，新経済プログラム（1970～90年）が，マレー人の経済的地位を押し上げた．このプログラムは2つの主要な要素から成り立っている．第1は，マレー人の完全雇用の促進と，マレー人熟練労働者の供給拡大である．大学入学におけるマレー人向け優遇基準によって，マレー人の就学はほぼ3倍となり，その比率を全体の4分の3にまで増加させた．第2は資産所有権の漸進的再分配である．政府は，中国人の保有する経済資産の没収は行わないが，成長する経済へのマレー人の参加の促進を明らかにした．力強い成長により非マレー人は利益を継続して得ることができ，その一方で新経済プログラムによりその成長がすべての市民によって共有されることが確保された．

モーリシャスにはインド・モーリシャス人，クレオール人，中国人と，主要な民族グループが少なくとも3つ存在する．選挙制度の設計者は国の民族的分裂を煽るような制度を避けることを望み，主な政党がすべての共同体から支持を取り付けようとする制度を構築した．さらにモーリシャス政府は，ある民族の優遇ではなく，一般的に幅広い成長と分配政策を採用した．雇用と教育における公的な優先政策は一度も実施されなかった．独立以来，政権の座につき，そして政権を維持するためには，すべての政府は多民族連立を形成せざるをえなかった．再分配を伴った成長は，政治自治への主張を鈍らせる傾向を持った．

た最近増えつつあるが，顧客やNGO・ボランティア協会のメンバーとして利害を表明している．競合する社会的要請，高まる期待，変化する政府パフォーマンスを背景として，意見の表明や参加は増えつつある．

NGOの急速な成長はこの傾向を最も雄弁に物語っている．1980年代後期からアフリカ，アジアを舞台として活動するNGOの数は，ほぼ倍増している．東欧とCISでは，その数がきわめて少なかった1989年からみると，NGOは3，4倍に増加したと思われる．いくつかのOECD諸国では，ボランティアやNGO部門の運営経費はいまやGDP比で約4％にまで上っている．

NGOは労働組合から職業団体，町内会組織，慈善基金に至るまで，無数の組織形態と機能を持つ．今日最も活発なNGOは，保健，教育からマイクロクレジット，

職業訓練，専門的サービスまで，さまざまなサービスを直接個人やコミュニティに供与するものである．OECD諸国においては，公的供給者と並んで多くのNGOが活動している．たとえば，日本やイギリスでは，非営利団体の大部分は教育分野で活躍している．アメリカ合衆国では，非営利団体はヘルスケアによくみられる．しかし，公的供給者と異なり，大部分のNGOには国民の一般的ニーズに応ずる義務がない．このことが彼らの活動――特定の形態，特定の質のサービスを特定のグループへと提供すること――をより容易なものとしている．

大部分の途上国では，サービスの提供に従事するNGOは小規模で，政府供給者や民間供給者が少ない，あるいは全く存在しない環境やコミュニティで活動している．たとえばヨルダン川西岸地区・ガザでは，推定1200のNGOが，1次ヘルスケア・サービスの60%，2次3次ヘルスケア・サービスの半分，そして農業サービス，低価格住居，マイクロクレジットの大部分を供給している．カンボジアでは，政府の貧困緩和プログラムがないため，約30から40のNGOが農村や都市起業家にマイクロクレジットを供与している．NGOが数量的に重要となっているのは，公的部門の低い能力を代替して，国内組織，国際組織など広範かつ多様な資金源から資金を動員するNGOの能力を反映しているからである．

しかし，すべてのNGOがサービスの提供に従事しているわけではない．その他の多くのNGOは，調査・市民教育グループ，支援組織，特定利益を代表し集団的利害に関する問題について一般市民を教育する業界・職業団体である．たとえばベラルーシの社会環境連合は，産業公害とその結果に関する大衆教育に活発に関与している．西アフリカ企業ネットワークは12の国家の300人のメンバーを持つビジネス指向のネットワークであり，政府と取引する際の国内企業家の利害を代表している．多くの国で，労働組合は労働政策関連の問題について情報を生みだし，広めるうえで重要な役割を担っている．このような仲介組織の成長は，多くの地域での大きな民主化への流れを反映しており，いくつかの国では市民と国家の「失われた仲介組織」を橋渡しするニーズを反映したものとなっている．しかし，あらゆる票が等しく数えられる選挙プロセスと異なり，これらの組織のすべてが，顧客の利害やより幅広い大衆の利害を等しく代表するとは限らない．

ほとんどの仲介NGOは，一般市民から一歩距離を置く傾向がある．これと対照的に，草の根組織，コミュニティに基づくグループ，大衆組織は一般市民に直接関与する．たとえば，ナイジェリア，エヌグ州の一村落であるウム・イトドでは，1986年に設立されたコミュニティ開発委員会が，この隔絶したコミュニティに直接影響を与える多数の開発プロジェクトやインフラストラクチャー・プロジェクトに関して責任を負っている．この委員会は，村の各地域から選出されたメンバーから構成される執行委員会を持ち，村民は，これを村落における最も適切かつ有効な組織と考えている．地方に基盤を置く同じような組織として，信用組合，農民組合，

Box 7.3　社会資本は重要か

1970年代と80年代におけるイタリアの地方政府に関する研究によれば，政治的・経済的失敗は広範に見られるものの，いくつかの地方政府，特に北部の地方政府のパフォーマンスは良好であったとされている．北部の地方政府は，革新的な託児プログラムや職業訓練センターの開発，投資と経済開発の促進，公務の効率的運営，有権者の満足度，などの点で注目に値するものであった．対照的に，南部の地方政府は市民への対応もパフォーマンスも悪かった．この研究では，北部の政府のパフォーマンスの高さは地方公務への市民の関与と，市民組織の密なネットワークによって創出された外的圧力によるものである，としている．

タンザニア農村部に関する近年の研究では，社会資本レベル（村落レベルでの社会組織への参加の程度によって定義）の高い村落の家計は，社会資本レベルの低い村落の家計より1人当たりの調整後所得が高いとしている．他の非社会的資本決定要因を調整した場合，村落の厚生と社会資本のレベルは強く相関しているようである．これは地域団体やグループへの個人の参加により，村落レベルで重要な波及効果が発生していることを示している．政府のパフォーマンスに与える社会資本の影響について一般的な結論を導くことはできないが，この研究は社会資本と地方の学校教育の質との正の関係など(図参照)，数々の重要な連関を指摘している．ここで，両親が学校を維持するよう地方政府を監視し，圧力をかける組織を作ることができる地方では，学校の質は高まることが示唆されている．学校教育からの直接の便益は主に個人に帰属するが，地方政府のパフォーマンスを監視する便益は公共財としてすべての人に及ぶ．

タンザニアの社会資本，家計支出と学校の質

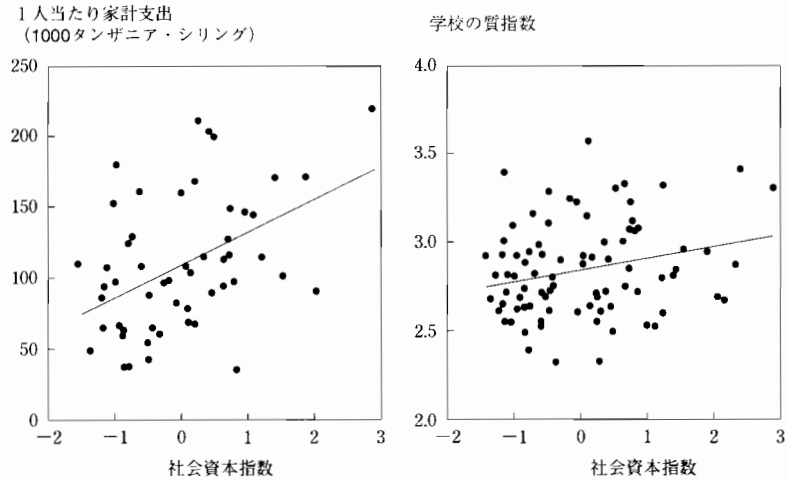

(注)　社会資本指数のデータは，1995年のタンザニアの1376の家計サーベイによる．社会資本指数はグループや自発的団体への居住者の参加の普及度をはかっている．学校の質指数は，学校の質に関する家計の考えをはかっている．詳細はテクニカル・ノートを参照．

(出所)　Narayan and Pritchett 1997.

労働者協同組合，PTA，宗教団体なども含まれる．これらの組織は基礎的ニーズを満たす能力を持つだけでなく，正規の政治プロセスから排除されたり，疎外された人々に信頼を与え，公的なものとつながっているという意識を醸成する点で，高い価値を持っている．しかしこのような組織であっても，会員や代表する層の狭さ，限られた運営能力，伝統的権力保有者や政治派閥が参加するリスクなどの限界にも直面しうる．

参加の制度的基礎

人々がどの程度集団活動にかかわるか，あるいはどれほど強くかかわるかは，社会的，制度的環境により明らかに異なる．これらの差違は，活動の調整を容易にし，相互利益のために人々が協同事業を行うことを可能にする非公式のルール，規範，長期的関係といった**社会資本**の賦存状況の違いから生ずる．社会組織をつくりやすい規則があればコミュニティの集団効率を改善できるが，この規則が存在しないことは必ずしも永続的な条件ではない．人々の参加自体がこの規則を生み出し，また政府や労働組合など他の公式組織が規則を生み出すうえで積極的役割を果たすこともできる．たとえば台湾（中国）やフィリピンでは，政府による灌漑システム管理の改善努力が，灌漑水使用料の徴収や維持管理における多くの農民による集団での対応を生み出した．農民に水資源の共同管理を認めることで，公共部門職員が灌漑管理を大幅に改善させた．ブラジル東北部のセアラ州では，（第5章のBox5.7参照）画期的な政府保健プログラムにおけるコミュニティのモニタリングがプログラムの成功の基礎となっただけではなく，相互利益を生み出す他の活動についてのコミュニティ・メンバー間の有効な協力の基礎ともなった．

経済・社会的開発に対する，社会資本の貢献に関しての議論は始まったばかりであり，得られた裏付けは決してはっきりしたものではない．しかし社会資本が地域経済開発，地方公共財の供給，公共機関のパフォーマンスなどに与える潜在的効果は，すでにいくつかの研究によってはっきりしている（Box7.3）．

社会資本や，無数の形態をとる公的なNGO活動から構成される社会メカニズムは，社会におけるニーズと選好の異質性を直接反映している．同時に，これらの組織が市民のニーズに十分対処しているか，純粋に公共利益の促進を考えているかに関しての保証はない．大部分のNGOは質の高いサービスを供給しているが，質の低いサービス，コミュニティの不十分な参加，弱い説明責任といった深刻な問題を抱えるNGOも存在する．また，機会主義的で，少数の特権的階層の利益を増加させ，発言力が弱く権力も弱い人々を犠牲にするNGOも存在しうる．市民間の集団行動を促進するのと同じ社会規則と規範が，コミュニティ内の不平等，力の格差を温存してしまうことも起こりうる．

一般市民，特に貧困層が自らのニーズをはっきりと表明し，推し進める際に直面

する多くの障害を想定すれば，組合は彼らの意見を届かせ，公的事項へ参加する能力の形成において，決定的に重要な役割を果たす．純粋に公共利益のために働く組織は経済・社会開発における貴重なパートナーとなりうる．この前提から出発して，多くの政府は，市民社会における民間部門・グループを含めた公共財供給のための新しい制度的取り決めを模索している（図7.2）．次節では，これらの取り決めをより大きな文脈の中に位置づけ，公共政策の設計・実施において人々の参加を増大させるさまざまなメカニズムを検討する．

制度能力を改善する

発言と参加の機会を増大させれば，３通りの方法で国家の能力を改善できる．第１に，市民が公式，非公式に意見を表明でき，法の枠組み内で公式に要求することができるならば，国家は統治に必要な信認をいくらか得ることができる．政策目標に関する広範な議論を行うことで，力のある少数グループが政府の方向を支配する危険性も減少する．国家が信認を獲得すれば，その後はいっそう柔軟に政策を実施できるようになり，集団目標の追求に市民を容易に従事させることができる．これは西欧型民主主義が必ずしも唯一の解決策でないことを意味している．東アジアの一部の国の経験によると，公共制度に対する信頼，実務家レベルの有効な審議，法

図 7.2　国家，市場と市民社会の相互関係

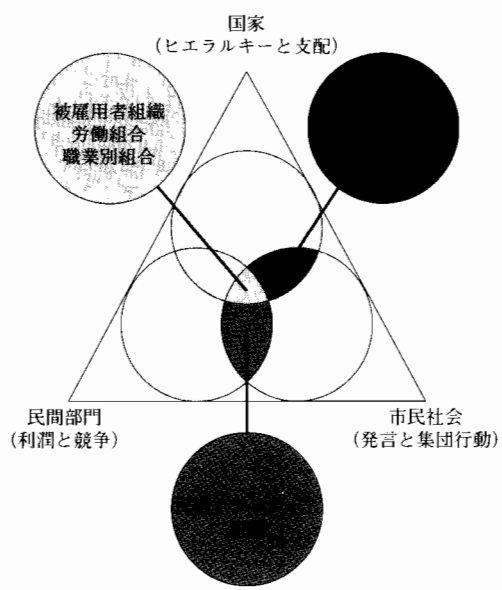

の支配の尊重などが幅広く存在する場合は，反応のよい国家介入への条件が満たされうる．

第2に，大部分の公共財のように，その市場が存在しない場合は，人々の発言が情報の問題を減少させ，取引費用を低下させる．インセンティブの問題と国家能力の低さから非効率な公共サービスが行われている場合，利用者グループと市民団体が，公務員に問題の所在を知らせ，改善への圧力を加えることができる．たとえば，アゼルバイジャンのバクーでは，水道システムに関する利用者評価が最近実施されたが，そこでは，大量の漏水，水道関係の衛生問題の発生のみならず，信頼性の低い水供給が低所得者に高い費用を課していることが明らかにされた．最も興味深い点はおそらく，利用者が信頼性の高い安全な水供給のためには，現行の2倍から5倍の価格を支払う意志を持つことを明らかにした点にある．

第3に，国家公務員がいかに献身的で，勤勉で，公共精神にあふれていたとしても，市民の望むすべての公共財・サービスを予想するのは不可能である．公共供給に代わって現われた民間とNGOによる供給という選択肢は，個人が自ら支払う意志のある財・サービスの供給と同様に，公共財供給のギャップを埋めるのに役立ちうる．公共サービス提供においてNGOはパートナーにも，競争相手にもなりうる．市民の発言により支援されていれば，NGOは公共サービス提供とその質の改善のための有益な圧力を政府に加えうる．

公共財供給における，発言，参加，官僚的統制の間の適切なバランスを見つけるための青写真は存在しない．このバランスは，問題となる公共機関の能力と他の供給者の能力，そして供給される公共財・サービスの性格によって決まる．後に分権化に関する節で議論するように，行政管轄を超える波及効果を持ち，規模の経済を持ち，配分上の懸念を喚起する財・サービスについては，効率性と衡平性のために中央政府による一定の管理と調整が要求される．たとえば，経済運営の専門的分野，また政治的にしばしば微妙な分野については，政治団体の圧力から隔離されることが望ましい．基礎教育サービスの供給といった基準を設定する場合も，中央集権化された政策決定は重要な役割を持つ．しかし，広範な政策方針や基準を決定するプロセスは，公衆の議論から隔離されてはならない．そして共有資源の管理，基礎的インフラストラクチャーの生産，必要不可欠なサービスの提供に関しては，その政策形成と実施の両方において人々が直接関与できる余地は大きい．

参加メカニズム

情報提供と協議のメカニズム　公共政策決定の中に政治的圧力から隔離されなくてはならない分野があるという考えは，一般に受け入れられている．しかしその他の分野では，公的利害と私的利害は一致し，たとえば，農業生産を増大させたり保健システムを改革するときなどは，あるレベルでの官民の審議は望ましいだけで

なく不可欠である．東アジアでは労働組合，産業界，政府代表を含む官民の審議会を制度化し，政策決定者は経済政策の問題に関する広範な合意と，迅速かつ柔軟に経済介入するために必要な約束を取りつけることができた．ボツワナ，チリ，メキシコ，セネガル，ウガンダ，アメリカ合衆国といった異なった制度環境を持つ国でもまた，経済政策から制度改革にわたり，広くさまざまな問題を審議するメカニズムをとり入れようと努めている．

強力な権益団体の意見を相互に受容しうる規則の中に組み込むことで，官民の委員から成る審議会は，機会主義的行動の範囲を狭め取引費用を削減できる．しかし，審議会がいつでも成功するわけではない．パフォーマンスの体系的評価は困難だが，数多くの条件や特徴が成功に影響すると思われる．そこには十分な幅広い層の代表や，広範な支持，技術援助，議会への支援を得るために必要な公共教育が含まれている．また公共・民間部門の参加者の信頼や相互モニタリングを築き上げることをも強調するものである．

審議会のメカニズムは，その打ち出す政策が正当性を欠き，重要な社会的要請に応えていない場合には，長期的に政府を有効に変えることはできないだろう．市民に到達しようというのであれば，その努力は完全に下まで届かなければならない．少なくとも，改革とプログラムにおいては，たとえば予算審議をメディアが大きく取り上げることなどの奨励を通じて，一般国民に認知されやすいものにしなくてはならない．シンガポールでは，国民フィードバック局が，さまざまな国の政策に関して体系的に市民の意見を収集したり，利害を持つ団体を閣僚や上級官僚との公聴会に招いたりしている．第5章で議論したように，公共機関にサービスの規範や基準を発表し実施すること，公共情報を提供すること，消費者の苦情に答えることなどを要求することで，公的説明責任や反応の問題を改善できる．

利用者と受益者の意見を聞くための技術とメカニズムは，特定の公共サービスの質の改善にも役立つ．Box7.4の事例が示すように，顧客サーベイや利用者サーベイなどのフィードバック・メカニズムは，公共機関のパフォーマンスや消費者に到達したサービスの種類や質に関する貴重な情報を提供する．インドのバンガロールで使用された報告カードなどの単純な調査は，制度能力が限定されている場合は特に高い利用価値を持っている．

公務員への情報フローを増加させることに加え，市民やサービスの潜在的受益者との協議を導入すれば，システムの公開性と透明性がさらに改善される．特定の公共機関や公務員のパフォーマンスを気にかける人が増えるにしたがい，その機関がよりよく行動するよう集団的圧力が加えられる可能性は高まる．同時に公共機関が恣意的行動をとる機会は減少しよう．

しかし，該当する個人とグループのすべてに自動的に届く協議メカニズムは存在しない．情報の獲得・供給には費用がかかり，低所得者や社会の低辺にいる人々は

Box 7.4　インド，ウガンダ，ニカラグアにおける，サービス改善を動機づけるための顧客サーベイ

いくつかの国では，顧客サーベイが公共部門のパフォーマンス向上を動機づけるのに役立った．市民の経験を蓄積し，彼らにサービスを監視，評価させることによって，サーベイにより問題を特定し，革新的な解決法を計画，実施することができた．

インドのバンガロールにおいては，市民とビジネスマンに，彼らが問題を解決したりサービスを得るため利用する公共機関を評価させる「報告カード」が用いられた．この報告カードは，NGOであるバンガロール公務センターによって運営されているもので，公共機関と市民の関与の質と費用を評価する．第1回目の報告カードでは，住宅供給などに責任を負っているバンガロール開発局が，スタッフの態度，サービスの質，提供される情報などのいくつかのカテゴリーで最低点を取った．わずか1％の回答者しかその機関を「満足できる」と評価しなかった．機関の長官はその結果を脅威ではなく機会ととらえ，サービス提供におけるこれらの問題に対処するための市民・政府のイニシアティブを打ち出した．バンガロールの他の機関も報告カードに触発され，行動をおこした．ムンバイ（ボンベイ）を含むインドの他の5つの都市のグループは，報告カード・アプローチの利用を始めている．

ウガンダ政府はNGOや共同体と協力して，サービス提供に関する意見を調査している．第1回目の調査では，わずか11％の農村世帯しか農業の遠隔地訪問職員による訪問を受けていないことがわかった．いくつかの地区は，その区の計画に調査結果を盛り込んだ．ある地区は職員のさらなるトレーニングを制度化し，職員への予算を増やすことを認めるよう，中央政府に要求している．

ニカラグアのサーベイは，ウガンダと同じく政府によって開始された．1995年の第1回の調査では，14％のバスの利用者は乗車中に襲われたことがあることがわかった．90％のバスの運転手は，85コルドバの公共料金を守っていないこともわかった．バスの利用者に対して100コルドバ札のおつりとして15コルドバを返さない，ということである．さらに，そのサーベイは人々がより高いバス料金を支払う意志があることを明らかにした．これらの結果に基づいて，バスの運賃は1米ドルに値上げされた．1996年の追跡調査では90％の利用者が運賃は遵守されていると答えている．

公務員の視野には入りにくい．利用者やサービス受益者との協議においては，関連する社会グループすべてを認識し，そのすべてから代表者を出すよう，あらゆる努力がなされなくてはならない．

設計と実施のメカニズム　政府のパフォーマンスの改善は，協議の改善だけでは終わらない．公共サービスやプログラムの設計・実施の段階で利害関係者を参加させる取り決めがあれば，これらの活動の収益率と持続可能性は向上するという確かな裏付けが存在する．

この種の実験で成功を収めているのは特に教育部門である．地方学校のモニタリングと監督が不十分であることは，政府にとって長年の問題である．しかし，いく

つかの研究によれば，父兄とコミュニティを学校運営に巻き込むことでこれらの問題は対処できることが明らかになった．ニュージーランドでは，選挙で選出される学校運営理事会が，学校の生徒父兄により構成されている．スリランカでは，1993年に制定された法律によって，コミュニティを学校運営に参加させる学校開発委員会が設立された．学校運営に参加するコミュニティは，学校の資金調達を支援する強い意志を持つことが，多くの国々で判明している．

市民を学校運営に有効に関与させるのはそう簡単ではなく，またこのやり方は万能薬でもない．ニュージーランドにおいては，改革に着手した後になって，新規選出理事に集中訓練が必要であることがわかった．ボツワナでは，特に農村地域において，前期中等教育の理事会に能力の高い人を招くことが難しいことが判明した．ウガンダでは，学校教育の質と学校行政を改善する目的で，PTA と学校運営委員会のためのコミュニティの訓練を国際 NGO が 2 地域において実施している．

牧場，野生動物，森林資源，水資源などの天然資源および共有資源の管理においても，市民参加が非常に重要となる可能性がある．これらの資源に対して官僚が排他的に管理することは，異なる多くの制度環境の下でも不適切であることが証明されており，管理を強制する公務員と資源の利用者が対立する例もある．天然資源の市民参加型管理の重要性を認識し，インドでは森林管理公務員，NGO と地域のコミュニティがさまざまなイニシアティブをとっており，その国家森林政策には，地元住民の森林管理への参加の拡大が含まれている．インドの共同森林管理プログラムにおいては，森林局と地元利用者グループが政策決定権限を共有し，森林地や森林生産物，歳入を管理している．この結果，紛争は減少し，土地生産性が向上した．

他の地域においても慣行は変化している．ジンバブエでは，CAMPFIRE プログラムが野生動物保護・保全の便益を地元コミュニティへと還元する努力をしている．アフリカ，アジア，ラテンアメリカの各地では，農村への水供給プロジェクトの設計と運営において，受益者参加の程度が高いことが，プロジェクトの成功との間に高い相関関係を持つことがわかった（Box7.5）．

しかしながら，農村への水供給に関する上記の研究から，参加のレベルがきわめて高いプロジェクトであっても，十分な数の女性が参加していたものはわずか半分しかないことがわかった．それは時間の制約や文化の障壁といった，女性の参加を制約する固有の要因によるものである．結果として，女性に直接影響を与えるプロジェクトの設計・実施段階で，明示的に女性の関与を求める革新的参加メカニズムが必要となっている．フィリピンに，このような努力の一例を見ることができる．フィリピンでは，20年以上にわたり採用された一連の政策が，政策計画・実施段階での女性参加の増加と，女性のための特別プログラムを通して，政府の検討課題であったジェンダーの問題を徐々に解決しつつある．このような措置による成果は，公共政策決定プロセスを改善するだけでなく，よく計画され，焦点の絞り込まれた

Box 7.5　参加はプロジェクトのパフォーマンスを向上させるか

アフリカ，アジア，ラテンアメリカの49カ国における121の農村水資源供給事業のデータを用いた近年の研究により，参加とプロジェクト・パフォーマンスの関連が検証された．

参加は，受益者との徹底的な意見交換を行う情報の共有から，受益者による政策決定の完全なる支配まで，連続的なレンジで測られる．この研究の著者は，特に政策決定における高いレベルの受益者参加とプロジェクトの成功との間に強い相関関係を見いだした．49の参加レベルの低いプロジェクトでは，わずか3％しか成功しなかったのに対し，受益者参加のレベルの高い42プロジェクトでは，64％が成功した．

ケーススタディにおいてもこの結論は裏付けられる．ケニアのアグティ農村水資源供給プロジェクトの第1フェーズは，共同体の参加なしに実施された．そのプロジェクトには導水管システムが含まれていたが，多くの問題が発生したためプロジェクトは行き詰まり，計画変更を余儀なくされた．プロジェクトの職員とともに作業に携わっており，アグティ水委員会として組織されていた地方の指導者が，そのプロジェクトへの共同体の支援を動員した．利害関係者との公式協議の後，共同体メンバーは労働力と資金の供与を開始した．プロジェクトの第2フェーズは予算内で計画通り完成した．その共同体では新しい水利サービスに月極の料金を支払っており，関連政府機関の協力を得て，運営と維持は成功裏に実施されている．

公共投資による経済便益にもあらわれる．

参加を成功させるために必要なのは多くの労力と……

これらの例は，特定の地方公共財や共有されるサービスの提供（その費用負担者もまた主要な直接受益者であるが）においては，サービスを受ける顧客に最も近い制度能力を用いることで，公共活動の質と効果が大きく改善できることを示している．したがって，能力のある国家とは，地方組織や地方団体を代替するのではなく，それを強化して効率性を向上させる国家であろう．しかし，共同の管理者として，または共同の生産者として，市民に手をさしのべることは，国家の役割を減少させなければならないわけでもなく，また，それを実施するには費用も時間もかかる．利用者やサービスを受ける顧客をパートナーとするために，公共機関が，コミュニティとのきずなを築き上げ，職員間にコミットメント意識を作り上げ，質と衡平性の最低水準の維持を確保することに相当な時間とエネルギーを費やさねばならないこともある．

ブラジルのレシフェのケースは，低所得地域への共同下水の導入が，国家組織と下水利用者の関係を変化させた先駆的な例だが，ここでは共同下水システムをどのように機能させるかを把握するのに，公務員が住民とともに部門横断的チームで集中的に働いて2カ月もかかった．プロセスがよく理解された後でさえも，実施を成

功させるのに，各地域でさらに４～６カ月かかった．あるプロジェクト評価によると，影響力のある活発な後援者を育てることにより，資源がかなり節約されただけでなく，よいパフォーマンスに不可欠の説明責任のメカニズムを機能させることにもなった．

即応性を高めることは，国家組織が顧客とともに働く方法だけでなく，その組織のあり方や職員報酬方法を変化させることも意味している．公共機関内部に参加機会が存在するときに，特に市民の有効な参加が生まれやすい．さらに，インセンティブ環境として，サービス受益者に対して反応のよいスタッフへ報酬を与え，顧客とともに働く現場のスタッフの努力を十分支援する環境がなくてはならない．これらの政策がなければ，いっそう参加型のアプローチを受け容れにくい雰囲気が作り上げられ，顧客とともに働くことへの抵抗が強くなりかねない．

人々とともに働くためには，しばしば業務と権限を再定義し，人員を再配置し，学習し実験するための新たなメカニズムを開発することが必要となる．ベナンでは，保健省が地方の保健管理委員会にその資源に関する政策決定権限を委譲した．委員会メンバーは民主的選挙で選出され，少なくとも１人は女性であるという条件を除いて，誰でもメンバーになることができる．この委員会は保健省に提出する保健センターの年次予算に直接関与し，サービスと薬品のために保健センターに支払われる資金の徴収と支払いに関して説明責任を負っている．政府の新たな医薬品調達機関に説明責任を持たせる１つの手法として，地方委員会代表がこの機関に参加し，また地方代表の発言を国政に反映させるため，保健部門調整委員会にも参加している．

……そして支援する環境である

参加を可能とする環境に影響を及ぼすことで，政府が間接的に参加を支援できる．国家は情報公開や，法の制定・執行によって個人と組織に対する大きな影響力を持つ．個人と個人財産を保護する法の支配は，健全で活力に満ちた市民社会にとってきわめて重要である．政府は人々の団結権，情報へのアクセス権，契約締結権，財産所有権・管理権などの権利を保証することで，人々の参加を促進することができる．ボリビア，ブラジル，コロンビア，フィリピンの憲法は，あらゆる段階の政策決定へのNGOの参加と発展の促進を明記している．シンガポールでは，政府がNGOの職員採用を支援し，使用されていない政府の建物を安い賃料で貸与し，また社会福祉目的のNGOが運営する施設の資本費用，運営費用の半分に資金を提供している．NGOや公共機関に開放的かつ透明な行動を求める，信認ある法的環境がなければ，合法的な組織が成長する機会は失われる．さらに悪いことには，NGOすべての評価を悪化させるような不健全で腐敗した活動の余地を，NGOに与えてしまうことになる．汚職と不正行為を警戒しつつ，NGOを育成する規制と

報告義務の間の正しいバランスをとることが目的とならねばならない．

市民社会との協調と協議による便益は，公共政策決定過程の改善，サービスの質の向上，ときには，収益率の向上となって現われる．また，公共機関や公務員が介入する場合に，いっそうの柔軟性を与える．しかし，これらの柔軟性は，有効なモニタリングがなければ，気まぐれで恣意的な行動を引き起こす可能性がある．ここでも，参加メカニズムと政府の賢明な規制との間のバランスがきわめて重要である．次の節では，分権化と，公的な説明責任の下からの強化に関する議論における，いくつかの論点を検討する．

分権化：地方の選好にサービスを合わせる

国家権力や資源の分権化は，政府を人々に近づけようとする近年の努力の論理的な延長線上にあるように思える．前述のさまざまな参加メカニズムのように，分権化は，公共サービスを地方の需要や選好にいっそう近づけ，よく反応し，説明責任のある政府を下から作り上げる機会を提供するからである．しかし分権化には，地域間格差の拡大，マクロ経済安定性の喪失，特に不平等な社会では地方有力グループによる地方取り込み（local capture）などの可能性といった，落とし穴もまた存在する．本節では，近年の分権化の傾向を説明しうる要因に焦点を当て，また公的事項への市民のアクセスが強化され，地方経済が発展するなどといった，分権化が正の効果を示したいくつかの分野にも焦点を当てる．分権化のリスクとともに，さまざまな能力を持つ政府が分権化を開始したことの含意を検討することで結論とする．

分権化の時代？

分権化への要求は，多くの国で実施中の自由化，民営化や他の市場改革のより大きな過程の一部として増加してきた．これらの改革はお互いに異なってはいるものの，背景となる理由は分権化のものと似ている．つまり，財・サービスの生産と調達に関する権限は，それに伴う費用と便益を把握する能力を持つ最下位単位に与えられるのがふさわしいということである．多くの国々で，これは中央政府の権限の縮小を伴うであろうが，改革者は差別的である必要がある．制度環境によっては，分権化が政府を中心的機能に専念できるように解放し，国家能力を改善するが，逆に国家能力を低下させることもありうるからである．

公式の政治的分権化の要求は，少なくとも以下の3つの近年の主な展開によって拍車をかけられた．

■　自己充足的な政府の最小規模がより小さくなった　　新しい技術的オプション

と市民，生産者，消費者からの新しい要請の出現は，中央政府のもとに国，地域，州を結び付けてきた利点のいくつか（たとえば安全保障）の重要性が薄れるという結果を生み出している．世界市場からの圧力によって，ヨーロッパや北米においては，多国籍企業が必要とするインフラストラクチャーや熟練労働者をよりよく供給できる地方および地方政府が強く求められている．

■ **政治的変化が地方に発言力を与えた**　チェコスロバキア，ソ連，ユーゴスラビアの中央集権的権力は，統一的権力を持っていた共産党の消滅と同時に瓦解した．1980年代終わりのアルゼンチンやブラジル，1990年代の南アフリカのように，その他の地域においても，体制移行の最中や後に政治権力の真空状態が発生した時期に，地域，地方政府は恩恵を得た．

■ **中央政府が基本サービスの供給に長期的に失敗してきた場合，国が地方および地域政府にその供給を依存することが多い**　1980年代後半において，コロンビアは中央集権の長い伝統を覆して，分権化と政治改革に乗り出した．新しい政府は方針を転換し，社会サービスの調達を地方政府に移転し，それまでの硬直的な政治任命システムを地方選挙による選出へと開放した．同様に，ベネズエラや南米の他の国々では，活発な地方政府により地方行政の反応がよくなり，供給されるサービスの質は，しばしば劇的に向上した．

このような要求を満たすために政府はどう行動すればいいのかを判断する前に，分権化とは実際に何を意味するのかを問う必要がある．事実，この用語は異なるプロセスを幅広く集めて包括的に表現する用語である．そのうちの主要なものは，行政の分散であり，これは予算と政策形成については中央の支配を保持しながら，高位の政府から低位の政府への国家機能の移転を意味するものである．また財政分権化とは，高位の政府から低位の政府に予算と財政決定に関する影響力を移転することである．地方委譲とは，高位の政府から独立性の高い低位の行政当局に資源と政治的権限を移転することである．分権化にこの3つすべてが含まれることはまれである．分権化の実験は多岐にわたっていることから，国家間の趨勢を比較したり，きちんとした結論をすぐに出すのは難しい．

より豊かで経済規模の大きな国々は，全公共支出や歳入に対する地方政府のシェアという点で分権化する傾向がある．しかし1974年以降，先進工業国は全体としてみればわずかに集権化している（表7.1）．イギリスでは，特にこの傾向が当てはまるが，オーストラリア，フランス，スペイン，アメリカ合衆国では，中央政府機能の分権化が続いている．途上国では，その大部分が植民地時代を経て1950年代と60年代に開発の国家建設段階を経た後の1970年代以降，分権化が進みつつある．アルゼンチン，ブラジル，コロンビアなどが顕著な例である．双方のグループにおいて，歳出分権化は，歳入分権化よりかなり進んでいる．

表 7.1　地方政府財政の変化

全政府の歳出（歳入）に対する比率（%）

国	地方政府歳出			地方政府歳入		
	1974	1994	トレンド	1974	1994	トレンド
アルゼンチン	*25*	*45*	↗	*25*	*37*	↗
オーストラリア	47	49		20	27	↗
ブラジル	*30*	*38*	↗	*23*	*25*	
カナダ	61	60		39	44	↗
チリ	2	*9*	↗	2	*5*	
コロンビア	25	*33*	↗	16	*18*	
フランス	18	19		6	13	↗
ドイツ	44	*40*		34	*30*	
インド	45	49		27	25	
インドネシア	11	*15*		3	*3*	
イラン・イスラム共和国	1	*5*		1	*6*	↗
マレーシア	18	*14*		13	*8*	↘
ルーマニア	16	10	↘	12	6	↘
南アフリカ	24	41	↗	4	12	↗
スペイン	10	*34*	↗	5	*12*	↗
スウェーデン	44	34	↘	28	32	
タイ	17	*8*	↘	5	5	
イギリス	33	*28*	↘	15	*8*	↘
アメリカ合衆国	45	44		33	36	
ジンバブエ	*26*	*25*		*24*	*15*	↘

（注）データは中央政府以外のすべてのレベルの政府に関するものであり，中央政府から地方政府への移転を含む．矢印は5%以上の変化を示す．1974年と1994年のデータが利用可能でない場合（斜字体で示されている），最も近い利用可能年のデータが用いられている．1974年のドイツに関するデータは統合前領土に関するものである．

（出所）IMF 各年版(a).

分権化についての考え方

これまでの議論で明らかになったように，最良の政府間取り決めの構造は，かなりその国固有のものである．すべてに適用できる画一的アプローチは，国家改革の他の局面と同じくここでも実りのないものである．しかし改革者を導くために有益となる分析原則は，数多く存在する．中でも最も明解かつ重要なものは（しばしばサブシディアリティとよばれる），公共財・サービスは費用と便益の完全な把握が可能な最低位の政府によって供給されるべきとするものである．

しかしながら，この原則の適用は簡単ではない．表7.2は，その決定に関連する財・サービスの需要と供給の特徴を表にしたものである．すでに議論したように，共有財産の性格を持ついくつかの地方財は，森林利用者組合や水利組合，NGOな

表 7.2　地方政府・中央政府の公共財の需給特性

公共財を供給する政府のレベル	需要側の要因	供給側の要因
地　　方	地方における選好の差(道路照明,区域分け) 共有財産(都市道路，廃棄物処理場)	管轄区間の競争可能性(警察による治安，道路維持管理)
国　　家	空間的消費外部性(伝染病の管理) 衡平性への配慮(初等教育の最低水準)	規模の経済(防衛) 管轄区にまたがる外部性(都市間高速道路)

どの政府外組織が，最もその調達にふさわしい制度的メカニズムである．より一般的には，各コミュニティの選好や需要が異なっている場合，地方政府は地方の選好によりうまく合わせることができる．分権化されたサービス供給は効率性を向上させることができ，(少なくとも理論上は）消費者に他の行政管轄地域へ転出する選択肢を与えて，供給における行政管轄地域間の競争を促進できる．一方で，都市間高速道路の建設や維持のように，規模の経済や行政管轄間における波及効果が供給側にあったり，または，需要側に（初等教育のように）最低基準やその他の消費外部性がある場合には，(国家または州レベルの）集権的管理のほうがより好ましい傾向がある．

地方の選好にサービスを合わせることで，取引費用が低下し（特に情報コスト)，効率性が向上し，地方経済発展のインセンティブが生み出される．しかし，あるサービスがおおむね地方供給に適していると思われても，環境によって分権化の便益と費用は異なる．これまでの経験によれば，地方レベルでの説明責任を強化する有効な制度的取り決めと，地方政府と中央政府双方の財政制約がないかぎりは，分権化は機能しないことが多い．これは地方政府が直面する２つの異なる相互関係から説明できる．この２つは地方分権化の実施範囲を決める際に考慮される必要がある．

まず第１に，地方政府と市民，NGO，民間企業との間の水平的関係である．たとえば，地方選挙や住民投票などの制度的取り決めは，協力，説明責任，地方政府のパフォーマンス改善へのインセンティブを与えて，この関係をつくり出し，または影響を与えることができる．第２の関係は各レベルの政府間の垂直的関係である．多くの国では，特に政府間財政関係において，各レベルの政府の役割と機能を規定する公式の制度的取り決めが存在する．もし，地方政府を有効に機能させようとするなら，垂直的規則と水平的インセンティブはともに決定的に重要である（図7.3)．次に，水平的関係が，地方政府の反応を改善し，資源を動員し，サービス提供を改善し，民間部門開発を促進する方法について議論する．

地方の説明責任とインセンティブ改善の便益

市民参加　理論上では，分権化は，本章で述べた人々の参加拡大の方策を強化し，補完する．同様に，政府を人々に近づけ，地方の問題，特に少数グループの問題を地方政府自身で定義できるようにすることで，多数による専制を防止することができる．メキシコの貧困州であるオアハカ州とチアパス州の対照的な状況は，これらの効果についての説得力を持つ例である．両州の資源の初期賦存と開発の潜在能力は類似しており，また両州とも高い貧困率と高い先住民人口を抱えていた．対貧困プログラムはオアハカ州では成功していると一般に見られており，近くにあるチアパス州ではうまくいっていない．この差異は，政策決定と実施における人々の参加度に起因していると考えられる．オアハカ州には，先住民と貧困層が参加する伝統的メカニズムがある．一方チアパス州では，この選択肢は否定されており，汚職の蔓延と相まって，劣悪なサービスや1994年初頭以降の武力衝突を含む緊張の高まりを招いている．

公共機関への異議申し立てが可能で，人々が選挙に参加でき，政府のさまざまなレベルにおける代表を決定できる場合は，政治的な選択肢の数が増加し，異なるレベルの政府間の競争が刺激される．地元の参加はまた，有権者による政策決定へのより大きな信認と容認を意味する．よって，分権化は，地方公務員に，何をどのように行うかに関する説明責任を持たせる一方で，地方の政策決定の選択肢を増やす．ラテンアメリカ，特にコロンビアの最近の事例によると，地方の政策決定者がいっ

図 7.3　垂直的規則と水平的インセンティブが地方政府の能力を形成する

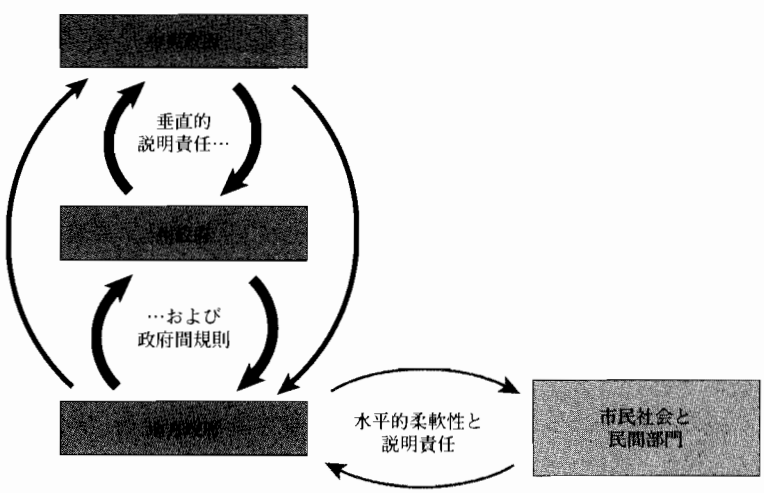

たん自らの行動に説明責任を持つようになり，その地位が市民のパフォーマンス評価に依存していることに気づくと，その仕事を有効に運営するため，職員と施設の質に配慮するようになることが示されている．ブラジルのポルト・アレグレでは，市町村予算の作成に市民グループを参加させる革新的な公共投資計画・管理プロセスが1989年に導入された．1995年には，1万4000人あまりが議会と会合を通してこのプロセスに参加した．10万人の人々が，地方団体と民衆組織を通して間接的に「参加型予算作成」に関係したと推定されている．

地方サービスの提供　多くの政府は，財政危機や新技術の利用可能性，市民の懸念に対して，サービス提供の資源と責任を，特に教育と保健分野において，地方当局へ移転することで対応してきた．多くの場合，分権化によって，地方政府，NGO，地方企業間の新しい，しばしば創造的な取り決めが生み出された．分権化された政府とサービスの質の関係の評価に関して，比較しうる例はまだ少ないが，近年のラテンアメリカのいくつかの事例は示唆的である．1980年代のブラジル東南部のミナスジェライス州の初等教育制度は，高い留年率，低い卒業率，低学力など途上国の初等教育システムによく見られる多くの問題に直面していた．過剰な規制，中央集権的管理，不十分な資金，教師の訓練不足などがこれらの問題に寄与していた．1990年代に，各地方学校の選出委員会（教師，両親，16歳以上の生徒で構成）の自治と，就学率と特別のニーズに基づいた中央政府補助金などの，一連の措置が採られ，早い段階で有望な結果が生まれた．アチーブメント・テストでは，科学の得点が7％，ポルトガル語が20％，数学が41％上昇した．

メキシコのベラクルス州の町，テオセロでは，人々のニーズを特定化し，コミュニティ組織と保健教育を通して参加を進める戦略を設計することで，分権化が保健のための資源をより効率的に組織化する機会を生み出した．予防的治療と治癒的治療の双方において，対象範囲は拡大し，サービスの質は格段に向上し，幼児死亡率は低下した．さらに，保健施設の利用者によれば，職員の態度とサービスの質は大幅に向上した．

地方の経済開発　地方財界の参加は，地方レベルでのインセンティブ形成など，分権化に重要な役割を果たす．先進工業国において何世紀もの間，企業家は開発のスピードと政府間関係の双方に多大な影響を及ぼしてきた．地方の資源を支配する有産階級は，公共体に対して強い圧力を加えた．地域経済の拡大を促進するため，民間主体と公務員の協力が促進された．これらはほとんど地方の環境から創出される．財界のメンバーが地方議会に参加することもある．中央政府の機能である有効な競争政策によってレント・シーキング活動が最小化されれば，地域の強力な民間部門は行政のパフォーマンスは改善される．また地方経済開発に適した，信認できる枠組みを提供・維持する地方政府は，民間投資を促進し，それが長期的には地方政府の歳入増につながる．

地域コミュニティが経済開発を促進した地方政府の事例や，分権化した制度的取り決めが成長に貢献した事例は世界に数多く見られる．サウス・カロライナ州のグリーンビルとスパルタンバーグは，内陸に位置する小規模都市であり，米国の主要都市からは遠く離れている．しかし，これらの都市は，米国内で最高の１人当たり外国投資を誇っている．これらの都市は18カ国215社を受け容れており，そのうち74社は本社を置いている．地方開発において民間部門アプローチを推進する先見性を持った政策決定者が，技能を定期的に向上させる労働者を雇用する革新的中小企業の強固な基盤をつくり上げたのである．

世界の反対側においては，中国の中央に位置する武漢市政府が，1990年代初期に古い街を変革し，一新させることを決定した．この目的に向けて，市政府は２つの開発地域で外資規制を緩和し，３つ目の開発地域をつくり，海外投資家の経済活動の法的基盤をつくり出す地方条例を通過させ，不動産と土地貸借の運営を強化し，外国投資のためにいくつかのインフラストラクチャー改善プロジェクトを実施した．その結果，1992年だけでも，武漢市で認可された海外投資プロジェクト数は，それまでの８年間の合計の2.5倍となり，投資の合計額は３倍にも上っている．市政府はこれだけで満足せず，1993年には大規模投資促進ミッションを組織し，シンガポールと香港からの50億米ドルにも上る投資を取り付けた．

これらの励みとなる事例にもかかわらず，経験的にいえば，各レベルの政府間の密接な連携がなければ分権化の成功は短期に終わり，他国に移植するのは困難であることが示されている．パフォーマンスを改善する水平的インセンティブは，この過程のごく一部分にすぎない．たとえば，教育分野においては，各地域間の分裂を防止し，教育の質の格差を最小化するために中央政府の関与が必要だろう．保健部門では，各レベルの政府間の適切な責任配分はまだ明確になっていない．予防接種，結核監視，ワクチンの在庫管理は，すべて中央政府による強力かつ有効な管理を必要とするものである．さらに，地域が政策の形成と実施において正しい枠組みを提供するとは限らない．分権化が，コミュニティや市町村，または人工的に区分された政府の各レベルに機能を押し付ける結果をもたらす，硬直的，教条主義的なものになってはいけない．分権化は，よいタイミングで高い質のサービスを確実に供給するための，各レベルの政府における役割の適切なバランスを見いだす実務的努力でなくてはならない．以下で詳述するように，このバランスは，信認できる規則の枠組みの中で模索されるべきである．

分権化の落とし穴

多くの事例において，分権化は注意深く計画された一連の改革の結果として行われたのではなく，信頼の程度が低く，政策決定者が下からの要求に対して非体系的に対応する政治的に不安定な環境の下で実施されてきた．これらの脆弱な政策枠組

みにおいては，分権化はマクロ経済管理の喪失，サービス提供における地域格差，地方取り込みの結果としての資源の不適切な配分などの深刻な経済問題を引き起こす．すべての政府にとっての教訓は，どのような場合でも，各レベルの政府の権限範囲を詳細に規定する明確な原則を存在させるべきことである．

中央・地方政府間財政のマクロ経済的側面　マクロ経済管理は，中央政府機能と広く考えられている．予算と財政の集権化，または，少なくとも強い中央による管理は，大部分の先進工業国において健全な公共財政と信頼できる経済成長の枠組みを確保するために不可欠であることがわかっている．分権化は財政主体と予算会計の数を増加させるため，深刻な財政・インフレ圧力に直面している国が分権化に乗り出せば，新たな課題やリスクに直面するだろう．

中央・地方政府間財政関係は，主に３つのチャネルを通してマクロ経済に影響を与える．その３つとは税ベースや支出の移転および分担，税と支出決定の整合性，地方政府の借入水準である．

深刻なマクロ経済インバランスは，主要な課税ベースが不適切に地方に移転された場合に発生する．たとえば，インドにおいては，重要な税ベースが地方政府に移転された．公的債務と年金支払い義務が増加しているにもかかわらず，中央政府財政は主に所得税，外国貿易税，物品税のみで構成され，支出義務を果たすには小さすぎる税ベースしか残っていない．主要な租税ベースのシェアリングは，中央政府レベルでの財政赤字削減効果を弱める可能性も持つ．これは1990年代初期，税制改革による税収増を州政府と共有しなければならなかったアルゼンチンで発生した．州政府は，基本的に中央政府の努力にただ乗りし，歳入増加分を公務員増に利用してしまった．

国民公共財のような国家全体の便益と費用にかかわる支出は，中央政府が責任を負うべきである．これらは経済安定と再配分の費用を含む．しかし移行経済や途上国の多くにおける保健や住宅補助金供給のように，多くの地方支出は所得分配に影響を与える．さらに，地方公共支出の便益は支出を行う地方政府の行政管轄内に集中するが，その費用が（一般税や負の波及効果の形で）その行政管轄外にも広がっている場合，地方政府が彼らの財政能力以上に支出するインセンティブが存在する．これらが国家財政政策に与える影響は，深刻なものとなる可能性がある．

地方の借り入れ　地方政府の借り入れは，中央政府が厳しい予算制約を課すことができず，債務を有効にモニタリングするメカニズムもなく，また特に，複数の指導者が存在する場合は，マクロ経済不安定化の一因となりうる．また債務者（地方政府）と債権者（中央政府と国際資本市場）の間には，情報の非対称性の問題も存在する．たとえば中国において，省政府には，借り入れによる財政赤字補填は許されていなかった．しかし，1990年代初期には，地方政府レベルでのほとんど無制限の国有企業による借り入れが，経済過熱とマクロ経済安定の危機の一因となった

Box 7.6　政府間関係の落とし穴：ブラジルと中国の経験

ブラジルでの1980年代における民主化と憲法の修正は，地方政府の管理下にあるリリースを増大させ，その利用における地方自治の範囲を広げた．地方政府の歳出は，今や全公共支出の半分を占めている．

分権化は資源を上位の政府から下位の政府に移したが，それに見合う地方の責任の明確化，拡大はなされなかった．地方政府は新たな業務を引き受ける準備ができておらず，特定の機能を担うことも要求されず，すでに他のレベルの政府によって担われている機能を遂行することを禁止されてもいなかった．結果として，地方政府はその予算の増加分を職員の増加と問題の多い新規プロジェクトの開始に用いた．公共部門の支出の全体的効率が高まったという証拠はほとんどない．大きな州が広がった政治的自治を連邦の資源の獲得に用いたため，分権化は財政赤字を拡大させた．1990年代の中頃までに，拡大する連邦赤字の3分の1近くが地方政府債務によるものとなっていた．

ブラジルの経験は，政治的，財政的分権化は公共部門の効率性の改善を必ずしも保証するものではなく，むしろマクロ経済の安定を脅かしうることを示している．その目的を達成するために，財政分権化はそれに見合った歳出責任の分権化を伴うものでなくてはならないし，州や市町村の政府の制度能力が向上されなくてはならない．そして，連邦政府は地方政府との財政金融上の関係において，厳密な予算制約を課さなくてはならない．

1990年代初期の中国の経験は，改革とマクロ経済の保護措置を同時に行わない場合の分権化の陥穽を示している．1978年以来，投資と分配に対する中央の権限は漸進的に省政府，企業，金融機関，また家計にまで分権化された．これは中国の経済自由化政策のなかで決定的な要素であり，過去20年にわたるめざましい経済成長のカギとなった要因である．しかしながら，分権化の3つの結果は，同時にマクロ経済全体に対する中央政府のコントロールを弱めてしまった．

- 対GDP比政府歳入が激減した．産業の競争促進によって，分権化は，以前は主要な税源であった国有工業企業の収益の低下の一因となった．ますます自立的になった地方政府は，権限下にある国有企業の税引き後収入を増加させるため税の免除を付与し，歳入をさらに減少させた．
- 地方政府の自治権の拡大によって，中央政府の投資計画制度が省政府の投資とその支配下にある国有企業の投資管理を難しくした．省レベルで税収が減少してこれらの投資を賄うには不十分であったため，国営銀行の地方支店がこれらのプロジェクトに資金を貸し出すことが一般的となった．
- 中央銀行の地方支店は，金融システムへの中央銀行の年間貸出額の30%について自由裁量権を与えられていた．国営銀行の地方支店が地方政府と国有企業の投資を支援するためにさらなる資金を必要とした場合，彼らは流動性の獲得のため，中央銀行の地方支店にその資金を求めた．

1992年から1993年にかけて，この結果として中国経済の過熱が起こり，マクロ経済の安定性にかなりのリスクを与えた．インフレは過去数十年間で最高の水準に達した．実質GDP成長率は，1992年には，驚くべきことに14.2%，1993年に13.5%にまで達した．この成長のうち約80%は投資の増加によるものであり，なかでも省政府の監督下にある国有企業の投資によるものであった．

当局は政策の組み合わせをもって迅速に対応した．これらのうち最も重要なものは，省政府と国有企業による投資に関する行政的制限や，中央銀行による国有企業への貸し出しの再査定である．これらの政策や他の措置は，経済を軟着陸させた．GDP成長率が9%程度に維持され，1995年までにインフレ率は7%以下まで下がった．

(Box7.6)．ブラジルの州債務の合計は，連邦，中央銀行の全債務に迫る，1000億ドル以上にも上っている．もし，この債務の増加が抑制されなければ，連邦政府が州債務をカバーするためには，連邦政府の支出を削減するか，増税するか，もしくはインフレ・ファイナンスに頼るかの選択肢しかない．

これら3つのチャネルはすべて好ましくないマクロ経済的帰結を招きうる．しかし，このうちいくつかのチャネルが，他国よりも数量的にみて重大な影響をもつ場合がある．これらがマクロ経済的不安定を生み出すか否かはそれぞれのチャネルの相対的重要性，中央と地方政府の政策決定・実施の相対的能力，成長と価格の安定など，マクロ経済目標への中央政府のコミットメントにかかっている．

サービス提供における地域格差と不平等　生活水準と公共サービスへのアクセスにおける国全体での平等は，多くの国で包括的目標となっており，憲法上の要請となっている場合もある．中央集権下では，国民政府は，公共サービスの提供と税制の地域格差をコントロールすることで地域間の所得格差に対処する，大きな裁量権を持ちうる．だが分権化が実施されると，平等な結果はもはや保証されない．少なくとも，平等な結果の達成はより難しくなる可能性がある．富裕な地方政府や地域が，高い税収能力によって不釣り合いな利益を得ることも起こりうる．

たとえば中国では，1人当たり実質所得の省間格差が近年拡大しつつある．最も富裕な省，広東省における1人当たり所得は，最も貧しい省，貴州省の1人当たり所得の4倍にも上る．福建省，広東省，海南省などのいくつかの沿岸省は，主に，交通や通信の中心であること，香港（中国）への近接性などの理由から西部の内陸省より好調である．これらの自然上の有利さは，沿岸部近郊の経済特区への外資税優遇，中国の政策金融機関を通じた（人口に比して）大きな資金配分，繁栄する沿岸部への貧困層の移住を制約する戸籍登録義務など，沿岸省に有利な公式の政策によってさらに補強されてきた．

ロシアのオブラスト（州）間の所得不平等はさらに大きい．最も支出の大きいオブラストと最も支出の小さいオブラストの1人当たり支出の比率は，1992年までに

7：1まで高まったと推定されている．富裕地域は不釣り合いなほど高率の予算の歳出配分を受け，農村地域は相対的に低い予算配分しか受け取っていない．地方政府の課税や，天然資源から得られる連邦歳入をその産地に中心に配分することは，より大きな財政格差を生み出しうる．ロシアと中国の経験から，高度経済成長やマクロ経済安定化期間に，拡大する不平等に対処しうる適切な平準化スキームを作成する必要があることがわかる．

地方取り込みの結果としての資源の誤まった配分　経済的，資金的歪みは，中央政府の弱点につけ込む能力を持つ地方政府からもまた生まれる．中央・地方政府間で合意された規則がない場合，適切な財政分権化政策下であれば正式には配分されていなかったであろう歳入源から，地方政府が利益を得る可能性がある．たとえばポーランドでは，地方政府自治を導入した後，多くの地方当局が，中央政府（ワルシャワ）からその地方により多くの利益を引き出そうとして，あたかも圧力団体のように行動し始めた．その結果，行政管轄間の不平等が拡大し，新しい形態の社会摩擦を生み出した．

パキスタンにおける分権化では，州レベルで役割の微妙な再集権化が進み，政府間関係が難しいものとなった．州政府は，1960年代以降，教育や他の地方公共サービスの提供に関して役割を拡大してきたが，市政府に対して次第に介入的で集権的な態度を取るようになった．市政府は新たな仕事や権限分担を奨励されるどころか，引き継ぐ機会すら否定されつつある．しかし州政府支配の拡大は，サービス提供において顕著な改善をもたらしてはいない．

分権化を実施した先進工業国は，地方政府を信認できる規則で縛る強力な法的枠組みをもって分権化のプロセスを開始した．これらの国の多くは，財政移転政策や平準化政策（Box7.7），厳密な予算制約，地方借り入れの制限など，望ましくない結果に対処する制度も整備している．利害関係者を集め，相互に合意された時間枠内で実現，管理可能な政策の選択肢を提供する参加メカニズム（たとえばブルーリボン委員会）を試みた国もある．

分権化の成功に向けての教訓

理想をいえば，政策策定者は事前に明確化しておいたニーズや責任関係と整合的な方法により，歳入権限，歳出権限，説明責任の再配分を漸進的に，段階的に実施することで，分権化を開始すべきである．同時に，政策決定者は地方レベルの歳出と歳入のギャップを埋め，効率性と有効性の不均衡を修正するための中央・地方政府間補助金システムを，望むらくは地方資金動員のインセンティブを組み込んで開発すべきである．だがこれらはすべて理想である．現実の世界では，成功する分権化プログラムの設計はもっと複雑になりがちである．

歳出と歳入の権限を配分する　これは多くの問題を引き起こす．行政管轄内部

Box 7.7　財政平準化補助金を計算する

財政平準化プログラムは，財政能力が平均より低い州を補償するものである．平準化プログラムは国家全体に最低限の公共サービスを供給するという国家目標の達成に加えて，メンバーである州の連邦制への参加を促すことができる．このように財政平準化はしばしば連邦をまとめるかすがいとみられている．経済学者は，平準化は水平的衡平性の理由から正当化されると長く認識してきた．近年，それは特定の条件の下では経済効率を高めることが明らかになってきている．

たとえばパキスタンにおいては，各地域の財政能力を平準化するために代表制課税制度が提案されている．このような制度の設計には，全国平均の利用度ですべての標準的収入源を利用した場合の，州政府が獲得しうる歳入を計算することが含まれる．ある歳入源を持つ州の平準化付与額は（もし正ならば）次のように決定される．まず標準値としてすべての州の算術平均を用いる．そしてすべての州で国家平均税率を利用した場合の平均的潜在税収と，国家平均税率がその歳入基盤に適用されたとき得られるであろう潜在的歳入との差額が，平準化付与額となる．このように平均以下の財政能力しか持たない州は中位，算術平均，またはその他の基準へと引き上げられる．代表制課税制度の実施に必要とされる税ベースと徴税のデータは多くの国々のさまざまなレベルの政府によって定期的に刊行されているので，制度の実施には新しいデータを必要とせず，全人口による歳入分担の代わりに連邦財政平準化プログラムとして実施することもできる．

と行政管轄間の双方に関して，便益と税の実際の配分に関する情報は不完全なものである．歳入徴収とサービスの生産における規模の経済は，分権化システムの効率性が生む利益を部分的に相殺してしまうかもしれない．さらに，サービス生産の代替オプションの費用は未知であることが多い．税と歳出のいくつかの可能な割り当てについては表7.3に示してある．

中央・地方政府間補助金の設計　中央・地方政府間補助金は多くの地方政府にとって重要な歳入源である．ブラジルでは1970年から1992年に，連邦政府補助金が地方政府歳出の64％の資金を提供した．南アフリカでは，中央政府補助金が，新たに選出された州政府の全歳入の90％を占めた．その性格上，中央・地方政府間補助金は地方歳出を地方財源から分離し，地方公共サービスの提供による便益をその費用から分離する．便益と費用の分離と地方政府の自己歳入獲得能力の低さは，地方の予算作成における透明性と市民に対する説明責任を低め，公共サービスの非効率かつ不公平な提供につながる．よって，明らかに，途上国においては，どのような中央・地方政府間補助金制度も細心の注意を払って設計される必要があるだろう．

最適な中央・地方政府間補助金の制度の青写真は存在しないが，よい制度は特定の性格を持っている．とくに，予測可能かつ透明であり，表7.4で述べられた適切な原則を具体化していなくてはならない．

表 7.3　各レベルの政府による可能な税と歳出の割り当て

中央政府	州政府	地方政府
歳入		
付加価値税	個人所得税	財産税
個人所得税	国税への課徴金	自動車税
企業所得税	小売税	使用者料金
物品税	物品税	ライセンスと手数料
天然資源税	財産税	
関税	自動車税	
輸出税		
歳出		
第3次ヘルスケア(伝染性疾病の管理，研究)	第2次ヘルスケア(病院，治療介護)	第1次ヘルスケア
大学教育	大学，中等教育	初等・中等教育
道路・高速道路(都市間)	道路・高速道路(都市間)	道路・高速道路(都市内)
公共交通(都市間)	公共交通(都市間)	公共交通(都市内)
天然資源管理	大気・水質汚染	大気・水質汚染
防衛	天然資源管理	固形廃棄物，上水道，下水道，火災予防
	警察による保護	土地利用と区画分け
		住宅
		文化政策
		観光促進
		警察による保護

正しいアプローチについて合意する　各レベルの政府に制約を課すために明確な規則は不可欠であり，また規則が合意されるプロセスも同様に重要である．原則的には，規則はすべての参加者の恣意的行動を制約するためにトップダウンで課されうるものであるが，経験的に，合意の強制は難しく，結果は持続可能でないこともある．これは特に途上国において当てはまる．さまざまな国の教訓によれば，利害関係者により形成された広範な合意に基づく場合に，主要な政策決定は持続可能になりやすい．たとえば1985年のヨーロッパ地方政府憲章に明記されているように，利害の表明と合意に基づく政策決定を可能にする制度環境とプロセスがあれば，分権化が成功する見込みは大きくなる．

合意された指針がない場合，分権化を政府が公約したとしても，分権化プロセスを開始することはできないだろう．すでにいくつかのモデルが存在する．1990年代の初め，ウガンダ政府は，分権化を推進させるための最良の方法を決定するため，コミュニティ・グループ，農業生産者，政府代表などの異なる利害関係者との協議プロセスを設けた．そして段階的，漸進的なアプローチの採用が決定された．他の国では，必要な場合には外国の助言を仰ぎながら，各レベルの政府，学界，ときに

表 7.4　補助金の設計における原則と最善の実施例

補助金の目的	補助金設計の原則	最善の実施例	避けるべき実施例
財政ギャップを埋める	各政府レベル間での責任の再配分 減税 課税ベースの共有	カナダでの減税 ブラジル，カナダ，パキスタン，南アフリカでの課税ベースの共有	赤字補助金 インドやパキスタンの各税ごとの共有
地域財政格差の縮小	一般非組み合わせ補助金 財政力均衡化移転支出	オーストラリア，カナダ，ドイツの財政均衡化プログラム	多重要素方式を用いる一般歳入共有
便益拡散の補償	推定される拡散と整合的な組み合わせ率を持つ支出制限のない組み合わせ移転支出	南アフリカの医大付属病院向け移転支出	
国家最低基準の設定	サービスとアクセスの基準に関する条件付きの非組み合わせ一括移転支出	インドネシアの道路・初等教育補助金 コロンビアとチリの教育移転支出	歳出のみに条件が付いている条件付き移転支出 その場かぎりの補助金
国の優先度は高いが地方の優先度が低い分野についての，地方の優先度への影響力の行使	組み合わせ率が地方財政力と反比例する支出制限のない組み合わせ移転支出	カナダでの社会扶助向け組み合わせ移転支出	その場かぎりの補助金
安定化	資本支出補助金(維持管理が可能な場合)	政治・政策リスクに対する保証を通して民間部門の参加を促し，資本支出補助金の使用を制限	将来，維持する必要のない安定化補助金

は労働組合や経済団体からの情報を持つ指導者によって構成される委員会を設置する方法を選択した．南アフリカの最近の経験は，この点に関して興味深い例を提供している．新憲法により中央・地方政府間構造を取り扱う財政委員会の設立が義務づけられている．委員会設立の責任者である大統領は，それぞれの代表者に，彼らの利害を表明するため，憲法で保証されたフォーラムを提供した．これらの措置が成功したかどうかを判断するのは時期尚早であるが，このプロセスが広く期待を呼び起こし，適切な分権化措置の設計に対する要求を生み出した．

委員会は短期的利益には役立つかもしれない．しかしながら，長期的には国家の政策決定と立法に対して，地方政府の利害を正式に代表させうる，永続性のある解決法が必要とされよう．ドイツの連邦議会上院などの2院制は，このような文脈でしばしば利用されてきた．これらの取り決めは，分権化を続けるうえで不可欠な政府間協力のために，広く受容され信認できる規則をつくる手段を提供する一方，下からの利害を表明する制度的メカニズムをも提供する．またこれらの制度は，各レベルの政府が時を追って現われるニーズへ対応するのにも役立つ．

表 7.5　政府の能力に分権化戦略を適合させる

地方政府の能力	中央政府の能力	
	低い	高い
低　い	パイロット試験を伴う注意深い分権化 NGOやコミュニティにいくつかの機能を委託 双方のレベルでの大規模な制度的強化，特に財政(大部分のサブサハラ・アフリカ)について	いくつかの優先順位の高いサービスの非集中化 NGOや共同体にいくつかの機能を委託 責任の移転における地方主体でターゲットを絞った強化(例：ハンガリー，メキシコ，タイ)
高　い	分離主義的または脱退主義的傾向 政府の優先順位に基づく権限移譲または自治権移譲(例：ボリビアのサンタ・クルス州，旧ソビエト連邦のいくつかの部分)	政府の優先順位，選好による機能の委任または自治権移譲(大部分の先進工業国)

制度基盤の準備を確実にする　原則として，政策決定・実施を奉仕するコミュニティに近づけ，また市民を政策形成に関与させることで，より大きな説明責任と地方におけるよりよいチェック・アンド・バランスが生まれる．しかしマクロ経済の潜在的不安定化に関する前述の議論と同じく，もし強力な財政制約の形態や政府間関係を規定する強制可能な規則がなければ，中央政府の行動の成果は地方レベルで損なわれる可能性がある．

大部分の連邦システムでは，各レベルの政府間における有効なチェック・アンド・バランスを長い時間をかけて進化させてきた．逆説的だが，歴史が教えることは，国家がある程度の集権化を達成し，マクロ経済管理と健全な政策決定に関する有効な規則をつくらない限りは，分権化の実施は難しく，インバランスを生むかもしれないということである．それが段階的進化を通じるものであれ，設計によるものであれ，またはその両方であれ，これらの条件が満たされたときのみ，分権化は開発をさらに加速させるのである．

分権化のいかなる戦略も，各レベルの政府の制度能力の評価から始めねばならない（表7.5）．国家の財政・金融政策を管理し，政府間関係において信認できる規則を制定，執行し，また利害関係者をまとめる枠組みを提供する中央政府の能力が弱ければ，分権化をやり遂げることは難しい．政府各レベル内および各レベル間の関係が著しく分極化していたり，地方政府の組織能力が極端に低い場合もまた懸念を生じさせる．これらの環境においては，政策決定者は分権化を延期するか，野心的なアプローチを避け，注意深く段階化されたアプローチや部門別アプローチなどをとることが賢明だろう．分権化はたとえば，教育，保健，インフラストラクチャーのような特定の優先分野から始めることも可能である．強力なモニタリング・メカニズムは，新政策を学習し段階的に導入する機会を提供する．中央と地方レベルでより高い能力を持つ国であれば選択肢は多くなる．しかし，それらの国の選好はさ

まざまであろう．ある国で重要なこと（たとえば分権化されたサービスの提供）は，他の国では望まれていない，または望ましくないかもしれない．

戦略オプション：国家と市民の橋渡しをする

本章で示された事例は，開放性と透明性を高め，公的事項への参加を促すインセンティブを強化し，また適切な場合には，奉仕する人々やコミュニティに政府を近づけるメカニズムに，国家の能力と有効性の改善が依存していることを示している．このような方法での能力の構築には時間がかかり，リスクへ慎重に対処することが必要である．もし多数のニーズや利害関係者に対して政府を開く努力をしても，それが他のグループを遠ざけてしまうならば，国家の有効性や説明責任を改善できないだろう．しかしながら，世界各地での政府の経験はいくつかの明確な出発点を示している．

- 適切な場合は，国家は，主要な政策の方向性と優先度に関して，幅広い人々の議論と評価を確保すべく努力しなくてはならない．これは，最低限でも，公共の利害に関する情報を入手できるようにすることと，影響を受けるグループの意見や選好を聞くため，審議会や市民委員会のような協議メカニズムを確立することを意味する．
- 国家はできるだけ，地方公共財およびサービスの計画，実施，モニタリングへ利用者や受益者グループが直接参加することを奨励すべきである．そして，説明責任を持つ地方組織や地方制度の能力と効率性を高めるべきであり，それらに取って代わるべきではない．
- 分権化されたサービス提供が望ましいと考えられる場合は，国家は，注意深く段階的な，または部門別のアプローチをとり，保健，教育，インフラストラクチャーなどの高い優先順位を持つ分野から分権化に着手すべきである．また中央と地方レベルの恣意的行動を制約するため，強力なモニタリング・メカニズムを導入し，健全な政府間ルールを整備するべきである．
- 地方レベルでは，国家は説明責任と競争を強化するプロセスとインセンティブに焦点を当てるべきである．地方政府の説明責任が弱く，よい対応がなされない場合は，水平的説明責任（公衆に対して）と，垂直的説明責任（中央に対して）が国家能力の改善の達成に不可欠な最初のステップとなるだろう．

政府の開放や分権化を目標にしたどの戦略にも，ある種のリスクはつきものである．発言と参加の機会を拡大する戦略には，国家要求を増加させ，機能麻痺のリスクや発言力の大きい権益集団にとらわれるリスクを高める可能性がある．もし，異

なるレベルの政府に制約を課す明快な規則がなく，どのようなインセンティブも地方の説明責任を強化しないならば，現在多くの集権化された政府を悩ませている統治の危機が，単に低いレベルの政府に下ろされていくだけに終わるであろう．しかしながら，本報告書の第4章で論じたように，国家改革の道における障害は克服不可能ではない．政府を人々へと近づける最初の第1歩は，改革目的を市民や経済界にとってわかりやすいものにすることである．コミュニケーションとコンセンサス形成のための努力は，改革への賛同を得るとともに，それを正しく行う方法についてのより深い理解を政府に与えるという，二重の利益を生むだろう．

国際的集団行動の促進

第7章では，新たなパートナーシップと競争圧力が国内において国家の有効性をどのように高めうるかを説明した．しかし，国家改革への挑戦課題が国境でとどまるわけではない．ますます相互依存を深めつつある世界においては，ある国の行動がその近隣諸国や世界の他の地域に影響を与えることも多い．また国際協力によってのみ確保されうる公共財・サービスの存在が，ますます認識されるようになっている．したがって，国家能力の構築は，国内のみならず国際的にも有効なパートナーシップや制度の構築も意味している．

市場の欠如や外部性などの前章で述べた問題が，世界・地域レベルで出現することから，国際協力の必要性が生まれている．世界平和，持続可能な世界環境，財・サービスにおける単一の世界市場，基礎的知識はすべて国際公共財の例である．意識的で調和した集団的供給努力がなければ，国際公共財は過少供給されてしまうだろう．開発援助は厳密な意味では国際公共財ではないが，世界的な衡平性への配慮から，国際協力は正当化される．

本章では，より効率的な国際公共財供給の確保を政府が支援する方法を議論している．まず，国際的集団行動を調整するためにすでに確立されている自発的メカニズムの検討から始める．地球規模の集団的目標を達成するための協力が地球規模の便益をもたらすのは明らかであるが，その行動のすべてがあらゆる国に便益をもたらすわけではない．ゆえに，すべての国にとって参加する利益が常に存在するわけではない．国際公共財の中には，国によっては他国と同程度の評価を受けないものもあり，国際的合意を遵守することによって生ずる国内費用がその便益を上回ることも起こりうる．自発的合意に関する経験からの主な教訓として，生じうる費用を完全に理解せず，またはそれを受け入れずに署名した場合，合意はほとんど何も達成しないことがわかっている．

国際公共財の供給と資金調達

つい最近まで，公共財供給に関しては国家介入がほぼ唯一の標準的な政策アドバイスであった．状況に応じて，補助金，税，新たな責任原則，新たな規制，問題となっている財の公的直接供給プログラムなどの導入が処方箋であった．しかしこのアプローチは，国際公共財の供給に関しては完全な失敗に終わった．主権国家により構成される世界では，自発的協力が唯一の回答であるが，個々の国で実施のインセンティブがほとんどない行動を，なぜ国々が協力して実施しようとするのであろうか．

どのように経済が機能するかに関してより深い理解と経験が得られたことで，国内・国際的集団行動の動機がより認識され，集団行動を実施する制度的取り決めを考案できるようになった．前章までに示されたように，市民社会，市場，地方当局を巻き込む参加型アプローチにむけて，国家は独占的な管理指令型の統治アプローチを放棄しつつある．世界レベルでは，強制力の行使を伴わない国際協力への依存から，参加型アプローチがより進展しているともいえる．現在，国際公共財を供給する重要なメカニズムは，完全に自発的行動に基づくものである．

貿易・投資の国際市場においても，国家は共通の行動規則・規範を開発し，さまざまな公式の取り決めを通してそれらを制度化しようと協調してきた．世界貿易機構（WTO）やその前身である貿易と関税に関する一般協定（GATT）などの多国間取り決めと同様，アジア太平洋経済協力フォーラム（APEC），南米南部共同市場（MERCOSUR）のような地域内取り決めもここに含まれる．これらの取り決めは完全に自発的参加に基づいているが，ますます多くの国が加盟するようになり，世界貿易の成長と参加国の厚生改善に大きく貢献してきた．これらの取り決めを組織化して運営する費用は安いものではないが，加盟国はその費用に便益が十分見合っていると考えている．

協力が望ましい場合とは

どの国にとっても，重要な国際的努力への参加の決定は，その国の社会的価値観および長期的国益の評価に条件づけられた複雑なものとなる．協力に関する費用と便益のバランスは，活動の種類，提案されたメカニズム，および国の直面する社会・経済条件に依存している．

現在，国際公共財の存在やその便益のみならず，国際公共財が不十分にしか供給されないことが意味するものが，いっそう強く認識されてきている．戦争や貿易・投資障壁により国際コミュニティが現在より分裂した状態になった場合，何が起こりうるかを歴史が示している．自国の政策や基準の変更について国家同士が整然と議論し，交渉する場所がなければ，小さな経済は「帝国主義的調和」の過程において，支配的な経済大国の慣行に自らを適応させていかなければならない状況に陥るかもしれない．そして，貧しい国のニーズに応えるために有効な海外援助や基礎研究支援が提供されなければ，それらの国を活気ある経済，有益な貿易相手国として開発する見込みは低くなる．国際協力は，状況を大幅に改善するうえできわめて重要なものである．

しかし，あらゆる場合に，あらゆる国が国際公共財の供給への参加を望むわけではない．少なくとも，国際公共財供給への協力はその国の行動の自由を制約する可能性がある．国家の自立性をいくらか放棄する場合，便益がその費用を上回ること

が多いが，常にそうとは限らない．マクロ経済政策協調がその1つの例であるが，多くの分野においてどの種の共同行動をとるかに関し避けられない不確実性が存在する．環境保護や気候変動などの他の分野では，重要なプレイヤーがどの程度参加するかという不確実性が存在する．これらの不確実性は，協力によって起こりうる効果と協力の期待便益を減少させてしまう．

関連する事実がより確実である場合でさえ，各国の認識や優先順位が異なるために依然として協力が妨げられる可能性もある．たとえば，途上国の多くは，競争上の優位性を失い経済成長を危うくすることを怖れて，先進国で適用されている水準の労働法や環境基準の採用に関して消極的である．そして，いくつかの国は，民間の研究と実験によって究極的にはより安価な解決策が生み出されると信じ，特定の活動への協力を差し控えることを選択するかもしれない．

公共財の集団供給では，一般的に開放，多様性，結束の3原則のバランスが必要となる．各原則の利点は大きいが，そのうちの1つだけを極端に追求することは他の原則に関し妥協しなければならない危険性を生じさせる．世界経済への開放とは，透明性と明確な規則，たとえば差別的貿易慣行の禁止などへのコミットメントを伴うものである．しかし多様性を許容しない開放は，異なる状態にとどまる自由を望む国によって後退し，世界経済のいっそうの分裂へとつながりかねない．一方，多様性の許容は，たとえば異なった国内基準の相互認証は技術革新を促すが，各国間および国内共同体間の結束に悪影響を与えるかもしれない．もちろん，結束は一般的に望ましいが，そのためにあまりに大きく開放と多様性が犠牲になるようであれば，その限りではない．

これらの検討により，国際公共財の集団供給の必要性は高いが，すべての国のあらゆる問題についての回答とはならないことが示された．各国はケース・バイ・ケースで参加を決定しなければならない．ゆえに，集団行動を組織化する適切な世界的枠組みは，自発的参加に基づく多角的取り決めと多重制度を認めるものでなくてはならない．組織設計の1つのアプローチは，それぞれ異なる目的を持つ一連のグループという観点から考えることである．

- マクロ経済政策，環境保護，労働基準，国際紛争など特定の問題を扱う機能グループ（国際労働機構（ILO），国際決済銀行（BIS）など）．
- 隣接国（ただし，全参加希望国に開かれているほうが望ましい）の利益にかかわる多角的問題（貿易と投資を含む）を扱う地域グループ（北米自由貿易地域（NAFTA）やAPECなど）．
- 機能グループと地域グループを結んで広範なネットワークを作る調整グループ（OECDなど）．

この枠組みは開放，多様性，結束をほどよくバランスさせ，分裂や帝国主義的調和を防止するのに十分なものである．あらゆる時点のさまざまな取り決めにおいて，各国の利益と参加は変化するであろうし，長期にわたってあまり活発でないグループもあるかもしれない．しかしタイミングが適切であり，理念と状況が収束する状況であれば，たとえばガット・ウルグアイラウンド交渉の最終局面で起こったように，グループの活動についての関心は盛り上がる可能性がある．

有効な協力の確保

参加国家が常に対外的コミットメントを遵守する保証はない．普遍的な司法と強制力を持つ世界的権力が存在しないため，国際合意・条約の強制は参加国家自体の自発性の問題となってしまう．ゆえに，コミットメントが自発的に遵守されない場合は，遵守を確保するメカニズムが明らかに必要となる．国際法における最近の経験は，そのようなメカニズムをいくつか提示している．

国が国際的コミットメントを遵守しない理由はさまざまである．政治的優先順位や背景となっている経済条件の変化により，遵守のインセンティブが弱い可能性がある．または，タイミングよくコミットメントを実行するために必要な，技術的専門知識や組織のスキルなどの能力が欠如しているかもしれない．おそらく途上国でもっともよくある問題の１つは，必要な財源がないことである．

国際的義務の達成がインセンティブと整合的でない場合，国はその参加を考えなおす必要があるだろう．もし加盟国の多くが同時に条項を遵守しない強いインセンティブに直面している場合，合意（または国際組織）の有効性は弱まってしまう．しかし実際は，国家は自らの行動が国際コミュニティ，その国自身の評判，将来の相互合意への参加可能性などに与える影響を認識し，その国自身の国益をより広い意味でとらえて行動してきた．

能力と財政資源の欠如は，比較的扱いやすい問題である場合が多い．多くの国際的合意は，加盟国の能力上の制約や財政上の制約を事前に考慮したものとなっているためである．全加盟国が必要な人的・財政的資源を利用できることを確保する条項を含めることも可能である．このようなニーズを完全に予期できない場合，起こりうる問題に対処しうる，コミュニケーションとモニタリングのメカニズムを作りだすこともまた可能である．現実的に責任分担を行い，事前に必要な資源移転を行うことで，実施を改善し違反を減少できる．

法の伝統的メカニズムは，是正行動を起こす際に，合意の不履行を前提としているため，遵守の問題の根本的原因に対処できない場合が多い．このアプローチはコミットメントの違反に焦点を当てており，対決的である．必要な是正行動があまりに遅くなってしまうかもしれず，被害がすでに発生してしまっているかもしれない

からである．加盟国間の関係が悪化し，将来の協力がより困難となる可能性もある．

もう1つのアプローチであるプロセス・ベース・アプローチは，継続的なコミットメントの遵守を促進するものである．その目標は不正行為を非難することではなく，国家が義務を遵守し続け，違反を犯さないようにするところにある．このアプローチはコミュニケーション，協議，監視，情報の共有，技術的・財政的支援などに強く依拠している．

最近の協定，特に環境の分野での協定は，協定の遵守を監視し，促進するメカニズムを取り込んでいる．当事者間の会合，独立の事務局，加盟国による実行報告の提出と評価を可能にする財政支援取り決めなどがこれに含まれる．しかし，これらの機構には強制力が欠如している．また国が情報提供に協力しなければ，その実施を確認する能力は限定される．最近の環境に関するいくつかの協定のような洗練された法的合意には，監督の要素が加えられたものもある．報告義務のフォローアップや，国内レベルでの協定の影響に関する情報の公開によって，監督機関の監督を支援できる．

オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書で確立された遵守違反処分手続きは，この新たなアプローチの好例である．他の加盟国が議定書を正しく適用しているかどうかに疑念を持つ加盟国はすべて，事務局自体や議定の遵守が困難になった加盟国と同様に，処分手続きを開始することができる．NGOや個人もまた，この手続きへのアクセスが可能である．つまり，起こりうる協定違反に関する情報を事務局に提供できるのである．実施委員会は，友好的な解決を試みること，議定適用の失敗が能力の欠如に起因する場合は技術的・財政的支援を勧告することができる．委員会はまた，違反した議定加盟国の権利と特権を停止することもできる．

各国機関間の継続的協力が，このプロセス・ベース・アプローチの基盤となっている．それは，常設のコミュニケーション・ネットワーク，定期報告の実施，法条項の定期的見直し，政策決定者・スタッフ間の定期会合などの制度からなっている．これらすべてが，合意が目指している目標とその達成方法について責任を負う職員の意識を維持し，また出現するさまざまな問題に関して一般の人々に情報を与え続けるのに役立つ．ジュネーブに本拠を持つ国際潜在有毒化学物質登録制度は国際的な規制行動ではなく国内的な規制決定に基づく制度の好例の1つである．

現在の国際公共財供給

本節では，特に5つの分野を選び，相互依存がより深まる世界において，国家が国益と共通利益のバランスを取ろうとする際に直面する課題と機会をみてゆこう．

Box 8.1　世界貿易機構（WTO）：国内政策の信認を高める国際メカニズム

WTOは，加盟国間の交渉による多国間貿易協定の管理のため，1995年1月に設立された．WTOは貿易フローに影響を与える政策の使用に関する規則・原則を具現化した機構とも，また加盟国が市場アクセスについて譲歩し，ゲームの規則について合意を形成する「市場」ともとることができる．WTOは加盟国に対し，一般に非差別的な貿易政策と透明な規則および執行手続きの保証を要求している．WTOはまた，国家がコミットメントに対して真摯な対応を示すための法的メカニズムや，加盟国間の対立を解消する，よりよい紛争解決手続きを提供している．

設立後最初の2年間で，WTOの紛争解決システムには43以上の際だった問題を含む総数62の係争が持ち込まれた．これらのうち，2つはすべてのプロセスが終了しており，さらに2つの委員会報告が提出されている．国家はもはや，GATTのもとでは可能であった仲裁委員会の設立阻止や，答申の無視はできなくなった．また上告することは可能だが，上告審の決定は最終的なものとなる．プロセスの全段階は厳格な時間制約のもとにあり，応じなかった国家は貿易制裁に直面することとなる．

大貿易国家と関税地域が紛争解決プロセスのほとんどを支配し続けており，この制度の信認は彼らが自身の利益に反する評決にどれだけ従おうとするかにかかっている．しかし，補償請求を含むWTO体制の特性もあって，途上国はGATT体制下よりもはるかに頻繁に紛争解決プロセスに向かうようになっている．

拡大する世界市場

世界中で起こった貿易・投資関連法の自由化は，国際貿易，海外直接投資・証券投資を大幅に増加させ，参加者の厚生を大きく改善してきた．経済がより相互依存を深めることで，自由な貿易・投資システムの維持・拡張が必要とされ，多国間合意および地域内合意が市場の拡大を支えてきた．貿易の活況に刺激されて世界経済は急速に拡大しており，この成長が鈍化する兆候は見られない．職を求めての国際労働移動は，これよりは遅れている．『世界開発報告1995』にて示されたとおり，途上国からの年間労働流入は，全人口比でみれば1970年代よりも小さい．貧困国の労働者の大部分は，世界的労働移動の便益と費用を経験し始めたばかりである．しかし，市場の拡大と競争圧力の増大によって，いくつかの準備が十分でない国は予期せざるショックや政策の失敗に対して大変脆弱になるだろう．第3章で説明したように，新たな世界環境に対する準備として，慎重で矛盾のない，信認ある国内政策の採用が各国に必要となろう．これらの政策の信認を高める対外的コミットメントの手段が各国に提供されることにより，国際的集団行動がこれらの努力の支援に役立つだろう．

多数の国がWTOへ加盟し，それがさらに拡大し続けていることは，自由貿易

と国際市場の拡大が利益をもたらすという世界的なコンセンサスが強まっていることを反映している（Box8.1）．最新の貿易自由化への一連の多国間交渉であるウルグアイラウンドは，財・サービス貿易における関税・非関税障壁を特に途上国において大幅に引き下げた．

しかし，国境での障壁の引き下げは，世界貿易体制への参加をより活発化するための前提条件の1つにすぎない．競争的為替レート，外国為替の利用可能性，拡大した貿易を支える運輸インフラストラクチャーなども各国にとり必要となる．貿易自由化の広がりにもかかわらず，貿易の対GDP比は，80年代半ばから90年代半ばの期間で途上国93カ国のうち44カ国で低下している．統合の速度と程度でこのような格差が生ずるのは，他地域との貿易量の増大が成功したかどうかに地域間格差が存在することを反映している．たとえば，東アジアは数十年にわたり貿易の拡大を継続してきたが，サブサハラ・アフリカは事実上貿易を縮小させた．

貿易自由化に加えて，対外資本移動の制約をより多くの国がその国単独，または地域的イニシアティブの一環として，徐々に撤廃している．外資の流入が完全自由，またはほぼ自由である国の数が過去20年間に9カ国から30カ国にまで増加した一方，相対的に外資に対して制限的な規則を持つ国家の数は73カ国から53カ国にまで大幅に減少した（図8.1）．

図 8.1　多くの国が国際資本移動への制約を緩めている

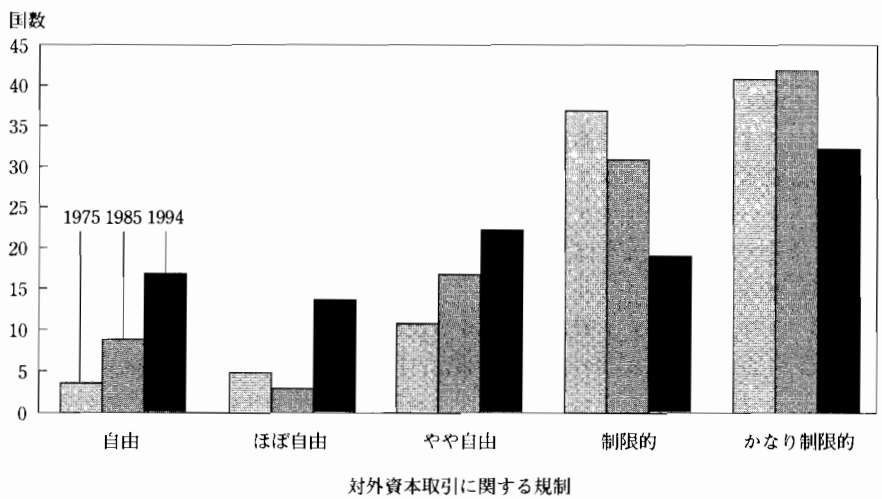

（注）　データは102の先進工業国と途上国に関するものである．「自由」は制限がないこと，「ほぼ自由」は産業によりいくつかの制限があること，「やや自由」は取引の大きさとタイミングに関して多くの制限があること，「制限的」は外国人による国内投資，または自国民の海外投資に政府承認が必要とされること，「かなり制限的」は国境を超えるすべての取引が政府承認を必要とすることを意味する．

（出所）　Gwartney, Lawson, and Block 1996.

貿易拡大に関して各国に大きな格差があるように，海外資本の誘致能力の格差は各国間で大きい．過去20年間に世界の民間・公的資本流入は約10倍拡大したが，途上国の資本流入の状況は均等でない．資本流入拡大の大部分は民間資本流入の増加によるものであり，そのほとんどが途上国の中で東アジアおよびラテンアメリカに向かうものであった．ある推計によれば，開発途上世界の人口の過半数が，グローバリゼーションによる資本流入とは無関係であったことが示されている．

途上国で特に懸念されるのは，拡大する民間資本流入の構成である．途上国の多くが海外直接投資を活発に求めている反面，ポートフォリオ投資に対する見方は分かれている．海外ポートフォリオ投資は，流動性の供給と，規制枠組みやコーポレートガバナンスに影響することによって，国内金融市場を発展させる．しかし，ポートフォリオ投資には突然の資本逃避のリスクがあり，その不安定性は1994～95年のメキシコ危機で劇的に示された．

大多数の途上国の課題は資本逃避リスク，および大規模な資本流入のリスクの管理である．このリスクを，衝動的で無責任な政策をとらないように政府を規律づける要素として歓迎する意見はますます強くなっており，多くの国が外資規制を緩和した（第3章参照）．しかし，大規模な資本移動はそれが流入であっても流出であっても，大幅な対外不均衡，インフレ率・金利の上昇，銀行の健全性を損ないうる急激な貸し出しの拡大などによって，国の脆弱性を高めてしまいかねない．

資本流入の問題に巻き込まれないために政府が採用できる手段は，ほとんどが国内政策上の問題である．特に，慎重な財政政策，信認ある通貨・為替体制，健全かつ慎重な銀行制度，そして可能であれば，投資の失敗を政府が救済するという民間の期待を減ずる手段などである．

国際コミュニティは，資本流入に伴うリスクへの対処について重大な関心を払っている．資本流入のリスクをよく理解し，リスクの管理に自信をつけることで，世界市場へといっそう参加できるようになる．途上国の資本市場がより開放的になり，うまく機能するようになれば，世界の資源利用が改善し，ポートフォリオをいっそう分散させるだろう．

どのような集団行動が，資本流入による便益を現実化するのに役立つだろうか．中央銀行や金融規制当局間の密接な協議は，国内的な規制枠組みと金融慣行を改善するのに役立つかもしれない．また各国当局間の協力の強化は，危機の際の相互支援手続きを確立するのに役立つだろう．加盟国の外的ショック吸収を助けるIMFの新ファシリティーなどはその例である．

もう1つの懸念は地域主義の高まりである．過去20年の間に，NAFTA，南米南部共同市場，APECなど地域市場を開放する協定は急増した．地域主義は単に貿易についてのみではない．たとえば欧州連合の場合，地域主義は共同安全保障におけるより進んだ政治統合，インフラストラクチャーと制度の費用分担，国際交渉

における交渉力の拡大を求める近隣の国家の願望をも反映している．

地域協定の利点についての意見は分かれており，その実証は確定的ではない．地域主義はより重要な多国間プロセスから関心と資源をそらし，世界的な非差別的貿易規則への進歩を阻害するという意見もある．一方，地域主義によって，最終的には多国間イニシアティブのための礎石となる新しい市場開放手段を国家が実施できるようになるという意見もある．事実，地域内協調は，多国間協定で後に採用される取り決めの先駆となっていた．欧州連合のサービス貿易の取り扱いがその例である．

地域主義に関する懸念のいくつかは正当なものかもしれない．しかし，地域的取り決めを，開放的かつ統合された世界市場と整合的なものにすることも可能である．1つの方法は，取り決めへの参加国を地域内国家に限定するのでなく，希望するすべての貿易相手国に開放することである．もう1つの方法は，多国間メカニズムを通じて，内部貿易障壁と対外的貿易障壁格差を明記された最低限にまで縮小する，時間的に制約された収束プロセスを確立することである．

基礎研究支援と知識創出

知識は，すべての人に便益をもたらす国際公共財である．国際的集団行動によって研究の方向を途上国のニーズへと向けることが可能である．途上国では，研究のほとんどはばらばらで，資金が不足し，不適切な方向へと向かっている．国際支援は，ニーズの評価，費用対効果の高い課題の策定，国際交流・協力，必要な追加資金供給の面で役立つことができる．国際農業研究協議グループ（CGIAR）や世界保健機構などの機関の成功は，途上国での研究投資の収益率が高いことを示している．

基礎研究は，世界規模の伝統的公共財である．事前便益は不確実であり，事後便益の測定は困難であるが，便益がなみはずれて高いことは多くの例によりわかっている．世界経済と社会全体を転換させる基盤には，常に新たな発見から得られた知識が存在する．しかし，基礎研究を実施し，資金提供するインセンティブは極端に弱い．つまり，追加的知識の生む便益は非排他的であり，研究に対してロビー活動をする有権者もほとんどいない．豊かな国の政府でさえ研究を贅沢品と見ることが多く，貧しい国の政府はめったに関心を払わない．

おそらく，研究の潜在収益と実際の投資の不適合は途上国において最も大きいのであろう．途上国で人的資本を育成する余地は非常に大きいが，そのプロセスは幼年期の栄養不良，衰弱症，農業生産を支える天然資源の悪化により複雑化している．天然痘撲滅や，マラリアと回旋糸状虫症の抑制，緑の革命で可能となった大幅な農業生産増加などにみられるように，新たな知識は人々の生活を劇的に変えることができる．しかしこれらの成功はごくまれである．努力の方向がうまく定まっており，

さらにその努力への継続的な支援がなければ，新たなブレーク・スルーが起こる見込みは低い．

途上国では，いくつかの不利な点から研究は困難に陥っている．第1に，通常途上国での研究活動の優先順位は低い．たとえば，サブサハラ・アフリカでは，保健予算の2％未満しか研究に使われておらず，その結果，研究機関，設備，研究者が不足している．第2に，研究に用いられる限られた予算はうまく配分されていないことが多い．肺炎と下痢性疾病は途上国の疾病の15％を占めているが，途上国の医療研究予算の0.2％しかこれらの疾病の研究に向けられていない．この配分上の失敗は，適切な研究課題を選択するのに必要な基礎情報と，熟達した人員の欠如から起きていることが多い．第3に，途上国間での研究調整や研究交流がほとんど存在しない．つまり，研究活動の大きな重複と，費用の節約機会の喪失という結果を招いているのである．

国際コミュニティは，途上国のニーズに対処する新知識の創出を支援するうえで，より多くのことを実施できる．援助国は，外国援助を通じて被援助国政府が注意深いニーズの評価に基づいて研究課題を決定するよう支援し，またより高水準で持続可能な研究支出へ向けて資金協力をすることで，政府を支援できる．また，先進工業国は教育能力と研究プログラムの開発のために途上国研究機関とともに働く有能な研究者や科学者を提供して，頭脳流出，つまり有能な途上国研究者の自国脱出を緩和できる．援助国は，相互交流によって豊かな発想を引き出し，研究活動の無駄をなくす地域研究機関を設立し，資金提供することも可能である．そして，国際機関は，生産性向上，疾病に対する有効な処方，健康的ライフスタイルを促進する新たな知識を広めるのに役立つ．

このような努力の対象は，多くの研究分野や知識普及での協力が成功していることから示されよう．たとえば，CGIARは高収量品種の開発，効率的で環境にやさしい農業手法の促進手段となる．世界16カ所の農業研究所のネットワークであるCGIARは，途上国における飢餓の緩和を最大目標として，50カ国から支援を受けている．しかしその活動によって生まれた便益は，それらの国に限られたものではない（Box8.2）．

保健研究における国際協力もまた重要な進歩につながった．たとえば，世界保健機構は，天然痘撲滅に主要な役割を果たした．しかし，集団行動を必要とする対象はいまだ広く残っている．1990年代初頭において，世界全体の保健研究支出合計の95％は，主に先進国が関心を持つ保健問題に支出され，途上国の保健ニーズへの支出は5％にすぎなかった．

以下のいくつかの研究活動は特に，国際支援をいっそう必要としている．

■　熱帯性疾病についての理解の改善，特にサブサハラ・アフリカの子どもと農村

Box 8.2　どのように国際農業研究が援助側にも利益を生み出したか

1993年，アメリカ合衆国は世界の小麦の約12%を生産していた．アメリカ合衆国はまた米の主要輸出者であり，国際貿易のほぼ18%を占めている．ほとんどの米と小麦の品種は品種改良研究を通じて開発された．多くはCGIARネットワークの2つの研究センターである国際トウモロコシ・小麦改良センター（スペイン語の頭文字からCIMMYTとして知られている）と，国際稲作研究所（IRRI）を通じて開発された．この2つはともにアメリカ合衆国政府からの寄付によって一部支援されている．

アメリカ合衆国経済がCGIAR研究から得た利益の測定を試みた最近の研究がある．1970年から1993年までに，CIMMYTによって開発された小麦の改良品種を使用したことにより34億ドルから137億ドルの利益があったと推定された．アメリカ合衆国政府のCIMMYT支援に関する便益・費用比は190対1に達するほど高かった．またIRRIの研究は2000万ドルから10億ドルの米収入に結びついており，便益・費用比は17対1に達する．このように，アメリカ合衆国の小麦・米に関する国際農業研究への投資はおもに人道的理由から行われたものであるが，合衆国経済への直接利益はCGIARの支援費用をはるかに上回っているのである．そして研究が結論づけているように，「国際農業研究は国際的安定と海外の経済成長への投資であり，合衆国と他の援助国にさらなる報酬を与える」のである．

住民に影響を与えている疾病について．

- エイズを引き起こす免疫不全ウィルス（HIV）の蔓延の管理．
- 途上国で影響が大きくなりつつある非伝染性疾病の予防と対策の改善．
- 多くの経済で重要な役割を果たす，綿，カカオ，米，ヤマイモなど作物の耐病・耐虫品種の発見，開発．
- 土壌侵食，森林破壊を最小化する鉱業・農業技術の開発．

地球環境の保護

地球規模レベル，各国レベルの環境悪化が開発への深刻な脅威となっている．特に懸念すべき地球規模の環境問題は，気候変動（Box8.3），種の多様性喪失，国際水域保護である．各国レベルでの緊要課題は，都市の大気・水質汚染，森林破壊，土壌・放牧地の劣化である．国際的集団行動は，よりよい調整，人々の意識の向上，技術移転，費用分担，国や地方の政策・慣行形成を助ける協議などによって，環境悪化問題の緩和に役立ちうる．

現在，国際協力は持続可能な環境体制の礎石となると認識されている．過去20年間で，国際的環境合意の数は大幅に増加した．利害関係の広範な存在は，安定した予測可能な行動様式を確保し，協調管理体制を確立するために，国際レベルで活動が調整されるべきことを意味する．国際的集団行動への自発的参加は，共通目標を

Box 8.3　地球規模の気候変動への国際協力の課題

地球規模の気候変動については，その規模と対処の緊急性についていくらかの疑問が残るものの，問題は現実的で潜在的に危険であり，妥当かつ適切な手段を先延ばしするべきでないというコンセンサスが生まれつつある．気候変動に関する政府間パネルは，次の100年間に地球の表面は平均1.5度から6.3度(華氏)暖かくなり，海面が6インチから38インチ上昇すると予測した．これらの変化は干ばつ回数の増加とその程度の激化，疾病の蔓延，山岳の氷河後退，嵐の強大化などを引き起こすであろう．気候変動が国際協力に与える課題にはどのようなものがあるだろうか．1992年に署名され159カ国が批准した国連気候変動フレームワークの後援のもと，気候変動の原因の1つとなっている温室ガスの排出を制限する国際合意が交渉されており，1997年末までに採用される可能性もある．しかし，気候変動が予想されているようなひどい効果をもたらすならば，2040年までにニーズは今よりもはるかに大きな年間500億ドルに達すると見られており，それを満たすため，政治的，経済的，資金的協力が必要となる．

気候変動に関する最近の分析から，温室ガス排出を削減するためには，取引可能な炭素排出権のような市場ベースの手段の採用が強い経済合理性を持つことが示されている．取引可能な許可制度のもとでは，温室ガス排出の上限目標に対応して権利が発行され，権利なしには排出は禁止される．炭素排出削減の費用が低い国家は排出を削減し，不必要になった権利を排出削減の費用が高い国家へ売却するインセンティブを持つだろう．最近の世銀の研究では，OECD諸国において20%の排出削減を最低費用で行うとすると，年間300億から400億ドルに達する権利の世界的取引が必要となる．取引を可能とすることで，世界的な除去費用の65%に相当する費用が節約できるだろう．

この世界市場を実行に移す際の障害はおおむね政治的なものである．市場の存在そのものが，政府が市場を創造し規制しようとする意志にかかっている（権利買い取りの資金源は民間部門から得られると考えられている)．市場設立の際に決定的に重要となるステップは，初期時点での権利配分である．これは世界的な気候変動議定書によって定められる必要がある．多くの方式が提案されたが，いまだ論争中で解決にいたっていない．

認識していることを意味するが，それでも異なる国家の利害は異なっており，それもまた認識されるべきである．たとえば，1992年の気候変動協約の第4条では，(数ある中で）小さな島嶼国，標高の低い沿岸地域や乾燥・半乾燥地域，森林地域，森林の衰退が影響を与える地域，自然災害の起こりやすい地域を持つ国の利害に関して十分な検討を行うよう，協約関係国に要請している．

特定国が義務を遵守できるようにするため，組織的・財政的支援が必要となる場合も多い．たとえば，リオデジャネイロにおける1992年の国連環境開発会議(UNCED）の1つの成果として，「アジェンダ21」で宣言された義務を途上国が実

Box 8.4　環境保護の費用分担

世界環境ファシリティー（GEF）は，新規環境投資への費用増分について途上国の資金調達を助けるため，1991年に設立された．その投資は世界的利益に関する4分野，すなわち気候変動，種の多様性の保存，オゾン層の保護，および国際水域の保護に対するものである．国連環境計画，国連開発計画，世界銀行，およびGEFの共同計画によって，集合財の供給に関する新たな制度的取り決めがもたらされた．

GEFの加盟国は165カ国以上であり，32カ国からの代表（各選挙区を代表している）による委員会によって統治されている．途上国には16の選挙区，先進工業国には14，東欧に2つの選挙区がある．各選挙区内の国家が委員会メンバーと代理を選出し，各選挙区がそれぞれの協議・意思決定プロセスを決定する．新メンバーは現存する選挙区に入ることになる．この革新的な取り決めは，このようにして代表制と効率を組み合わせている．

施するのに必要な資金を，先進工業国が拠出するというコミットメントがある．地球規模の環境に影響を持つプロジェクトの費用増分に対して資金提供を行うと考えられる世界環境ファシリティー（GEF）は，義務の実施において決定的な役割を果たしている（Box8.4）．

都市における水質・大気汚染，土壌悪化など途上国の直面する緊急度の最も高い環境問題の多くは，世界的というよりは主に国内的なものである．しかし，これらの環境問題は，当該国内で生産性，保健，生活の質に大きな影響を与える．環境問題の軽減は，国・地方レベルでの能力と政治的意思の欠如が主要な阻害要因となっており，その進展は緩慢である．

国内環境，地球規模の環境を保護し，持続可能にするには，資金的インセンティブ，市場の力，法律，国益に十分配慮した国際協調が必要となることが，最近の経験から教訓として得られている．同様に重要なのは，環境保全の目標に反して働くことの多い指導者の政治的インセンティブを変えるため，国際コミュニティは環境悪化の危険についての人々の認識を高めなければならないことである．

紛争の防止と管理

20世紀の大部分において，世界の人々は大戦争の不安のもとで生活してきた．今世紀前半には，2つの世界大戦，生命・資源の壊滅的破壊，数十年にわたる復興と再建を経験し，今世紀後半には，核兵器による大規模破壊の脅威を伴う冷戦が不気味に迫っていた．世界的な緊張により，多くの国は国民生産のかなりの比率を軍事へと配分した．これらの緊張が和らぎ，国家が軍事支出を削減し平和の配当を受ける機会が生まれたのはここ10年でしかない（Box8.5）．

核戦争の脅威は，小規模紛争の拡散にとって代わられ，難民救済と復興という費

Box 8.5　地球規模での平和の配当はどのくらいか

世界の軍事支出は，1990年のGDP比約4％から1994年の2.7％，1995年の2.4％にまで大幅に減少した(図参照)．それ以前の20年間の増加傾向と対照的なこの減少は，ソ連の崩壊，世界的政治トレンドの変化，民主化の増加，軍事援助の減少によるものである．

先進工業国，開発途上国および旧ソ連圏の軍事支出

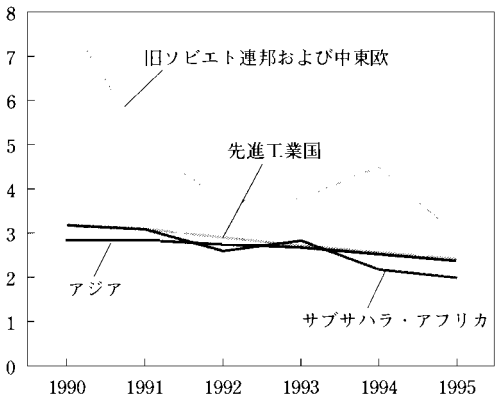

(注)　データはGDPにより加重された各グループの平均．
(出所)　Gupta, Schiff, and Clements 1996.

しかし，軍事支出の減少は，経済成長を促進し，厚生を改善したのであろうか．軍事支出と経済発展の関係はさまざまな要因や状況に左右される．用いられた仮定と方法によりさまざまな実証結果が得られている．いくつかの研究によれば，軍事支出の世界的減少がより急速な経済成長という形で平和の配当を実際生み出したことを示している．他の研究では，軍事支出と成長の間の関係は線形でなく，2次関数形であることを示している．つまり，軍事支出が低い段階では軍事支出増はより早い成長に貢献し，軍事支出が高い段階ではさらなる軍事支出増は成長を鈍化させるということである．軍事支出比がもっとも高い国を標本からはずした場合，軍事支出と成長の関係はほとんどの途上国にとって有意でなくなる（平時において)．そのようなケースでは，最大の配当は，最終的には軍事支出の減少からというよりむしろ，その国について認識されている安全の確認に基づく投資家の信頼の増加から起こるのかもしれない．

用のかかる問題を引き起こした．既存の協力メカニズムは，これらの紛争の管理と回避に関しては限定的成功しか収めていない．過去数十年では南西アジアや南部アフリカの大部分，現在では中央・西アフリカのように，問題は外部に波及することが多く，隣接国家全体を巻き込んでしまう場合もしばしばみられる．これらの紛争は最貧国にとどまらず，旧ユーゴスラビアやレバノンなどの中所得国においても勃発しうる．国際コミュニティに課せられた課題は，紛争回避の新たな方法を見つけるか，悲劇に転じる前の早い段階で紛争を管理することである．

冷戦終結によって，世界中の不安定性や紛争の要因となってきた問題の多くが解決するとの楽観的見方が高まった．しかしそれに反して，最近世界では少なくとも30の大きな軍事紛争（1年に1000人以上の死者を出した紛争と定義している）が起こっている．カンボジア，モザンビークでの脆弱な和平合意は今や1つの規範では

なく，例外として考えられている．以下は，われわれがこれまで経験してきたことである．

- 難民や国内避難民の増加と，帰還や復興に必要な資源へのアクセスを持たない不釣り合いなほどの女性と子供の増加（図8.2）．
- 人道的緊急事態の件数の増加．1985～89年では年平均5件だったが，1990年は20件，1994年に26件，1995年には24件へと増加している．
- アフガニスタン，リベリア，ルワンダ，ソマリア，旧ユーゴスラビアなど，内戦の拡大と集団殺戮の結果としての法や権力の失墜，もしくは完全崩壊．

難民と国家の関係は込み入ったものである．国家は難民危機に対応し，それを定義する際の主要当事者である．事実，国際法は「難民」を国家との関係で定義している．NGOと受け入れ国・コミュニティが避難民への物資供給において決定的役割を果たしているが，近年の避難の規模は，その国家に対しても，単独または多国籍機関の枠組みの中で，難民への保護，救援，支援を動員し提供することを要求するほど大きなものとなっている．さらに，カンボジア，モザンビーク，旧ユーゴスラビアのように，国家は共同で，もしくは国際機関加盟国として難民を生み出す軍事紛争の終結交渉に着手している．

それにもかかわらず，国家が難民問題に対して協力しないことのインセンティブは強い．その1つは，国家が自身の直接の利益を認識しない状況においてそのコミ

図 8.2　アフリカ，アジア，ヨーロッパで難民があふれてきている

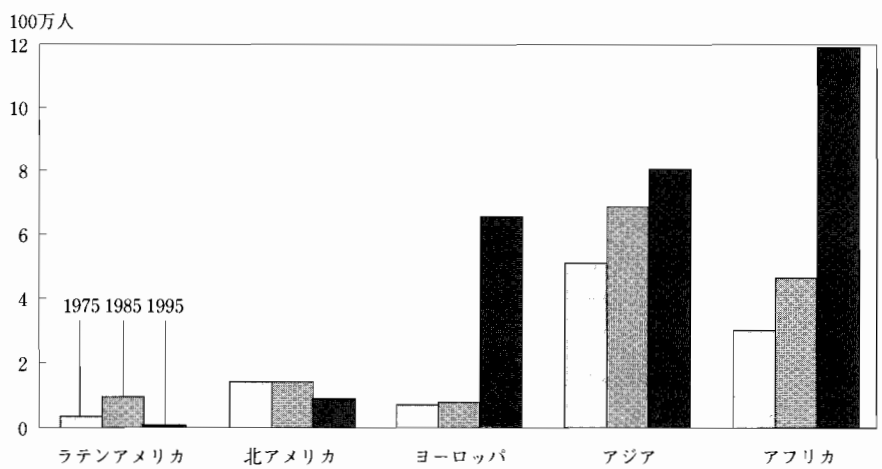

（注）　データは難民，帰還民，国内避難民を含む．
（出所）　国連難民高等弁務官事務所．

ットメントを確保することの困難さである．もう１つは，政治的・財政的に費用のかかる難民の自国領土受け入れを国家に要求する費用分担取り決めの見通しである．ルワンダのケースが，大規模な人道的緊急事態における救援物資供給の費用の高さを示している．1994年の４月から11月の間に，国際コミュニティはルワンダとその近隣の国家に約14億ドルを配分した．復興への取り組みが徐々に開始されたが，1996年末においても約150万人の外国難民がいまだ国際支援へ依存している状態にある．

難民流入を防止，または制限する能力も各国間で異なっている．強力な国家は難民と亡命希望者の入国を拒否することにも長じている．難民の保護や紛争終了時の難民帰還に最も大きな負担がかかるのは，最も資源が限られている弱い国家である場合が多い．

現在，難民問題への国際的集団対応は，多国籍機関に大きく依存している．国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は1990年代に予算を倍増させ，委任事項も拡大させた．UNHCRはボスニアでの国内的な人道的救済活動，ソマリアでの国境をまたぐ業務，スリランカでの国内避難民支援，中央アメリカ，モザンビークでの難民帰還に携わってきた．これらの活動は，高度に複雑な調整を必要としてきた．たとえば，モザンビークでの1991年の救済活動は26の国連機関，44の二国間援助機関，６の多国籍機関，180のNGOを巻き込んだものであった．救済・人道支援のために世界中で１万6000以上のNGOが働いていると推定されている．

援助の有効性を改善する

外国援助は厳密にいうと公共財ではないが，国際的衡平への配慮や特に途上国での将来の生産性と厚生に関する配慮から正当化できる．開発援助をとりまく環境を改善するには，借り入れ側，供与側の双方の観点から外国援助をより有効にすることが重要である．最近の研究によれば，受け入れ側の政策に援助を密接に結びつけることにより，外国援助の有効性を改善できる．

援助による資金提供を受けた開発プロジェクトの成否は，社会部門についてさえも，その国のマクロ経済政策の質に依存している．たとえば初等教育の拡大は，マクロ経済政策が健全であれば成功する可能性はより高い．プロジェクトを開発への乗り物とみれば，マクロ経済政策は乗り物を動かし続けるための燃料と潤滑油と考えられる．

加えて，よい政策環境のもとでのみ，外国援助は経済成長に影響を与える．経済成長への重要な経済政策，つまり財政規律の確保，高インフレの防止，適度に開放的な経済の維持などといった，実証研究によってその効果を確認された政策を追求してきた国では，外国援助は経済成長を大幅に加速した（図8.3）．よい経済環境を達成し，近年大規模援助を受けた国，たとえばボリビア，エルサルバドル，マリ，

ウガンダは，自国政策のみで予想したよりも速いペースで成長した．

外国援助が，よい経済改革プログラムを持つ貧困国に体系的に目標づけられて行われた場合，もしくはよい政策の促進に用いられた場合により有効となることは，明確である．同時に，援助国は外国援助が反応よく，有効に利用されることを確保するうえで，大きな責任を共有している．

過去10年間において，途上国で経済自由化へのトレンドがみられ，有効な援助のための環境が改善しつつある．たとえば，1990年代初頭によい改革プログラムを実施した人口大国であるインドとベトナムは，外国援助が成長と貧困緩和により大きな効果を持つ環境を作り上げた．しかし，1970年から1993年にかけては，よい政策を持つ貧困国に対して援助を絞ってきた実績は，あまりみられなかった．二国間援助がよい政策を持つ国を優遇する傾向はみられないが，一方，多国間援助がよい政策を持つ国を優遇する傾向は若干みられた（所得変数と人口変数を制御した実証研究で示されている）．明らかに，援助機関にとって高い優先順位を持つのは，援助をよい政策を持つ貧困国に体系的に供与することである．

援助によって，途上国の政策と制度の改善を支援できるのだろうか．これは難しい問題であるが，援助の配分に関しては決定的に重要な問題である．この問題に関

図 8.3　悪い政策は援助効果をなくしてしまう

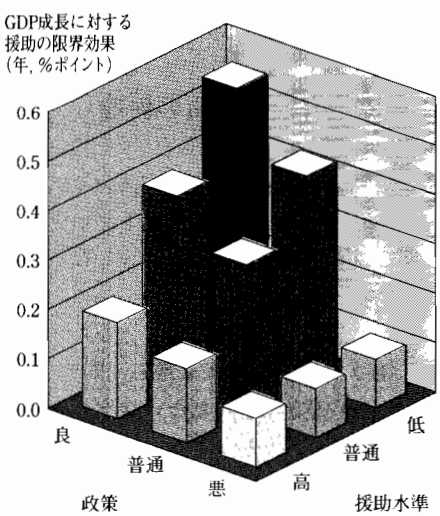

（注）　それぞれの値は国家グループの平均である．結果は，1970-73年と1990-93年の56カ国に関するデータを用いた回帰分析に基づいている．援助の水準はその国家のGDP比受け取り（%）で測られている．

（出所）　Burnside and Dollar 1996.

する体系だった研究はきわめて少ないが，得られた結果は示唆的である．

政策改革を支援する構造調整融資は，改革プログラムを「所有」する意識がその国に強かった場合により大きな成功を収めた．調整融資は既存の改革プログラムに対する有益な支援を提供できるが，調整融資自体が改革を創出する可能性は低い．これまでの経験によれば，援助国側が国内的な支持のない政策を導入させるために途上国政府を「買収」することは不可能であることが強く示唆されている．

国内の社会的・政治的な力によって政策と制度の改革プログラムが開始された場合，外国援助はそれを受け入れようとしている環境に技術的専門知識と他国の教訓を持ち込むという形で有効な支援を提供できる．このプラスの相互作用がみられたよい例は，インドネシア，モーリシャス，ウガンダである．しかし改革に向けた国内の動きがほとんどない場合，制度構築や政策改革を目的とした援助はほとんど影響を持たなかった．

このように，特定の環境下では外国援助が平和維持や緊急救援以上のものを達成するのは困難かもしれない．しかし，国内の社会的・政治的力が改革に向けて動き出しているのであれば，外国援助が政策改革と制度開発の双方に重要な支援を与えることが可能となる．そして，よい政策と制度構造があれば，財政的支援はより早い成長軌道への移行を可能とする．成功した経済の経験から，援助のニーズは一時的であることがわかっている．よい政策とパフォーマンスの実績が積み上げられるにつれ，民間資本流入が増加し，外国援助のニーズは徐々に減じてゆくからである．

戦略オプション：国際集合財の供給の促進

より有効な国際協力により，国際的集団行動の機会を拡大し，国家が世界的課題に対処するのを支援することが可能となる．提案された協調努力の利点を各国は評価し，ケースバイケースで参加を決定しなければならない．本章では，協力が特に大きな価値を持ちうる分野を指摘した．

- 不安定な資本移動に伴うリスクの軽減を含む，開放的世界市場の拡大と保全　途上国の多くは経済運営を不安定化しかねない突然の資金流出の可能性を持つため，より開放的な資本市場について懸念を持っている．
- 途上国のニーズへ向けられた基礎研究　CGIAR の支援によって可能となった緑の革命は，研究開発投資が援助側と受益者の双方に豊かな利益をもたらすことを示している．
- 環境保護　国際的集団行動は，調整の改善，世論の喚起，技術移転，適切な環境政策とその実施に対するインセンティブの提供などにより地球規模・国内の環境問題の軽減を可能とする．

■ 平和維持と軍事紛争の防止　戦争の多大な人的・資金的費用，および関連する救援と復興の費用はよく知られているが，紛争が大規模な悲劇となる前にそれを防止し，解決することに関しては，既存メカニズムはほとんど成功していない．

■ 外国援助の有効性改善　援助を被援助国の政策とより密接に結びつけることで，援助をより有効にすることが可能となる．国家にとって利用可能な外国援助がどのような水準であれ，政策と統治の質とともに経済パフォーマンスは改善する．被援助国側の政策は多国間援助の配分には影響を与えているようだが，二国間援助には影響を与えていないようである．

より大きな協力を促進させるのに適切な触媒となるものは，その協力の目標と，参加可能な国家によって異なる．いくつかの領域では，新たな機能別グループもしくは地域別グループが，有効な自発的協調を調整し強制するうえで有益かもしれない．これらのグループは明示された目標を追求するための共通規則とメカニズムを開発できる．しかし，この努力の信認と有効性は，競合する価値観である開放，多様性，結束の間での適切なバランスに決定的に依存している．また，それらは参加国の政治的インセンティブとコミットメントにも依存している．国際的集団行動の有効性を改善する試みは，国内での取り組みと同じく，指導者が単に変化を約束するだけでなく，実行に必要なステップをとる場合にのみ成果を結ぶのである．

第[illegible]部

変革への障害の除去

改革の開始と持続への挑戦

革新者は，旧秩序の下で繁栄してきた者をすべて敵に回すものだ．そして，新秩序で繁栄するであろう者からは，気のない支持しかうけられない．　——ニコロ・マキャベリ『君主論』1513.

これまでの章では，国家がその役割を能力に合ったものにすることで，また時間をかけて能力の強化をはかることで，どのようにその有効性を改善できるかをみてきた．このアプローチには，健全な経済運営に必要な最も基本的な必要条件でさえ満たすことができない国がなぜ存在するのか，また有効な国家制度をつくりあげることのできる途上国がなぜこれほど少ないかについて，より深い理解が不可欠である．しかし，問題を理解することと解決することとは全く別問題である．こうした過去の失敗を振り切って改革への道を邁進できた国が，それができなかった国もあるなかでなぜ成功したのか，そしてどのようにして成功したのかという根本的な問題は，依然未解決のままに残されている．

本章では，改革の主な障害，そして，この障害を克服できる方法を検討し，この根本的問題に対するいくつかの回答を探求する．以下の3つの要素，つまり改革の分配的性格（予想される改革の勝者と敗者），カギとなるグループ（特に敗北する可能性の高いグループ）の政治的強さ，そして既存の国家制度の設計の3要素がきわめて重要であることがわかっている．ときには改革が政治的に望ましくない場合もあろう．それは，予想される敗者が政治的リーダーシップの支持基盤の一部を構成している場合である．仮に変革を求める政治的意志があったとしても，改革者は国家制度内に組み込まれた制約によって自らの努力が脱線させられてしまうと考えることもあり得るため，改革の反対者が現状を維持することがさらに容易になってしまう．

しかし，改革への抵抗が国家制度に深く根差しているという事実が，絶望への序曲であるとは限らない．逆に，改革の障害を詳細に検討すると，以下の3つの現実的なアドバイスが考えられる．第1は，改革の機会の窓を開いておくことである．つまり，改革の機会は，ゲームのルールが何らかの理由で一時的にせよ流動化したときが多い．よって，急進的改革は，外的脅威，または経済危機への対応策として実施されたり，旧体制で強い既得権益を持つ者が放逐された時，つまり新政権や新政治体制の「蜜月」期間に実施されることが多い．

第2の教訓は，こうした機会が与えられた場合に，起こりうる障害についてよく理解しそれを軽減する戦略を採用すれば，改革者は利用できる限られた時間を最大限に活用できることである．制度が特殊権益にとらわれたり停滞する可能性を低くするためには，改革の戦術的設計と順序付けが役立つと思われ，おそらく最も重要なのは，これが改革へのコンセンサスの構築に役立つことである．

最後に，本章で分析された数多くの改革の成功事例，失敗事例からみると，ブレークスルーが偶然起こることはめったにないということがいえよう．どんな時代にあっても，現状を好む勢力は優勢である可能性が高い．改革の指導者が起こりうる事柄について明確なビジョンをもち，このビジョンを実現させる影響力ある決意を持つ場合にのみ，改革は成功する．

改革への障害

どの国においても，数多くのさまざまな改革の障害があると思われる．改革の失敗への処方箋は，成功への処方箋と同じく，安易な一般化は行いにくい．しかし，変革の障害の中心には，つねに，改革により敗者となりうる強力な権益グループが存在する．もし，敗者となりうる人々が，リーダーシップをもつ政治家を支える有権者であれば，抵抗はさらに強くなるだろう．要するに，改革による再分配効果と，改革の影響を受けるグループの政治的強さによって，政策のいくつかの変更にすぎなくとも，それが政治的に望ましくないものに単純に変えられる可能性がある．しかし，たとえ政治的に望ましい改革であっても，国家制度に組み込まれた制約が政治活動の場を反対者に有利なようにしてしまい，それで改革が失敗することがある．よって，通常，政策の成果は，改革自体の特性，さまざまな関係者の政治的強さ，既存の国家制度の設計の3者の混ざり合った効果としてみることができる．

分配上の摩擦，不確実性，そして改革

いくつかの共通した改革の類型と，その改革から利益を得る，または損失を被る立場にあるグループを表9.1に挙げている．この分類はすべての状況にあてはまるわけではない．しかし，改革への抵抗はさまざまなグループ間の資源再分配（その正確な構成は問題となる改革により異なるが）の可能性によって引き起こされることが多いことは，依然として事実である．たとえば，国家制度の再活性化の中心となる公共部門改革は，ときには，失業するリスクや民間部門での雇用により現状が悪化するリスクを抱える公務員によって妨害される可能性がある．公共部門雇用を官僚の政治的庇護の源泉として使う政治家が，特定の改革を妨害しようとすることもある．たとえば，地方分権化は政治指導者の支持基盤の外で資源の再分配を行う見込みが大きい．ペルーでは，初等・中等教育の資金源を地方自治体へと委譲する

表 9.1　改革タイプ別の権益集団，政治費用，改革の戦術的順序

改革タイプ		権益集団		政治費用決定要因	戦術的順序	他の課題
		反対	賛成			
貿易自由化		輸入クォータの保持者，保護された産業	消費者，輸出者，財政当局（歳入増加がある場合）	再分配(+)，効率性改善(−)	関税の前に数量規制削減	
年金民営化		労働組合，年金生活者組合，官僚（労働担当省，社会保障担当機関）	雇用者，金融機関，若年労働者	資産減少(+)，カバレッジ減少(+)，老齢中位投票者(+)，効率性改善(−)	年金参加者の公的年金からの退出の選択を許容し，段階的に廃止	若年労働者は，既得権益を手放す可能性がある
地方分権化	機能的	中央行政高級官僚とスタッフ	地方行政高級官僚とスタッフ，消費者，市民受益者，地域事業者	再分配(+)，政治的コンテスタビリティ(−)，効率性改善(−)	合意形成，パイロットプログラムの段階的実施，補助金のスキーム設計	財政インバランスを最小化し，地域ごとの補助金配分の新方式を設計する必要あり
	政治的	政党の最高意思決定者	政党の地方最高意思決定者，組合，労働組合，NGO，納税者			
	財政的	財政関係高級官僚，戦略的計画（または公共投資）委員会	地方行政の財政担当部，地方計画，投資担当局			
公共部門改革		雇用者，公共企業経営者，癒着した政治家	民間ビジネス，地方エリート，中央省庁，納税者	雇用過剰(+)，失業(+)，相対賃金(+)，効率性改善(−)	幽霊労働者を除去，自発・早期退職促進，天下りなしの雇用削減確保	インセンティブ：分離，買収，増資スキーム，訓練，民間部門による置換，信用スキーム

（注）(+)印は改革の政治費用の増加要因，(−)印は減少要因を示す．

地方分権化プログラムが1993年に停止され，その後地方自治体選挙では無所属や野党の候補者が広範な勝利を収める現象が起こった．

政治的費用・便益を基準にして政策をランク付けすることが，政策立案者による包括的改革プログラムの中での戦術的順序を設計するのに役立つだろう．こうした作業は各国ごとにきわめて特殊であるが，まず計画されている改革から予測される再分配の影響と，期待される効率性改善の便益を比較することから始めるのがよい．たとえば，短期的には単なる機会と所得のリシャッフルと思われるため，実行が困難な改革もある．もし効率性を向上させるのであれば，この改革は究極的にはパイを拡大させるが，それでも短期的な再分配による負の影響はその場の便益を上回ってしまうかもしれない．その場合，他の条件を一定とすれば，改革の政治的困難性

Box 9.1　改革の政治的費用・便益の比較

効率性を改善する改革は改革による勝者と敗者を生むが，敗者を補償する方法が存在しないことがあるためにその実施は困難である．効率性改善による便益が再分配による影響と比較して小さい場合には，反対を鎮めるのはきわめて困難である．改革手段に対しておおよその政治的費用・便益比率を適用することで，所与の効率性改善に対しどれだけの再分配があったかを示すことができる．たとえば，他のグループの所得を減ずることなく，別のグループの所得を増加させる政策の費用・便益比率はゼロである．

貿易自由化についての政治的費用・便益比率は，関税率，総消費に占める輸入比率，および輸入需要の弾力性に反比例している．サブサハラ・アフリカでは，平均輸入関税は30%以上であり，総消費に占める輸入比率は約40%である．ゆえに，輸入需要の弾力性を2（輸入価格の1%低下は輸入需要の2%上昇につながる）と仮定すると，貿易自由化の費用・便益比率は4より大きくなる．つまり，効率性改善が所与の額であった場合，再分配の影響はその4倍になるということである．改革プログラムにおいて，貿易自由化が生産量を増加させる安定化プログラムと組み合わされた場合，この比率は大きく減少する．GDP成長率を1%増加させる安定化プログラムは，比率を4から1未満に低下させるのに十分なものである．

がその報酬を凌駕してしまうために改革は起こらないだろう．この政治的費用・便益アプローチは，貿易自山化など，改革の広範な分野で適用ができる（Box9.1）．

この再分配の計算を年金改革の場合に適用すると，世代間の利害の衝突がどのように政治的帰結に影響を与えるかがわかる．大部分の公的年金スキームは，基金の積み立てが行われず，過去の年金保険料ではなく現在の雇用者給与税によって資金調達をしている．その結果としての労働への高い限界税率と，支払いと給付の間の弱い結びつきが，労働市場に歪みを作り出している．成熟したシステムでは，市場資本収益率と比較した場合の年金受給者の潜在的受け取り収益率は低く，この歪みはさらにひどくなる．こうした歪みは，支払いと給付の間の結びつきの強化や年金基金の民営化，および基金積み立てなどによって軽減されるだろう．しかし，このような改革は異なる世代の労働者に異なった影響を与える．たとえば，米国の社会保障システムを民営化し，基金積み立てを完全に実行するうえでは，効率性改善を含めてその利得はネットで正であるものの，若年世代の労働者がこの利益のほとんどを得て，高年齢世代の労働者には損失となるだろう（図9.1）．このジレンマこそが，改革を政治的に微妙な問題にしているのである．同様に，改革によって高齢者に不利となる再分配が行われることが，中東欧およびCIS諸国がなぜ年金受給年齢の引き上げに抵抗しているのかを説明するのに役立つ．たとえばウクライナでは，年金開始年齢を一律65歳へと引き上げることは年金システムの保険数理的なインバランスを緩和するであろうが，現在価値において，GNPの約25%分も労働者の年

金資産を低下させることになるだろう．

全国民を対象にした包括的年金プログラムの改革が困難なのは，予測される改革の再分配の影響と高齢の選挙民が持つ力に起因している．その一方，改革から最も便益を受ける世代，つまりいまだこの世に誕生していない世代は，決定についての発言権を持たない．米国においては若年層（25～40歳）の投票者数が65歳以上の投票者数よりもおよそ12パーセント・ポイント低いところまで格差が広がり，それにつれ改革の政治的費用は上昇してきている．どれほど財政的に持続できないものであったとしても，高齢者のための公的年金および健康保険の改革をやり遂げるのは難しい．しかし，高い優先度をつけるべきこともまた明らかである．一挙に包括的改革を行うのは不可能であるが，変革は世代にまたがり準備に時間がかかることを認識し，より段階的な改革をとること，および既存の受益者を新制度の対象から外すことで改革への抵抗を削減できよう．

多くの国で，公益事業は非効率的に経営される公的独占である．消費者は公益事業の民営化，監視のための有効な規制機関の設立が多大な便益を生み出すことに気付くであろう．アルゼンチンの事例では，国が国営インフラストラクチャー・サービスの民営化を1989年に開始した．全所得層が民営化による効率性改善の便益を受け，またこの便益は（公益事業支出に比較して），全所得層にわたっておおよそ一様であった（表9.2）．たとえばウルグアイでは，1989年の国民投票で，民営化の法制化を否決している．しかし，最近の研究によれば，公益事業の非効率性が，ウル

図 9.1　年金改革により高齢者は損をするが，若年者は得をする

アメリカ合衆国における年金民営化の推定純利益
（年金支払い者1人当たり，単位：1000ドル）

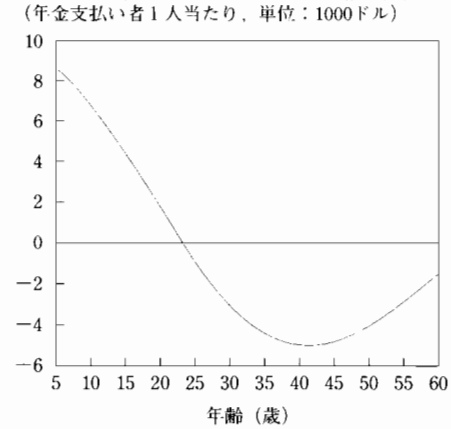

（注）データは5％の割引率を用いた1995年の現在価値総生涯便益または損失である．
（出所）Feldstein and Samwick 1996.

表 9.2　アルゼンチンの公益事業民営化による効率性改善の推計

所得による五分位	効率性改善の便益（1993年ドルで100万ドル）	公益事業支出1ドル当たりの便益（%）
最貧五分位	205	30
第2五分位	222	27
第3五分位	342	34
第4五分位	335	27
最富裕五分位	549	31
計	1,653	30

（出所）Chisari, Estache, and Romero 1996.

グアイの電気，水道，電話の平均料金を30%上昇させている．そして，Box4.2から分かるように，民営化への一般的反論の多くは妥当なものではない．

それでは，なぜある国では民営化が抵抗を受けるのだろうか？　この厚生改善的改革への躊躇は，少なくとも以下の3つの要因に関連している．

- 改革の帰結に関する不確実性の認識．それは，改革に賛成する強力な支持者層を生みだす妨げとなり，当面の反応が社会不安となりかねないという懸念を生む．その一方で便益は事後的にのみ把握される．
- 効率性改善を具体化するためには，民間操業者は特定のグループにとって不利益となるような変化をしなくてはならない場合が多いという事実．
- 異なるグループが国家の役割に関して相反する見解を持っている可能性があること．たとえば，それまで公益事業が完全に国家に依存していた多くの国では，多くのグループがイデオロギー的な根拠から民営化に抵抗し続けている．

制度設計

ここまでの議論では，改革から生まれる敗者を潜在的に強力な障害と考えてきた．しかし，このグループがある事例において優勢であるか否かは，国家制度の設計によって決定されることが多いだろう．ここでは，どのように国家制度が改革の妨害に使用されたかを徹底的に説明するのではなく，2つの主要な国家制度に焦点を当てる．つまり，選挙および政党システムと，チェック・アンド・バランスのシステムである．重要なのは，改革を促進するために制度を設計し直すべきであるとか，頻繁に変更すべきであるとか，またはすべての国，状況に対し単一の設計が理想的であるといったことではない．むしろ，根底にある制度的枠組みの要素が，どのように改革の試みと改革への反応の双方を条件付けうるかを示すことが，ここでのわれわれの目的である．

選挙および政党システム　本報告書を通して強調してきたように，制度的選択

がわかりやすいものとなることはほとんどない．つまり，これは国家公務員に柔軟性を許容することと，公務員に適切な制約を与えることの間の注意深いトレード・オフを伴う．比例代表制選挙制度の経験は，この点に関する1つの事例である．このシステムは連立政府と連携しており，そうした連立政府は，閣議で多くの発言を伝え，コンセンサスを重視する限りにおいては望ましいものである．しかし，この同じ特性はまた，部門的・地域的関心を獲得する必要に迫られて，政策立案の大幅な遅延と大きな財政赤字を招きかねず，改革の障害となる可能性もある．研究によれば，大規模かつ多くの政党による連立は，1973～74年の石油価格高騰などの外生的ショックを調整する際にいっそう困難となる傾向がある．ベルギーおよびイタリアにおける非常に高いレベルの公的債務の原因は，20年という長い間不安定な連立政権が続いたことにその一部を帰することができる．

ブラジルは，選挙・政党システムが経済政策との間にどのように相互に作用するのかについてのもう1つの例を提供している．フェルナンド・エンリケ・カルドゾ大統領政権によって1996年6月に提案された社会保障法は，政府連立与党が公式には過半数を占めるにもかかわらず，国会の下院で否決された．その理由は，ある特定権益グループ（特に公務員と教師）が，議会安定多数の意欲を失わせるような，憲法上の特権と政治システムを活用したからである．政府連立与党に属する代議員が法案に反対投票を行った事実は，ブラジルの比例代表制システムに特徴的な，政党選出議員の持つ異例なほどの自立性の強さを反映している．ブラジルの選挙と政党システムに関する1991年の研究によれば，ブラジルの代議員は平均して3つの政党に所属したことがあり，1987年から90年の間に559人の代議員の3分の1が，1986年に選出された時点の政党から移っている．政党登録についていくつかの側面を改革する法案は1997年の議会で議決にかけられる見込みである．

ウルグアイでは，多くの機関がいくつかの改革を加速し，また他の改革を後退させてきた．この国の選挙システムに関する奇妙な点の1つは，最近改革されるまでは政党の代表指名予備選挙と総選挙が同時に実施されていたことである．その結果として，予備選挙には勝ったが総投票数から少数勢力となった大統領候補は，議会で対立勢力と連立を組まざるをえなかった．1994年11月の選挙では，勝利した大統領候補がたった24％しか得票せず，その一方で3主要政党がそれぞれ30％以上の票を得ていた．このような選挙システムは，候補者中心的であり，派閥化を助長する傾向がある．ゆえに，政治的な動員力のあるグループが最も多くの便益を得る．ウルグアイにおける政治システムのもう1つの際立った特徴は，公的年金システムの特性を決定する際の（国民投票を通じた）直接民主制への強い依存である．1992年には，選挙民は主要な民営化法案を否決している．そして，1989年の国民投票は年金受給者の連合により開始され，3カ月ごとの完全な賃金インデクセーションを確保した．これらの制度設計を見ると，ウルグアイと米国では高齢者の全人口比率が

およそ同じ（16%）であるにもかかわらず，米国よりもウルグアイのほうが年金支出対GDP比が35%も高い原因を理解できるであろう．

ウルグアイは，その後この選挙システムがうまく機能する国家への障害となっていることに気がついた．1996年10月には新しいシステムが議会によって承認された．これによって予備選挙と総選挙を同時に投票するシステムは終わりを告げることになったが，今度は大統領候補者の得票が投票数の50%を獲得しなかったときには，得票数で上位の2名による第2回目の無記名投票が必要とされている．こうした変化が政党の規律を強化し，派閥主義を抑止することが期待されている．

チェック・アンド・バランス　第6章では，不適切なチェック・アンド・バランスが，どのように，またなぜ，政府の恣意的な決定と行動を誘発するかを述べた．拒否権の発動は3つのレベルでおこる．つまり，立法府と行政府の分離，立法府の各委員会への分離，そして国レベルと地方レベルの政府の分離である．国家が多くの制度的な拒否権発動点を支持する場合，また変革に反対するグループが3つのレベルのうち1つ以上で拒否権を発動することが可能な場合は，現状維持への偏向は強くなる．たとえば，大統領制において，異なる政党あるいは連立政党が行政府と立法府を支配する場合に，停滞が起こってしまう可能性がある．同様に，第7章で示したように，設計のよくない地方分権は，地方政府が特殊権益に取り込まれる状態を招き，健全な改革の採用を妨げうるのである．

拒否権の発動点が多数存在することは，ときには意思決定の遅延要因にもなりうるが，これが福祉国家の拡大を阻止したことを示す証拠もある．図9.2にあるよう

図 9.2　多数の拒否権発動点が福祉支出拡大圧力への抵抗を助けた

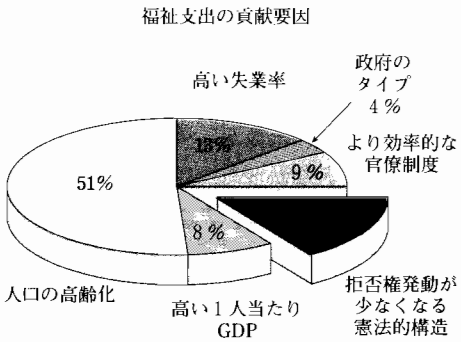

（注）各部分は，年金，失業給付，家族支援への政府支出に対する要因の貢献度を表す．結果は，1965-93年の22のOECD諸国のデータに関する回帰分析に基づく．詳細についてはテクニカル・ノート参照．
（出所）世界銀行スタッフによる計算．

に，福祉支出の変化を説明する要因として，立憲上の三権分立は高齢化に続いて2番目にランクされている．1人当たり国民所得の増加は，政府移転への需要を増加させる．たとえば，スウェーデンやデンマークのように国家構造上での拒否権発動点が少ない国ほど，この要求を受け容れやすくなってしまう．対照的に，二院制議会制度を持つ連邦国家であるスイスは数多くの拒否権の発動点を持ち，それが福祉プログラム拡大へのイニシアティブを数多く阻止してきた．ゆえに，福祉国家を改革するには，移転プログラムの機能を単に合理化する以上のことが必要とされるだろう．実際，1992年のスウェーデン国家改革委員会はこの点を認識し，建設的不信任案の提出権の導入による行政府の強化，そして，1法案ずつでなく法案パッケージでの議決を政府が議会に要求できる権利の導入，各選挙間の間隔の4年から5年への延長，議会の議席数の半減を勧告している．

政治体制　政治体制の選択を正当化する理由は，経済的条件だけではない．しかし，国家制度と政策成果の間に強い結びつきがあるために，改革の障害は政治体制に内在するかという疑問が生ずる．研究者の中には，拒否権の発動点がほとんどない非民主的な体制ほど，いっそう経済開発に貢献すると論ずるものもいる．現実はもっと複雑である．つまり，経済・社会の進歩を保証する体制は存在しないのである．しかしながら，ある種類の体制，つまりいわゆる略奪国家が経済停滞を生みだすことはほぼ確実であることが，われわれにはわかっている．略奪国家は，権力による市民からの経済レント搾取に焦点を当てている．この搾取は，社会全体の富への影響を考えることなく，権力グループの収入を最大化するように財産権を特定化することによって行われる．デュバリエ体制下のハイチ（Box9.2）とニコライ・チャウシェスク政権のルーマニアがその主要例である．略奪国家は，経済開発とは両立しない．なぜならば，この国家制度は生産性向上への意欲を失わせ，資源の誤った配分へと結びつき，ときには結果として国家自体を崩壊させるからである．

市民からの圧力に加えて，冷戦の終焉は民主主義体制を構成する要素（自由な公開選挙など）を採用する国を増加させ，略奪国家のように極端に国家が取り込まれてしまうリスクを減少させるはずである．しかし，研究者の間で，成長と民主主義の間の正確な関係についてコンセンサスが形成されたわけではない．つまり，約5分の1の研究は正の相関関係が認められるとし，5分の1の研究は負の相関関係を認め，残りの研究は結論できないとしている．成長の決定要因分析は第2章にまとめられているが，両者の関係に統計的に有意な相関関係は認められなかった．そして，民主主義を維持していると区分された途上国においても，その経済的パフォーマンスにはかなりばらつきがあった．

政治的な体制変化と，計画経済から市場経済への移行を同時に行った国の経験から，民主主義と改革の間の関係についても，成長と民主主義の関係と同様，結論がはっきりしていないことが推察される．第7章に注記したように，過去のパフォー

Box 9.2　ハイチ，デュバリエ王朝下の略奪国家

ハイチの独立は1804年である．ハイチに略奪国家が誕生したのは1843年から1915年の間であり，この期間に特徴的なのは，個人資産の創出を動機としたクーデターで排除されることの多い，短命の支配者である．この期間に22の政権が成立したが，そのうち11は1年未満しかもたず，任期を遂げた政権はたった1つであった．

1915年から1934年の間アメリカ合衆国がハイチを占領したが，略奪国家の論理は変わらなかった．1957年にフランソワ・（パパ・ドク・）デュバリエ政権が民主的に選出されたが，同政権は略奪国家の論理を新しいレベルへと展開し，市民社会，前政権からの軍隊，政敵，政府の他部門に対し先例のない粛清を始めた．政権の座について2カ月以内に，デュバリエは100人もの政敵を投獄した．カトリック教会は政権に対する脅威と受け取られ，精神的指導者は国外追放された．マスメディアは，外国人ジャーナリストの追放によって沈黙させられ，1958年法典では，「偽のニュース」を広めた罪で逮捕されたリポーターを政府が銃殺刑に処することが可能となった．また，ストライキを行っている学生の両親の投獄が強制された．1959年に立法権の免除を解除した後，デュバリエは上・下院の双方を解散した．近代的兵器が大統領官邸地下に保管され，デュバリエ政権の最初の11年間に200人以上の将校が排斥された．1964年にデュバリエは，終身大統領を宣言した．

ハイチの略奪国家を経済的に支えたのは，財産没収，不当搾取，インフレーション税，汚職である．1957年のストライキの後，警察にスト決行中の商人の店舗を開き，商品を山分けする権利が与えられた．また，デュバリエ自身の防衛のために多大な資源，1960年代前半の総支出の30%が投じられた．農業，特にコーヒーには重税が課せられた．デュバリエが個人的目的で700万ドル以上をハイチ国外に持ち出したと推定する情報筋もある．外国投資家の事業関連取引では大規模な賄賂が発生したが，その事業が具体化されないものも多かった．「自発的」寄付のベールに隠れた不当搾取は，国家革新運動の下に制度化された．3%の控除を伴う偽の老齢年金が設立され，政府労働者はデュバリエの演説が収められている15ドルの本を強制的に買わされた．自立的な政府基金が税金や課徴金を徴収し，その資金は予算外として，使途についての会計報告は何らなされなかった．

30年近く続いた支配の後，ジーン・クロード・（ベイビー・ドク・）デュバリエが父の後を継いで大統領になり，推定16億ドルを彼が処分できるように持ち出してフランスに亡命したことで，1986年に王朝は没落する．ハイチの略奪国家としての歴史は，その悲惨な経済パフォーマンスを説明するに十分である．1965～90年の期間の国民1人当たりGNPの成長率は平均マイナス0.02%であり，社会指標も西半球において最低である．略奪国家の残した負の遺産を考えれば，ハイチのこれまでの歴史は変革における最大の障害であり続けるだろう．

マンスに関して政治家を罰したり報酬を与えたりするために投票を使用すること（遡及投票）は，説明責任とよい政策成果を確保する強力な方法である．しかし，その道筋は，初期においては険しいものになりうる．実際，より強力な政治的コンテスタビリティに直面した際の政府の最初の反動は，制度改善をより困難なものとし，また民主主義への移行はときに財政赤字の増加やインフレを伴う．

サブサハラ・アフリカでは1990年以来27の選挙を経験しており，そのうちの21はその国で最初の選挙であった．若い民主主義は選挙による景気循環に対する免疫をもっていない．ガーナの1992年の選挙の前，政府は支出と賃金支払いを拡大したが，これはマクロ経済の不安定とその結果によるインフレーションという犠牲を伴った．サブサハラ・アフリカでは，1989年に開始された政治的移行期において，閣僚数と国会議席数が22％増加した．カメルーン，マラウイ，セネガル政府の閣僚数は30を超えている．そうした環境の中で政策課題を注意深く順位付けることは困難である．たとえば，ボリビアは内閣の規模に関する法的制約を設けてこの困難に対処した．つまり，2つの閣僚枠のみ，暫定的に新規設置を許されたのである．これらの経験は，経済開発のアジェンダを妨害しない形態で，国家が政治的移行を管理する技術が必要であることを示唆している．

国はいつ，そしてなぜ改革を行うか？

どのような環境において改革が成功する可能性が高くなるかに関する洞察は，改革の障害に関する洞察と同様に有用である．事実，改革が行われる環境と障害の間には相互関係が存在する．もし改革を導く環境にあれば，第1のステップは，現状維持を生み出している力学を変化させることである．以下の節では，対外的脅威や経済危機が，それが現実のものであれ，認識上のものであれ，どのように変革に対する抵抗を克服しうるのかを説明する．対外的脅威や経済危機による変革の可能性はあるが，いままで常にこれらが変革を生みだしてきたとは限らない．このような極端な環境下で，改革を実施する国がある一方，実施しない国もあるという謎は依然として残されている．

対外的脅威

対外的軍事脅威の増大が改革を引き起こすことは多かった．最近まで，ある国の技術的，経済的なパフォーマンスの停滞が明らかになるのは，戦時中のみであった．1700年代および1800年代にオスマン帝国の指導者は軍隊を再組織し，教育および統治体制の広範な改革を行ったが，これは戦場においてヨーロッパ勢力に敗北したことに対応したものだった．同様に，1868年の日本の明治維新は，西側列強の侵略に対抗して国家を強化する願望に動機づけられていた（Box9.3）．

Box 9.3　対外脅威の下の改革：日本の明治維新

西側列強による国家通商への干渉が，日本の改革の原動力となった．1840年代以降，日本は通商・貿易上の特権を求める西側列強の日増しに強まる圧力の下にあった．徳川幕府は日本の技術と軍事力の遅れを認識しており，1854年にはペリー提督の要求をのみ，アメリカの船舶に対するいくつかの港の開放に同意するほかなかった．その後，同様の協定が他の外国政府と締結されていった．1865年までに，西側列強は輸入関税徴収権を制限し，関税の上限を5％に設定した．1868年には，封建領主（大名）の連合が，200年以上日本を支配した徳川一族を放逐し，日本を近代化し，対外脅威に立ち向かうことができる国へと転換させる指導者にとって代わらせた．この，いわゆる明治維新が近代日本の経済成長の端緒となった．

明治維新に続く諸改革は，日本の国家と社会を転換した．階級体制は廃止され，地方政府と国家政府の新たなシステムが設立され，陸軍と海軍への徴兵が制度化された．健全な財政システムの基盤を確立するために，政府は国土測地を実施し，土地登記を確立し，現金で納税可能な地租を確立した．教育は段階的に義務化され，その結果1880年代半ばには，ほぼ就学期児童の半数近くが就学するようになっていた．日本銀行（中央銀行）が創立され，国家公務員採用を政治的庇護から実力主義に変更することで官僚改革が実施された．さらに新体制は，現在では産業政策と呼ばれる政策のイニシアティブをとった．このイニシアティブによって工場（絹，煉瓦，ガラス，セメント，繊維，造船）が設立，運営され，産業が助成され，技術者が招聘され，留学生が送り出された．

現在，国家を改革へと駆り立てるうえで，軍事的対立の役割は縮小している．しかし，近隣諸国に対して経済的に遅れているとの認識が，往々にして重要なデモンストレーション効果へと結びついている．チリの経済的成功は，明らかに，1980年代後半の他のラテンアメリカ諸国での改革を鼓舞したものだったが，これは日本の成功，そして後には韓国および台湾（中国）の成功が東南アジアに影響を与えたのと同じであった．中国の経済改革は多くの要因によって説明可能である．しかし，その中で，近隣諸国の経済的成功のデモンストレーション効果と，彼らに遅れたくないという願望があることは確かである．

経済危機

1980年代初頭から，経済危機は，野心的な改革を導入する際の最重要要素であった．現在実施されている政策の失敗が広範に認識されると，改革を求める人々の声がより強くなり，政治家が急進的変革のリスクを取れるようになる．経済危機，特にハイパー・インフレーションや深刻な景気後退は，1961～64年のインドネシアや1990年のペルーで起こったように経済改革を前進させた．しかし，極度の経済的窮地にある国でも是正手段の採用に失敗した国もあり，また一方で改革を推進するの

に深刻な危機を必要としなかった国もある．オーストリア（1983年），コロンビア（1989年），ポルトガル（1985年）では，経済危機は改革を促進しなかった．

経済危機と内戦は，しばしばお互いに助長させあいながら，国家の解体へと結びつく（たとえばリベリアやソマリア）．このような危機は，膨大な社会費用を伴い，即時解決の望みはほとんどない．危機を機会へと転換させるには国家能力が問題となるからである．しかし，政治指導力と政治的起業家能力も重要である．そして，経済的利益を得る機会を現実のものに変えうる政治指導者は，改革成功の利益に対して投資ができるものである．

危機時においてさえ，現職者は新規参入者よりも改革に取り組むことに躊躇しがちである．したがって，経済危機の最中での政権交代（1990年のペルーやポーランドなど）は，改革を開始させるために必要な勢いをさらに与えることになる．ペルーにおけるテロリズム，ハイパー・インフレーション，そして伝統的政党のパフォーマンスの悪さなどのすべてが新大統領，アルベルト・フジモリに機動的行動をとる余地を与えたのだった．他方で，コロンビアでは1989年のヴィルジィオ・バルコ政権の末期に改革が起こったが，その時経済は危機に陥ってはいなかった．このように政治の蜜月期間と経済危機は改革の機会を与えるが，改革にのりだすためには機会のみが必要なのではない．より重要なのは，改革が経済危機により引き起こされた国でさえ，改革の深度は控えめなものにとどまる傾向があることである．経済的パフォーマンスの継続的改善は，とらえどころのないものにとどまることが多い．経済危機は安定化をこえてさらに改革を進める機会を提供するが，しかし国家が改革の機会をとらえることできるかどうかは，再分配の影響，国家の初期能力，政治的指導力に依存している．経済危機のみによって引き起こされ，推進される改革のアジェンダから，抜本的な制度改革が生まれるとは考えにくい．

改革の実施と持続

国家改革は，政策の改革のみならず，政府機関についての行動規則を制度化することも意味する．制度は，改革の便益を大きく損なうことや，不慣れな新しい環境のために起こる停滞や社会不信の問題を回避できるようにつくられなければならない．国家公務員が機会主義的行動をとる自由を制約する明確な規則と，柔軟にかつ対応的に行動する必要性との間にバランスが取られねばならない．有効な国家は明確で透明な規則によって運営されるが，一方で素早く機会を活かし，環境が変化した際にはその進路を素早く変更するのである．

有効な国家を建設するための障害は克服できないものではない．もし政策立案者が次の3つのことを行うようにすれば，変化による成功の見込みは高まる．すなわち，戦術的に改革を設計し順序付けること，敗者に対して補償すること，そしてコ

ンセンサスを形成することである．以下の議論ではこの3点をそれぞれ順に取り上げる．しかし，国家をよりよく機能させるためには，制度を修正しなければならない場合もある．その場合は，すでに改革は戦術的な問題ではなく，根本的改革となる．ここから1つの教訓が明確に導き出される．つまり，将来への明瞭なビジョンを持った指導者の存在なくしては，こうした変革はすべて困難であり，不可能である．

戦術的設計と順序付け

改革の戦術的設計とその順序付けは，既存の国家能力から生ずる制約を認識し，変化に対する抵抗を弱め，改革支持層を生み出すことによって，改革が成功する見込みを高めることができる．

役割を能力に合ったものにする　本報告書で一貫して強調しているように，国家の役割と能力が適合していることが，有効な政策へのカギとなる．能力と行動が適合していないと，仮に政治的障害がなくとも改革の持続性と有効性が損なわれるおそれがある．規制を改革するうえでも，反トラスト規制，環境規制，金融規制のどれであろうと，制度能力を反映せざるをえない（表4.2参照）．たとえば，公益事業の独占価格決定の際に使用される調整係数を規制者が設定する価格上限規制は，比較的強い制度を持つ国に合っている．同様に，サービス提供を改善するメカニズムは，そのサービスの特性を考慮するだけでなく，国家能力も考慮せねばならない（表5.1参照）．中心的公共部門（たとえば教育やヘルスケア）において，パフォーマンス・ベースの機関や公式の契約を使うために必要な制度能力は，途上国の多くにおいては欠如している．このような場合，制度集約的なアプローチは機能しない．能力上の制約は，地方分権化の戦略を選択する際にも大きく現れる（表7.5参照）．中央政府と地方政府の双方で能力が低い場合は，試験的導入を伴った慎重な地方分権化の戦略が，おそらく最上の方策であろう．しかし，本報告書の第3部で示したとおり，能力は宿命ではない．能力の改善により得られる収益は，実際に大きなものである．

能力改善への第1歩としての戦略的順序付け　行政能力が低い場合には，すべての制度の包括的改革を試みるよりも，むしろ中心的機能と機関を選択的に改革するほうがよいだろう．財政・人的資源の制約という条件に適うだけでなく，このアプローチには2つの長所がある．第1に，このアプローチによれば，改革者は制度構築に伴う回避不能の誤りから学習することができる．第2に，その成果が最も有望である機関から改革を始めることによって，他の公共部門に対するデモンストレーション効果が期待できることである．この2つの長所は一連の成功例を生み出す可能性を高め，そうした成功例は改革プログラム全体に対する政治的支援を維持するのに役立つだろう．

表 9.3　第1世代，第2世代改革

	第1世代改革	第2世代改革
主目的	危機管理：インフレ抑制と成長の回復	社会状況と競争力の改善，マクロ経済安定の維持
手段	劇的財政削減，税制改革，価格自由化，貿易・海外投資自由化，規制緩和，社会基金，自立的調達組織，いくらかの民営化	公務員制度改革，労働改革，社会関係省庁再編，司法制度改革，立法府の近代化，規制能力改善，徴税改善，大規模な民営化，中央・地方政府関係の再編
行為者	大統領，経済閣僚，中央銀行，多国籍金融機関，民間銀行グループ，海外ポートフォリオ投資家	大統領と閣僚，立法府，公務員，司法，組合，政党，メディア，国家政府，地方政府，民間セクター，多国籍金融機関
主な挑戦課題	エリート・テクノクラートによるマクロ経済管理	公共部門の中間管理職にきわめて依存する制度開発

（出所）Naim 1995より抜粋．

この戦略的アプローチを使用する国は多く，少数の重要な飛び地的領域から改革を始めてきた．初期の改革の対象となる候補としては，大蔵省，中央銀行，徴税機関が典型的に含まれる．たとえばペルーとガーナでは，税収入がきわめて低かったため政府は早急に徴税を変革する必要に迫られた．しかし，この戦略を追求する国は，諸機関および諸官庁に政策責任を割り当てるうえで，適切な専門知識を持つ専門家が集中しているのはどこか，そして委任項目が一般的公益に広く合致するか，を確実に考慮するようにしなければならない．たとえば，大蔵省外局で管理される関税体制は，産業保護よりも税収目標を強調しがちであるが，仮に商務省がその担当であれば，その順位はおそらく逆転するであろう．数量制限の関税化は，一般的には財政当局からより大きな支持を受ける（表9.1参照）．政策責任を適切に割り当てることは，何がどのような順序で承認を受けるのかについて影響を与えることで，改革を維持するのに役立つ．

飛び地的な領域から戦略的に改革を始めるアプローチによって，第1世代の改革の採用が可能となる（表9.3）．こうした改革は，政令により実行される場合が多く，安定化と選択的な構造改革を含むものが典型的である．しかし，過度に狭い飛び地的領域のアプローチは，第2世代の改革で要請されるより深い制度変革を妨げる可能性もある．そして，第2世代の改革である社会部門の進歩は，一般的にはささやかなものにとどまっている．たとえば，サブサハラ・アフリカでパイオニア的に改革を行っている国の1つであるガーナでは，改革開始以降に保健支出がより所得逆進的となった．深い制度改革は時間がかかり，しかも複雑なものである．そして，権益グループ（たとえばコロンビアの教員組合）による抵抗は，強い場合が多い．第1世代の改革が停滞した国では，持続可能な長期的開発はとらえにくいものになるだろう．

各国は，こうした飛び地的領域の罠から脱出する戦略を実施することが可能である．この戦略には，何よりもまず，もともと飛び地領域の外側にあった機関を改革プログラムの対象内に引き込む条件について，明確な規則をつくりそれに同意することも含まれている．こうした規則が，第1世代の改革と第2世代の改革の橋渡しをし，その一方で飛び地領域外の機関が持つ敵意を緩和する．ボリビアの公務員改革は，この方向へと適切に進んだ．1990年の財務行政法とそれに関連する各機関ごとの規則は，だれが高給の公務員を新規採用する資格を持つのか，それが採用の資格を得るためにはどのような条件を満たさねばならないのか，そして改革実施後に何が期待されているのかなどを決める一連の規則である．しかし，同様の改革戦略を取ったエクアドルの経験は，これらの規則の実行を確保するためにはプログラムへの確固たるコミットメントが必要であることを示唆している．行政改革を管理する規則の最終案が提出された2カ月後，担当事務局は，適格条件に合致したものは1つもないにもかかわらず，全中央行政機関が「リストラ」されたことを宣言し，給与改善を是認した．規則が改革へのコミットメントを支えることは可能だが，改革自体を代替することはできないのである．

段階的廃止　国家の役割を能力に適合させ，飛び地領域を超えて改革を行おうとすると，ときに，公的機関を民間機関に置き換える必要性が生まれる．このことが次に，抵抗を回避するための2段階の戦略を必要とするかもしれない．第1段階では，もし人々が望むならば，民間のサービス提供者に乗り換えることを許すための，退出メカニズムを整備することができる．よりよいサービスを受ける便益が広く認識されることで，第2段階の実施，つまり公的部門のサービス提供からの撤退がより容易になる．

スリランカの1991年の電気通信法では，この戦略の便益を得ることができた．同法によって，規制機関が創設され，付加価値通信サービス分野で国家独占のスリランカ・テレコム（SLT）と民間事業者の競争が許可された．この法・規制枠組みによって，スリランカはアジア諸国で最も自由化の進んだ電気通信市場の1つになった．1995年までには，移動通信体事業者4社，ポケットベル事業者5社，データ送信サービスのプロバイダー3社，そしてインターネット・プロバイダー1社が設立された．1995年の終わりには，電話加入者の20%が携帯電話サービスへ接続していた．携帯電話事業者間の競争は，南アジア地域で最も低い電話料金を実現させ，携帯電話サービスはSLTの電話サービスに代わる信頼性の高い通信手段として徐々に認知された．満たされない需要をすばやく解消するために，1996年初頭にスリランカの電気通信規制機関は，基本電話サービスを行う民間固定無線事業者に対して営業許可を発行した．2段階の撤退戦略に沿うように，政府はSLT株式の34%を戦略的投資家に公開することを公告した．

ペルーの年金改革は，この段階的撤退策が社会分野でもどれほどうまく応用でき

るかを表している．1993年に改革が打ち出された時，労働者たちは公的年金と民間年金を選択できるようになった．1996年に民間年金への加入に対する負のインセンティブ要因が取り除かれると，公的年金スキームの事実上の段階的廃止が導かれた．第2段階では，すでに民間年金に移った労働者と年金ファンド・マネージャーから構成される，改革への強い支持層が形成された．対照的に，パキスタンの直接税改革の順序付けは，成功の見込みを大きく減じたようである．政府は税率引き下げを実施することで改革を開始したが，それは税控除期間の廃止を伴うはずであった．しかし，強力な農業圧力団体が税控除の廃止を妨害し，さらに1993年に実施された富裕農民への課税導入の試みは課税最低限度の10倍への引き上げで骨抜きにされた．対照的に，歳入中立的な税率引き下げであっても，それが租税ベースの拡大を伴えば，改革の敗者を生み出すことなく歪みを減少させることができるだろう．歪みの減少による便益をおおざっぱな計算により推計すれば，GDPの1.4%の上昇となる（テクニカル・ノート参照）．

効率性 vs. 戦術的順序付け　効率性の見地から最適な順序付けを行っても，政治的には実行可能でないかもしれない．たとえば効率性を考慮すると，電気通信分野の民営化の前には，信認の厚い安定した規制機関を設立しなければならないことになる．この政策順位は，民営化企業の株式取得に関するリスクを減らし，企業売却価格を上昇させる．しかしながら，アルゼンチンはこの順序に従わなかった．この順序に従う代わりに，新規制機関の設立の1年前に，独占電話会社を売却したのである．この戦略は，民営化を加速し改革への反対を阻止するために採用されたのであった．規制に関する不確実性は売却価格を低下させたかもしれないが，改革の政治的実行可能性は大幅に向上した．そして，上述のとおり，民営化プログラム全体によって生み出された効率性の改善は大きかった（表9.2）．加えて，政治的理由から最も効率的な順序とは逆の順序を選択せざるをえない国は，改革の信認が向上するにつれて段階的な売却をすることで，低い初期売却価格による不利益を軽減することができよう．

改革の組み合わせとパッケージ化　改革を正しい組み合わせで導入することで，中心となる選挙民に与える改革の利益と損失のバランスをとることが可能となり，改革の政治的費用を削減することができる（Box9.1参照）．この戦略は，ニュージーランドの労働党政権が1980年代に推進したものである．ロジャー・ダグラス大蔵大臣は，農業グループに対して，農業補助金の廃止は改革パッケージ全体にとって非常に重要であり，この改革パッケージは全体として，関税引き下げ，インフレ低下，輸出促進によって農民を利するものであると説得した．同様に，ボリビアでは，1985年にヴィクトル・パス・エステンソロ政権がハイパー・インフレーションの中で広範な分野の改革パッケージを導入したが，そこでは以前の改革計画に反対してきた労働層の抵抗を回避できた．2大政党からの支援も役立ったが，改革のスピー

ドが早く，包括的であったため，改革を脱線させる圧力団体が組織化されるのを阻止できた．

深刻なマクロ経済上のインバランスを是正する必要がある場合は，いくつかの改革をパッケージ化することで，その政治的実行可能性を高めることができる．たとえば貿易自由化は，調整プログラムと関連づけることで実行しやすくなる場合が多い．なぜなら，マクロ経済政策の改善が生む利益（低いインフレ率とプラスの成長）は，自由化の持つ再分配の影響を相殺するためである（Box9.1参照）．広範な改革もまた信認を向上させうる．1990年にポーランド政府は90%の財の価格を自由化し，ほとんどの貿易障壁を除去し，国家の貿易独占を撤廃し，経常勘定取引に関して通貨を自由に交換できるようにした．1990～91年の初期に生産が減少した後，ポーランド経済は力強い成長を記録した．

補　　償

退職金パッケージ　　国家の役割を能力へ適合させ，能力を改善するためには，戦術的設計と順序付けをするだけでなく，改革から負の影響を受けるグループに対して補償をすることも，彼らの支持を確保するために必要である．これらのグループは，つねに社会の最貧層であるとは限らない．たとえば雇用削減を受けている官僚であったり，民営化された国有企業の経営者であったり，高水準の貿易保護障壁のもとで経営をしていた実業界の人たちであったりもする．補償は短期的に見れば経済的費用がかかるものかもしれないが，改革への抵抗を緩和するという意味で，長期的に見れば割に合うものである．雇用節減プログラムについての最近の研究では，生産性上昇と賃金支払い額の節約から派生する利益は，平均すると，たった1.7年後には補償にかかる費用を相殺してしまうことが示されている．以下の３つの要因が，退職金支払いがなぜ改革の成功にそれほど重要なのかを示している．第１に，改革が政治的実行可能なものとなるためには，雇用削減が自発的に実施されることが必要とされるからである．第２に，政治的制約が要因とならない場合でさえ，エクアドル中央銀行のケースのように，非自発的退職が法により不可能である場合もあるからである．第３に，途上国の大部分において失業保険スキームはなく，退職金が失業保険を代替するからである．

労働者の特徴を広範に配慮した退職金支払いスキームを設計すれば，政治的に実行可能となる雇用削減の費用を下げ，よりよくターゲットを絞ることができる．このメカニズムの１つとして，労働者の持つ技術水準に応じて退職者の数の上限を設ける方法がある．たとえば，アルゼンチンでは，国立農業技術研究所で訓練を受けた専門家は，自主退職パッケージに参加する資格を与えられなかった．また，雇用削減プログラムの設計において，プログラムの目的を損ないかねない退職者再雇用を阻止するメカニズムを組み込むことが重要である．

株式取得インセンティブ　補償が寛大な退職金支払い以上のものとなる場合もある．つまり，労働者，経営者，一般の人々に民営化企業の株式を与える補償である．ボリビアの資本化プログラムは，きわめて革新的なアプローチをとっている．この資本化プログラムは，少なくとも3つの特徴によって，効率性改善について妥協することなく政治的な許容性を高めることに成功した．

- 被雇用者と年金受給者へ株式を配分することにより，旧国有企業資産が完全に外国企業に売却される場合に起こることの多い，民営化への反対を回避した．
- 雇用削減過程の初期に，目にみえる便益が市民に生じること．1997年5月以降，65歳以上の人は1人当たり推計価額200～225ドルを資本化プログラムから年金として受け取る．比較のためにボリビアの1人当たり所得をあげると，1994年時点で770ドルである．
- 民営化への反対者がしばしば挙げる懸念は，民営化により汚職機会がつくられるというものであるが，この不安は国家が資金を受け取らないために（保証されていようと，いまいと）いくぶんかは軽減される．

ボリビアとチェコの経験によって，慎重に設計された民営化プログラムがどのように改革の政治的実行可能性を強化し，持続的な効率性改善を可能とするかが示されたが，これらの戦略の設計が悪い場合には，かえって改革は不測の結果に終わってしまうこともある．

コンセンサスを構築する

国家の改革には，社会の主要グループすべての協力を得なければならない．グループ間の根深い格差や相互不信は改革の遅延や停止につながりうる．長年の敵意を解消する特効薬はないが，社会的協定の締結は役立ちうる．社会的協定の枠内で，ビジネス界，労働者，そして農業の利益団体が，政府指導者と契約の条件を交渉し，それぞれのグループが担う責任を明確に定義するのである．このアプローチは，スペイン，ベナンなどのさまざまな国において成功が証明された．スペインでは，少数党政権が全政党を交渉の場に引き込み，後にモンクロア協定として知られる共同プログラム（Box9.4）を作り上げることで，賃金制約を課すことができた．ベナンの民主的に選ばれた第2代政府は，1996年5月に政権につくにあたり，諸政党と市民による協議会を組織した．この国民経済協議会は，部門別のワーキング・グループを作り，国家の役割について細かい提案を行った．このイニシアティブが経済プログラムに関するコンセンサスへと変わりうるか否かが，今，注目されている．

Box 9.4　スペインのモンクロア協定

アドルフォ・スアレスは，1976年6月にスペイン王ファン・カルロス1世によって政府首班に指名された．この時期は，フランシスコ・フランコ将軍の1975年11月の死去に続いて起こった民主主義への移行期の初期にあたる．スアレス政権は政治改革の制度化から始めた．彼は，自由な労働組合やストライキ権を認知し，（共産党を含む）全政党を合法化し，政治犯の恩赦を宣言し，新選挙法を成立させた．スペイン内戦以来，最初の自由選挙が1977年6月15日に実施された．スアレスはその選挙に勝利したが，彼が新たに結成した政党，中央民主連合は47%の議席しか獲得できなかった．

選挙は，経済が危機へと転落している最中に実施された．インフレーションと失業の両方が上昇し，対外バランスも急速に悪化していた．反インフレ政策，対外自由化政策の一部として，スアレス政権は賃金上昇率を減少させようとした．しかしスアレスは，労働運動や労働組合と対立するのではなく，所得政策に関して彼らとコンセンサスを形成するアプローチをとった．経営連合と労働連合は，1977年の晩夏に共通の立場を築くために集まった．しかしながら，経営側，労働側両方の内部分裂が大きすぎたために，この試みは失敗に終わった．たとえば，労働側は，少なくとも4つの異なる政治的思想傾向の出身であった．だれもが譲歩したと見られることを嫌った．

スアレスは戦略を変え，階級指導者の間ではなく，政党間の合意を追求した．その結果，1977年10月に合意に達し，それは後にモンクロア協定と呼ばれるようになった．政党間合意の達成は，比較的容易であることがわかった．なぜなら，政党指導者はその支援利益団体よりも穏健であり，極左（彼らは国会に1人も議員を送り込んでいなかった）を締め出すことができたからである．

この協定は，賃金抑制の枠をはるかに超えたものであり，金融・財政政策や構造改革までふみ込んだ条項を含んでいた．この協定によって，労働市場のいっそうの柔軟性，より累進的な租税体系，公共企業の合理化と分権化を含む「新しい労働関係の枠組み」が約束された．重要なことは，調整によって労働者が課されるであろう費用のいくらかを補償する手段が協定に盛り込まれていたことである．雇用創出と失業保険への国家支出の増加，全失業者への失業保険の累進的拡大，いくつかの価格統制の実施が補償手段として行われた．スペインは，すでにヨーロッパ諸国でも労働争議の水準が最も高い国であったことから，譲歩せず，労働側に根本的改革において共同歩調をとらせたことが，主な成果であった．

モンクロア協定での約束すべてが実現されたわけではないが（特に労働市場改革や公共企業改革の分野），この協定は初期目的の達成には成功した．価格と賃金のインフレーションは1977年以降急速に沈静化し，経常収支ギャップも解消された．

リーダーシップとビジョン

普遍的な改革の青写真は存在しない．しかし，途上国で成功を収めた改革のエピ

ソードを集めてみると，そこには1つの共通した特徴がある．すなわち，改革の成功は，複雑な政治情勢の中で変革を導く精力的な指導者によってつくりあげられているのである．そのような指導者は，改革の機会が現れた時にその機会をとらえるだけでなく，潜在的受益者を識別して手を差し伸べ，組織を再形成し，人をひきつけ，達成可能な将来へのビジョンを明確にすることで，改革の機会をつくり出してきたのである．異なる社会グループ間で信頼や団結力が欠けている国にとっては，政治指導力は特に重要である．実業界が官僚を信頼していない時には，労働者は経営者に対して警戒し，農民は誰に対しても疑心暗鬼になり，目的に適った改革であっても停止してしまう．指導者は，分極化を最小限に抑える共通の目的意識を与えなければならない．

改革の目的は経済厚生の向上である．改革の成果は，国民所得，輸出，インフレ率などの量的に測定可能な指標で計測されることが多い．しかし，量的に測定可能な指標と同様に重要なのは，改革が国家の価値と規範の再形成に成功したか，そして国家と経済の関係の構築に成功したかということである．人々の視点からみれば，改革を究極的に正当化するのはこうした転換なのである．よって，政治指導者は経済効率性という無味乾燥な現実を超えて，彼らの社会がどこへ向かって進んでいるのかについて魅力的なビジョンを提供しなければならないのである．このようなビジョンこそが改革の動機となり，改革への支援を結集する．

たとえば，チェコ共和国，ハンガリー，ポーランドなどの移行経済では，改革は欧州連合に参加するという見通しにより支えられていた．1980年代初頭のスペインやポルトガルでも，同じ願望が改革の推進力となっていた．しかし，他の事例では，このような明確なビジョンはそれほど簡単には示されない．カルロス・アンドレス・ペレス政権下のベネズエラでの改革は，改革を売り込むのにぴったりのビジョンがなかったため，政治的な失敗となった（Box9.5）．対照的に，マレーシアではマハティール首相の1990年代の政策構想が，「ビジョン2020」としてまとめられた．ここでは，2020年までにマレーシアの生活水準を先進工業国並みに引き上げるという人目をひく目標が設定されている．

戦略オプション：改革への経路を見つける

マキャベリは，分配における対立が，国家改革の難しさの核心にあることを正しく理解していた．しかし，このような対立と，それら対立を激化させうる国家制度に組み込まれた制約は，不変のものではない．古い政策や古い制度的取り決めを放棄するインセンティブが，それらを維持するインセンティブよりも強くなったとき，変革は起こるだろう．経済危機や，対外的脅威が改革開始の原動力になる可能性もある．しかし，現状維持が支配者（またはその仲間）の利益と一致するために，国

Box 9.5　ベネズエラの1989年の改革プログラムとその反転

1980年代後半，肥大した国家と経済運営の失敗による国内・対外インバランスから，ベネズエラの経済は深刻な危機に直面した．1970年代に大統領であったカルロス・アンドレス・ペレスが1989年に再選された．彼の1989年の安定化計画には，通貨ボリバルの大幅切り下げと価格・金利規制の解除が盛り込まれていた．この計画は，国内・対外バランスを修復するもので，貿易自由化，民営化，中央銀行の独立性強化などの構造改革を伴っていた．

ベネズエラ大統領の持つ広範な行政権力によって，この改革は可能となった．しかし，改革に対するコンセンサスは持続しなかった．政治的不安定期を経た後，1994年2月には，ラファエル・カルデラが選挙で勝利し，連立政権の首班となった．新政府はいくつかの改革を拒否し，付加価値税を撤廃し，価格・金利規制へと戻ってしまった．中央銀行の独立性もまた弱められ，中央銀行総裁は辞職を促された．国際的合意が制約となったため，政権は，貿易自由化は逆転させなかったが，その代わりに非関税障壁に依存した．プログラムは整合性に欠け，国際投資コミュニティにおける信認は失墜した．ベネズエラ債券の格付けは1991年の水準から20%も下落した．1994年の実質GDPは3%の落ち込みを記録し，インフレは71%に上昇した．1996年の第2四半期には，IMF取り決めに支えられて，政府はよりオーソドックスな経済政策を採用することを始めた．この経済政策はこれまでのところ，いくつかの成功事例を生みながら実施されている．このプログラムがどれぐらいその範囲を広げ，持続していくかを今後も見守る必要がある．

ベネズエラの経験は，改革の持続のためのいくつかの重要な点を示している．経済改革は，もし政党や他のグループからの後押しがなく，少数のテクノクラートによってしか支援されない場合に反転されやすくなる．安定化と結びついた改革は，議会承認を必要とする構造改革よりも実施しやすい．そのうえ，政治的リスクが生じやすい環境では，経済改革の実施はより困難となる．国家が天然資源（この場合は石油）を支配し，公共サービスが無料で提供されているような印象を与えている環境において新税を導入することは，大きな議論を呼ぶ．経済危機は，改革開始の条件を作り出すには十分かもしれないが，それを持続させるにはより多くのものが必要とされる．長期的パフォーマンスには，ビジョンと目的を統一させることが必要なのである．

家権力の支配者が時代遅れの政策に固執すると，まさに変革のタイミングであるにもかかわらず変革が遅延してしまう可能性がある．デュバリエ政権下のハイチや現在のザイールのように，ときにはこの遅延は痛ましいほど長きにわたってしまうのである．

本章では，改革の機会がどのように開かれてるのか，また，潜在的敗者に補償をし，戦術を巧みに選択し，コンセンサスを構築することでこれらの機会をとらえることが，変革を起こすためにどれほど重要なのかを見てきた．本報告書を通じて強調されているように，改革の設計にはまず国家能力を評価することが重要である．

しかし，改革者はそこで立ち止まっている余裕はない．つまり，改革者は国家能力を改善する戦略を持たねばならない．能力の高い国家は，政策オプションの範囲を広げ，経済パフォーマンスを大きく改善できるだろう．改革を戦略的に順序付けること，そして，考え抜かれた飛び地領域を設定することでさえ，改革への適切な第1歩であり，また途上国の多くが直面している予算制約や他の制約とも整合的なものである．しかしながら，改革の初期段階で，各国はいくつかの機関の改革にとどまらず，それをはるかに超えた改革戦略を設計し，改革の飛び地領域の罠から逃れるべきである．これは，飛び地領域の外にある諸機関を改革プログラムに引き込む際の規則を定義することも含んでいる．しかしながら，規則と戦術は，コミットメントと政治指導力に取って代わるものではない．

指導力がすべてというわけではない．改革に深くコミットし，ビジョンを持つ指導者であっても，何年，時には何十年にわたってパフォーマンスが悪かった時代の負の資産を振り捨てられるとは限らない．このような環境において改革を選択するには，信念の飛躍，そして，改革の敗者と同じぐらい，改革の最終的な受益者にとっても足のすくむような飛躍が伴うものである．このような環境では，この飛躍はなすべき価値がある，と人々を説得できる者が存在することこそが，改革の強力な武器となるのである．

変革への課題

本報告書では，国家が国の経済・社会的開発に多大な影響を持ち，また開発が持続可能なものとなるかどうかを左右することを見てきた．集団目的を追求するうえでは，変革を起こし，それを進め，介在する国家の潜在能力に匹敵するものはない．これがうまく活用されれば経済は繁栄するが，そうでなければ開発は頓挫する．

改革のプロセスは，不可逆的なものではない．つまり国家の有効性を改善し，開発を促進するように政策と制度を変革すれば方向を転換できることは，過去の歴史から，あるいは世界各地の事例から明らかである．しかし，目的を達成できず失敗する国家がこれほど多いのはなぜだろうか．さらに重要なことは，絶望的な環境にあるのに，改革に着手しようともしない国家がこれほど多いのはなぜなのか．その答えは，ほとんど政治的なものである．だがこれは民主主義対独裁主義といった単純な問題ではない．国家組織をもっとよく機能させるインセンティブについて理解するためには，政治組織の一般的な概念だけでは十分でない．いつ，どのように開発を志向する経済的・政治的利益が，開発に必要な制度変革をもたらすために利用されうるのかについて，よりよく理解する必要がある．

有効性の低い国家の下で開発を再開しようとする場合は，即応性，説明責任，法の支配を改善させる制度的取り決めの構築から始めるべきである．

経済・社会にいっそう貢献する国家をつくることは，信頼を構築することを意味する．つまり，社会を統治する基本的ルールと，その基本的ルールを支える公的権威に対する信頼を人々が持つ必要がある．だがこの任務は，以下の２つの理由により難しいものとなっている．

第１に，忍耐が必要である．司法機関が，その決定の公平性を企業や市民に確信させるには時間がかかる．また，国会，地方議会，政治的に任命された者，裁判官，公務員，官民の委員から成る審議会，独立の行政監視機構，NGO などの組織は，それぞれの社会により独特の相互関係が構築されているため，相互の権限の限界を尊重し，ともに機能することを学ぶまでには時間がかかる．さらに，専門的，かつ規則に基づく公務員制度の基礎を築くには時間が必要である．ただし，改革の初期段階から成果が生まれるように，改革を順序付けることはできる．このような初期段階の方法としては，中央政府の能力強化，給料体系の上限引き上げによる有能なスタッフの確保，政策決定プロセスにおける情報投入の増加と審議プロセスのさらなる開放，コンテスタブルで特定可能な業務への民間参入，顧客からのフィードバ

ックの拡充，などが挙げられる．しかし，一般的に，素早く修復できるものはほとんどない．

第2の問題は，信頼を醸成し説明責任の能力を強化する制度が，同時に制約ともなりうることである．国家権力の濫用を防止する規則自体が，国家権限の正当な行使能力を弱めることも十分ありうる．適切な制約の下で柔軟性を確保できる制度的取り決めの工夫が，課題となっていくだろう．

結局，各国が，それぞれ独自のバランスを見出す必要がある．公約を厳守してきた実績を有し，国家制度が社会の中に深く根差している国では，信認を損なうことなく，試行錯誤を行い，予期しない事項にも柔軟に対応できる．しかし，長期間にわたり政府が恣意的かつ機能不全状態であった国では，信認や持続する制度を構築するという長期的目標のためには，柔軟性という短期的な利益をあえて捨てるほうがよいだろう．

改革への強い展望がある場合，本報告書では，国家の有効性を改善する2部戦略を提案した．つまり，

- 国家の役割をその能力に適合させる．
- 国家を規則や制約に従わせ，より大きな競争圧力下におき，透明度を高め，より開放的にすることで国家能力を再活性化する．

限られた国家能力しか持たないのであれば，それを基礎的役割に絞って使うことは，多くの国々，特にアフリカ，CIS諸国，そしてラテンアメリカの一部，中東，そして南アジアで最初のステップとして絶対に必要である．

まず国家の役割を能力へ適合させることから始めなければならない．国家が，法と秩序の擁護，財産権の保護，マクロ経済の管理，基本的な社会サービスの提供，極貧からの保護など基本的機能を果たすことさえできていない地域は多い．

体系的に規制を執行する国家能力が欠如しているにもかかわらず，経済を過剰に規制しているケースもある．この結果汚職が蔓延し，それがさらに能力を消耗させ，基本的サービスの供給さえままならなくなることもある．ほぼ良好に機能していた官僚制度も何年も経つうちに弱体化し，かなりの分解・整備が必要なまでになってきている．このような場合，経済の規制緩和は不可欠である．

世界銀行や他の国際機関の支援は，国家の役割をその能力に適合させるべく諸改革を設計する国々を援助しようとしてきた．ここ10年あまりに行われた改革の多くは，いくつかの経済領域において国家の役割を限定し，そこから解放された資源を中心的な機能に再び振り向けようとしてきた．もちろんこうした活動は単なる出発

点であって，改革にはそれ以上のことが必要である．

しかし，本報告書で示しているように，役割を能力へ適合させるというのは，単純に国家の役割を減少させるということではない．また，何をすべきなのかという問題のみならず，どのようにすればよいのかという問題でもある．つまり，どのように金融部門を管理し，経済活動を統制し，環境を保護できるのか，こうした選択はすべて国家の制度能力に決定的に依存している．

既存の国家能力をもっと有効なものにするためには，公共組織を再活性化し，国家能力を改善する改革によって補完する必要がある．多くの地域では，市民社会の他の組織と新しいパートナーシップを形成しない限り，有効性を改善できないだろう．あるいは，国家の決定や行動が競合状態にある場合――つまり，国民や実業界が選択肢を持っており，国家独占が破られる場合――にのみ，国家の有効性は改善されるだろう．

国家能力の改善は，単に技術的援助の量が増えることではない．国家能力の改善には，適切なインセンティブが必要である．

改革の大半は制度改革であり，制度変化はこれまでの改革の経路に依存するため，国家能力の改善のための詳細な処方箋は国によってさまざまだろう．以下では，各開発途上地域の国家が直面するであろう主な改革の機会と改革課題のいくつかについて検証する．だがこのアドバイスは，あくまで改革の主体となる国家が少なくともその場に存在することを前提としたものである．開発の成果を改善するためのこの基本的前提条件ですら，最近ではますます当てはまらなくなってきている．そこで第1に，制度上の失敗のなかでも最も極端な事例，すなわち，正統性を持ち，機能する秩序としての国家自体が，ある一定の期間，存在しない事例を取り上げる．

国家が崩壊するとき

近年，内戦状態の中で，政府機能と制度全体の実質的崩壊に直面する国が増えている．国家の最も基本的な機能が停止すれば，そこから生じた危機は長期化し，また深刻になるだろう．通常であれば危機の衝撃を和らげ，復興に向けた道を用意するはずの構造も破壊されていることが多いため，国家能力改善へ向けた包括的な処方箋も適用できない．

国家崩壊の原因

国家の崩壊は，別に新しい現象ではない．しかし，第2次大戦後の前半において

よりも1980年代から1990年代にかけてのほうが，国家の崩壊が一般的になったように思われる．そして国家崩壊は，それが個別であろうと，また集団的であろうと，他の国家にとっても重大な関心事なのである．アフガニスタン，カンボジア，リベリア，ルワンダ，ソマリアなどの崩壊した国家は，人道主義的見地からみて最悪の惨事の舞台となってきた．これらは，暴力，山賊行為，難民といった形で近隣諸国へ飛び火することが多い．また，国家が崩壊した国では，債務延滞，経済的資産やインフラストラクチャーの破壊，巨額の国際援助の要請へと追い込まれ，そして，いうまでもないことだが，数え切れない人命が失われる．以下に国家崩壊の病状を３つ挙げておいたが，これらは広範に存在しかつそれぞれ重複している．

- その権力下にある大部分の国民からみて，正統性が失われた（または確立に失敗した）と映り，その権力の行使が不可能となっている国家．
- 汚職，職務怠慢，無能，あるいはこのすべてを兼ね備えた指導者と官僚によって失墜した国家．
- 内戦状態に陥り，分裂して，中心となる権威を再構築できる政治勢力が存在しない国家．

崩壊した国家のすべてに共通なのは，制度能力の根本的な欠如である．第１章にあらましを述べたように（表1.1を見よ），国家は，最低限，法と秩序を保ち，国家を防衛し，経済取引を管理する枠組みを確立するという，最も基本的な機能を果たさなければならない．崩壊した国家は，ものごとを正しく行うことに失敗した国家ではなく，ほとんど何も有効に実行できなかった国家，つまり抑圧的な秩序でさえ維持できなかった国家なのである．崩壊した国家は，敗戦国や分裂国家と同義ではない．敗戦国や分裂国家は，部分的に無能力状態になっているにせよ，システムは多かれ少なかれ有効に機能し続けている．同様に，崩壊した国家は，「略奪」国家や抑圧的国家ではない．全国民を抑圧するには，膨大な組織能力が要求される．こうした行為は，カンボジアやルワンダのように，国家構造または国家体制を別のものに代えようとする試みを起こすかもしれないが，それは必ずしも，またはおそらく崩壊につながるわけではない．

紛争を永続させる要因

国家が崩壊したほとんどの国において，無政府状態を永続することで利益を得る勢力が存在する．そして，その勢力の富や権力に対する無制限の追求は，本来なら規則を作り，歳入を集め，法律を実施する能力を有する国家によって制約されるはずだったものである．崩壊した国家の中でも一番手に負えないのは，この勢力が支配的な場合である．アンゴラ，リベリア，そしてソマリアなどは，武装化された暴

Box 10.1　ソマリアの国家崩壊とその後

ソマリアは，アフリカでは最も民族的には同質な国の1つである．そのため国家崩壊の最も一般的な要因である民族間の紛争は，ソマリアの国家崩壊には関係がない．むしろ，ソマリアの崩壊のダイナミズムは，モハメド・シアド・バーレによる長期間（1969〜91年）の独裁的支配と経済運営のひどい誤りの期間に始まった．彼が暴力によって権力の座を追われた後，凄まじい権力闘争が巻き起こった．シアド・バーレは，冷戦下の超大国をお互いに競わせて，漁夫の利を得ていた．彼の海外での支援者――最初はソビエトで，その後アメリカ合衆国に乗り換えた――は，ソマリアの氏族間の脆弱な社会的バランスを崩壊させて，高水準の殺傷兵器を持ち込んだ．南北摩擦は独立前時代からの負の遺産であり，エチオピアのソマリア人が居住するオガデン地方を強奪しようという失地回復主義戦争，そして1989年の経済援助および軍事援助の一時停止など，すべてが国家能力を侵食する原因となっていた．

1991年以来，対立する氏族，派閥間の内戦はやまず，この内戦はフォーマル経済の破壊にとどめをさし，ソマリアは国家制度も公共行政機関もない状態に放置されることとなった．物理的なインフラストラクチャーや経済資産は破壊され，民間ビジネスは略奪され，農業生産および牧畜生産は劇的に減少した．専門家，テクノクラート，公務員は国外へ逃避した．戦争によって引き起こされた大規模飢饉を食い止めるために国際的介入が行われ，それは1992年末から1995年初めまでの内戦の一時停戦といくつかの構造改革につながった．だが，こうした介入の成果は，国連軍が撤退した後には水泡に帰し，無政府状態へと逆戻りした．

インフォーマルな民間市場のいくつかの要素が周囲のカオスと暴力に対して，少々倒錯的ともいえる並み外れた回復力を示した．商人や企業家は，氏族の保護がある場合にだけ事業を経営できる．また，港湾，鉱床，農地などの経済的資産の管理から得られた収益は，氏族に軍事資金を提供する．政府の規制や管理は皆無で，商品や外国通貨の価値は自由に変動している．取引費用は高いが，市場は有効に運営している．ソマリア・シリングは，中央銀行が存在しなくともその価値を失っていない．しかし，紙幣は物理的に擦り切れてしまう．また外国からの送金は，氏族ネットワークを通じて迅速・確実に処理されている．

現在，ソマリアは国家崩壊経済の一例となっている．生産能力，民間投資，そして雇用水準は極端に低い．リスクは高く，暴力が競争や経済的紛争における普通の解決手段となっている．しかし，もし，国家が正統性を持った制度によって機能し，シアド・バーレ政権時代の圧政的で誤った経済管理へと逆戻りすることなく，法と秩序を修復できるのならば，民間部門は高いリスクを切り抜けて，市場の課題に応えうることが示されている．

力集団による自給経済が発生しており，それは略奪，密売買，麻薬売買とマネー・ロンダリング，宝石や鉱物や熱帯樹木材などの未加工資源の収奪によって成り立っている（Box10.1）．これらの国の内戦は，もともと政治的，民族的対立が根源であったが，徐々に内戦の性格が変わり，現在では内戦は経済資産の管理をめぐるも

Box 10.2　紛争の経済的基盤：リベリアの場合

当初，リベリアの戦争は，主に中央政府に対する支配力をめぐっての社会的，政治的な動機に基づくものであった．戦争を勃発させる資金の調達に外国支援が手を貸した．リベリアの豊富な天然資源と他の資産に対する管理が，徐々に戦争の資金確保の手段としてだけではなく，派閥間抗争の目的となってしまった．

こうした派閥は，ゴム，木材，鉄鉱石，金，ダイヤモンド輸出から安定した収入を得ている．抗争が激しい時期には，収入のほとんどが武器や弾薬のために使われていた．戦闘が起こらない時には，歳入の「黒字」が産み出され，それが指導者たちの私腹を肥やし，派閥のメンバーの忠誠を保つための支払いに当てられる．このことが，戦争後に派閥のメンバーが直面するであろう経済的将来の不確実性と結びつき，上層階級から下層階級まで「黒字」の分け前をもらおうとする強い圧力を産み出す．しかし，下層階級にいる兵士は，まず直接支払いを受けることはありえない．その代わりに，下っ端の兵士は生きていくために略奪や追い剝ぎに頼らねばならないのである．

実際に戦闘を行うと「黒字」が減ってしまうので，私腹を肥やす期待が高水準で形成されている限り，派閥にとって「戦争でもなく平和でもない」均衡を維持するインセンティブは強い．これによって，リベリアの永続的和平協定を締結するうえでの困難を説明できる．

したがって，和平調停を修復するために介入するのであれば，戦闘をしている組織に発生する「黒字」をゼロまたはマイナスに抑え，同時に，略奪によって得られる個々の兵士の収入を削減し，戦争続行は関連するリスクを上昇させるというメカニズムを組み込まなければならない．これらの行動は，木材・ゴム輸出に対する経済制裁から，兵器費用を高くする国際協定にまで及ぶものである．加えて，慎重に計画された復員事業と刑法の施行を組み合わせることで，兵士が持つ戦争継続のインセンティブを除去する必要がある．

のとなっている．経済資産は戦争の資金調達源であり，そのうえ私腹を肥やす源でもあるからである．

このような国では，派閥間の戦争状態が資源配分の中心的システムとなり，暴力が権力の源になる．ここでは，経済は，どんな国家制度とも無関係に運営されている．実際，国家制度があれば，これらの経済活動は阻止されていただろう．このように，強大な経済力が，戦闘状態を永続するように働くのである．戦争の原動力としての経済要因の役割は，特にリベリアのケースで顕著であるが（Box10.2），アンゴラやシエラレオネの戦争長期化も説明可能である．ごく普通の人々は，これらのシステムに絶望的なほど密着しているため，払っている犠牲は大きい．通常の国際的経済取引は阻害され，多くの場合このシステムにより腐敗している．

紛争と資源搾取の収穫逓減から，結局は国際的な介入なしでも戦争は消滅するであろうが，この点に到達できるのは，国のほとんど全部の資産が破壊しつくされてしまった後である．このことから，他の国家や国際機関は，２つの緊急課題に直面

する．1つは，どのようにして国家の崩壊を防ぐことができるのか．もう1つは，どのように国家崩壊の廃虚の中から機能する国家を救済するのかという問題である．

国家の崩壊を防止する

国家崩壊がもたらす莫大な損害を考えれば，当然，潜在的に費用がより低い望ましい方法として，国家崩壊の防止が注目されることになる．しかし，国家崩壊防止への近道は存在しない．国家の崩壊を防止するには，結局，その社会の社会的，政治的，経済的関係に影響を及ぼすすべての制度とすべての政策が関係することになる．政治的摩擦から国家が完全な崩壊へと落ち込んでゆく可能性を少なくする方法として，相互に関係した2つのアプローチがある．

第1の戦略は，国家がきわめて脆弱な場合であっても無政府状態の出現を防ぐことのできる，社会制度の復元力を向上させる方法として，市民社会の強化に力を入れることである．豊かな共同生活こそが，コミュニティが地方の法と秩序を維持し，セーフティ・ネットを支え，搾取や公務員の賄賂要求へ抵抗することを可能とする．第2のアプローチは，東アジアの経験から導き出されたもので，政治的な干渉を受けない官僚機構を構築し，官僚的な意思決定に適切な制約を組み込むことを中心とするものである．このアプローチでは，公務員の清廉さとプロ意識が重要な要素である．

活動的な市民社会と，有能でプロ意識の高い官僚機構が，国家・社会間の建設的関係の2本柱を構成しており，国家の完全崩壊の危機にある場合には，この2本柱によってそのリスクを軽減できるだろう．

再建への挑戦

失われた国家を急速に復元することは，不可能でないにせよ，より困難なものである．崩壊してしまった国家の大半は，苛酷な紛争に夢中になっている，あるいはまさしく紛争から立ち上がろうとするところである．多くの場合，政治がこれに共謀したとの疑念が持たれており，不信感が世の中を席捲している．以前のライバルとの協力は難しく，一方における正義の追求は，他方への報復の願望と受け取られる可能性がある．平和が持続することや政策が維持されることへの信頼もほとんどなく，社会資本や人的資本が深刻な被害を受けている場合が多い．

もし，外部の関係者が，有効に機能する国家が存在しない国に関与することを決心した場合，彼らは異常なほどの困難に直面する．まず基本的な疑問として，誰と一緒に，どのように働けばよいのかという疑問が生ずる．1つの戦略は，地方の派閥または指導者を選び，その選んだパートナーの地位を強化しようと試みることで

ある．しかし，これは危険度が高い．せっかく選んだパートナーが信頼できないかもしれないし，指導者としての地位を濫用するかもしれない．モザンビークやアンゴラで起こったように，他の外部勢力が別の派閥を指導者として選び出し，紛争を長引かせる危険性もある．もう1つの方法は，中央の制度の崩壊後も，比較的正統性と能力を保持することが多い地方の権威や制度を，外部関係者がともに働くパートナーとして選ぶことである．この戦略は，地方の信頼性を再建し，意思決定能力の強化に寄与しうる．しかし，それは，中央政府の権威を再建するための戦略と結びつかなかった場合には，国家の分裂状態を長期化させる可能性がある．ソマリアがその典型である．

多くの場合，外部関係者は，市民社会や政治の再建に直接関与するよりも，救済プログラムや復興プログラムによって，国家崩壊による人的費用を軽減することに注力している．しかし，最近の経験から，こうしたプログラムをある程度継続させると，国民の間に依存心を高め，最低限必要な国家機能に対する関心を薄れさせることで国家能力の再構築を傷つけてしまうことがわかってきた．対照的に，アンゴラ，カンボジア，モザンビークで採用された事例に見られる包括的和平アプローチは，広範囲におよぶ正式の権威を国際組織の手に渡して，和平協定を監視し，公共サービスを提供し，難民の本国送還を促進するものである．これらはすべて，選挙が実施された後にはその国の権威に権力を移管するという考えの下に実施されている．カンボジアとモザンビークでの国際的な活動は，この観点から見れば，全体として成功したと思われる．しかし，どちらの場合も莫大な費用がかかった．そして外部関係者は，当然のことながら，空白状態の国家能力を無期限に代替しえないし，代替すべきでない．

外部関係者が採用する戦略は，国家崩壊の持つ独特の症状によるため，その選択肢もさまざまである．第8章の議論にあるように，国家再建と復興の長い過程を考慮して，外部の援助関係者や機関が担うべき将来の役割が徐々に意識されつつある．外部関係者の直面する課題のいくつかを以下に述べる．

治安を回復する　内戦の終結によって，治安が自然によくなるわけではない．実際，個人レベルでの暴力や窃盗は，戦争の後に増加する可能性があり，個々の兵士にとって交戦の機会費用が増加する施策が採られない限りは，戦争の終結はむしろ犯罪機会を増やすシグナルになりかねない．それだからこそ，ウガンダのように，兵士だった人々が戦後，一般市民社会に確実に溶け込めるように，復員プログラムをうまく設計し，彼らに対し合法的な退役戦略を与えることが最優先事項となる．また，地方警察の力を強化し，山賊行為や犯罪行為を行う集団を減らすために刑法や他の対策の強制を厳格化することに力を注ぐことも重要であろう．ただし長期的な対応としては，紛争の社会経済的な根本原因に対処しなければならない．

経済復興　紛争後の安定化・復興プログラムの構成要素については，各国間の

相違がほとんどないとしても，紛争後のそれぞれの環境特有の条件や歪みを考慮して，標準的な政策パッケージの構成要素を慎重に検討すべきである．信頼関係を醸成し投資を促進する社会資本は内戦によって傷つけられている．結果として，投資を呼び戻すにあたってはインフラストラクチャーの損害より，むしろ国民の間の恐怖心が大きな阻害要因となりうる．したがって，民間部門の復興を刺激する政策をとる場合には，過度に積極的な増税を避け，改革の順序からいえば投資に敏感な改革，つまりインフレの抑制，没収された住宅ストックの売却または償還，歳入手段への制約などから着手するべきである．しかしながら，積極的歳入増加政策を採用しないということは，民間海外投資に対して過度の優遇税制インセンティブを与えることを意味しているのではない．カンボジアの経験からわかるように，過度の優遇税制は非生産的であり，長年にわたり政府から大きな歳入源を取り上げてしまい，さらに国内投資の復興という重要な役割を全部，政府の手から取り上げてしまう．

基礎的な社会政治的和解の促進　経済政策や各部門プロジェクトは，精神的外傷を負った国民と，社会資本に甚大な損害を受けた社会に特有の問題に配慮して，立案されなければならない．さらに，経済政策の標準的改革と統治手段の改革は，和平協定の維持に脅威を与えることのないよう，また経済条件上の著しい歪みに留意しつつ，特別に順序付けられる必要がある．

能力の開発　紛争後の状況で復興と再建を維持しようとするときに中心となる問題は，能力の欠如である．有効なマクロ経済改革と政治改革が実施されているところでさえ，官僚の能力改善が非常に遅れているのがほとんどである（たとえばウガンダ）．急速な能力開発プロセスを開始するために，さまざまなオプションが試みられてきている．たとえば，新政権内部における地位を確保することで，国外に逃れていた専門職を引き戻したり（たとえばカンボジアやレバノン，ハイチ），顧問として外国人専門家を派遣することなどである．国家能力を強化する戦略が示唆するように，恣意的な行動に対する最低限のルールと制約さえ欠如している状況においては，在来型の技術援助が効果を発揮することはまれである．そのような規則の欠如は，失敗した国家の１つの決定的な特徴である．したがって，外国からの技術援助は，政府内部の説明責任と制約に関する最も基本的なルールを実施・施行し，それによって失われた信認を再び取り戻す努力と併せて行われることが不可欠となる．

国家崩壊は極端な現象であり，それぞれの事例が特別である．ゆえに，国家崩壊の原因とその結果に関して，単純な一般化はできない．それぞれが，苦悩する国民と国際システムに対して独特の課題を抱えている．しかし，その結果はほとんど画一的といえるほど，ごく普通の人々によって負担される．この事実は，有効でよい対応を行う国家が，長期的な社会の健全さや富にとって決定的に重要であることを示している．

地域別の手段と誤った手段

国家の有効性を改善する戦略を構成する要素が，制度的・政治的条件の違いにより，国ごとに大きく異なることは避けられない．各開発途上地域で，国家が直面する問題の特徴と挑戦課題を以下に要約する．これらは，必然的に広く一般化されており，当然のことながら各地域に，その地域全体とは全く異なった経験を持つ国も存在する．

国家の有効性の悪化が最も深刻なのは，サブサハラ・アフリカである．これは公務員給与の低下，過度の援助依存，政治的庇護の横行などの結果である．ボツワナなどの例外もある．しかし，アフリカ諸国の蔵相グループから委託された最近の報告書では，本開発報告の中で既述されたことと呼応しつつ，サブサハラ・アフリカの大多数の国では，現在の能力（国家能力を含む）が独立時に比べて低下していると結論づけている．その結果として，多くの国が国家能力の低下の悪循環にとらわれ，それによって，市民から見たその国の信認が低下する結果となっている．

アフリカの多くの国は，国家存立の危機，能力と正統性の危機にさらされている．

本報告書の提案する2部戦略の第1部は，おそらくサブサハラ・アフリカで，より緊急性を持つだろう．国家が最優先させる戦略を徹底して再度絞り込むことが強く要請されている．こうした絞り込みが実行されたケースは少なく，実行されたとしても，危機が長期化してしまった後に初めて実行されている．国家の力の及ぶ範囲が縮小し，国家の有効性が衰え，事実上国家が撤退してしまうというのが典型的な事例である．不幸なことに，優先する戦略を慎重に絞り込まなかったために，国家の適法性・正統性の機能の分野が弱体化し，国家がそこから撤退してしまう事態が生じている．サブサハラ・アフリカの多くの地域で，かなりの程度の制度的空白状態が発生しており，それによって犯罪の増加，治安悪化などがもたらされ，投資や経済成長が悪影響を受けている．

国家の有効性を再び高めることは，容易ではないだろう．国家の失敗の原因は複雑多岐にわたっているからである．失敗の原因の中でも特に主要なものには，種族，血統，言語，親族集団に基盤をもつ伝統的な統治形態・社会組織と，近代的な政府形態の間の途切れることのない衝突がある．また，多額の軍事支出と軍関係者の機能障害を起こしている行動が（他にチェック・アンド・バランスがない状態では）重要な障害となっている．これらの要因により，国民に対して政府の行動を説明し

正当化する必要はもはやないと政府が考えるまでに，公共機関の透明性と説明責任が低下してしまっている．

アフリカで最優先されるべき緊急の戦略は，公共組織を修復し，国家権力の濫用に対して信認あるチェックをすることで，国家能力を再建することである．

アフリカ諸国の大部分において，明らかに，国家機構の全面的改革が必要とされている．大改革によって，質のよい公共サービス提供や民間活動に対しての，国家による阻害ではなく促進が可能となる．本報告書で強調したように，２部戦略の第２部，つまり能力の再建は，緊急体制によって着手されねばならない．いくつかの優先分野に絞って能力の再建を開始することが大切である．中でも法の支配の強化はその不可欠な第１歩となるべきであり，もう１つは立法府の行政府に対する監督能力の強化である．しかし，行政部門の能力強化，特にマクロ経済政策および戦略的政策を立案する中央政府の能力の強化と，中央政府による中心的公共財供給における効率化へのインセンティブの強化も，同様に高い優先順位にある．残念なことに，いくつかの将来有望な国を除いて（ボツワナと最近ではウガンダ），アフリカにおける国家の有効性の改善は，局部的な対処か，または紙上の公布にすぎない．しかし現在では，問題が真剣にとり上げられる兆候がみられる．最近の改革プログラムは，制度の強化に多くの注意が払われるようになっており，また，アフリカ経済の広い地域においてマクロ経済管理が改善されつつある．

アフリカ地域において国家を体系的に制度改革をしようとするには，その費用が重大な制約となる．しかし，いったん優先順位が明確になれば，費用を賄う資金源のメドは立てられるだろう．大部分の国では，誤って配分されている既存の資源を，公共部門の実質的な賃金引き上げ（さらなる人員整理によって見込まれる節約額に見合う額以上の引き上げ），社会サービス支出の増加，または人事管理，再訓練，説明責任の強化への広範な投資へと方向を転換して再配分する必要がある．この大規模な国家能力の再建は，国際的な支援なしでは実行不可能である．しかし，政府と国際機関などの外部機関が異常なまでに深い協力関係にあると，結果的に対外依存の一形態となってしまう．援助が，十分議論されて整合性のとれた政策を支え，国家の内外における全般的なインセンティブの枠組みを強化するように，援助の種類とその与えるインセンティブも再検討する必要がある．優先順位付け，さらに，戦略的な飛び地の形成も，改革プロセスを開始するためには必要である．ただし，これらはあくまでも改革を拡大・深化させるための，よく検討された計画の一部でなければならない．

公共サービスや集団的サービスの提供を改善するために，民間部門と市民団体の密接な協調が要求される．特に国家の市民社会の間の連携が不十分な場合には，この協調が促進されねばならない．

最近の有望な展開として，特に初等教育，基礎的ヘルスケア，ごみ処理などの地域サービスの分野で，自助的なコミュニティのイニシアティブが続々と登場していることが挙げられる．このイニシアティブは，国家自体が有効なサービス提供に失敗したところから生まれたものが多い．コミュニティのイニシアティブが，良好に機能する政府の行政サービスを完全に代替できるわけではないが，当面の困難を部分的に切り抜ける方法となる．ただし，部分的に切り抜けられたとしても，大きな競争圧力，より大きな発言と透明性，そして法律を含めた規則と制約などの，本報告書でも推奨している強力なイニシアティブを欠いたままでは，アフリカの大多数の国々が，国家の役割の改革と国家能力の改善をいかに実現できるかを想像することは難しい．

アジアの状況は異なっている．東アジアの新興工業国では，一般的に国家は有効で，民間部門との生産的な協調関係を構築しているとみられている．ほぼ例外なく，東アジアの国家は，役割をその能力に非常にうまく適合させており，それによって有効性を強化している．アフリカの経済的衰退が，有効でない独裁主義国家が直接的な原因となっている一方で，東アジア諸国の多くは独裁主義的な政権の下で，著しい成長を（衡平性の若干の改善を伴いつつ）達成している．前章で論じた，アフリカでの独裁主義と経済的衰退の顕著な結びつきは，アジア諸国の多くではみられない．それは，アジア諸国が，急速な経済開発に対して積極的に関与し，強力な行政能力を持ち，民間企業などの利害関係者との結びつきを制度化したからである．さらに，健全な経済運営，基礎教育，ヘルスケア，インフラストラクチャーなどの経済的・社会的基礎条件を提供する能力を有していたことにもよっている．

東アジアでは，新しい重要課題に対応し変化する国家の能力が，地域の継続的な経済的成功にきわめて重要となっていくだろう．同時に行政を近代化し，有効な分権化を達成する方向へ踏み出すことも重要となろう．

しかし，国家の役割と機能に関する新しい大きな課題が，東アジア地域で持ち上がってきている．中国やベトナムなどの東アジアの移行経済国は，企業部門と金融部門での国家の役割を再定義する必要性に迫られ苦闘している．この両国は，大規

模な国有企業部門を維持しながら急速な成長を達成してきた．しかし，国有部門は次第に財政的に危うくなってきている．これらの移行経済における，投資を促進するための介入主義的産業政策の役割の可能性に関しては，いまだ結論が出ていない．しかし，この2つの移行経済が直面している条件は，日本や韓国が工業化の初期段階で克服してきた条件とは全く異なっているように思われる（第4章）．

東アジア地域のいたるところで（合法的独占または規制，あるいは影響力や汚職などから生じる）実質的な経済レントが，民間部門の大きなダイナミズムや国際的活動と同時に存在し続けている．しかしおそらく，こうしたレントが許容される余地は少なくなってきていると思われる．中国，韓国，ベトナムなどの最近の汚職反対運動などがその証拠である．そして，国際競争が高まるにつれ，日本や韓国でも，あるいは東アジアの新興経済でも，非効率的で保護された部門のコストをダイナミックで効率的な部門に負担させることが，もはや不可能となってきている．

このことからわかるのは，東アジアの多くの国では，競争を支援するために強固な規制構造を発展させ，また政府が引き続いて行動する分野では透明性と説明責任を強化するメカニズムを発達させるために，今よりもっと徹底的な近代化改革が必要とされるであろうことである．特に，長期的開発の見通しを得るためには，民間部門と協調しつつ，インフラストラクチャー部門への融資と供給の効率化をはかることが重要である．多くの意欲的なプロジェクトが進行中だが，東アジアは，競争を生みだし，契約過程を管理し，独占を取り締まる規制の枠組みを今後急速に発達させる必要がある．

同時に，多くの東アジア社会は，国家活動の強化が必要とされる新しい分野に直面するだろう．これらの新分野には，急速に都市化し，高齢化する社会に住む個人や家計が直面する新たな危機に対処するための，社会保険や健康保険制度，またはより強力な環境保護努力といった公式のメカニズムも含まれる．また，たとえば中国内陸省の農村の人々，東インドネシアの比較的貧しい人々，あるいはいくつかの国での少数民族など，急速な開発から取り残された人たちにも届くような公共活動も必要である．そして，たとえば中国，マレーシアやタイなどでは，拡大する不平等に対処するための新たなメカニズムも求められる．

最後に，東アジア地域の多くの国では，より有効な中央政府制度を構築し（第5章で主張されたアジェンダを参照），汚職の問題に立ち向かう（第6章）必要性に直面している．制度の構築は，公務員が比較的脆弱で（たとえばインドネシア），伝統的な国家能力がなんらかの形で蝕まれている（たとえばフィリピンやタイ）国では優先順位が高い．中国，インドネシア，フィリピン，ベトナムなど政府機能を部分的に分権化することによって，質の低い公務員に権力が渡り，地方政府が取り込まれる危険がある国では，下層レベルの公務員能力を訓練する努力が緊急に行われる必要がある（第7章を参照）．

南アジアでは状況がまた異なる．南アジアの多くの国では，非効率な国家や汚職と，比較的能力があり効率的な公務員制度とが共存している．ただし，公務員の質は顕著な低下を見せている．

南アジアも国家の役割と能力の不適合に悩んでいる．しかしここでの不適合は，アフリカのように歴史的に国家の能力が低かったためではない．実際，国家の能力は低くはない．しかし，国家は，自分の能力以上に過度に介入主義的な課題を追求している．その結果，開発は阻害され，長期的には国家能力も低下することになる．今なすべきことは，国家の役割を現在の能力に適合させることに再び焦点を絞り，国家のさらなる衰退を防ぎ，能力を改善することである．

南アジアの主要問題は，過剰な規制と過度に肥大した国家にある．これは膨張した公共部門雇用の原因でもあり結果でもあるが，確実に汚職へと至る道である．第4章で強調したように，規制の簡素化と国有企業の改革，その結果としての国家の役割の縮小は，複雑で，かつ政治的に難しいと思われる．しかし，この方策は経済効率を改善し，競争圧力を増大させ，汚職を減少させて大きな財政余剰を生み出す．またその他になすべき緊急事項は，フィードバックを改善し，国家能力を補完するために，ビジネスと市民団体とのより強力な協調関係を築き，その意見をもっと有効に聞くことである．

政治的干渉の拡大が，南アジアの多くの国々で国家の有効性に対する第2の大きな障害となっている．第5章で議論したように，インドの場合，行政上の官僚的形式主義が伝説的なほど大きいことによって官僚の能力が阻害されているだけでなく，政治的動機に基づく頻繁な人事異動やその他の措置によって，（彼らの個別行動への介入は法的に禁じられているにもかかわらず）質のきわめて高いインド官僚の独立性が，実際は厳しく限定されているという事実によっても官僚の能力は阻害されている．

パキスタンでは，実業界や強力な封建的利権団体からの国家機関に対する圧力が増大している．最近では，国家権威と有効性がむしばまれた結果，国家機関そのものを改革しようという試みが生まれた．ここでも，有能な公務員が積極的な司法部門と手を組むことで，改革が可能なだけでなく，実際に実施されるだろうという楽観主義が根拠あるものとなっている．バングラデシュでは，最近の政治的発展により，トップレベルの強力な政治的関与，国民参加，分権化という3本柱で，国家の権威と有効性の低下に対する対策を開始するための条件を作り出した．これは有能かつ専門的能力をもつ公務員制度によって補強される．政府の改善，行政の合理化に関する同様の可能性が，この地域の他の国でも生まれている．

上記において言及したように，どんな地域であっても，地域内の各国間にはかなり大きな差異が存在する．そして地域を一般論でくくることは，一次近似として役立つだけである．これは，特に中東欧諸国（CEE）や独立国家共同体（CIS）という，今まさに中央計画経済からの移行に着手している国に該当する．グループとしての中東欧諸国と，独立国家共同体の国々の間には，大きな違いがある．どちらも，経済的・政治的移行，つまり国家活動の焦点を根本的に再度見直そうという共通の課題に直面しているが，独立国家共同体諸国は（ロシアを除いて），経済的形態の変化と国家構築という，とてつもない，歴史的にもユニークな２つの課題に直面している．彼らは，生きている間において中央政府を持った経験はなく，現在の国境で独立国家を創立した経験も，ここ何世紀間にもわたって（多くは一度も）存在しないのである．

移行経済に，より有効な政府をもたらすための課題は，ある意味では，大部分の開発途上経済が直面する課題より容易であり，別の意味ではより困難で，かつ，きわめて異なるものである．２部戦略の第１部は，能力に役割を適合させることである．これは非常に重要だが，役割も能力も急激に変化する状況では，特に難しい．有効性の衰退と基本的な統治における深刻な問題という大海に，孤島のように浮かぶ優秀な部分が存在するために，能力の悪化の程度は各国間できわめて異なる．この状況において，国家能力を役割に適合させることは，単に基礎条件に焦点を絞るという問題ではない．それは，基礎条件が重要でないということではない――基礎条件がなければ，市場に基づく経済システムへと向かう道は非常に険しいものとなる．しかし，こうした国にとっての課題とは，長い間発達してきた既存の優秀な部分を維持し，そして国民が慣れ親しんでいる社会的保護のメカニズムを国民に提供し続けながら，この基礎条件を与えることである．高度な教育を受け，社会的意識に目覚めた国民の能力を前提とすると，国家能力の再建という課題（２部戦略の第２部）は，インセンティブ変化，または官僚文化を超えた問題である．どれだけ早く移行が完了するかは，こうした方向修正がどれだけ素早くできるかにかかっている．

「ボートを漕ぐのではなく，舵を取る」という課題に向かって，再度，国家を方向づける任務は，中東欧諸国ではとても完了しているとはいえない．しかし，国家の役割の焦点を再び絞ることについては，大部分の国で進展が見られ，現在，国家能力と説明責任は改善されつつある．

中東欧，特にチェコ共和国，ハンガリー，ポーランドなどの国で国家の有効性の改善が顕著にみられることは何も驚くことではない．これは，国家の役割の焦点を

非常に急速に絞り直したこと（2部戦略の第1部）にある．しかし，東欧の南部の国々の進捗は，政策改革においても，行政分野においても，一般的にあまり大きいものではない．

特に，中東欧のいくつかの国で，サービス提供のための競争システムを設立し，民間部門に今よりもさらに依存する（部分的には教育と保健を含む）方向で，進歩が起きている．これらの国々では自立的な専門家組織が根づき始めており，これは，政府の外側での制度能力（改革の実行を後押しするのに必要な能力）と社会資本の再建にとって好ましい兆候である．そして，欧州連合の支援に助けられて，実質的な規制改革と規制の単純化が行われた．もう一度東欧の南部諸国の地域全体の進歩をみてみると，傾向としてはるかに速度が遅い．問題は，これらの改革の望ましさに関してコンセンサスが欠如していることではなく，改革を形成し，主導していく能力が政府の中心に欠如していることである．いくつかの国では，流動的な政治状況によりこの状況はいっそう悪化している．

旧ソ連共和国の国家能力の低さは，経済・社会政策の大部分におけるさらなる進歩にとって深刻な，そしてますます悪化していく障害となっている．

CIS諸国は，いまだに国家の方向調整過程の初期段階にあり，厳しい問題が次々と起こっている．中東欧諸国とは違い，CIS諸国では往々にして，国家の新しい役割が明確に定義づけられていない．そして原則として明確に定義づけられていても，実際はこうした原則を現実化するには，中央政府の能力が低く，きわめて困難である．ほとんどの事例において，有効な国家を形成するには根本的な制度構造が弱すぎる．大多数のCIS諸国が抱える根本問題は，国家の法的妥当性に関して行政部門の説明責任が弱いところにある．1990年代初頭には，新設国のほとんどで，議会は，ソ連の崩壊後にどのような政治的正統性が存在するかをただ陳列するだけであった．行政府の日常的な機能に対して議会が越権的な干渉をしている事例もある（ウクライナで残る問題である）．しかし，大部分の国において，今では行政府のほうが支配的な力を持ち，議会の監視は弱体化している．

行政部門の説明責任強化の問題以上に，CIS諸国の大半が3つの問題に直面しており，莫大な経済的費用を生むだけでなく，汚職を拡大させている．この結末は，この地域ではおおむねどこでも非難されており，本報告書が実施した民間企業家サーベイの中でもそれが確認されている．まず第1に，司法システムが脆弱で決定が遅く，それが改革と経済活動の双方にとって深刻な弱点になっている．よく知られるように，法の強制力が弱く，司法手続きが脆弱な場合には，例のないほどの組織犯罪の増加が許容されてしまう．第2に，私的・公的財産権の間の境界線があいま

いで，大きなレント・シーキングを引き起こしている．そして，公務員は国有企業資産を含む公的資産を私的利益のために食いものにしている．第3に，規制の枠組みが不明瞭で，非常に複雑なため，公共部門と民間部門の交わりにおいて汚職が促進されてしまう．

議会に対する行政部門の説明責任の強化，議会の監督能力の強化，司法システムの効率化と改善，財産権の明確化と説明責任ある公的資産管理・監督の提供，規制の枠組みの合理的簡素化と裁量でなく規則に基づく規制枠組みへの移行，そして少なくとも，犯罪活動を管理下におき，犯罪と公共部門の関係を断ち切ることなどに対して，外国から援助や支援を行うことは，明らかに国家の機能を改善し，その地域全体の経済復興を促進するのに不可欠である．

CIS諸国の大部分で，官僚能力を改善するような，真の行政改革はこれまで存在してこなかった．中央政府の人員配置は傾向として少なく，政府で働いている人たちは，高等教育を受け専門的知識を持っているにもかかわらず，上からの命令がない経済において行政に必要とされる技能に欠けている．そのうえ，彼らには基本的な物資供給も資源もなく，給料も非常に低い．したがって，経済の移行第1段階で人々の関心や資金が急速な民営化，価格システムと外国為替システムの改革，財政と通貨管理手段の確立に費やされたのは，驚くことでもない．しかし，決断と明確な行政行動が求められる移行の次の段階における改革が，この改革の実施に必要な政府職員や資源，そしてメカニズムの欠如によって深刻な膠着状態に陥っていることも，また同様に当然のことである．

ラテンアメリカ・カリブ地域の国家の役割は，過去10年ほどの間に決定的な変化を遂げてきている．それは，民主主義への復帰や市民社会の形成から生まれた期待と，財政危機によって加速された．グローバリゼーションから受ける競争圧力によって，比較優位の欠如した活動を民営化したり外部に委託すること，または，公共財の供給における効率性と有効性を改善することが，政府にとって危急の問題となりつつある．

だが，第1段階の改革を成功裏に完了させた国はこの地域で数多くあるものの，第2世代の改革においては，制度変更は活発に行われているが，進捗は緩慢なものにとどまっている．たとえば，公務員制度改革と社会サービス改革は，政治的制約と既得権益によって押し戻されている．これらの改革は（最近，アルゼンチンやそのほかの少数の国々で開始されたが），孤立した改革として実施することは不可能である．それは，すでに多くの国で着手された，政治行政・財政管理の広範な分権化の一部でなければならない．

ラテンアメリカの政府は，貧困の緩和に対するアプローチを考え直している．貧困緩和が重要となるのは，非常に歪んだ所得分配構造を持つ地域である．

ラテンアメリカ諸国の多くが大規模な経済改革と構造改革に乗り出しているが，その中で現在，貧しい社会階層のための社会投資基金が創設されつつある．広い意味で，この地域の政府は，非常に不公平な賦課方式の国営年金システムの破産に直面していた．チリは1981年に年金システムを民営化し，国家の役割を規制のみに限定した．そして他の国では（たとえばアルゼンチンやコロンビアでは）2元システムを推し進めた．第3グループの国々では，年金改革の手法の検討を開始したところである．しかし，ラテンアメリカが東アジアと競争しようとするならば，経済的基礎条件の改革を完了させるために，社会的基礎条件に対してもっと積極的な行動をとることが必要である．

ラテンアメリカで優先されるべきことは，国家の制度能力の再活性化であり，この分野ではいくつかのイニシアティブがすでに着手されている．中央集権国家と連邦国家の両方とも，分権化，特にサービス供給の改善を志向している．歳入と歳出両方に対する権限と責任が譲渡されたが，当初のうちはあまり適合していない場合が多い．州（県）政府，あるいは地方レベルでの制度能力の強化は，アルゼンチン，ブラジルなど連邦制をとっている国では中心的な課題となっている．そこでは，過度の負債を持つ地方政府と弱い国家や地方銀行という負の遺産がある．しかし，危機時において，活動的な地方指導者が管理できる範囲で改革を推進したために地方政府改革が成功した例は豊富に存在する（たとえば官民協調によるものなど）．

ラテンアメリカでは，権力と支出の分権化は，民主化と組み合わされて，地方政治を劇的に変化させた．その中のいくつかは，「静かな革命」と呼ばれるもので，統治の新しいモデルがこの地域に現れている．

ラテンアメリカの地方改革の第1段階は，おおむね1983年から90年にわたっており，前世代に比べてより専門的，改革主義的な世代が官職を求める制度的環境を作り出した．多くの都市の指導者は，投票者の希望を探り出す自然な手法として，大衆参加という避けられない論理に引き寄せられた．この同じ論理によって，近隣住民が欲する公共事業やサービスの向上と，費用を回収するためにその住民たちが負うべきであると当局が主張する支払い負担との間の結びつきが，よりわかりやすいものとなり，政府と政府に統治される者の間の財政関係が強化された．たとえば多くの地方政府が，業務・サービスの改善を利用料または改善課徴金と結びつけるか，

住民投票に依存している．伝統的な政府モデルでは，こうした交換，つまり提供された財・サービスの対価支払いは自明の理である．しかし，ラテンアメリカ・カリブ地域における40年あまりにわたった中央集権システムは，この暗黙の信用取引を壊し，低い費用回収と低い税収入という２つの結果を生んできた．地方レベルで不可欠となっているこの財政関係の修復が，新しい統治スタイルに際立った特色を与え，将来への輝かしい展望となっている．

政府は，意思決定プロセスへより大きく接近することを要求する強力な市民団体（メディア，民間シンクタンク，NGO）の出現を反映して，いっそう開放された行政を生みだす方向へと動き出している．特にカリブ連邦ではそれは市民憲章によって（たとえばジャマイカなど）これを要求している．コロンビアなどでは，パフォーマンス指標（経済，効率，有効性，サービスの質，金融等の業績）を発展させる努力をすすめており，これが公共部門の管理者および政治家に説明責任を与えると思われる．

ラテンアメリカ諸国の大部分で，裁判システムは，非効率と広範な汚職，そして政治干渉に悩んでいる．新しく法律をつくったり制度を有効に動かすためには，司法システムが良好かつ公正に機能せねばならない．必要な改革は，すでに多くの国々（ボリビア，エクアドル，トリニダード・トバゴ，そしてベネズエラを含む）で着手されているが，それは法律に関する教育，よりよい裁判行政，訴訟の流れの管理，裁判手続きの改革，さらには裁判以外の代替的争議解決システムの開発を含むものである．また，刑事裁判システムを強化し，増加する犯罪や暴力の問題に対処する努力も必要である．犯罪や暴力は，部分的にはこの地域の麻薬取引と関係したものである．

中東・北アフリカでは，失業が大きく突出した経済・社会的問題となっており，この問題がとくに政府部門の縮小を難しくしている．

中東・北アフリカ諸国は，1960年代および1970年代に，国家へ広範な経済的責任を割り当てた．最近になって，政府はある程度自らの役割を整理縮小したが，政府内部や国有企業部門内部の縮小はいまだ実行されていないことが多い．また，過去に構築された大規模な公務員の削減も全く行われていない．数少ない例外（チュニジアなど）を別にすると，規制も国家の経済活動への介入も過大であり，公共サービスの供給は非効率的となっている．

技能を持つ公務員は不足ぎみで，公共サービスの提供も不適切なことが多い．過度の規制によって労働力は膨れ上がり，民間経済活動への干渉の悪用を生み，汚職の蔓延がもたらされている．これまで行政機関の合理化と国家の有効性の改善に努

力が払われることはほとんどなかった．そして時間が経つにつれ，変化を起こすシステムの能力は徐々に萎縮した．地域紛争は，国家改革からの関心をそらしたが，冷戦の終焉，湾岸戦争の終結，そして和平プロセスによってもたらされた姿勢の変化によって，この地域の政府は，合理化と有効性改善の問題により多くの関心を向け始めた．

中東，北アフリカ地域の大多数の国の改革への第１ステップは，中央政府の雇用者数をこれ以上増加させずに，経済を自由化することである．このステップは，２，３の国で始まっている．改革に対する政治的，社会的な困難は，克服不可能ではないにしてもきわめて大きい．１つのやり方は，サービスの対応や説明責任を高めるために，サービスを選択して分権化し，選択的国有企業の改革に集中する一方で，より包括的な国家改革への礎石を用意することだろう．

経済協力開発機構（OECD）加盟国では，全般的な国家能力は高いが，国家の有効性を改善する努力はまだ続けられている最中である．グローバル化とテクノロジーが部分的な原動力となり，特に社会保障と援助の分野において，多くのOECD諸国政府で，民間部門および市民社会との連携に大きな可能性を見いだす変化が起こっている．

世界中で最も包括的な国家改革のいくつかは，OECD諸国で起こっており，それは主に政府のコストが上昇したことと，市民が貨幣に対してより高い価値を求めていることによって引き起こされたものである．これらの努力の大半に関して最終的評価を下すには時期尚早であるが，OECD諸国でさえ国家の有効性に対する不満足の程度が大きいことは，低い社会総費用でよい公共サービスを提供できる，より有効な政府への模索は今後とも継続するもの，かつ継続しなければならないものであることを示している．

小さなステップであっても，国家の有効性に大きな格差を生み，よりよい生活水準の実現とさらなる改革の機会を開くことが可能である．好循環への道を開くためには小さなステップから開始することが課題となる．

本報告書で展開された２部戦略は，世界各地で追求されている多種多様な改革のアジェンダへの，広い意味での手引きにすぎない．同様に，国家改革に対する国際援助は，１つですべてに対応するというアプローチを超えなければならない．または，支援される側の需要より，援助する側の選好に基づくものであってはならない．援助は，手がけている事例や，それぞれの国で起こっている広範な政治的・社会的変革に，改革がどのように適応するかに関する明確な分析に基づいたものでなければならない．

本報告書で議論された改革を構成する重要な要素は制度的なものであり，それゆえ改革には時間がかかると思われる．即効薬としての能力構築策が過去20年以上にわたって試されてきたが，効果は限定されたものであった．このような努力は，多くの場合，訓練や技術教育，そして技術システムを輸入することを中心としてきたのであり，競争圧力または協力，透明性，規則を基盤とするシステムによるインセンティブには注目してこなかった．改革をあまりに急速に推し進めると，新たな危険を生み出すことがある．改革が，変化によって敗者になるであろう人たちによって妨害される可能性もあり，また，改革によって分裂と制度的空白が生まれる危険も常に存在する．

国際協力と分権化は，潜在的に増加する傾向にある．これによって，国際的集団行動や地方公共財供給を改善する機会がつくり出されるのである．実際，この2つの傾向は相互補完的なものである．しかし，ここにも落とし穴があり，それを回避できた場合にだけ，改革の利益は現実のものとなる．国際協力は，国々が世界的統合から便益を受けると信じた場合にのみ利益を生み出すのであり，家計，労働者，貧者，弱者にとってのグローバル化のリスクと不確実性がうまく処理される場合にのみ，よい成果が得られるのである．また分権化には，マクロ経済管理の喪失や地域間不平等の増加という費用が，その便益を上回らないことを保証する慎重な管理が必要である．

過去においては，改革の遅れは単なる延期された成長であり，改革の契機を逸する費用は，最悪の場合でも，停滞の継続を意味するだけだった．しかし，国家の有効性と信頼性の低下，そして改革に対する抵抗が長年にわたってもたらす累積効果について，国家が連鎖的に転落し，最後には崩壊した事例と合わせて検討すれば，改革の遅れが生む費用ははるかに大きいことがわかる．もし，政府がその有効性を改善し，公共制度を活性化する困難に進んで立ち向かうことができなければ，経済・社会の厚生改善への見通しは，きわめて暗澹たるものとなるだろう．

近づきつつある21世紀に向けて，変革への大きな期待と希望が生まれている．市場，市民社会，世界的な力関係がめまぐるしく変わりゆく世界において，国家はより有効になるよう，圧力をかけられているが，世界の変化の流れを追えるほど迅速には対応できていない．変革の唯一のモデルは存在せず，改革はゆっくりと進むことが多いだろう．なぜなら改革は，制度の役割や市民と政府の相互作用の根本的転換を伴うものだからである．本報告書は，国家制度の改革は長く厳しいものであり，政治的にも微妙な課題であることを述べてきた．しかし，改革への挑戦がどういうものかを理解しているならば，事態を放置した場合の費用についても，われわれはいっそう認識しているはずである．

テクニカル・ノート

概　　観

図1のデータは，経常国内価格である．OECD諸国についてのデータはTanzi and Schuknecht（1995）から採り，OECDの各年版より更新した．ここに含まれている国はオーストリア，ベルギー，フランス，ドイツ，イタリア，日本，オランダ，ノルウェー，スペイン，スウェーデン，スイス，イギリス，アメリカ合衆国である．途上国のデータはIMFの各年版(b)による．開発途上国には，世界銀行の定義による低・中位所得国を含み，対象国は期間によって異なる．

Box2の左図における地域指標は，その地域諸国の信認指数平均から算出した．信認指数の作成については，テクニカル・ノートの最後で解説している“民間部門サーベイ”およびBrunetti, Kisunko, and Wederの背景論文を参照されたい．

Box2の他の2つの図は，表TN1で報告されている回帰分析に基づく．GDP成長率回帰分析は，操作変数（IV）法によっており，the Freedom House Index of Political Rights（Freedom Houseの各号）を信認水準の操作変数として使用した．GDPにおける投資比率の回帰分析は，最小2乗法（OLS）による結果を報告したものである．信認指数はBrunetti, Kisunko, and Wederの背景論文(a)から採った．指数は，高所得OECD諸国の水準を1として標準化されている．残りの変数の出所は，Commander, Davoodi, and Leeの背景論文である．

Box2の右にある2つの図の作成に使用された方法は，通常用いられる多重回帰分析であり，これは特に述べていない限り本報告書全体にわたって使用されている．中位のカテゴリーに関する垂直バーの高さは，回帰式の右側の項すべて（たとえば表TN1上の定数項，信認，初期所得，初期教育，政策の歪みなど）の標本平均で回帰推定を評価することによって得られた従属変数の値である．他の2つのバーの高さは，関心の変数（表TN1の信認）を除いた，すべての右側の項の変数の標本平均で回帰推定を評価し，関心の変数に関しては，高位カテゴリーについては標本平均より1標準偏差大きい値で，低位カテゴリーについては標本平均より1標準偏差小さい値で評価して求めた従属変数の値である．

バーが単純相関に基づいている（たとえば図3中の左上図）表では，特に述べていない限り，次のような方法が採用されている．標本中の国は，水平軸の変数値に応じてランク付けされている．低位，中位，高位カテゴリーは，次のように定義されている．中位カテゴリーは標本平均からの1標準偏差の中に入っている国で，バーの高さはこれらの国の平均である．残りの国は分布の高位域，または低位域に入っており，それぞれ高位カテゴリーと低位カテゴリーを構成している．またそのバーの高さは当該カテゴリーの平均を示している．

表 TN1　信認水準と他の変数への成長と投資の回帰分析

独立変数	回帰係数	
	1人当たりGDP成長（操作変数法）	投資/GDP比率（最小2乗法）
定数項	−9.550**	−36.841***
	(4.14)	(9.03)
信認水準	13.44**	17.54**
(0＝最低，1＝最高)	(6.34)	(7.53)
1人当たりGDP初期値	−0.048	5.025**
(対数値)	(0.77)	(1.43)
教育の初期平均年数	−0.255	−1.109
(対数値)	(0.85)	(1.85)
政策の歪み	−0.256	0.628
	(0.64)	(1.51)
調整済 R^2	0.264	0.674
観測値数	33	33

*** 1%の有意水準で有意．
** 5%の有意水準で有意．
（注）（ ）内の数値は標準誤差．

図3の左上図は，政策歪み指数（1984-93年の平均）と汚職指数（1996年データ）の間の単純相関に基づいている．相関係数は0.53であり，t 値は3.79である．政策歪み指数は，Commander, Davoodi, and Leeの背景論文から採用されている．指数が高い値であれば，政策がより歪んでいることを意味する．汚職指数は，本報告書において実施された民間部門サーベイ（テクニカル・ノートの最後を参照）から採用された．政策歪み指数の作成については，図5のテクニカル・ノートを参照されたい．

図3の右上図は，表TN2に報告された1人当たりGDPと教育の初期値（世界銀行データベースより）によって制御したうえでの，汚職指数の司法制度予測可能性指数（高い値は，予測可能性が高いことを意味する）への回帰分析に基づいている．汚職水準と司法制度予測可能性のデータは民間部門サーベイ（テクニカル・ノートの最後を参照）から採用された．バーを生成する統計的手法はBox2のテクニカル・ノートに記述されている．

図3の左下図はEvans and Rauch（1996）に報告された回帰分析から導出されている．従属変数は汚職であり，データはPolitical Risk Servicesの発行する *International Country Risk Guide* の各号をメリーランド大学のIRIS Centerがまとめたもの（Keefer and Knack，1995も参照されたい）から採用されており，高い値は汚職がより多いことを示すように基準は再変換されている．回帰分析には定数項が含まれ，独立変数として，1人当たり実質GDPと実力主義採用指数が採用されている．この指数が高い値をとることは，中心的な経済官庁にいる，より多くの高級官僚が公式の試験システムを経由して公務員となったこと，また試験を受けずに採用された公務員が大学または大学院レベルの学位を持っている比率が高いことを示している．バーを

表 TN2　司法制度の信頼性および犯罪と窃盗への汚職水準の回帰分析

独立変数	回帰係数
定数項	−7.63***
	(0.703)
司法制度の予測可能性	−0.59***
	(0.10)
1990年の初期1人当たりGDP(対数値)	−0.51***
	(0.162)
1990年の中等教育就学数(対数値)	0.39
	(0.185)**
調整済 R^2	0.603
観測値数	59

*** 1%の有意水準で有意.
(注)　(　)内の数値は標準誤差であり，推定は最小2乗法を用いている.

生成する統計的手法は，Box2のテクニカル・ノートに記述されている.

図3の右下図は，製造業賃金と比較した公務員給与と，*International Country Risk Guide* からとった汚職指数の関係を示している．全体的な相関係数は0.65，t 値は3.61であった．データは Van Rijckeghem and Weder の背景論文から採った.

図4のデータの相関係数は−0.35であり，t 値は−3.65であった.

図5は Commander, Davoodi, and Lee の背景論文から採用し，表 TN3に報告されている相互作用項を使用した操作変数回帰分析に基づいている．データは，世界銀行によるものと Summers-Heston world table (National Bureau of Economic Research, 1997) による．状態変数は，1985年国際価格による1人当たり GDP の初期対数値，教育の達成度（就業人口の中位就学年数の対数で計測される），人口成長率，1985年国際価格での GDP に対する投資率の対数である．制御変数は，1985年国際価格での GDP 比政府消費（政府規模）の対数，政策歪み指数，官僚の質または制度能力の指標，交易条件の平均変化率，年代ダミー，地域ダミーである．相互作用項での回帰分析は，政府規模と官僚制が1人当たり GDP 成長率に与えた複合効果を推定するものである.

制度能力変数は，政府の質の指標の合成指標であり，Knack and Keefer (1995) と Mauro (1995) をはじめとする多くの研究から引用されている．この評価は，外国投資取引における官僚的煩雑さの程度，規制環境，政治的圧力からの自立の程度に焦点を当て，外国投資家の反応を集計したものである．外国投資家の反応には偏りがある可能性が高いが，この系列は政府官僚制の機能について現在入手可能な唯一の大規模クロスカントリー評価である．すべての反応が0から1の範囲で再基準設定され，高いスコアはよりよい官僚制を示している．政策歪み指数は，3つのキーとなる指標，すなわち経済の開放度（GDP 中の貿易シェアによって計測される），為替の過大評価度（為替レートについてのインフォーマル市場プレミアムによって計測される），国際価格からの国内価格の乖離度，についての主成分分析によって得られたものである.

表 TN3　1人当たりGDPを従属変数とした最小2乗法と操作変数法回帰分析

独立変数	最小2乗法		操作変数法	
	相互作用項なし	相互作用項あり	相互作用項なし	相互作用項あり
定数項	0.171***	0.161***	0.167***	0.136***
	(0.022)	(0.024)	(0.027)	(0.038)
1974-83年のダミー変数	−0.015***	−0.015***	−0.015***	−0.014***
	(0.003)	(0.003)	(0.004)	(0.004)
1984-93年のダミー変数	−0.017***	−0.016***	−0.017***	−0.016***
	(0.004)	(0.004)	(0.004)	(0.004)
初期1人当たりGDP	−0.019***	−0.019***	−0.021***	−0.021***
	(0.003)	(0.003)	(0.003)	(0.003)
初期教育	0.003	0.003	0.003	0.003
	(0.003)	(0.003)	(0.003)	(0.003)
人口成長	−0.184	−0.209	−0.260	−0.304
	(0.192)	(0.192)	(0.204)	(0.203)
投資/GDP比	0.009***	0.009***	0.008**	0.007**
	(0.003)	(0.003)	(0.003)	(0.003)
政府規模	−0.016***	−0.022***	−0.023***	−0.038***
	(0.004)	(0.008)	(0.008)	(0.015)
制度能力	0.017*	0.041	0.027***	0.085*
(0＝最低，1＝最高)	(0.009)	(0.027)	(0.010)	(0.044)
政府規模×制度能力		0.014		0.033
		(0.014)		(0.024)
政策の歪み	−0.006***	−0.006***	−0.005***	−0.005***
	(0.002)	(0.002)	(0.002)	(0.002)
交易条件の変化	0.034	0.034	0.042	0.044
	(0.040)	(0.040)	(0.042)	(0.042)
ラテンアメリカのダミー変数	−0.017***	−0.017***	−0.015***	−0.015***
	(0.004)	(0.004)	(0.004)	(0.004)
サブサハラ・アフリカのダミー変数	−0.030***	−0.030***	−0.028***	−0.028***
	(0.006)	(0.006)	(0.006)	(0.006)
社会主義国のダミー変数	−0.008	−0.008	−0.013**	−0.013**
	(0.006)	(0.006)	(0.005)	(0.005)
観測値数	271	271	258	258
R^2	0.5196	0.5213	a)	a)

*** 1%の有意水準で有意.
** 5%の有意水準で有意.
* 10%の有意水準で有意.
(注) 1人当たりGDP成長は1985年の国際価格でのものである.（ ）内は不等分散性調整済みの標準誤差.
a) R^2は操作変数回帰に関しては適切な数値ではない.

指標の値が高いほど，政策の歪みが大きい．

図5のためのデータは，1964-73年，1974-83年，1984-93年の期間をカバーする10年平均の情報を活用するためにプールされたものである．最小2乗法と操作変数法による回帰分析結果が表TN3に報告されている．最小2乗法と操作変数法による推定結果はきわめて近似していた．ただしここでの議論は，操作変数法による結果について行う．政策歪み指数と対GDP投資率についての操作変数は，それら変数の過去5年間のラグ変数を使用した．政府規模変数の操作変数は，Commander, Davoodi, and Leeの背景論文に報告された操作変数法の回帰分析による予測値である．回帰分析での他のすべての変数は，外生変数として扱われている．

状態変数はすべて予測された正負符号であった．初期所得項の係数は，年率2.1%での条件付き収束を示唆しており，これはBarro and Sala-i-Martin（1995）にて報告されている2.6%に近い値である．就学年数にて与えられる人的資本形成は成長に正の影響を及ぼすが，その影響は統計的に有意ではない．他方，投資率は成長率にかなり有意な影響を持つ．人口成長率は，1人当たりGDP成長率に負の影響があるが，交易条件変数は正の影響を持つ．しかしながら，双方とも有意ではない．政府消費支出は，明確に負で統計的に有意な影響を持つ．政府消費が1標準偏差分増加すると年0.65パーセント・ポイント政府消費伸び率が低下するが，これはBarro and Sala-i-Martin（1995）に報告されている0.7パーセント・ポイントに近い．また，政策の歪みは成長に対して明確な負の影響を持ち，その有意水準は1%である．これは，ここで使用された指数によって計測される政策の歪みが，成長に対して負の影響を持つことが予測されることを示している．しかしながら，政策項の係数で（他の変数を制御して）与えられるこの変数の影響の大きさは，少くとも政府規模変数（年0.5パーセント・ポイント）に比較すれば，それほど大きくない．対照的に，制度能力変数は，成長に対してかなりの大きさで正かつ有意な影響を持つ．同様に，政府消費項を制度能力変数と相互関連させると（これは同時に2つの変数が高い値を取る含意を引き出す試みである），正の係数となる．成長に対する政府の成果を評価する場合に適切なのは，単なる規模ではない．政府の質が経済パフォーマンスに正の影響を与えうるのに対して，過大評価された為替レートや広範な貿易制限など悪い政策はその国の成長を抑制する．そして，最もパフォーマンスの悪い国・地域は，この3つの指標すべてにおいて最低となる傾向がある．問題は，政府規模と政策および制度の質であるようだ．

第　2　章

図2.2では，Commander, Davoodi, and Leeの背景論文での経済成長の操作変数法に基づく回帰分析推定が，1964-93年のサブサハラ・アフリカと東アジアの成長要因を分解するために使用されている．これらの要因は（説明されているか，されていないかにかかわらず），1964年のサブサハラ・アフリカの1人当たりGDPに逐次的に加えられている．

図2.4の上の2つの図の詳細については，Box2のテクニカル・ノートを参照され

表 TN4　信認水準と他の変数への世銀融資プロジェクトの収益率の回帰分析

独立変数	回帰係数
定数項	−7.080
	(12.87)
信認水準	35.55**
(0＝最低，1＝最高)	(16.18)
1984-93年の交易条件の変化	8.078
	(31.07)
1984-93年の政策の歪み	2.481
	(2.76)
調整済 R^2	0.088
観測値数	30

** 5％の有意水準で統計的に有意．
(注) (　)内の数値は標準誤差である．推定は最小2乗法による．

たい．図2.4の下の図は，表TN4に報告されている回帰分析から導出されている．従属変数は，世界銀行により融資された開発事業の312の標本についての国平均の収益率である．選ばれた事業については，事業評価は終了している．このデータは世界銀行の評価局（Operation and Evaluation, OED）のデータベースからのものである．独立変数は，1984-93年の期間の交易条件変化，1984-93年の政策歪み指数と政府信認水準指数である．交易条件と政策歪み変数（概観図5のテクニカル・ノートを参照）は，Commander, Davoodi, and Leeの背景論文からである．信認水準のデータは本報告書のために実施された民間部門サーベイから採っている（テクニカル・ノートの最後で解説してある「民間部門サーベイ」を参照されたい）．回帰分析には定数項を含んでいる．

第　3　章

図3.8のデータは，22のOECD諸国における年金，失業給付，家族支援の対GDP比の単純平均である．1965-79年のデータは，ILOの各年データから作成されている．1980-93年のデータは，OECD（1996）からである．

第　5　章

図5.5では，従属変数である官僚能力指数は，*International Country Risk Guide*の各号に報告されている官僚の質レーティング変数であり，高い値が高い官僚の質を示すよう変換されて使用されている．独立変数は，初期1人当たりGDPと実力主義指数である．回帰分析は，定数項を含んでいる．

図5.7のデータの相関係数は，−0.37で，t値は−10.14である．国は，ボツワナ，

表 TN5　汚職・他の変数の水準と予測可能性への対 GDP 総投資シェアの回帰分析

独立変数	回帰係数
定数項	19.523
	(13.49)
汚職水準	−5.814**
	(2.23)
汚職の予測可能性	6.309**
	(2.62)
1990年の中等教育就学者数(対数値)	1.987
	(2.18)
1990年の初期1人当たり GDP(対数値)	−1.149
	(1.87)
政策の歪み	−1.959
	(1.46)
調整済 R^2	0.24
観測値数	39

** 5%の有意水準で有意.
(注) ( )内の数値は標準誤差である. 推定は最小2乗法による.

ブルキナファソ, カメルーン, チャド, エジプト・アラブ共和国, ガボン, ガンビア, ガーナ, ケニア, マダガスカル, マラウイ, モーリタニア, モーリシャス, モロッコ, ナイジェリア, ルワンダ, セネガル, ソマリア, スーダン, トーゴである. この標本は, 給与と雇用についての時系列, 国別の変化をカバーしている. 賃金変数は, 1人当たり実質 GDP に比較した中央政府実質平均賃金であり, 双方が現地通貨にて計測されている. 雇用変数は, 全人口に比較したときの中央政府雇用である. 雇用と名目賃金は, Kraay and Van Rijckeghem (1995) から採用されている. 実質平均賃金は, 消費者物価指数と雇用の積によって名目賃金合計をデフレートして作成されている. 人口, 消費者物価指数, 1人当たり実質 GDP は世界銀行データ・ベースから採用された.

第 6 章

図6.1は表 TN5に示されているクロス・カントリー回帰分析の結果に基づいている. 対象国と汚職指数の定義については, テクニカル・ノート最後にある「民間部門サーベイ」を参照されたい. 従属変数である投資-GDP 比は, 1990-94年の GDP 比総投資の単純平均である. 汚職の予測可能性は, 結果の予測可能性と, なされる追加的支払いの規模の予測可能性の組み合わせからなっている. 回帰分析では, 教育の初期水準 (中等教育就学率の対数によって測られる), 初期所得 (1990年の1人当たり GDP を購買力平価にて計測したもの) と存在している政策の歪みを制御している. 政策歪み変数は, Commander, Davoodi, and Lee の背景論文 (概観図5のテクニカル・ノ

一ト参照）から採用されている．投資，教育，初期所得のデータは世界銀行のデータである．数値を作成する統計的手法は，概観の図５のものと同じである．汚職の水準と予測可能性は投資率決定の重要な要因であり，５％の有意水準で有意である．

第　7　章

図7.1の民主化指数は，Jaggers and Gurr（1996）にて開発されたPolity IIIのデータに基づいている．地域別グループ分けは，標準的な世界銀行分類による．この指数は，1990年代初頭に50万人以上の人口を持つすべての独立国家（177カ国）について，1800年から1994年までの各年の「制度化された民主主義」と「制度化された独裁」の指標から導出された．指数は，前者から後者を引いて計算された．各指標は，政治参加の競争性，政治参加の規制，上級官僚採用の競争性，上級官僚採用の開放性，閣僚の制約の５項目から構成されている．それぞれの項目は，Jaggers and Gurr（1995, p. 472）によって点数が付けられている．両方の指標が10点満点で，０から10までで点数を付けられ加法的である．２つの指標の差を使用する利点は，民主的（10点），独裁的（－10点）の２つの両極の間の連続上に体制のタイプを示すことができる点である．民主化指数は，政治的権利と市民の権利に関するFreedom House指数（Freedom House, 各号）と高い相関をしており，1973-94年の相関係数はそれぞれ0.92と0.87である．

Box7.3の数値は，単純な相関に基づいており，その村の他の特性は制御していない．しかしながら，それらの特性を制御した場合でも関係は依然成り立つ．社会資本のデータは，世界銀行の参加型貧困アセスメントの一部として，1995年の４月，５月にタンザニアの農村で実施された社会資本と貧困のサーベイ（Social Capital and Poverty Survey, SCPS）からのものである．支出データは，同じ出所であるが，87の家計クラスターのうち53の家計クラスターについてのみをカバーしている部分的なものである．村レベルの社会資本指数は，サーベイ回答者の属する集団（たとえば教会，女性グループ，農民グループなど）の平均に，次の３つの面の集団の平均特性の指数を乗じたものである．３つの面とは親族異質性，所得異質性，集団機能の３点である．学校の質のデータは，1993年にタンザニアで実施された人的資源開発サーベイ（Human Resource Development Survey, HRDS）によるが，クラスターのレベルでは，このサーベイはSCPSの87クラスターにあわせることができる．学校の質指数は，クラスター・レベルの平均であり，学校の５つの属性の相対的重要性と，その５つの面におけるその地方学校の質の評価に関する質問への回答から導出されている．HRDSは，5000家計に関するタンザニアの国家的代表サーベイである．このサーベイは，世界銀行と日本政府，英国海外開発庁の資金提供のもとでダル・エ・サラーム大学経済学部，タンザニア政府，世界銀行の共同作業にて実施された．Ferreira and Griffen（1995）を参照されたい．

表 TN6　憲法の構造と他の変数への福祉支出の回帰分析

独立変数	回帰係数	標準誤差
定数項	−6.37	4.229
憲法の構造	4.40	2.189**
高齢化	0.583	0.082***
失業率	0.361	0.029***
政府のタイプ	0.227	0.063***
官僚制度の効率性	1.76	0.521***
1人当たり GDP×10^4	0.94	0.495*
政府のイデオロギー	−0.04	0.045
インフレ率	0.01	0.017
子供の数×10^8	2.37	4.09
プログラムの開始年	−0.006	0.039
ジニ係数	−0.004	0.109
R^2	0.63	
観測値数	365	

*** 1%の有意水準で有意.
** 5%の有意水準で有意.
* 10%の有意水準で有意.
(注) 推定は一般化最小2乗法による. R^2 は最小2乗法の R^2 のすべての特性をもっているわけではない.

第 9 章

図9.2は，表TN6に報告された一般化最小2乗法（GLS）回帰分析に基づいている．この回帰分析は，初期条件と制度，人口，経済変数の福祉支出への影響を捉えている．

従属変数は，年金，失業，家族扶助への政府支出のGDP比である（図3.8のテクニカル・ノートを参照）．初期条件は，所得分配として初期ジニ係数（Deininger and Squire, 1996）と各国の社会保障プログラムの開始からの経過時間（米国保健人的サービス局，1994）から成っている．制度変数は，官僚の効率性指標（Commander, Davoodi, and Lee 背景論文からの制度能力）と政治環境に関する3変数を含んでいる．高いスコアは，効率性の高さを示す．効率的な官僚制は不正や濫用を抑制する可能性が高いが，同時にすべての適格な受益者に便益を供与する可能性も高い．このようにして，官僚の効率性変数の係数の符号は，これらの2つの影響の相対的重要性に依存している．正の係数は，より効率的な政府がより大きな範囲を福祉でカバーすることを含意している．政治環境指標は，憲法の構造，政府のタイプ，立法府のイデオロギー的偏向から構成されている（後の2者は，Alesina and Perotti, 1995からのデータである）．憲法の構造は，憲法下で少数集団や権益集団に与えられている，社会的な立法を阻止する拒否権で計測されている．指数の高い値は，妨害能力がより低いことを示す．正の係数は，拒否権の低い国が福祉拡大にのめりこむ可能性がより高いことを示す．政府は，単一政党から少数を含む多数政党にまで6つのタイプに分

類されている．イデオロギー的偏向は，右翼，右寄り中道，中道，左寄り中道，左翼の5つに分類される．政府のタイプについての正の係数は，単一政党の政府は，財政拡大的政策へ向かう可能性が低いことを含意している．それは左翼政党はイデオロギー的偏向から，より財政拡大的政策へ向かう可能性が高いことを含意している．65歳以上の（老齢）人口比率，14歳以下の子供の数，失業率，1人当たり実質GDP，インフレーションは世界銀行社会指標データベース，OECD各年版，ILO（1986）と（1994），IMF各年版(b)，世界銀行経済社会データベースから採られた．老齢・失業率変数は，当然正の係数となると考えられる．最後に，国が豊かになるほど，福祉支払いは大きくなる．この効果は，1人当たり実質GDPの正の係数によって得られる．

新しい変数「残余平均福祉支出」は，福祉支出標本平均から回帰式の定数項と次の項を減ずることによって定義される（10%有意水準以下で有意でない独立変数の標本平均×係数）．福祉支出への各変数の貢献は，各変数の係数の推定値にその変数の標本平均を乗じ，残余平均福祉支出でその結果を除することで得られる．ここで報告される福祉支出の分解は，回帰式の中で10%有意水準以上で有意な変数のみを残す作業に対しても頑強である．

パキスタン税制改革の結果としての歪みの減少の簡単な計算は，いわゆるハーバガーの3角形に基づいている．死荷重損失（DWL）は，下式で与えられる．

$$DWL=(0.5)\times(t^2)\times(1-t)^{-1}\times\varepsilon_T\times TI$$

ここで　t＝税率，　ε_T＝補償需要弾力性，　TI＝課税可能所得

税制改革以前に使用されていた税率は60%で，改革後は30%である．用いられた補償需要弾力性は0.5で，Feldstein（1995）と同じである．GDPに対する課税可能所得の適切な比率は，7.22%である．これらの数値に基づくと，歳入中立的改革に伴う死荷重損失削減（改革前マイナス改革後）はGDPの1.4%と推定される．

民間部門サーベイ

なぜこのサーベイを行うか

膨大な量の逸話的な報告書には，法，政策，規制の不確実性が民間部門発展に悪影響を与えることが描かれている．例としては，ペルーの非公式な企業の問題に関するDe Soto（1989），赤道ギニアでのビジネスの不確実性に関するKlitgaard（1990），ニカラグアにおける制度的不確実性の分析に関するBorner, Brunetti, and Weder（1995）がある．

しかしながら，このような分析に関する適当なデータを得るのは困難である．本報告書向けに実施された民間部門サーベイは，民間企業家が考えている制度的不確実性のさまざまな面について，広範な国家の横断面から国際比較可能なデータセットをつくることでこのギャップを埋めようとしている．

アンケートサーベイ

アンケートはまず回答企業の一般的特徴のいくつかについて尋ねている．5つの異なる面が考えられる．つまり規模（雇用者50人未満，50～200人，201人以上），企業

の事業内容（製造業，サービス，農業），本社の位置（首都，他の大都市，中小都市，農村），外資参加の有無，製品輸出の有無である．

質問の主要部分は25の複数回答を持つ質問から構成されており，それらは特定の項目に焦点を当てている，以下のような5つのセクションにわけられている．

- **法と政策の予測可能性**　立法のプロセスで創出される不確実性の評価を目的としている．
- **政治的不安定性と財産保全**　政府権力の規則的・不規則的に移転することで生ずる不確実性について質問するものである．
- **政府・企業関係**　企業が政府の行動に直面する15の領域をとりあげて，それぞれの領域がビジネスを行ううえでの障害をどの程度つくり出しているかの評価について質問するものである．
- **法の執行と官僚的手続きの煩雑性**　汚職の程度に焦点を当て，それが予測可能な取引費用か，それとも不確実性の源かを質問している．もちろん，この回答の分析上の問題は，企業が賄賂を支払っていることを公に認めるのを嫌がる点である．さらにここでは，国家と取引するうえでの不確実性が計画投資プロジェクトを抑制しているか，そして，上級経営者の時間の何%が法的措置の扱いのために費やされているかを直接質問している．
- **政府のサービス提供における効率性の欠如によって創出される不確実性**　政府が郵便，保健，電話サービス，道路などの一定の基礎サービスを供給しているか，そしてそれはどの程度の効率かについて質問している．

実施と結果

アンケートのオリジナルは英語で記述されている．しかしながら，世界中に配布するために，フランス語，ドイツ語，ポルトガル語，ロシア語，スペイン語などいくつかの主要言語への翻訳が必要となった．可能な限り，アンケートはこれらの言語の1つか，または英語によって行われた．しかしながら，同じ国に対して複数の翻訳を提供することが不可欠な場合もあった．アルバニア，ブルガリア，チェコ，ハンガリー，イタリア，ポーランド，スロベキア，トルコの場合にこれが実施された．

サーベイは，1996年8月から1997年1月の間に実施された．結果として69カ国が参加した．参加国は，先進工業国ではオーストリア，カナダ，フランス，ドイツ，アイルランド，イタリア，ポルトガル，スペイン，スイス，イギリス，アメリカ合衆国である．南・東南アジアでは，フィジー，インド，マレーシアである．中東・北アフリカでは，ヨルダン，モロッコ，ヨルダン川西岸・ガザ地区である．中東欧では，アルバニア，ブルガリア，チェコ共和国，エストニア，ハンガリー，ラトビア，リトアニア，マケドニア，ポーランド，スロバキア共和国，トルコである．ラテンアメリカ・カリブ地域では，ボリビア，コロンビア，コスタリカ，エクアドル，ジャマイカ，メキシコ，パラグアイ，ペルー，ベネズエラである．サブサハラ・アフリカでは，ベナン，カメルーン，チャド，コンゴ，コートジボアール，ガーナ，ギニア，ギニアビサオ，ケニア，マダガスカル，マラウイ，マリ，モーリシャス，モザンビーク，ナイジ

表 TN7　地域ごとの民間部門サーベイへの回答

地域・グループ	調査国数	調査企業数	回答のあったアンケート数			
			平均	中央値	最小値	最大値
先進工業国	11	254	23	20	14	56
南・東南アジア	3	139	46	45	41	53
中東・北アフリカ	3	109	36	42	15	52
中東欧	11	771	70	70	46	114
ラテンアメリカ・カリブ地域	9	474	53	47	17	87
サブサハラ・アフリカ	22	1,288	59	48	13	124
独立国家共同体（CIS）	10	650	65	62	31	91
発展途上国計	58	3,431	59	51	13	124
合計	69	3,685	53	50	13	124

ェリア，セネガル，南アフリカ，タンザニア，トーゴ，ウガンダ，ザンビア，ジンバブエである．独立国家共同体（CIS）からは，アルメニア，アゼルバイジャン，ベラルーシ，グルジア，カザフスタン，キルギス共和国，モルドバ，ロシア，ウクライナ，ウズベキスタンである．

対象企業は，企業規模，その国での地理的立地条件，事業のタイプ，外国資本参加の有無の全域にわたってそれぞれを代表するように選ばれた．アンケートは可能な限り郵送されたが，郵便の信頼度が低い国では手渡しされた．表 TN7は回答率の詳細を示している．他の郵送によるサーベイでの経験からみると，途上国における郵送サーベイに対する総合回答率（30%）は驚くほど高い．この高い回答率の原因は，2要因に帰すことができる．このサーベイが，国内事業者が大きな関心を寄せる質問を挙げたという事実，およびこのサーベイが，途上国においてかなり知名度が高い国際機関の提供によるものであったという事実である．

予算・時間上の制約から，いくつかの国においては，回答企業は，アンケートの配布された企業のランダムな標本を形成しなかった．また，他の国においては，政治的・経済的条件から，地理的に限定された地域においてのみの配布となった．しかし，平均的にはこのサーベイは，各国50企業の回答という当初の目的を達成できた．

回答企業のほぼ半数は小規模（雇用者50人未満）であり，残りは，2つの大きな企業規模にだいたい等しく分割できた．このサーベイでは，標本企業が，対象国内で地理的立地をよく代表するよう意図されていた．首都に立地する企業が，回答企業の約半分を構成した．しかし，企業の4分の1が小規模都市や農村に立地し，経営されていることは励みとなっている．

そうはいうものの，総計した結果では，国々の中に存在する多様性がわからなくなっている．首都に立地する企業の比率は，100%から0%までさまざまである．このような多様性は，1つの国の内部における民間ビジネスの分布によって説明することができる．旧ソ連諸国（CIS）においては，登録事業の半数以上が首都に存在している．社会経済的・政治的条件により，首都から離れた地域でのアンケート配布が制限

された国もある．また，郵便の信頼度の低さによって，離れた地域に対するアンケートの配布，および時間内での返送が不可能となった国もあった．

サービス業と製造業が回答企業を半数ずつ占めたが，農業企業からの回答は相対的に少なかった．この偏りは，地理的条件から説明できる．4分の3以上のサーベイ対象企業が首都，または他の大都市に本社を持っていたが，農業企業が首都または大都市に立地することは少ないからである．

外資参加，および外国市場へのアクセスについては，対象企業は均一に分布している．サーベイ対象企業の3分の2は外国資本の参加がないと報告した．ゆえにこの結果は，多国籍企業の認識に焦点を絞り，その国の主観的投資環境を調査した，これまでのサーベイ結果と対照的である．

信頼度指標の作成

信頼度指標は，民間企業によって認識される制度枠組みについての信頼度に関する広範な指標として設計された．この指標は，政府と民間企業の相互関係における不確実性のいくつかの異なる根源を含み，それらを1つの総合指標へと集約するものである．信頼度指数は，5つのサブ指標への平均的回答の単純平均として作成されたものであり，高所得OECD諸国の指数が1となるように標準化されている．

- **規則制定の予測可能性**　企業家が規則・政策の予期せざる変更に対処しなければならない程度，政府は公表された主要政策を守ると企業家が考えるかどうか，企業家が規則の主要変更について知らされている程度，そして，計画された変更が事業に影響を与える場合に企業家が懸念を伝える機会があるかどうか．
- **政治的不安定性の主観的認識**　政府の変転（合憲であろうとなかろうと）が，民間部門に深刻な影響を与えうる広範な政策の急変を伴うと考えられているか．
- **個人と財産の安全**　当局が企業家とその財産を犯罪行為から守ってくれると企業家が信頼しているか，窃盗や他の犯罪が事業にとって深刻な問題となりうるか．
- **司法執行の予測可能性**　司法による規則の恣意的強制からの不確実性の発生の程度，およびそのような予測不可能性がビジネス上問題となるか．
- **汚職**　民間企業にとって，何か物事を進めるために変則的な追加的支払いをしなければならないことが通常のことであるかどうか．

参考文献

本報告書は，世界銀行の各種の報告と多数の外部資料をもとにまとめられた．世界銀行の資料には国別研究・部門研究・プロジェクト研究に加えて現在実施中の研究も含まれている．これらおよび他の資料は，２つのグループ，すなわち本報告書のために委託された背景論文と主要参考文献に分けて，著者もしくは機関のアルファベット順に掲載されている．背景論文は関連する文献および世界銀行の研究をまとめたものであり，そのいくつかはPolicy Research Working Paper seriesによって，他のものは『世界開発報告』事務局を通じて入手可能である．それら文献で述べられている見解は，必ずしも世界銀行または本報告書の見解ではない．

リストに掲げられている主要文献に加えて，世銀内外の多くの方々から有益な助言と指導をいただいた．とりわけGregory Ingram, Arturo Israel, Ravi Kanbur, Michael Waltonに謝辞を表したい．Caroline AnsteyとHans Jurgen Grussは多方面からの情報と協議の促進を支援してくれた．また以下の各氏からも有益なコメントと貢献がなされた．Sri-Ram Aiyer, Mark Baird, Shahid Javed Burki, Uri Dadush, Partha Dasgupta, Gloria Davis, Shanta Devarajan, Mamadou Dia, Jessica Einhorn, Gunnar Eskeland, Francisco Ferreira, Cesar Gaviria, Roger Grawe, Jeffrey Hammer, Ricardo Hausmann, Enrique Iglesias, Edmundo Jarquin, Robert Klitgaard, Geoff Lamb, Moises Naím, Gobind Nankani, John Nellis, Richard Newfarmer, Guillermo Perry, Guy Pfeffermann, Robert Picciotto, Boris Pleskovic, Stephen Pursey, Sarath Rajapatirana, Malcolm Rowat, Salvatore Schiavo-Campo, Nemat Shafik, Ibrahim Shihata, Mary Shirley, I. J. Singh, Andrew Steer, Nicholas Stern, Maurice Strong, Roger Sullivan, Vinod Thomas, Jacques van der Gaag, Paulo Vieira da Cunha, Steve Webb, Alan Winters, およびJohn Williamson．さらにBruce Ross-Larson, Meta de Coquereaumont, Paul Holtz, およびAlison Strongはさまざまな段階で編集上有益な助言と支援をしてくれた．各章に対してなされた貢献は各章参考文献に掲げられている．

本報告書のために特別に行われた民間部門の企業に関するサーベイは，世界銀行の業務機構におけるスタッフの支援と協力を通じて可能になった．参加国の駐在代表と駐在事務所のスタッフに加えて，地域副総裁による調査の調整にとくに感謝する．

本報告書のためにさまざまな協議が行われた．とくに以下の機関に対して，協議会合を準備してくれたことに感謝する．海外経済協力基金開発援助研究所（東京），ドイツ協力省，ノルウェー外務省，南北問題研究所（オタワ），国家応用経済研究審議会（ニューデリー），アフリカ経済研究コンソーシアム（ナイロビ），海外開発庁（ロンドン），アフリカのための世界連合（アディスアベバ），インターアクション（ワシントン）．

以下の方々に対し謝意を表したい．東京：袁鋼明，林薫，久武昌人，石井菜穂子，

石川滋，神信一，香西泰，久保田勇夫，中西徹，小田野展丈，岡崎哲二，大久保良夫，篠塚徹，白鳥正喜，末廣昭，手嶋茂樹，寺西重郎，和田義郎．ブリュッセル：Dominique Bé, Brunet Bernard, Noel Coghlan, P. Defraigne, M. de Lange, L. de Richemont, Daniel Guyader, Maurice Guyader, Ditte Juul Jorgensen, Maral LeRoy, Françoise Moreau, L. R. Pench, Regine Roy, G. Tebbe, A. Tincani, J. Vignon, および Rutger Wissels．イギリス：Mandeep Bains, Bill Baker, Richard Batley, Kate Bayliss, Sarah Bernard, Graham P. Chapman, Anne Coles, Paul Collier, Sean Collins, Rosalind Eyben, Mick Foster, Peter Grant, Mr. Greif, P. Holden, Tony Killick, Robert Lasiett, Andrew Leslie, Deborah McGurk, Dino Merotto, Mick Moore, Peter Mountfield, Rachel Phillipson, Trevor Robinson, Sally Taylor, Sandra Wallman, Jon Wilmsburst, および Geoffrey Wood．ストックホルム：Stefan Fölster, Jörgen Holmqvist, Erik Johnsson, Assar Lindbeck, Eva Lindström, Per Molander, および Joakim Palme．フランス，フェルネー・ボルテール：Hans Engelberts, Elie Jouen, および Mike Waghorne．ボン：Friedrich W. Bolay, Hans-Gert Braun, Hartmut Elsenhans, Ingrid Hoven, Ernst-J. Kerbusch, Elmar Kleiner, Gudrun Kochendörfer-Lucius, Rolf J. Langhammer, Hildegard Lingnau, Peter Molt, Mr. Preuss, Dirk Reinermann, Hans-Bernd Schäfer, Mr. Schröder, Christian Sigrist, Klaus Simon, Albrecht Stockmayer, Franz Thediek, Josef Thesing, Dr. Tittel-Gronefeld, Klemens van de Sand, および Peter Wolf．パリ：Sophie Bismut, Catherine Bourtembourg, Chiristian Chavagneux, Jean Coussy, Maximin Emagna, Bénédicte Etien, Ulrich Hiemenz, Etienne Le Roy, Turkia Ould-Daddah, Michel Pipelier および Jean Pisani Ferry．ロンドンにおける NGO 代表会議：Graham Bray, Joji Carino, Marcus Colchester, Harriet Goodman, Andrew Gray, Caroline Harper, Rob Lake, Christine Lippai, Brendon Martin, Arthur Neame, Henry Northover, Helen O'Connell, Robin Poulton, Mohammed Sulliman, Sabjit Tohal, Kitty Warnock, Alex Wilks, Christian Wisskirchen, および Jessica Woodroffe．欧州委員会：Roderick Abbott, Christoph Bail, Chris Boyd, Gunther Burghardt, Carlos Camino, Jim Cloos, Robert Coleman, Carlos Costa, Pierre Defraigne, Xavier de Larnaudie-Eiffel, Joly Dixon, Michael Green, Alexander Italianer, Horst Krenzler, Ed Kronenburg, François Lamoureux, Rene Leray, Jean-François Marchipont, Stefano Micossi, Agne Pantelouri, Bernard Petit, Juan Prat, Giovanni Ravasio, Alexander Schaub, Steffen Smidt, Michel van den Abeele, Robert Verrue, Jerome Vignon, Heinrich von Moltke, および Jorg Wenzel．ワシントン，ジョージタウン大学：Daniel Brumberg, Marsha Darling, Bruce Douglas, Steven King, Carol Lancaster, Marilyn McMorrow, Dennis McNamara, Gwendolyn Mikell, Howard Schaeffer, および Dan Unger．アメリカン大学ワシントン法学カレッジ：Claudia Martin および Rochas Pronk．NGO 代表との世界銀行会議：Peter Bachrach, Deborah Brautigam, Jim Cox, George Devendorf, Jack Downey, Justin Forsyth, Jo Marie Griesgraber, Wendy Grzywacz, Kari Hamerschlag, Carola Kaps, Meg Kinghorn,

Michael Kronthal, Carolyn Long, Claudia Martin, Carmen Monico, Joe Muwonge, Gabriel Negatu, Michal Nehrbass, Carolyn Reynolds, Mildred Robbins Leet, Bruce Robinson, Berta Romero, James Rosen, Frances Seymour, Gmakahn Sherman, Carla Simon, Andrea Soccobo, Julia Taft, Nicolas van de Walle, Nick Vanedwaild, および Chuck Woolery. カイロ：Ismail Sabry Abdallah, Mamdouh El Beltagy, Ahmed Galal, Abdel Fattah El Gebalyl, Mohamed El Sayed Selim, Mohamed Aboul Enein, Samiha Fawzy, Ahmed Gweily, Heba Handoussa, Taher Helmy, Mohamed Mahmoud El Imam, Mohamed Lofty Mansour, Omar Mohanna, Mohamed Ozalp, Ghada Ragab, Yasser Sobhi, Arvind Subramanian, Fouad Sultan, および El Sayed Yasseen. オスロ：Ole Winkler Andersen, Christian Friis Bach, Ingrid Braenden, Adne Cappelen, Arne Disch, Thorvald Grung Moe, Tor Halvorsen, Trond Folke Lindberg, Desmond McNeill, Lars Mjoset, Frode Neergaard, Poul Engberg Pedersen, Erik Reinert, Reiulf Steen, Astri Suhrke, および Lars Udsholt. オランダ：M. Bienefelt, K. Blekxtoon, J. de Groot, L. de Maat, K. Doornhof, J. Enneking, J. Faber, H. Gobes, A. C. M. Hamer, J. P. Ramaker, F. Roos, G. Storm, R. J. Tjeerdsma, A. van't Veer, F. Ph. M. van der Kraaji, G. van Dijk, G. J. J. M. van Empel, F. D. van Loon, L. van Maare, A. van Raverstein, および M. van Wier. ベルギー：Guido Dumon, Dany Ghekiere, Luc Hubloue, Thomas Lievens, および Guy Schorochoff. 世界保健機構：D. Bettcher, A. Moncayo, S. Sapirie, J. Tulloch, J. Visschedijk, および Derek Yach. 国連難民高等弁務官事務所：Jamal Benomar および Eric Morris. アディスアベバ：アフリカのための世界連合経済委員会（Economic Committee of the Global Coalition for Africa）の各委員. ヨルダン川西岸・ガザ：Samir Abdallah, Hatem Halawani, Nabil Kassis, Ali Mahmoud Khadr, Mohammad Zuhdi Nashashibi, Yousif Nasser, および Mohammad Shtayyeh. メキシコ，カンクンでの会議：José Afonso, Pedro Aguayo, Kenny Anthony, Nicolás Ardito-Barletta, Edgardo Boeninger, Juan Bour, Hernán Buchi, Rubén Carles, Alejandro Carrillo, Tarsicio Castañeda, Pelegrin Castillo, José Dagnino Pastore, Andrés Dauhajre, Diego de Figueiredo Moreira Neto, Alberto Díaz Cayeros, Haydee García, Rudolf Hommes, Tasso Jereissati, Arnoldo Jiménez, Eduardo Lizano, Thereza Lobo, Rolf Lüders, Gabriel Martínez, Néstor Martínez, Helen McBain, Ambler Moss, Marthe Muse, Arturo Núñez del Prado, Tomás Pastoriza, Ramón Piñango, Fernando Romero, Luis Rubio, Ricardo Samaniego, Cezley Sampson, Antonio Sancho, Enrique Vescovi, および Eduardo Wiesner Durán. インド：Swaminathan Aiyar, Yoginder Alagh, Surjit Bhalla, Onkar Goswani, R. N. Malhotra, Rakesh Mohan, および Pai Panandikar. ベルン：Franz Blankart, Thomas Greminger, Beat Kappeler, Luzius Mader, および Mathias Meyer. アフリカ経済研究コンソーシアム：Ibrahim Elbadawi および Benno Ndulu. ベルリン：Heinz Buhler, Alexander Friedrich, Götz Link, Theo Sommer, および Carl-Dieter Spranger. 国際労働機構：Katherine Hagen および Stanley Taylor. 自由貿易連合国際連盟：Gemma Adaba.

カナダ：Isabella Bakker, Manfred Bienefeld, Jim Carruthers, G. Shabbir Cheema, Roy Culpeper, Nasir Islam, Devesh Kapur, Bahman Kia, Peter Larson, Caroline Pestieau および Alison Van Rooy. アディスアベバ：Addis Anteneh, Tedenekialesh Assfaw, Asrat Bekele, Befekadu Degefe, Getachew Demeke, Tekalign Gedamu, Murtaza Jaffer, Rehenia Jingo-Kakonge, Teshome G. Mariam, Berhane Mewa, Gabriel Negatu, Florence Nekyon, Tom L. Torome, および Kiffle Wodajo.

これら一連の協議に関連して，とりわけ以下の方々に感謝したい．Patricia Dufour，平井智子，岩崎弥佳，Ali Khadr, Geoff Lamb，宮村智，Fayez Omar, Sudarshan Gooptu, Claudia Von Monbart, Spiros Voyadzis およびワシントンに本拠を置いている世界銀行理事とそのスタッフ．

第 1 章

Tilly（1990）は，過去1000年にわたる国家の変遷についての大胆で包括的な視点を提示している．国家とその運営を扱った古典的な文献は，マキャベリの『君主論』やカウティリヤの『アルタ・シャーストラ』*Arthashastra*（Kangle（1965）を参照）などである．Helm（1989）は1945年以降の国家の境界のシフトを分析している．Díaz Alejandro（1988）は，ラテンアメリカの視点から開発におけるシフトの形態を考えている．Tanzi and Schuknecht（1995）は国家の有効性についての最近の評価を提示している．World Bank（1991(b)）は国家に関する発展とは異なった役割について競合するパラダイムを概観している．Teranishi and Kosai（1993）は日本の経済政策について包括的な論評を提示している．IMF（1996）は途上国の直面している財政問題の論評を行っている．国家介入についての議論の包括的な概観は Stiglitz（1994）に含まれている．Mueller（1989）は異なったアプローチを採っている．Box1.1は Sills（1968), Gould and Kolb（1964), Kuper and Kuper（1996）からつくられた．Box1.2は Stiglitz（1996）を要約したものである．Box1.3は Swaminathan Aiyar の背景ノートから書かれた．歴史のセクションは Emma Rothschild による寄稿に負うところが多く，Aron, Elbadawi, Ndulu の背景論文にも，もとづいている．Box1.4は Stiglitz（1986）の要約から書かれている．表1.1は Jeffrey Hammer による有益な資料提供に負っている．

第 2 章

Peter Knight が Box2.1の資料を提供した．表2.1は Alston（1996）による．政府の規模を測定する方法に関しては，Gemmell（1993）と Lindauer（1988）を参照せよ．購買力平価についての標準的な文献は，Summers and Heston（1991）である．この章の実証研究は Commander, Davoodi, and Lee による背景論文をもとにしている．政府の規模を決定する要因については数多くの文献がある．そのなかでも Borcherding（1985），Buchanan（1977），Courakis, Moura-Roque, and Tridimas（1993), Lybeck（1986), Meltzer and Richard（1981), Oxley（1994), Peacock and Wiseman（1961), Ram（1987), Rodrik（1996）を参照せよ．政府の規模が成長や他

の厚生指標に与える影響については，Alesina and Perotti (1995), Anand and Ravallion (1993), Barro and Sala-i-Martin (1995), Bosworth, Collins, and Chen (1995), Devarajan, Swaroop, and Zou (1996), Kormendi and Meguire (1985), Landau (1986), Ram (1986), Slemrod (1995) を参照せよ．Knack and Keefer (1995) は制度の役割を明示的に観察している．Mauro (1995) は成長に対して汚職のもたらす結果を観察している．信認についての議論は，Borner, Brunetti, and Weder (1995) によるものであり，またこの報告用になされた信認調査から導き出されている．この調査については Brunetti, Kisunko, and Weder の背景論文に詳細に述べられている．制度についての一般的な議論は North (1990), Olson (1996), Dia (1996) による．経済学者による経済成長についての考え方の展開に関する議論は，Barro and Sala-i-Martin (1995), Solow (1956), Dasgupta (1995), Drêze and Sen (1989) による．

第 3 章

この章は以下の方々からの有益な貢献と提案に多くを負っている．Richard Ball, Jeanine Braithwaite, Lionel Demery, Jeffrey Hammer, Estelle James, Emmanuel Jimenez, Maureen Lewis, Geoffrey Shepherd, Carlos Silva, Kalanidhi Subbarao, および Dominique van de Walle.

共有された成長についての議論は，Aoki, Murdoch, and Okuno-Fujiwara (1995), 石川 (1990) に基づいている．Box3.2は Guerrero (1996) より引用されている．ネバダ州の鉱業についての議論は Libecap (1996) からのものである．土地登記についての資料は Feder and Nishio (1996) よりの付加的な情報とともに，Klaus Deininger によって提供された．Berry and Levy (1994) はインドネシア企業の輸出マーケティングパターンを記述したものである．Box3.3は Stone, Levy, and Paredes (1996) に基づいている．

政策環境のセクションは，アフリカの農業における価格の歪みについての議論に関して World Bank (1994(a)) より引用されている．途上国が税収を増加させる方法の変化についての議論は，Vinaya Swaroop による情報に基づいている．財政・金融政策上の信認を確立させるメカニズムについての議論は，Alesina and Ball の背景論文から引用している．

公共支出のパターンについての議論は Hammer (1997), Pradhan (1996), World Bank (1994(c)) に基づくものである．公共支出の便益の帰属についての議論は，Lionel Demery による貢献および van de Walle and Nead (1995) に負っている．民間部門の歴史的役割についての議論は Psacharopoulos and Nguyen (1997) および van der Gaag (1995) に基づいている．Box3.6は van der Gaag (1995) に基づいている．Box3.7は Coloma (1996) に基づいている．Box3.8は Nisha Agrawal によって提供された．

第 4 章

Jean Aden, Gerard Caprio, Cheryl Gray, Luis Guasch, Robert Hahn, Gordon

Hughes, Pablo Spiller, および Andrew Stone がこの章に貴重な貢献を行った. Box4.1は Andrew Stone によって準備された.

民営化と自由化についての議論は Galal and others (1994), World Bank (1995(c)), および Guasch and Hahn の背景論文に多くを負っている. Lau and Song (1992) は, 韓国と台湾 (中国) における官民パートナーシップの進展について記述を行っている.

金融・公共事業・環境の規制についての議論の枠組みは, それぞれ Caprio (1996), Levy and Spiller (1994), Afsah, Laplante, and Wheeler (1996) に多くを負っている. 銀行監督についての議論は Polizatto (1992) に多くを負っている. Box4.3は Sheng (1992) に負っている. 銀行の債務超過のエピソードについての世界銀行の研究は Caprio and Klingebiel (1996) である. イギリスの価格上限規制についての記述は Spiller and Vogelsang (1996) に基づいている. 先進工業国での環境規制についての情報は Lovei and Weiss (1996) および Rose-Ackerman (1995) からのものである. トップダウン型の環境規制の欠点は, Margulis (1996) に説明されている.

Stiglitz and Uy (1996) は銀行の支払い能力を維持する東アジア型のアプローチを調べており, Saunders and Wilson (1995) は西側世界における銀行の偶発債務についての歴史的経験をまとめている. ジャマイカとフィリピンの電気通信規制についての議論は Spiller and Sampson (1996) および Esfahani (1996) からのものである. 環境規制に関するインドネシアの経験についての議論は, Afsah, Laplante, and Makarim (1996) に負っている. Box4.5は大都市環境改善計画 (1996) からのものである.

産業政策に関するセクションは Aoki, Murdoch, and Okuno-Fujiwara (1995), Ohno (1996), World Bank (1993), Levy and others (1994), および Humphrey and Schmitz (1995) にもとづいている. Box4.6は Okazaki (1997) からのものである. 資本集約的プロジェクトに関するフィリピンの経験は World Bank (1987) にまとめられている. Lee の背景論文は, 韓国の全羅道におけるインフラストラクチャーに関する経験を展開している. Tendler (1997) はブラジル・セアラ州の公共調達を調査している.

第 5 章

この章は以下の方々からの有益な貢献, 示唆, コメントに負うところが大きい. Ladipo Adamolekun, Ed Campos, Migara da Silva, Giulio de Tommaso, Roger Grawe, Jeffrey Hammer, Malcolm Holmes, Arturo Israel, Kalus König, Alexander Kotchegura, Patricia Langan, Nicholas Manning, Ernesto May, Julie McLaughlin, Amitabha Mukherjee, Vikram Nehru, Chetana Neerchal, Barbara Nunberg, Gary Reid, Susan Rose-Ackerman, George Russell, Claude Salem, Salvatore Schiavo-Campo, Mary Shirley, Mike Stevens, Roger Sullivan, Jim Wesberry, および David Wood.

この章は Campos and Pradhan の背景論文, Schiavo-Campo, de Tommaso, and

Mukherjeeの背景論文，Nicholas ManningとGary Reidの背景ノートに負っている．Mike StevensはBox 5.1に貢献した．Box 5.2は，Campos and Pradhan（1996）によっている．政府の頭脳としての政策決定に関する議論はIsrael（1990）による．ポーランドとハンガリーの政策決定についての議論はNunberg（近刊）による．

サービスの提供に関するセクションは，Nicholas Manningによる情報とIsrael（1997）による．Box5.3はWorld Bank（1996(b)）からのものである．Box5.4はvan der Gaag（1995）およびHeyneman（近刊）による．Box5.5はvan der Gaag（1995）による．公共企業とのパフォーマンス契約に関する研究はWorld Bank（1995(c)）にある．インドと韓国の灌漑システムの比較はWade（1994）による．財政上，管理上のコントロールに関するセクションは，Gary Reid, Chetana Neerchal, Geroge RussellおよびJim Wesberryからの情報による．

有能でやる気のある職員を育てる問題に関するセクションは，Barbara Nunbergによる広範な貢献によるところが大きい．実力主義の採用と昇進に関するセクションは，Evans（1995), Campos and Root（1996）による．Box5.6はNunberg（1995）による．賃金と雇用に関する議論は，アフリカにおける賃金の上下格差圧縮の緩和に関する研究も含め，Lindauer and Nunberg（1994）によっており，公的部門の賃金低下に関する分析はHaque and Sahay（1996）による．1981-91年間の公的サービスの改革努力に関する研究はWorld Bank（1991(a)）に報告されている．Box5.7はTendler（1997）による．

第 6 章

この章は以下の方々からの有益な貢献，示唆，コメントに負うところが大きい．Ladipo Adamolekun, Robert Bates, Ed Campos, Maria Dakolias, Matthew McCubbins, Elena Panaritis, Andres Rigo Sureda, Susan Rose-Ackerman, Kenneth Shepsle, Mike Stevens, Andrew Stone, およびDouglas Webb.

司法制度に関するセクションはWebbの背景論文に基づくものである．財産権と体制の安定についての研究は，Clague and others（1996）による．Box6.1はElena Panaritisにより提供された．汚職に関するセクションはRose-Ackermanの背景論文による．汚職の予測可能性についての分析はEd Camposとの議論に負っている．Box6.2, Box6.3, Box6.4はSusan Rose-Ackermanによって提供されており，Brett（1993）およびRuzindana（1995）（Box6.3），Manion（1996）およびQuah（1993）（Box6.4）によっている．汚職に関しては多くの文献があり，Klitgaard（1988), Mauro（1995), Rose-Ackerman（1978), Shleifer and Vishny（1993）などがある．

第 7 章

この章は以下の方々からの有益な貢献とコメントに負うところが大きい．Junaid K. Ahmad, Dan Aronson, Katherine Bain, Ela Bhatt, Richard Bird, Tim Campbell, John Clark, Peter Evans, Marianne Fay, Deon Filmer, Ashraf Ghani,

Jim Hicks, Michael Laver, Deepa Narayan, Vikram Nehru, Samuel Paul, Lant Pritchett, Lester Salamon, David Sewell, Anwar Shah, Jerry Silverman, Albrecht Stockmayer, および David Wildasin.

発言と参加に関するセクションは，Evans（1996(a)，1996(b)），Hirschman（1970），および Montgomery（1988）において展開されたアイデアによっている．Box7.1は Linz，Lipset，and Pool n. d.，Weaver and Dickens（1995）およびブラッセルの Europinion および *India Today*（1996）によって行われた世論調査に基づいている．議会制度下での選挙制度と女性議員に関する言及は Lijphart（1995）による．多様性と代表に関するセクションは Brautigam による背景論文と Jalali による参考ノートに基づいている．サービスに関し，それを提供している NGO，仲介機関，一次組織の間の違いはFisher（1993)およびCarroll, Schmidt, and Bebbington（1996）によっている．ナイジェリアのウム・イトードに関する言及はFrancis and others（1996）による．Box7.3は Putnam, Leonardi, and Nanetti（1993）および Narayan and Pritchett（1997）に基づいている．公共行動の質を高める上での社会資本の役割についての議論は Evans（1996(a)，1996(b)）による．参加メカニズムに関する議論は Campos and Root（1996），Paul（1994），Picciotto（1995），および Holmes and Krishna（1996）に着想を得ている．アゼルバイジャンのバクーにおける水資源供給の使用者評価に関する言及は，World Bank（1995(a)）による．Box7.4は Patricia Langan による資料に基づくものである．Box7.5の根拠は Narayan（1995）とその結果の実証研究である Isham, Narayan, and Pritchett（1995）に基づいている．ブラジルのレシフェの例は Orstrom（1996）によるものであり，公的機関への含意やそれを可能とする環境に関する議論は，World Bank（1996(c)，1996(e)）による．

地方分権についてのセクションは Bennett（1990），Campbell and Fuhr（近刊），Oates（1972），Scharpf（1994），Shah（1994），Stiglitz（1977と1996），Tanzi（1995(a)），Wallich（1994），および Hans Binswanger と Anwar Shah をチーフとする世界銀行の研究にもとづいている．表7.2は Jeffrey Hammer による貢献にもとづいている．Box7.6は Bill Dillinger と Vikram Nehru によって，Box7.7は Anwar Shah によって準備された．表7.4は Anwar Shah によって準備された．さまざまな国家の地方分権構想の例は Barzelay（1991），Kanter（1995），Villadsen and Lubanga（1996），そして Tim Campbell, Florence Eid, Armin Fidler, Vikram Nehru, Alcyone Saliba, Klaus Simon, および Markus Steinch の情報に基づくものである．

第 8 章

この章は Stiglitz（1995）に発表された枠組みに負うところが大きい．自発的協力の原則は Lawrence, Bressant, and Ito（1996）による．より有効な協力の確保に関するセクションは Shihata（1996）による．Hoekman（1995）は世界市場開放に関する有益な参考資料を提供している．Box8.1は Hoekman（1995）および *Financial Times*（1996）に基づくものである．基礎研究に関するセクションは Ad Hoc Com-

mittee on Health Research Relating to Future Intervention Options (1996) で報告された情報を使用している．Box8.2は Pardey and others (1996) に基づく．国際環境協定に関する議論は Laurence Boisson des Chassournes による資料に基づいており，世界的環境問題の例は Flavin (1996) による．Box8.3は Carter Brandon と Charles Feinstein により準備された．Box8.5は Landau (1993) および Knight, Loayza, and Villanueva (1995) による．難民と国家の役割に関する議論は Suhrke and Newland による背景論文に基づいている．援助の効果についての実証研究は Burnside and Dollar (1996) による．

第 9 章

この章は Dani Rodrik と Gary Reid の寄稿，および Barry Ames, Juan Cariaga, Antonio Estache, Sue Goldmark, Jorge Gorrio, Ravi Kanbur, Octavio Amorim Neto, Graham Scott, Mary Shirley, および Zafiris Tzannatos による示唆・コメントに負うところが大きい．

ペルーの地方分権プログラムについての情報は Graham and Kane (1996) による．ウルグアイの水道施設の非効率性に関する研究は Estahe, Rodriguez-Pardina, and Smith (1996) による．ブラジルの連立政権に関する研究は Alesina and Rosenthal (1995) による．ウルグアイの年金制度に関しては Kane (1995) を参照されたい．Box9.2は Lundahl (1992) に基づく．Box9.3は Lewis (1961) に基づいている．スリランカにおける電気通信に関する議論は World Bank (1996(g)) に基づく．Box9.4は Bermeo and Gracía-Durán (1994) に基づく．Box9.5は Navarro (1996) に基づく．

第 10 章

国家の崩壊に関する議論は Suhrke と Newland の背景論文に基づく．また Mamadou Dia と Steven Holtzman との議論，Tallroth (1997) にもよっている．Box10.1は Mubarak (1996) による．Box10.2は Tallroth (1997) に基づく．地域的アジェンダに関する議論は，Malcolm Rowat, Salvatore Schiavo-Campo, および Michael Walton の助力により準備された．Shahrokh Fardoust, Alan Gelb, Costas Michalopoulos, Marcelo Selowsky, Shekhar Shah, Roger Sullivan, および John Williamson もまた有益なコメントを行った．

背 景 論 文

Aiyar, Swaminathan. "Evolution of the Role of the State in India."

Alesina, Alberto. "Politics, Procedures, and Budget Deficits."

Aron, Janine, Ibrahim Elbadawi, and Benno Ndulu. "The State and Development in Sub-Saharan Africa."

Ball, Richard. "The Institutional Foundations of Monetary Commitment: A Comparative Analysis."

Braathen, Einar, and Harald Ekker. "The State and National Reconstruction: Interdependency Between Central and Local Level."

Brautigam, Deborah. "The State and Ethnic Pluralism: Managing Conflict in Multiethnic Societies."

Brunetti, Aymo, Gregory Kisunko, and Beatrice Weder. "Credibility of Rules and Economic Growth: Evidence from a Worldwide Survey of the Private Sector." (a)

———. "Institutional Obstacles for Doing Business: Region-by-Region Results from a Worldwide Survey of the Private Sector." (b)

Campos, Ed, and Sanjay Pradhan. "Building Institutions for a More Effective Public Sector."

Commander, Simon, Hamid Davoodi, and Une J. Lee. "The Causes and Consequences of Government for Growth and Well-Being."

De Silva, Migara. "War, Tax Revenue and the Rise of the Modern Public Administration in Western Europe."

Disch, Arne. "The Scandinavian 'Model': Successes and Limitations of the Activist State."

Guasch, J. Luis, and Robert W. Hahn. "The Costs and Benefits of Regulation: Some Implications for Developing Countries."

Jalali, Rita. "State and Ethnicity."

Lee, Kyu Sik. "Cholla Region Catches Up with Korea: The Role of Local Governments."

Molander, Per. "Public Sector Spending Control: Swedish Experiences."

Ohno, Kenichi. "Creating the Market Economy: The Japanese View on Economic Development and Systemic Transition."

Rose-Ackerman, Susan. "When Is Corruption Harmful?"

Schiavo-Campo, Rino. "Civil Service and Economic Development—A Selective Synthesis of International Facts and Experience."

Schiavo-Campo, Salvatore, Giulio de Tommaso, and Amitabha Mukherjee. "An International Statistical Survey of Government Employment and Wages."

Suhrke, Astri, and Kathleen Newland. "States and Refugees: International Cooperation on Issues of Displacement."

Van Rijckeghem, Caroline, and Beatrice Weder. "Corruption and Rate of Temptation: Do Low Wages in the Civil Service Cause Corruption?"

Webb, Douglas. "The Judiciary: The Arbiter of Rules and Resolver of Disputes."

WHO (World Health Organization). "Essential Public Health Functions: A New Initiative in Support of Health for All."

———. "Redefining the Scope of Public Health Beyond the Year 2000."

———. "The Role of Government in Public Health Through the Ages."

———. "The Role of State Action in Disease Eradication and Control."

主要参考文献

Abdallah, A. E. A. 1990. "Ethnic Conflict in Sudan." In M. L. Michael Wyzan, ed., *The Political Economy of Ethnic Discrimination and Affirmative Action*. New York, N. Y.: Praeger.

Adamolekun, Ladipo. 1991. "Promoting African Decentralization." *Public Administration and Development* 11 (3): 285-91.

Aden, Jean. 1996. "Industrial Pollution Abatement in the Newly Industrializing Countries: Korea." Asia Technical Department, World Bank, Washington, D. C.

Ad Hoc Committee on Health Research Relating to Future Intervention Options. 1996. *Investing in Health Research and Development: Report of the Ad Hoc Committee on Health Research Relating to Future Intervention Options*. Geneva: World Health Organization.

Afsah, Shakeb, Benoit Laplante, and Nabiel Makarim. 1996. "Program-based Pollution Control Management: The Indonesian PROKASIH Program." World Bank Policy Research Working Paper No. 1602. Policy Research Department, Environment, Infrastructure and Agriculture Division, World Bank, Washington, D. C.

Afsah, Shakeb, Benoit Laplante, and David Wheeler. 1996. "Controlling Industrial Pollution: A New Paradigm." World Bank Policy Research Working Paper No. 1672. Policy Research Department, Environment, Infrastructure and Agriculture Division, World Bank, Washington, D. C.

Alesina, Alberto, R. Hausmann, R. Hommes, and E. Stein. 1996. "Budget Institutions and Fiscal Performance in Latin America." NBER Working Paper No. 5556. National Bureau of Economic Research, Cambridge, Mass.

Alesina, Alberto, and Roberto Perotti. 1995. "Fiscal Expansions and Adjustments in OECD Countries." *Economic Policy: A European Forum* 21 (October): 205-48.

———. 1996. "Income Distribution, Political Instability, and Investment." *European Economic Review* 40: 1203-28.

Alesina, Alberto, and Howard Rosenthal. 1995. *Partisan Politics, Divided Government, and the Economy*. Cambridge, England: Cambridge University Press.

Alston, Lee. 1996. "Empirical Work in Institutional Economics: An Overview." In Lee Alston, T. Eggertsson, and Douglass North, eds., *Empirical Studies in Institutional Change*. Cambridge, England: Cambridge University Press.

Amsden, Alice. 1989. *Asia's Next Giant: South Korea and Late Industrialization*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

Anand, Sudhir, and Martin Ravallion. 1993. "Human Development in Poor

Countries: On the Role of Private Incomes and Public Services." *Journal of Economic Perspectives* 7 (1): 133-50.

Andic, Fuat, and Suphan Andic. 1996. *The Last of the Ottoman Grandees: The Life and Political Testament of Ali Pasha*. Istanbul: Istanbul's Press.

Aoki, Masahiko, and Ronald Dore, eds. 1994. *The Japanese Firm: Sources of Competitive Strength*. Oxford, England: Clarendon Press.

Aoki, Masahiko, Hyung-Ki Kim, and Masahiro Okuno-Fujiwara. 1997. *The Role of the Government in East Asian Economic Development: Comparative Institutional Analysis*. Oxford, England: Oxford University Press.

Aoki, Masahiko, Kevin Murdoch, and Masahiro Okuno-Fujiwara. 1995. "Beyond the East Asian Miracle: Introducing the Market-Enhancing View." Stanford University Center for Economic Policy Research Discussion Paper No. 442. Stanford, Calif.

有澤廣巳・中村隆英編. 1990.『資料・戦後日本の経済政策構想』第Ⅰ巻. 東京：東京大学出版会.

Bahl, Roy. 1994. "Revenues and Revenue Assignment: Intergovernmental Fiscal Relations in the Russian Federation." In Christine I. Wallich, ed., *Russia and the Challenge of Fiscal Federalism*. World Bank Regional and Sectoral Studies. Washington, D. C.: World Bank.

Bardhan, Pranab. 1996. "Efficiency, Equity and Poverty Alleviation: Policy Issues in Less Developed Countries." *Economic Journal* 106 (September): 1344-56.

Barro, Robert J. 1996. "Determinants of Democracy." Department of Economics, Harvard University, Cambridge, Mass.

Barro, Robert J., and Xavier Sala-i-Martin. 1995. *Economic Growth*. New York, N. Y.: McGraw-Hill.

Barzelay, Michael. 1991. "Managing Local Development: Lessons from Spain." *Policy Sciences* 24: 271-90.

Batley, Richard. 1996. "Public-Private Relationships and Performance in Service Provision." *Urban Studies* 33 (4-5): 723-51.

Bennett, Robert J., ed. 1990. *Decentralization, Local Governments, and Markets: Toward a Post-Welfare Agenda*. Oxford, England: Oxford University Press.

Bermeo, Nancy, and José García-Durán. 1994. "Spain: Dual Transition Implemented by Two Parties." In Stephan Haggard and Steven B. Webb, *Voting for Reform: Democracy, Political Liberalization, and Economic Adjustment*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

Berry, Albert, and Brian Levy. 1994. "Indonesia's Small and Medium-Size Exporters and Their Support Systems." Policy Research Working Paper No. 1402. Policy Research Department, Finance and Private Sector Development Division, World Bank, Washington, D. C.

Bhatt, Ela. n. d. "Moving Towards a People-Centered Economy." The Self-

Employed Women's Association, Ahmedabad, India.

Bird, Richard M. 1995. "Decentralizing Infrastructure: For Good or for Ill?" In Antonio Estache, ed., *Decentralizing Infrastructure: Advantages and Limitations*, pp. 22-51. World Bank Discussion Paper No. 290. Washington, D. C.: World Bank.

Bird, Richard M., Robert D. Ebel, and Christine I. Wallich, eds. 1995. *Decentralization of the Socialist State: Intergovernmental Finance in Transition Economies*. World Bank Regional and Sectoral Studies. Washington, D. C.: World Bank.

Boadway, Robin W., Sandra Roberts, and Anwar Shah. 1994. "The Reform of Fiscal Systems in Developing and Emerging Market Economies: A Federalism Perspective." Policy Research Working Paper No. 1259. Policy Research Department, Public Economics Division, World Bank, Washington, D. C.

Borcherding, T. E. 1985. "The Causes of Government Expenditure Growth: A Survey of the U. S. Evidence." *Journal of Public Economics* 28 (December): 359-82.

Borner, Silvio, Aymo Brunetti, and Beatrice Weder. 1995. *Political Credibility and Economic Development*. New York, N. Y.: St. Martin's Press.

Boston, Jonathan, John Martin, June Pallot, and Pat Walsh. 1996. *Public Management: The New Zealand Model*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

Bosworth, Barry, Susan Collins, and Yu-chin Chen. 1995. "Accounting for Differences in Economic Growth." Economic Studies Program, Brookings Institution, Washington, D. C.

Brautigam, Deborah. 1996. "State Capacity and Effective Governance." In Benno Ndulu and Nicholas van de Walle, eds., *Agenda for Africa's Economic Renewal*, pp. 81-108. Washington, D. C.: Overseas Development Council.

Brass, P. R. 1985. *Ethnic Groups and the State*. Totowa, N. J.: Barnes and Noble.

Bread for the World Institute. 1997. *What Governments Can Do: Seventh Annual Report on the State of World Hunger*. Silver Spring, Md.: Bread for the World Institute.

Brett, E. A. 1993. "Theorizing Crisis and Reform: Institutional Theories and Social Change in Uganda." Institute for Development Studies, Sussex University, Brighton, England.

Buchanan, J. M. 1977. "Why Does Government Grow?" In Thomas Borcherding, ed., *Budgets and Bureaucrats: The Sources of Government Growth*. Durham, N. C.: Duke University Press.

Burki, Shahid J., and Sebastian Edwards. 1996. *Dismantling the Populist State. The Unfinished Revolution in Latin America and the Caribbean*. World Bank Latin American and Caribbean Studies: Viewpoints. Washington, D. C.:

World Bank.

Burnside, Craig, and David Dollar. 1996. "Aid, Policies and Growth." Policy Research Department, Macroeconomics and Growth Division, World Bank, Washington, D. C.

Buscaglia, Edgardo, and Maria Dakolias. 1996. *Judicial Reform in Latin American Courts: The Experience in Argentina and Ecuador*. World Bank Technical Paper No. 350. World Bank, Washington, D. C.

Campbell, Tim, and Harald Fuhr, eds. Forthcoming. *Does Decentralization Work? Case Studies on Innovative Local Government in Latin America*. Washington, D. C.: World Bank.

Campbell, Tim, George Peterson, and José Brakarz. 1991. "Decentralization to Local Government in LAC: National Strategies and Local Response in Planning, Spending and Management." Report No. 5. Latin America and the Caribbean Technical Department, Regional Studies Program, World Bank, Washington, D. C.

Campos, Ed, and Sanjay Pradhan. 1996. "Budgetary Institutions and Expenditure Outcomes: Binding Governments to Fiscal Performance." Policy Research Working Paper No. 1646. Policy Research Department, World Bank, Washington, D. C.

Campos, Ed, and Hilton L. Root. 1996. *The Key to the Asian Miracle: Making Shared Growth Credible*. Washington, D. C.: Brookings Institution.

Caprio, Gerard, Jr. 1996. "Bank Regulation: The Case of the Missing Model." World Bank Policy Research Working Paper No. 1574. Policy Research Department, Finance and Private Sector Development Division, World Bank, Washington, D. C.

Caprio, Gerard, Jr., and Daniela Klingebiel. 1996. "Bank Insolvency: Bad Luck, Bad Policy, or Bad Banking?" Paper presented at the Annual World Bank Conference on Development Economics, World Bank, Washington, D. C., April 25.

Carroll, Tom, Mary Schmidt, and Tony Bebbington. 1996. "Participation Through Intermediary NGOs." Environment Department Papers No. 031. Environment Department, World Bank, Washington, D. C.

CEPAL/GTZ (Comisión Económica para América Latina/ Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit). 1996. *Descentralización Fiscal en América Latina: Balance y Principales Desafios*. Santiago, Chile: CEPAL/GTZ.

Chellaraj, Gnanaraj, Olusoji Adeyi, Alexander S. Preker, and Ellen Goldstein. 1996. *Trends in Health Status, Services, and Finance: The Transition in Central and Eastern Europe. Volume II: Statistical Annex*. Washington, D. C.: World Bank.

Chhibber, Ajay, Mansoor Dailami, and Nemat Shafik, eds. 1992. *Reviving Private*

Investment in Developing Countries: Empirical Studies and Policy Lessons. Elsevier Science Publishers, North Holland.

Chisari, Omar, Antonio Estache, and Carlos Romero. 1996. "Winners and Losers from Utilities Privatizations: Lessons from a General Equilibrium Model of Argentina." Universidad Argentina de la Empresa, Buenos Aires, and World Bank, Washington, D. C.

Clague, Christopher, Philip Keefer, Stephen Knack, and Mancur Olson. 1996. "Property and Contract Rights under Democracy and Dictatorship." *Journal of Economic Growth* 1 (2): 243-76.

Clark, John. 1995. "The State, Popular Participation and the Voluntary Sector." *World Development* 23 (4): 593-601.

Coase, R. H. 1960. "The Problem of Social Cost." *Journal of Law and Economics* 3 (October): 1-44.

———. 1988. *The Firm, the Market, and the Law*. Chicago, Ill.: University of Chicago Press.

Coloma, Fernando C. 1996. "Seguro de Desempleo: Teoria, Evidencia, y una Propuesta." Cuadernos de Economía 33 (99): 295-320.

Conyers, Diana. 1985. "Decentralization: A Framework for Discussion." In Hasnat Abdul Hye, ed., *Decentralization, Local Government Institutions and Resource Mobilization*, pp. 22-42. Comilla, Bangladesh: Bangladesh Academy for Rural Development.

Courakis, Anthony, Fatima Moura-Roque, and George Tridimas. 1993. "Public Expenditure Growth in Greece and Portugal: Wagner's Law and Beyond." *Applied Economics* 25: 125-34.

Cox, Gary W., and Mathew D. McCubbins. 1996. "Structure and Policy: The Institutional Determinants of Policy Outcomes." Department of Political Science, University of California, San Diego, Calif.

Dasgupta, Partha. 1995. *An Inquiry into Well-Being and Destitution*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

———. 1997. "Social Capital and Economic Performance." University of Cambridge, Cambridge, England.

Deininger, Klaus, and Lyn Squire. 1996. "A New Data Set on Measuring Income Inequality." *World Bank Economic Review* 10 (3): 565-92.

De Soto, Hernando. 1989. *The Other Path*. New York, N. Y.: Harper & Row.

Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (GTZ). n. d. "Indo-German Watershed Development Programme, Maharashtra, India." GTZ, Eschborn, Germany.

Deutsche Stiftung für internationale Entwicklung. 1996. *Zweites Deutsches Weltbank-Forum: Verantwortungsbewußte öffentlich-private Partnerschaft*. Berlin: Deutsche Stiftung für internationale Entwicklung.

Devarajan, Shantayanan, Vinaya Swaroop, and Heng-fu Zou. 1996. "The Composition of Public Expenditure and Economic Growth." *Journal of Monetary Economics* 37: 313-44.

Dia, Mamadou. 1996. *Africa's Management in the 1990s and Beyond: Reconciling Indigenous and Transplanted Institutions*. Directions in Development Series. Washington, D. C.: World Bank.

Díaz Alejandro, Carlos. 1988. *Trade, Development and the World Economy: Selected Essays*. Oxford, England: Basil Blackwell.

DiIulio, John J., Jr., ed. 1994. *Deregulating the Public Service: Can Government Be Improved?* Washington, D. C.: The Brookings Institution.

Dillinger, Bill. 1995. "Decentralization, Politics and Public Service." In Antonio Estache, ed., *Decentralizing Infrastructure: Advantages and Limitations*, pp. 5-21. World Bank Discussion Papers No. 290. Washington, D. C.: World Bank.

Dixon, Geoffrey. 1993. "Managing Budget Outlays 1983-84 to 1992-93." In Brian Galligan, ed., *Federalism and the Economy: International, National and State Issues*. Canberra: Federalism Research Centre, Australian National University.

Drèze, Jean, and A. K. Sen. 1989. *Hunger and Public Action*. Oxford, England: Oxford University Press.

Easterly, William, and Ross Levine. 1996. "Africa's Growth Tragedy: A Retrospective, 1960-89." World Bank Policy Research Paper No. 1503. Macroeconomics and Growth Division, Policy Research Department, World Bank, Washington, D. C.

Easterly, William, and Sergio Rebelo. 1993. "Fiscal Policy and Economic Growth." *Journal of Monetary Economics* (Netherlands) 32 (3): 417-58.

Economic and Social Research Council. n. d. *ESRC Whitehall Programme: The Changing Nature of Central Government in Britain*. London: Economic and Social Research Council.

Edwards, Michael, and David Hulme, eds. 1992. *Making a Difference: NGOs and Development in a Changing World*. London: Earthscan Publications.

Elsenhans, Hartmut. 1996. *State, Class and Development*. New Delhi: Radiant Publishers.

Epsing-Andersen, Gøsta. 1994. "After the Golden Age: The Future of the Welfare State in the New Global Order." Occasional Paper No. 7. World Summit for Social Development, Geneva.

Esfahani, Hadi Salehi. 1996. "The Political Economy of the Telecommunications Sector in the Philippines." In Brian Levy and Pablo T. Spiller, eds., *Regulations, Institutions and Commitment: Comparative Studies of Telecommunications*, pp. 145-201. Cambridge, England: Cambridge University Press.

Esman, Milton. 1994. *Ethnic Politics*. Ithaca, N. Y.: Cornell University Press.

Estache, Antonio, ed. 1995. *Decentralizing Infrastructure: Advantages and Limitations*. World Bank Discussion Paper No. 290. Washington, D. C.: World Bank.

Estache, Antonio, M. Rodriguez-Pardina, and W. Smith. 1996. "Towards a New Role for the State in Uruguay's Utilities." Latin America and the Caribbean Country Department I, Infrastructure and Urban Development Division, World Bank, Washington, D. C.

European Commission. 1996. "Towards a More Coherent Global Economic Order." Discussion Paper. Forward Studies Unit and Directorate-General for Economic and Financial Affairs, European Commission, Brussels.

Evans, Peter B. 1995. *Embedded Autonomy: States and Industrial Transformation*. Princeton, N. J.: Princeton University Press.

———. 1996a. "Government Action, Social Capital and Development: Reviewing the Evidence on Synergy." *World Development* 24 (6): 1119-32.

———. 1996b. "Social Capital and the Functioning of Bureaucracies in Developing Countries." Paper presented at the International Conference on Governance Innovations: Building a Government-Citizen-Business Partnership, Manila, October 20-23.

Evans, Peter B., and James Rauch. 1996. "Bureaucratic Structure and Economic Growth: Some Preliminary Analysis of Data on 35 Developing Countries." University of California, Berkeley, Calif.

Fageberg, Jan, Bart Verspagen, and Nick von Tunzelmann. 1994. *The Dynamics of Technology, Trade and Growth*. Aldershot, Hants, England, and Brookfield, Vt.: Edward Elgar.

Farrington, John, and David Lewis, eds., with S. Satish and Avrea Miclat-Teves. 1993. *Nongovernmental Organizations and the State in Asia: Rethinking Roles in Sustainable Agricultural Development*. London and New York, N. Y.: Routledge.

Feder, Gershon, and Akihiko Nishio. 1996. "The Benefits of Land Registration and Titling: Economic and Social Perspectives." Paper presented at the International Conference of Land Tenure and Administration, Orlando, Fla., November 12.

Federalist Papers. 1987. Edited by Isaac Kramnick. Harmondsworth, Middlesex, England: Penguin.

Feldstein, Martin. 1995. "Tax Avoidance and the Deadweight Loss of the Income Tax." NBER Working Paper No. 5055. National Bureau of Economic Research, Cambridge, Mass.

Feldstein, Martin, and Andrew Samwick. 1996. "The Transition Path in Privatizing Social Security." Paper presented at a National Bureau of Economic Research conference on Privatizing Social Security, Cambridge, Mass.,

August 2.

Fernandez, Raquel, and Dani Rodrik. 1991. "Resistance to Reform: Status Quo Bias in the Presence of Individual-Specific Uncertainty." *American Economic Review* 81 (5): 1146-55.

Ferreira, M. Luisa, and Charles C. Griffen. 1995. "Tanzania Human Development Survey: Final Report." Population and Human Resources, Eastern Africa Department, World Bank, Washington, D. C.

Financial Times. 1996. "Antagonists Queue for WTO Judgment." (August 8).

Fischer, Stanley. 1995. "Central-Bank Independence Revisited." *AEA Papers and Proceedings* (May): 201-06.

Fisher, Julie. 1993. *The Road from Rio: Sustainable Development and the Nongovernmental Movement in the Third World*. New York, N. Y.: Praeger.

Fiske, Edward B. 1996. *Decentralization of Education: Politics and Consensus*. Directions in Development Series. Washington, D. C.: World Bank.

Flavin, Christopher. 1996. "Facing Up to the Risks of Climate Change." In Lester R. Brown, Christopher Flavin, and Linda Starke, eds., *State of the World 1996. A Worldwatch Institute Report on Progress Toward a Sustainable Society*. New York, N. Y.: Norton.

Fölster, Stephan. 1996. "Social Insurance Based on Personal Savings Accounts: A Possible Reform Strategy for Overburdened Welfare States." Industrial Institute for Economic and Social Research, Stockholm.

Forster, Michael. 1994. *The Effects of Net Transfers on Low Income Among Non-Elderly Families*. OECD Economic Studies No. 22. Paris: OECD.

Francis, Paul, J. A. Akinwumi, P. Ngwu, S. A. Nkom, J. Odihi, J. A. Olomajeye, F. Okunmadewa, and D. J. Shehu. 1996. *State, Community and Local Development in Nigeria*. World Bank Technical Paper No. 336. Africa Region Series. Washington, D. C.: World Bank.

Francks, Penelope. 1992. *Japanese Economic Development: Theory and Practice*. London and New York, N. Y.: Routledge.

Freedom House. Various issues. *Freedom in the World: The Annual Survey of Political Rights and Civil Liberties*. New York, N. Y.: Freedom House.

Freeman, Richard B., Birgitta Swedenborg, and Robert Topel. 1995. "Economic Troubles in Sweden's Welfare State: Introduction, Summary, and Conclusions." NBER/SNS Project Reforming the Welfare State Occasional Paper No. 69. National Bureau of Economic Research, Cambridge, Mass.

Frey, Bruno S., and Reiner Eichenberger. 1994. "The Political Economy of Stabilization Programmes in Developing Countries." *European Journal of Political Economy* 10: 169-90.

Fuhr, Harald, Klaus Simon, and Albrecht Stockmayer, eds. 1993. *Subsidiarität in der Entwicklungszusammenarbeit: Dezentralisierung und Verwaltungsreformen*

zwischen Strukturanpassung und Selbsthilfe. Baden-Baden, Germany: Nomos Verlagsgesellschaft.

Fukuyama, Francis. 1995. *Trust: The Social Virtues and the Creation of Prosperity*. New York, N. Y.: Simon & Schuster.

Galal, Ahmed. 1996. "Chile: Regulatory Specificity, Credibility of Commitment, and Distributional Demands." In Brian Levy and Pablo Spiller, eds., *Regulations, Institutions and Commitment: Comparative Studies of Telecommunications*. Cambridge, England: Cambridge University Press.

Galal, Ahmed, Leroy Jones, Pankaj Tandon, and Ingo Vogelsang. 1994. *Welfare Consequences of Selling Public Enterprises: An Empirical Analysis*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

Gemmell, Norman, ed. 1993. *The Growth of the Public Sector*. London: Edward Elgar.

Gould, Julius, and William L. Kolb. 1964. *A Dictionary of the Social Sciences*. New York, N. Y.: Free Press of Glencoe.

Graham, Carol, and Cheikh Kane. 1996. "Opportunistic Government or Sustaining Reform? Electoral Trends and Public Expenditure Patterns in Peru, 1990-1995." Poverty and Social Policy Department Discussion Paper Series 89. Human Capital Development and Operations Policy Department, World Bank, Washington D. C.

Graham, Carol, and Moises Naîm. 1997. "The Political Economy of Institutional Reform in Latin America." Paper presented to the MacArthur Foundation/IDB Conference on Inequality Reducing Growth in Latin America's Market Economies, January 28-29.

Gray, Cheryl. 1996. "In Search of Owners: Privatization and Corporate Governance in Transition Economies." *World Bank Research Observer* 11 (2): 179-97.

Greenwood, Roystone, C. R. Hinnings, and Stewart Ranson. 1975. "Contingency Theory and the Organization of Local Authorities. Part 1: Differentiation and Integration." *Public Administration* 53: 1-23.

Gruber, Jonathan. 1994. "The Consumption Smoothing Benefits of Unemployment Insurance." NBER Working Paper Series No. 4750. National Bureau of Economic Research, Cambridge, Mass.

Guasch, J. Luis, and Pablo T. Spiller. 1997. *Managing the Regulatory Process: Concepts, Issues and the Latin America and Caribbean Story Book*. Directions in Development Series. Washington, D. C.: World Bank and Johns Hopkins University Press.

Guerrero, Rodrigo. 1996. "Epidemiology of Violence: The Case of Cali, Colombia." Paper presented at the Second Annual World Bank Conference on Development in Latin America and the Caribbean, Bogotá, Colombia, July.

Guhan, S., and Samuel Paul, eds. 1997. *Corruption in India: Agenda for Action*. New Delhi: Vision Books.

Gupta, Sanjeev, Jerald Schiff, and Benedict Clements. 1996. "Drop in World Military Spending Yields Large Dividend." IMF Survey (June 3).

Gurr, Ted Robert, Keith Jaggers, and Will H. Moore. 1990. "The Transformation of the Western State: The Growth of Democracy, Autocracy, and State Power Since 1800." *Studies in Comparative International Development* 25 (1): 73-108.

Gustafsson, Bo. 1995. "Foundations of the Swedish Model." *Nordic Journal of Political Economy* 22: 5-26.

Gwartney, James D., Robert Lawson, and Walter Block. 1996. *Economic Freedom of the World, 1975-1995*. Vancouver: Fraser Institute.

Haggard, Stephan, and Steven B. Webb, eds. 1994. *Voting for Reform: Democracy, Political Liberalization, and Economic Adjustment*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

Hahn, Robert W., ed. 1996. *Risks, Costs and Lives Saved: Getting Better Results from Regulation*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

Hammer, Jeffrey S. 1997. "Economic Analysis for Health Projects." *World Bank Research Observer* 12 (1): 47-71.

Haque, Nadeem Ul, and Ratna Sahay. 1996. "Do Government Wage Cuts Close Budget Deficits? Costs of Corruption." *IMF Staff Papers* 43 (4): 754-78.

Helm, Dieter, ed. 1989. *The Economic Borders of the State*. Oxford, England: Oxford University Press.

Hesse, Jems-Joachim. 1993. "From Transformation to Modernization: Administrative Change in Central and Eastern Europe." *Public Administration* 71 (Spring-Summer): 219-57.

Heyneman, Stephen P. Forthcoming. "Education Choice in Eastern Europe and the Former Soviet Union: A Review Essay." *Education Economics*.

Hirsch, Joachim. 1995. *Der nationale Wettbewerbstaat: Staat, Demokratie, und Politik, in globalen Kapitalismus*. Berlin: Edition ID-Archiv.

Hirschman, Albert O. 1970. *Exit, Voice, and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organizations and States*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

Ho, Luu Bich. 1997. "The Government's Role in Market-oriented Economic Renovation Process in Viet Nam." Paper presented at the International Symposium on Government's Role in the Market Economy, China Institute for Reform and Development, Haikou, China, January 7-8.

Hoekman, Bernard M. 1995. *Trade Laws and Institutions: Good Practices and the World Trade Organization*. World Bank Discussion Paper No. 282. Washington, D. C.: World Bank.

Holmes, Malcolm, and Anirudh Krishna. 1996. "Public Sector Management and Participation: Institutional Support for Sustainable Development." In Jennifer Rietbergen-McCracken, ed., *Participation in Practice: The Experience of the World Bank and Other Stakeholders*, pp. 29-35. World Bank Discussion Paper No. 333. Washington, D. C.: World Bank

Holsti, K. J. 1995. "War, Peace, and the State of the State." *International Political Science Review* 16 (4): 319-39.

Holtzman, Steven. 1995. "Post Conflict Reconstruction." Environment Department, Social Policy and Resettlement Division, World Bank, Washington, D. C.

Hommes, Rudolf. 1995. "Conflicts and Dilemmas of Decentralization." In Michael Bruno and Boris Pleskovic, eds., *Annual World Bank Conference on Development Economics*, pp. 331-50. Washington, D. C.: World Bank.

Huber, Evelyne, Charles Ragin, and John D. Stephens. 1993. "Social Democracy, Christian Democracy, Constitutional Structure, and the Welfare State." *American Journal of Sociology* 99 (3): 711-49.

Hulten, Charles R. 1996. "Infrastructure and Economic Development: Once More into the Breach." Department of Economics, University of Maryland, College Park, Md.

Humphrey, John, and Hubert Schmitz. 1995. "Principles for Promoting Clusters and Networks of Small and Medium Enterprises." Discussion Paper No. 1. Small and Medium Enterprise Branch, United Nations Industrial Development Organization, New York, N. Y.

Huntington, Samuel P. 1991. *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*. Norman: University of Oklahoma Press.

ILO (International Labour Office). Various years. *The Cost of Social Security*. Geneva: ILO.

ILO (International Labour Organisation). 1986. *Yearbook of Labor Statistics*. Geneva: ILO.

———. 1994. *Yearbook of Labor Statistics*. Geneva: ILO.

IMF (International Monetary Fund). 1986. *Manual on Government Finance Statistics*. Washington, D. C.: IMF.

———. 1996. *World Economic Outlook*. Washington, D. C.: IMF.

———. Various years—a. *Government Statistics Yearbook*. Washington, D. C.: IMF.

———. Various years—b. *International Financial Statistics*. Washington, D. C.: IMF.

India Today. 1996. "The Maturity of Democracy." (August 31).

International Country Risk Guide. Various issues. New York, N. Y.: International Reports.

International Political Science Review. 1996. *New Trends in Federalism*. Special edition of *International Political Science Review* 17 (4).

Inter-Parliamentary Union. 1996. "Women in Parliament as at 30 June 1995." Inter-Parliamentary Union, Geneva.

Isham, Jonathan, Daniel Kaufmann, and Lant Pritchett. 1995. "Governance and the Returns to Investment: An Empirical Investigation." World Bank Policy Research Working Paper No. 1550. Policy Research Department, Poverty and Human Resources Division, World Bank, Washington, D. C.

Isham, Jonathan, Deepa Narayan, and Lant Pritchett. 1995. "Does Participation Improve Performance? Establishing Causality with Subjective Data." *World Bank Economic Review* 9 (2): 175-200.

石川滋. 1990.『開発経済学の基本問題』東京：岩波書店.

————編. 1996.「開発経済学から開発協力政策へ」『開発協力政策の理論的研究』東京：アジア経済研究所.

Israel, Arturo. 1990. "The Changing Role of the State: Institutional Dimensions." PRE Working Paper WPS 495. Country Economics Department, World Bank, Washington, D. C.

————. 1997. "A Guide for the Perplexed: Institutional Aspects of Social Programs." SOC 96-105. Inter-American Development Bank, Washington, D. C.

伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴村興太郎. 1988.『産業政策の経済分析』東京：東京大学出版会.

Jaggers, Keith, and Ted Robert Gurr. 1995. "Tracking Democracy's Third Wave with the Polity III Data." *Journal of Peace Research* 32 (4): 469-82.

————. 1996. "Polity III: Regime Type and Political Authority, 1800-1994." Inter-University Consortium for Political and Social Research, Ann Arbor, Mich.

Jalali, Rita, and Seymour M. Lipset. 1992-93. "Racial and Ethnic Conflicts: A Global Perspective." *Political Science Quarterly* 107 (4).

Jalan, Bimal. 1992. *The Indian Economy: Problems and Prospects*. New Delhi: Penguin Books India.

Jhabvala, Renana, and Ela Bhatt. n. d. "The World of Work in the People's Sector: And Its Inherent Strength. The SEWA Experience." The Self-Employed Women's Association, Ahmedabad, India.

Jun, Jong S., and Deil S. Wright, eds. 1996. *Globalization and Decentralization: Institutional Contexts, Policy Issues and Intergovernmental Relations in Japan and the United States*. Washington, D. C.: Georgetown University Press.

Ka, Samba, and Nicolas van de Walle. 1994. "Senegal: Stalled Reform in a Dominant Party System." In Stephan Haggard and Stephen B. Webb, *Voting for Reform: Democracy, Political Liberalization, and Economic Adjustment*,

pp. 290-359. New York, N. Y.: Oxford University Press.

Kabeer, Naila. 1994. *Reversed Realities: Gender Hierarchies in Development Thought*. London: Verso.

Kane, Cheikh T. 1995. "Uruguay: Options for Pension Reform." Education and Social Policy Paper Series No. 68. Human Resources Development and Operations Policy Department, World Bank, Washington, D. C.

Kane, Cheikh, and Robert Palacios. 1996. "The Implicit Pension Debt." *Finance and Development* 33 (June): 36-38.

Kangle, K. P. 1965. *The Kautiliya Arthashastra: An English Translation with Critical and Explanatory Notes*. Delhi: Motilal Banarsidass Publishers.

Kanter, Rosabeth Moss. 1995. "Thriving Locally in the Global Economy." *Harvard Business Review* (September-October): 151-60.

Kaufmann, Daniel. 1996. "Listening to Stakeholders on Development Challenges and World Bank Instruments in their Countries: Myths Meet Some Evidence on Corruption, Economic Reforms, and Bank Programs." Harvard Institute for International Development, Harvard University, Cambridge, Mass., and World Bank, Washington, D. C.

Keefer, Philip, and Stephen Knack. 1995. "The Effects of Institutions on Public Investment." Policy Research Department, World Bank, Washington, D. C.; IRIS/University of Maryland, College Park, Md.; and School of Public Affairs, American University, Washington, D. C.

Khaldaun, Ibn. n. d. *The Muqaddimah*. Translated with an Introduction by Franz Rosenthal. Princeton, N. J.: Princeton University Press.

Kim, Hyung-Ki, Michio Muramatsu, T. J. Pempel, and Kozo Yamamura, eds. 1995. *The Japanese Civil Service and Economic Development: Catalysts of Change*. Oxford, England: Clarendon Press.

Klingemann, Hans-Dieter, and Dieter Fuchs, eds. 1995. *Beliefs in Government. Volume 1: Citizens and the State*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

Klitgaard, Robert. 1988. *Controlling Corruption*. Berkeley, Calif.: University of California Press.

———. *Tropical Gangsters*. New York, N. Y.: Basic Books.

Knack, Stephen, and Philip Keefer. 1995. "Institutions and Economic Performance: Cross-Country Tests Using Alternative Institutional Measures." *Economics and Politics* 7 (3): 207-27.

Knight, Malcolm, Norman Loayza, and Delano Villanueva. 1995. "The Peace Dividend: Military Spending Cuts and Economic Growth." IMF Working Paper No. WP/95/53. Middle Eastern Department, International Monetary Fund, Washington, D. C.

Kohli, Atul. 1994. "Where Do High Growth Political Economies Come From?

The Japanese Lineage of Korea's 'Development State.' " *World Development* 22: 1269-93.

König, Klaus. 1996. "Policy Planning and Management Dialogue with Countries in Transition." *Public Administration and Development* 16: 417-29.

———. 1997. "Drei Welten der Verwaltungsmodernisierung." In Klaus Lüder, ed., *Staat und Verwaltung: Funfzig Jahre Hochschule für Verwaltungswissenschaften*, pp. 399-424. Berlin: Duncker & Humblot.

Kormendi, Roger, and Philip Meguire. 1985. "Macroeconomic Determinants of Growth: Cross-Country Evidence." *Journal of Monetary Economics* 16 (2): 141-63.

Kraay, Aart, and Caroline Van Rijckeghem. 1995. "Employment and Wages in the Public Sector: A Cross-Country Study." IMF Working Paper WP/95/70. Fiscal Affairs Department, International Monetary Fund, Washington, D. C.

Kubota, Isao. 1996. "Roles That Governments Play in Developing, Developed States." *Japan Times*, June 17, p. 15.

Kuper, Adam, and Jessica Kuper, eds. 1996. *The Social Science Encyclopedia*, 2nd ed. London and New York, N. Y.: Routledge.

Laking, R. G. 1996. "Good Practice in Public Sector Management: Issues for the World Bank." Poverty and Social Policy Department, World Bank, Washington, D. C.

Lalor, R. Peter, and Hernan Garcia. 1996. "Reshaping Power Markets in South America." *Electricity Journal* 9 (2): 63-71.

Landau, D. 1986. "Government and Economic Growth in Less Developed Countries: An Empirical Study for 1960-1980." *Economic Development and Cultural Change* 35 (1): 35-75.

———. 1993. "The Economic Impact of Military Expenditures." World Bank Policy Research Working Paper No. WPS 1138. Policy Research Department, World Bank, Washington, D. C.

Latinobarometro. 1996. "Press Release: Latinobarometro Survey 1996." Latinobarometro, Santiago, Chile.

Lau, Lawrence, and D. H. Song. 1992. "Growth versus Privatization—An Alternative Strategy to Reduce the Public Enterprise Sector: The Experiences of Taiwan and South Korea." Working Paper, Department of Economics, Stanford University, Stanford, Calif.

Lawrence, Robert Z., Albert Bressand, and Takatoshi Ito. 1996. *A Vision for the World Economy*. Washington, D. C.: Brookings Institution.

Leftwich, Adrian, ed. 1996. *Democracy and Development: Theory and Practice*. Cambridge, England, and Cambridge, Mass: Polity Press in association with Blackwell Publishers.

Leonard, David K., and Dale Rogers Marshall. 1982. "Institutions of the Rural

Development for the Poor: Decentralization and Organizational Linkages." Institute of International Studies, University of California, Berkeley, Calif.

Letowski, Janusz. 1993. "Polish Public Administration Between Crisis and Renewal." *Public Administration* 71 (Spring-Summer): 1-11.

Levine, Ross, and David Renelt. 1992. "A Sensitivity Analysis of Cross-Country Growth Regressions." *American Economic Review* 82 (4): 942-63.

Levy, Brian, and Pablo Spiller. 1994. "The Institutional Foundations of Regulatory Commitment: A Comparative Analysis of Telecommunications and Regulation." *Journal of Law, Economics and Organization* 10 (2): 201-46.

Levy, Brian, and Pablo Spiller, eds. 1996. *Regulations, Institutions and Commitment: Comparative Studies of Telecommunications*. Cambridge, England: Cambridge University Press.

Levy, Brian, Albert Berry, Motoshige Itoh, Linsu Kim, Jeffrey Nugent, and Shujiro Urata. 1994. "Technical and Marketing Support Systems for Successful Small and Medium-Size Enterprises in Four Countries." World Bank Policy Research Working Paper No. 1400. Policy Research Department, Finance and Private Sector Division, World Bank, Washington, D. C.

Lewis, Bernard. 1961. *The Emergence of Modern Turkey*. London and New York, N. Y.: Oxford University Press.

Libecap, Gary D. 1996. "Economic Variables and the Development of Law: The Case of Western Mineral Rights." In Lee J. Alston, Thrainn Eggertsson, and Douglass C. North, eds., *Empirical Studies in Institutional Change*. New York, N. Y.: Cambridge University Press.

Lijphart, Arendt. 1969. "Consociational Democracy." *World Politics* 21.

———. 1995. "The Virtues of Parliamentarism: But Which Kind of Parliamentarism?" In H. E. Chenabi and Alfred Stepan, eds., *Politics, Society, and Democracy: Comparative Studies*. Boulder, Colo.: Westview Press.

Lijphart, Arendt, and Carlos H. Waisman, eds. 1996. *Institutional Design in New Democracies: Eastern Europe and Latin America*. Boulder, Colo.: Westview Press.

Lim, Linda Y., and Peter Gosling, eds. 1983. *The Chinese in Southeast Asia*, vol. 1. Singapore: Naruyen Asia.

Lin, Justin Yifu. 1996. "Comparative Advantage, Development Policy, and the East Asian Miracles." Peking University, Hong Kong University of Science and Technology, and Australian National University.

Lin, Justin Yifu, Fang Cai, and Zhou Li. 1996. *The China Miracle: Development Strategy and Economic Reform*. A Friedman Lecture Fund Monograph. Hong Kong: The Chinese University Press.

Lindauer, David. 1988. "The Size and Growth of Government Spending." Policy

Working Paper WPS 44. World Bank, Washington, D. C.

Lindauer, David, and Barbara Nunberg, eds. 1994. *Rehabilitating Government: Pay and Employment Reform in Africa*. Washington, D. C.: World Bank.

Lindbeck, Assar. 1995. "Hazardous Welfare State Dynamics." Reprint Series No. 538. Institute for International Economic Studies, Stockholm University, Stockholm.

Lindbeck, Assar, Per Molander, Torsten Persson, Olof Petersson, Agnar Sandmo, Birgitta Swedenborg, and Niels Thygesen. 1994. *Turning Sweden Around*. Cambridge, Mass.: MIT Press.

Linz, Juan J., Seymour Martin Lipset, and Amy Bunger Pool. n. d. "Social Conditions for Democracy in Latin America: Latin American Barometer Survey Analysis." Yale University, New Haven, Conn.

Linz, Juan J., and Alfred Stepan, eds. 1996. *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post Communist Europe*. Baltimore, Md.: Johns Hopkins University Press.

Lipset, Seymour Martin. 1979. *The First New Nation: The United States in Historical & Comparative Perspective*. New York, N. Y.: W. W. Norton & Company.

———. 1996. *American Exceptionalism: A Double Edged Sword*. New York, N. Y.: W. W. Norton.

Lovei, Magda, and Charles Weiss, Jr. 1996. "Environmental Management and Institutions in OECD Countries: Experience and Lessons Learned." Environment Department, World Bank, Washington, D. C.

Lundahl, Mats. 1992. *Politics or Markets?: Essays on Haitian Underdevelopment*. London and New York, N. Y.: Routledge.

Lybeck, J. A. 1986. *The Growth of Government in Developed Economies*. Aldershot, Hants, England, and Brookfield, Vt.: Gower.

Ma, Jun. 1996. *Intergovernmental Relations and Economic Management in China*. Houndsmill, Basingstoke, and London: Macmillan.

Machiavelli, Niccolò. 1513. *The Prince*. Translated with an Introduction by George Bull. London: Penguin Books, 1981.

Mainwaring, Scott. 1991. "Politicians, Parties, and Electoral Systems: Brazil in Comparative Perspective." *Comparative Politics* (October): 21-43.

Manion, Melanie. 1996. "Policy Instruments and Political Context: Transforming a Culture of Corruption in Hong Kong." Paper presented at the Annual Meeting of the Association for Asian Studies, Honolulu, Ha., April 11-14.

Manor, James. 1996. "The Political Economy of Decentralization." Agriculture and Natural Resources Department, World Bank, Washington, D. C.

Margulis, Sergio. 1996. "Environmental Regulation: Instruments and Actual Implementation." Environment Department, World Bank, Washington, D. C.

Margulis, Sergio, and Paulo Pereira de Gusmao. 1996. "Problems of Environmental Management in the Real World: The Rio de Janeiro Experience." Environment Department, World Bank, Washington, D. C.

Martin, Brendan. 1993. *In The Public Interest ? : Privatization and Public Sector Reform*. London: Zed Books.

Mauro, Paolo. 1995. "Corruption and Growth." *Quarterly Journal of Economics* 110: 681-712.

McLure, Charles E., Jr. 1994. "The Sharing of Taxes on Natural Resources and the Future of the Russian Federation." In Christine I. Wallich, ed., *Russia and the Challenge of Fiscal Federalism*, pp. 181-217. World Bank Regional and Sectoral Studies. Washington, D. C.: World Bank.

———. 1995. "Comment on Prud'homme." *World Bank Research Observer* 10 (2): 221-26.

Meltzer, Alan, and S. F. Richard. 1981. "A Rational Theory of the Size of Government." *Journal of Political Economy* 89: 914-27.

Metropolitan Environment Improvement Program. 1996. "Japan's Experience in Urban Environmental Management—Yokohama: A Case Study." United Nations Development Programme, New York, N. Y., and World Bank, Washington, D. C.

Milgrom, Paul R., Douglass C. North, and Barry R. Weingast. 1990. "The Role of Institutions in the Revival of Trade: The Law Merchant, Private Judges, and the Champagne Fairs." *Economics and Politics* 2 (1): 1-23.

Montgomery, John D. 1988. *Bureaucrats and People: Grassroots Participation in Third World Development*. Baltimore, Md: Johns Hopkins University Press.

Montinola, Gabriella, Yingyi Qian, and Barry R. Weingast. 1995. "Federalism, Chinese Style: The Political Basis for Economic Success in China." *World Politics* 48: 50-81.

Mosley, Paul, Jane Harrigan, and John Toye. 1995. *Aid and Power: The World Bank and Policy-Based Lending. Vol. 1, Analysis and Policy Proposals*, 2nd ed. London and New York, N. Y.: Routledge.

Moser, Caroline. 1996. *Confronting Crisis: A Comparative Study of Household Responses to Poverty and Vulnerability in Four Urban Communities*. Environmentally Sustainable Development Studies and Monographs Series No. 8. Washington, D. C.: World Bank.

Mubarak, Jamil Abdalla. 1996. *From Bad Policy to Chaos in Somalia: How an Economy Fell Apart*. London: Praeger.

Mueller, D. C. 1989. *Public Choice II*. Cambridge, England: Cambridge University Press.

Mugoya, Ndungu. 1996. "Tribalism and the Politics of Patronage in Kenya." *Finance* 31 (May): 14-18.

Murphy, Ricardo López, ed. 1995. *Fiscal Decentralization in Latin America*. Washington, D. C.: Inter-American Development Bank.

Musgrave, R. A. 1976. "Adam Smith on Public Finance and Distribution." In Thomas Wilson and Andrew Skinner, eds., *The Market and the State: Essays in Honour of Adam Smith*. Oxford, England: Oxford University Press.

Naím, Moises. 1995. "Latin America's Journey to the Market: From Macroeconomic Shocks to Institutional Therapy." International Center for Economic Growth Occasional Paper No. 62. San Francisco, Calif.: Institute for Contemporary Studies Press.

Narayan, Deepa. 1995. "The Contribution of People's Participation: Evidence from 121 Rural Water Supply Projects." Environmentally Sustainable Development Occasional Paper Series No. 1. World Bank, Washington, D. C.

Narayan, Deepa, and Lant Pritchett. 1997. "Cents and Sociability: Household Income and Social Capital in Rural Tanzania." Environment Department and Policy Research Department, World Bank, Washington, D. C.

National Bureau of Economic Research. 1997. *Penn World Tables, Mark 5.6*. http://nber.harvard.edu/pwt56.html.

Navarro, Juan Carlos. 1996. "Reversal of Fortune: The Ephemeral Success of Adjustment in Venezuela, 1989-93." In Leila Frischtak and Izak Atiyas, eds., *Governance, Leadership, Communication: Building Constituencies for Economic Reform. Essays on Venezuela, Malaysia, Tanzania, Bolivia, Egypt, Ghana, Pakistan, Turkey, Brazil*. Washington, D. C.: World Bank Private Sector Development Department.

Ndulu, Benno, and Nicholas van de Walle, eds. 1996. *Agenda for Africa's Economic Renewal*. New Brunswick, N. J., and Oxford, England: Transaction Publishers.

Nellis, John R., and Dennis A. Rondinelli. 1986. "Assessing Decentralization Policies in Developing Countries: The Case for Cautious Optimism." *Development Policy Review* 4 (1): 3-23.

Noonan, John T., Jr. 1994. *Bribes*. Berkeley, Calif.: University of California Press.

North, Douglass. 1990. *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*. Cambridge, England: Cambridge University Press.

———. 1993. Paper prepared for the Nobel Prize Lecture in Economic Science, Stockholm.

Nunberg, Barbara. 1995. *Managing the Civil Service: Reform Lessons from Advanced Industrialized Countries*. World Bank Discussion Paper No. 204. Washington, D. C.: World Bank.

———. Forthcoming. *The State After Communism: Administrative Transitions in Central and Eastern Europe*. Public Management Division, ECA-MENA

Technical Department, World Bank, Washington, D. C.

Oates, Wallace E. 1972. *Fiscal Federalism*. New York, N. Y.: Harcourt Brace Jovanovich.

———. 1985. "Searching for the Leviathan: An Empirical Study." *American Economic Review* 74 (4): 748-57.

OECD (Organization for Economic Cooperation and Development). 1993. *Managing with Market-Type Mechanisms*. Paris: OECD/PUMA.

———. 1994. *DAC Orientations on Participatory Development and Good Governance*, Vol. 2, No. 2. OECD Working Papers. Paris: OECD.

———. 1996. "Social Expenditure Statistics of OECD Member Countries (Provisional Version)." Labor Market and Social Policy Occasional Papers No. 17. Paris: OECD.

———. Various years. *OECD Economic Outlook*. Paris: OECD.

Office of the United Nations High Commissioner for Refugees. 1995. *The State of the World's Refugees: In Search of Solutions*. New York, N. Y.: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees.

Ohno, Kenichi. 1996. "Replicability of Selective Industrial Policy: The Case of Five Capital-Intensive Industries in Vietnam." Saitama University and Tsukuba University, Japan.

Okazaki, Tetsuji. 1997. "The Government-Firm Relationship in Postwar Japanese Economic Recovery: Co-ordinating the Co-ordination Failure in Industrial Rationalization." In Masahiko Aoki, Hyung-Ki Kim, and Masahiro Okuno-Fujiwara, eds., *The Role of Government in East Asian Economic Development: Comparative Institutional Analysis*. Oxford, England: Oxford University Press.

Olson, Mancur, Jr. 1971. *The Logic of Collective Action*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

———. 1996. "Big Bills Left on the Sidewalks: Why Some Nations are Rich, and Others Poor." *Journal of Economic Perspectives* 10 (2): 3-24.

Orstrom, Elinor. 1996. "Crossing the Divide: Co-production, Synergy and Development." *World Development* 24 (6): 1073-87.

Orstrom, Elinor, Larry Schroeder, and Susan Wynne. 1993. *Institutional Incentives and Sustainable Development: Infrastructure Policies in Perspective*. Boulder, Colo., San Francisco, Calif., and Oxford, England: Westview Press.

Osborne, David, and Ted Gaebler. 1993. *Reinventing Government: How the Entrepreneurial Spirit Is Transforming the Public Sector*. New York, N. Y.: Penguin.

Ottaway, Marina. 1994. *Democratization and Ethnic Nationalism: African and Eastern European Experiences*. Policy Essay No. 14. Washington, D. C.: Overseas Development Council.

Oxley, Les. 1994. "Cointegration, Causality and Wagner's Law: A Test for Britain, 1870-1913." *Scottish Journal of Political Economy* 41 (3): 286-98.

Pardey, Philip G., and others. 1996. *Hidden Harvest: U.S. Benefits from International Research Aid*. Washington, D.C. International Food Policy Research Institute.

Pasha, Hafiz. 1996. "Governance and Fiscal Reform: A Study of Pakistan." In Leila Frischtak and Izak Atiyas, eds., *Governance, Leadership, Communication: Building Constituencies for Economic Reform. Essays on Venezuela, Malaysia, Tanzania, Bolivia, Egypt, Ghana, Pakistan, Turkey, Brazil*. Washington, D.C.: World Bank Private Sector Development Department.

Paul, Samuel. 1994. "Does Voice Matter? For Public Accountability, Yes." Policy Research Working Paper No. 1388. Policy Research Department, Finance and Private Sector Development Division, World Bank, Washington, D.C.

Peacock, A. T., and J. Wiseman. 1961. *The Growth of Public Expenditure in the United Kingdom*. NBER General Series No. 72. Princeton, N.J.: Princeton University Press.

Peters, B. Guy. 1996. *The Future of Governing: Four Emerging Models*. Lawrence, Kan.: University Press of Kansas.

Peterson, George E. 1997. *Decentralization in Latin America: Learning Through Experience*. World Bank Latin American and Caribbean Studies. Washington, D.C.: World Bank.

Peterson, Paul E. 1995. *The Price of Federalism*. A Twentieth Century Fund Book. Washington, D.C.: Brookings Institution.

Picciotto, Robert. 1995. *Putting International Economics to Work: From Participation to Governance*. World Bank Discussion Paper No. 304. Washington, D.C.: World Bank.

———. 1996. "What Is Education Worth? From Production Function to Institutional Capital." Human Capital Development Working Papers No. 75. World Bank, Washington, D.C.

Picks Currency Yearbook. Various years. New York, N.Y.: Pick Publishing.

Pierson, Paul. 1994. *Dismantling the Welfare State*. New York, N.Y.: Cambridge University Press.

Pitschas, Rainer, and Rolf Sülzer, eds. 1995. *New Institutionalism in Development Policy: Perspectives and General Conditions of Public Administration Development in the South and East*. Berlin: Duncker and Humblot.

Platteau, Jean Philippe. 1991. "Traditional Systems of Social Security." In E. Ahmad and others, eds., *Social Security in Developing Countries*. Oxford, England: Oxford University Press.

Polizatto, Vincent P. 1992. "Prudential Regulation and Banking Supervision." In Dimitri Vittas, ed., *Financial Regulation: Changing the Rules of the Game*.

EDI Development Studies. Washington, D. C.: World Bank.

Poterba, James M. 1994. "State Responses to Fiscal Crises: The Effect of Budgetary Institutions and Politics." *Journal of Political Economy* 102 (4): 799.

Pradhan, Sanjay. 1996. *Evaluating Public Spending: A Framework for Public Expenditure Review*. World Bank Discussion Paper No. 323. Washington, D. C.: World Bank.

Pritchett, Lant, and L. H. Summers. 1996. "Wealthier Is Healthier." *Journal of Human Resources* 1 (4): 841-68.

Prud'homme, Rémy. 1995. "The Dangers of Decentralization." *World Bank Research Observer* 10 (2): 201-20.

Psacharopoulos, George. 1995. *Building Human Capital for Better Lives*. Washington, D. C.: World Bank.

Psacharopoulos, George, and Nguyen Xuan Nguyen. 1997. *The Role of Government and the Private Sector in Fighting Poverty*. World Bank Technical Paper No. 346. Washington, D. C.: World Bank.

Psacharopoulos, George, and P. Zafiris Tzannatos. 1992. *Women's Employment and Pay in Latin America: Overview and Methodology*. World Bank Regional and Sectoral Studies. Washington, D. C.: World Bank.

Putnam, Robert, with Robert Leonardi and Rafaella Y. Nanetti. 1993. *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*. Princeton, N. J.: Princeton University Press.

Quah, Jon. 1993. "Controlling Corruption in City-States: A Comparative Study of Hong Kong and Singapore." Paper presented at a conference on "The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy," Stanford University, Palo Alto, Calif., October 25-26.

Ram, Rati. 1986. "Government Size and Economic Growth: A New Framework and Some Evidence from Cross-Section and Time-Series Data." *American Economic Review* 76 (1): 191-203.

———. 1987. "Wagner's Hypothesis in Time Series and Cross-Section Perspectives: Evidence from 'Real' Data for 115 Countries." *Review of Economics and Statistics* 69: 194-204.

Ramey, Garey, and Valerie Ramey. 1995. "Cross-Country Evidence on the Link Between Volatility and Growth." *American Economic Review* 85 (5): 1138-51.

Reinert, Erik S. 1996. "The Role of the State in Economic Growth." Paper prepared for a conference on The Rise and Fall of Public Enterprises in Western Countries in Milan, October 10-12.

Rietbergen-McCracken, Jennifer, ed. 1996. *Participation in Practice: The Experience of the World Bank and Other Stakeholders*. World Bank Discussion

Paper No. 333. Washington, D. C.: World Bank.

Rodrik, Dani. 1996. "Why Do More Open Economies Have Larger Governments?" John F. Kennedy School of Government, Harvard University, Cambridge, Mass.

Romer, Paul M. 1994. "The Origins of Endogenous Growth." *Journal of Economic Perspectives* 8 (1): 3-22.

Rose, Richard, and Christian Haerpfer. 1990. "New Democracies Barometer III: Learning from What is Happening," *Studies in Public Policy*.

Rose-Ackerman, Susan. 1978. *Corruption: A Study in Political Economy*. New York, N. Y.: Academic Press.

———. 1992. *Rethinking the Progressive Agenda: The Reform of the American Regulatory State*. New York, N. Y.: Free Press.

———. 1995. *Controlling Environmental Policy: The Limits of Public Law in Germany and the United States*. New Haven, Conn.: Yale University Press.

———. Forthcoming. "The Political Economy of Corruption." In Kimberly Ann Elliott, ed., *Corruption in the World Economy*. Washington, D. C.: Institute for International Economics.

Roy, Jayanta, ed. 1995. *Macroeconomic Management and Fiscal Decentralization*. EDI Seminar Series. Washington, D. C.: World Bank.

Ruzindana, Augustine. 1995. "Combating Corruption in Uganda." In Petter Langseth, J. Katorobo, E. Brett, and J. Munene, eds., *Uganda: Landmarks in Rebuilding a Nation*. Kampala: Fountain Publishers.

Salamon, Lester M., and Helmut K. Anheier. 1994. *The Emerging Sector—An Overview*. Baltimore, Md.: The Johns Hopkins University Institute for Policy Studies.

———. 1996. "The Nonprofit Sector: A New Global Force." Working Paper No. 21. The Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project, The Johns Hopkins University Institute for Policy Studies, Baltimore, Md.

Saunders, Anthony, and Berry Wilson. 1995. "Contingent Liability in Banking: Useful Policy for Developing Countries?" World Bank Policy Research Working Paper No. 1538. Policy Research Department, Finance and Private Sector Development Division, World Bank, Washington, D. C.

Scharpf, Fritz W. 1994. *Optionen des Föderalismus in Deutschland und Europa*. Frankfurt, Germany, and New York, N. Y.: Campus Verlag.

Schwart, Joseph. 1994. "Democratic Solidarity and the Crisis of the Welfare State." In Lyman Legters, John Burke, and Arthur Diquatro, eds., *Critical Perspectives on Democracy*. Lanham, Md.: Rowman & Littlefield.

Scott, Graham. 1995. "Improving Fiscal Responsibility." Extract from *Agenda: A Journal of Policy Analysis and Reform* 2 (1): 3-16. Heidelberg, Victoria, Australia.

———. 1996. "The Use of Contracting in the Public Sector." *Australian Journal of Public Administration* 55 (3).

Sen, Amartya. 1987. *The Standard of Living*. Cambridge, England: Cambridge University Press.

Senghaas, Dieter. 1985. *The European Experience: A Historical Critique of Development Theories*. Oxford, England: Berg Publishers.

Serven, Luis, and Andres Solimano, eds. 1994. *Striving for Growth after Adjustment: The Role of Capital Formation*. Washington, D.C.: World Bank.

Shah, Anwar. 1994. *The Reform of Intergovernmental Fiscal Relations in Developing and Emerging Market Economies*. Washington, D.C.: World Bank.

———. 1997. "Fostering Responsible and Accountable Performance: Lessons from Decentralization Experience." Paper presented at the OED Annual Conference, World Bank, Washington, D.C., April 1-2.

Sheng, Andrew. 1992. "Bank Restructuring in Malaysia." In Dimitri Vittas, ed. *Financial Regulation: Changing the Rules of the Game*. EDI Development Studies. Washington, D.C.: World Bank.

Shihata, Ibrahim F.I. 1996. "Implementation, Enforcement and Compliance With International Environmental Agreements—Views from the World Bank." Legal Department, World Bank, Washington, D.C.

Shiratori, Masaki, and Yoshio Wada. 1996. "World Bank-OECF Periodic Conference: General Meeting on 'Role of Government.' " World Bank, Washington, D.C.

Shleifer, Andrei. 1996. "Government in Transition." Discussion Paper No. 1783. Harvard Institute of Economic Research, Harvard University, Cambridge, Mass.

Shleifer, Andrei, and Robert W. Vishny. 1993. "Corruption." *Quarterly Journal of Economics* 108: 599-617.

Shui Yan Tang. 1992. *Institutions and Collective Action: Self Governance in Irrigation*. San Francisco, Calif.: Institute for Contemporary Studies.

Sills, David L., ed. 1968. *International Encyclopedia of the Social Sciences*. New York, N.Y.: Macmillan and the Free Press, and London: Collier-Macmillan.

Silverman, Jerry M. 1992. *Public Sector Decentralization: Economic Policy and Sector Investment Programs*. World Bank Technical Paper Number 188, Africa Technical Department Series. Washington, D.C.: World Bank.

Slemrod, Joel. 1995. "What Do Cross-Country Studies Teach about Government Involvement, Prosperity and Economic Growth?" *Brookings Papers on Economic Activity* 2: 373-431.

Snider, Lewis. 1996. *Growth, Debt and Politics: Economic Adjustment and the*

Political Performance of Developing Countries. Boulder, Colo.: Westview Press.

Solow, Robert. 1956. "A Contribution to the Theory of Economic Growth." *Quarterly Journal of Economics* 70: 65-94.

Soyinka, Wole. 1996. *The Open Sore of a Continent: A Personal Narrative of the Nigerian Crisis*. New York, N. Y., and Oxford, England: Oxford University Press.

Spiller, Pablo T., and Cezley Sampson. 1996. "Telecommunications Regulation in Jamaica." In Brian Levy and Pablo Spiller, eds., *Regulations, Institutions and Commitment: Comparative Studies of Telecommunications*. Cambridge, England: Cambridge University Press.

Spiller, Pablo, and Ingo Vogelsang. 1996. "The United Kingdom: A Pacesetter in Regulatory Incentives." In Brian Levy and Pablo Spiller, eds., *Regulations, Institutions and Commitment: Comparative Studies of Telecommunications*. Cambridge, England: Cambridge University Press.

Stein, Freiherr vom. 1807. "Über die zweckmäßige Bildung der obersten und der Provinzial-, Finanz- und Polizeibehörden in der preußischen Monarchie (Nassauer Denkschrift)." (Reprinted in Walther Hubatsch, ed., 1959. *Freiherr vom Stein. Briefe und amtliche Schriften*, pp. 380-98. Stuttgart, Germany: Kohlhammer.)

Stiglitz, Joseph E. 1977. "The Theory of Local Public Goods." In Martin S. Feldstein and Robert P. Inman, eds., *The Economics of Public Services*, pp. 274-333. London: Macmillan.

———. 1986. *Economics of the Public Sector*. New York, N. Y., and London: W. W. Norton.

———. 1994. *Whither Socialism?* Cambridge, Mass.: MIT Press.

———. 1995. "The Theory of International Public Goods and the Architecture of International Organizations." Paper presented at the United Nations Third Meeting of the High Level Group on Development Strategy and Management of the Market Economy, Helsinki, July 8-9.

———. 1996. "Keynote Address: The Role of Government in Economic Development." In Michael Bruno and Boris Pleskovic, eds., *Annual World Bank Conference on Development Economics*, pp. 11-23. Washington, D. C.: World Bank.

Stiglitz, Joseph, and Marilou Uy. 1996. "Financial Markets, Public Policy and the East Asian Miracle." *World Bank Research Observer* 11 (2): 249-76.

Stone, Andrew, Brian Levy, and Ricardo Paredes. 1996. "Public Institutions and Private Transactions: A Comparative Analysis of the Legal and Regulatory Environment for Business Transactions in Brazil and Chile." In Lee J. Alston, Thrainn Eggertsson, and Douglass C. North, eds., *Empirical Studies*

in Institutional Change. New York, N. Y.: Cambridge University Press.

Strong, Maurice F. 1996. "The CGIAR at Twenty-Five: Looking Back and Looking Forward." Sir John Crawford Memorial Lecture, International Centers Week, Washington, D. C., October 28.

Stuart, Charles E. 1981. "Swedish Tax Rates, Labor Supply, and Tax Revenues." *Journal of Political Economy* 89 (51): 1020-51.

Subbarao, Kalanidhi, Aniruddha Bonnerjee, Jeanine Braithwaite, Soniya Carvalho, Kene Ezemenari, Carol Graham, and Alan Thompson. 1997. *Safety Net Programs and Poverty Reduction: Lessons from Cross Country Experience*. Directions in Development Series. Washington, D. C.: World Bank.

Summers, Robert, and Alan Heston. 1991. "The Penn World Table (Mark 5): An Expanded Set of International Comparisons, 1950-1988." *Quarterly Journal of Economics* 106 (May): 327-68.

Sweden. Ministry of Health and Social Affairs. 1994. "Pension Reform in Sweden: A Short Summary." Stockholm: Ministry of Health and Social Affairs.

Sweden. Styrelsen för Internationell Utveckling. 1994. *State, Market and Aid: Redefined Roles*. Stockholm: Swedish International Development Authority.

Tallroth, Nils Borje, III. 1997. "The Political Economy of Modern Wars in Africa." Paper presented at the Carter Center Conference on the Transition from War to Peace, Atlanta, February 19-21.

Tanzi, Vito. 1995a. "Fiscal Federalism and Decentralization: A Review of Some Efficiency and Macroeconomic Aspects." In Michael Bruno and Boris Pleskovic, eds., *Annual World Bank Conference on Development Economics*, pp. 295-316. Washington, D. C.: World Bank.

———. 1995b. *Taxation in an Integrating World*. Washington, D. C.: Brookings Institution.

Tanzi, Vito, and Ludger Schuknecht. 1995. "The Growth of Government and the Reform of the State in Industrial Countries." IMF Working Papers WP/95/130. International Monetary Fund, Washington, D. C.

Tavares, Jose, and Romain Wacziarg. 1996. "How Democracy Fosters Growth?" Department of Economics, Harvard University, Cambridge, Mass.

Tendler, Judith. 1997. *Good Government in the Tropics*. Baltimore, Md.: Johns Hopkins University Press.

Tengs, Tammy O., and John D. Graham. 1996. "The Opportunity Costs of Haphazard Social Investments in Life-Saving." In Robert W. Hahn, ed., *Risks, Costs and Lives Saved: Getting Better Results from Regulation*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

Teranishi, Juro, and Yukata Kosai, eds. 1993. *The Japanese Experience of Economic Reforms*. New York, N. Y.: St. Martin's Press.

Thomas, Vinod, and Jisoon Lee. 1997. "The Payoffs from Economic Reforms." In Nancy Birdsall and Frederick Jaspersen, eds., *Pathways to Growth*. Washington, D. C.: Inter-American Development Bank.

Tilly, Charles. 1990. *Coercion, Capital, and European States, AD 990-1990*. Cambridge, Mass.: Basil Blackwell.

Tlaiye, Laura, and Dan Biller. 1994. "Successful Environmental Institutions: Lessons from Colombia and Curitiba, Brazil." LATEN Dissemination Note No. 12. Latin America Technical Department, Environment Unit, World Bank, Washington, D. C.

Toye, J. 1992. "Interest Group Politics and the Implementation of Adjustment Policies in Sub-Saharan Africa." *Journal of International Development Policy, Economic and International Relations* 4 (2), March-April: 183-98 (special issue on The Economic Analysis of Aid Policy).

Trebilcock, Michael J. 1996. "What Makes Poor Countries Poor? The Role of Institutional Capital in Economic Development." Faculty of Law, University of Toronto, Toronto.

Twain, Mark, Charles Warner, and Ward Just. 1877. *The Gilded Age: A Tale of Today*. Reprinted by New York, N. Y.: Oxford University Press, 1996.

United Nations Development Programme. 1997. *Reconceptualising Governance*. Discussion Paper 2. New York, N. Y.: Management Development and Governance Division, Bureau for Policy and Programme Support, United Nations Development Programme.

U. S. Department of Health and Human Services. 1994. *Social Security Programs Throughout the World*. SSA Publication No. 13-11805, Research Report No. 63. Office of Research and Statistics, Social Security Administration, Washington, D. C.

Valdeavilla, Ermelita V. 1995. "Breakthroughs and Challenges of Making Philippine Government Work for Gender Equality." *IDS Bulletin* 26 (3): 94-101. Brighton, England: Institute for Development Studies, University of Sussex.

van der Gaag, Jacques. 1995. *Private and Public Initiatives: Working Together for Health and Education*. Washington, D. C.: World Bank.

van de Walle, Dominique, and Kimberley Nead, eds. 1995. *Public Spending and the Poor: Theory and Evidence*. Baltimore, Md.: Johns Hopkins University Press.

Villadsen, Søren, and Francis Lubanga, eds. 1996. *Democratic Decentralisation in Uganda: A New Approach to Local Governance*. Kampala, Uganda: Fountain.

Vittas, Dimitri, ed. 1992. *Financial Regulation: Changing the Rules of the Game*. EDI Development Studies. Washington, D. C.: World Bank.

von Hagen, J., and I. Harden. 1994. "National Budget Processes and Fiscal Performance." *European Economy, Reports and Studies* 3: 311-418.

Wade, Robert. 1994. "The Governance of Infrastructure: Organizational Issues in the Operation and Maintenance of Irrigation Canals." World Bank, Washington, D. C.

Wallich, Christine I. 1994. "Intergovernmental Fiscal Relations: Setting the Stage." In Christine I. Wallich, ed., *Russia and the Challenge of Fiscal Federalism*, pp. 19-63. World Bank Regional and Sectoral Studies. Washington, D. C.: World Bank.

Weal, Albert. 1990. "Equality, Social Welfare and the Welfare State." *Ethics* 100 (3): 475.

Weaver, R. Kent, and William T. Dickens, eds. 1995. *Looking Before We Leap: Social Science and Welfare Reform*. Washington, D. C.: Brookings Institution.

Wiesner Durán, Eduardo. 1992. "Colombia: Descentralización y Federalismo Fiscal: Informe Final de la Misión para la Descentralización." Departamento Nacional de Planeación, Presidencia de la República, Bogotá, Colombia.

Wildasin, David E. 1996. "Introduction: Fiscal Aspects of Evolving Federations." *International Tax and Public Finance* (Netherlands) 3: 21-131.

Williamson, John, ed. 1994. *The Political Economy of Policy Reform*. Washington, D. C.: Institute for International Economics.

Willman, John, Stephen Pollard, Bernard Jenkin, Madsen Pirie, Eamonn Butler, and José Piñera. 1996. "The Need for Welfare Reform." In *Over to You: The Transition to Funded Fortune Accounts*. London: Adam Smith Institute.

Williamson, Oliver E. 1996. *The Mechanisms of Governance*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

Winston, Clifford. 1993. "Economic Deregulation: Days of Reckoning for Microeconomists." *Journal of Economic Literature* 31 (3): 1263-89.

Wolf, Edward. 1985. "Social Security, Pensions and the Wealth Holdings of the Poor." Institute for Research on Poverty Discussion Paper No. 799-85. University of Wisconsin-Madison, Madison, Wisc.

Wong, John. 1997. "Government Participation in Economic Development: Singapore Experiences." Paper presented at the International Symposium on Government's Role in the Market Economy, China Institute for Reform and Development, Haikou, China, January 7-8.

World Bank. 1983. *World Development Report 1983*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

———. 1987. "The Philippines: Issues and Policies in the Industrial Sector." Report No. 6706-PH. Asia Region, Country Department II, World Bank, Washington, D. C.

———. 1991a. *The Reform of Public Sector Management: Lessons of Experience*. Policy Research Series 18. World Bank, Washington, D. C.

———. 1991b. *World Development Report 1991: The Challenge of Development*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

———. 1993. *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy*. A World Bank Policy Research Report. New York, N. Y.: Oxford University Press.

———. 1994a. *Adjustment in Africa: Reforms, Results and the Road Ahead*. A World Bank Policy Research Report. New York, N. Y.: Oxford University Press.

———. 1994b. *Averting the Old Age Crisis: Policies to Protect the Old and Promote Growth*. A World Bank Policy Research Report. New York, N. Y.: Oxford University Press.

———. 1994c. *World Development Report 1994: Infrastructure for Development*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

———. 1995a. "Azerbaijan: Baku Water Supply Rehabilitation Project." Environment Department Papers Series. Assessment Series Paper No. 017. World Bank, Washington, D. C.

———. 1995b. *Better Urban Services: Finding the Right Incentives*. Washington, D. C.: World Bank.

———. 1995c. *Bureaucrats in Business: The Economics and Politics of Government Ownership*. A World Bank Policy Research Report. New York, N. Y.: Oxford University Press.

———. 1995d. *Development in Practice: Priorities and Strategies for Education —A World Bank Review*. Washington, D. C.: World Bank.

———. 1995e. *Global Economic Prospects and the Developing Countries*. Washington, D. C.: World Bank.

———. 1995f. "Vietnam Poverty Assessment and Strategy." Report No. 13442-VN. Country Department I, East Asia and Pacific Region, World Bank, Washington, D. C.

———. 1995g. *World Development Report 1995: Workers in an Integrating World*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

———. 1996a. "Argentina: Reforming Provincial Utilities: Issues, Challenges and Best Practice." Report No. 15063-AR. Infrastructure Division, Country Department I, Latin America and the Caribbean Region, World Bank, Washington, D. C.

———. 1996b. "Bangladesh: Government That Works: Reforming the Public Sector." Private Sector Development and Finance Division, Country Department I, South Asia Region, World Bank, Washington, D. C.

———. 1996c. *Handbook on Good Practices for Laws Relating to Nongovern-*

mental Organizations. Prepared for the World Bank by the International Center for Non-Profit Law.

———. 1996d. "Republic of Guinea: Public Expenditure Review." Western Africa Department, World Bank, Washington, D. C.

———. 1996e. *Social Assistance and Poverty-Targeted Programs: A Sourcebook Prepared by the Social Assistance Program Team*. Washington, D. C.: Poverty and Social Policy Department, World Bank.

———. 1996f. *Social Indicators of Development 1996*. Washington, D. C.: World Bank.

———. 1996g. "Technical Annex: Democratic Republic of Sri Lanka: Telecommunications Regulation and Public Enterprise Reform Technical Assistance Project." Report No. T-6730 CE. Country Department I, Energy and Project Finance Division, South Asia Region, World Bank, Washington, D. C.

———. 1996h. *The World Bank Participation Sourcebook*. Washington, D. C.: World Bank.

———. 1996i. *World Development Report 1996: From Plan To Market*. New York, N. Y.: Oxford University Press.

———. 1997. "Ukraine Public Sector Reform Loan, Preparation Mission Report, Public Administration." World Bank, Washington, D. C.

———. Forthcoming. *The Road to Financial Integration: Private Capital Flows to Developing Countries*. Washington, D. C.: World Bank.

Wyzan, M. L. Michael, ed. 1990. *The Political Economy of Ethnic Discrimination and Affirmative Action: A Comparative Perspective*. New York, N. Y.: Praeger.

Zartman, William I., ed. 1995. *Collapsed States: The Disintegration and Restoration of Legitimate Authority*. Boulder, Colo., and London: Lynne Rienner.

付録
財政に関する選定指標

中央政府の歳入・歳出に関するデータは，IMF(各年(a)および(b))，IMF データファイルを出典としている．各国の勘定は IMF（1986)における定義と分類の共通システムを用いて報告されている．概念，定義，データ出典に関する完全で公認の説明は，これらの出典を参照されたい．

表A．1　中央政府歳入

経常収入は，税収，および土地・無形資産・国債・政府債権・固定資本資産の売却または非政府収入源からの資本移転による無返済の収入(補助金を除く）を含んでいる．

所得，利益，資本利得税は，実質または推定された個人純所得，企業収益，および資本利得（キャピタルゲイン）に課せられる．社会保障負担は，雇用者と被雇用者の負担および自営業者と失業者の負担を含んでいる．国内の財およびサービス税は，一般的な販売・売上税あるいは付加価値税，特定の財・サービスへの課税，財・資産の使用への課税，および財政独占の収益を含んでいる．国際貿易税は輸入・輸出関税，輸出入独占体の利益，為替差益，為替税を含む．その他の税は，雇用者の支払い給与あるいは労働に対する税，資産税，および他に分類されない税を含んでいる．税外収入は，罰金，行政手数料，政府所有資産からの事業所得のような公共目的のための対価を伴う無返済の収入，および政府以外の収入源からの自発的で対価を伴わない無返済の収入を含んでいる．

表A．2　経済タイプによる中央政府歳出

政府支出は，経常支出か資本支出か，また対価を伴うか伴わないかを問わず，無返済のすべての支出を含んでいる．支出は，本表のように経済タイプにより，もしくは表A．3のように機能によって測ることができる．

財・サービス支出は，被雇用者への賃金・給与または他の購入といった形態によらず，財・サービスを得る際のすべての政府支払いを含んでいる．賃金・給与はサービスへの対価として被雇用者へ支払われるすべての現金から成り，税金と年金負担は含まれていない．利子支払いは借入金の使用に対する国内部門および非居住者への支払いである．補助金およびその他の経常移転は，民間企業・国有企業への経常勘定上の対価を伴わないすべての無返済の移転，および部局企業の売り上げから発生する現金ベースでの操業赤字をカバーする費用を含んでいる．資本支出は，固定資本資産・土地・無形資産・政府債権・非軍事資産・非金融資産を購入するための支出である．投資無償補助金もまたこれに含まれる．

表A．3　機能による中央政府歳出

機能による中央政府歳出のデータは不完全であることが多い．また機能上の責任所在が複数の政府レベルにまたがっていてデータが利用できないため，国によりカバーされている範囲は異なっている．結果的に示されているデータ，とりわけ教育と保健に関しては，国家間の比較が可能であるとは限らない．

保健には，病院・産院・歯科センター・一部の診療所に対する支出，国家健康保険制度への支出，家族計画と予防的介護に対する支出が含まれる．**教育**は，幼稚園，初等・中等学校に対する支出，大学に対する支出，職業・技術・その他訓練機関に対する支出からなっている．**社会保障および福祉**は，疾病者・一時的障害者の所得減少に対する補償，高齢者・恒常的障害者・失業者への給付，家族・出産・児童手当，高齢者・障害者・児童の介護などの福祉サービスの費用を含んでいる．**防衛**は国防省によるものか他の部門によるものかを問わず，軍事力を維持するためのすべての費用から成っている．**その他**の支出は，一般的公共サービス，利子支払い，およびその他に分類されない項目を含んでいる．

表 A.1 中央政府歳入

		経常歳入総額に占める割合（%）											
		税収											
		所得，利益，資本利得		社会保障負担		国内の財およびサービス		国際貿易		その他の税		税外収入	
		1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95
低所得経済													
1	モザンビーク	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
2	エチオピア	27.5	26.5	..	..	22.2	*25.7*	20.2	*18.5*	0.7	1.7	27.5	23.4
3	タンザニア	*28.7*	..	..	..	*55.0*	..	*9.6*	..	*1.3*	..	*4.6*	..
4	ブルンジ	*22.4*	..	*2.9*	..	*28.7*	..	*24.0*	..	*2.3*	..	*10.8*	..
5	マラウイ	35.0	..	..	..	32.2	..	19.0	..	0.5	..	13.3	..
6	チャド	*19.0*	*22.6*	..	..	*35.3*	*33.7*	*27.5*	*15.3*	*6.6*	*5.2*	*9.5*	*21.8*
7	ルワンダ	*17.1*	*14.7*	*6.4*	*3.5*	*33.6*	*35.2*	*26.1*	*31.4*	*3.3*	*3.8*	*13.0*	*11.2*
8	シエラレオネ	26.0	22.9	..	..	22.7	35.4	41.2	37.7	1.2	0.3	8.8	3.8
9	ネパール	8.6	8.8	..	..	38.7	39.1	29.2	28.0	0.2	..	17.2	19.3
10	ニジェール	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
11	ブルキナファソ	17.8	*21.5*	8.2	..	17.6	..	35.8	..	5.1	*2.0*	13.7	*25.0*
12	マダガスカル	*11.4*	16.0	..	..	*21.0*	24.6	*45.9*	46.7	*0.7*	0.4	*19.6*	11.1
13	バングラデシュ	*9.6*	..	..	..	*25.3*	..	*32.2*	..	*1.5*	..	*29.5*	..
14	ウガンダ	8.2	..	..	..	31.1	..	58.6	..	0.1	..	*3.1*	..
15	ベトナム	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
16	ギニアビサオ	*9.9*	..	2.1	..	*15.8*	..	33.5	..	*8.8*	..	36.6	..
17	ハイチ	*14.9*	..	*0.3*	..	*30.7*	..	*23.8*	..	*6.2*	..	*11.5*	..
18	マリ	12.3	..	4.7	..	31.8	..	21.5	..	11.0	..	11.2	..
19	ナイジェリア	*50.5*	..	..	..	*6.9*	..	*12.1*	..	*0.2*	..	*50.6*	..
20	イエメン共和国	*25.8*	22.8	..	..	*10.2*	10.8	*16.8*	19.1	*4.5*	2.7	*42.6*	42.9
21	カンボジア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
22	ケニア	28.6	28.5	..	..	39.9	47.5	20.1	12.4	0.9	1.0	10.6	10.6
23	モンゴル	..	34.8	..	11.6	..	24.3	..	13.1	..	*0.4*	..	16.0
24	トーゴ	33.5	..	6.4	..	11.6	..	31.2	..	0.2	..	13.2	..
25	ガンビア共和国	15.8	13.3	..	..	10.5	38.0	65.4	42.4	0.8	0.4	7.4	5.9
26	中央アフリカ共和国	*16.1*	..	*6.4*	..	*20.8*	..	*39.8*	..	*7.4*	..	*9.1*	..
27	インド	16.0	19.7	..	..	37.8	32.9	26.2	23.3	*0.1*	0.2	19.5	23.8
28	ラオス人民民主共和国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
29	ベナン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
30	ニカラグア	13.5	11.2	9.7	11.8	43.8	45.1	13.2	19.4	2.1	5.3	9.5	6.6
31	ガーナ	22.5	17.7	..	..	28.2	37.1	37.2	31.2	0.1	..	12.1	14.0
32	ザンビア	33.2	33.5	..	..	41.2	42.5	17.8	18.5	1.2	0.1	6.4	5.1
33	アンゴラ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..

34	グルジア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
35	パキスタン	12.3	14.2	..	..	33.0	32.0	31.7	26.5	0.0	..	22.8	26.8
36	モーリタニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
37	アゼルバイジャン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
38	ジンバブエ	44.8	*44.4*	..	..	29.0	*26.3*	14.7	*19.0*	0.8	*0.8*	10.4	*9.3*
39	ギニア	*8.6*	*10.4*	..	..	*16.6*	*25.1*	*47.0*	*46.1*	*0.4*	*0.8*	*27.4*	*17.6*
40	ホンジュラス	*24.2*	..	..	..	*25.9*	..	*42.4*	..	*1.0*	..	*5.7*	..
41	セネガル	*20.7*	..	*3.5*	..	*26.0*	..	*35.6*	..	*2.1*	..	*7.1*	..
42	中国	*31.2*	33.5	..	..	*17.6*	29.2	*13.8*	17.7	..	*0.8*	*37.4*	19.4
43	カメルーン	39.0	18.1	5.7	*5.6*	15.1	18.4	19.7	16.9	2.9	3.6	15.0	33.4
44	コートジボアール	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..		
45	アルバニア	..	*8.4*	..	*15.2*	..	*39.6*	..	*14.0*	..	*0.4*	..	*21.5*
46	コンゴ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
47	キルギス共和国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
48	スリランカ	13.4	13.2	..	..	38.5	49.6	32.6	22.1	..	..	12.7	11.1
49	アルメニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
中所得経済													
低位中所得													
50	レソト	11.3	15.4	..	..	16.8	15.9	59.7	55.1	0.4	0.1	11.9	13.4
51	エジプト・アラブ共和国	16.5	20.6	13.1	10.5	11.4	12.8	15.7	10.4	6.4	9.0	35.9	36.0
52	ボリビア	3.7	4.3	8.7	7.5	37.5	38.5	12.5	6.6	3.8	0.5	29.2	33.9
53	マケドニア，旧ユーゴ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
54	モルドバ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
55	ウズベキスタン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
56	インドネシア	61.9	52.2	..	*2.0*	16.9	28.0	5.2	5.4	0.5	0.5	14.1	11.5
57	フィリピン	23.6	29.2	..	..	36.3	26.7	24.1	28.1	2.1	3.6	13.1	12.2
58	モロッコ	19.0	*22.6*	4.7	*3.8*	39.4	*39.9*	17.2	*18.0*	3.9	*1.4*	13.5	*12.0*
59	シリア・アラブ共和国	26.6	27.4	..	..	20.6	34.0	7.9	11.5	6.1	6.0	36.7	19.9
60	パプアニューギニア	46.0	45.0	..	..	12.8	10.8	23.9	23.8	1.8	1.9	15.5	18.4
61	ブルガリア	*32.4*	20.7	*20.9*	25.4	*20.0*	21.1	*1.8*	6.9	*1.2*	4.3	*23.7*	21.6
62	カザフスタン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
63	グアテマラ	15.7	19.4	..	..	39.4	42.4	21.2	20.1	7.5	3.5	14.8	13.7
64	エクアドル	53.9	56.0	..	..	20.8	24.9	20.2	11.6	1.1	1.0	2.5	5.5
65	ドミニカ共和国	19.4	17.1	4.1	4.1	28.4	25.1	33.7	44.2	1.4	0.3	12.3	8.6
66	ルーマニア	*18.9*	32.4	15.4	29.6	*32.6*	22.7	*0.5*	4.0	11.1	2.5	68.3	8.8
67	ジャマイカ	*34.5*	..	*4.6*	..	*38.0*	..	*7.7*	..	*8.7*	..	*4.8*	..
68	ヨルダン	12.0	11.1	..	..	13.8	20.6	34.0	31.6	5.6	5.3	30.0	26.9
69	アルジェリア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
70	エルサルバドル	20.2	22.2	..	..	39.9	49.8	25.8	17.0	0.8	0.2	8.3	7.1
71	ウクライナ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
72	パラグアイ	12.7	9.8	13.1	..	22.6	27.7	14.6	14.8	12.7	11.9	16.7	30.0

表 A.1 中央政府歳入（つづき）

		経常歳入総額に占める割合（%）											
		税収											
		所得，利益，資本利得		社会保障負担		国内の財およびサービス		国際貿易		その他の税		税外収入	
		1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1990-95	1991-95	1981-90	1991-95
73	チュニジア	13.7	*13.6*	9.0	*12.3*	21.0	*23.2*	27.4	*28.4*	2.6	*2.9*	24.4	*17.8*
74	リトアニア	‥	20.7	‥	29.8	‥	38.2	‥	3.7	‥	0.3	‥	6.5
75	コロンビア	24.6	39.3	10.3	‥	28.2	37.2	17.0	9.7	6.2	0.7	14.4	13.2
76	ナミビア	*34.9*	26.2	‥	‥	*21.9*	26.6	*29.3*	33.6	*0.3*	0.4	*12.9*	12.7
77	ベラルーシ	‥	*11.9*	‥	*32.2*	‥	*39.9*	‥	*4.5*	‥	*8.7*	‥	*2.0*
78	ロシア連邦	‥	*14.2*	‥	*33.6*	‥	*32.7*	‥	*12.1*	‥	*1.4*	‥	*6.4*
79	ラトビア	‥	*11.5*	‥	*34.9*	‥	*40.0*	‥	*3.6*	‥	*0.4*	‥	*9.8*
80	ペルー	14.6	12.5	*7.4*	12.3	49.8	49.3	20.8	9.8	8.0	7.3	9.1	8.6
81	コスタリカ	12.3	9.8	26.2	27.7	26.0	32.2	25.5	16.1	1.2	0.7	10.6	13.1
82	レバノン	‥	*10.3*	‥	‥	‥	*6.8*	‥	*35.5*	‥	*6.7*	‥	*30.5*
83	タイ	20.3	28.4	0.2	1.1	46.5	40.7	21.3	17.6	0.7	0.8	9.3	9.1
84	パナマ	20.7	18.0	22.4	20.5	15.5	16.8	9.9	10.5	1.7	1.7	25.6	31.1
85	トルコ	44.4	37.0	‥	‥	28.0	35.4	6.9	4.1	3.7	2.3	15.6	20.1
86	ポーランド	*25.8*	*27.6*	*24.0*	*24.7*	*30.0*	*28.0*	*6.6*	*8.1*	*6.4*	*1.1*	*5.3*	*10.4*
87	エストニア	‥	20.5	‥	33.6	‥	38.8	‥	1.8	‥	0.5	‥	4.6
88	スロバキア共和国	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
89	ボツワナ	35.6	29.7	‥	‥	1.3	3.0	20.4	18.6	‥	‥	42.5	48.6
90	ベネズエラ	60.0	50.6	3.9	5.5	5.5	10.4	12.6	9.1	1.1	1.3	18.3	22.3
中所得上位国													
91	南アフリカ	51.4	50.9	1.5	1.8	31.0	34.9	4.4	2.9	1.4	1.3	8.7	6.5
92	クロアチア	‥	10.7	‥	36.9	‥	38.1	‥	8.3	‥	0.5	‥	5.1
93	メキシコ	27.9	34.2	12.9	17.9	55.3	50.2	10.1	7.1	1.0	2.4	10.7	9.0
94	モーリシャス	12.8	12.5	4.4	5.1	19.2	23.9	49.2	41.0	0.4	0.7	10.9	11.1
95	ガボン	40.2	*27.6*	*0.9*	*0.8*	10.8	*23.7*	17.4	*17.4*	1.8	*0.9*	29.2	*29.3*
96	ブラジル	17.4	16.3	24.8	30.1	21.0	19.2	2.7	1.9	4.5	5.2	29.5	27.2
97	トリニダード・トバゴ	62.3	‥	‥	‥	11.0	‥	8.0	‥	0.6	‥	17.7	‥
98	チェコ共和国	‥	16.6	‥	38.0	‥	31.9	‥	3.9	‥	1.7	‥	7.5
99	マレーシア	34.8	34.3	0.6	1.0	17.8	22.0	20.5	14.1	1.8	3.5	24.1	24.6
100	ハンガリー	16.9	‥	22.8	‥	34.7	‥	6.2	‥	3.5	‥	13.2	‥

101	チリ	13.3	18.1	8.4	6.7	41.8	45.2	8.7	9.6	6.3	3.7	21.1	16.7
102	オマーン	24.3	19.9	..	..	0.7	1.0	2.5	3.2	0.5	0.7	71.9	74.9
103	ウルグアイ	7.4	7.3	26.1	30.1	42.2	32.4	11.4	5.6	4.9	8.4	6.4	5.9
104	サウジアラビア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
105	アルゼンチン	4.9	*2.6*	26.4	*45.9*	33.1	*26.6*	13.8	*7.9*	6.0	*4.6*	11.9	*9.1*
106	スロベニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
107	ギリシャ	18.5	29.6	31.7	1.1	37.8	66.5	0.9	0.1	4.7	3.9	9.7	6.4
高所得経済													
108	韓国	27.1	31.6	2.2	6.9	40.9	33.6	14.2	6.9	2.7	6.0	11.4	12.1
109	ポルトガル	21.6	24.7	25.0	25.0	35.1	35.2	3.4	0.2	5.5	2.8	8.3	11.8
110	スペイン	25.6	31.2	41.5	38.2	19.9	21.5	3.3	0.6	*0.3*	..	7.9	8.1
111	ニュージーランド	59.7	58.2	..	..	21.5	27.4	3.4	2.1	1.1	1.4	13.4	10.1
112	アイルランド	33.9	38.6	13.6	14.7	31.2	30.9	8.2	5.9	1.4	1.5	10.0	6.4
113	†イスラエル	38.2	37.4	8.4	7.7	28.8	35.9	3.9	1.2	3.5	3.1	16.7	13.7
114	†クウェート	1.7	..	..	..	0.6	..	1.6	..	..	..	96.0	..
115	†アラブ首長国連邦	..	..	2.5	2.1	24.1	26.0	..	..	..	..	77.3	71.9
116	イギリス	39.2	35.2	16.9	16.9	29.7	32.3	0.1	0.1	1.0	0.1	10.7	8.3
117	オーストラリア	61.5	63.9	..	..	22.8	20.4	4.8	3.3	0.5	1.5	10.1	10.9
118	イタリア	36.3	36.6	33.7	29.2	25.6	28.8	0.0	0.0	1.4	1.2	4.0	2.9
119	カナダ	50.3	49.3	13.6	18.4	19.2	18.2	4.4	2.6	0.0	..	12.5	11.4
120	フィンランド	30.5	29.0	9.5	11.4	46.7	44.2	1.1	0.9	0.3	0.3	8.4	11.6
121	†香港	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
122	スウェーデン	16.9	8.9	31.5	36.0	28.6	31.6	0.6	0.8	5.1	3.0	14.5	15.8
123	オランダ	26.0	28.7	39.0	38.5	20.6	21.6	..	..	0.4	0.9	12.0	8.0
124	ベルギー	37.2	33.6	33.4	35.4	23.5	24.7	0.0	*0.0*	*0.1*	..	3.7	3.8
125	フランス	17.6	17.7	42.1	44.1	29.4	27.5	0.0	0.0	1.2	2.0	7.7	6.8
126	†シンガポール	27.2	28.0	..	..	15.3	18.3	3.7	1.7	5.4	8.9	40.1	36.5
127	オーストリア	19.6	19.9	36.3	37.5	26.2	24.6	1.4	1.4	6.5	6.5	8.3	8.6
128	アメリカ合衆国	51.4	50.9	32.4	34.5	4.4	3.9	1.5	1.5	0.0	*0.0*	9.2	8.1
129	ドイツ	17.3	15.5	53.9	47.7	22.5	25.2	0.0	..	..	..	6.2	6.2
130	デンマーク	36.7	38.3	3.9	3.9	42.6	39.6	0.1	0.1	0.7	1.4	13.2	14.8
131	ノルウェー	21.4	16.0	22.7	24.0	37.9	36.7	0.5	0.6	0.1	0.0	16.4	21.9
132	日本	67.8	38.7	..	25.6	17.4	13.9	1.7	1.2	3.6	1.6	5.2	15.4
133	スイス	14.9	14.7	48.7	52.6	19.2	16.9	8.4	6.4	..	..	6.0	6.6

（注）　報告された国による経常歳入の調整のため数値は100％にならない場合がある．斜字体の数値は表示された以外の年のものである．
†　国連による分類，あるいはその国の当局により開発途上とされている経済．1997年７月１日付で，香港は中国の一部となる．

表 A.2 経済タイプによる中央政府歳出

		歳出総額に占める割合（%）									
		財・サービス		賃金・給与[a]		利子支払い		補助金および その他の経常移転		資本支出	
		1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95
低所得経済											
1	モザンビーク	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
2	エチオピア	78.0	*74.6*	35.0	*43.9*	4.9	*7.2*	7.2	*14.9*	20.5	*13.1*
3	タンザニア	*52.4*	..	*19.0*	..	*8.9*	..	*13.1*	..	*28.6*	..
4	ブルンジ	*39.4*	..	*25.5*	..	*1.9*	..	*6.8*	..	*45.5*	..
5	マラウイ	47.9	..	18.2	..	17.0	..	6.5	..	28.6	..
6	チャド	*34.1*	*40.9*	*24.3*	*23.9*	*1.2*	*2.8*	*2.5*	*2.7*	*61.7*	*60.3*
7	ルワンダ	*47.9*	*60.2*	*29.3*	*27.3*	*5.3*	*8.9*	*14.7*	*7.1*	*32.9*	*31.6*
8	シエラレオネ	54.1	36.4	27.0	18.8	15.6	23.7	*6.8*	19.4	24.3	30.0
9	ネパール	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
10	ニジェール	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
11	ブルキナファソ	63.8	*46.0*	53.0	*37.8*	5.8	*8.3*	12.8	*11.6*	15.3	*34.0*
12	マダガスカル	*37.5*	32.1	*26.0*	20.9	*10.8*	21.9	*8.1*	7.1	*39.9*	35.4
13	バングラデシュ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
14	ウガンダ	..	..	..	..	..	..	..	..	16.9	..
15	ベトナム	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
16	ギニアビサオ	*22.9*	..	*13.9*	..	*6.1*	..	*4.0*	..	62.1	..
17	ハイチ	*70.5*	..	..	..	*3.4*	..	*15.2*	..	*10.8*	..
18	マリ	37.1	..	25.8	..	2.4	..	6.5	..	3.3	..
19	ナイジェリア	*16.2*	..	*9.5*	..	*31.8*	..	*12.3*	..	*38.5*	..
20	イエメン共和国	*64.2*	68.1	*55.0*	58.4	*8.4*	10.0	*6.5*	8.2	*33.4*	13.6
21	カンボジア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
22	ケニア	53.2	49.8	31.4	31.1	15.7	26.3	14.8	8.4	16.3	15.4
23	モンゴル	..	32.1	..	8.2	..	2.5	..	47.7	..	17.7
24	トーゴ	48.1	..	26.2	..	*12.7*	..	*13.0*	..	28.5	..
25	ガンビア共和国	*49.9*	..	*25.3*	..	*8.0*	..	*10.4*	..	*30.9*	30.7
26	中央アフリカ共和国	*67.0*	..	*53.6*	..	*1.2*	..	*16.0*	..	*6.0*	..
27	インド	27.2	22.8	12.3	10.0	17.1	25.6	42.6	40.1	13.1	11.5
28	ラオス人民民主共和国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
29	ベナン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
30	ニカラグア	59.9	47.9	14.6	27.9	4.0	10.7	14.6	19.2	17.2	22.1
31	ガーナ	55.5	47.4	32.1	31.1	12.7	13.8	14.8	20.7	16.2	18.1
32	ザンビア	*47.3*	37.6	*26.2*	19.6	*9.9*	18.4	*19.0*	16.9	19.7	26.0
33	アンゴラ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..

34	グルジア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
35	パキスタン	50.0	45.7	..	..	16.9	23.7	18.9	13.7	14.2	16.8
36	モーリタニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
37	アゼルバイジャン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
38	ジンバブエ	48.6	*55.1*	30.4	*38.0*	12.5	*15.5*	30.6	*18.2*	8.2	*11.1*
39	ギニア	*36.3*	*39.4*	*17.2*	*22.0*	*5.8*	*7.2*	*5.8*	*4.4*	*52.1*	*48.9*
40	ホンジュラス	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
41	セネガル	*52.4*	..	*36.3*	..	*7.5*	..	*16.9*	..	*16.9*	..
42	中国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
43	カメルーン	*47.3*	59.0	*30.0*	47.8	*3.0*	8.1	*11.9*	14.4	37.9	16.0
44	コートジボアール	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
45	アルバニア	..	*26.3*	..	*11.8*	..	*7.6*	..	*48.4*	..	*17.8*
46	コンゴ	..	..	..	..	..	..	..	..	*45.6*	..
47	キルギス共和国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
48	スリランカ	26.3	34.4	14.2	18.4	16.7	21.8	19.6	21.6	37.4	22.2
49	アルメニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
中所得経済											
低位中所得											
50	レソト	*43.8*	*51.8*	*23.5*	*29.3*	*9.0*	*7.1*	*4.9*	*6.0*	*42.3*	33.2
51	エジプト・アラブ共和国	42.4	33.6	20.3	17.8	9.2	18.9	33.0	25.2	16.1	22.3
52	ボリビア	*62.6*	58.0	*41.6*	32.8	*6.6*	8.3	*18.9*	13.5	*11.8*	20.2
53	マケドニア，旧ユーゴ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
54	モルドバ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
55	ウズベキスタン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
56	インドネシア	23.5	25.4	14.3	16.0	9.9	11.3	19.6	14.1	47.0	48.6
57	フィリピン	52.0	42.5	29.0	28.0	23.1	29.8	6.8	9.9	18.1	17.8
58	モロッコ	47.3	*50.6*	34.1	*37.3*	14.6	*17.9*	12.5	*9.1*	25.7	*22.5*
59	シリア・アラブ共和国	..	..	..	..	..	..	..	..	30.1	31.9
60	パプアニューギニア	61.9	57.0	35.2	28.7	9.5	9.2	19.1	22.5	9.6	11.3
61	ブルガリア	*34.0*	26.6	*2.8*	5.7	*6.9*	24.6	*54.2*	46.0	*4.9*	2.9
62	カザフスタン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
63	グアテマラ	52.8	50.2	37.3	34.4	9.7	11.4	14.0	15.5	25.6	25.6
64	エクアドル	*32.0*	46.1	*28.9*	42.2	*17.8*	22.7	*26.5*	11.2	*19.2*	16.7
65	ドミニカ共和国	47.1	33.9	34.8	22.9	4.1	6.1	13.3	10.2	34.2	48.7
66	ルーマニア	25.9	33.4	5.9	15.8	*1.8*	1.8	34.2	53.9	39.0	10.8
67	ジャマイカ	*44.1*	..	*18.4*	..	*30.7*	..	*10.5*	..	*14.7*	..
68	ヨルダン	53.9	57.9	*48.9*	43.4	9.0	12.4	12.4	10.5	26.0	19.6
69	アルジェリア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
70	エルサルバドル	61.2	51.3	51.0	41.9	8.3	13.2	14.0	17.4	10.6	16.8
71	ウクライナ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
72	パラグアイ	55.9	53.7	35.3	42.4	6.2	7.0	20.9	22.5	16.9	16.8

表 A.2 経済タイプによる中央政府歳出（つづき）

		歳出総額に占める割合（%）									
		財・サービス		賃金・給与[a]		利子支払い		補助金および その他の経常移転		資本支出	
		1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95
73	チュニジア	35.3	*35.9*	26.9	*29.2*	7.5	*10.3*	30.9	*32.9*	27.0	*20.9*
74	リトアニア	..	31.5	..	11.8	..	0.7	..	55.8	..	12.2
75	コロンビア	28.1	25.2	19.3	16.2	7.3	10.0	45.7	42.7	20.7	22.1
76	ナミビア	*51.5*	72.5	*21.8*	..	*5.8*	1.1	*25.7*	10.9	*16.9*	15.5
77	ベラルーシ	..	*36.4*	..	*2.1*	..	*1.8*	..	*46.3*	..	*15.5*
78	ロシア連邦	..	*39.6*	..	*13.7*	..	*9.7*	..	*49.4*	..	*4.6*
79	ラトビア	..	*36.8*	..	*18.6*	..	*2.4*	..	*56.6*	..	*4.2*
80	ペルー	46.0	29.7	*18.5*	15.6	21.6	19.3	15.8	35.7	16.6	15.3
81	コスタリカ	49.4	50.5	38.9	38.0	9.2	15.2	29.2	23.9	15.3	10.5
82	レバノン	..	*52.9*	..	*37.0*	..	*26.6*	..	..	..	*20.5*
83	タイ	59.9	58.4	30.8	32.1	13.8	5.5	8.0	7.5	18.4	28.6
84	パナマ	57.3	53.0	37.6	40.1	15.8	9.7	18.9	28.9	7.9	8.3
85	トルコ	39.9	46.3	25.3	34.5	11.8	14.4	28.1	27.9	20.2	11.4
86	ポーランド	*18.2*	*26.1*	..	*14.1*	*0.5*	*10.3*	*74.5*	*60.1*	*6.9*	*3.5*
87	エストニア	..	*25.1*	..	*7.8*	..	*0.2*	..	*72.8*	..	*7.5*
88	スロバキア共和国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
89	ボツワナ	48.8	53.0	25.7	27.9	3.3	2.1	26.0	27.0	21.8	17.9
90	ベネズエラ	37.4	30.9	29.5	24.4	12.4	17.4	29.8	34.7	19.2	15.4
中所得上位国											
91	南アフリカ	49.6	47.4	21.5	31.9	11.8	15.2	27.8	29.0	10.7	8.4
92	クロアチア	..	57.5	..	21.3	..	3.1	..	33.2	..	6.2
93	メキシコ	23.7	32.6	17.9	23.4	40.6	22.7	19.2	29.9	16.7	15.1
94	モーリシャス	43.1	46.1	34.1	35.1	17.7	11.6	24.6	23.5	14.6	18.7
95	ガボン	*35.8*	..	*23.0*	*27.1*	*5.5*	..	*6.2*	*3.8*	*45.3*	*45.6*
96	ブラジル	16.5	15.1	9.4	8.7	39.7	44.5	46.7	47.3	5.5	3.2
97	トリニダード・トバゴ	40.6	..	34.8	..	6.2	..	30.2	..	23.0	..
98	チェコ共和国	..	19.6	..	8.6	..	3.7	..	66.1	..	10.6
99	マレーシア	45.1	47.9	31.1	30.7	19.8	16.5	14.6	16.6	20.9	19.6
100	ハンガリー	19.6	..	7.0	..	3.6	..	67.9	..	8.9	..

101	チリ	30.0	28.4	19.3	18.6	5.9	6.3	54.0	50.9	10.1	14.4
102	オマーン	71.4	72.1	16.5	22.4	3.9	5.2	4.7	6.5	20.0	16.2
103	ウルグアイ	39.9	30.3	24.9	15.8	6.5	5.9	46.4	57.5	7.2	6.3
104	サウジアラビア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
105	アルゼンチン	28.4	*29.3*	19.8	*22.2*	11.6	*10.2*	50.6	*57.7*	9.5	*2.8*
106	スロベニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
107	ギリシャ	39.2	31.4	24.8	22.1	11.1	25.8	38.6	32.3	11.6	10.4
高所得経済											
108	韓国	39.9	31.7	14.2	13.1	6.3	3.4	39.0	49.5	14.8	15.5
109	ポルトガル	31.7	38.2	22.0	28.5	16.6	15.8	40.0	33.4	10.5	12.6
110	スペイン	29.0	20.5	21.6	14.9	6.6	10.2	53.5	61.7	10.7	7.7
111	ニュージーランド	25.2	43.6	16.1	10.5	15.2	13.6	54.5	39.4	5.1	3.4
112	アイルランド	18.1	18.5	12.8	13.2	17.9	16.0	56.9	58.1	7.1	7.4
113	†イスラエル	38.4	34.3	11.6	13.5	22.6	15.2	35.0	39.6	3.9	11.1
114	†クウェート	46.9	41.9	24.8	19.7	..	..	24.1	47.8	29.0	10.3
115	†アラブ首長国連邦	88.6	88.1	30.6	34.0	..	..	8.8	8.2	4.4	3.8
116	イギリス	30.6	29.8	12.8	10.4	10.0	7.2	54.1	56.4	5.3	6.6
117	オーストラリア	22.2	23.5	*11.1*	10.0	8.3	5.5	63.1	65.7	6.4	5.2
118	イタリア	*16.0*	15.3	*11.7*	11.7	17.1	21.8	*56.0*	56.5	*9.5*	6.0
119	カナダ	20.6	*18.9*	9.8	*9.2*	17.2	17.3	60.4	*60.9*	1.8	*1.4*
120	フィンランド	20.3	17.9	10.4	7.8	3.6	6.3	67.0	71.1	9.0	4.7
121	†香港	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
122	スウェーデン	14.4	14.7	6.3	5.8	13.7	11.7	68.6	72.9	3.2	2.5
123	オランダ	14.9	14.5	9.1	8.7	7.5	9.1	69.9	71.9	7.8	4.5
124	ベルギー	19.9	18.0	14.2	14.2	17.1	20.1	56.6	57.4	6.4	4.6
125	フランス	27.4	24.9	17.8	16.3	4.2	6.0	63.8	64.3	4.6	4.9
126	†シンガポール	49.2	54.1	26.3	28.2	14.7	10.2	7.4	13.0	28.6	22.7
127	オーストリア	25.9	24.9	10.2	9.7	7.3	9.5	58.0	57.7	8.8	7.9
128	アメリカ合衆国	30.1	25.3	10.5	9.3	14.3	14.6	50.6	55.7	5.1	4.4
129	ドイツ	33.7	30.1	8.6	7.6	4.9	6.3	56.0	58.4	5.3	5.2
130	デンマーク	20.4	19.8	12.6	11.4	15.1	13.6	60.3	63.0	4.2	3.5
131	ノルウェー	18.8	19.7	9.0	8.0	7.0	5.6	70.8	69.4	3.4	5.2
132	日本	13.4	..	..	..	18.7	..	53.0	..	14.9	..
133	スイス	*29.3*	30.4	*6.5*	5.0	*2.5*	2.8	*62.1*	62.0	*6.2*	4.8

（注） 報告された国による歳出総額の調整のため数値は100%にならない場合がある．斜字体の数値は表示された以外の年のものである．

a．財・サービスを含む．

† 国連による分類，あるいはその国の当局により開発途上とされている経済．1997年7月1日付で，香港は中国の一部となる．

表 A.3 機能による中央政府歳出

		歳出総額に占める割合（%）									
		保健		教育		社会保障および福祉		防衛		その他	
		1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95
低所得経済											
1	モザンビーク	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
2	エチオピア	3.5	*4.2*	10.7	*12.4*	5.2	*5.8*	32.8	*30.2*	47.7	*47.5*
3	タンザニア	5.5	‥	*11.8*	‥	*0.5*	‥	*13.3*	‥	*68.8*	‥
4	ブルンジ	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
5	マラウイ	6.5	‥	11.9	‥	0.8	‥	6.4	‥	74.3	‥
6	チャド	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
7	ルワンダ	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
8	シエラレオネ	7.8	‥	*14.8*	‥	*1.9*	‥	*6.1*	‥	*69.4*	‥
9	ネパール	4.6	3.8	10.8	12.5	*0.6*	‥	5.9	5.7	78.4	78.0
10	ニジェール	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
11	ブルキナファソ	6.1	*6.9*	17.3	*17.3*	5.5	‥	19.1	*14.0*	53.2	*61.8*
12	マダガスカル	5.6	5.3	*14.3*	13.5	*2.3*	1.6	*7.2*	5.9	*73.0*	73.7
13	バングラデシュ	5.1	‥	*9.1*	‥	*3.4*	‥	*10.8*	‥	*71.6*	‥
14	ウガンダ	3.7	‥	12.6	‥	1.5	‥	20.1	‥	62.0	‥
15	ベトナム	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
16	ギニアビサオ	6.1	‥	8.0	‥	*4.0*	‥	7.2	‥	75.4	‥
17	ハイチ	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
18	マリ	2.6	‥	10.0	‥	4.2	‥	8.3	‥	74.8	‥
19	ナイジェリア	1.7	‥	*6.1*	‥	*0.3*	‥	*7.5*	‥	*84.5*	‥
20	イエメン共和国	4.1	4.4	*17.4*	19.7	‥	‥	*29.5*	30.3	*49.0*	45.6
21	カンボジア	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
22	ケニア	6.4	5.6	20.6	20.3	0.1	0.1	10.7	7.6	62.1	66.4
23	モンゴル	‥	2.4	‥	3.6	‥	22.2	‥	11.3	‥	60.5
24	トーゴ	5.1	‥	*18.5*	‥	*7.8*	‥	*8.0*	‥	*60.6*	‥
25	ザンビア共和国	7.4	‥	*14.8*	‥	*2.5*	‥	*4.3*	‥	*74.0*	‥
26	中央アフリカ共和国	5.1	‥	*17.6*	‥	*6.2*	‥	*9.7*	‥	*61.4*	‥
27	インド	2.0	1.7	2.2	2.0	‥	‥	19.2	15.1	76.7	81.3
28	ラオス人民民主共和国	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
29	ベナン	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
30	ニカラグア	13.3	13.4	*13.7*	15.4	*8.3*	16.3	*28.5*	7.6	*36.2*	47.3
31	ガーナ	8.5	7.8	21.9	23.0	6.0	7.0	5.4	4.7	58.2	57.6
32	ザンビア	6.5	9.9	11.6	12.8	1.8	2.9	‥	‥	80.1	74.4
33	アンゴラ	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥

34	グルジア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
35	パキスタン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
36	モーリタニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
37	アゼルバイジャン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
38	ジンバブエ	6.8	..	21.5	..	4.5	..	17.1	..	50.1	..
39	ギニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
40	ホンジュラス	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
41	セネガル	4.3	..	*18.0*	..	*5.5*	..	*10.0*	..	*62.3*	..
42	中国	0.4	0.4	*2.1*	2.4	*0.1*	0.1	*15.4*	16.3	*82.0*	80.8
43	カメルーン	3.8	*4.8*	*11.8*	*18.0*	*4.6*	*1.0*	*7.5*	*9.4*	*72.3*	*66.8*
44	コートジボアール	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
45	アルバニア	..	*5.6*	..	*2.3*	..	*21.7*	..	*7.1*	..	*63.3*
46	コンゴ	..	..	*10.3*	..	*4.2*	..	..	..	*88.9*	..
47	キルギス共和国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
48	スリランカ	4.7	5.5	8.6	10.2	10.8	16.9	5.4	11.8	70.5	55.6
49	アルメニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
中所得経済 低位中所得											
50	レソト	8.9	*12.1*	*15.7*	*21.3*	*1.7*	*1.3*	*7.4*	*6.1*	*66.3*	*59.2*
51	エジプト・アラブ共和国	2.6	2.4	11.2	12.0	11.9	10.4	15.4	9.4	58.9	65.8
52	ボリビア	5.5	6.3	*20.4*	18.0	*17.4*	15.3	*13.6*	9.5	*43.2*	50.8
53	マケドニア，旧ユーゴ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
54	モルドバ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
55	ウズベキスタン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
56	インドネシア	2.2	2.8	9.2	9.8	..	*5.3*	9.7	6.6	78.9	79.5
57	フィリピン	5.0	3.8	17.6	15.7	1.6	2.7	12.7	10.5	63.0	67.3
58	モロッコ	2.9	*3.0*	17.4	*17.8*	5.8	*6.1*	14.6	*14.3*	59.3	*58.8*
59	シリア・アラブ共和国	1.4	2.3	8.8	9.0	4.2	2.0	36.3	35.2	49.3	51.5
60	パプアニューギニア	9.3	8.3	17.4	16.2	0.5	0.8	4.6	3.9	68.1	70.8
61	ブルガリア	1.7	3.2	*2.8*	3.7	*21.8*	30.7	*8.8*	7.0	*65.0*	55.4
62	カザフスタン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
63	グアテマラ	7.7	10.1	14.1	16.8	3.5	*4.4*	14.1	13.9	60.9	58.2
64	エクアドル	9.0	..	24.9	..	1.4	..	12.2	..	52.6	..
65	ドミニカ共和国	10.1	11.0	12.4	10.1	6.4	3.7	7.2	4.9	63.8	70.4
66	ルーマニア	3.1	8.1	3.4	9.7	21.4	27.0	7.1	8.1	65.0	47.1
67	ジャマイカ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
68	ヨルダン	4.4	6.5	12.4	14.8	11.4	14.6	25.8	22.6	46.1	41.5
69	アルジェリア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
70	エルサルバドル	7.5	8.0	16.7	13.4	3.3	4.5	21.7	14.0	50.8	60.1
71	ウクライナ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
72	パラグアイ	4.3	6.3	11.9	17.6	24.6	15.6	11.9	12.1	47.3	48.5

表 A.3 機能による中央政府歳出（つづき）

		歳出総額に占める割合（%）									
		保健		教育		社会保障および福祉		防衛		その他	
		1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95	1981-90	1991-95
73	チュニジア	6.3	*6.5*	15.1	*17.5*	10.7	*14.1*	7.7	*5.5*	60.2	*56.4*
74	リトアニア	..	6.0	..	6.9	..	35.8	..	2.4	..	48.9
75	コロンビア	4.6	5.4	21.1	18.3	16.7	8.3	8.0	8.0	49.5	60.1
76	ナミビア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
77	ベラルーシ	..	*2.5*	..	*17.6*	..	*36.5*	..	*4.1*	..	*39.3*
78	ロシア連邦	..	*1.6*	..	*2.7*	..	*28.1*	..	*14.3*	..	*53.3*
79	ラトビア	..	*6.4*	..	*13.8*	..	*39.0*	..	*3.0*	..	*37.9*
80	ペルー	5.7	..	16.9	..	..	..	20.1	..	57.2	..
81	コスタリカ	25.0	26.7	19.6	21.0	13.2	14.4	2.5	..	39.9	38.0
82	レバノン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
83	タイ	5.7	7.6	19.7	21.3	3.2	3.6	19.1	15.6	52.4	51.8
84	パナマ	17.1	20.5	16.0	18.4	14.5	22.4	*7.2*	5.2	49.4	33.5
85	トルコ	2.3	3.0	13.6	16.1	1.2	3.1	12.2	10.0	70.8	67.8
86	ポーランド	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
87	エストニア	..	13.1	..	8.2	..	34.9	..	2.6	..	41.9
88	スロバキア共和国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
89	ボツワナ	5.5	5.1	19.1	21.3	2.3	2.1	9.3	12.1	63.9	59.4
90	ベネズエラ	8.6	..	18.3	..	6.7	..	6.3	..	60.2	..
中所得上位国											
91	南アフリカ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
92	クロアチア	..	15.3	..	6.2	..	32.2	..	18.7	..	27.6
93	メキシコ	1.4	3.0	11.9	23.7	10.0	21.0	2.2	3.8	74.5	48.6
94	モーリシャス	7.9	8.8	14.5	15.5	15.8	15.9	1.1	1.5	60.7	58.3
95	ガボン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
96	ブラジル	7.1	5.9	3.9	3.5	26.8	30.6	3.9	2.8	58.3	57.3
97	トリニダード・トバゴ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
98	チェコ共和国	..	17.2	..	11.2	..	27.8	..	6.1	..	37.7
99	マレーシア	4.9	5.6	*18.7*	20.4	*4.0*	5.9	*10.7*	11.7	*61.8*	56.3
100	ハンガリー	3.4	..	2.0	..	24.3	..	4.5	..	65.8	..

101	チリ	7.5	11.4	13.2	13.5	37.7	33.5	11.4	9.2	30.3	32.3
102	オマーン	4.2	6.0	8.9	12.1	*3.0*	3.6	44.4	35.4	41.6	42.9
103	ウルグアイ	4.1	5.4	7.2	6.7	50.6	58.4	10.8	6.5	27.4	23.0
104	サウジアラビア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
105	アルゼンチン	2.0	*2.2*	7.9	*7.0*	35.7	*47.5*	7.9	*6.8*	46.8	*36.4*
106	スロベニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
107	ギリシャ	10.5	7.7	*9.6*	8.2	*30.6*	14.2	*10.8*	8.6	*38.4*	61.3
高所得経済											
108	韓国	1.7	1.1	18.9	18.8	6.9	10.0	29.0	20.0	43.5	50.1
109	ポルトガル	8.7	..	9.9	..	24.2	..	6.0	..	51.3	..
110	スペイン	8.2	6.2	5.9	4.4	47.0	39.0	4.9	3.7	34.0	46.7
111	ニュージーランド	12.8	13.5	11.8	14.4	29.4	37.7	4.9	3.8	41.1	30.7
112	アイルランド	13.0	14.1	11.7	12.8	25.4	27.5	3.1	3.1	46.9	42.6
113	†イスラエル	3.7	5.4	8.5	12.0	17.1	23.5	27.8	20.3	43.0	38.8
114	†クウェート	6.7	4.5	11.9	8.8	10.6	13.7	14.5	36.8	56.3	36.1
115	†アラブ首長国連邦	6.8	7.1	11.4	16.2	3.1	3.4	43.3	37.5	35.5	35.8
116	イギリス	13.6	14.0	2.7	4.2	30.0	30.5	13.0	9.2	40.7	42.2
117	オーストラリア	9.8	12.9	7.4	7.4	27.7	32.5	9.1	7.7	46.0	39.5
118	イタリア	11.0	..	8.2	..	32.8	..	3.4	..	44.6	..
119	カナダ	5.8	4.9	3.3	2.8	34.7	40.6	7.8	6.5	48.5	45.1
120	フィンランド	10.7	2.9	14.1	12.2	32.2	45.3	5.1	4.2	37.9	35.4
121	†香港	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
122	スウェーデン	1.3	0.5	9.2	7.3	46.1	50.1	6.8	5.6	36.6	36.4
123	オランダ	11.2	13.9	11.0	10.5	36.6	37.4	5.2	4.3	35.9	33.9
124	ベルギー	1.9	..	12.9	..	40.3	..	5.0	..	39.9	..
125	フランス	16.1	17.8	7.5	7.0	43.0	42.9	6.6	5.7	26.8	26.6
126	†シンガポール	5.5	6.8	19.1	21.0	1.5	3.3	20.6	26.5	53.2	42.3
127	オーストリア	12.4	13.3	9.6	9.5	45.5	45.4	2.9	2.3	29.6	29.6
128	アメリカ合衆国	11.7	16.9	1.9	1.8	29.9	28.5	24.2	19.3	32.3	33.6
129	ドイツ	18.6	*16.8*	0.7	*0.8*	48.9	*45.3*	8.8	*6.4*	23.1	*30.7*
130	デンマーク	1.2	1.0	9.4	9.8	38.7	41.1	5.4	4.5	45.2	43.6
131	ノルウェー	9.0	3.5	7.9	6.3	35.2	36.7	8.2	7.0	39.7	46.5
132	日本	..	1.5	..	6.2	..	37.5	..	4.4	..	50.3
133	スイス	13.0	20.7	*3.2*	2.7	*49.1*	46.0	*10.4*	7.1	*24.3*	23.4

（注） 丸めのため数値は100%にならない場合がある．斜字体の数値は表示された以外の年のものである．

† 国連による分類，あるいはその国の当局により開発途上とされている経済．1997年7月1日付で，香港は中国の一部となる．

選定世界開発指標

SELECTED WORLD DEVELOPMENT INDICATORS

目　次

選定世界開発指標　序 ……344
地図（経済グループの分類） ……348
主要１次データについての関連情報 ……350
表
社会経済開発指標の要約
表１　基礎指標 ……354
表２　マクロ経済指標 ……358
表３　対外経済指標 ……362
人的資源
表４　人口および労働力 ……366
表５　所得または消費の分配 ……370
表６　保健 ……374
表７　教育 ……378
環境の持続可能性
表８　商業エネルギー利用 ……382
表９　土地利用および都市化 ……386
表10　森林と水資源 ……390
経済パフォーマンス
表11　経済成長 ……394
表12　経済構造：生産 ……398
表13　経済構造：需要 ……402
表14　中央政府予算 ……406
表15　商品の輸出入 ……410
表16　国際収支 ……414
表17　対外債務 ……418
表1a　その他の経済諸国に関する基礎指標 ……422
テクニカル・ノート ……424
データ出典 ……446
経済分類表 ……449

選定世界開発指標　序

選定世界開発指標は，人間，環境，経済という３つの開発の主題について，中心的なデータを提供するものである．過去の『世界開発報告』の伝統にならって，17の表は130カ国以上の社会経済データを比較する形で，データの入手可能な最近年・期間とその前１年・期間に関して掲載している．また，別表として，データが乏しいか，人口が100万人以下の76カ国の基礎指標が掲載されている．

掲載されている指標の大部分は，新たに独立して刊行される『世界開発指標1997』（*World Development Indicators 1997*）でカバーされている500以上の指標より選定されている．『世界開発指標』は，毎年発行されており世界銀行の中心的な統計資料である．『世界開発指標』は，広範かつ総合的に開発統計を提供するアプローチを採用している．『世界開発指標』の５つのセクションは，人的資本開発，環境の持続可能性，マクロ経済パフォーマンス，民間部門開発，開発の外部環境に大きく影響を及ぼす世界のつながり，という幅広い課題の相互関連を認識して作成されている．『世界開発指標』では，各国間，各時点間の比較により潜在的危険を強調するための広範なデータ提供が初めて行われている．『世界開発指標』は，209カ国の経済に関する1000を超えるデータ表と500の時系列指標を収めた新しいCD-ROMデータ・ベースによっても補完されている．

選定世界開発指標について

表１から表３の社会経済開発指標の要約は，主要開発問題の概観を示している．つまり，人々はどのくらい豊かでどのくらい貧しいか，新生児の期待余命とはなにか，成人非識字率は何パーセントか，成長とインフレにおける経済パフォーマンスはどうだったか，各国が直面する対外経済環境はどのようなものかなどである．

表４から表７の人的資源では，過去10年間における社会開発の進歩率を示しており，人口成長，労働参加率，所得分配のデータが含まれている．また，栄養不良，ヘルスケアへのアクセス，就学率，成人識字率の性別格差などの厚生指標も提供されている．

表８から表10は環境の持続可能性についてであり，森林破壊，土地利用形態の変化，淡水の取水，二酸化炭素排出と，これらの影響の原因となる諸活動――エネルギー使用と都市化など――環境に対する人間への影響の計測値を含んでいる．また，天然生息地の保全，すなわち種の多様性の保護区域の広がりに関する情報も含まれている．

表11から表17は経済パフォーマンスについてであり，経済構造と成長に関する情報を示している．外国投資，対外債務，世界経済への統合度についても述べられている．

世界銀行の主要業務は，低・中所得加盟国に対して融資と政策アドバイスを提供することであるため，カバーされている課題は，主として，これらの経済に焦点を当てたものとなっている．また，比較のため，入手可能な場合は高所得経済に関する情報も提供されている．高所得経済のさらに詳しい情報については，その国の統計資料，

あるいはOECDや欧州連合（EU）の刊行物を参照されたい．

経 済 の 分 類

『世界開発報告』と同様，経済を分類し，経済の発展段階を大まかに区分する主要な基準は，1人当たりGNPである．各国は所得に応じて3つのカテゴリーに分類される．今年の「選定世界開発指標」における1人当たりGNPの分類基準は，1995年に低所得国が765ドル以下（49カ国），中所得国は766～9385ドル（58カ国），高所得国は9386ドル以上（26カ国）である．1人当たりGNP3035ドルを水準として，さらに低中所得国と高中所得国が区分されている．各経済はさらに地域ごとに分類される．人口100万人未満の経済を含む，各所得グループ，各地域のすべての経済の表は，選定世界開発指標の最後にある経済分類表を参照されたい．

データの出典と方法

選定世界開発指標で示される社会経済データは，世界銀行が収集した1次データ，加盟各国の刊行統計資料，世界資源研究所等のNGO，国連とその専門機関，IMF，OECDなどの国際機関の収集データなど，複数の出典から引用している（全出典リストは，テクニカル・ノートの最後にあるデータ出典を参照）．各国および国際機関が報告している統計の大部分は，資料の対象，定義，分類に関する国際基準が適用されているが，対象範囲，対象時期，基礎データ収集・編集の能力と資源には避けがたい相違が存在する．このため，入手可能な範囲で最も信頼できるデータが確保できるように，相反するデータ・ソースについては世銀スタッフが再検討する場合もあった．入手可能なデータがあまりにも信頼性に欠けるため，水準やトレンドに関する信頼できる計測値を提供できない場合や，国際基準が適切に遵守されていない場合には，データは掲載されていない．

表に掲載されているデータは，『世界開発指標1997』のデータと整合的である．各年次版に掲載されたデータの違いは，新しく得られたデータの更新だけではなく，時系列の改訂や手法の変更も反映している．したがって，異なる刊行物ではデータの古さが異なる可能性がある．読者には，異なる世界銀行刊行物のデータの比較を行わないことをおすすめする．一貫性のある時系列データは，『世界開発指標1997』のCD-ROM版で入手可能である．

データの標準化にはかなり努力したが，完全な比較可能性は確保されておらず，指標の解釈には注意すべきである．たとえば，表5の指標である所得分配または消費は，その基礎となる家計調査の方法と収集されたデータの種類が異なるために，厳密には各国間で比較可能ではない．

ドル表記の数値はすべて，記載のない限り名目米ドルである．国内通貨建のデータからの換算方法はテクニカル・ノートに述べられている．

測定値の要約

各表には，それぞれの国グループの合計値（tで示される），加重平均値（w），または中央値（m）が計算され，測定値の要約として色付きの帯内に表示されている．

測定値の要約におけるデータが主な表に掲載されていない国については，これらの国は報告のあった国と同様のトレンドを持つものと仮定して，暗黙裡に測定値の要約に含めた．主な表から除外された国（表1a「その他の経済に関する基礎指標」に含まれた国）については，データが入手可能な場合でも，また，そうでない場合であっても，報告のあった国と同様のトレンドをたどったものと仮定して，測定値の要約に含めてある．これによって，各期間の対象国範囲が標準化され，さらに一貫性のある集計値が得られる．しかし，推定に必要な情報が全体の3分の1以上不足している場合には，その国グループに関する測定値の要約は入手不可能と表示してある．各表の測定値の要約の計算に使用された手法は，各表のテクニカル・ノートに述べられている．

用語および対象国

「国」という用語は，政治的に独立した国家を意味するものではなく，当局がその領域に関する独立の社会的統計または経済統計を発表している領域を指している場合がある．

データは，1995年時点で，成立している国または経済領域に関するものであり，過去のデータは現在の政治的取り決めを反映させて改訂されている．すべての表を通じて，例外は特記してある．

中国のデータは，とくに記載のないかぎり台湾を含んでいない．1997年7月1日をもって，香港は中国の一部となる．

旧チェコスロバキアであったチェコ共和国とスロバキア共和国のデータは，可能な限り分けて表示している．

エリトリアのデータは可能な限り分けて表示しているが，1992年以前に関してはエリトリアのデータは大半がエチオピアのデータに含まれている．

ドイツのデータはとくに記載のない限り，統一ドイツを指す．

ヨルダンのデータは，とくに記載のない限り，東岸を指す．

1991年に，ソビエト社会主義連邦共和国は正式に15の国々に分割された．つまり，アルメニア，アゼルバイジャン，ベラルーシ，エストニア，グルジア，カザフスタン，キルギス共和国，ラトビア，リトアニア，モルドバ，ロシア連邦，タジキスタン，トルクメニスタン，ウクライナ，ウズベキスタンである．可能な限り，各国ごとにデータを表示している．

イエメン共和国のデータは1990年以降である．それ以前のデータに関してはとくに記載のない限り，旧イエメン人民民主共和国と旧イエメン・アラブ共和国のものである．

旧ユーゴスラビアの構成国のデータは可能な限り，個別に表示されている．つまり，ボスニア・ヘルツェゴビナ，クロアチア，マケドニア（旧ユーゴ），スロベニア，ユーゴスラビア連邦共和国（セルビア，モンテネグロ）である．

表のレイアウト

表の形式は，これまでの『世界開発報告』の形式にほぼ従っている．表1aを除く全表において，各国を1人当たりGNPが低い順に記載している．高所得経済の中で

†印が付いているものは，国際連合，またはその国または領域の当局によって開発途上にあるとみなされている経済である．人口100万人未満，またはわずかなデータしか収集できない国については，主要な表に個別記載はされていないが，総計には含まれている．これらの経済に関する基礎指標は表1aに掲載されている．主要1次データについての関連情報には，各国をアルファベット順に掲載し，各国の参照番号を示した．

テクニカル・ノート

データの質と各国間の比較には問題のある場合が多いため，読者にはテクニカル・ノート，主要1次データ情報表，経済分類表，表の脚注を参照することをおすすめする．これらの項目には表の編集のうえで使用された方法，概念，定義，データ出典に関する概要が述べられている．より詳細な情報は，『世界開発指標1997』を参照されたい．テクニカル・ノートの末尾にあるデータ出典の節では，使用した概念をより包括的に定義し記載している出典を掲載している．

選定世界開発指標および世界銀行の他の統計関連刊行物に関する情報については，下記あてに連絡されたい．

Information Center, Development Data Group
The World Bank, 1818 H Street, N. W.
Washington, D. C. 20433
Hotline: (800) 590-1906あるいは(202) 473-7824
Fax: (202) 522-1498
E-mail: info@worldbank.org
World Wide Web: http://www.worldbank.org あるいは
http://www.worldbank.org/wdi.

世界銀行の刊行物は，電子メールでbooks@worldbank.orgのアドレスに注文するか，上記住所のWorld Bank Publicationに書面，または(703)661-1580へ電話で注文できる．

経済グループの分類

各国は、その所属する所得グループにより分けられている。
このグループ分けは、後に続く世界開発指標の表で使われている。低所得経済は1995年に1人当たりGNPが765ドル以下の国、中所得経済は766〜9,385ドル、高所得経済は9,386ドル以上の国である。5カ国の中所得経済――米領サモア、フィジー、キリバス、トンガ、西サモア――と、1カ国の高所得経済である仏領ポリネシア、およびツバルの所得データは入手不可能であり、スペースの都合上この地図には掲載していない。

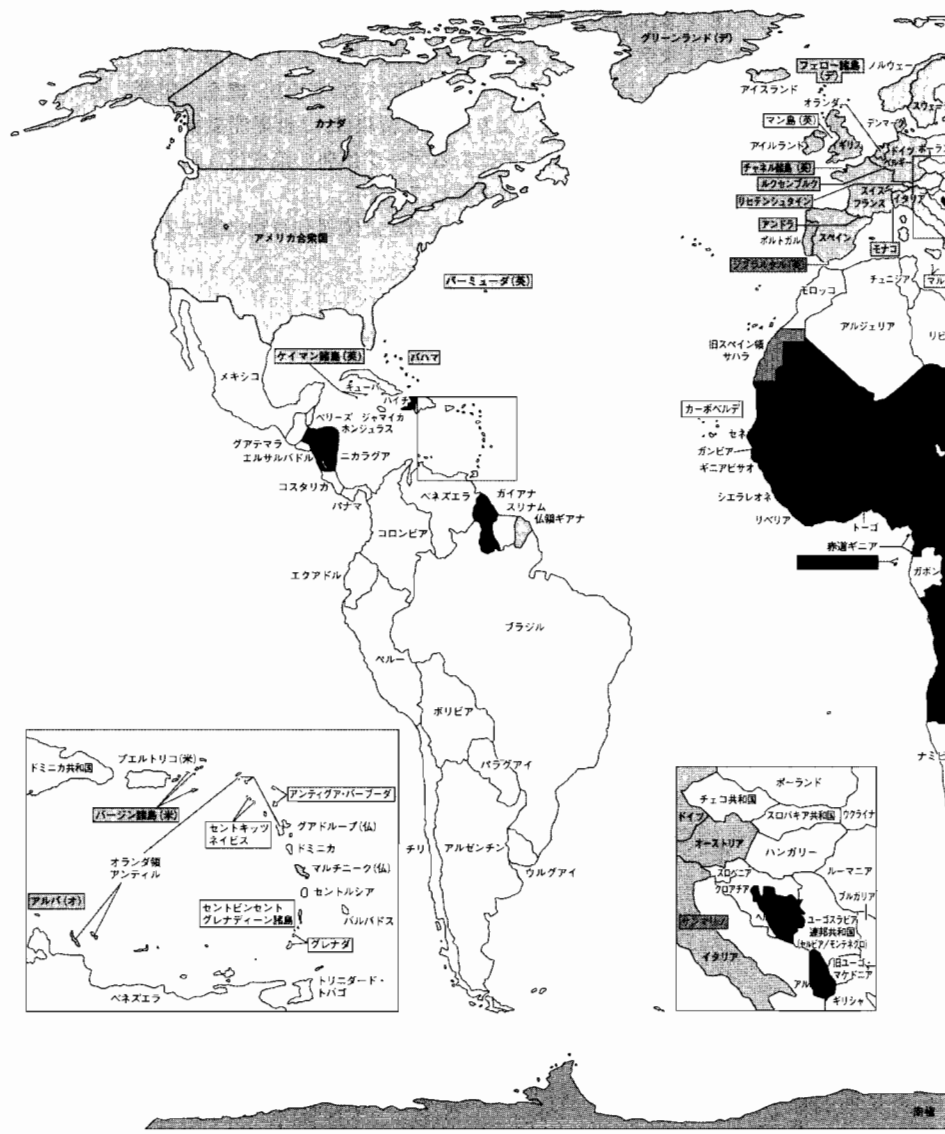

低所得経済
中所得経済
高所得経済

データ入手不可能

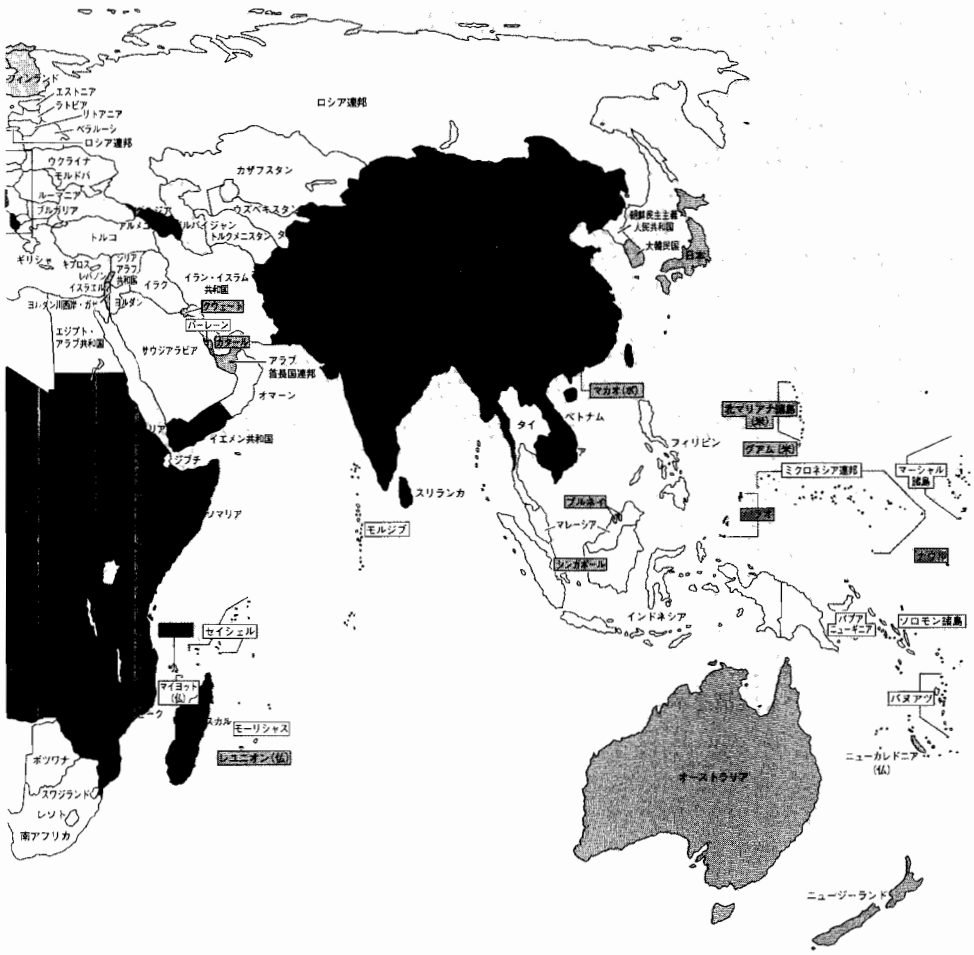

主要１次データについての関連情報

以下の主要１次データ関連情報の表には，選定世界開発指標の対象国に関する索引と，主要統計表に含まれる133カ国に関する，データ出典，取り扱い，および最新の人口・経済・環境の基礎指標の追加情報が示されている．

生活水準調査と債務の分野を除き，世界銀行は１次データ収集機関ではない．しかしながら，世界銀行は社会経済データの主要ユーザーとして，経済分析や政策立案にデータを使うユーザーに対するデータ関連情報の提供にとくに力を入れている．各国統計機関や中央銀行，税関などの１次データ収集機関が使用する手法や慣習の差違から，長い時間の中では各国間，または国内においてきわめて大きな乖離が生まれる．より完全な１次データ関連情報の取り扱いについては『世界開発指標1997』を参照されたい．

選定世界開発指標の各統計表は，１人当たりGNPの小さい順に国を記載している．したがって，以下の表に示した１人当たりGNPによる各国順位は，統計表での各国の位置と一致する．

表中の色刷りの欄の数字は，国家グループごとの要約指標である．wは加重平均，mは中央値，tは合計値を示す．

テクニカル・ノートに記載されている場合を除き，経済データ中の成長率は実質値である．

データの締切は1997年２月１日である．

‥の記載はデータ入手不可能を意味する．

空欄は適用不可能を意味する．

０または0.0は，ゼロまたは示された単位の半分以下を意味する．

特定年度または期間以外のデータは，イタリック（斜体文字）で示してある．

†の記号は，国際連合による分類，またはその国あるいは領域の当局自身によって，開発途上とされている経済を示す．

国名	表中の1人当たりGNP順位	最新人口センサス	最新世帯調査または人口調査	完全な出生登録制度	最新取水量調査	会計年度終了日	国民経済計算 基準年度	国民経済計算 価格評価	政府予算会計概念
アルバニア	45	1989		✓	1970	Dec.31	1993	VAP	
アルジェリア	69	1987	PAPCHILD,1992		1990	Dec.31	1980	VAB	
アンゴラ	33	1970			1987	Dec.31	1970	VAP	
アルゼンチン	105	1991			1976	Dec.31	1986	VAP	C
アルメニア	49	1989		✓	1989	Dec.31	1993	VAB	
オーストラリア	117	1991		✓	1985	Jun.30	1989	VAP	C
オーストリア	127	1991		✓	1991	Dec.31	1990	VAP	C
アゼルバイジャン	37	1989		✓	1989	Dec.31	1987	VAP	
バングラデシュ	13	1991	DHS,1994		1987	Jun.30	1985	VAP	
ベラルーシ	77	1989		✓	1989	Dec.31	1990	VAB	C
ベルギー	124	1991		✓	1980	Dec.31	1985	VAP	C
ベナン	29	1992	WFS,1981		1994	Dec.31	1985	VAP	
ボリビア	52	1992	DHS,1994		1987	Dec.31	1980	VAP	C
ボツワナ	89	1991	DHS,1988		1992	Mar.31	1986	VAP	B
ブラジル	96	1991	DHS,1991		1990	Dec.31	1980	VAB	C
ブルガリア	61	1992		✓	1988	Dec.31	1990	VAP	C
ブルキナファソ	11	1985	SDA,1995		1992	Dec.31	1985	VAB	C
ブルンジ	4	1990			1987	Dec.31	1980	VAB	
カンボジア	21	1962			1987	Dec.31	1960	VAP	
カメルーン	43	1987	DHS,1991		1987	Jun.30	1980	VAP	C
カナダ	119	1991		✓	1991	Mar.31	1986	VAB	C
中央アフリカ共和国	26	1988	DHS,1994-95		1987	Dec.31	1987	VAB	
チャド	6	1993			1987	Dec.31	1977	VAB	C
チリ	101	1992			1975	Dec.31	1986	VAP	C
中国	42	1990	Population,1995		1980	Dec.31	1990	VAP	B
コロンビア	75	1993	DHS,1995		1987	Dec.31	1975	VAP	C
コンゴ	46	1984			1987	Dec.31	1978	VAP	
コスタリカ	81	1984	CDC,1993	✓	1970	Dec.31	1987	VAP	C
コートジボアール	44	1988	DHS,1994		1986	Dec.31	1986	VAB	C
クロアチア	92	1991		✓		Dec.31	1994	VAB	C
チェコ共和国	98	1991	CDC,1993	✓	1991	Dec.31	1984	VAP	C
デンマーク	130	1991			1990	Dec.31	1980	VAB	C
ドミニカ共和国	65	1993	DHS,1991		1987	Dec.31	1970	VAP	C
エクアドル	64	1990	DHS,1994		1987	Dec.31	1975	VAP	B
エジプト・アラブ共和国	51	1986	DHS,1995	✓	1992	Jun.30	1987	VAB	C
エルサルバドル	70	1992	CDC,1994		1975	Dec.31	1962	VAP	B
エストニア	87	1989		✓	1989	Dec.31	1993	VAB	C
エチオピア	2	1994	Fam.& fert,1990		1987	Jul.7	1981	VAB	B
フィンランド	120	1990		✓	1991	Dec.31	1990	VAB	C
フランス	125	1990	Income,1989	✓	1990	Dec.31	1980	VAP	C
ガボン	95	1993				Dec.31	1989	VAP	B
ガンビア共和国	25	1993			1982	Jun.30	1976	VAB	B
グルジア	34	1989		✓	1989	Dec.31	1987	VAB	
ドイツ	129			✓	1991	Dec.31	1990	VAP	C
ガーナ	31	1984	DHS,1993		1970	Dec.31	1975	VAP	C
ギリシア	107	1991		✓	1980	Dec.31	1970	VAB	C
グアテマラ	63	1994	DHS,1995		1970	Dec.31	1958	VAP	B
ギニア	39	1991	SDA,1991		1991	Dec.31	1986	VAP	
ギニアビサオ	16	1983	SDA,1994-95		1987	Dec.31	1989	VAP	C
ハイチ	17	1982	DHS,1994-95		1987	Sep.30	1976	VAP	
ホンジュラス	40	1988	DHS,1994		1992	Dec.31	1978	VAB	
香港	121	1991		✓		Dec.31	1990	VAB	
ハンガリー	100	1990	Income,1995	✓	1991	Dec.31	1991	VAB	C
インド	27	1991	Nat.fam.hlth.,1992-93		1975	Mar.31	1980	VAB	C
インドネシア	56	1990	DHS,1994		1987	Mar.31	1993	VAP	C
アイルランド	112	1996		✓	1980	Dec.31	1985	VAB	C
イスラエル	113	1983		✓	1989	Dec.31	1990	VAB	C
イタリア	118	1991		✓	1990	Dec.31	1985	VAP	C
ジャマイカ	67	1991	LSMS,1994	✓	1975	Dec.31	1986	VAP	
日本	132	1990		✓	1990	Mar.31	1985	VAP	C
ヨルダン	68	1994	DHS,1990		1975	Dec.31	1990	VAB	B
カザフスタン	62	1989		✓	1989	Dec.31	1994	VAB	
ケニア	22	1989	DHS,1993		1990	Jun.30	1982	VAB	B
大韓民国	108	1995			1992	Dec.31	1990	VAP	C
クウェート	114	1995		✓	1974	Jun.30	1984	VAP	C
キルギスタン共和国	47	1989	LSMS,1994	✓	1989	Dec.31	1993	VAB	
ラオス人民民主共和国	28	1985			1987	Dec.31	1990	VAP	

国名	表中の1人当たりGNP順位	最新人口センサス	最新世帯調査または人口調査	完全な出生登録制度	最新取水量調査	会計年度終了日	国民経済計算 基準年度	国民経済計算 価格評価	政府予算会計概念
ラトビア	79	1989		✓	1989	Dec.31	1993	VAB	C
レバノン	82	1970			1975	Dec.31	1990	VAB	
レソト	50	1986	DHS,1991		1987	Mar.31	1980	VAB	C
リトアニア	74	1989		✓	1989	Dec.31	1993	VAB	C
マケドニア，旧ユーゴ	53	1994		✓		Dec.31	1990	VAP	
マダガスカル	12	1993	SDA,1993		1984	Dec.31	1984	VAB	C
マラウイ	5	1987	DHS,1992		1994	Mar.31	1978	VAB	B
マレーシア	99	1991		✓	1975	Dec.31	1978	VAP	C
マリ	18	1987	DHS,1987		1987	Dec.31	1987	VAB	
モーリタニア	36	1988	PAPCHILD,1990		1985	Dec.31	1985	VAB	
モーリシャス	94	1990	CDC,1991	✓	1974	Jun.30	1992	VAB	C
メキシコ	93	1990	DHS,1987		1991	Dec.31	1980	VAP	C
モルドバ	54	1989		✓	1989	Dec.31	1993	VAB	
モンゴル	23	1989			1987	Dec.31	1986	VAB	C
モロッコ	58	1994	DHS,1995		1992	Dec.31	1980	VAP	C
モザンビーク	1	1980			1992	Dec.31	1987	VAB	
ナミビア	76	1991	DHS,1992		1991	Mar.31	1990	VAB	C
ネパール	9	1991			1987	Jul.14	1985	VAB	C
オランダ	123	1971		✓	1991	Dec.31	1990	VAP	C
ニュージーランド	111	1991		✓	1991	Jun.30	1982	VAP	B
ニカラグア	30	1995	LSMS,1993		1975	Dec.31	1980	VAP	C
ニジェール	10	1988	Hsld.bgt.& cons,1993			Dec.31	1987	VAP	
ナイジェリア	19	1991	cons.expenditure,1992		1987	Dec.31	1987	VAB	
ノルウェー	131	1990		✓	1985	Dec.31	1990	VAP	C
オマーン	102	1993	Child health,1989		1975	Dec.31	1978	VAP	B
パキスタン	35	1981	LSMS,1991		1975	Jun.30	1981	VAB	C
パナマ	84	1990			1975	Dec.31	1992	VAB	C
パプアニューギニア	60	1990			1987	Dec.31	1983	VAP	B
パラグアイ	72	1992	CDC,1992		1987	Dec.31	1982	VAP	C
ペルー	80	1993	LSMS,1994		1987	Dec.31	1979	VAP	C
フィリピン	57	1990	DHS,1993		1975	Dec.31	1985	VAP	B
ポーランド	86	1988		✓	1991	Dec.31	1990	VAP	C
ポルトガル	109	1991		✓	1990	Dec.31	1985	VAP	C
ルーマニア	66	1992	LSMS,1995	✓	1994	Dec.31	1993	VAB	C
ロシア連邦	78	1989	LSMS,1994	✓	1991	Dec.31	1993	VAB	C
ルワンダ	7	1991	DHS,1992		1993	Dec.31	1985	VAB	C
サウジアラビア	104	1992	Mat'l.&child hlth.,1993	✓	1975	Hijri year	1970	VAP	
セネガル	41	1988	DHS,1992-93		1987	Dec.31	1987	VAP	
シエラレオネ	8	1985	SHEHEA,1989 90		1987	Jun.30	1985	VAB	B
シンガポール	126	1990		✓	1975	Mar.31	1985	VAP	C
スロバキア共和国	88	1991		✓	1991	Dec.31	1993	VAP	
スロベニア	106	1991		✓		Dec.31	1992	VAB	
南アフリカ	91	1991	LSMS,1993		1990	Mar.31	1990	VAB	C
スペイン	110	1991		✓	1991	Dec.31	1996	VAP	C
スリランカ	48	1981	DHS,1993	✓	1970	Dec.31	1982	VAB	C
スウェーデン	122	1990		✓	1991	Jun.30	1990	VAB	C
スイス	133	1990		✓	1991	Dec.31	1990	VAP	C
シリア・アラブ共和国	59	1994			1976	Dec.31	1985	VAP	C
タンザニア	3	1988	LSMS,1993		1994	Jun.30	1992	VAB	
タイ	83	1990	DHS,1987		1987	Sep.30	1988	VAP	C
トーゴ	24	1981	DHS,1988		1987	Dec.31	1978	VAP	
トリニダード・トバゴ	97	1990	DHS,1987	✓	1975	Dec.31	1985	VAB	
チュニジア	73	1994			1990	Dec.31	1990	VAP	C
トルコ	85	1990	Pop.& health,1983		1991	Dec.31	1994	VAB	C
ウガンダ	14	1991	DHS,1995		1970	Jun.30	1991	VAB	
ウクライナ	71	1989		✓	1989	Dec.31	1990	VAB	
アラブ首長国連邦	115	1980			1980	Dec.31	1985	VAB	B
イギリス	116	1991		✓	1991	Dec.31	1990	VAB	C
アメリカ合衆国	128	1990	Current pop.,1994	✓	1990	Sep.30	1985	VAP	C
ウルグアイ	103	1985			1965	Dec.31	1983	VAP	C
ウズベキスタン	55	1989		✓	1989	Dec.31	1987	VAB	
ベネズエラ	90	1990	LSMS,1993		1970	Dec.31	1984	VAP	C
ベトナム	15	1989	Intercensal demo.,1995		1992	Dec.31	1989	VAP	
イエメン共和国	20	1994	DHS,1991 92		1987	Dec.31	1990	VAB	C
ザンビア	32	1990	SDA,1993		1994	Dec.31	1977	VAP	C
ジンバブエ	38	1992	DHS,1994		1987	Jun.30	1980	VAB	C

（注）

最新人口センサスの項目は，センサスが実施された最新年度を表している．

最新世帯調査または人口調査の項目は，世帯および人口に関するデータを集計する際に用いられた調査に関する情報を与えている．PAPCHILDはPan Arab Project for Child Development，DHISはDemographic and Health Survey，WFSはWorld Fertility Study，LSMSはLiving Standards Measurement Study，SDAはSocial Dimensions of Adjustment，CDCはCenters for Disease Control and Prevention，SHEHEAはSurvey of Household Expenditure and Household Economic Activitiesの略称である．

完全な出生登録制度の項目は，出生統計の制度が完全かどうかを示している．これは国連経済社会情報政策分析局統計部が判断し，*Population and Vital Statistics Report*に公表されているものである．完全な出生統計制度がある国はより正確かつ時宜を得た人口統計指標を持っていると思われる．

最新取水量調査の項目は，さまざまな出典から集められたデータの最新年を示す．

会計年度終了日の項目は，中央政府の会計年度終了日を指す．中央政府以外の政府の会計年度や統計資料の報告年度は異なる場合もあるが，もしその国が続く欄で示された会計年度報告者であるならば，表示されている日付は国民経済計算の報告期間の最終日にあたる．

国民経済計算基準年度の項目は，その国の国民経済計算を行う際に用いられる固定価格の基準年度である．GDPデフレーターのように国民経済計算から導出される価格指数は，この基準年に対する相対的物価水準を示している．世界銀行内で報告されている固定物価データは部分的に1987年度を基準年として再計算されている．

国民経済計算価格評価の項目は，国民経済計算内の付加価値が，標準または生産者価格（VAB）で報告されているのか，それとも購入者価格（VAP）なのかを示している．購入者価格は，すでに付加価値税に対して課され，消費者から集められる税額を含んでおり，したがって生産における実際の付加価値に比べて過大評価される傾向がある．

政府予算会計概念の項目は，中央政府の財政データの報告に関する会計基準を表している．はとんどの国に関しては，政府財政データは中央政府のすべての財政活動を1つの勘定に統合したものである（consolidated: C）．中央政府予算勘定（budgetary: B）は中央政府ユニットを除外したものとなっている．

表 1. 基 礎 指 標

		人口 (100万人) 1995年央	面積 (1,000㎢)	1人当たりGNP[a] 米ドル 1995	1人当たりGNP 年平均成長率(%) 1985-95	1人当たりGNPのPPP推計[b] 米国=100 1987	米国=100 1995	1995年での国際ドル表示	1日1ドル(PPP)以下で生活している人の割合(%) 1981-95	出生時平均余命(年) 1995	成人の非識字率(%) 1995
低所得経済		3,179.9t	40,606t	430w	3.8w					63w	34w
中国・インドを除く		1,050.3t	27,758t	290w	−1.4w					56w	46w
1	モザンビーク	16.2	802	80	3.6	2.5	3.0	810[c]	‥	47	60
2	エチオピア	56.4	1,097	100	−0.3	2.0	1.7	450	33.8	49	65
3	タンザニア[d]	29.6	945	120	1.0	2.6	2.4	640	16.4	51	32
4	ブルンジ	6.3	28	160	−1.3	3.2	2.3	630[c]	‥	49	65
5	マラウイ	9.8	118	170	−0.7	3.1	2.8	750	‥	43	44
6	チャド	6.4	1,284	180	0.6	2.5	2.6	700[c]	‥	48	52
7	ルワンダ	6.4	26	180	−5.4	3.8	2.0	540	45.7	46	40
8	シエラレオネ	4.2	72	180	−3.6	3.2	2.2	580	‥	40	‥
9	ネパール	21.5	141	200	2.4	4.0	4.3	1,170[c]	53.1	55	73
10	ニジェール	9.0	1,267	220	‥	3.6	2.8	750[c]	61.5	47	86
11	ブルキナファソ	10.4	274	230	−0.2	3.3	2.9	780[c]	‥	49	81
12	マダガスカル	13.7	587	230	−2.2	3.1	2.4	640	72.3	52	‥
13	バングラデシュ	119.8	144	240	2.1	4.8	5.1	1,380	‥	58	62
14	ウガンダ	19.2	236	240	2.7	4.7	5.5	1,470[c]	50.0	42	38
15	ベトナム	73.5	332	240	‥	‥	‥	‥	‥	68	6
16	ギニアビサオ	1.1	36	250	2.0	2.8	2.9	790[c]	87.0	38	45
17	ハイチ	7.2	28	250	−5.2	5.8	3.4	910[c]	‥	57	55
18	マリ	9.8	1,240	250	0.8	2.3	2.0	550	‥	50	69
19	ナイジェリア	111.3	924	260	1.2	4.4	4.5	1,220	28.9	53	43
20	イエメン共和国	15.3	528	260	‥	‥	‥	‥	‥	53	‥
21	カンボジア	10.0	181	270	‥	‥	‥	‥	‥	53	*35*
22	ケニア	26.7	580	280	0.1	5.7	5.1	1,380	50.2	58	22
23	モンゴル	2.5	1,567	310	−3.8	10.6	7.2	1,950	‥	65	‥
24	トーゴ	4.1	57	310	−2.7	5.5	4.2	1,130[c]	‥	56	48
25	ガンビア共和国	1.1	11	320	‥	4.5	3.5	930[c]	‥	46	61
26	中央アフリカ共和国	3.3	623	340	−2.4	5.0	4.0	1,070[c]	‥	48	40
27	インド	929.4	3,288	340	3.2[e]	4.4	5.2	1,400	52.5	62	48
28	ラオス人民民主共和国	4.9	237	350	2.7	‥	‥	‥	‥	52	43
29	ベナン	5.5	113	370	−0.3	6.9	6.5	1,760	‥	50	63
30	ニカラグア	4.4	130	380	−5.4	11.8	7.4	2,000[c]	43.8	68	34
31	ガーナ	17.1	239	390	1.4	7.4	7.4	1,990[c]	‥	59	‥
32	ザンビア	9.0	753	400	−0.8	4.2	3.5	930	84.6	46	22

33	アンゴラ	10.8	1,247	410	−6.1	8.9	4.9	1,310	‥	47	‥
34	グルジア[f]	5.4	70	440	−17.0	28.1	5.5	1,470	‥	73	‥
35	パキスタン	129.9	796	460	1.2	8.4	8.3	2,230	11.6	60	62
36	モーリタニア	2.3	1,026	460	0.5	6.0	5.7	1,540[c]	31.4	51	‥
37	アゼルバイジャン[f]	7.5	87	480	−16.3	21.8	5.4	1,460	‥	70	‥
38	ジンバブエ	11.0	391	540	−0.6	8.6	7.5	2,030	41.0	57	15
39	ギニア	6.6	246	550	1.4	‥	‥	‥	26.3	44	‥
40	ホンジュラス	5.9	112	600	0.1	7.9	7.0	1,900	46.5	67	27
41	セネガル	8.5	197	600	‥	7.3	6.6	1,780	54.0	50	67
42	中国	1,200.2	9,561	620	8.3	6.3	10.8	2,920	29.4	69	19
43	カメルーン	13.3	475	650	−6.6	15.1	7.8	2,110	‥	57	37
44	コートジボアール	14.0	322	660	‥	8.2	5.9	1,580	17.7	55	60
45	アルバニア	3.3	29	670	‥	‥	‥	‥	‥	73	‥
46	コンゴ	2.6	342	680	−3.2	11.5	7.6	2,050	‥	51	25
47	キルギス共和国[f]	4.5	199	700	−6.9	13.6	6.7	1,800	18.9	68	‥
48	スリランカ	18.1	66	700	2.6	10.6	12.1	3,250	4.0	72	10
49	アルメニア[f]	3.8	30	730	−15.1	25.4	8.4	2,260	‥	71	‥
中所得経済		1,590.9t	60,838t	2,390w	−0.7w				‥	68w	18w
低位中所得		1,152.6t	40,323t	1,670w	−1.3w				‥	67w	‥
50	レソト	2.0	30	770	1.2	6.1	6.6	1,780[c]	50.4	61	29
51	エジプト・アラブ共和国	57.8	1,001	790	1.1	14.3	14.2	3,820	7.6	63	49
52	ボリビア	7.4	1,099	800	1.8	9.1	9.4	2,540	7.1	60	17
53	マケドニア，旧ユーゴ	2.1	26	860	‥	‥	‥	‥	‥	73	‥
54	モルドバ[f]	4.3	34	920	‥	‥	‥	‥	6.8	69	‥
55	ウズベキスタン[f]	22.8	447	970	−3.9	12.6	8.8	2,370	‥	70	‥
56	インドネシア	193.3	1,905	980	6.0	9.8	14.1	3,800	14.5	64	16
57	フィリピン	68.6	300	1,050	1.5	10.3	10.6	2,850	27.5	66	5
58	モロッコ	26.6	447	1,110	0.9	13.2	12.4	3,340	1.1	65	56
59	シリア・アラブ共和国	14.1	185	1,120	0.9	18.5	19.7	5,320	‥	68	‥
60	パプアニューギニア	4.3	463	1,160	2.3	8.5	9.0	2,420[c]	‥	57	28
61	ブルガリア	8.4	111	1,330	−2.6	23.4	16.6	4,480	2.6	71	‥
62	カザフスタン[f]	16.6	2,717	1,330	−8.6	24.2	11.2	3,010	‥	69	‥
63	グアテマラ	10.6	109	1,340	0.3	13.2	12.4	3,340	53.3	66	44
64	エクアドル	11.5	284	1,390	0.8	15.8	15.6	4,220	30.4	69	10
65	ドミニカ共和国	7.8	49	1,460	2.1	13.7	14.3	3,870	19.9	71	18
66	ルーマニア	22.7	238	1,480	−3.8	22.2	16.2	4,360	17.7	70	‥
67	ジャマイカ	2.5	11	1,510	3.6	11.3	13.1	3,540	4.7	74	15
68	ヨルダン	4.2	89	1,510	−4.5	23.8	15.1	4,060[c]	2.5	70	13
69	アルジェリア	28.0	2,382	1,600	−2.4	26.5	19.6	5,300	1.6	70	38
70	エルサルバドル	5.6	21	1,610	2.8	8.2	9.7	2,610	‥	67	29
71	ウクライナ[f]	51.6	604	1,630	−9.2	20.7	8.9	2,400	‥	69	‥
72	パラグアイ	4.8	407	1,690	1.2	13.3	13.5	3,650	‥	68	8

（注） 他の経済諸国については表1a 参照．データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照．斜字体の数値は表示された年以外のものである．

表 1. 基 礎 指 標（つづき）

		人口（100万人）1995年央	面積（1,000㎢）	1人当たりGNP[a] 米ドル 1995	1人当たりGNP 年平均成長率（%） 1985-95	1人当たりGNPのPPP推計[b] 米国＝100 1987	1995	1995年での国際ドル表示	1日1ドル(PPP)以下で生活している人の割合(%) 1981-95	出生時平均余命（年） 1995	成人の非識字率（%） 1995
73	チュニジア	9.0	164	1,820	1.9	18.3	18.5	5,000	3.9	69	33
74	リトアニア[f]	3.7	65	1,900	−11.7	25.2	15.3	4,120	2.1	69	‥
75	コロンビア	36.8	1,139	1,910	2.6	20.7	22.7	6,130	7.4	70	9
76	ナミビア	1.5	824	2,000	2.9	15.8	15.4	4,150[c]	‥	59	‥
77	ベラルーシ[f]	10.3	208	2,070	−5.2	26.3	15.6	4,220	‥	70	‥
78	ロシア連邦[f]	148.2	17,075	2,240	−5.1	30.9	16.6	4,480	1.1	65	‥
79	ラトビア[f]	2.5	65	2,270	−6.6	24.5	12.5	3,370	‥	69	‥
80	ペルー	23.8	1,285	2,310	−1.6	17.9	14.0	3,770	49.4	66	11
81	コスタリカ	3.4	51	2,610	2.8	19.8	21.7	5,850	18.9	77	5
82	レバノン	4.0	10	2,660	‥	‥	‥	‥	‥	68	8
83	タイ	58.2	513	2,740	8.4	16.2	28.0	7,540	0.1	69	6
84	パナマ	2.6	76	2,750	−0.4	26.1	22.2	5,980	25.6	73	9
85	トルコ	61.1	779	2,780	2.2	20.4	20.7	5,580	‥	67	18
86	ポーランド	38.6	313	2,790	1.2	21.5	20.0	5,400	6.8	70	‥
87	エストニア[f]	1.5	45	2,860	−4.3	25.5	15.6	4,220	6.0	70	‥
88	スロバキア共和国	5.4	49	2,950	−2.8	17.6	13.4	3,610	12.8	72	‥
89	ボツワナ	1.5	582	3,020	6.1	15.3	20.7	5,580	34.7	68	30
90	ベネズエラ	21.7	912	3,020	0.5	33.0	29.3	7,900	11.8	71	9
中所得上位国		438.3t	20,514t	4,260w	0.2w					69w	14w
91	南アフリカ	41.5	1,221	3,160	−1.1	22.4	18.6	5,030[c]	23.7	64	18
92	クロアチア	4.8	57	3,250	‥	‥	‥	‥	‥	74	‥
93	メキシコ	91.8	1,958	3,320	0.1	27.8	23.7	6,400	14.9	72	10
94	モーリシャス	1.1	2	3,380	5.4	39.0	49.0	13,210	‥	71	17
95	ガボン	1.1	268	3,490	−8.2	‥	‥	‥	‥	55	37
96	ブラジル	159.2	8,512	3,640	−0.8	24.2	20.0	5,400	28.7	67	17
97	トリニダード・トバゴ	1.3	5	3,770	−1.7	38.1	31.9	8,610[c]	‥	72	2
98	チェコ共和国	10.3	79	3,870	−1.8	44.9	36.2	9,770	3.1	73	‥
99	マレーシア	20.1	330	3,890	5.7	22.9	33.4	9,020	5.6	71	17
100	ハンガリー	10.2	93	4,120	−1.0	28.9	23.8	6,410	0.7	70	‥
101	チリ	14.2	757	4,160	6.1	24.6	35.3	9,520	15.0	72	5
102	オマーン	2.2	212	4,820	0.3	33.2	30.2	8,140[c]	‥	70	‥
103	ウルグアイ	3.2	177	5,170	3.1	23.6	24.6	6,630	‥	73	3
104	サウジアラビア	19.0	2,150	7,040	−1.9	43.0	‥	‥	‥	70	37
105	アルゼンチン	34.7	2,767	8,030	1.8	31.6	30.8	8,310	‥	73	4

106 スロベニア	2.0	20	8,200	‥	‥	‥	‥	‥	74	‥
107 ギリシャ	10.5	132	8,210	1.3	44.2	43.4	11,710	‥	78	‥
低・中位所得経済	4,770.8t	101,444t	1,090w	0.4w					65w	30w
サブサハラ・アフリカ	583.3t	24,271t	490w	−1.1w					52w	43w
東アジア・太平洋	1,706.4t	16,249t	800w	7.2w					68w	17w
南アジア	1,243.0t	5,133t	350w	2.9w					61w	51w
ヨーロッパ・中央アジア	487.6t	24,355t	2,220w	−3.5w					68w	‥
中東・北アフリカ	272.4t	11,021t	1,780w	−0.3w					66w	39w
ラテンアメリカ・カリブ地域	477.9t	20,414t	3,320w	0.3w					69w	13w
高所得経済	902.2t	32,039t	24,930w	1.9w					77w	‥
108 韓国	44.9	99	9,700	7.7	27.3	42.4	11,450	‥	72	h
109 ポルトガル	9.9	92	9,740	3.6	41.6	47.0	12,670	‥	75	‥
110 スペイン	39.2	505	13,580	2.6	50.5	53.8	14,520	‥	77	‥
111 ニュージーランド	3.6	271	14,340	0.8	63.3	60.6	16,360	‥	76	h
112 アイルランド	3.6	70	14,710	5.2	44.2	58.1	15,680	‥	77	h
113 †イスラエル	5.5	21	15,920	2.5	56.3	61.1	16,490	‥	77	‥
114 †クウェート	1.7	18	17,390	1.1	86.3	88.2	23,790[c]	‥	76	21
115 †アラブ首長国連邦	2.5	84	17,400	−2.8	84.4	61.1	16,470	‥	75	21
116 イギリス	58.5	245	18,700	1.4	72.0	71.4	19,260	‥	77	h
117 オーストラリア	18.1	7,713	18,720	1.4	70.1	70.2	18,940	‥	77	h
118 イタリア	57.2	301	19,020	1.8	72.5	73.7	19,870	‥	78	h
119 カナダ	29.6	9,976	19,380	0.4	84.6	78.3	21,130	‥	78	h
120 フィンランド	5.1	338	20,580	−0.2	72.9	65.8	17,760	‥	76	h
121 †香港	6.2	1	22,990[g]	4.8	70.7	85.1	22,950[g]	‥	79	8
122 スウェーデン	8.8	450	23,750	−0.1	77.7	68.7	18,540	‥	79	h
123 オランダ	15.5	37	24,000	1.9	70.5	73.9	19,950	‥	78	h
124 ベルギー	10.1	31	24,710	2.2	76.3	80.3	21,660	‥	77	h
125 フランス	58.1	552	24,990	1.5	77.6	78.0	21,030	‥	78	h
126 †シンガポール	3.0	1	26,730	6.2	56.1	84.4	22,770[c]	‥	76	9
127 オーストリア	8.1	84	26,890	1.9	75.0	78.8	21,250	‥	77	h
128 アメリカ合衆国	263.1	9,364	26,980	1.3	100.0	100.0	26,980	‥	77	h
129 ドイツ	81.9	357	27,510	‥	‥	74.4	20,070	‥	76	h
130 デンマーク	5.2	43	29,890	1.5	78.7	78.7	21,230	‥	75	h
131 ノルウェー	4.4	324	31,250	1.7	78.6	81.3	21,940	‥	78	h
132 日本	125.2	378	39,640	2.9	75.3	82.0	22,110	‥	80	h
133 スイス	7.0	41	40,630	0.2	105.4	95.9	25,860	‥	78	h
世界	5,673.0t	133,483t	4,880w	0.8w					67w	‥

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．アトラス方式：テクニカル・ノートを参照．b．購買力平価：テクニカル・ノート参照．c．推定は回帰分析に基づく：他については最新のICP基準年から外挿．d．すべての表でGDPおよびGNPはタンザニア本土をカバーする．e．GDP成長率は本刊行物の統計が最終的に決定された後に改訂された．f．旧ソビエト連邦の経済についての推定は暫定値：旧ソビエト連邦経済の分類については，継続的に再検討の対象となる．g．GDPによるデータ．h．UNESCOによると，非識字率は5％以下．

表 2. マクロ経済指標

		中央政府の経常赤字/黒字[a]（対 GDP 比,%）		貨幣および準貨幣 年平均名目成長率（%）	貨幣および準貨幣 平均残高（対 GDP 比,%）		銀行名目金利（年平均金利,%） 預金金利		銀行名目金利（年平均金利,%） 貸出金利		年平均インフレ率(%)（GDPデフレーター）	経常収支（対 GDP 比,%）		外貨準備総額（輸入月数）		対外債務の純現在価値（対GNP比, %）
		1980	1995	1985-95	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1985-95	1980	1995	1980	1995	1995
低所得経済																
中国・インドを除く																
1	モザンビーク	..	..	..	..	..	..	..	..	..	52.2	−18.1	..	..	..	333
2	エチオピア	*−1.7*[b]	..	..	*21.6*[b]	42.1	..	11.5	..	15.1	..	*−4.1*[b]	*−1.9*	4.0[b]	7.0	61
3	タンザニア	*−1.3*	..	..	*40.7*	*30.7*	4.0	24.6	11.5	42.8	32.3	*−7.1*	−17.5	0.2	1.5	148
4	ブルンジ	*1.9*	..	..	13.5	*19.9*	2.5	..	12.0	15.3	6.1	..	−0.6	..	8.7	50
5	マラウイ	1.1	..	23.6	18.0	15.2	7.9	37.3	16.7	47.3	22.1	−21.0	*−35.0*	1.4	1.5	65
6	チャド	..	..	−0.6	20.0	13.7	5.5	5.5	11.0	16.0	3.1	1.2	*−4.1*	1.7	4.2	38
7	ルワンダ	3.5	..	7.3	13.6	15.5	6.3	*5.0*	13.5	*15.0*	10.8	−4.2	*−6.5*	6.7	4.7	40
8	シエラレオネ	*−4.4*	−3.3	51.4	19.4	9.8	9.2	7.0	11.0	28.8	61.6	−14.2	*−10.1*	0.7	2.7	137
9	ネパール	..	..	..	21.9	*33.7*	4.0	..	14.0	..	11.6	−4.8	−8.9	8.9	4.9	26
10	ニジェール	5.0	..	1.1	13.3	14.2	6.2	..	14.5	..	1.3	−10.9	*−8.2*	1.6	2.6	53
11	ブルキナファソ	2.0	..	9.3	13.8	22.3	6.2	..	14.5	..	2.6	−2.9	*0.8*	1.5	7.1	27
12	マダガスカル	..	−2.8	24.2	18.2	17.9	..	..	..	..	18.4	−13.8	−8.6	0.1	1.1	98
13	バングラデシュ	..	..	14.1	18.4	35.6	8.3	6.0	11.3	14.0	6.4	−6.5	−3.5	1.5	4.2	32
14	ウガンダ	−2.2	..	69.0	12.7	10.1	6.8	7.6	10.8	20.2	65.7	−6.6	−7.6	0.1	3.8	43
15	ベトナム	..	..	..	..	..	..	..	..	..	88.3	..	−9.9	..	0.0	138
16	ギニアビサオ	..	..		..	13.8	..	26.5	..	32.9	62.5	*−48.0*	−16.1	..	2.5	235
17	ハイチ	−3.2	..	16.9	24.0	42.9	10.0	..	..	..	14.7	−6.9	−3.3	0.6	1.6	25
18	マリ	−1.4	..	6.5	17.9	20.2	6.2	..	14.5	..	4.6	−8.0	*−8.9*	0.6	4.0	73
19	ナイジェリア	..	..	..	23.8	*25.1*	5.3	13.5	8.4	20.2	33.0	5.6	−1.9	5.8	1.5	132
20	イエメン共和国	..	*−13.4*	..	..	47.0	..	..	..	..	..	..	3.0	..	2.5	128
21	カンボジア	..	..	..	..	7.7	..	8.7	..	18.7	..	..	−6.7	..	0.8	52
22	ケニア	2.5	*−0.3*	21.3	29.8	37.6	5.8	13.6	10.6	28.8	13.0	−12.1	−4.4	2.1	1.2	72
23	モンゴル	..	8.6	..	..	25.7	..	60.1	..	114.9	51.6	*−34.7*	4.5	..	3.4	39
24	トーゴ	*1.8*	..	0.5	29.0	28.9	6.2	..	14.5	..	..	−8.4	*−5.8*	1.4	3.6	75
25	ガンビア共和国	6.7	*7.4*	14.4	21.1	23.1	5.0	12.5	15.0	25.0	9.0	−37.2	−2.1	0.4	5.3	*59*
26	中央アフリカ共和国	*−2.1*	..	6.1	18.9	20.9	5.5	5.5	10.5	16.0	3.8	−5.4	*−2.8*	2.2	9.0	*52*
27	インド	0.0	−1.6	16.8	34.7	46.0	..	..	16.5	*16.3*	9.8	−1.7	−1.8	8.0	5.2	23
28	ラオス人民民主共和国	..	..	..	..	12.7	..	14.0	..	25.7	22.6	..	−12.7	..	1.8	43
29	ベナン	..	..	10.1	17.1	*25.1*	6.2	..	14.5	..	..	−2.5	*2.4*	0.4	3.2	46
30	ニカラグア	−1.5	3.1	836.2	24.0	30.0	..	11.1	..	19.9	961.6	−19.2	−36.9	0.9	1.2	520
31	ガーナ	−2.9	*−0.9*	38.4	16.2	15.4	11.5	28.7	19.0	..	28.6	0.7	−6.5	3.1	4.3	61
32	ザンビア	−8.1	3.4	75.1	28.4	12.6	7.0	..	9.5	*113.3*	91.5	−13.3	..	1.2	..	139

33	アンゴラ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	169.5	..	*−18.1*	..	..	260
34	グルジア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	310.0	..	..	..	..	44
35	パキスタン	1.8	0.3	15.6	38.7	40.9	..	..	..	..	9.2	−4.8	*−3.8*	3.1	2.1	38
36	モーリタニア	..	..	7.5	20.5	19.3	*5.5*	..	12.0	..	6.9	−18.8	−2.6	3.6	1.7	166
37	アゼルバイジャン	..	..	..	..	9.5	..	..	..	162.5	..	..	−10.9	..	..	8
38	ジンバブエ	−9.0	..	22.1	*29.5*	26.0	3.5	25.9	17.5	34.7	20.9	−2.8	*−7.3*	2.7	..	65
39	ギニア	..	..	..	..	8.8	..	17.5	..	21.5	..	..	−5.3	..	1.0	59
40	ホンジュラス	..	..	18.6	21.1	25.2	*10.6*	12.0	*16.5*	27.0	14.3	−12.3	−5.1	1.5	1.5	101
41	セネガル	1.8	..	3.9	26.6	20.0	6.2	..	14.5	..	3.7	−12.8	*0.1*	0.2	1.9	54
42	中国	..	..	28.3	33.2	92.4	5.4	11.0	5.0	12.1	9.3	*2.8*	0.2	*10.5*	6.3	16
43	カメルーン	5.8	*0.2*	−2.9	20.6	16.2	7.5	5.5	13.0	16.0	2.0	−10.1	−2.2	1.1	0.1	97
44	コートジボアール	3.8	..	2.2	26.7	26.2	6.2	..	14.5	..	4.0	−18.0	−2.7	0.1	1.5	185
45	アルバニア	..	−4.7	..	..	47.5	..	15.3	..	19.7	27.3	..	−0.5	..	3.7	32
46	コンゴ	..	..	1.1	14.8	14.7	6.5	5.5	11.0	16.0	2.2	−9.8	−26.4	0.9	0.4	325
47	キルギス共和国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	−9.5	..	..	15
48	スリランカ	−4.5	−1.5	17.0	28.4	31.8	14.5	16.1	19.0	14.7	11.8	−16.3	*−4.7*	1.5	4.2	44
49	アルメニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	183.1	..	−13.6	..	..	14
中所得経済																
低位中所得																
50	レソト	*1.3*	*18.0*	13.9	*39.7*	28.9	*9.6*	13.3	11.0	16.4	13.4	15.3	*12.2*	1.3	5.4	26
51	エジプト・アラブ共和国	*9.0*	*6.5*	19.0	52.2	96.8	8.3	10.9	13.3	16.5	15.7	−1.9	−2.0	3.1	11.8	56
52	ボリビア	..	−1.2	43.1	16.2	44.9	18.0	18.9	28.0	51.0	18.4	−0.2	*−4.0*	6.0	6.7	67
53	マケドニア，旧ユーゴ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	1.7	57
54	モルドバ	..	..	..	..	11.5	..	..	..	..	..	..	−2.7	..	2.9	16
55	ウズベキスタン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	*0.0*	..	..	7
56	インドネシア	9.6	*9.9*	..	13.2	..	6.0	..	..	*17.1*	8.8	*−0.6*	−3.5	*2.9*	3.0	54
57	フィリピン	4.1	*2.0*	20.7	22.0	45.4	12.3	8.4	14.0	14.7	9.8	−5.9	−2.7	4.6	2.6	49
58	モロッコ	0.5	..	13.1	38.5	65.2	4.9	..	7.0	*10.0*	4.8	−7.5	−4.7	1.7	3.6	62
59	シリア・アラブ共和国	−3.5	*7.1*	..	40.9	*63.2*	5.0	..	..	..	16.0	1.9	2.6	2.2	..	118
60	パプアニューギニア	−6.2	*−4.1*	..	32.9	*30.2*	6.9	*5.1*	11.2	*9.2*	4.5	−11.3	13.8	3.5	1.3	45
61	ブルガリア	..	−4.1	..	..	..	..	..	..	..	45.9	4.8	2.7	..	..	87
62	カザフスタン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	−2.4	..	2.8	22
63	グアテマラ	2.1	*0.8*	22.7	20.5	23.5	9.0	7.9	11.0	21.2	18.6	−2.1	−3.9	4.3	2.4	19
64	エクアドル	0.9	*3.3*	55.3	21.2	26.6	..	43.3	9.0	55.7	45.5	−5.5	−4.6	4.1	3.4	76
65	ドミニカ共和国	2.9	*8.3*	31.9	17.8	24.4	..	..	..	..	26.4	−10.9	−1.1	1.5	0.7	33
66	ルーマニア	15.5	*2.2*	51.3	33.4	19.9	..	..	..	..	68.7	..	−3.8	2.1	2.9	18
67	ジャマイカ	..	..	33.4	32.8	44.0	9.5	23.2	15.6	43.6	28.3	−5.1	−5.6	0.8	2.0	123
68	ヨルダン	..	*2.5*	10.2	..	*104.5*	..	3.3	..	9.0	..	..	*−9.0*	6.3	5.3	108
69	アルジェリア	..	..	14.8	53.3	38.8	..	..	..	..	22.9	0.6	−5.6	5.8	5.0	64
70	エルサルバドル	−0.4	*0.8*	21.2	28.0	36.1	..	14.4	..	19.1	14.9	0.9	−0.7	3.6	3.2	22
71	ウクライナ	..	..	..	..	0.0	..	70.3	..	122.7	..	..	−1.4	..	0.7	10
72	パラグアイ	3.3	*3.0*	36.5	19.8	26.4	..	21.2	..	31.0	24.9	−13.5	−19.0	6.7	..	27

（注） データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照．斜字体の数値は表示された年以外のものである．

表 2. マクロ経済指標（つづき）

		中央政府の経常赤字/黒字[a]（対 GDP 比,%）		貨幣および準貨幣 年平均名目成長率（%）	貨幣および準貨幣 平均残高（対 GDP 比,%）		銀行名目金利（年平均金利,%） 預金金利		銀行名目金利（年平均金利,%） 貸出金利		年平均インフレ率(%)（GDPデフレーター）	経常収支（対 GDP 比,%）		外貨準備総額（輸入月数）		対外債務の純現在価値（対 GNP 比,%）
		1980	1995	1985-95	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1985-95	1980	1995	1980	1995	1995
73	チュニジア	9.2	..	9.8	37.6	44.3	2.5	..	7.3	..	6.0	−4.0	−4.1	2.0	2.1	52
74	リトアニア	..	0.7	..	..	22.6	..	8.4	..	27.1	..	..	−8.7	..	2.5	9
75	コロンビア	1.5	*2.8*	31.6	17.1	19.5	..	32.3	..	42.7	25.2	−0.6	−5.4	12.5	5.0	27
76	ナミビア	..	*0.7*	..	..	38.7	..	10.8	..	18.5	10.4	..	1.6	..	1.3	..
77	ベラルーシ	..	..	..	..	10.5	..	100.8	..	175.0	..	..	−1.2	..	0.9	6
78	ロシア連邦	..	*−5.6*	..	..	11.6	..	102.0	..	319.5	148.9	..	2.8	..	2.5	35
79	ラトビア	..	−2.5	..	..	25.0	..	14.8	..	34.6	72.5	..	−0.4	..	3.2	7
80	ペルー	2.0	0.5	388.5	16.5	17.2	..	16.0	..	36.6	398.5	−0.5	−7.4	6.6	8.6	52
81	コスタリカ	−3.5	−0.4	23.6	38.8	32.2	*18.3*	23.9	*25.0*	36.7	18.4	−13.7	−1.5	1.2	3.0	40
82	レバノン	..	*−11.2*	63.4	..	117.6	*12.9*	16.3	*16.8*	24.7	..	..	−45.7	..	14.6	25
83	タイ	−0.1	8.1	19.7	34.5	73.8	12.0	11.6	18.0	*14.4*	5.0	−6.4	−8.1	3.3	5.0	35
84	パナマ	0.4	*2.8*	11.3	32.8	67.9	..	7.2	..	11.1	1.7	−9.2	*−2.2*	0.2	0.9	98
85	トルコ	2.6	−2.4	73.9	14.2	24.8	8.0	76.1	..	..	64.6	−5.0	−1.4	4.3	3.7	43
86	ポーランド	..	−0.8	87.2	57.0	31.8	..	26.8	8.0	33.5	91.8	−6.0	−3.6	0.3	4.9	31
87	エストニア	..	..	..	..	22.5	..	8.7	..	16.0	77.2	..	−4.6	..	2.2	6
88	スロバキア共和国	..	..	..	..	62.9	..	9.0	..	15.6	10.6	..	3.7	..	4.4	31
89	ボツワナ	10.8	*21.1*	19.2	28.2	25.9	5.0	10.0	8.5	14.2	11.5	−15.6	7.9	4.3	22.5	13
90	ベネズエラ	7.4	*2.6*	36.3	28.9	23.1	..	24.7	..	32.2	37.6	6.8	3.0	9.4	6.3	47
中所得上位国																
91	南アフリカ	4.4	*−4.2*	14.5	50.1	51.7	5.5	13.5	9.5	17.9	13.9	4.5	−2.6	3.6	1.4	..
92	クロアチア	..	2.1	..	..	22.1	..	5.5	..	20.2	..	..	−9.5	..	2.5	18
93	メキシコ	3.8	*2.4*	46.1	25.2	30.7	20.6	39.2	28.1	..	36.7	−5.3	−0.3	1.4	2.1	67
94	モーリシャス	−1.9	1.9	20.3	40.0	73.2	*9.3*	12.2	*12.2*	20.8	8.8	−10.3	−0.6	1.9	4.2	..
95	ガボン	..	..	1.2	15.3	14.6	7.5	5.5	12.5	16.0	5.0	9.0	8.1	0.7	0.8	89
96	ブラジル	4.1	*−13.3*	995.5	11.1	26.1	115.0	52.2	..	..	875.3	−5.5	−2.6	2.3	7.9	23
97	トリニダード・トバゴ	24.1	..	4.3	27.1	40.1	*6.6*	*6.9*	10.0	15.2	6.8	5.7	5.5	11.4	1.8	52
98	チェコ共和国	..	4.0	..	..	81.0	..	7.0	..	12.8	12.2	..	−3.1	..	6.5	36
99	マレーシア	7.1	7.3	15.5	46.1	85.0	6.2	5.9	7.8	7.6	3.3	−1.1	*−5.9*	4.6	3.2	39
100	ハンガリー	*4.7*	..	..	..	*43.0*	3.0	26.1	..	32.6	19.9	*−2.3*	−5.8	..	6.7	72
101	チリ	6.7	5.3	25.5	21.0	33.9	37.7	13.7	47.1	18.2	17.9	−7.1	0.2	5.9	8.8	41
102	オマーン	7.9	−4.3	5.7	13.8	31.3	..	6.5	..	9.4	−0.2	15.8	−8.1	3.2	2.6	28
103	ウルグアイ	2.1	0.6	71.3	31.2	33.4	50.3	38.2	66.6	99.1	70.7	−7.0	−2.0	12.5	5.3	31
104	サウジアラビア	..	..	5.1	13.8	50.4	..	..	..	..	2.8	26.5	−6.5	5.0	2.7	..
105	アルゼンチン	−2.6	..	257.9	19.0	18.8	79.6	11.9	..	17.8	255.6	−6.3	−1.4	7.0	6.2	31

106	スロベニア	..	..	..	..	32.5	..	15.3	..	24.8	..	..	−0.2	..	2.1	18
107	ギリシャ	−0.4	*−14.4*	..	50.5	*53.0*	14.5	15.8	21.3	23.1	15.4	−5.5	−3.2	3.7	7.0	..
低・中位所得経済																
サブサハラ・アフリカ																
東アジア・太平洋																
南アジア																
ヨーロッパ・中央アジア																
中東・北アフリカ																
ラテンアメリカ・カリブ地域																
高所得経済																
108	韓国	2.8	6.0	18.5	29.0	40.9	19.5	8.8	18.0	9.0	6.7	−8.3	−1.8	1.3	2.5	..
109	ポルトガル	−2.7	*−3.4*	15.5	70.1	78.1	19.0	8.4	18.8	13.8	11.2	−3.7	−0.2	15.2	6.2	..
110	スペイン	0.4	*−4.9*	11.2	75.4	78.6	13.1	7.7	16.9	10.0	6.3	−2.6	0.2	6.0	3.2	..
111	ニュージーランド	−1.6	3.8	19.2	26.4	77.6	*11.0*	8.5	12.6	12.2	3.9	−4.3	−6.6	0.6	2.4	..
112	アイルランド	−5.7	*−1.8*	11.4	43.8	50.1	12.0	0.4	16.0	6.6	2.5	−10.6	2.3	2.7	2.0	..
113	†イスラエル	−16.9	−2.4	22.1	14.8	67.3	..	14.1	176.9	20.2	17.1	−3.9	−6.0	3.6	2.5	..
114	†クウェート	70.5	..	3.2	33.1	77.7	*9.2*	6.5	*9.2*	8.4	−0.5	53.4	15.8	6.2	4.1	..
115	†アラブ首長国連邦	−11.0	*−8.8*	4.6	19.0	54.0	9.5	..	12.1	..	..	..	..	..	..	..
116	イギリス	−1.2	−3.4	..	..	..	14.1	4.1	16.2	6.7	5.1	1.3	−0.4	2.0	1.3	..
117	オーストラリア	0.6	−1.9	11.9	36.4	61.3	8.6	..	10.6	..	3.7	−2.8	−5.5	2.5	1.9	..
118	イタリア	−6.4	*−8.4*	..	70.9	*62.5*	12.7	6.4	19.0	12.5	6.0	−2.3	2.4	6.4	2.4	..
119	カナダ	−2.4	..	8.9	45.1	59.3	12.9	7.1	14.3	8.6	2.9	−0.6	−1.5	2.3	0.8	..
120	フィンランド	2.0	*−9.0*	6.6	39.8	56.7	*9.0*	3.2	9.8	7.7	3.8	−2.7	4.5	1.6	2.9	..
121	†香港	..	..	..	60.7	..	..	..	..	..	8.7	−4.4	..	..	..	..
122	スウェーデン	−2.5	−5.9	..	..	..	11.3	6.2	15.2	11.1	5.5	−3.4	2.0	2.0	3.1	..
123	オランダ	1.2	−2.3	5.6	67.3	82.0	6.0	4.4	13.5	7.2	1.7	−0.5	4.1	4.4	2.5	..
124	ベルギー	−2.9	*−2.6*	13.0	45.0	80.2	7.7	4.0	*18.0*	8.4	3.2	..	..	..	..	..
125	フランス	2.2	−3.8	3.7	71.6	64.4	7.3	4.5	12.5	8.1	2.8	−0.6	1.1	5.2	1.5	..
126	†シンガポール	9.8	15.0	14.3	57.7	82.6	9.4	3.5	11.7	6.4	3.9	−13.3	18.0	3.0	5.7	..
127	オーストリア	0.6	*−1.5*	7.0	72.6	89.5	5.0	2.2	..	..	3.2	−5.0	−2.2	6.4	2.5	..
128	アメリカ合衆国	−0.5	−1.4	3.9	60.4	59.4	13.1[c]	5.9[c]	15.3	8.8	3.2	0.1	−2.1	6.2	2.0	..
129	ドイツ	..	−0.2	8.1	..	62.0	7.9	3.9	12.0	10.9	..	..	−0.9	5.3	2.1	..
130	デンマーク	−1.2	−1.2	4.4	42.6	57.8	10.8	3.9	17.2	10.3	2.8	*−3.3*	0.8	*1.5*	1.5	..
131	ノルウェー	4.0	*1.0*	5.9	47.1	55.6	5.0	5.0	12.6	7.8	3.0	1.7	*3.0*	3.0	*5.5*	..
132	日本	−3.2	..	5.9	83.4	112.7	5.5	0.7	8.3	3.4	1.4	−1.0	2.2	2.8	4.1	..
133	スイス	0.8	*−3.4*	4.6	107.4	126.3	*8.8*	1.3	*5.6*	5.5	3.4	−0.2	7.2	13.3	*7.7*	..
世界																

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．経常予算収支には贈与は含まれない．b．エリトリアを含む．c．預金金利証書．

表 3. 対外経済指標

		純バーター交易条件 (1987＝100)		貿易 (対 GDP 比, %)		純資金フロー総額 (対 GNP 比, %)		純民間資本フロー (100万ドル)		援助 (対 GNP 比, %)	
		1985	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1994
低所得経済		111m	*91*m			3.4w	5.9w	7,368t	53,446t	1.9w	4.3w
中国・インドを除く		112m	*91*m			6.3w	7.3w	4,769t	5,517t	4.1w	12.6w
1	モザンビーク	113	*124*	61	*102*	3.9	76.8	0	67	8.4	101.0
2	エチオピア	119[a]	*74*	*27*[a]	39	*8.3*[a]	12.0	26[a]	−42	*4.7*[a]	22.7
3	タンザニア	126	*83*	*37*	96	*16.4*	18.1	100	137	*12.4*	29.9
4	ブルンジ	133	*52*	32	43	8.1	24.5	−3	1	12.8	31.6
5	マラウイ	99	*87*	64	69	15.7	22.4	30	−14	12.6	38.0
6	チャド	99	*103*	65	*46*	3.3	16.2	0	7	4.9	23.9
7	ルワンダ	136	*75*	41	32	9.3	53.8	14	1	13.4	95.9
8	シエラレオネ	109	*89*	62	40	5.2	22.7	−7	−28	8.0	36.0
9	ネパール	98	*85*	30	60	6.5	6.4	0	−2	8.3	10.9
10	ニジェール	91	*101*	63	*30*	12.9	8.6	199	−23	6.8	25.0
11	ブルキナファソ	103	*103*	43	*45*	8.4	13.9	4	0	12.5	23.7
12	マダガスカル	124	*82*	43	54	8.7	8.4	131	4	5.8	10.2
13	バングラデシュ	126	*94*	24	37	13.0	3.5	11	10	9.9	6.8
14	ウガンダ	149	*58*	45	33	8.9	10.1	44	112	9.0	19.2
15	ベトナム	..	..	..	83	..	4.4	0	1,487	..	5.9
16	ギニアビサオ	91	*92*	52	48	108.0	26.4	18	1	56.6	74.3
17	ハイチ	89	*52*	52	*17*	5.2	28.0	20	2	7.3	37.3
18	マリ	100	*103*	51	38	12.1	13.9	10	1	16.6	24.5
19	ナイジェリア	167	*86*	48	81	0.9	0.8	694	453	0.0	0.6
20	イエメン共和国	131	*84*	..	*88*	..	3.6	97	−2	..	4.6
21	カンボジア	..	..	..	*36*	..	15.1	0	164	..	14.3
22	ケニア	124	98	67	72	8.8	5.6	301	−42	5.6	9.7
23	モンゴル	..	..	58	..	*0.0*	16.0	0	−4	0.0	27.6
24	トーゴ	139	*90*	107	*65*	12.7	11.3	83	0	8.3	13.8
25	ガンビア共和国	137	*111*	119	*103*	35.0	9.0	21	10	24.4	19.8
26	中央アフリカ共和国	109	*91*	69	46	10.7	12.5	4	3	13.9	19.4
27	インド	92	*150*	17	27	1.4	1.0	868	3,592	1.3	0.8
28	ラオス人民民主共和国	..	..	..	*53*	..	16.1	0	88	..	14.2
29	ベナン	111	*110*	66	*64*	7.2	10.7	4	1	6.4	17.4
30	ニカラグア	111	*95*	68	*76*	13.8	33.3	−26	−7	10.9	46.1
31	ガーナ	93	*64*	18	59	4.1	17.4	−26	525	4.3	8.5
32	ザンビア	89	*85*	87	71	14.6	12.5	175	30	8.9	20.7

33	アンゴラ	153	*86*	‥	132	‥	21.3	38	523	‥	11.0
34	グルジア	‥	‥	‥	46	‥	66.2	0	0	‥	7.5
35	パキスタン	112	114	37	36	5.4	4.1	230	1,443	5.1	3.1
36	モーリタニア	110	*106*	104	104	29.4	17.8	27	3	26.2	27.7
37	アゼルバイジャン	‥	‥	‥	66	‥	7.9	0	110	‥	3.8
38	ジンバブエ	100	*84*	64	*74*	4.2	7.2	23	99	3.1	10.2
39	ギニア	120	*91*	‥	46	‥	9.1	80	20	‥	11.0
40	ホンジュラス	118	*77*	80	80	11.7	6.5	137	65	4.2	9.5
41	セネガル	107	*107*	72	69	9.0	8.4	18	−24	9.0	17.2
42	中国	109	*105*	13	40	1.0	7.9	1,732	44,339	0.0	0.6
43	カメルーン	113	*79*	54	46	10.9	2.8	409	49	4.4	10.0
44	コートジボアール	109	*81*	76	76	11.8	7.9	936	36	2.2	24.8
45	アルバニア	‥	‥	‥	52	‥	9.2	0	70	‥	9.1
46	コンゴ	150	*93*	120	128	35.5	1.1	440	−49	6.0	24.9
47	キルギス共和国	‥	‥	‥	58	‥	6.1	0	15	‥	5.5
48	スリランカ	106	88	87	83	10.6	6.0	129	140	9.8	5.1
49	アルメニア	‥	‥	‥	85	‥	7.2	0	8	‥	9.8
中所得経済		‥	*94*m			2.8w	4.1w	44,334t	130,742t	0.6w	1.0w
低位中所得		‥	‥			‥	‥	‥	‥	1.3w	1.4w
50	レソト	‥	‥	143	138	10.5	8.4	7	32	14.9	8.9
51	エジプト・アラブ共和国	147	*95*	73	54	14.2	1.9	1,133	294	6.5	6.4
52	ボリビア	130	*67*	38	*47*	14.1	12.9	203	191	5.9	10.9
53	マケドニア，旧ユーゴ	‥	‥	‥	86	‥	3.0	0	0	‥	‥
54	モルドバ	‥	‥	‥	78	‥	4.9	0	79	‥	1.5
55	ウズベキスタン	‥	‥	‥	*125*	‥	2.3	0	235	‥	0.1
56	インドネシア	145	*79*	53	53	2.5	6.8	987	11,648	1.3	1.0
57	フィリピン	99	*114*	52	80	3.9	5.2	840	4,605	0.9	1.6
58	モロッコ	99	*90*	45	62	8.6	2.9	731	572	4.9	2.2
59	シリア・アラブ共和国	138	*78*	54	‥	19.7	1.9	42	43	13.0	5.3
60	パプアニューギニア	94	*90*	97	106	16.8	10.8	106	578	13.1	6.4
61	ブルガリア	95	*106*	66	94	1.7	3.7	339	489	0.0	1.6
62	カザフスタン	‥	‥	‥	69	‥	4.7	0	500	‥	0.2
63	グアテマラ	114	*93*	47	*47*	2.8	1.7	91	85	0.9	1.7
64	エクアドル	143	*71*	51	56	7.4	4.8	594	561	0.4	1.4
65	ドミニカ共和国	115	*123*	48	55	7.1	1.5	150	237	1.9	0.7
66	ルーマニア	66	*111*	75	60	‥	4.4	1,360	687	‥	0.5
67	ジャマイカ	89	*105*	102	145	12.3	5.5	9	188	5.1	2.9
68	ヨルダン	127	128	‥	*121*	35.0	8.4	28	−143	‥	6.5
69	アルジェリア	173	*83*	65	57	3.1	2.6	897	129	0.4	1.0
70	エルサルバドル	122	*89*	67	55	3.2	1.6	−17	8	2.8	3.9
71	ウクライナ	‥	‥	‥	‥	‥	0.9	0	247	‥	0.3
72	パラグアイ	110	*101*	44	*82*	3.6	4.3	121	174	0.7	1.3

(注) データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照．斜字体の数値は表示された年以外のものである．

表 3. 対外経済指標（つづき）

		純バーター交易条件（1987＝100）		貿易（対 GDP 比，%）		純資金フロー総額（対 GNP 比，%）		純民間資本フロー（100万ドル）		援助（対 GNP 比，%）	
		1985	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1994
73	チュニジア	123	*91*	86	93	7.2	5.7	337	751	2.7	0.7
74	リトアニア	‥	‥	‥	108	‥	3.6	0	194	‥	1.1
75	コロンビア	124	80	32	35	2.9	2.7	688	3,741	0.3	0.2
76	ナミビア	‥	‥	142	*110*	‥	‥	‥	‥	0.0	4.7
77	ベラルーシ	‥	‥	‥	‥	‥	1.4	0	103	‥	0.5
78	ロシア連邦	‥	‥	‥	44	‥	0.5	2,817	1,116	‥	0.6
79	ラトビア	‥	‥	‥	91	‥	2.2	0	224	‥	0.9
80	ペルー	111	*83*	42	30	1.8	6.4	−67	3,532	1.0	0.8
81	コスタリカ	111	*92*	63	81	9.2	1.6	248	384	1.4	0.9
82	レバノン	105	*95*	‥	*70*	‥	11.3	70	1,153	‥	2.5
83	タイ	103	100	54	90	6.5	6.1	1,465	9,143	1.3	0.4
84	パナマ	104	*86*	‥	79	4.1	10.1	65	228	1.3	0.6
85	トルコ	82	*109*	17	45	3.0	0.8	660	2,000	1.4	0.1
86	ポーランド	95	*109*	59	53	5.5	5.6	2,265	5,058	0.0	2.0
87	エストニア	‥	‥	‥	160	‥	6.5	0	207	‥	1.1
88	スロバキア共和国	98	*86*	‥	124	‥	4.3	0	653	‥	0.6
89	ボツワナ	97	*152*	116	101	20.3	2.3	115	64	11.8	2.2
90	ベネズエラ	166	*82*	51	49	2.6	0.0	1,825	848	0.0	0.1
中所得上位国		110m	*95*m			‥	‥	‥	‥	0.1w	0.1w
91	南アフリカ	101	111	64	44	‥	‥	‥	‥	‥	0.2
92	クロアチア	‥	‥	‥	93	‥	1.9	0	346	‥	‥
93	メキシコ	145	*92*	24	48	4.8	8.7	8,181	13,068	0.0	0.1
94	モーリシャス	77	103	113	120	8.4	7.9	48	304	3.0	0.4
95	ガボン	154	*90*	96	101	−1.9	9.6	−93	−125	1.4	5.6
96	ブラジル	101	*101*	20	*15*	2.9	2.6	5,656	19,097	0.0	0.1
97	トリニダード・トバゴ	138	*86*	89	68	6.3	6.4	258	271	0.1	0.5
98	チェコ共和国	98	*86*	‥	108	0.0	9.2	0	5,596	0.0	0.4
99	マレーシア	114	*92*	113	194	8.7	14.7	1,913	11,924	0.6	0.1
100	ハンガリー	103	*97*	80	67	3.3	17.4	596	7,841	0.0	0.5
101	チリ	91	*94*	50	54	8.7	4.7	2,447	4,230	0.0	0.3
102	オマーン	182	*77*	100	*89*	3.3	1.3	33	126	3.1	1.0
103	ウルグアイ	91	*112*	36	*41*	5.3	1.8	479	217	0.1	0.5
104	サウジアラビア	175	*92*	101	*70*	‥	‥	‥	‥	0.0	0.0
105	アルゼンチン	123	*120*	12	*16*	4.6	4.1	3,475	7,204	0.0	0.1

106 スロベニア	..	..	..	113	..	4.0	0	838	..	..
107 ギリシャ	96	*111*	47	57	..	..	..	..	0.1	0.0
低・中位所得経済	111m	*93*m			2.9w	4.5w	51,702t	184,188t	1.0w	3.3w
サブサハラ・アフリカ	110m	*91*m			5.5w	8.3w	7,906t	9,128t	3.4w	16.3w
東アジア・太平洋	..	..			2.9w	7.8w	7,135t	84,137t	0.7w	1.1w
南アジア	109m	*94*m			3.0w	1.6w	1,238t	5,191t	2.4w	1.9w
ヨーロッパ・中央アジア	..	..			1.7w	3.8w	26,164t	30,059t	0.4w	0.9w
中東・北アフリカ	147m	*92*m			1.9w	0.4w	−1,040t	1,414t	1.1w	..w
ラテンアメリカ・カリブ地域	111m	*94*m			4.2w	4.3w	24,590t	54,261t	0.3w	1.7w
高所得経済	96m	*97*m			..	..	..	..		
108 韓国	94	102	74	67					0.2	0.0
109 ポルトガル	117	*92*	61	66					..	..
110 スペイン	82	114	34	47					..	..
111 ニュージーランド	90	108	62	62					..	..
112 アイルランド	96	90	108	136					..	..
113 †イスラエル	99	109	91	69					4.1	1.6
114 †クウェート	165	*88*	113	104					0.0	0.0
115 †アラブ首長国連邦	181	*93*	112	*139*					0.0	0.0
116 イギリス	104	102	52	57					..	..
117 オーストラリア	110	101	34	40					..	..
118 イタリア	84	*107*	47	49					..	..
119 カナダ	99	100	55	71					..	..
120 フィンランド	88	*95*	67	68					..	..
121 †香港	118	*87*	181	297					0.0	0.0
122 スウェーデン	92	*102*	61	77					..	..
123 オランダ	101	103	103	99					..	..
124 ベルギー	96[b]	101[b]	128	143					..	..
125 フランス	89	106	44	43					..	..
126 †シンガポール	108	89	423	..					0.1	0.0
127 オーストリア	92	*87*	76	77					..	..
128 アメリカ合衆国	101	102	21	24					..	..
129 ドイツ	84[c]	96	..	46					..	..
130 デンマーク	91	100	66	64					..	..
131 ノルウェー	142	95	81	71					..	..
132 日本	73	127	28	17					..	..
133 スイス	85	*60*	77	68					..	..
世界	..	..							..	..

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．エリトリアを含む．b．ルクセンブルクを含む．c．統一以前のデータはドイツ連邦共和国のもの．

表 4. 人口および労働力

		人口						労働力									
		合計(100万人)		年平均増加率(%)		15-64歳(100万人)		合計[a](100万人)		年平均増加率(%)		女子(%)		農業(%)		工業(%)	
		1980	1995	1980-90	1990-95	1980	1995	1980	1995	1980-90	1990-95	1980	1995	1980	1990	1980	1990
低所得経済		2,378t	3,180t	2.0w	1.7w	1,351t	1,934t	1,156t	1,575t	2.2w	1.7w	40w	41w	73w	69w	13w	15w
中国・インドを除く		709t	1,050t	2.7w	2.4w	371t	563t	317t	467t	2.6w	2.5w	40w	41w	72w	67w	10w	12w
1	モザンビーク	12	16	1.6	2.6	6	9	7	8	1.2	2.4	49	48	84	83	7	8
2	エチオピア	38	56	3.1	1.9	19	28	17	25	2.9	2.3	42	41	86	80	2	2
3	タンザニア	19	30	3.2	3.0	9	15	10	15	3.2	2.9	50	49	86	84	4	5
4	ブルンジ	4	6	2.8	2.6	2	3	2	3	2.6	2.7	50	49	93	92	2	3
5	マラウイ	6	10	3.3	2.7	3	5	3	5	3.0	2.5	51	49	88	95	5	5
6	チャド	4	6	2.4	2.5	2	3	2	3	2.1	2.5	43	44	88	81	3	4
7	ルワンダ	5	6	3.0	−1.7	3	4	3	4	3.2	2.0	49	49	93	92	3	3
8	シエラレオネ	3	4	2.1	1.0	2	2	1	2	1.8	2.0	36	36	70	67	14	15
9	ネパール	15	21	2.6	2.5	8	12	7	10	2.4	2.4	39	40	95	95	1	0
10	ニジェール	6	9	3.3	3.3	3	4	3	4	3.0	2.9	45	44	93	91	3	4
11	ブルキナファソ	7	10	2.6	2.8	4	5	4	5	2.0	2.1	48	47	92	92	3	2
12	マダガスカル	9	14	2.9	3.1	5	7	4	6	2.5	3.1	45	45	85	84	6	7
13	バングラデシュ	87	120	2.4	1.6	44	64	41	60	2.8	2.1	42	42	74	64	9	16
14	ウガンダ	13	19	2.4	3.2	6	9	7	9	2.2	2.7	48	48	89	93	4	5
15	ベトナム	54	73	2.1	2.1	28	43	26	37	2.7	1.9	48	49	73	72	13	14
16	ギニアビサオ	1	1	1.8	2.1	0	1	0	1	1.3	1.8	40	40	86	85	2	2
17	ハイチ	5	7	1.9	2.0	3	4	3	3	1.3	1.7	45	43	71	68	8	9
18	マリ	7	10	2.5	2.9	3	5	3	5	2.3	2.7	47	46	93	93	2	2
19	ナイジェリア	71	111	3.0	2.9	38	58	30	44	2.6	2.8	36	36	55	43	8	7
20	イエメン共和国	9	15	3.3	5.0	4	8	2	5	3.7	4.9	33	29	70	58	13	16
21	カンボジア	6	10	2.9	2.8	3	5	3	5	2.8	2.5	56	53	76	74	7	8
22	ケニア	17	27	3.4	2.7	8	14	8	13	3.6	2.7	46	46	83	80	6	7
23	モンゴル	2	2	2.9	2.1	1	1	1	1	3.1	2.9	46	46	40	32	21	22
24	トーゴ	3	4	3.0	3.0	1	2	1	2	2.6	2.8	39	40	69	66	10	10
25	ガンビア共和国	1	1	3.6	3.7	0	1	0	1	3.4	3.2	45	45	84	82	7	8
26	中央アフリカ共和国	2	3	2.4	2.2	··	2	1	2	1.7	1.8	48	47	85	80	3	3
27	インド	687	929	2.1	1.8	394	562	300	398	1.9	2.0	34	32	70	64	13	16
28	ラオス人民民主共和国	3	5	2.7	3.0	2	3	2	2	2.3	2.7	45	47	80	78	6	6
29	ベナン	3	5	3.1	2.9	2	3	2	2	2.7	2.5	47	48	67	62	7	8
30	ニカラグア	3	4	2.9	3.1	1	2	1	2	2.9	4.0	28	36	39	28	24	26
31	ガーナ	11	17	3.3	2.8	6	9	5	8	3.1	2.7	51	51	61	60	13	13
32	ザンビア	6	9	3.0	2.9	3	5	2	4	3.1	2.8	45	45	76	75	8	9

33	アンゴラ	7	11	2.7	3.1	4	5	3	5	2.1	2.8	47	46	76	75	8	8
34	グルジア	5	5	0.7	−0.2	3	4	3	3	0.4	−0.1	49	46	32	26	27	31
35	パキスタン	83	130	3.1	2.9	44	70	29	46	2.9	3.3	23	26	62	56	15	20
36	モーリタニア	2	2	2.6	2.5	1	1	1	1	2.0	2.7	45	44	72	55	7	10
37	アゼルバイジャン	6	8	1.5	1.0	4	5	3	3	1.0	1.7	47	44	35	31	28	29
38	ジンバブエ	7	11	3.3	2.4	3	6	3	5	3.6	2.2	44	44	74	69	12	8
39	ギニア	4	7	2.5	2.7	2	3	2	3	2.1	2.4	47	47	91	87	1	2
40	ホンジュラス	4	6	3.3	3.0	2	3	1	2	3.6	3.8	25	30	56	40	14	19
41	セネガル	6	8	2.9	2.7	3	4	3	4	2.6	2.7	42	42	81	76	6	7
42	中国	981	1,200	1.5	1.1	586	811	539	709	2.2	1.1	43	45	76	74	14	15
43	カメルーン	9	13	2.8	2.9	5	7	4	5	2.4	3.1	37	38	73	70	8	9
44	コートジボアール	8	14	3.8	3.1	4	7	3	5	3.1	2.3	32	33	65	60	8	10
45	アルバニア	3	3	2.1	−0.1	2	2	1	2	2.6	0.8	39	41	57	55	23	23
46	コンゴ	2	3	3.1	2.9	1	1	1	1	3.1	2.6	43	43	58	48	13	14
47	キルギス共和国	4	5	1.9	0.5	2	3	2	2	1.6	1.2	48	47	34	32	29	26
48	スリランカ	15	18	1.4	1.3	9	12	5	8	2.3	2.0	27	35	52	49	18	21
49	アルメニア	3	4	1.4	1.2	2	2	1	2	1.6	1.1	48	48	21	17	43	41
中所得経済		1,236t	1,591t	1.8w	1.4w	717t	981t	513t	688t	2.1w	1.8w	36w	38w	38w	32w	28w	27w
低位中所得		905t	1,153t	1.7w	1.4w	527t	712t	387t	507t	1.8w	1.7w	38w	40w	41w	36w	27w	27w
50	レソト	1	2	2.7	2.1	1	1	1	1	2.3	2.3	38	37	41	41	33	28
51	エジプト・アラブ共和国	41	58	2.5	2.0	23	34	14	21	2.5	2.7	26	29	61	43	17	23
52	ボリビア	5	7	2.0	2.4	3	4	2	3	2.6	2.6	33	37	53	47	18	18
53	マケドニア，旧ユーゴ	2	2	0.7	0.9	1	1	1	1	1.2	1.3	36	41	34	22	31	41
54	モルドバ	4	4	0.9	−0.1	3	3	2	2	0.2	0.2	50	49	43	33	26	30
55	ウズベキスタン	16	23	2.5	2.1	9	13	6	9	2.2	2.8	48	46	38	34	25	25
56	インドネシア	148	193	1.8	1.6	83	120	59	89	2.9	2.5	35	40	59	57	12	14
57	フィリピン	48	69	2.4	2.2	27	39	19	28	2.7	2.7	35	37	52	45	15	15
58	モロッコ	19	27	2.2	2.0	10	16	7	10	2.6	2.6	34	35	56	45	20	25
59	シリア・アラブ共和国	9	14	3.3	3.0	4	7	2	4	3.0	3.5	23	26	39	34	28	24
60	パプアニューギニア	3	4	2.2	2.3	2	2	2	2	2.1	2.3	42	42	83	79	6	7
61	ブルガリア	9	8	−0.2	−0.7	6	6	5	4	−0.4	−0.6	45	48	20	14	45	50
62	カザフスタン	15	17	1.2	−0.2	9	10	7	8	1.1	0.5	48	47	24	22	32	31
63	グアテマラ	7	11	2.8	2.9	4	6	2	4	2.9	3.5	22	26	54	52	19	17
64	エクアドル	8	11	2.5	2.2	4	7	3	4	3.5	3.2	20	26	40	33	20	19
65	ドミニカ共和国	6	8	2.2	1.9	3	5	2	3	3.1	2.6	25	29	32	25	24	29
66	ルーマニア	22	23	0.4	−0.4	14	15	11	11	−0.2	0.1	46	44	35	24	41	47
67	ジャマイカ	2	3	1.2	1.0	1	2	1	1	2.1	1.8	46	46	31	24	16	23
68	ヨルダン	2	4	3.7	5.7	1	2	1	1	4.9	5.3	15	21	24	21	32	32
69	アルジェリア	19	28	2.9	2.2	9	16	5	9	3.7	4.1	21	24	36	26	27	31
70	エルサルバドル	5	6	1.0	2.2	2	3	2	2	1.7	3.4	27	34	43	36	19	21
71	ウクライナ	50	52	0.4	−0.1	33	34	26	26	−0.1	−0.2	50	49	25	20	39	40
72	パラグアイ	3	5	3.0	2.7	2	3	1	2	2.9	2.9	27	29	45	39	20	23

（注） データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照.

表 4. 人口および労働力（つづき）

		人口						労働力									
		合計（100万人）		年平均増加率(%)		15-64歳（100万人）		合計[a]（100万人）		年平均増加率(%)		女子(%)		農業(%)		工業(%)	
		1980	1995	1980-90	1990-95	1980	1995	1980	1995	1980-90	1990-95	1980	1995	1980	1990	1980	1990
73	チュニジア	6	9	2.5	1.9	3	5	2	3	2.7	3.0	29	30	39	28	30	32
74	リトアニア	3	4	0.9	0.0	2	2	2	2	0.7	−0.2	50	48	28	18	38	40
75	コロンビア	28	37	1.9	1.8	16	23	9	16	3.9	2.7	26	37	39	25	20	22
76	ナミビア	1	2	2.7	2.7	1	1	0	1	2.3	2.5	40	41	56	49	15	15
77	ベラルーシ	10	10	0.6	0.2	6	7	5	5	0.5	0.2	50	49	26	20	38	40
78	ロシア連邦	139	148	0.6	0.0	95	99	76	77	0.2	0.0	49	49	16	14	44	42
79	ラトビア	3	3	0.5	−1.2	2	2	1	1	0.2	−1.1	51	50	16	16	42	40
80	ペルー	17	24	2.2	2.0	9	14	5	9	3.1	3.1	24	29	40	36	18	18
81	コスタリカ	2	3	2.8	2.3	1	2	1	1	3.8	2.5	21	30	35	26	23	27
82	レバノン	3	4	2.5	1.9	2	2	1	1	3.5	2.9	23	28	13	5	26	22
83	タイ	47	58	1.7	0.9	26	39	24	34	2.6	1.3	47	46	71	64	10	14
84	パナマ	2	3	2.1	1.7	1	2	1	1	3.1	2.4	30	34	29	26	19	16
85	トルコ	44	61	2.3	1.7	25	38	19	28	2.9	2.1	35	35	60	53	16	18
86	ポーランド	36	39	0.7	0.3	19	26	19	19	0.1	0.6	45	46	30	27	38	36
87	エストニア	1	1	0.6	−1.1	1	1	1	1	0.4	−0.8	51	49	15	14	43	41
88	スロバキア共和国	5	5	0.6	0.3	3	4	2	3	0.9	0.7	45	48	14	12	36	32
89	ボツワナ	1	1	3.5	2.5	0	1	0	1	3.4	2.5	50	46	64	46	10	20
90	ベネズエラ	15	22	2.6	2.3	8	13	5	8	3.5	3.0	27	33	15	12	28	28
中所得上位国		331t	438t	2.0w	1.7w	191t	269t	126t	182t	2.7w	2.0w	29w	34w	31w	21w	29w	27w
91	南アフリカ	29	41	2.4	2.2	16	24	11	16	2.7	2.4	35	37	17	14	35	32
92	クロアチア	5	5	0.4	0.0	3	3	2	2	0.3	0.1	40	43	24	15	32	32
93	メキシコ	67	92	2.3	1.9	35	54	22	36	3.5	2.8	27	31	37	28	29	24
94	モーリシャス	1	1	0.9	1.3	1	1	0	0	2.3	1.8	26	32	27	17	28	43
95	ガボン	1	1	3.0	2.8	0	1	0	1	2.1	1.9	45	44	76	61	14	19
96	ブラジル	121	159	2.0	1.5	71	101	48	71	3.2	1.6	28	35	37	23	24	23
97	トリニダード・トバゴ	1	1	1.3	0.8	1	1	0	1	1.2	1.8	32	36	11	11	39	31
98	チェコ共和国	10	10	0.1	−0.1	6	7	5	6	0.2	0.4	47	47	13	11	56	45
99	マレーシア	14	20	2.6	2.4	8	12	5	8	2.8	2.7	34	37	41	27	19	23
100	ハンガリー	11	10	−0.3	−0.3	7	7	5	5	−0.8	0.1	43	44	18	15	43	38
101	チリ	11	14	1.7	1.5	7	9	4	6	2.7	2.1	26	32	21	19	25	25
102	オマーン	1	2	3.9	6.0	1	1	0	1	3.4	5.1	7	14	50	48	22	26
103	ウルグアイ	3	3	0.6	0.6	2	2	1	1	1.6	1.0	31	40	17	14	28	27
104	サウジアラビア	9	19	5.2	3.7	5	10	3	6	6.5	3.2	8	13	45	20	16	20
105	アルゼンチン	28	35	1.5	1.3	17	21	11	14	1.3	2.0	28	31	13	12	34	32

106 スロベニア	2	2	0.5	−0.1	1	1	1	1	0.3	0.1	46	46	15	5	42	44
107 ギリシャ	10	10	0.5	0.6	6	7	4	4	1.2	0.9	28	36	31	23	29	28
低・中位所得経済	3,614t	4,771t	2.0w	1.6w	2,069t	2,916t	1,669t	2,263t	2.2w	1.7w	38w	40w	63w	58w	17w	18w
サブサハラ・アフリカ	381t	583t	3.0w	2.6w	196t	305t	173t	257t	2.7w	2.6w	42w	42w	72w	68w	9w	9w
東アジア・太平洋	1,360t	1,706t	1.6w	1.3w	796t	1,119t	704t	951t	2.3w	1.3w	43w	45w	73w	70w	14w	15w
南アジア	903t	1,243t	2.2w	1.9w	508t	732t	389t	532t	2.1w	2.1w	34w	33w	70w	64w	13w	16w
ヨーロッパ・中央アジア	437t	488t	0.9w	0.3w	277t	317t	219t	238t	0.6w	0.5w	46w	46w	27w	23w	37w	36w
中東・北アフリカ	175t	272t	3.1w	2.7w	91t	151t	54t	88t	3.2w	3.3w	24w	26w	48w	36w	21w	24w
ラテンアメリカ・カリブ地域	358t	478t	2.0w	1.7w	201t	293t	130t	197t	3.0w	2.3w	27w	33w	34w	25w	25w	24w
高所得経済	816t	902t	0.7w	0.7w	522t	605t	368t	432t	1.2w	0.9w	39w	42w	9w	5w	35w	31w
108 韓国	38	45	1.2	0.9	24	32	16	22	2.3	1.9	39	40	37	18	27	35
109 ポルトガル	10	10	0.1	0.1	6	7	5	5	0.4	0.5	39	43	26	18	36	34
110 スペイン	37	39	0.4	0.2	23	27	14	17	1.3	1.0	28	36	19	12	37	33
111 ニュージーランド	3	4	0.8	1.4	2	2	1	2	2.0	1.5	34	44	11	10	33	25
112 アイルランド	3	4	0.3	0.5	2	2	1	1	0.4	1.7	28	33	19	14	34	29
113 †イスラエル	4	6	1.8	3.5	2	3	1	2	2.3	3.5	34	40	6	4	32	29
114 †クウェート	1	2	4.4	−4.9	1	1	0	1	5.8	−1.6	13	27	2	1	32	25
115 †アラブ首長国連邦	1	2	5.7	5.8	1	1	1	1	5.1	3.9	5	13	4	7	37	24
116 イギリス	56	59	0.2	0.3	36	38	27	29	0.6	0.3	39	43	3	2	38	29
117 オーストラリア	15	18	1.5	1.1	10	12	7	9	2.3	1.4	37	43	6	5	32	26
118 イタリア	56	57	0.1	0.2	36	39	23	25	0.8	0.4	33	38	13	9	38	32
119 カナダ	25	30	1.2	1.3	17	20	12	15	1.9	1.0	40	45	7	3	33	25
120 フィンランド	5	5	0.4	0.5	3	3	2	3	0.6	0.1	46	48	12	8	35	31
121 †香港	5	6	1.2	1.6	3	4	2	3	1.6	1.3	34	37	1	1	50	37
122 スウェーデン	8	9	0.3	0.6	5	6	4	5	1.0	0.3	44	48	..	..	..	..
123 オランダ	14	15	0.6	0.7	9	11	6	7	2.0	0.6	31	40	6	5	31	26
124 ベルギー	10	10	0.1	0.4	6	7	4	4	0.2	0.5	34	40	3	3	35	28
125 フランス	54	58	0.5	0.5	34	38	24	26	0.4	0.8	40	44	8	5	35	29
126 †シンガポール	2	3	1.7	2.0	2	2	1	1	2.3	1.7	35	38	2	0	44	36
127 オーストリア	8	8	0.2	0.8	5	5	3	4	0.5	0.5	40	41	10	8	41	37
128 アメリカ合衆国	228	263	0.9	1.0	151	172	110	133	1.4	1.1	42	46	3	3	31	28
129 ドイツ	78	82	0.1	0.6	52	56	37	40	0.6	0.3	40	42	7	4	45	38
130 デンマーク	5	5	0.0	0.3	3	4	3	3	0.7	0.1	44	46	7	6	31	28
131 ノルウェー	4	4	0.4	0.5	3	3	2	2	0.9	0.7	40	46	8	6	29	25
132 日本	117	125	0.6	0.3	79	87	57	66	1.1	0.6	38	41	11	7	35	34
133 スイス	6	7	0.6	1.0	4	5	3	4	1.5	0.8	37	40	6	6	39	35
世界	4,429t	5,673t	1.7w	1.5w	2,590t	3,521t	2,037t	2,695t	2.0w	1.6w	38w	40w	53w	49w	20w	20w

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．労働力の推定値はILOの参加率を人口推定値に応用した．

表 5. 所得または消費の分配

		調査年度	ジニ係数	所得または消費のシェア（%）						
				最低10%	最低20%	第2五分位	第3五分位	第4五分位	最高20%	最高10%
低所得経済										
中国・インドを除く										
1	モザンビーク		..	..	..	..	..	..	..	..
2	エチオピア		..	..	..	..	..	..	..	..
3	タンザニア	1993[a,b]	38.1	2.9	6.9	10.9	15.3	21.5	45.4	30.2
4	ブルンジ		..	..	..	..	..	..	..	..
5	マラウイ		..	..	..	..	..	..	..	..
6	チャド		..	..	..	..	..	..	..	..
7	ルワンダ	1983-85[a,b]	28.9	4.2	9.7	13.2	16.5	21.6	39.1	24.2
8	シエラレオネ		..	..	..	..	..	..	..	..
9	ネパール	1995-96[a,b]	36.7	3.2	7.6	11.5	15.1	21.0	44.8	29.8
10	ニジェール	1992[a,b]	36.1	3.0	7.5	11.8	15.5	21.1	44.1	29.3
11	ブルキナファソ		..	..	..	..	..	..	..	..
12	マダガスカル	1993[a,b]	43.4	2.3	5.8	9.9	14.0	20.3	50.0	34.9
13	バングラデシュ	1992[a,b]	28.3	4.1	9.4	13.5	17.2	22.0	37.9	23.7
14	ウガンダ	1992-93[a,b]	40.8	3.0	6.8	10.3	14.4	20.4	48.1	33.4
15	ベトナム	1993[a,b]	35.7	3.5	7.8	11.4	15.4	21.4	44.0	29.0
16	ギニアビサオ	1991[a,b]	56.2	0.5	2.1	6.5	12.0	20.6	58.9	42.4
17	ハイチ		..	..	..	..	..	..	..	..
18	マリ		..	..	..	..	..	..	..	..
19	ナイジェリア	1992-93[a,b]	45.0	1.3	4.0	8.9	14.4	23.4	49.3	31.3
20	イエメン共和国		..	..	..	..	..	..	..	..
21	カンボジア		..	..	..	..	..	..	..	..
22	ケニア	1992[a,b]	57.5	1.2	3.4	6.7	10.7	17.0	62.1	47.7
23	モンゴル		..	..	..	..	..	..	..	..
24	トーゴ		..	..	..	..	..	..	..	..
25	ガンビア共和国		..	..	..	..	..	..	..	..
26	中央アフリカ共和国		..	..	..	..	..	..	..	..
27	インド	1992[a,b]	33.8	3.7	8.5	12.1	15.8	21.1	42.6	28.4
28	ラオス人民民主共和国	1992[a,b]	30.4	4.2	9.6	12.9	16.3	21.0	40.2	26.4
29	ベナン		..	..	..	..	..	..	..	..
30	ニカラグア	1993[a,b]	50.3	1.6	4.2	8.0	12.6	20.0	55.2	39.8
31	ガーナ	1992[a,b]	33.9	3.4	7.9	12.0	16.1	21.8	42.2	27.3
32	ザンビア	1993[a,b]	46.2	1.5	3.9	8.0	13.8	23.8	50.4	31.3

33	アンゴラ		..	..	..	..	..	..	..	..
34	グルジア		..	..	..	..	..	..	..	..
35	パキスタン	1991[a,b]	31.2	3.4	8.4	12.9	16.9	22.2	39.7	25.2
36	モーリタニア	1988[a,b]	42.4	0.7	3.6	10.6	16.2	23.0	46.5	30.4
37	アゼルバイジャン		..	..	..	..	..	..	..	..
38	ジンバブエ	1990[a,b]	56.8	1.8	4.0	6.3	10.0	17.4	62.3	46.9
39	ギニア	1991[a,b]	46.8	0.9	3.0	8.3	14.6	23.9	50.2	31.7
40	ホンジュラス	1992[c,d]	52.7	1.5	3.8	7.4	12.0	19.4	57.4	41.9
41	セネガル	1991[a,b]	54.1	1.4	3.5	7.0	11.6	19.3	58.6	42.8
42	中国	1995[c,d]	41.5	2.2	5.5	9.8	14.9	22.3	47.5	30.9
43	カメルーン		..	..	..	..	..	..	..	..
44	コートジボアール	1988[a,b]	36.9	2.8	6.8	11.2	15.8	22.2	44.1	28.5
45	アルバニア		..	..	..	..	..	..	..	..
46	コンゴ		..	..	..	..	..	..	..	..
47	キルギス共和国		..	..	..	..	..	..	..	..
48	スリランカ	1990[a,b]	30.1	3.8	8.9	13.1	16.9	21.7	39.3	25.2
49	アルメニア		..	..	..	..	..	..	..	..
中所得経済										
低位中所得										
50	レソト	1986-87[a,b]	56.0	0.9	2.8	6.5	11.2	19.4	60.1	43.4
51	エジプト・アラブ共和国	1991[a,b]	32.0	3.9	8.7	12.5	16.3	21.4	41.1	26.7
52	ボリビア	1990[c,d]	42.0	2.3	5.6	9.7	14.5	22.0	48.2	31.7
53	マケドニア，旧ユーゴ		..	..	..	..	..	..	..	..
54	モルドバ	1992[c,d]	34.4	2.7	6.9	11.9	16.7	23.1	41.5	25.8
55	ウズベキスタン		..	..	..	..	..	..	..	..
56	インドネシア	1993[a,b]	31.7	3.9	8.7	12.3	16.3	22.1	40.7	25.6
57	フィリピン	1988[a,b]	40.7	2.8	6.5	10.1	14.4	21.2	47.8	32.1
58	モロッコ	1990-91[a,b]	39.2	2.8	6.6	10.5	15.0	21.7	46.3	30.5
59	シリア・アラブ共和国		..	..	..	..	..	..	..	..
60	パプアニューギニア		..	..	..	..	..	..	..	..
61	ブルガリア	1992[c,d]	30.8	3.3	8.3	13.0	17.0	22.3	39.3	24.7
62	カザフスタン	1993[c,d]	32.7	3.1	7.5	12.3	16.9	22.9	40.4	24.9
63	グアテマラ	1989[c,d]	59.6	0.6	2.1	5.8	10.5	18.6	63.0	46.6
64	エクアドル	1994[a,b]	46.6	2.3	5.4	8.9	13.2	19.9	52.6	37.6
65	ドミニカ共和国	1989[c,d]	50.5	1.6	4.2	7.9	12.5	19.7	55.7	39.6
66	ルーマニア	1992[c,d]	25.5	3.8	9.2	14.4	18.4	23.2	34.8	20.2
67	ジャマイカ	1991[a,b]	41.1	2.4	5.8	10.2	14.9	21.6	47.5	31.9
68	ヨルダン	1991[a,b]	43.4	2.4	5.9	9.8	13.9	20.3	50.1	34.7
69	アルジェリア	1988[a,b]	38.7	2.8	6.9	11.0	15.1	20.9	46.1	31.5
70	エルサルバドル		..	..	..	..	..	..	..	..
71	ウクライナ	1992[c,d]	25.7	4.1	9.5	14.1	18.1	22.9	35.4	20.8
72	パラグアイ		..	..	..	..	..	..	..	..

(注) データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照.

表 5. 所得または消費の分配（つづき）

		調査年度	ジニ係数	所得または消費のシェア（%）						
				最低10%	最低20%	第2五分位	第3五分位	第4五分位	最高20%	最高10%
73	チュニジア	1990[a,b]	40.2	2.3	5.9	10.4	15.3	22.1	46.3	30.7
74	リトアニア	1993[c,d]	33.6	3.4	8.1	12.3	16.2	21.3	42.1	28.0
75	コロンビア	1991[c,d]	51.3	1.3	3.6	7.6	12.6	20.4	55.8	39.5
76	ナミビア		..	..	..	..	..	..	..	..
77	ベラルーシ	1993[c,d]	21.6	4.9	11.1	15.3	18.5	22.2	32.9	19.4
78	ロシア連邦	1993[a,b]	49.6	1.2	3.7	8.5	13.5	20.4	53.8	38.7
79	ラトビア	1993[c,d]	27.0	4.3	9.6	13.6	17.5	22.6	36.7	22.1
80	ペルー	1994[a,b]	44.9	1.9	4.9	9.2	14.1	21.4	50.4	34.3
81	コスタリカ	1989[c,d]	46.1	1.2	4.0	9.1	14.3	21.9	50.7	34.1
82	レバノン		..	..	..	..	..	..	..	..
83	タイ	1992[a,b]	46.2	2.5	5.6	8.7	13.0	20.0	52.7	37.1
84	パナマ	1989[c,d]	56.6	0.5	2.0	6.3	11.6	20.3	59.8	42.2
85	トルコ		..	..	..	..	..	..	..	..
86	ポーランド	1992[a,b]	27.2	4.0	9.3	13.8	17.7	22.6	36.6	22.1
87	エストニア	1993[c,d]	39.5	2.4	6.6	10.7	15.1	21.4	46.3	31.3
88	スロバキア共和国	1992[c,d]	19.5	5.1	11.9	15.8	18.8	22.2	31.4	18.2
89	ボツワナ		..	..	..	..	..	..	..	..
90	ベネズエラ	1990[c,d]	53.8	1.4	3.6	7.1	11.7	19.3	58.4	42.7
中所得上位国										
91	南アフリカ	1993[a,b]	58.4	1.4	3.3	5.8	9.8	17.7	63.3	47.3
92	クロアチア		..	..	..	..	..	..	..	..
93	メキシコ	1992[a,b]	50.3	1.6	4.1	7.8	12.5	20.2	55.3	39.2
94	モーリシャス		..	..	..	..	..	..	..	..
95	ガボン		..	..	..	..	..	..	..	..
96	ブラジル	1989[c,d]	63.4	0.7	2.1	4.9	8.9	16.8	67.5	51.3
97	トリニダード・トバゴ		..	..	..	..	..	..	..	..
98	チェコ共和国	1993[c,d]	26.6	4.6	10.5	13.9	16.9	21.3	37.4	23.5
99	マレーシア	1989[c,d]	48.4	1.9	4.6	8.3	13.0	20.4	53.7	37.9
100	ハンガリー	1993[a,b]	27.0	4.0	9.5	14.0	17.6	22.3	36.6	22.6
101	チリ	1994[c,d]	56.5	1.4	3.5	6.6	10.9	18.1	61.0	46.1
102	オマーン		..	..	..	..	..	..	..	..
103	ウルグアイ		..	..	..	..	..	..	..	..
104	サウジアラビア		..	..	..	..	..	..	..	..
105	アルゼンチン		..	..	..	..	..	..	..	..

106 スロベニア	1993[c,d]	28.2	4.1	9.5	13.5	17.1	21.9	37.9	23.8
107 ギリシャ		..	..	..	..	..	..	..	..
低・中位所得経済									
サブサハラ・アフリカ									
東アジア・太平洋									
南アジア									
ヨーロッパ・中央アジア									
中東・北アフリカ									
ラテンアメリカ・カリブ地域									
高所得経済									
108 韓国		..	..	..	..	..	..	..	..
109 ポルトガル		..	..	..	..	..	..	..	..
110 スペイン	1988[e,f]	..	..	8.3	13.7	18.1	23.4	36.6	21.8
111 ニュージーランド	1981-82[e,f]	..	..	5.1	10.8	16.2	23.2	44.7	28.7
112 アイルランド		..	..	..	..	..	..	..	..
113 †イスラエル	1979[e,f]	..	..	6.0	12.1	17.8	24.5	39.6	23.5
114 †クウェート		..	..	..	..	..	..	..	..
115 †アラブ首長国連邦		..	..	..	..	..	..	..	..
116 イギリス	1988[e,f]	..	..	4.6	10.0	16.8	24.3	44.3	27.8
117 オーストラリア	1985[e,f]	..	..	4.4	11.1	17.5	24.8	42.2	25.8
118 イタリア	1986[e,f]	..	..	6.8	12.0	16.7	23.5	41.0	25.3
119 カナダ	1987[e,f]	..	..	5.7	11.8	17.7	24.6	40.2	24.1
120 フィンランド	1981[e,f]	..	..	6.3	12.1	18.4	25.5	37.6	21.7
121 †香港	1980[e,f]	..	..	5.4	10.8	15.2	21.6	47.0	31.3
122 スウェーデン	1981[e,f]	..	..	8.0	13.2	17.4	24.5	36.9	20.8
123 オランダ	1988[e,f]	..	..	8.2	13.1	18.1	23.7	36.9	21.9
124 ベルギー	1978-79[e,f]	..	..	7.9	13.7	18.6	23.8	36.0	21.5
125 フランス	1989[e,f]	..	..	5.6	11.8	17.2	23.5	41.9	26.1
126 †シンガポール	1982-83[e,f]	..	..	5.1	9.9	14.6	21.4	48.9	33.5
127 オーストリア		..	..	..	..	..	..	..	..
128 アメリカ合衆国	1985[e,f]	..	..	4.7	11.0	17.4	25.0	41.9	25.0
129 ドイツ	1988[e,f]	..	..	7.0	11.8	17.1	23.9	40.3	24.4
130 デンマーク	1981[e,f]	..	..	5.4	12.0	18.4	25.6	38.6	22.3
131 ノルウェー	1979[e,f]	..	..	6.2	12.8	18.9	25.3	36.7	21.2
132 日本	1979[e,f]	..	..	8.7	13.2	17.5	23.1	37.5	22.4
133 スイス	1982[e,f]	..	..	5.2	11.7	16.4	22.1	44.6	29.8
世界									

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．個人の百分位による支出シェアを指す．b．1人当たり支出額による順位．c．個人の百分位による所得シェアを指す．d．1人当たり所得による順位．e．家計の百分位による所得シェアを指す．f．家計所得による順位．

表 6. 保　　健

		アクセス可能な総人口の比率						乳児死亡率（出生1000人当たり）		栄養失調の蔓延率（5歳以下，%）	避妊普及率（%）	合計特殊出生率		妊産婦死亡率（出生10万人当たり）
		ヘルスケア		安全な水		衛生								
		1980	1993	1980	1994-95	1980	1994-95	1980	1995	1989-95	1989-95	1980	1995	1989-95
低所得経済								98w	69w			4.3w	3.2w	
中国・インドを除く								116w	89w			6.3w	5.0w	
1	モザンビーク	‥	‥	*9*	28	*10*	23	145	113	‥	‥	6.5	6.2	1,512[a]
2	エチオピア	‥	*55*	*4*	*27*	‥	*10*	155	112	47	4	6.6	7.0	1,528[a]
3	タンザニア	*72*	*93*	‥	*49*	‥	*86*	104	82	28	10	6.7	5.8	748[a]
4	ブルンジ	‥	*80*	‥	*58*	‥	*48*	121	98	‥	‥	6.8	6.5	1,327[a]
5	マラウイ	*40*	‥	‥	54	‥	63	169	133	27	13	7.6	6.6	620[b]
6	チャド	‥	*26*	‥	29	‥	32	147	117	‥	‥	5.9	5.9	1,594[a]
7	ルワンダ	‥	‥	‥	‥	‥	‥	128	133	28	21	8.3	6.2	1,512[a]
8	シエラレオネ	*26*	‥	‥	‥	*13*	‥	190	179	23	‥	6.5	6.5	‥
9	ネパール	*10*	‥	*11*	48	*0*	*6*	132	91	70	‥	6.4	5.3	515[c]
10	ニジェール	‥	*30*	‥	57	‥	15	150	119	‥	4	7.4	7.4	593[b]
11	ブルキナファソ	‥	‥	*35*	‥	*5*	14	121	99	‥	8	7.5	6.7	939[a]
12	マダガスカル	‥	‥	‥	32	‥	17	138	89	32	17	6.5	5.8	‥
13	バングラデシュ	*80*	*74*	‥	83	‥	30	132	79	84	40	6.1	3.5	887[a]
14	ウガンダ	‥	‥	‥	*42*	‥	60	116	98	23	15	7.2	6.7	506[c]
15	ベトナム	*75*	‥	‥	38	‥	21	57	41	45	‥	5.0	3.1	105[d]
16	ギニアビサオ	*30*	‥	*24*	*27*	‥	20	168	136	‥	‥	6.0	6.0	‥
17	ハイチ	‥	‥	‥	28	‥	24	123	72	27	18	5.9	4.4	600[b]
18	マリ	20	‥	‥	44	‥	44	184	123	‥	‥	7.1	6.8	1,249[a]
19	ナイジェリア	*40*	*67*	‥	43	‥	*63*	99	80	43	6	6.9	5.5	‥
20	イエメン共和国	*16*	‥	‥	*52*	‥	*51*	141	100	30	‥	7.9	7.4	1,471[a]
21	カンボジア	‥	‥	‥	*13*	‥	‥	201	108	‥	‥	4.7	4.7	‥
22	ケニア	‥	‥	‥	*49*	‥	*43*	72	58	23	27	7.8	4.7	‥
23	モンゴル	*90*	‥	‥	‥	‥	‥	82	55	10	‥	5.4	3.4	‥
24	トーゴ	‥	‥	‥	67	‥	20	110	88	‥	‥	6.6	6.4	626[a]
25	ガンビア共和国	*90*	‥	*42*	61	‥	34	159	126	‥	‥	6.5	5.3	‥
26	中央アフリカ共和国	‥	‥	*16*	‥	‥	‥	117	98	‥	‥	5.8	5.1	649
27	インド	*50*	‥	‥	63	‥	29	116	68	63	43	5.0	3.2	437[d]
28	ラオス人民民主共和国	‥	‥	‥	41	‥	30	127	90	40	‥	6.7	6.5	‥
29	ベナン	‥	*42*	‥	*70*	‥	*22*	122	95	36	‥	6.5	6.0	‥
30	ニカラグア	‥	‥	‥	*57*	‥	‥	90	46	12	44	6.2	4.1	‥
31	ガーナ	‥	*25*	‥	56	‥	*29*	100	73	27	20	6.5	5.1	742[a]
32	ザンビア	‥	‥	‥	47	‥	42	90	109	27	15	7.0	5.7	‥

33	アンゴラ	*70*	*24*	‥	32	‥	16	153	124	20	‥	6.9	6.9	‥
34	グルジア	‥	‥	‥	‥	‥	‥	25	18	‥	‥	2.3	*2.2*	55[d]
35	パキスタン	*65*	*85*	*38*	60	*16*	30	124	90	40	14	7.0	5.2	‥
36	モーリタニア	‥	‥	‥	*41*	‥	*64*	120	96	‥	‥	6.3	5.2	‥
37	アゼルバイジャン	‥	‥	‥	‥	‥	‥	30	25	‥	‥	3.2	2.3	29[d]
38	ジンバブエ	*55*	‥	‥	*74*	*5*	*58*	82	55	16	‥	6.8	3.8	‥
39	ギニア	‥	*45*	‥	49	*12*	6	161	128	18	‥	6.1	6.5	880[d]
40	ホンジュラス	‥	‥	‥	70	‥	68	70	45	19	47	6.5	4.6	‥
41	セネガル	‥	*40*	‥	‥	‥	‥	91	62	20	7	6.7	5.7	‥
42	中国	‥	‥	‥	*83*	‥	‥	42	34	17	*83*	2.5	1.9	115[e]
43	カメルーン	*20*	‥	‥	*41*	‥	*40*	94	56	14	16	6.5	5.7	‥
44	コートジボアール	‥	‥	*20*	*82*	*17*	54	108	86	‥	11	7.4	5.3	887[a]
45	アルバニア	*100*	‥	*92*	‥	‥	*100*	47	30	‥	‥	3.6	2.6	23[d]
46	コンゴ	‥	‥	‥	*60*	‥	*9*	89	90	‥	‥	6.2	6.0	822[a]
47	キルギス共和国	‥	‥	‥	*75*	‥	*53*	43	30	‥	‥	4.1	3.3	80[d]
48	スリランカ	*90*	‥	‥	57	‥	66	34	16	38	‥	3.5	2.3	30[d]
49	アルメニア	‥	‥	‥	‥	‥	‥	26	16	‥	‥	2.3	1.8	35[d]
中所得経済								65w	39w			3.8w	3.0w	
低位中所得								68w	41w			3.7w	3.0w	
50	レソト	‥	‥	*18*	57	*12*	35	108	76	21	23	5.6	4.6	598[a]
51	エジプト・アラブ共和国	*100*	*99*	*90*	*84*	*70*	‥	120	56	9	48	5.1	3.4	‥
52	ボリビア	‥	‥	‥	60	‥	*44*	118	69	13	45	5.5	4.5	373[b]
53	マケドニア，旧ユーゴ	‥	‥	‥	‥	‥	‥	54	23	‥	‥	2.5	2.2	12[d]
54	モルドバ	‥	‥	‥	‥	‥	*50*	35	22	‥	‥	2.4	2.0	34[d]
55	ウズベキスタン	‥	‥	‥	‥	‥	*18*	47	30	‥	‥	4.8	3.7	43[d]
56	インドネシア	‥	‥	‥	63	‥	*55*	90	51	39	55	4.3	2.7	390
57	フィリピン	‥	‥	‥	84	‥	75	52	39	30	40	4.8	3.7	208[b]
58	モロッコ	‥	*62*	*32*	*59*	*50*	*63*	99	55	9	50	5.4	3.4	372[c]
59	シリア・アラブ共和国	‥	*99*	*71*	87	*45*	*78*	56	32	‥	‥	7.4	4.8	179[d]
60	パプアニューギニア	‥	‥	‥	*31*	‥	26	67	64	‥	‥	5.7	4.8	‥
61	ブルガリア	‥	‥	*96*	‥	‥	*99*	20	15	‥	‥	2.1	1.2	20[d]
62	カザフスタン	‥	‥	‥	‥	‥	‥	33	27	‥	‥	2.9	2.3	53[d]
63	グアテマラ	‥	‥	‥	*64*	‥	*71*	75	44	‥	32	6.2	4.7	464[a]
64	エクアドル	‥	‥	‥	70	‥	64	67	36	45	57	5.0	3.2	‥
65	ドミニカ共和国	‥	‥	‥	79	‥	85	76	37	10	56	4.2	2.9	‥
66	ルーマニア	‥	‥	*77*	‥	*50*	*49*	29	23	‥	57	2.4	1.4	48[d]
67	ジャマイカ	‥	‥	‥	*70*	‥	*74*	21	13	10	55	3.7	2.4	‥
68	ヨルダン	‥	*90*	*89*	89	*76*	30	41	31	17	‥	6.8	4.8	132[a]
69	アルジェリア	‥	‥	*77*	‥	‥	‥	98	34	9	51	6.7	3.5	140[d]
70	エルサルバドル	‥	‥	‥	62	‥	73	81	36	22	53	5.3	3.7	‥
71	ウクライナ	‥	‥	‥	*97*	*50*	*49*	17	15	‥	‥	2.0	1.5	33[d]
72	パラグアイ	‥	‥	‥	‥	‥	*30*	50	41	4	48	4.8	4.0	180[d]

（注） データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照．斜字体の数値は表示された年以外のものである．

表 6. 保　　健（つづき）

		アクセス可能な総人口の比率						乳児死亡率（出生1000人当たり）		栄養失調の蔓延率（5歳以下，%）	避妊普及率（%）	合計特殊出生率		妊産婦死亡率（出生10万人当たり）
		ヘルスケア		安全な水		衛生								
		1980	1993	1980	1994-95	1980	1994-95	1980	1995	1989-95	1989-95	1980	1995	1989-95
73	チュニジア	*95*	*90*	*72*	*86*	*46*	*72*	71	39	..	..	5.2	2.9	138[a]
74	リトアニア	..	..	..	..	..	..	20	14	..	..	2.0	1.5	16[d]
75	コロンビア	88	..	..	96	..	70	45	26	10	72	3.8	2.8	107[a]
76	ナミビア	..	..	..	*57*	..	*36*	90	62	..	29	5.9	5.0	518
77	ベラルーシ	..	..	..	..	*50*	*100*	16	13	..	..	2.0	1.4	25[d]
78	ロシア連邦	..	..	..	..	..	..	22	18	..	..	1.9	1.4	52[d]
79	ラトビア	..	..	..	..	..	..	20	16	..	..	2.0	1.3	..
80	ペルー	..	..	..	60	..	47	81	47	16	55	4.5	3.1	..
81	コスタリカ	..	..	..	100	..	99	20	13	2	..	3.7	2.8	..
82	レバノン	..	..	*92*	..	*59*	..	48	32	..	..	4.0	2.8	..
83	タイ	*30*	*59*	..	*81*	..	*87*	49	35	13	..	3.5	1.8	..
84	パナマ	..	..	..	82	..	87	32	23	7	..	3.7	2.7	..
85	トルコ	..	..	*67*	*92*	..	*94*	109	48	..	..	4.3	2.7	183[c]
86	ポーランド	*100*	..	*67*	..	*50*	*100*	21	14	..	..	2.3	1.6	10[d]
87	エストニア	..	..	..	..	..	..	17	14	..	..	2.0	1.3	41[d]
88	スロバキア共和国	..	..	..	..	*43*	*51*	21	11	..	..	2.3	1.5	8[d]
89	ボツワナ	..	..	..	*70*	..	*55*	69	56	..	..	6.7	4.4	220[a]
90	ベネズエラ	..	..	..	88	..	*55*	36	23	6	..	4.1	3.1	200[d]
中所得上位国								57w	35w			3.9w	2.9w	
91	南アフリカ	..	..	..	..	..	46	67	50	..	..	4.9	3.9	404[a]
92	クロアチア	..	..	..	*96*	..	*68*	21	16	..	..	*1.9*	1.5	10[d]
93	メキシコ	51	..	..	87	..	70	51	33	..	..	4.5	3.0	..
94	モーリシャス	*100*	*99*	..	*100*	..	*100*	32	16	..	75	2.7	2.2	112[d]
95	ガボン	..	..	..	*67*	..	*76*	116	89	..	..	4.5	5.2	483[a]
96	ブラジル	..	..	..	*92*	..	*73*	70	44	18	..	3.9	2.4	200[d]
97	トリニダード・トバゴ	..	..	..	*82*	..	*56*	35	13	..	..	3.3	2.1	..
98	チェコ共和国	..	..	..	..	..	..	16	8	..	69	2.1	1.3	12[d]
99	マレーシア	..	*88*	..	*90*	*75*	*94*	30	12	23	..	4.2	3.4	34[f]
100	ハンガリー	..	..	..	..	..	*94*	23	11	..	..	1.9	1.6	10[d]
101	チリ	..	..	..	96	..	71	32	12	1	..	2.8	2.3	..
102	オマーン	*75*	*89*	*15*	56	..	72	41	18	..	9	9.9	7.0	..
103	ウルグアイ	..	..	..	*83*	..	*82*	37	18	..	..	2.7	2.2	..
104	サウジアラビア	*85*	*98*	*91*	*93*	*76*	*86*	65	21	..	..	7.3	6.2	18[d]
105	アルゼンチン	..	..	..	*64*	..	*89*	35	22	..	..	3.3	2.7	140[d]

106	スロベニア	‥	‥	‥	‥	‥	*90*	15	7	‥	‥	2.1	1.3	5[d]
107	ギリシャ	‥	‥	‥	‥	‥	*96*	18	8	‥	‥	2.2	1.4	‥
低・中位所得経済								87w	60w			4.1w	3.1w	
	サブサハラ・アフリカ							114w	92w			6.7w	5.7w	
	東アジア・太平洋							56w	40w			3.1w	2.2w	
	南アジア							120w	75w			5.3w	3.5w	
	ヨーロッパ・中央アジア							40w	26w			2.5w	2.0w	
	中東・北アフリカ							97w	54w			6.1w	4.2w	
	ラテンアメリカ・カリブ地域							60w	37w			4.1w	2.8w	
高所得経済								13w	7w			1.9w	1.7w	
108	韓国	‥	*100*	‥	*89*	‥	*100*	26	10	‥	‥	2.6	1.8	30[d]
109	ポルトガル	‥	‥	*57*	‥	‥	*100*	24	7	‥	‥	2.2	1.4	21
110	スペイン	‥	‥	*98*	*99*	*95*	*97*	12	7	‥	‥	2.2	1.2	‥
111	ニュージーランド	‥	*100*	*87*	‥	‥	‥	13	7	‥	‥	2.1	2.1	‥
112	アイルランド	‥	‥	‥	‥	‥	*100*	11	6	‥	60	3.2	1.9	‥
113	†イスラエル	‥	‥	‥	*99*	‥	*70*	15	8	‥	‥	3.2	2.4	‥
114	†クウェート	*100*	‥	*100*	‥	*100*	‥	27	11	‥	‥	5.3	3.0	18[d]
115	†アラブ首長国連邦	*96*	*90*	*100*	*98*	*75*	*95*	55	16	‥	‥	5.4	3.6	20[a]
116	イギリス	‥	‥	‥	*100*	‥	*96*	12	6	‥	‥	1.9	1.7	‥
117	オーストラリア	*99*	‥	*99*	*95*	*99*	*90*	11	6	‥	‥	1.9	1.9	‥
118	イタリア	‥	‥	*99*	‥	*99*	*100*	15	7	‥	‥	1.6	1.2	‥
119	カナダ	‥	‥	*97*	*100*	*60*	*85*	10	6	‥	‥	1.7	1.7	‥
120	フィンランド	‥	‥	‥	*100*	*100*	*100*	8	5	‥	‥	1.6	1.8	‥
121	†香港	‥	‥	‥	‥	‥	‥	11	5	‥	‥	2.0	1.2	‥
122	スウェーデン	‥	‥	‥	‥	*85*	*100*	7	4	‥	‥	1.7	1.7	‥
123	オランダ	‥	‥	*100*	*100*	*100*	*100*	9	6	‥	‥	1.6	1.6	‥
124	ベルギー	‥	‥	‥	‥	*99*	*100*	12	8	‥	‥	1.7	1.6	‥
125	フランス	‥	‥	‥	*100*	*85*	*96*	10	6	‥	‥	1.9	1.7	‥
126	†シンガポール	‥	‥	*100*	*100*	‥	*100*	12	4	14	‥	1.7	1.7	‥
127	オーストリア	‥	‥	*100*	‥	*85*	*100*	14	6	‥	‥	1.6	1.5	‥
128	アメリカ合衆国	‥	‥	‥	*90*	*98*	*85*	13	8	‥	‥	1.8	2.1	‥
129	ドイツ	‥	‥	‥	‥	‥	*100*	12	6	‥	‥	1.6	1.2	‥
130	デンマーク	‥	‥	*100*	*100*	*100*	*100*	8	6	‥	‥	1.5	1.8	‥
131	ノルウェー	‥	‥	‥	*100*	*100*	*100*	8	5	‥	‥	1.7	1.9	‥
132	日本	‥	*100*	‥	*95*	‥	*85*	8	4	3	‥	1.8	1.5	6[d]
133	スイス	‥	‥	‥	*100*	*85*	*100*	9	6	‥	‥	1.6	1.5	‥
世界								80w	55w			3.7w	2.9w	

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．UNICEF/WHOの推定．b．サンプル調査を用いた間接的な推定に基づく．c．サンプル調査に基づく．d．公式推計．e．30省を対象とした調査に基づく．f．市民登録に基づく．

表 7. 教　　育

		年齢層に占める就学者数の比率（%）										同世代コーホートが小学4年に進学する比率				成人非識字率（%）	
		初等教育				中等教育				高等教育							
		女子		男子		女子		男子				女子		男子		女子	男子
		1980	1993	1980	1993	1980	1993	1980	1993	1980	1993	1980	1990	1980	1990	1995	1995
低所得経済		81w	98w	104w	112w	26w	41w	42w	‥	3w	‥					45w	24w
中国・インドを除く		64w	‥	85w	‥	14w	‥	25w	‥	3w	‥					55w	37w
1	モザンビーク	84	51	114	69	3	6	8	9	0	*0*	‥	54	‥	60	77	42
2	エチオピア[a]	23	*19*	44	*27*	6	*11*	11	*12*	0	*1*	48	56	42	56	75	55
3	タンザニア	86	69	99	71	2	5	4	6	‥	‥	89	90	90	89	43	21
4	ブルンジ	21	63	32	76	2	5	4	9	1	*1*	83	79	83	79	78	51
5	マラウイ	48	*77*	72	*84*	2	*3*	5	*6*	1	*1*	55	68	62	73	58	28
6	チャド	‥	30	‥	62	‥	‥	‥	‥	‥	*1*	‥	65	‥	74	65	38
7	ルワンダ	60	*76*	66	*78*	3	*9*	4	*11*	0	‥	74	76	73	73	48	30
8	シエラレオネ	43	‥	61	‥	8	‥	20	‥	1	‥	‥	‥	‥	‥	82	55
9	ネパール	49	*87*	117	129	9	*23*	33	*46*	3	*6*	‥	‥	‥	‥	86	59
10	ニジェール	18	*21*	33	*35*	3	*4*	7	*9*	0	*1*	79	‥	82	‥	93	79
11	ブルキナファソ	14	*30*	23	*47*	2	*6*	4	*11*	0	‥	79	90	79	86	91	71
12	マダガスカル	133	72	139	75	‥	14	‥	14	3	*4*	‥	72	‥	68	‥	‥
13	バングラデシュ	46	105	76	128	9	12	26	26	3	‥	30	46	29	44	74	51
14	ウガンダ	43	83	56	99	3	10	7	17	1	1	‥	‥	‥	‥	50	26
15	ベトナム	106	‥	111	‥	40	‥	44	‥	2	2	67	‥	71	‥	9	4
16	ギニアビサオ	43	‥	94	‥	2	2	10	10	‥	‥	47	‥	63	‥	58	32
17	ハイチ	70	‥	82	‥	13	‥	14	‥	1	‥	64	60	63	60	58	52
18	マリ	19	24	34	38	5	6	12	12	1	‥	77	84	73	87	77	61
19	ナイジェリア	104	*82*	135	*105*	14	*27*	27	*32*	2	‥	‥	76	‥	74	53	33
20	イエメン共和国	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
21	カンボジア	‥	*46*	‥	*48*	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	*47*	*20*
22	ケニア	110	91	120	92	16	*23*	23	*28*	1	‥	85	78	84	76	30	14
23	モンゴル	107	‥	107	‥	97	*87*	85	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
24	トーゴ	91	81	146	122	16	12	51	34	2	*3*	84	82	90	87	63	33
25	ガンビア共和国	35	61	67	84	7	*13*	16	*25*	‥	‥	‥	‥	‥	‥	75	47
26	中央アフリカ共和国	51	‥	92	*92*	7	‥	21	‥	1	*2*	‥	‥	‥	‥	48	32
27	インド	67	91	98	113	20	‥	39	‥	5	‥	52	‥	57	‥	62	35
28	ラオス人民民主共和国	104	*92*	123	*123*	16	*19*	25	*31*	0	*2*	31	‥	31	‥	56	31
29	ベナン	41	*44*	87	*88*	9	*7*	24	*17*	2	‥	73	58	77	58	74	51
30	ニカラグア	102	105	96	101	45	44	39	39	13	*9*	55	62	51	55	33	35
31	ガーナ	71	*70*	89	*83*	31	*28*	51	*44*	2	‥	82	‥	87	‥	47	24
32	ザンビア	83	99	97	109	11	‥	22	‥	2	‥	‥	‥	‥	‥	29	14

33	アンゴラ	..	..	..	..	..	..	..	..	0	1	..	37	..	49	..	..
34	グルジア	..	..	..	..	..	..	..	..	30	..	..	..	..	..	..	..
35	パキスタン	27	49	51	80	8	..	20	..	..	..	41	45	53	55	76	50
36	モーリタニア	26	62	47	76	4	11	17	19	..	*4*	86	83	96	82	74	50
37	アゼルバイジャン	..	*87*	..	*91*	..	*88*	..	*89*	25	*26*	..	..	..	..	..	..
38	ジンバブエ	..	114	..	123	..	40	..	51	1	6	..	..	..	..	20	10
39	ギニア	25	30	48	61	10	*6*	24	*17*	5	..	..	78	..	81	78	50
40	ホンジュラス	99	*112*	98	*111*	31	*37*	29	*29*	8	*9*	..	..	..	..	27	27
41	セネガル	37	*50*	56	*67*	7	*11*	15	*21*	3	3	90	..	93	..	77	57
42	中国	103	116	121	120	37	51	54	60	1	4	..	..	..	..	27	10
43	カメルーン	89	..	107	..	13	..	24	..	2	2	81	..	81	..	48	25
44	コートジボアール	63	58	95	80	12	*17*	27	*33*	3	..	91	82	94	85	70	50
45	アルバニア	111	97	116	95	63	..	70	..	8	10	96	..	97	..	..	..
46	コンゴ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	91	..	91	..	33	17
47	キルギス共和国	..	..	..	..	..	..	..	..	28	*21*	..	..	..	..	..	..
48	スリランカ	100	105	105	106	57	78	52	71	3	6	..	96	..	95	13	7
49	アルメニア	..	93	..	87	..	90	..	80	30	*49*	..	..	..	..	..	..
中所得経済		99w	101w	106w	105w	48w	62w	53w	64w	21w	20w					23w	14w
低位中所得		97w	101w	106w	106w	50w	61w	56w	65w	24w	22w					..	..
50	レソト	120	105	85	90	21	31	14	21	2	2	77	85	61	75	38	19
51	エジプト・アラブ共和国	61	89	84	105	39	69	61	81	16	*17*	83	..	75	..	61	36
52	ボリビア	81	..	92	..	32	..	42	..	16	*23*	50	..	52	..	24	10
53	マケドニア，旧ユーゴ	..	87	..	88	..	*55*	..	*53*	28	16	..	..	..	..	..	..
54	モルドバ	..	*77*	..	*78*	..	*72*	..	*67*	29	35	..	..	..	..	..	..
55	ウズベキスタン	..	79	..	80	..	92	..	96	30	33	..	..	..	..	..	..
56	インドネシア	100	*112*	115	*116*	23	*39*	35	*48*	..	*10*	..	..	..	..	22	10
57	フィリピン	112	..	113	..	69	..	61	..	24	26	..	82	..	78	6	5
58	モロッコ	63	*60*	102	*85*	20	*29*	32	*40*	6	10	89	81	90	83	69	43
59	シリア・アラブ共和国	88	99	111	111	35	42	57	52	17	*18*	91	96	94	97	44	14
60	パプアニューギニア	51	*67*	66	*80*	8	*10*	15	15	2	..	..	70	..	72	37	19
61	ブルガリア	98	84	98	87	84	70	85	66	16	23	95	91	98	93	..	..
62	カザフスタン	..	86	..	86	..	91	..	89	34	42	..	..	..	..	..	..
63	グアテマラ	65	*78*	77	*89*	17	23	20	25	8	..	56	..	66	..	51	38
64	エクアドル	116	*122*	119	*124*	53	*56*	53	*54*	35	..	76	..	78	..	12	8
65	ドミニカ共和国	..	*99*	..	*95*	..	43	..	30	..	..	..	..	..	..	18	18
66	ルーマニア	101	*86*	102	*87*	69	*82*	73	*83*	12	*12*	..	94	..	93	..	..
67	ジャマイカ	104	*108*	103	*109*	71	*70*	63	*62*	7	*6*	..	100	..	98	11	19
68	ヨルダン	102	*95*	105	*94*	73	*54*	79	*52*	27	*19*	95	97	95	99	21	7
69	アルジェリア	81	*96*	108	*111*	26	*55*	40	*66*	6	*11*	91	95	92	96	51	26
70	エルサルバドル	75	*80*	75	*79*	23	*30*	26	*27*	4	*15*	55	..	52	..	30	27
71	ウクライナ	..	*87*	..	*87*	..	*95*	..	65	42	46	..	..	..	..	..	..
72	パラグアイ	101	110	107	114	..	38	..	36	8	10	..	78	..	79	9	7

（注） データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照．斜字体の数値は表示された年以外のものである．

表 7. 教　　育（つづき）

		年齢層に占める就学者数の比率（%）										同世代コーホートが小学4年に進学する比率				成人非識字率（%）	
		初等教育				中等教育				高等教育							
		女子		男子		女子		男子				女子		男子		女子	男子
		1980	1993	1980	1993	1980	1993	1980	1993	1980	1993	1980	1990	1980	1990	1995	1995
73	チュニジア	88	113	118	123	20	49	34	55	5	11	90	93	94	95	45	21
74	リトアニア	..	*90*	..	*95*	..	*79*	..	*76*	49	39	..	..	..	..	..	..
75	コロンビア	126	120	123	118	41	*68*	40	*57*	9	*10*	46	74	42	72	9	9
76	ナミビア	..	*138*	..	*134*	..	*61*	..	*49*	..	*3*	..	64	..	65	..	..
77	ベラルーシ	..	*95*	..	*96*	..	*96*	..	*89*	39	44	..	..	..	..	..	..
78	ロシア連邦	102	107	102	107	97	91	95	84	46	45	..	..	..	..	..	..
79	ラトビア	..	*82*	..	*83*	..	*90*	..	*84*	45	39	..	..	..	..	..	..
80	ペルー	111	..	117	..	54	..	63	..	17	*40*	83	..	85	..	17	6
81	コスタリカ	104	105	106	106	51	49	44	45	21	*30*	84	91	80	90	5	5
82	レバノン	..	*114*	..	*117*	..	*78*	..	*73*	30	*29*	..	..	..	..	10	5
83	タイ	97	*97*	100	*98*	28	*37*	30	*38*	13	*19*	..	..	..	..	8	4
84	パナマ	105	..	108	..	65	65	58	..	21	*23*	88	88	87	85	10	9
85	トルコ	90	*98*	102	*107*	24	*48*	44	*74*	5	*16*	..	98	..	98	28	8
86	ポーランド	99	97	100	98	80	87	75	82	18	26	..	..	..	..	..	..
87	エストニア	..	*83*	..	*84*	..	*96*	..	*87*	43	38	..	..	..	..	..	..
88	スロバキア共和国	..	*101*	..	*101*	..	*90*	..	*87*	..	*17*	..	..	..	..	..	..
89	ボツワナ	100	*120*	83	*113*	20	*55*	17	*49*	1	*3*	98	94	91	92	40	20
90	ベネズエラ	..	97	..	95	25	41	18	29	21	29	..	..	..	..	10	8
中所得上位国		103w	..	106w	..	43w	..	43w	..	13w	16w					14w	12w
91	南アフリカ	..	110	..	111	..	84	..	71	..	*13*	..	..	..	..	18	18
92	クロアチア	..	..	..	..	..	86	..	80	..	27	..	..	..	..	..	..
93	メキシコ	121	110	122	114	46	58	51	57	14	14	*63*	..	*85*	..	13	8
94	モーリシャス	91	106	94	107	49	60	51	58	1	*4*	97	98	97	99	21	13
95	ガボン	..	*136*	..	*132*	..	..	..	..	..	*3*	79	80	82	82	47	26
96	ブラジル	97	..	101	..	36	..	31	..	11	12	..	..	..	..	17	17
97	トリニダード・トバゴ	100	94	98	94	..	78	..	74	4	8	89	97	83	96	3	1
98	チェコ共和国	..	*100*	..	*99*	..	*88*	..	*85*	18	16	..	..	..	..	..	..
99	マレーシア	92	93	93	93	46	61	50	56	4	..	..	99	..	98	22	11
100	ハンガリー	97	95	96	95	67	82	72	79	14	17	96	97	96	97	..	..
101	チリ	108	98	110	99	56	67	49	65	12	27	81	95	78	95	5	5
102	オマーン	36	82	69	87	6	57	19	64	..	*5*	..	..	..	..	..	..
103	ウルグアイ	107	108	107	109	62	..	61	..	17	30	99	98	93	98	2	3
104	サウジアラビア	49	*73*	74	*78*	23	*43*	36	*54*	7	*14*	90	..	81	..	50	29
105	アルゼンチン	106	*107*	106	*108*	..	*75*	..	*70*	22	*41*	76	..	73	..	4	4

106	スロベニア	‥	*97*	‥	*97*	‥	*90*	‥	*88*	‥	*28*	‥	‥	‥	‥	‥	‥
107	ギリシャ	103	‥	103	‥	77	‥	85	‥	17	‥	98	‥	98	‥	‥	‥
低・中位所得経済		87w	99w	105w	110w	33w	49w	45w	‥	8w	‥					39w	21w
	サブサハラ・アフリカ	68w	65w	90w	78w	10w	22w	20w	27w	1w	‥					54w	35w
	東アジア・太平洋	102w	116w	118w	120w	36w	51w	51w	60w	3w	5w					24w	9w
	南アジア	61w	87w	91w	110w	18w	35w	36w	‥	5w	‥					64w	37w
	ヨーロッパ・中央アジア	‥	97w	‥	97w	‥	90w	‥	81w	31w	32w					‥	‥
	中東・北アフリカ	74w	91w	98w	103w	32w	51w	52w	65w	11w	14w					50w	28w
	ラテンアメリカ・カリブ地域	105w	‥	108w	‥	41w	‥	40w	‥	14w	15w					14w	12w
高所得経済		103w	103w	103w	103w	‥	98w	‥	97w	35w	56w					‥	‥
108	韓国	111	102	109	100	74	92	82	93	15	48	96	100	96	100	b	b
109	ポルトガル	123	*118*	124	*122*	40	‥	34	‥	11	*23*	‥	‥	‥	‥	‥	‥
110	スペイン	109	105	110	104	89	120	85	107	23	*41*	94	95	92	94	‥	‥
111	ニュージーランド	111	101	111	102	84	104	82	103	27	58	‥	99	‥	98	b	b
112	アイルランド	100	*103*	100	*103*	95	*110*	85	*101*	18	*34*	100	99	97	98	b	b
113	†イスラエル	‥	*96*	‥	*95*	‥	*91*	‥	*84*	29	*35*	‥	97	‥	98	‥	‥
114	†クウェート	100	‥	105	‥	76	‥	84	‥	11	‥	‥	‥	‥	‥	25	18
115	†アラブ首長国連邦	88	108	90	112	49	94	55	84	3	11	‥	93	‥	94	20	21
116	イギリス	103	113	103	112	85	94	82	91	19	37	‥	‥	‥	‥	b	b
117	オーストラリア	110	107	112	108	72	86	70	83	25	42	97	100	94	98	b	b
118	イタリア	100	99	100	98	70	82	73	81	27	37	‥	‥	‥	‥	b	b
119	カナダ	99	*104*	99	*106*	89	*103*	87	*104*	52	*103*	97	98	94	95	b	b
120	フィンランド	96	100	97	100	105	130	94	110	32	63	99	98	99	98	b	b
121	†香港	106	‥	107	‥	65	‥	63	‥	10	*21*	‥	‥	‥	‥	12	4
122	スウェーデン	97	100	96	100	93	100	83	99	31	*38*	*100*	‥	*99*	‥	b	b
123	オランダ	101	*99*	99	*96*	90	*120*	95	*126*	29	*45*	100	‥	97	‥	b	b
124	ベルギー	103	*100*	104	*99*	92	*104*	90	*103*	26	‥	81	‥	78	‥	b	b
125	フランス	110	105	112	107	92	107	77	104	25	50	‥	‥	‥	‥	b	b
126	†シンガポール	106	‥	109	‥	59	‥	56	‥	8	‥	*100*	100	*99*	100	14	4
127	オーストリア	98	103	99	103	87	104	98	109	22	43	97	99	92	97	b	b
128	アメリカ合衆国	100	106	101	107	‥	97	‥	98	56	81	‥	‥	‥	‥	b	b
129	ドイツ[c]	‥	*98*	‥	*97*	‥	*100*	‥	*101*	‥	36	98	99	96	97	b	b
130	デンマーク	95	*98*	96	*97*	104	*115*	105	*112*	28	*41*	‥	‥	‥	‥	b	b
131	ノルウェー	100	99	100	99	96	114	92	118	26	54	‥	‥	‥	‥	b	b
132	日本	101	102	101	102	94	*97*	92	*95*	31	*30*	100	100	100	100	b	b
133	スイス	‥	102	‥	100	‥	89	‥	93	18	31	94	‥	92	‥	b	b
世界		90w	99w	104w	109w	39w	57w	50w	‥	13w	‥					‥	‥

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．1980年のデータはエリトリアを含む．b．UNESCOによれば非識字率は5％以下．c．1990年以前のデータはドイツ連邦共和国のもの．

表 8. 商業エネルギー利用

		エネルギー消費（石油換算）							エネルギー消費に占めるエネルギー輸入（ネット，%）		CO_2の排出量[a]			
		合計（1000t）		1人当たり（kg）		年平均増加率（%）	1kg当たり GDP（1987年ドル）				合計（100万 t）		1人当たり（t）	
		1980	1994	1980	1994	1980-94	1980	1994	1980	1994	1980	1992	1980	1992
低所得経済		587,124t	1,154,712t	248w	369w	4.4w	0.9w	1.1w			2,063t	*3,880*t	0.9w	*1.3*w
中国・インドを除く		80,087t	137,034t	114w	134w	2.3w	‥	2.6w			223t	443t	0.3w	*0.5*w
1	モザンビーク	1,123	619	93	40	−2.5	1.4	3.3	−15	74	3	1	0.3	0.1
2	エチオピア	624	1,193	17	22	5.2	‥	6.9	91	87	2	3	0.0	0.1
3	タンザニア	1,023	975	55	34	0.7	‥	4.5	92	*83*	*2*	*2*	0.1	0.1
4	ブルンジ	58	143	14	23	6.8	13.9	8.3	98	97	0	0	0.0	0.0
5	マラウイ	334	370	54	39	1.5	3.2	3.4	70	59	1	1	0.1	0.1
6	チャド	93	100	21	16	0.6	6.2	10.9	100	100	0	0	0.0	0.0
7	ルワンダ	190	209	37	34	−0.4	9.3	4.9	85	78	0	0	0.0	0.1
8	シエラレオネ	310	323	96	77	0.5	2.3	2.4	100	100	1	0	0.2	0.1
9	ネパール	174	582	12	28	8.7	12.5	7.3	91	88	1	1	0.0	0.1
10	ニジェール	210	327	38	37	2.1	12.1	7.3	93	83	1	1	0.1	0.1
11	ブルキナファソ	144	160	21	16	1.1	11.2	16.0	100	100	0	1	0.1	0.1
12	マダガスカル	391	479	45	36	1.7	6.7	5.6	90	83	2	1	0.2	0.1
13	バングラデシュ	2,809	7,566	32	64	7.7	4.5	3.1	60	28	8	17	0.1	0.2
14	ウガンダ	320	*425*	25	23	1.3	‥	22.6	52	58	1	1	0.1	0.1
15	ベトナム	4,024	*7,267*	75	*101*	3.1	‥	*7.5*	32	−55	17	22	0.3	*0.3*
16	ギニアビサオ	31	39	38	37	2.1	3.8	5.8	100	100	0	0	0.2	0.2
17	ハイチ	240	200	45	29	1.2	9.5	7.9	77	93	1	1	0.1	0.1
18	マリ	164	205	25	22	1.8	11.2	11.5	87	80	0	0	0.1	0.0
19	ナイジェリア	9,879	17,503	139	162	3.8	3.1	2.2	−968	−484	68	97	1.0	0.9
20	イエメン共和国	1,364	3,044	160	*206*	4.1	‥	‥	100	*−463*	3	*10*	0.4	0.7
21	カンボジア	393	512	60	52	2.2	‥	2.4	97	96	0	0	0.0	0.1
22	ケニア	1,991	2,872	120	110	3.1	3.1	3.3	95	83	6	5	0.4	0.2
23	モンゴル	1,943	2,550	1,168	1,058	2.0	1.2	1.2	38	15	7	9	4.0	4.0
24	トーゴ	195	183	75	46	1.8	6.3	*6.9*	99	*100*	1	1	*0.2*	*0.2*
25	ガンビア共和国	53	60	83	56	0.9	3.5	4.9	100	100	0	0	0.2	0.2
26	中央アフリカ共和国	59	93	26	29	2.7	16.2	12.1	71	76	0	0	0.0	0.1
27	インド	93,907	226,638	137	248	6.6	1.9	1.6	21	21	350	769	0.5	0.9
28	ラオス人民民主共和国	107	182	33	38	2.6	‥	9.1	−121	−18	0	0	0.1	0.1
29	ベナン	149	107	43	20	−3.5	8.3	18.0	93	−194	0	1	0.1	0.1
30	ニカラグア	756	1,273	270	300	3.3	5.1	2.7	83	63	2	2	0.7	0.6
31	ガーナ	1,303	1,542	121	93	2.5	3.6	4.4	57	66	2	4	0.2	0.2
32	ザンビア	1,685	*1,296*	294	149	−2.6	1.3	1.8	32	31	4	2	0.6	0.3

33	アンゴラ	937	931	133	89	0.3	‥	7.0	−722	−2,576	5	5	0.8	0.5
34	グルジア	‥	3,325	‥	614	‥	‥	0.7	‥	85	‥	14	‥	2.5
35	パキスタン	11,698	32,133	142	254	7.4	1.8	1.5	38	40	32	72	0.4	0.6
36	モーリタニア	214	229	138	103	0.5	3.8	4.8	100	100	1	3	0.4	1.4
37	アゼルバイジャン	15,001	16,274	2,433	2,182	−2.7	‥	0.2	1	1	‥	64	‥	8.7
38	ジンバブエ	2,797	4,722	399	438	3.9	1.5	*1.4*	28	*24*	10	*19*	1.4	*1.8*
39	ギニア	356	418	80	65	1.3	‥	6.1	89	86	1	1	0.2	0.2
40	ホンジュラス	843	1,173	230	204	2.1	4.2	4.4	76	82	2	3	0.6	0.6
41	セネガル	875	803	158	97	−0.1	4.2	6.3	100	100	3	3	0.5	0.4
42	中国	413,130	791,040	421	664	5.0	0.3	0.7	−4	−1	1,489	2,668	1.5	2.3
43	カメルーン	774	1,335	89	103	2.6	10.0	6.9	−269	−333	4	2	0.4	0.2
44	コートジボアール	1,435	1,406	175	103	1.4	6.8	6.8	87	70	5	6	0.6	0.5
45	アルバニア	3,058	1,093	1,145	341	−4.8	0.6	2.4	0	3	7	4	2.8	1.2
46	コンゴ	262	847	157	331	3.7	5.7	2.8	−1,193	−1,013	0	4	0.2	1.6
47	キルギス共和国	‥	2,755	‥	616	‥	‥	0.9	‥	47	‥	15	‥	3.4
48	スリランカ	1,411	1,728	96	97	1.9	3.4	5.1	91	80	3	5	0.2	0.3
49	アルメニア	1,071	1,441	346	384	1.6	4.3	1.4	‥	79	‥	4	‥	1.1
中所得経済		1,873,142t	*2,313,337*t	1,537w	*1,475*w	−1.7w	‥	‥			2,831t	7,221t	2.9w	4.8w
低位中所得		1,448,776t	1,647,009t	*1,632*w	*1,449*w	−3.0w	‥	‥			1,664t	*5,565*t	2.6w	*5.1*w
50	レソト	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	0	‥	0.0
51	エジプト・アラブ共和国	15,176	34,071	371	600	5.7	1.6	1.2	−120	−79	45	84	1.1	1.5
52	ボリビア	1,713	2,698	320	373	1.6	2.7	2.1	−107	−61	5	7	0.8	1.0
53	マケドニア，旧ユーゴ	‥	2,686	‥	1,279	‥	‥	‥	‥	44	‥	4	‥	2.0
54	モルドバ	‥	4,763	‥	1,095	‥	‥	‥	‥	99	0	14	0.0	3.3
55	ウズベキスタン	‥	*41,825*	‥	*1,869*	‥	‥	*0.3*	‥	0	‥	123	‥	5.7
56	インドネシア	25,028	69,740	169	366	8.3	2.1	1.8	−275	−120	95	185	0.6	1.0
57	フィリピン	13,406	21,199	277	316	3.5	2.4	1.9	79	71	37	50	0.8	0.8
58	モロッコ	4,927	8,509	254	327	4.1	3.1	2.9	87	95	16	27	0.8	1.1
59	シリア・アラブ共和国	5,343	13,675	614	997	6.1	1.9	1.2	−78	−130	19	42	2.2	3.3
60	パプアニューギニア	705	990	228	236	2.4	3.9	4.8	89	−150	2	2	0.6	0.6
61	ブルガリア	28,476	20,568	3,213	2,438	−2.7	0.7	1.0	74	56	75	54	8.4	6.4
62	カザフスタン	76,799	56,664	5,153	3,371	−2.3	‥	0.3	0	−25	‥	298	‥	17.6
63	グアテマラ	1,443	2,165	209	210	3.2	5.0	4.3	84	74	4	6	0.6	0.6
64	エクアドル	4,209	6,345	529	565	2.7	2.3	2.2	−156	−231	13	19	1.7	1.8
65	ドミニカ共和国	2,083	2,591	366	337	1.4	2.0	2.5	93	94	6	10	1.1	1.4
66	ルーマニア	63,846	39,387	2,876	1,733	−3.1	0.5	0.7	19	27	191	122	8.6	5.4
67	ジャマイカ	2,169	2,703	1,017	1,083	2.3	1.3	1.5	99	100	8	8	4.0	3.3
68	ヨルダン	1,710	4,306	784	1,067	5.2	‥	1.5	100	96	5	11	2.2	3.0
69	アルジェリア	12,078	24,834	647	906	4.9	4.1	2.6	−452	−318	66	79	3.5	3.0
70	エルサルバドル	1,000	2,032	220	370	4.0	4.5	2.6	63	70	2	4	0.5	0.7
71	ウクライナ	108,290	165,132	2,164	*3,180*	−1.4	‥	*0.4*	−1	48	‥	611	‥	11.7
72	パラグアイ	550	1,402	175	299	6.9	6.0	3.5	88	−123	1	3	0.5	0.6

（注） データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照．斜字体の数値は表示された年以外のものである．

表 8. 商業エネルギー利用（つづき）

		エネルギー消費（石油換算）							エネルギー消費に占めるエネルギー輸入（ネット，%）		CO_2の排出量[a]			
		合計（1000t）		1人当たり（kg）		年平均増加率(%)	1kg当たりGDP（1987年ドル）				合計（100万t）		1人当たり（t）	
		1980	1994	1980	1994	1980-94	1980	1994	1980	1994	1980	1992	1980	1992
73	チュニジア	‥	*7,555*	‥	595	‥	‥	*0.8*	‥	*70*	‥	22	‥	5.9
74	リトアニア	13,972	22,470	501	2,030	3.5	2.1	2.1	7	−99	39	61	1.4	1.8
75	コロンビア	‥	‥	‥	622	‥	‥	‥	‥	‥	‥	0	‥	0.0
76	ナミビア	2,385	24,772	247	‥	*13.4*	‥	0.8	−8	88	‥	102	‥	9.9
77	ベラルーシ	750,240	595,440	5,397	2,392	−2.6	0.6	0.5	0	−53	‥	2,103	‥	14.1
78	ロシア連邦	‥	3,997	‥	4,014	‥	‥	1.2	‥	90	‥	15	‥	5.6
79	ラトビア	8,139	8,555	471	1,569	*−0.2*	2.5	2.7	−36	0	24	22	1.4	1.0
80	ペルー	1,292	1,843	566	367	3.5	3.1	3.4	86	67	2	4	1.1	1.2
81	コスタリカ	2,376	3,790	840	558	2.3	‥	‥	97	98	6	11	2.2	2.9
82	レバノン	12,093	44,395	259	964	13.4	2.8	2.2	96	61	40	112	0.9	2.0
83	タイ	1,376	1,597	703	769	1.2	3.2	3.9	97	*87*	4	4	1.9	*1.7*
84	パナマ	31,314	57,580	705	618	4.4	1.9	1.8	45	53	76	145	1.7	2.5
85	トルコ	*124,500*	92,537	3,499	957	−2.0	0.5	*0.7*	3	−2	460	*342*	*12.9*	8.9
86	ポーランド	‥	5,560	‥	2,401	‥	‥	0.7	‥	39	0	21	0.3	13.5
87	エストニア	‥	17,343	‥	3,709	‥	‥	0.9	‥	72	‥	37	‥	7.0
88	スロバキア共和国	35,011	46,300	2,354	3,243	*2.3*	1.3	1.2	−280	−269	90	116	6.0	5.7
89	ボツワナ	424,366	666,328	1,282	387	2.6	2.3	1.7	‥	‥	1,167	1,656	3.7	4.0
90	ベネズエラ	384	*549*	426	2,186	2.6	2.1	*4.7*	32	55	1	*2*	*1.1*	*1.6*
中所得上位国		*424,366*t	666,328t	1,282w	*1,544*w	2.6w	2.3w	*1.7*w			*1,167*t	1,656t	3.7w	*4.0*w
91	南アフリカ	60,511	86,995	2,074	2,146	2.1	1.2	1.0	−14	−35	213	290	7.3	7.5
92	クロアチア	‥	6,667	‥	1,395	‥	‥	‥	‥	43	‥	16	‥	3.4
93	メキシコ	97,434	140,840	1,464	1,561	2.6	1.3	1.2	−49	−48	260	333	3.9	3.8
94	モーリシャス	339	431	351	387	2.8	3.7	6.3	94	92	1	1	0.6	1.3
95	ガボン	759	692	1,098	652	−0.4	5.0	5.5	−1,106	−2,212	5	6	6.9	5.5
96	ブラジル	72,141	112,795	595	718	3.9	3.4	2.8	65	39	184	217	1.5	1.4
97	トリニダード・トバゴ	3,863	*6,935*	*3,570*	*5,436*	2.9	1.5	0.7	−240	−87	17	21	15.4	16.5
98	チェコ共和国	29,394	39,982	2,873	3,868	45.2	‥	0.8	−29	7	‥	136	‥	13.1
99	マレーシア	9,522	33,410	692	1,699	10.0	2.4	1.7	−58	−71	28	70	2.0	3.8
100	ハンガリー	28,322	24,450	2,645	2,383	−0.9	0.8	1.0	49	47	82	60	7.7	5.8
101	チリ	7,743	14,155	695	1,012	5.0	2.3	2.3	50	68	27	35	2.4	2.6
102	オマーン	1,346	5,018	1,223	2,392	9.1	2.9	2.4	−1,024	−787	6	10	5.3	5.3
103	ウルグアイ	2,208	*1,971*	758	*622*	3.2	3.4	*4.6*	89	*67*	6	*5*	2.0	*1.6*
104	サウジアラビア	35,496	83,772	3,787	4,566	5.5	2.7	1.1	−1,361	−463	131	221	14.0	13.1
105	アルゼンチン	39,669	51,405	1,411	1,504	1.6	2.8	2.7	8	−18	107	117	3.8	3.5

106 スロベニア	‥	5,195	‥	2,612	‥	‥	‥	‥	51	‥	6	‥	2.8
107 ギリシャ	15,973	23,560	1,656	2,260	3.3	2.8	2.2	77	62	51	74	5.3	7.2
低・中位所得経済	2,460,266t	*3,468,049*t	686w	*739*w	−0.1w	1.4w	*1.1*w			4,893t	*11,101*t	1.5w	2.4w
サブサハラ・アフリカ	94,721t	*133,471*t	249w	*237*w	1.2w	2.2w	*2.0*w			353t	*472*t	0.9w	*0.9*w
東アジア・太平洋	514,066t	1,000,586t	378w	*593*w	4.8w	0.7w	0.9w			1,846t	*3,378*t	1.4w	*2.1*w
南アジア	110,906t	271,293t	123w	*222*w	6.4w	2.0w	*1.7*w			395t	866t	0.4w	0.7w
ヨーロッパ・中央アジア	1,279,071t	1,288,624t	3,105w	2,647w	−4.6w	‥	0.6w			944t	4,506t	‥	9.3w
中東・北アフリカ	143,540t	323,064t	825w	*1,220*w	4.8w	3.2w	*1.7*w			500t	*849*t	2.9w	*3.4*w
ラテンアメリカ・カリブ地域	317,962t	*451,011*t	*888*w	*960*w	2.9w	*2.3*w	2.0w			*855*t	1,029t	2.4w	*2.3*w
高所得経済	3,789,479t	4,543,482t	4,644w	*5,066*w	1.9w	2.9w	*3.4*w			9,877t	*10,246*t	*12.4*w	*11.9*w
108 韓国	41,426	132,538	1,087	2,982	9.5	1.8	1.8	77	86	126	290	3.3	6.6
109 ポルトガル	10,291	18,090	1,054	1,827	4.7	3.5	2.8	86	88	27	47	2.8	4.8
110 スペイン	68,692	96,200	1,837	2,458	2.8	3.6	3.6	77	69	200	223	5.4	5.7
111 ニュージーランド	9,202	15,070	2,956	4,245	4.1	3.4	2.8	39	15	18	26	5.7	7.6
112 アイルランド	8,485	11,200	2,495	3,137	2.2	3.1	3.9	78	68	25	31	7.4	8.7
113 †イスラエル	8,616	14,624	2,222	2,717	4.9	3.4	3.7	98	96	21	42	5.4	8.1
114 †クウェート	9,500	13,968	6,909	8,622	0.3	2.7	2.0	−739	−693	25	16	18.0	11.2
115 †アラブ首長国連邦	8,558	25,137	8,205	*10,531*	6.3	3.6	‥	−996	*−454*	*36*	*71*	34.8	33.9
116 イギリス	201,200	220,270	3,572	3,772	0.8	2.8	3.5	2	*−10*	588	566	10.4	*9.8*
117 オーストラリア	70,399	95,280	4,792	5,341	2.3	2.4	2.6	−22	−83	203	268	13.8	15.3
118 イタリア	139,190	154,600	2,466	2,707	1.4	4.8	5.5	86	81	372	408	6.6	7.2
119 カナダ	193,170	229,730	7,854	7,854	1.5	1.7	2.0	−7	−47	430	410	17.5	14.4
120 フィンランド	24,998	30,520	5,230	5,997	1.7	2.9	3.0	72	58	55	41	11.5	8.2
121 †香港	5,628	13,243	1,117	2,185	6.4	5.3	5.3	100	100	16	29	3.3	5.0
122 スウェーデン	40,992	50,250	4,933	5,723	1.3	3.4	3.3	61	38	71	57	8.6	6.6
123 オランダ	65,106	70,440	4,601	4,580	1.3	3.0	3.7	−10	7	153	139	10.8	9.2
124 ベルギー	46,122	51,790	4,684	5,120	1.5	2.8	3.2	83	78	128	102	13.0	10.1
125 フランス	190,660	234,160	3,539	4,042	2.0	4.1	4.4	75	95	484	362	9.0	6.3
126 †シンガポール	6,049	23,743	2,651	8,103	9.9	2.2	1.6	100	100	30	50	13.2	17.7
127 オーストリア	23,449	26,500	3,105	3,301	1.6	4.6	5.4	67	66	52	57	6.9	7.2
128 アメリカ合衆国	1,801,000	2,037,980	7,908	7,819	1.6	2.1	2.6	14	19	4,623	4,881	20.3	*19.1*
129 ドイツ	359,170	336,490	4,587	4,128	−0.1	‥	‥	49	58	1,068	878	13.6	10.9
130 デンマーク	19,488	20,700	3,804	3,977	0.8	4.4	5.5	97	28	63	54	12.3	10.4
131 ノルウェー	18,865	23,060	4,611	5,318	1.6	3.9	4.6	−195	−638	40	60	9.8	14.1
132 日本	347,120	481,850	2,972	3,856	2.8	5.5	6.2	88	81	934	1,093	8.0	8.8
133 スイス	20,840	25,380	3,298	3,629	1.7	7.3	7.4	66	57	41	44	6.5	6.4
世界	6,249,745t	*8,011,531*t	*1,419*w	*1,433*w	1.0w	2.3w	2.4w			14,770t	21,347t	3.6w	4.0w

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．工業生産活動による．

表 9. 土地利用および都市化

	土地利用（全土地面積比，%）						都市人口			1990年の人口100万人以上の都市集積部人口比（%）			
	耕作地		恒久的牧草地		その他		対全人口比（%）		年平均増加率（%）	都市		合計	
	1980	1994	1980	1994	1980	1994	1980	1995	1980-95	1980	1995	1980	1995
低所得経済	12w	12w	31w	32w	57w	55w	21w	29w	4.0w	32w	34w	7w	10w
中国・インドを除く	8w	8w	32w	32w	60w	60w	21w	28w	4.6w	28w	31w	6w	9w
1 モザンビーク	4	4	56	56	40	40	13	38	8.5	48	36	6	14
2 エチオピア	‥	11	‥	20	‥	69	11	13	4.5	30	29	3	4
3 タンザニア	3	4	40	40	57	56	15	24	6.7	30	24	5	6
4 ブルンジ	46	46	39	39	15	15	4	8	6.8	0	0	0	0
5 マラウイ	14	18	20	20	66	62	9	13	6.0	0	0	0	0
6 チャド	3	3	36	36	62	62	19	21	3.4	0	0	0	0
7 ルワンダ	41	47	28	28	30	24	5	8	4.7	0	0	0	0
8 シエラレオネ	7	8	31	31	62	62	25	39	4.9	0	0	0	0
9 ネパール	17	17	14	15	69	68	7	14	7.8	0	0	0	0
10 ニジェール	3	3	8	8	90	89	13	23	7.2	0	0	0	0
11 ブルキナファソ	10	13	22	22	68	65	9	27	11.3	0	0	0	0
12 マダガスカル	5	5	41	41	54	53	18	27	5.7	0	0	0	0
13 バングラデシュ	70	74	5	5	25	21	11	18	5.6	46	47	5	9
14 ウガンダ	28	34	9	9	63	57	9	12	5.2	0	0	0	0
15 ベトナム	20	21	1	1	79	78	19	21	2.7	27	31	5	7
16 ギニアビサオ	10	12	38	38	51	50	17	22	3.7	0	0	0	0
17 ハイチ	32	33	18	18	49	49	24	32	3.9	55	56	13	18
18 マリ	2	2	25	25	74	73	19	27	5.3	0	0	0	0
19 ナイジェリア	33	36	44	44	23	20	27	39	5.6	23	27	6	11
20 イエメン共和国	3	3	30	30	67	67	20	34	7.6	0	0	0	0
21 カンボジア	12	22	3	8	85	70	12	21	6.7	‥	‥	‥	‥
22 ケニア	8	8	37	37	55	55	16	28	7.0	32	28	5	8
23 モンゴル	1	1	79	75	20	24	52	60	3.6	0	0	0	0
24 トーゴ	43	45	4	4	53	52	23	31	5.1	0	0	0	0
25 ガンビア共和国	16	17	19	19	65	64	18	26	6.3	0	0	0	0
26 中央アフリカ共和国	3	3	5	5	92	92	35	39	3.1	0	0	0	0
27 インド	57	57	4	4	39	39	23	27	3.1	25	35	6	10
28 ラオス人民民主共和国	3	4	3	3	94	93	13	22	6.3	0	0	0	0
29 ベナン	16	17	4	4	80	79	32	42	5.1	0	0	0	0
30 ニカラグア	10	10	40	45	50	44	53	62	3.9	42	44	23	27
31 ガーナ	15	19	37	37	48	44	31	36	4.3	30	27	9	10
32 ザンビア	7	7	40	40	53	53	40	45	4.0	23	33	9	15

33	アンゴラ	3	3	43	43	54	54	21	32	5.9	63	64	13	20
34	グルジア	17	16	39	24	44	60	52	58	1.3	42	43	22	25
35	パキスタン	26	28	6	6	67	66	28	35	4.6	39	53	11	18
36	モーリタニア	0	0	38	38	62	62	29	54	6.8	0	0	0	0
37	アゼルバイジャン	22	23	27	25	51	52	53	56	1.7	48	44	26	25
38	ジンバブエ	7	7	44	44	49	48	22	32	5.7	0	0	0	0
39	ギニア	3	3	44	44	54	53	19	30	5.8	65	77	12	23
40	ホンジュラス	16	18	13	14	71	68	36	48	5.2	0	0	0	0
41	セネガル	12	12	30	30	58	58	36	42	4.0	49	55	18	23
42	中国	11	10	36	43	53	47	19	30	4.2	41	35	8	11
43	カメルーン	15	15	4	4	81	81	31	45	5.3	19	22	6	10
44	コートジボアール	10	12	41	41	49	47	35	44	5.2	44	46	15	20
45	アルバニア	26	26	15	15	59	59	34	37	2.1	0	0	0	0
46	コンゴ	0	0	29	29	70	70	41	59	5.6	0	0	0	0
47	キルギス共和国	8	7	47	44	45	48	38	39	1.6	0	0	0	0
48	スリランカ	29	29	7	7	64	64	22	22	1.6	0	0	0	0
49	アルメニア	‥	‥	‥	‥	‥	‥	66	69	1.6	51	51	34	35
中所得経済		9w	10w	28w	23w	62w	67w	52w	60w	2.8w	31w	33w	16w	20w
低位中所得		10w	11w	‥	18w	‥	71w	48w	56w	2.8w	28w	30w	13w	17w
50	レソト	10	11	66	66	24	24	13	23	6.5	0	0	0	0
51	エジプト・アラブ共和国	2	4	0	0	98	96	44	45	2.5	52	51	23	23
52	ボリビア	2	2	25	24	73	73	46	58	3.9	30	29	14	17
53	マケドニア，旧ユーゴ	‥	26	‥	25	‥	49	53	60	1.5	0	0	0	0
54	モルドバ	67	66	11	13	23	21	40	52	2.4	0	0	0	0
55	ウズベキスタン	10	11	57	50	33	39	41	42	2.5	28	24	11	10
56	インドネシア	14	17	7	7	79	77	22	34	4.8	33	39	7	13
57	フィリピン	29	31	3	4	67	65	38	53	4.9	33	25	12	14
58	モロッコ	18	21	47	47	35	32	41	49	3.3	26	37	11	18
59	シリア・アラブ共和国	31	30	46	45	24	25	47	53	4.1	60	52	28	28
60	パプアニューギニア	1	1	0	0	99	99	13	16	3.6	0	0	0	0
61	ブルガリア	38	38	18	16	44	46	61	71	0.6	20	23	12	16
62	カザフスタン	13	13	70	70	16	17	54	60	1.6	12	13	6	8
63	グアテマラ	16	18	12	24	72	58	37	42	3.6	0	0	0	0
64	エクアドル	9	11	15	18	77	71	47	58	3.9	29	44	14	26
65	ドミニカ共和国	29	31	43	43	27	26	51	65	3.8	49	51	25	33
66	ルーマニア	46	43	19	21	35	36	49	55	1.0	18	17	9	9
67	ジャマイカ	22	20	24	24	54	56	47	55	2.2	0	0	0	0
68	ヨルダン	4	5	9	9	87	87	60	72	5.8	49	39	29	28
69	アルジェリア	3	3	15	13	82	83	43	56	4.5	25	24	11	13
70	エルサルバドル	35	35	29	29	36	35	42	45	2.0	0	0	0	0
71	ウクライナ	61	59	12	13	27	28	62	70	1.0	22	22	14	15
72	パラグアイ	4	6	40	55	56	40	42	54	4.7	0	0	0	0

（注） データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照.

表 9. 土地利用および都市化（つづき）

		土地利用（全土地面積比，%）						都市人口			1990年の人口100万人以上の都市集積部人口比（%）			
		耕作地		恒久的牧草地		その他		対全人口比（%）		年平均増加率（%）	都市		合計	
		1980	1994	1980	1994	1980	1994	1980	1995	1980-95	1980	1995	1980	1995
73	チュニジア	30	32	22	20	48	48	51	57	3.0	34	40	17	23
74	リトアニア	49	47	8	7	43	46	61	72	1.8	0	0	0	0
75	コロンビア	5	5	37	39	58	56	64	73	2.7	34	38	22	28
76	ナミビア	1	1	46	46	53	53	23	38	6.2	0	0	0	0
77	ベラルーシ	31	31	16	14	53	55	56	71	2.0	24	24	14	17
78	ロシア連邦	8	8	..	5	..	87	70	73	0.8	23	26	16	19
79	ラトビア	28	28	12	13	60	59	68	73	0.5	0	0	0	0
80	ペルー	3	3	21	21	76	76	65	72	2.9	40	44	26	31
81	コスタリカ	10	10	39	46	51	44	43	50	3.7	0	0	0	0
82	レバノン	30	30	1	1	69	69	73	87	3.7	..	..	..	..
83	タイ	36	41	1	2	63	58	17	20	2.6	59	56	10	11
84	パナマ	7	9	17	20	75	71	50	56	2.8	0	0	0	0
85	トルコ	37	36	13	16	50	48	44	70	5.4	39	35	17	24
86	ポーランド	49	48	13	13	38	39	58	65	1.2	31	28	18	18
87	エストニア	24	27	8	7	68	66	70	73	0.4	0	0	0	0
88	スロバキア共和国	41	34	13	17	45	49	52	59	1.3	0	0	0	0
89	ボツワナ	1	1	45	45	54	54	15	31	8.4	0	0	0	0
90	ベネズエラ	4	4	20	20	76	75	83	93	3.3	20	29	16	27
中所得上位国		7w	7w	30w	32w	63w	60w	64w	73w	2.8w	38w	38w	24w	28w
91	南アフリカ	11	11	67	67	22	23	48	51	2.7	23	38	11	19
92	クロアチア	29	22	28	20	42	59	50	64	2.0	0	0	0	0
93	メキシコ	13	13	39	39	48	48	66	75	3.1	41	37	27	28
94	モーリシャス	53	52	3	3	44	44	42	41	0.6	0	0	0	0
95	ガボン	2	2	18	18	80	80	36	50	5.4	0	0	0	0
96	ブラジル	6	6	20	22	74	72	66	78	3.0	42	42	27	33
97	トリニダード・トバゴ	23	24	2	2	75	74	63	68	1.7	0	0	0	0
98	チェコ共和国	41	44	13	12	45	45	64	65	0.2	18	18	12	12
99	マレーシア	15	23	1	1	85	76	42	54	4.3	16	11	7	6
100	ハンガリー	58	54	14	12	28	34	57	65	0.5	34	30	19	2)
101	チリ	6	6	17	18	77	76	81	86	2.0	41	41	33	36
102	オマーン	0	0	5	5	95	95	8	13	8.6	0	0	0	0
103	ウルグアイ	8	7	78	77	14	15	85	90	1.0	49	46	42	42
104	サウジアラビア	1	2	40	56	60	42	67	79	6.0	28	27	19	21
105	アルゼンチン	10	10	52	52	38	38	83	88	1.8	42	44	35	39

106 スロベニア	‥	14	‥	25	‥	61	48	64	2.2	0	0	0	0
107 ギリシャ	30	27	41	41	29	32	58	65	1.4	54	54	31	35
低・中位所得経済	10w	11w	29w	27w	60w	63w	32w	39w	3.3w	32w	33w	10w	13w
サブサハラ・アフリカ	6w	7w	34w	34w	60w	59w	23w	31w	5.0w	23w	26w	5w	8w
東アジア・太平洋	11w	12w	30w	34w	59w	54w	21w	31w	4.2w	37w	34w	8w	11w
南アジア	44w	45w	11w	10w	45w	45w	22w	26w	3.4w	27w	38w	6w	10w
ヨーロッパ・中央アジア	13w	13w	‥	16w	‥	71w	58w	65w	1.6w	24w	25w	14w	16w
中東・北アフリカ	5w	6w	21w	24w	74w	70w	48w	56w	4.2w	36w	36w	17w	20w
ラテンアメリカ・カリブ地域	7w	7w	28w	29w	65w	63w	65w	74w	2.8w	37w	38w	24w	28w
高所得経済	12w	12w	25w	24w	62w	63w	75w	75w	0.7w	41w	43w	31w	33w
108 韓国	22	21	1	1	77	78	57	81	3.5	65	64	37	52
109 ポルトガル	34	32	9	11	57	58	29	36	1.3	46	53	13	19
110 スペイン	41	40	22	21	37	38	73	77	0.6	27	23	20	18
111 ニュージーランド	13	14	53	50	34	35	83	84	1.0	0	0	0	0
112 アイルランド	16	19	67	45	17	36	55	58	0.5	0	0	0	0
113 †イスラエル	20	21	6	7	74	72	89	‥	‥	41	‥	37	35
114 †クウェート	0	0	8	8	92	92	90	97	0.9	67	68	60	66
115 †アラブ首長国連邦	0	0	2	2	97	97	72	84	5.8	0	0	0	0
116 イギリス	29	25	47	46	24	29	89	90	0.3	28	26	25	23
117 オーストラリア	6	6	57	54	37	40	86	85	1.3	55	68	47	58
118 イタリア	42	38	17	15	40	47	67	66	0.1	39	30	26	20
119 カナダ	5	5	3	3	92	92	76	77	1.4	38	47	29	36
120 フィンランド	8	9	1	0	91	91	60	63	0.8	0	0	0	0
121 †香港	7	7	1	1	92	92	92	95	1.5	100	95	91	90
122 スウェーデン	7	7	2	1	91	92	83	83	0.4	20	21	17	17
123 オランダ	24	28	35	31	41	41	88	89	0.6	8	16	7	14
124 ベルギー	‥	24	‥	21	‥	55	95	97	0.3	13	11	12	11
125 フランス	34	35	23	19	42	45	73	73	0.5	29	28	21	21
126 †シンガポール	13	2	0	0	87	98	100	100	1.8	106	95	106	95
127 オーストリア	20	18	25	24	56	57	55	56	0.5	49	46	27	26
128 アメリカ合衆国	21	21	26	26	53	53	74	76	1.2	49	51	36	39
129 ドイツ	36	34	17	15	47	51	83	87	0.6	46	47	38	41
130 デンマーク	63	56	6	7	31	37	84	85	0.2	32	30	27	25
131 ノルウェー	3	3	0	0	97	97	71	73	0.7	0	0	0	0
132 日本	13	12	2	2	85	87	76	78	0.6	44	48	34	37
133 スイス	10	11	40	29	49	60	57	61	1.2	0	0	0	0
世界	11w	11w	28w	26w	60w	63w	40w	45w	2.5w	35w	36w	14w	16w

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．

表 10. 森林と水資源

	森林面積			国家保護地域（1994[a]）			年間淡水取水量（1995[b]）			
	面積合計（1000km²）1990	年間森林破壊(1980-90)（1000km²）	年間森林破壊(1980-90)対全面積比（%）	（1000km²）	指定数	対全面積比（%）	合計（km³）	対総水資源比（%）	1人当たり（m³）国内	1人当たり（m³）その他
低所得経済	7,916t	65.5t	0.8w	2,001.1t	1,842t	5.2w				
中国・インドを除く	6,152t	53.3t	0.8w	1,276.9t	795t	4.9w				
1 モザンビーク	173	1.4	0.8	0.0	1	0.0	0.6	0.4[c]	13	42
2 エチオピア	142	0.4	0.3	60.2	23	6.0	2.2	2.0	6	45
3 タンザニア	336	4.4	1.2	139.4	31	15.8	1.2	1.3[c]	7	28
4 ブルンジ	2	0.0	0.6	0.9	3	3.5	0.1	2.8	7	13
5 マラウイ	35	0.5	1.4	10.6	9	11.3	0.9	5.0[c]	7	13
6 チャド	114	0.9	0.7	114.9	9	9.1	0.2	0.4[c]	6	29
7 ルワンダ	2	0.0	0.2	3.3	2	13.3	0.8	12.2	6	18
8 シエラレオネ	19	0.1	0.6	0.8	2	1.1	0.4	0.2	7	92
9 ネパール	50	0.5	1.0	11.1	12	8.1	2.7	1.6	6	144
10 ニジェール	24	0.1	0.4	84.2	5	6.6	0.5	0.9[c]	9	33
11 ブルキナファソ	44	0.3	0.7	26.6	12	9.7	0.4	1.4	5	13
12 マダガスカル	158	1.3	0.8	11.2	36	1.9	16.3	4.8[c]	16	1,568
13 バングラデシュ	8	0.4	4.1	1.0	8	0.7	22.5	1.0[c]	7	213
14 ウガンダ	63	0.6	1.0	19.1	31	9.6	0.2	0.3[c]	7	14
15 ベトナム	83	1.4	1.5	13.3	52	4.1	28.9	7.7	54	361
16 ギニアビサオ	20	0.2	0.8	‥	‥	‥	0.0	0.0[c]	3	8
17 ハイチ	0	0.0	5.1	0.1	3	0.4	0.0	0.4	2	5
18 マリ	121	1.1	0.8	40.1	11	3.3	1.4	1.4[c]	3	159
19 ナイジェリア	156	1.2	0.7	29.7	19	3.3	3.6	1.3	13	28
20 イエメン共和国	41	0.0	0.0	0.0	0	0.0	3.4	136.0	17	318
21 カンボジア	122	1.3	1.0	30.0	20	17.0	0.5	0.1	3	61
22 ケニア	12	0.1	0.6	35.0	36	6.2	2.1	7.0[c]	14	37
23 モンゴル	139	1.3	0.9	61.7	15	3.9	0.6	2.2	30	243
24 トーゴ	14	0.2	1.5	6.5	11	11.9	0.1	0.8[c]	17	11
25 ガンビア共和国	1	0.0	0.8	0.2	5	2.3	0.0	0.3[c]	2	27
26 中央アフリカ共和国	306	1.3	0.4	61.1	13	9.8	0.1	0.0	5	20
27 インド	517	3.4	0.6	143.4	339	4.8	380.0	18.2[c]	18	594
28 ラオス人民民主共和国	132	1.3	0.9	‥	‥	‥	1.0	0.4	21	239
29 ベナン	49	0.7	1.3	7.8	2	7.0	0.1	0.4[c]	7	19
30 ニカラグア	60	1.2	1.9	9.0	59	7.4	0.9	0.5	92	275
31 ガーナ	96	1.4	1.4	11.0	9	4.9	0.3	0.6[c]	12	23
32 ザンビア	323	3.6	1.1	63.6	21	8.6	1.7	1.5[c]	54	32

33	アンゴラ	231	1.7	0.7	26.4	5	2.1	0.5	0.3	8	49
34	グルジア	28	0.2	0.7	1.9	15	2.7	4.0	6.5	156	586
35	パキスタン	19	0.8	3.5	37.2	55	4.8	153.4	32.8[c]	21	2,032
36	モーリタニア	6	0.0	0.0	17.5	4	1.7	1.6	14.0[c]	59	436
37	アゼルバイジャン	10	0.1	1.3	1.9	12	2.2	15.8	56.4[c]	90	2,158
38	ジンバブエ	89	0.6	0.7	30.7	25	7.9	1.2	6.1[c]	19	117
39	ギニア	67	0.9	1.2	1.6	3	0.7	0.7	0.3	14	126
40	ホンジュラス	46	1.1	2.2	8.6	43	7.7	1.5	2.1[c]	12	282
41	セネガル	75	0.5	0.7	21.8	9	11.3	1.4	3.5[c]	10	191
42	中国	1,247	8.8	0.7	580.8	463	6.2	460.0	16.4	28	433
43	カメルーン	204	1.2	0.6	20.5	14	4.4	0.4	0.1	17	20
44	コートジボアール	109	1.2	1.0	19.9	12	6.3	0.7	0.9	15	52
45	アルバニア	14	0.0	0.0	0.3	11	1.2	0.2	0.9[c]	6	88
46	コンゴ	199	0.3	0.2	11.8	10	3.4	0.0	0.0[c]	12	7
47	キルギス共和国	7	0.1	1.2	2.8	5	1.5	11.7	24.0	82	2,647
48	スリランカ	17	0.3	1.4	8.0	56	12.3	6.3	14.6	10.0	493
49	アルメニア	3	0.2	3.9	2.1	4	7.6	3.8	45.8[c]	149	996
中所得経済		20,913t	114.4t	0.5w	2,994.3t	2,662t	5.0w				
低位中所得		13,525t	65.6t	0.5w	2,199.7t	1,664t	5.6w				
50	レソト	0	0.0	0.0	0.1	1	0.2	0.1	1.0	7	24
51	エジプト・アラブ共和国	0	0.0	0.0	7.9	12	0.8	56.4	97.1[c]	67	889
52	ボリビア	493	6.3	1.2	92.3	25	8.5	1.2	0.4	20	181
53	マケドニア，旧ユーゴ	9	0.0	0.1	2.2	16	8.5	..	..	..	..
54	モルドバ	4	−0.2	−6.7	0.1	3	0.4	3.7	29.1[c]	60	793
55	ウズベキスタン	14	1.0	5.5	2.4	10	0.6	82.2	76.4[c]	165	3,956
56	インドネシア	1,095	12.1	1.1	185.6	168	10.2	16.6	0.7	12	83
57	フィリピン	78	3.2	3.4	6.1	27	2.0	29.5	9.1	123	562
58	モロッコ	90	−1.2	−1.4	3.7	11	0.8	10.9	36.2	23	404
59	シリア・アラブ共和国	7	−0.3	−4.3	0.0	0	0.0	3.3	9.4	30	405
60	パプアニューギニア	360	1.1	0.3	0.8	5	0.2	0.1	0.0	8	20
61	ブルガリア	37	−0.1	−0.2	3.7	46	3.3	13.9	6.8[c]	43	1,501
62	カザフスタン	0	0.0	0.0	9.9	20	0.4	37.9	30.2	92	2,202
63	グアテマラ	42	0.8	1.8	13.3	18	12.3	0.7	0.6	13	127
64	エクアドル	120	2.4	1.8	111.1	15	40.1	5.6	1.8	41	541
65	ドミニカ共和国	11	0.4	2.9	10.5	17	21.7	3.0	14.9	22	423
66	ルーマニア	63	0.0	0.0	10.7	39	4.7	26.0	12.5[c]	91	1,044
67	ジャマイカ	2	0.3	7.8	0.0	1	0.2	0.3	3.9	11	148
68	ヨルダン	1	0.0	−1.0	2.9	10	3.3	0.5	32.1	50	123
69	アルジェリア	41	0.3	0.8	119.2	19	5.0	4.5	30.4[c]	35	125
70	エルサルバドル	1	0.0	2.3	0.1	2	0.2	1.0	5.3	17	228
71	ウクライナ	92	−0.2	−0.3	4.9	19	0.8	34.7	40.0[c]	108	565
72	パラグアイ	129	4.0	2.8	15.0	20	3.8	0.4	0.1[c]	16	93

(注) データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照．斜字体の数値は表示された年以外のものである．

表 10. 森林と水資源（つづき）

		森林面積			国家保護地域（1994[a]）			年間淡水取水量（1995[b]）			
		面積合計（1000km²）1990	年間森林破壊（1980-90）（1000km²）	年間森林破壊（1980-90）対全面積比（%）	（1000km²）	指定数	対全面積比（%）	合計（km³）	対総水資源比（%）	1人当たり（m³）国内	1人当たり（m³）その他
73	チュニジア	7	−0.1	−1.9	0.4	6	0.3	3.1	79.5[c]	41	276
74	リトアニア	20	0.0	0.0	6.3	76	9.6	4.4	19.0[c]	83	1,107
75	コロンビア	541	3.7	0.7	93.8	80	9.0	5.3	0.5	71	103
76	ナミビア	126	0.4	0.3	102.2	12	12.4	0.2	0.3[c]	7	103
77	ベラルーシ	63	−0.3	−0.4	2.7	11	1.3	3.0	5.4[c]	94	200
78	ロシア連邦	7,681	15.5	0.2	705.4	209	4.2	117.0	2.7[c]	134	656
79	ラトビア	28	−0.1	−0.2	7.8	45	12.5	0.7	2.2[c]	110	152
80	ペルー	679	2.7	0.4	41.8	22	3.3	6.1	15.3	57	243
81	コスタリカ	14	0.5	3.0	6.5	28	12.7	1.4	1.4	31	749
82	レバノン	1	0.0	0.6	0.0	1	0.4	0.8	15.6	30	241
83	タイ	127	5.2	3.5	70.2	111	13.7	31.9	17.8[c]	24	578
84	パナマ	31	0.6	1.9	13.3	14	17.8	1.3	0.9	91	664
85	トルコ	202	0.0	0.0	10.7	49	1.4	33.5	17.3[c]	140	445
86	ポーランド	87	−0.1	−0.1	30.7	111	10.1	12.3	21.9[c]	42	279
87	エストニア	19	−0.2	−1.2	4.1	38	9.7	3.3	21.2	105	1,992
88	スロバキア共和国	18	0.0	0.1	10.2	40	21.1	1.8	5.8	..	..
89	ボツワナ	143	0.8	0.5	106.6	9	18.8	0.1	0.6[c]	5	94
90	ベネズエラ	457	6.0	1.2	263.2	100	29.8	4.1	0.3[c]	164	218
中所得上位国		7,387t	48.8t	0.6w	794.6t	998t	3.9w				
91	南アフリカ	45	−0.4	−0.8	69.7	238	5.7	13.3	26.6[c]	47	348
92	クロアチア	20	0.0	0.1	3.9	30	7.0	..	..	..	..
93	メキシコ	486	6.8	1.3	98.5	68	5.2	77.6	21.7	54	845
94	モーリシャス	1	0.0	0.2	0.0	1	2.0	0.4	16.4	66	344
95	ガボン	182	1.2	0.6	10.5	6	4.1	0.1	0.0	41	16
96	ブラジル	5,611	36.7	0.6	321.9	272	3.8	36.5	0.5[c]	54	191
97	トリニダード・トバゴ	2	0.0	−2.1	0.2	5	3.1	0.2	2.9	40	108
98	チェコ共和国	26	0.0	0.0	10.7	34	13.8	2.7	4.7	109	157
99	マレーシア	176	4.0	2.1	14.8	51	4.5	9.4	2.1	177	592
100	ハンガリー	17	−0.1	−0.5	5.7	53	6.2	6.8	5.7[c]	59	601
101	チリ	88	−0.1	−0.1	137.3	66	18.3	16.8	3.6	98	1,528
102	オマーン	41	0.0	0.0	9.9	28	4.6	0.5	24.0	17	547
103	ウルグアイ	7	0.0	−0.6	0.3	8	0.2	0.7	0.5[c]	14	227
104	サウジアラビア	12	0.0	0.0	62.0	10	2.9	3.6	163.6	224	273
105	アルゼンチン	592	0.9	0.1	43.7	84	1.6	27.6	2.8[c]	94	949

106 スロベニア	10	0.0	0.0	1.1	10	5.4	..	..	..	..
107 ギリシャ	60	0.0	0.0	2.2	21	1.7	5.0	8.6[c]	42	481
低・中位所得経済	28,828t	179.8t	0.6w	4,995.4t	4,504t	5.1w				
サブサハラ・アフリカ	5,322t	40.7t	0.7w	1,362.5t	673t	5.8w				
東アジア・太平洋	3,986t	43.5t	1.0w	966.3t	1,172t	6.2w				
南アジア	658t	5.5t	0.8w	212.4t	485t	4.4w				
ヨーロッパ・中央アジア	8,630t	16.6t	0.2w	860.0t	964t	3.6w				
中東・北アフリカ	446t	−1.4t	−0.3w	290.8t	170t	3.0w				
ラテンアメリカ・カリブ地域	9,786t	74.8t	0.7w	1,303.4t	1,040t	6.5w				
高所得経済	10,766t	−46.4t	−0.5w	3,607.9t	5,506t	11.9w				
108 韓国	65	0.1	0.1	6.9	27	7.0	27.6	41.8	117	515
109 ポルトガル	31	−0.1	−0.5	5.8	24	6.3	7.3	10.5[c]	111	628
110 スペイン	256	0.0	0.0	42.5	214	8.5	30.8	27.6[c]	94	687
111 ニュージーランド	75	0.0	0.0	60.7	182	22.6	2.0	0.6	271	318
112 アイルランド	4	0.0	−1.2	0.5	11	0.7	0.8	1.6[c]	37	196
113 †イスラエル	1	0.0	−0.3	3.1	15	14.9	1.9	84.1[c]	65	343
114 †クウェート	0	0.0	0.0	0.3	2	1.5	0.5	..	336	189
115 †アラブ首長国連邦	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.9	300.0	97	787
116 イギリス	24	−0.2	−1.1	51.1	168	21.1	11.8	16.6	41	164
117 オーストラリア	1,456	0.0	0.0	940.8	889	12.3	14.6	4.3	607	327
118 イタリア	86	0.0	0.0	22.8	171	7.7	56.2	33.7[c]	138	848
119 カナダ	4,533	−47.1	−1.1	823.6	627	8.9	45.1	1.6	288	1,314
120 フィンランド	234	−0.1	0.0	27.4	81	9.0	2.2	1.9[c]	53	387
121 †香港	0	0.0	−0.5	..	..	..	..	..	..	..
122 スウェーデン	280	−0.1	0.0	29.8	197	7.2	2.9	1.6[c]	123	218
123 オランダ	3	0.0	−0.3	4.3	85	12.6	7.8	8.7[c]	26	492
124 ベルギー	6	0.0	−0.3	0.8	3	2.3	9.0	72.2[c]	101	816
125 フランス	135	−0.1	−0.1	56.0	102	10.2	37.7	19.1[c]	106	559
126 †シンガポール	0	0.0	2.3	0.0	1	4.9	0.2	31.7	38	46
127 オーストリア	39	−0.1	−0.4	20.8	170	25.2	2.4	2.6[c]	101	203
128 アメリカ合衆国	2,960	3.2	0.1	1,302.1	1,585	14.2	467.3	18.9[c]	244	1,626
129 ドイツ	107	−0.5	−0.4	91.9	497	26.3	46.3	27.1[c]	64	518
130 デンマーク	5	0.0	0.0	13.9	114	32.8	1.2	9.2[c]	70	163
131 ノルウェー	96	−1.2	−1.4	55.4	113	18.0	2.0	0.5[c]	98	390
132 日本	238	0.0	0.0	27.6	80	7.3	90.8	16.6	125	610
133 スイス	12	−0.1	−0.6	7.3	109	18.5	1.2	2.4[c]	40	133
世界	39,595t	133.4t	0.3w	8,603.2t	10,010t	6.7w				

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．データは表示前の各年に及ぶ場合があり，世界自然保護モニタリング・センターが報告した最新データである．b．1970年から1995年の任意の年度．c．総水資源には他の国から流入する河川のものも含む．

表 11. 経 済 成 長

		年平均成長率（%）													
		GDP		GDP デフレーター		農業		工業		サービス[a]		財・サービス輸出		国内総投資	
		1980-90	1990-95	1980-90	1990-95	1980-90	1990-95	1980-90	1990-95	1980-90	1990-95	1980-90	1990-95	1980-90	1990-95
低所得経済		6.0w	6.8w	13.4w	62.0w	3.6w	3.1w	7.7w	11.6w	6.9w	6.4w	6.1w	11.0w	6.2w	10.5w
中国・インドを除く		2.7w	1.8w	28.4w	170.8w	2.6w	1.9w	2.9w	‥	2.8w	‥	2.5w	4.4w	−1.3w	3.6w
1	モザンビーク	−0.2	7.1	38.4	48.6	1.6	2.4	−9.8	*−2.4*	−0.1	15.0	−5.0	7.2	−2.5	8.6
2	エチオピア[b]	*2.3*	‥	3.4	‥	*1.4*	‥	*1.8*	‥	*3.1*	‥	0.3	‥	3.5	‥
3	タンザニア	3.8	3.2	35.7	22.4	4.9	4.1	3.4	8.4	1.6	1.7	‥	‥	‥	‥
4	ブルンジ	4.4	−2.3	4.4	8.5	3.1	−4.1	4.5	−5.0	5.4	−1.5	4.5	−2.6	4.5	−5.0
5	マラウイ	2.3	0.7	15.0	30.4	2.0	1.7	2.9	0.4	3.4	−1.0	2.5	2.3	−2.8	−11.2
6	チャド	6.3	1.9	1.1	8.9	2.7	6.9	8.0	−9.9	9.9	1.2	7.7	−15.8	19.0	−2.9
7	ルワンダ	2.3	−12.8	3.9	18.2	0.7	−10.8	1.8	−17.0	5.4	−12.3	3.5	17.8	3.7	−6.3
8	シエラレオネ	1.6	−4.2	62.2	39.6	4.4	−2.8	5.7	−2.8	−1.1	−5.9	2.8	−15.2	−6.5	−20.0
9	ネパール	4.6	5.1	11.1	11.0	4.0	1.5	6.0	9.3	4.8	7.2	1.1	25.8	1.8	6.3
10	ニジェール	−1.1	0.5	2.9	6.5	1.8	‥	−3.3	‥	−5.2	‥	−4.6	−5.2	−5.9	0.3
11	ブルキナファソ	3.7	2.6	3.1	6.2	3.1	4.6	3.7	1.4	4.7	1.7	−0.6	−1.2	8.6	−5.8
12	マダガスカル	1.3	0.1	16.9	23.5	2.5	1.6	0.9	0.5	0.8	−0.6	−2.0	4.9	4.9	−4.5
13	バングラデシュ	4.3	4.1	9.5	4.6	2.7	1.1	4.9	7.3	5.7	5.4	7.7	14.2	1.4	8.2
14	ウガンダ	3.1	6.6	125.6	23.7	2.3	3.8	6.0	11.0	3.0	8.2	2.3	11.7	9.6	7.9
15	ベトナム	‥	8.3	210.7	26.3	‥	5.2	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
16	ギニアビサオ	4.5	3.5	56.1	49.5	6.7	4.8	0.4	1.9	3.3	2.2	−1.7	11.3	5.8	1.2
17	ハイチ	−0.2	−6.5	7.5	22.4	‥	‥	‥	‥	‥	‥	1.2	−19.0	−0.6	−45.7
18	マリ	1.8	2.5	5.3	10.1	4.3	3.1	2.7	5.3	−1.7	1.2	5.2	5.3	5.4	6.1
19	ナイジェリア	1.6	1.6	16.6	47.1	3.3	2.3	−1.0	−1.2	3.2	4.5	−0.3	1.1	−8.6	1.2
20	イエメン共和国	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
21	カンボジア	‥	6.4	‥	56.2	‥	2.1	‥	11.3	‥	8.3	‥	‥	‥	‥
22	ケニア	4.2	1.4	9.0	18.5	3.3	−0.4	3.9	1.5	4.9	3.1	4.3	3.0	0.8	0.0
23	モンゴル	5.5	−3.3	−1.2	126.7	2.9	‥	4.6	‥	18.5	‥	3.1	12.8	1.7	‥
24	トーゴ	1.8	*−3.4*	4.7	4.9	5.6	3.3	1.1	*−6.0*	−0.3	*−8.6*	0.6	−10.6	2.9	−16.4
25	ガンビア共和国	3.4	1.6	18.7	5.0	0.4	2.6	6.0	0.4	3.9	2.5	0.6	−0.8	0.8	3.0
26	中央アフリカ共和国	1.7	1.0	5.6	8.5	2.7	1.5	3.1	−4.6	−0.1	−1.6	−3.7	4.4	4.8	−8.7
27	インド[c]	5.8	4.6	8.0	10.1	3.1	3.1	7.1	5.1	6.7	6.1	5.9	12.5	6.5	5.3
28	ラオス人民民主共和国	‥	6.5	37.8	10.1	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	5.9	‥	‥
29	ベナン	2.6	4.1	1.6	7.9	5.1	4.9	2.1	3.5	1.2	3.5	−2.7	6.3	−6.2	12.1
30	ニカラグア	−2.0	1.1	422.6	98.3	−2.2	0.3	−1.7	−4.4	−2.0	2.2	−3.8	7.2	−4.7	4.1
31	ガーナ	3.0	4.3	42.4	23.8	1.0	2.4	3.3	4.4	6.4	6.5	2.5	6.7	4.5	0.9
32	ザンビア	0.8	−0.2	42.4	107.8	3.6	−0.5	1.0	−1.2	0.1	0.7	−3.3	10.8	−2.7	−10.2

33	アンゴラ	3.7	−4.1	5.9	774.5	0.5	−1.8	6.4	0.9	2.2	−10.8	13.3	2.9	−6.8	0.1
34	グルジア	0.5	−26.9	1.9	2,280.2	0.7	−31.4	1.8	−34.1	−1.4	−22.3	‥	‥	0.3	−21.2
35	パキスタン	6.3	4.6	6.7	11.2	4.3	3.4	7.3	5.7	6.8	5.0	8.1	7.7	5.9	4.0
36	モーリタニア	1.7	4.0	8.6	6.8	1.7	4.9	4.9	3.9	0.4	3.2	3.4	−1.0	−4.1	−1.3
37	アゼルバイジャン	‥	−20.2	‥	747.6	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
38	ジンバブエ	3.5	1.0	11.5	27.6	2.4	1.6	3.6	−3.6	2.9	1.7	5.4	5.5	1.3	1.5
39	ギニア	‥	3.8	‥	10.1	‥	4.5	‥	2.3	‥	4.5	‥	1.3	‥	0.6
40	ホンジュラス	2.7	3.5	5.7	19.2	2.7	2.9	3.3	4.9	2.5	1.3	1.1	0.2	2.9	10.0
41	セネガル	3.1	1.9	6.5	7.6	2.8	1.3	3.7	2.0	3.0	2.0	3.9	−0.9	3.9	4.7
42	中国	10.2	12.8	5.8	12.4	5.9	4.3	11.1	18.1	13.6	10.0	11.5	15.6	11.0	15.5
43	カメルーン	3.1	−1.8	5.9	5.1	2.2	2.2	5.9	−6.8	2.1	−1.4	5.9	2.2	−2.7	−4.1
44	コートジボアール	0.1	0.7	3.4	10.4	−0.5	0.3	4.4	1.7	−1.3	0.2	1.9	−0.9	−28.8	138.3
45	アルバニア	3.0	1.4	−1.9	76.4	2.4	7.6	3.2	−15.6	3.2	5.9	‥	‥	−0.3	38.4
46	コンゴ	3.6	−0.6	0.3	7.8	3.4	−0.9	5.2	1.2	2.5	−2.1	4.8	4.0	−11.9	−7.9
47	キルギス共和国	‥	−14.7	‥	337.3	‥	−7.6	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
48	スリランカ	4.2	4.8	10.8	10.4	2.2	2.4	4.6	6.5	4.7	6.3	6.8	11.0	0.6	6.8
49	アルメニア	3.3	−21.2	0.3	896.6	−3.9	−0.6	5.1	−28.7	4.6	−19.7	‥	‥	6.2	−17.7
中所得経済		1.9w	0.1w	64.8w	298.8w	‥	0.9w	‥	‥	2.6w	3.9w	‥	‥	‥	‥
低位中所得		2.3w	−1.5w	17.5w	286.7w	‥	0.5w	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
50	レソト	4.3	7.5	13.6	11.0	2.6	−3.4	7.2	12.3	5.2	6.1	4.1	11.4	6.9	12.1
51	エジプト・アラブ共和国	5.0	1.3	11.7	13.3	1.5	2.1	2.6	0.4	8.4	1.5	5.2	4.2	2.7	−1.5
52	ボリビア	0.0	3.8	316.7	10.5	2.0	‥	−2.9	‥	−0.1	‥	3.5	6.7	−9.9	4.2
53	マケドニア，旧ユーゴ	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
54	モルドバ	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
55	ウズベキスタン	‥	−4.4	‥	628.4	‥	−0.9	‥	−6.7	‥	−6.6	‥	‥	‥	−9.2
56	インドネシア	6.1	7.6	8.5	7.6	3.4	2.9	6.9	10.1	7.0	7.4	2.9	10.8	7.0	16.3
57	フィリピン	1.0	2.3	14.9	9.2	1.0	1.6	−0.9	2.2	2.8	2.7	3.5	9.4	−2.1	3.2
58	モロッコ	4.2	1.2	7.2	3.9	6.7	−5.9	3.0	1.7	4.2	2.8	6.8	3.1	2.5	−2.5
59	シリア・アラブ共和国	1.5	7.4	15.3	8.5	−0.6	‥	6.6	‥	‥	‥	3.6	‥	−7.0	‥
60	パプアニューギニア	1.9	9.3	5.3	5.7	1.8	4.7	1.9	17.8	2.0	4.8	3.3	13.3	−0.9	0.4
61	ブルガリア	4.0	−4.3	1.2	81.2	−2.1	−1.9	5.2	−7.5	7.2	−20.7	−3.5	−0.7	2.4	−7.1
62	カザフスタン	‥	−11.9	‥	805.5	‥	−18.0	‥	−19.2	‥	6.1	‥	‥	‥	*−16.7*
63	グアテマラ	0.8	4.0	14.6	14.2	2.3	2.5	2.1	4.2	2.1	4.9	−2.1	4.8	−1.8	10.7
64	エクアドル	2.0	3.4	36.4	37.2	4.4	2.5	1.2	4.9	1.8	2.7	5.4	7.4	−3.8	5.3
65	ドミニカ共和国	2.7	3.9	21.5	11.7	0.4	2.5	2.2	3.3	3.7	4.5	2.8	4.6	3.7	4.9
66	ルーマニア	0.5	−1.4	2.5	158.4	‥	−0.4	‥	−2.1	‥	−2.8	‥	‥	‥	−10.0
67	ジャマイカ	2.0	2.9	18.6	38.5	0.6	8.3	2.4	−0.5	1.9	6.0	5.4	−1.0	−0.1	5.8
68	ヨルダン	−1.5	8.2	7.0	4.7	13.2	10.2	−1.3	7.9	−8.2	6.2	5.9	8.2	7.3	6.5
69	アルジェリア	2.8	0.1	8.0	25.8	4.6	1.3	2.3	−1.1	3.8	1.3	4.1	0.2	−2.3	−4.7
70	エルサルバドル	0.2	6.3	16.4	11.2	−1.1	1.2	0.1	2.9	0.7	9.3	−3.4	13.6	2.2	14.7
71	ウクライナ	‥	−14.3	‥	1,040.5	‥	−9.7	‥	−21.6	‥	‥	‥	‥	‥	‥
72	パラグアイ	2.5	3.1	24.4	18.0	3.6	1.4	−0.3	1.9	3.4	4.1	11.5	13.8	−0.8	2.6

(注) データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照．斜字体の数値は表示された年以外のものである．

表 11. 経 済 成 長（つづき）

		年平均成長率（%）													
		GDP		GDP デフレーター		農業		工業		サービス[a]		財・サービス輸出		国内総投資	
		1980-90	1990-95	1980-90	1990-95	1980-90	1990-95	1980-90	1990-95	1980-90	1990-95	1980-90	1990-95	1980-90	1990-95
73	チュニジア	3.3	3.9	7.4	5.4	2.8	−2.1	3.1	4.0	3.6	5.6	5.6	5.6	−1.8	1.4
74	リトアニア	‥	−9.7	‥	241.4	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
75	コロンビア	3.7	4.6	24.6	23.3	2.9	1.4	5.0	3.0	3.1	6.4	7.5	7.2	0.5	19.0
76	ナミビア	1.1	3.8	13.6	9.3	1.8	6.8	−1.1	2.9	2.7	4.6	1.5	6.9	11.9	−2.8
77	ベラルーシ	‥	−9.3	‥	878.8	‥	−11.2	‥	−10.9	‥	−6.9	‥	‥	‥	−17.0
78	ロシア連邦	1.9	−9.8	3.2	517.0	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
79	ラトビア	3.4	−13.7	‥	149.1	2.3	−16.4	4.3	−25.1	3.1	−2.1	‥	‥	3.4	−37.1
80	ペルー	−0.2	5.3	229.6	62.4	‥	‥	‥	‥	‥	‥	−1.7	8.3	−4.2	7.4
81	コスタリカ	3.0	5.1	23.5	19.1	3.1	3.6	2.8	5.2	3.1	5.6	6.1	9.5	5.3	6.6
82	レバノン	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
83	タイ	7.6	8.4	3.9	4.6	4.0	3.1	9.9	10.8	7.3	7.8	14.0	14.2	9.4	10.2
84	パナマ	0.3	6.3	2.4	1.8	‥	4.4	‥	14.9	‥	5.5	‥	4.3	‥	15.3
85	トルコ	5.3	3.2	45.3	75.6	1.3	0.9	7.8	4.2	4.4	3.3	16.9	9.4	5.3	2.0
86	ポーランド	1.9	2.4	53.7	34.9	−0.1	−2.0	−0.9	3.7	5.1	2.4	4.5	9.4	0.9	1.1
87	エストニア	2.1	−9.2	2.4	151.4	‥	−8.9	‥	−14.9	‥	−3.8	‥	‥	‥	−13.4
88	スロバキア共和国	2.0	−2.8	1.8	16.0	1.6	1.0	2.0	−10.4	0.8	6.2	‥	17.8	1.1	−7.7
89	ボツワナ	10.3	4.2	13.1	9.2	2.2	0.7	11.4	1.4	11.0	7.7	‥	‥	‥	‥
90	ベネズエラ	1.1	2.4	19.3	38.4	3.0	1.9	1.6	3.4	0.5	1.7	2.8	4.9	−5.3	3.8
中所得上位国		1.3w	2.6w	138.0w	320.5w	2.4w	1.8w	0.7w	2.6w	2.0w	3.4w	5.9w	7.4w	−1.4w	5.6w
91	南アフリカ	1.3	0.6	14.8	11.5	3.0	−0.3	−1.1	−0.1	3.1	0.9	1.9	2.4	−4.8	4.7
92	クロアチア	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
93	メキシコ	1.0	1.1	70.4	15.5	0.6	0.4	1.0	0.5	1.1	1.5	6.6	6.8	−3.1	−1.2
94	モーリシャス	6.2	4.9	9.4	6.7	2.9	−1.4	10.3	5.6	5.4	6.4	10.4	4.8	10.2	1.7
95	ガボン	0.5	−2.5	1.9	13.0	1.7	−0.2	1.0	2.7	−0.3	−10.0	2.8	4.1	−4.6	−0.5
96	ブラジル	2.7	2.7	284.5	965.3	2.8	3.7	2.0	1.7	3.5	3.6	7.5	7.4	0.2	3.5
97	トリニダード・トバゴ	−2.5	1.0	4.1	7.2	−5.8	1.3	−5.5	0.2	−3.3	−0.1	8.9	12.5	−10.1	1.0
98	チェコ共和国	1.7	−2.6	1.5	18.3	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	2.3	0.9
99	マレーシア	5.2	8.7	1.7	3.9	3.8	2.6	7.2	11.0	4.2	8.6	10.9	14.4	2.6	16.0
100	ハンガリー	1.6	−1.0	8.6	22.3	0.6	−7.0	−2.6	0.5	3.6	−4.6	4.0	−1.5	−0.4	6.6
101	チリ	4.1	7.3	20.9	14.7	5.6	5.2	3.7	6.1	4.2	8.4	7.0	9.2	9.6	11.9
102	オマーン	8.3	6.0	−3.6	−2.9	7.9	‥	10.3	‥	6.0	‥	‥	‥	‥	‥
103	ウルグアイ	0.4	4.0	61.3	55.6	0.0	4.5	−0.2	0.1	0.9	6.2	4.3	4.4	−7.8	12.9
104	サウジアラビア	−1.2	1.7	−3.7	1.0	13.4	‥	−2.3	‥	−1.2	‥	‥	‥	‥	‥
105	アルゼンチン	−0.3	5.7	389.0	20.5	0.9	0.5	−0.9	5.9	0.0	6.4	3.7	6.9	−4.7	16.0

106 スロベニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
107 ギリシャ	1.4	1.1	18.3	13.1	−0.1	3.1	1.3	−0.8	4.9	0.6	7.1	4.5	−0.9	1.9
低・中位所得経済	2.8w	2.1w	50.6w	235.8w	3.1w	2.0w	3.9w	4.9w	3.6w	4.5w	..	..	1.8w	6.5w
サブサハラ・アフリカ	1.7w	1.4w	19.0w	47.4w	1.9w	1.5w	0.6w	0.2w	2.5w	1.5w	1.9w	2.5w	−4.0w	3.4w
東アジア・太平洋	7.6w	10.3w	10.1w	11.5w	4.8w	3.9w	8.9w	15.0w	9.0w	8.4w	8.8w	13.9w	8.5w	14.4w
南アジア	5.7w	4.6w	8.0w	9.9w	3.2w	3.0w	6.9w	5.3w	6.6w	6.0w	6.4w	11.9w	6.1w	5.3w
ヨーロッパ・中央アジア	2.3w	−6.5w	12.2w	461.5w	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
中東・北アフリカ	0.2w	2.3w	8.2w	19.4w	4.5w	3.3w	1.1w	..	1.2w	..	..	..	..	..
ラテンアメリカ・カリブ地域	1.7w	3.2w	179.4w	380.9w	2.0w	2.3w	1.4w	2.5w	1.9w	3.8w	5.4w	7.0w	−1.5w	5.7w
高所得経済	3.2w	2.0w	4.8w	2.4w	2.3w	0.6w	3.2w	0.7w	3.4w	2.3w	5.2w	6.4w	4.1w	−0.2w
108 韓国	9.4	7.2	5.9	6.2	2.8	1.3	13.1	7.3	8.2	7.9	12.0	13.4	11.9	7.2
109 ポルトガル	2.9	0.8	18.1	8.7	..	..	..	..	..	..	8.7	3.3	..	..
110 スペイン	3.2	1.1	9.3	5.2	..	−1.7	..	..	..	..	5.7	10.1	5.7	−2.6
111 ニュージーランド	1.8	3.6	10.8	0.6	4.4	0.9	1.3	3.8	1.7	3.5	4.1	5.2	1.7	12.4
112 アイルランド	3.1	4.7	6.6	2.2	..	..	..	..	..	..	8.9	10.7	..	−3.8
113 †イスラエル	3.5	6.4	101.5	12.2	..	..	..	..	..	..	5.5	9.5	2.2	11.5
114 †クウェート	0.9	12.2	−2.4	−2.0	14.7	..	1.0	..	0.9	..	−2.3	..	−4.5	..
115 †アラブ首長国連邦	−2.0	..	0.7	..	9.6	9.3	−4.2	−1.8	3.4	4.9	0.0	..	−8.7	..
116 イギリス	3.2	1.4	5.7	3.6	..	..	..	..	..	..	3.9	4.3	6.4	..
117 オーストラリア	3.4	3.5	7.3	1.3	3.3	−2.4	2.8	3.3	3.7	3.7	7.0	6.8	2.7	5.8
118 イタリア	2.4	1.0	9.9	4.7	0.6	1.6	..	..	..	..	4.1	8.1	2.1	−3.2
119 カナダ	3.4	1.8	4.4	1.5	1.5	0.3	2.9	1.2	3.7	1.8	6.0	9.5	5.2	2.3
120 フィンランド	3.3	−0.5	6.8	1.8	−0.2	0.0	3.3	−1.2	5.3	−2.7	2.2	9.8	3.0	−8.3
121 †香港	6.9	5.6	7.7	8.1	..	..	..	..	..	..	14.4	13.5	4.0	11.7
122 スウェーデン	2.3	−0.1	7.4	3.2	1.5	−1.9	2.8	−0.7	2.5	−0.1	4.3	6.7	4.3	−7.2
123 オランダ	2.3	1.8	1.6	2.2	3.4	3.0	1.6	0.4	2.6	2.1	4.5	3.7	3.1	−0.3
124 ベルギー	1.9	1.1	4.4	3.1	1.8	4.0	2.2	..	1.8	..	4.6	4.6	3.2	−0.9
125 フランス	2.4	1.0	6.0	2.1	2.0	−1.1	1.1	−1.0	3.0	1.5	3.7	4.0	2.8	−2.8
126 †シンガポール	6.4	8.7	2.0	3.7	−6.2	0.5	5.4	9.2	7.2	8.4	10.0	..	3.7	6.0
127 オーストリア	2.1	1.9	3.7	3.5	1.1	−1.8	1.9	1.7	2.3	2.2	4.6	2.5	2.5	3.6
128 アメリカ合衆国	3.0	2.6	4.1	2.4	4.0	3.6	2.8	1.2	3.1	2.1	5.2	7.3	3.4	4.1
129 ドイツ[d]	2.2	..	2.6	..	1.7	..	1.2	..	2.9	..	4.4	..	2.0	..
130 デンマーク	2.4	2.0	5.5	1.8	3.1	0.3	2.9	1.6	2.3	1.3	4.4	2.8	4.0	−1.1
131 ノルウェー	2.9	3.5	5.5	1.3	0.9	..	3.5	..	2.6	..	5.0	5.1	0.6	..
132 日本	4.0	1.0	1.7	0.9	1.3	−2.2	4.2	0.0	3.9	2.3	4.5	3.4	5.3	−0.8
133 スイス	2.2	0.1	3.7	2.3	..	..	..	..	..	..	3.4	1.5	4.9	0.0
世界	3.1w	2.0w	15.0w	56.6w	2.8w	1.3w	3.3w	1.4w	3.4w	2.6w	5.3w	6.8w	3.7w	0.8w

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．サービスには割当外のものも含む．b．エリトリアも含む．c．GDP 成長率は人口が決定したうえで出されている．d．1990年以前のデータは統一前のドイツ連邦共和国のもの．

表 12. 経済構造：生産

		GDP (100万ドル)		GDP の分配 (%) 農業の付加価値		工業の付加価値		(製造業[a]) 付加価値		サービス[b] 付加価値	
		1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995
低所得経済		739,236t	1,352,256t	34w	25w	32w	38w	21w	27w	32w	35w
中国・インドを除く		*390,472*t	316,889t	··	33w	··	25w	··	*13*w	··	41w
1	モザンビーク	2,028	1,469	37	*33*	31	*12*	··	··	32	*55*
2	エチオピア[c]	*5,179*	5,287	*56*	*57*	*12*	*10*	*6*	*3*	*31*	*33*
3	タンザニア	*5,702*	3,602	*46*	58	*18*	17	*11*	8	*37*	24
4	ブルンジ	920	1,062	62	56	13	18	7	12	25	26
5	マラウイ	1,238	1,465	37	42	19	27	12	18	44	31
6	チャド	727	1,138	54	*44*	12	*22*	··	*16*	34	*35*
7	ルワンダ	1,163	1,128	50	37	23	17	16	*3*	27	46
8	シエラレオネ	1,166	824	33	42	21	27	5	6	47	31
9	ネパール	1,946	4,232	62	42	12	22	4	10	26	36
10	ニジェール	2,538	1,860	43	*39*	23	*18*	4	··	35	*44*
11	ブルキナファソ	1,709	2,325	33	*34*	22	*27*	16	*21*	45	*39*
12	マダガスカル	4,042	3,198	30	34	16	13	··	13	54	53
13	バングラデシュ	12,950	29,110	50	31	16	18	11	10	34	52
14	ウガンダ	1,267	5,655	72	50	4	14	4	6	23	36
15	ベトナム	··	20,351	··	28	··	30	··	*22*	··	42
16	ギニアビサオ	105	257	44	46	20	24	··	7	36	30
17	ハイチ	1,462	2,043	··	*44*	··	*12*	··	*9*	··	*44*
18	マリ	1,629	2,431	61	46	10	17	4	6	29	37
19	ナイジェリア	93,082	26,817	27	28	40	53	8	5	32	18
20	イエメン共和国	··	4,790	··	*22*	··	*27*	··	*14*	··	*51*
21	カンボジア	··	2,771	··	51	··	14	··	6	··	34
22	ケニア	7,265	9,095	33	29	21	17	13	11	47	54
23	モンゴル	*2,328*	861	··	··	··	··	··	··	··	··
24	トーゴ	1,136	*981*	27	*38*	25	*21*	8	*9*	48	*41*
25	ガンビア共和国	233	384	30	*28*	16	*15*	7	*7*	53	*58*
26	中央アフリカ共和国	797	1,128	40	*44*	20	*13*	7	··	40	*43*
27	インド	172,321	324,082	38	29	26	29	18	19	36	41
28	ラオス人民民主共和国	··	1,760	··	*52*	··	*18*	··	*14*	··	*30*
29	ベナン	1,405	*1,522*	35	*34*	12	*12*	8	*7*	52	*53*
30	ニカラグア	2,144	1,911	23	*33*	31	*20*	26	*16*	45	*46*
31	ガーナ	4,445	6,315	58	46	12	16	8	6	30	38
32	ザンビア	3,884	4,073	14	22	41	40	18	30	44	37

33	アンゴラ	‥	3,722	‥	12	‥	59	‥	3	‥	28
34	グルジア	‥	2,325	‥	67	‥	22	‥	18	‥	11
35	パキスタン	23,690	60,649	30	26	25	24	16	17	46	50
36	モーリタニア	709	1,068	30	*27*	26	*30*	‥	*13*	44	*43*
37	アゼルバイジャン	‥	3,475	‥	*27*	‥	*32*	‥	‥	‥	*41*
38	ジンバブエ	5,355	6,522	14	*15*	34	*36*	25	*30*	52	*48*
39	ギニア	‥	3,686	‥	24	‥	31	‥	5	‥	45
40	ホンジュラス	2,566	3,937	24	21	24	33	15	18	52	46
41	セネガル	3,016	4,867	19	20	25	18	15	12	57	62
42	中国	201,688	697,647	30	21	49	48	41	38	21	31
43	カメルーン	6,741	7,931	29	39	23	23	9	10	48	38
44	コートジボアール	10,175	10,069	27	31	20	20	13	18	53	50
45	アルバニア	‥	2,192	‥	56	‥	21	‥	‥	‥	23
46	コンゴ	1,706	2,163	12	10	47	38	7	6	42	51
47	キルギス共和国	‥	3,028	‥	44	‥	24	‥	‥	‥	32
48	スリランカ	4,024	12,915	28	23	30	25	18	16	43	52
49	アルメニア	‥	2,058	‥	44	‥	35	‥	‥	25	20
中所得経済		2,461,307t	4,033,376t	‥	*11*w	‥	*35*w	‥	*18*w	‥	*52*w
低位中所得		‥	2,025,853t	‥	*13*w	‥	36w	‥	‥	‥	*49*w
50	レソト	368	1,029	24	10	29	56	7	18	47	34
51	エジプト・アラブ共和国	22,913	47,349	18	20	37	21	12	15	45	59
52	ボリビア	3,074	6,131	18	‥	35	‥	15	‥	47	‥
53	マケドニア，旧ユーゴ	‥	1,975	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
54	モルドバ	‥	3,518	‥	50	‥	28	‥	26	‥	22
55	ウズベキスタン	‥	21,590	‥	*33*	‥	*34*	‥	*18*	‥	*34*
56	インドネシア	78,013	198,079	24	17	42	42	13	24	34	41
57	フィリピン	32,500	74,180	25	22	39	32	26	23	36	46
58	モロッコ	18,821	32,412	18	14	31	33	17	19	51	53
59	シリア・アラブ共和国	13,062	16,783	20	‥	23	‥	‥	‥	56	‥
60	パプアニューギニア	2,548	4,901	33	26	27	*38*	10	*8*	40	*34*
61	ブルガリア	20,040	12,366	14	13	54	34	‥	‥	32	53
62	カザフスタン	‥	21,413	‥	12	‥	30	‥	6	‥	57
63	グアテマラ	7,879	14,489	‥	*25*	‥	*19*	‥	‥	‥	*56*
64	エクアドル	11,733	17,939	12	12	38	36	18	21	50	52
65	ドミニカ共和国	6,631	11,277	20	15	28	22	15	15	52	64
66	ルーマニア	‥	35,533	‥	21	‥	40	‥	‥	‥	39
67	ジャマイカ	2,679	4,406	8	9	38	38	17	18	54	53
68	ヨルダン	‥	*6,105*	‥	*8*	‥	*27*	‥	*14*	‥	*65*
69	アルジェリア	42,345	41,435	10	13	54	47	9	9	36	41
70	エルサルバドル	3,574	9,471	38	14	22	22	16	‥	40	65
71	ウクライナ	‥	80,127	‥	18	‥	42	‥	37	‥	41
72	パラグアイ	4,579	7,743	29	*24*	27	*22*	16	*16*	44	*54*

(注) データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照．斜字体の数値は表示された年以外のものである．

表 12. 経済構造：生産（つづき）

		GDP (100万ドル)		GDPの分配（%） 農業の付加価値		工業の付加価値		(製造業[a]) 付加価値		サービス[b] 付加価値	
		1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995
73	チュニジア	8,743	18,035	14	12	31	29	12	19	55	59
74	リトアニア	‥	7,089	‥	11	‥	36	‥	30	‥	53
75	コロンビア	33,399	76,112	19	*14*	32	*32*	23	*18*	49	*54*
76	ナミビア	2,190	3,033	12	*14*	53	*29*	5	*9*	35	*56*
77	ベラルーシ	‥	20,561	‥	13	‥	35	‥	22	‥	52
78	ロシア連邦	‥	344,711	‥	*7*	‥	*38*	‥	*31*	‥	*55*
79	ラトビア	‥	6,034	‥	9	‥	31	‥	18	‥	60
80	ペルー	20,661	57,424	10	7	42	38	20	24	48	55
81	コスタリカ	4,831	9,233	18	17	27	24	19	19	55	58
82	レバノン	‥	11,143	‥	*7*	‥	*24*	‥	*10*	‥	*69*
83	タイ	32,354	167,056	23	11	29	40	22	29	48	49
84	パナマ	3,592	7,413	‥	11	‥	15	‥	‥	‥	74
85	トルコ	68,790	164,789	26	16	22	31	14	21	51	53
86	ポーランド	57,068	117,663	‥	6	‥	39	‥	26	‥	54
87	エストニア	‥	4,007	‥	8	‥	28	‥	17	‥	64
88	スロバキア共和国	‥	17,414	‥	6	‥	33	‥	‥	‥	61
89	ボツワナ	971	4,318	13	5	44	46	4	4	43	48
90	ベネズエラ	69,377	75,016	5	5	46	38	16	17	49	56
中所得上位国		989,317t	1,981,511t	8w	9w	47w	37w	20w	18w	43w	53w
91	南アフリカ	78,744	136,035	7	5	50	31	23	24	43	64
92	クロアチア	‥	18,081	‥	12	‥	25	‥	20	‥	62
93	メキシコ	194,914	250,038	8	8	33	26	22	19	59	67
94	モーリシャス	1,132	3,919	12	9	26	33	15	23	62	58
95	ガボン	4,285	4,691	7	‥	60	‥	5	‥	33	‥
96	ブラジル	235,025	688,085	11	14	44	37	33	24	45	49
97	トリニダード・トバゴ	6,236	5,327	2	3	60	42	9	9	38	54
98	チェコ共和国	29,123	44,772	7	*6*	63	*39*	‥	‥	30	*55*
99	マレーシア	24,488	85,311	22	13	38	43	21	33	40	44
100	ハンガリー	22,163	43,712	‥	8	‥	33	‥	24	‥	59
101	チリ	27,572	67,297	7	‥	37	‥	21	‥	55	‥
102	オマーン	5,982	12,102	3	‥	69	‥	1	‥	28	‥
103	ウルグアイ	10,132	17,847	14	9	34	26	26	18	53	65
104	サウジアラビア	156,487	125,501	1	‥	81	‥	5	‥	18	‥
105	アルゼンチン	76,962	281,060	6	6	41	31	29	*20*	52	63

106 スロベニア	‥	18,550	‥	5	‥	39	‥	1	‥	57
107 ギリシャ	40,147	90,550	27	*21*	48	*36*	30	*21*	24	*43*
低・中位所得経済	3,192,729t	5,393,142t	‥	14w	‥	36w	‥	*20*w	‥	48w
サブサハラ・アフリカ	292,557t	296,748t	24w	20w	36w	30w	12w	15w	38w	48w
東アジア・太平洋	464,719t	1,341,265t	27w	18w	39w	44w	27w	32w	32w	38w
南アジア	219,283t	439,203t	39w	30w	24w	27w	15w	17w	35w	41w
ヨーロッパ・中央アジア	‥	1,103,330t	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
中東・北アフリカ	463,031t	‥	9w	‥	57w	‥	7w	‥	32w	‥
ラテンアメリカ・カリブ地域	758,569t	1,688,195t	10w	10w	37w	33w	25w	21w	51w	55w
高所得経済	7,758,074t	22,485,548t	3w	*2*w	37w	*32*w	24w	*21*w	58w	*66*w
108 韓国	63,661	455,476	15	*7*	40	*43*	29	*27*	45	*50*
109 ポルトガル	28,526	102,337	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
110 スペイン	211,543	558,617	‥	*3*	‥	‥	‥	‥	‥	‥
111 ニュージーランド	22,469	57,070	11	‥	31	‥	22	‥	58	‥
112 アイルランド	20,080	60,780	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
113 †イスラエル	22,579	91,965	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
114 †クウェート	28,639	26,650	0	0	75	53	6	11	25	46
115 †アラブ首長国連邦	29,625	39,107	1	*2*	77	*57*	4	*8*	22	*40*
116 イギリス	537,382	1,105,822	2	*2*	43	*32*	27	*21*	54	*66*
117 オーストラリア	160,109	348,782	5	*3*	36	*28*	19	*15*	58	*70*
118 イタリア	452,648	1,086,932	6	*3*	39	31	28	*21*	55	66
119 カナダ	263,193	568,928	5	‥	40	‥	22	‥	55	‥
120 フィンランド	51,306	125,432	12	*6*	49	*37*	35	*28*	39	*57*
121 †香港	28,495	143,669	1	0	32	*17*	24	*9*	67	*83*
122 スウェーデン	125,557	228,679	4	*2*	37	*32*	25	*23*	59	*66*
123 オランダ	171,861	395,900	3	*3*	32	*27*	18	*18*	64	*70*
124 ベルギー	118,022	269,081	2	*2*	34	‥	24	‥	64	‥
125 フランス	664,597	1,536,089	4	*2*	34	*27*	24	*19*	62	*71*
126 †シンガポール	11,718	83,695	1	0	38	36	29	27	61	64
127 オーストリア	76,882	233,427	4	*2*	40	*34*	28	*24*	56	*63*
128 アメリカ合衆国	2,708,150	6,952,020	3	*2*	34	*26*	22	*18*	64	*72*
129 ドイツ	‥	2,415,764	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
130 デンマーク	66,322	172,220	6	*4*	33	*29*	22	*21*	61	*67*
131 ノルウェー	63,283	145,954	4	‥	36	‥	15	‥	60	‥
132 日本	1,059,253	5,108,540	4	*2*	42	*38*	29	*24*	54	*60*
133 スイス	101,646	300,508	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
世界	10,768,090t	27,846,241t	7w	5w	38w	33w	23w	21w	53w	*63*w

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．製造業は通常，工業セクターのなかで最もダイナミックな部分であるため，個別に示してある．b．サービス等には割当以外の項目も含まれる．c．1992年以前のデータはエリトリアを含む．

表 13. 経済構造：需要

		GDP の分配（%）											
		一般政府消費		民間消費		国内総投資		国内総貯蓄		財・サービス輸出		財・サービス収支	
		1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995
低所得経済		12w	12w	66w	59w	24w	32w	22w	30w	13w	19w	−2w	−1w
中国・インドを除く		‥	13w	‥	80w	‥	20w	‥	10w	‥	24w	*−8*w	−6w
1	モザンビーク	21	*20*	78	*75*	22	*60*	1	*5*	20	*23*	−22	*−55*
2	エチオピア	*14*[a]	12	*83*[a]	81	*9*[a]	17	*3*[a]	7	*11*[a]	15	*−6*[a]	−11
3	タンザニア	*12*	10	*69*	97	*29*	31	*19*	−7	*14*	30	*−10*	−38
4	ブルンジ	9	12	92	95	14	11	−1	−7	*9*	12	−15	−18
5	マラウイ	19	20	70	76	25	15	11	4	25	29	−14	−11
6	チャド	*8*	*17*	*99*	*93*	*4*	*9*	*−6*	*−10*	24	*13*	−17	*−19*
7	ルワンダ	12	14	83	93	16	13	5	−7	15	6	−11	−20
8	シエラレオネ	8	11	91	98	18	6	2	−9	23	13	−16	−15
9	ネパール	7	8	82	79	18	23	11	12	12	24	−7	−12
10	ニジェール	10	*17*	67	*82*	37	*6*	23	*1*	24	*13*	−14	*−4*
11	ブルキナファソ	10	*16*	95	*78*	17	*22*	−6	*6*	10	*14*	−23	*−16*
12	マダガスカル	12	7	89	91	15	11	−1	3	13	23	−16	−8
13	バングラデシュ	6	14	92	78	15	17	2	8	6	14	−13	−8
14	ウガンダ	*11*	10	*89*	83	6	16	0	7	19	12	−6	−9
15	ベトナム	‥	7	‥	*77*	‥	27	‥	16	‥	36	‥	−11
16	ギニアビサオ	29	8	77	98	30	16	−6	−5	8	13	−36	−22
17	ハイチ	10	*6*	82	*101*	17	*2*	8	*−7*	22	*4*	−9	*−9*
18	マリ	10	11	91	79	17	26	−2	10	16	22	−19	−16
19	ナイジェリア	12	10	56	*69*	22	*18*	32	*20*	29	*25*	10	4
20	イエメン共和国	‥	*29*	‥	*61*	‥	*12*	‥	*10*	‥	*43*	‥	*−2*
21	カンボジア	‥	*11*	‥	*82*	‥	*19*	‥	*6*	‥	*11*	‥	*−13*
22	ケニア	20	15	62	72	29	19	18	13	28	33	−11	−6
23	モンゴル	b	‥	74	‥	46	‥	27	‥	19	‥	*−36*	2
24	トーゴ	22	11	53	80	30	14	25	9	51	31	−5	*−4*
25	ガンビア共和国	20	19	79	*76*	26	*21*	1	*5*	47	53	−26	−15
26	中央アフリカ共和国	15	13	94	80	7	15	−10	6	26	18	−17	−9
27	インド	10	10	73	68	21	25	17	22	7	12	−4	−2
28	ラオス人民民主共和国	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
29	ベナン	9	*9*	96	*82*	15	*20*	−5	*9*	23	*27*	−20	*−6*
30	ニカラグア	20	*14*	83	*95*	17	*18*	−2	*−9*	24	*24*	−19	*−27*
31	ガーナ	11	12	84	77	6	19	5	10	8	25	−1	−8
32	ザンビア	26	9	55	88	23	12	19	3	41	31	−4	−7

33	アンゴラ	‥	47	‥	9	‥	27	‥	43	‥	74	‥	33
34	グルジア	13	7	56	103	29	3	‥	−9	‥	17	‥	−1
35	パキスタン	10	12	83	73	18	19	7	16	12	16	−12	−3
36	モーリタニア	25	9	68	80	36	15	7	11	37	50	−29	−3
37	アゼルバイジャン	‥	b	‥	96	‥	16	‥	4	‥	27	‥	−16
38	ジンバブエ	20	*19*	64	*64*	19	*22*	16	*17*	30	*34*	−3	*−6*
39	ギニア	‥	8	‥	81	‥	15	‥	11	‥	21	‥	−4
40	ホンジュラス	13	14	70	73	25	23	17	14	36	36	−8	−10
41	セネガル	22	11	78	79	15	16	0	10	28	32	−16	−5
42	中国	15	12	51	46	35	40	35	42	6	21	0	2
43	カメルーン	10	9	70	71	21	15	20	21	27	26	−1	6
44	コートジボアール	17	12	63	67	27	13	20	20	35	41	−6	7
45	アルバニア	9	15	56	93	35	16	‥	−8	‥	14	‥	−24
46	コンゴ	18	12	47	64	36	27	36	23	60	62	0	−4
47	キルギス共和国	‥	23	‥	67	‥	16	‥	10	‥	26	‥	−18
48	スリランカ	9	12	80	74	34	25	11	14	32	36	−23	−11
49	アルメニア	16	13	47	116	29	9	‥	−29	‥	24	‥	−53
中所得経済		‥	14w	‥	59w	‥	25w	‥	25w	‥	24w	‥	−1w
低位中所得		‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
50	レソト	36	23	124	85	42	87	−60	−9	20	21	−102	−96
51	エジプト・アラブ共和国	16	13	69	81	28	17	15	6	31	21	−12	−3
52	ボリビア	14	*13*	67	*79*	15	*15*	19	*8*	21	*20*	4	*−7*
53	マケドニア，旧ユーゴ	‥	14	‥	82	‥	15	‥	4	‥	37	‥	−11
54	モルドバ	‥	20	‥	81	‥	7	‥	−1	‥	35	‥	−7
55	ウズベキスタン	‥	*25*	‥	*59*	‥	*23*	‥	*24*	‥	*63*	‥	0
56	インドネシア	11	8	52	56	24	38	37	36	33	25	13	1
57	フィリピン	9	11	67	74	29	23	24	15	24	36	−5	−8
58	モロッコ	18	15	68	71	24	21	14	13	17	27	−10	−8
59	シリア・アラブ共和国	23	‥	67	‥	28	‥	10	‥	18	‥	−17	‥
60	パプアニューギニア	24	12	61	48	25	24	15	39	43	61	−10	15
61	ブルガリア	6	15	55	61	34	21	39	25	36	49	5	2
62	カザフスタン	‥	15	‥	65	‥	22	‥	19	‥	34	‥	−3
63	グアテマラ	8	*6*	79	*86*	16	*17*	13	*8*	22	*19*	−3	−6
64	エクアドル	15	13	60	67	26	19	26	21	25	29	0	2
65	ドミニカ共和国	8	4	77	80	25	20	15	16	19	26	−10	0
66	ルーマニア	5	12	60	66	40	26	35	21	35	28	‥	−5
67	ジャマイカ	20	9	64	80	16	17	16	10	51	69	0	−7
68	ヨルダン	‥	*22*	‥	*75*	‥	*26*	‥	*3*	‥	*49*	‥	*−24*
69	アルジェリア	14	16	43	56	39	32	43	29	34	27	4	−3
70	エルサルバドル	14	8	72	86	13	19	14	6	34	21	1	−16
71	ウクライナ	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	−3
72	パラグアイ	6	*7*	76	*79*	32	*23*	18	*14*	15	*36*	−13	−19

(注) データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照．斜字体の数値は表示された年以外のものである．

表 13. 経済構造：需要（つづき）

		GDP の分配（%）											
		一般政府消費		民間消費		国内総投資		国内総貯蓄		財・サービス輸出		財・サービス収支	
		1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995
73	チュニジア	14	16	62	63	29	24	24	20	40	45	−5	−4
74	リトアニア	··	20	··	63	··	19	··	16	··	58	··	−3
75	コロンビア	10	9	70	75	19	20	20	16	16	15	1	−3
76	ナミビア	17	*31*	44	*52*	29	*20*	39	*17*	76	*53*	10	−7
77	ベラルーシ	··	22	··	58	··	25	··	20	··	43	··	−5
78	ロシア連邦	15	16	62	58	22	25	··	26	··	22	··	3
79	ラトビア	8	20	60	65	26	21	··	16	··	43	··	−5
80	ペルー	11	6	57	83	29	17	32	11	22	12	3	−5
81	コスタリカ	18	17	66	60	27	25	16	24	26	41	−10	−1
82	レバノン	··	*12*	··	*110*	··	*29*	··	*−22*	··	*10*	··	−62
83	タイ	12	10	65	54	29	43	23	36	24	42	−6	−7
84	パナマ	··	15	··	64	··	24	··	22	··	39	··	−2
85	トルコ	10	10	78	70	18	25	11	20	5	20	−7	−5
86	ポーランド	9	18	67	63	26	17	23	19	28	28	−3	2
87	エストニア	··	23	··	58	··	27	··	18	··	75	··	−9
88	スロバキア共和国	··	20	··	50	··	28	··	30	··	63	··	2
89	ボツワナ	19	32	53	45	38	25	28	23	53	49	−10	−2
90	ベネズエラ	12	6	55	73	26	16	33	21	29	27	7	5
中所得上位国		12w	15w	56w	61w	25	21w	32w	23w	27w	22w	7w	*−1w*
91	南アフリカ	13	21	50	61	28	18	36	18	36	22	8	0
92	クロアチア	··	33	··	66	··	14	··	1	··	40	··	−13
93	メキシコ	10	10	65	71	27	15	25	19	11	25	−2	3
94	モーリシャス	14	12	75	65	21	25	10	22	51	58	−10	−3
95	ガボン	13	10	26	42	28	26	61	48	65	61	33	22
96	ブラジル	9	17	70	62	23	22	21	21	9	7	−2	−1
97	トリニダード・トバゴ	12	13	46	62	31	14	42	25	50	39	11	11
98	チェコ共和国	··	20	··	60	··	25	··	20	··	52	··	−5
99	マレーシア	17	12	51	51	30	41	33	37	58	96	3	−3
100	ハンガリー	10	11	61	68	31	23	29	21	39	35	−2	−2
101	チリ	12	9	67	62	25	27	20	29	23	29	−4	2
102	オマーン	25	*31*	28	*42*	22	*17*	47	*27*	63	*49*	25	*10*
103	ウルグアイ	12	13	76	74	17	14	12	13	15	19	−6	−1
104	サウジアラビア	16	*27*	22	*43*	22	*20*	62	*30*	71	*40*	41	*10*
105	アルゼンチン	b	b	76	82	25	18	24	18	5	9	−1	0

106 スロベニア	‥	21	‥	58	‥	22	‥	21	‥	56	‥	−1
107 ギリシャ	16	19	60	74	29	19	23	7	21	22	−5	−12
低・中位所得経済	14w	14w	57w	63w	26	27w	30w	22w	23w	22w	2w	−1w
サブサハラ・アフリカ	14w	17w	60w	67w	23	19w	27w	16w	31w	28w	3w	−3w
東アジア・太平洋	12w	11w	58w	51w	28	39w	28w	38w	16w	29w	1w	−1w
南アジア	9w	11w	75w	69w	20	23w	15w	20w	8w	14w	−6w	−3w
ヨーロッパ・中央アジア	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
中東・北アフリカ	16w	‥	39w	‥	26	‥	45w	‥	47w	‥	16w	‥
ラテンアメリカ・カリブ地域	11w	12w	67w	67w	25	20w	23w	19w	16w	17w	−2w	−2w
高所得経済	17w	15w	60w	63w	23	21w	23w	21w	22w	22w	0w	2w
108 韓国	12	10	64	54	32	37	25	36	34	33	−7	−1
109 ポルトガル	14	17	65	65	34	28[c]	21	18	24	28	−13	−9
110 スペイン	13	16	66	62	23	21	21	22	16	24	−2	0
111 ニュージーランド	18	15	62	60	21	24	20	26	30	32	−1	2
112 アイルランド	19	15	67	57	27	13	14	27	48	75	−13	15
113 †イスラエル	39	29	50	58	22	24	11	13	40	29	−11	−10
114 †クウェート	11	33	31	49	14	12	58	18	78	55	44	6
115 †アラブ首長国連邦	11	*18*	17	*54*	28	*27*	72	*27*	78	*70*	43	*1*
116 イギリス	22	21	59	64	17	16[c]	19	15	27	28	2	−1
117 オーストラリア	18	17	59	60	25	23	24	22	16	20	−2	−1
118 イタリア	15	16	61	62	27	18	24	22	22	26	−3	3
119 カナダ	19	19	55	60	24	19	25	21	28	37	2	2
120 フィンランド	18	21	54	54	29	16	28	24	33	38	−1	8
121 †香港	6	9	60	59	35	35	34	33	90	147	−1	−2
122 スウェーデン	29	26	51	55	21	14	19	19	29	41	−2	4
123 オランダ	17	14	61	57	22	22	22	29	51	53	0	7
124 ベルギー	18	15	63	62	22	18	19	24	63	74	−3	6
125 フランス	18	20	59	60	24	18	23	20	22	23	−1	2
126 †シンガポール	10	9	53	40	46	33	38	‥	207	‥	−9	‥
127 オーストリア	18	19	56	55	28	27	26	26	37	38	−2	−1
128 アメリカ合衆国	18	16	63	*68*	20	*16*	19	*15*	10	11	−1	−2
129 ドイツ	‥	20	‥	58	‥	21	‥	23	‥	23	‥	1
130 デンマーク	27	25	56	54	19	16	17	21	33	35	−1	6
131 ノルウェー	18	21	51	50	25	23[c]	31	29	43	38	6	6
132 日本	10	10	59	60	32	29	31	31	14	9	−1	2
133 スイス	13	14	67	59	24	23	20	27	37	36	−4	4
世界	16w	15w	59w	63w	24	23w	25w	21w	22w	22w	1w	1w

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．エリトリアを含む．b．一般政府消費が個別に求められない場合，民間消費に含めてある．
c．統計上の不突合を含む．

表 14. 中央政府予算

		GDP 比								合計歳出比[b](%)				総合赤字／黒字[c] (GDP 比,%)	
		総歳入[a]				総歳出									
		税収		税以外		経常		資本		国防		社会サービス[d]			
		1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995
低所得経済															
中国・インドを除く															
1	モザンビーク	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
2	エチオピア	*12.8*[e]	11.9	*3.7*[e]	..	*18.0*[e]	..	*3.3*[e]	..	35.5[e]	..	19.6[e]	..	*−3.1*[e]	*−8.5*
3	タンザニア	*17.1*	..	*9.4*	..	*19.2*	..	*10.4*	..	9.2	..	35.0	..	*−7.0*	..
4	ブルンジ	13.2	..	3.5	..	*11.5*	..	*11.0*	..	..	..	..	..	−3.9	..
5	マラウイ	16.6	..	5.9	..	18.0	..	16.6	..	12.8	..	30.7	..	−15.9	..
6	チャド	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
7	ルワンダ	11.0	..	2.5	..	9.3	..	5.0	..	..	..	..	..	−1.7	*−6.9*
8	シエラレオネ	14.0	12.5	2.5	*4.5*	*19.6*	13.3	*5.0*	*6.5*	..	..	..	..	−12.1	*−5.0*
9	ネパール	6.6	9.1	2.9	4.3	..	..	..	..	6.7	..	..	..	−3.0	..
10	ニジェール	12.2	..	2.6	..	9.4	..	9.0	..	3.8	..	50.5	..	−4.7	..
11	ブルキナファソ	10.4	..	1.9	..	9.8	..	2.3	..	17.0	..	36.0	..	0.2	..
12	マダガスカル	12.9	8.2	5.2	2.2	..	11.3	..	*7.5*	..	..	..	34.6	..	*−4.8*
13	バングラデシュ	7.7	..	2.9	..	..	..	..	..	9.4	..	..	..	2.5	..
14	ウガンダ	3.0	..	1.3	..	5.3	..	0.8	..	25.2	..	24.1	..	−3.1	..
15	ベトナム	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
16	ギニアビサオ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
17	ハイチ	9.3	..	1.6	..	13.9	..	3.5	..	..	..	..	..	−4.7	..
18	マリ	9.5	..	4.0	..	12.3	..	1.9	..	11.0	..	37.8	..	−4.6	..
19	ナイジェリア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
20	イエメン共和国	..	13.0	..	*2.6*	..	*34.7*	..	*3.8*	..	*30.3*	..	*30.8*	..	*−17.3*
21	カンボジア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
22	ケニア	19.1	19.6	8.5	*10.0*	19.4	*22.1*	5.9	*5.3*	16.4	*6.2*	36.0	*27.1*	−4.5	*−3.2*
23	モンゴル	..	20.3	..	5.0	..	18.1	..	*3.3*	..	*11.5*	..	*38.8*	..	*−1.9*
24	トーゴ	27.0	..	4.6	..	*23.7*	..	*8.9*	..	*7.1*	..	*56.2*	..	−2.0	..
25	ガンビア共和国	20.0	21.8	0.8	*7.5*	16.7	*15.8*	15.5	*4.6*	..	..	38.2	..	−4.5	*3.5*
26	中央アフリカ共和国	*15.0*	..	*3.4*	..	*18.5*	..	*1.3*	..	*9.7*	..	*34.5*	..	*−3.5*	..
27	インド	9.8	9.6	5.0	4.1	11.7	14.2	1.6	1.8	19.8	14.5	8.8	11.9	−6.5	−5.4
28	ラオス人民民主共和国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
29	ベナン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
30	ニカラグア	20.3	23.6	8.7	10.7	24.8	22.0	4.7	*8.4*	7.7	0.0	41.3	*63.5*	−7.2	*−4.3*
31	ガーナ	6.4	12.9	1.9	*5.6*	9.8	*17.6*	1.1	*3.0*	3.7	*4.9*	38.3	*42.3*	−4.2	*−2.5*
32	ザンビア	23.1	13.4	10.8	7.0	33.0	10.7	4.0	6.1	0.0	..	23.4	59.0	−18.5	−2.9

33	アンゴラ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
34	グルジア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
35	パキスタン	13.3	15.3	5.5	7.2	14.5	19.1	3.1	4.1	..	..	..	..	−5.7	−4.8
36	モーリタニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
37	アゼルバイジャン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
38	ジンバブエ	19.2	..	6.7	..	33.0	..	1.8	..	25.0	..	30.2	..	−10.9	..
39	ギニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
40	ホンジュラス	13.6	..	3.5	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	−0.2
41	セネガル	20.7	..	6.3	..	22.3	..	1.9	..	16.8	..	38.5	..	0.9	0.0
42	中国	..	5.7	..	*4.6*	..	..	..	..	..	*12.4*	..	..	..	*−1.9*
43	カメルーン	15.0	9.5	2.9	*2.8*	10.5	*14.0*	5.2	*1.5*	9.1	*9.4*	38.2	*29.0*	0.5	*−1.7*
44	コートジボアール	21.1	..	5.7	..	19.1	..	9.0	..	..	..	..	..	−10.8	..
45	アルバニア	..	18.3	..	9.2	..	28.0	..	6.1	..	7.1	..	40.2	..	−9.9
46	コンゴ	27.0	..	2.7	..	*21.8*	..	*17.7*	..	..	16.1	*12.6*	..	−5.2	−0.1
47	キルギス共和国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
48	スリランカ	19.1	18.0	5.4	10.8	24.7	22.1	16.6	6.5	1.7	2.6	40.5	46.2	−18.3	−0.1
49	アルメニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
中所得経済															
低位中所得															
50	レソト	*29.5*	44.4	*3.5*	*7.5*	*32.9*	*33.3*	..	..	..	..	*31.4*	..	..	..
51	エジプト・アラブ共和国	*28.9*	26.3	*4.0*	*5.6*	*36.6*	*34.8*	*9.0*	*8.0*	*13.5*	*8.7*	*32.1*	*39.1*	*−6.3*	*2.0*
52	ボリビア	..	11.8	..	7.1	..	18.7	..	*5.4*	..	*8.2*	..	52.3	..	*−3.6*
53	マケドニア，旧ユーゴ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
54	モルドバ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
55	ウズベキスタン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
56	インドネシア	20.2	16.4	1.8	*6.2*	11.7	*8.4*	10.4	*7.8*	13.5	*6.2*	23.7	*70.4*	−2.3	*0.6*
57	フィリピン	12.5	16.0	5.9	*4.9*	9.9	*15.4*	3.5	*3.0*	15.7	*10.6*	25.4	*26.3*	−1.4	*−1.5*
58	モロッコ	20.4	..	8.1	..	22.8	..	10.3	..	17.9	..	39.5	..	−9.7	..
59	シリア・アラブ共和国	10.5	17.8	1.4	*8.2*	30.3	*15.5*	17.9	*11.1*	35.8	*28.2*	28.0	*26.8*	−9.7	*−3.8*
60	パプアニューギニア	20.5	18.9	2.8	*2.3*	29.2	*26.1*	5.2	*3.3*	4.4	*3.3*	29.8	*30.5*	−1.9	*−4.1*
61	ブルガリア	..	29.0	..	10.4	..	41.4	..	1.6	..	6.3	..	35.0	..	−5.5
62	カザフスタン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
63	グアテマラ	8.7	6.8	2.9	*3.7*	7.3	*6.9*	5.1	*2.3*	10.6	*15.2*	47.5	*38.4*	−3.4	*−1.2*
64	エクアドル	12.2	13.9	2.2	*4.1*	11.9	*12.4*	2.3	*3.3*	12.5	..	52.5	..	−1.4	*0.0*
65	ドミニカ共和国	11.1	14.9	3.1	*5.5*	11.4	*8.2*	5.2	*8.7*	7.8	*4.7*	53.0	*87.1*	−2.6	*0.0*
66	ルーマニア	10.1	26.3	0.0	*6.9*	29.8	*27.7*	15.0	*4.3*	3.8	6.2	28.3	*54.8*	0.5	0.0
67	ジャマイカ	27.9	..	14.3	..	..	..	..	..	..	..	..	..	−15.5	..
68	ヨルダン	..	20.4	..	*6.5*	..	*24.7*	..	*6.1*	*25.3*	*20.7*	*38.5*	*46.8*	..	*1.1*
69	アルジェリア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
70	エルサルバドル	11.1	12.1	3.4	6.4	11.7	*11.2*	2.8	*3.7*	8.8	5.2	47.0	*37.2*	−5.7	0.0
71	ウクライナ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
72	パラグアイ	9.8	9.1	1.9	*5.0*	7.5	*11.1*	2.4	*1.9*	12.4	*10.7*	47.0	*54.1*	0.3	*1.2*

(注) データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照．斜字体の数値は表示された年以外のものである．

表 14. 中央政府予算（つづき）

		GDP 比								合計歳出比[b]（%）				総合赤字／黒字[c]（GDP 比，%）	
		総歳入[a]				総歳出									
		税収		税以外		経常		資本		国防		社会サービス[d]			
		1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995
73	チュニジア	23.9	‥	7.5	‥	22.1	‥	9.4	‥	12.2	‥	53.7	‥	−2.8	‥
74	リトアニア	‥	24.4	‥	12.6	‥	24.7	‥	2.7	‥	1.9	‥	53.2	‥	‥
75	コロンビア	10.3	14.0	2.7	*6.8*	10.4	*11.9*	4.1	*2.5*	*6.7*	*8.7*	*58.5*	*40.8*	−1.8	*−0.5*
76	ナミビア	‥	31.4	‥	*10.1*	‥	*34.6*	‥	*6.1*	‥	‥	‥	‥	‥	*−4.8*
77	ベラルーシ	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
78	ロシア連邦	‥	16.1	‥	6.3	‥	*25.8*	‥	*1.3*	‥	*16.4*	‥	*34.6*	‥	*−10.5*
79	ラトビア	‥	23.1	‥	10.9	‥	29.2	‥	1.2	‥	2.6	‥	63.7	‥	*−4.2*
80	ペルー	15.8	14.4	6.4	7.7	15.0	15.8	4.4	*3.1*	21.0	‥	27.4	0.0	−2.4	0.0
81	コスタリカ	16.8	22.0	5.4	8.4	21.3	26.0	5.2	2.4	2.6	0.0	73.9	63.0	−7.4	−2.9
82	レバノン	‥	10.8	‥	*1.1*	‥	*25.8*	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
83	タイ	13.2	17.1	6.6	7.4	14.4	10.5	4.4	‥	21.7	‥	37.8	57.7	−4.9	*1.8*
84	パナマ	19.7	20.1	4.5	*4.8*	26.5	*25.4*	5.9	*2.9*	‥	*5.4*	48.5	*69.6*	−5.5	*4.3*
85	トルコ	14.3	14.3	3.6	7.3	15.5	20.9	5.9	6.1	15.2	15.8	33.0	21.6	−3.1	0.0
86	ポーランド	‥	36.7	‥	11.6	‥	41.9	‥	*1.5*	‥	‥	‥	‥	‥	*−2.3*
87	エストニア	‥	33.2	‥	*13.6*	‥	‥	‥	‥	‥	*3.1*	‥	‥	‥	*1.4*
88	スロバキア共和国	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
89	ボツワナ	24.9	28.1	0.3	*1.7*	23.1	*38.3*	10.8	‥	9.8	‥	41.5	*35.6*	−0.2	‥
90	ベネズエラ	18.9	14.8	0.9	*4.0*	14.9	*16.3*	4.0	*2.5*	5.8	‥	48.0	‥	0.0	*−4.1*
中所得上位国															
91	南アフリカ	20.5	25.2	5.6	*10.0*	19.1	*31.0*	3.0	*2.2*	‥	‥	‥	‥	−2.3	*−6.2*
92	クロアチア	‥	43.0	‥	18.7	‥	42.8	‥	3.7	‥	21.1	‥	60.9	‥	−0.9
93	メキシコ	14.3	14.8	4.4	*8.0*	11.3	*14.3*	5.5	‥	2.3	‥	57.6	*65.7*	−3.0	‥
94	モーリシャス	18.4	18.2	3.6	5.5	22.7	19.1	4.6	4.2	0.8	1.5	55.9	60.0	−10.3	−1.4
95	ガボン	23.6	‥	1.7	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	6.1	‥
96	ブラジル	17.8	18.6	7.3	*4.9*	18.6	*39.0*	2.2	‥	‥	‥	43.5	*34.5*	−2.2	‥
97	トリニダード・トバゴ	35.7	‥	1.6	‥	18.4	‥	12.0	‥	‥	‥	‥	‥	7.2	‥
98	チェコ共和国	‥	37.5	‥	13.0	‥	36.9	‥	5.1	‥	5.7	‥	65.7	‥	0.5
99	マレーシア	23.4	20.6	4.4	6.6	19.2	18.1	9.9	5.1	14.8	12.7	45.3	48.0	−6.0	0.8
100	ハンガリー	*44.9*	‥	*20.5*	‥	*48.7*	‥	*7.5*	‥	*4.4*	‥	*31.0*	‥	*−2.8*	‥
101	チリ	25.6	17.8	11.4	9.7	25.3	16.2	2.7	*3.3*	12.4	*8.8*	65.3	77.9	5.4	*1.6*
102	オマーン	10.7	8.5	0.2	0.4	30.3	36.0	8.2	*6.9*	51.2	*36.5*	9.7	26.3	0.4	*−11.2*
103	ウルグアイ	21.0	27.6	9.6	9.6	20.1	29.2	1.7	*2.6*	13.4	*7.3*	67.6	79.8	0.0	*−2.8*
104	サウジアラビア	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
105	アルゼンチン	10.4	‥	2.6	‥	18.2	‥	*2.7*	‥	14.3	‥	28.6	‥	−2.6	0.0

106 スロベニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
107 ギリシャ	27.4	26.0	9.7	*17.8*	31.1	*38.8*	5.5	*4.4*	12.6	*8.9*	58.8	*34.1*	−5.0	*−15.7*
低・中位所得経済														
サブサハラ・アフリカ														
東アジア・太平洋														
南アジア														
ヨーロッパ・中央アジア														
中東・北アフリカ														
ラテンアメリカ・カリブ地域														
高所得経済														
108 韓国	15.3	17.7	8.0	6.5	14.6	14.2	2.4	3.6	34.3	18.1	30.0	42.1	−2.2	−0.2
109 ポルトガル	24.3	30.9	8.8	*12.8*	28.9	*37.7*	4.4	..	7.4	..	55.9	..	−8.5	..
110 スペイン	22.2	28.7	3.1	*6.5*	23.8	*36.8*	3.0	*2.6*	4.3	6.8	77.4	*54.0*	−4.2	0.0
111 ニュージーランド	30.6	34.4	6.1	10.8	35.7	35.0	2.4	1.2	5.1	3.6	63.8	70.1	−6.7	0.1
112 アイルランド	30.9	35.1	10.4	*11.4*	40.4	*39.3*	4.6	*3.2*	*3.4*	*3.0*	*57.7*	*61.6*	−12.5	−0.2
113 †イスラエル	43.3	33.4	12.4	13.0	67.2	40.9	2.8	*4.3*	39.8	*19.4*	29.0	57.5	−15.6	*−2.9*
114 †クウェート	2.7	1.2	0.2	0.0	18.9	44.1	8.9	7.3	12.2	25.5	39.1	44.2	58.7	..
115 †アラブ首長国連邦	0.0	0.6	0.0	*0.6*	11.2	*11.3*	0.9	*0.5*	47.5	*37.1*	24.0	*29.2*	2.1	*0.2*
116 イギリス	30.6	33.5	9.8	11.8	36.4	39.6	1.8	4.4	13.8	..	48.2	54.5	−4.6	0.1
117 オーストラリア	19.6	22.3	5.1	5.2	21.1	26.6	1.5	2.5	9.4	16.8	50.1	58.0	−1.5	−0.1
118 イタリア	29.1	38.4	7.7	*11.2*	37.6	*48.0*	2.2	*1.9*	3.4	..	55.3	..	−10.7	*−10.5*
119 カナダ	16.2	..	3.1	..	21.0	..	0.3	..	7.7	10.8	46.1	..	−3.5	..
120 フィンランド	25.1	29.3	13.3	*14.2*	25.2	*42.0*	3.0	*1.7*	5.6	*3.9*	59.7	*63.5*	−2.2	*−13.4*
121 †香港	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
122 スウェーデン	30.1	32.8	10.2	11.2	37.5	43.6	1.8	1.4	7.7	5.6	67.0	64.6	−8.1	−6.9
123 オランダ	44.2	42.9	10.3	10.5	48.2	48.3	4.6	2.5	5.6	3.9	70.5	68.7	−4.6	−4.9
124 ベルギー	41.7	43.7	10.5	*11.4*	46.6	*47.9*	4.3	*5.5*	5.7	7.0	67.0	*7.2*	−8.2	−0.5
125 フランス	36.7	38.1	12.2	11.5	37.4	44.4	2.1	*2.4*	7.4	..	74.1	*72.5*	−0.1	*−5.5*
126 †シンガポール	17.5	17.2	4.0	*4.6*	15.6	10.7	4.5	*4.2*	25.2	37.4	37.5	48.5	2.1	0.0
127 オーストリア	32.0	32.9	8.8	*9.1*	34.0	*37.5*	3.4	*2.9*	3.0	3.7	78.8	*77.8*	−3.4	−0.1
128 アメリカ合衆国	18.5	19.0	0.9	0.8	20.7	22.1	1.4	*0.8*	21.2	*18.1*	54.2	55.0	−2.8	−2.3
129 ドイツ	..	30.0	..	7.3	..	32.2	..	*1.7*	9.1	..	74.9	..	..	*−2.5*
130 デンマーク	31.3	35.4	16.7	16.5	36.7	42.0	2.7	1.5	6.5	4.0	61.2	56.9	−2.7	−2.0
131 ノルウェー	33.9	31.6	14.8	*15.4*	33.4	*39.1*	1.2	..	7.7	..	55.9	*51.1*	−1.7	..
132 日本	11.0	17.6	2.4	*3.0*	14.8	..	3.6	..	..	*4.1*	..	..	−7.0	0.0
133 スイス	18.3	21.5	3.8	*3.4*	18.9	*25.9*	1.4	*1.2*	10.2	15.2	69.0	*75.2*	−0.2	0.1
世界														

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．経常収入を指す．b．融資から返済を差し引いたものを含む．c．贈与を含む．d．教育，保健，社会保障，福祉，住宅，コミュニティのアメニティを指す．e．エリトリアを含む．

表 15. 商品の輸出入

		輸出				輸入						年平均成長率(%)			
		合計(100万ドル)		製造業(全体比,%)		合計(100万ドル)		食品(全体比,%)		燃料(全体比,%)		輸出		輸入	
		1980	1995	1980	1993	1980	1995	1980	1993	1980	1993	1980-90	1990-95	1980-90	1990-95
低所得経済		84,204t	245,456t			97,748t	251,806t					5.3w	*8.3*w	1.6w	*13.0*w
中国・インドを除く		58,817t	64,769t			65,465t	86,058t					1.4w	*2.7*w	−4.2w	*5.0*w
1	モザンビーク	281	169	2	*20*	800	784	‥	‥	‥	‥	−10.5	*−0.3*	−1.0	*2.9*
2	エチオピア[a]	425	423	0	*4*	717	*1,033*	8	*6*	25	*11*	1.2	*−9.4*	3.3	*−3.3*
3	タンザニア	511	639	14	‥	1,250	1,619	13	‥	21	‥	−1.8	*10.0*	−3.3	*12.7*
4	ブルンジ	65	106	3	*30*	168	234	‥	‥	‥	‥	7.4	*−4.8*	1.4	*−14.6*
5	マラウイ	295	*325*	7	*6*	439	*491*	8	‥	15	‥	0.1	*−1.8*	1.3	*−1.6*
6	チャド	71	*156*	8	‥	74	220	‥	‥	‥	‥	5.4	*−10.0*	10.5	*−12.1*
7	ルワンダ	72	45	0	‥	243	235	12	‥	13	‥	5.6	*−19.6*	1.3	*−1.9*
8	シエラレオネ	224	42	40	*27*	427	135	24	‥	2	‥	−2.1	*−4.3*	−9.9	*−1.1*
9	ネパール	80	348	31	*84*	342	1,374	4	‥	18	‥	7.8	*22.1*	4.9	*6.8*
10	ニジェール	566	*225*	2	‥	594	*309*	14	‥	26	‥	−6.4	*−2.0*	−4.5	*2.5*
11	ブルキナファソ	161	274	‥	‥	359	549	‥	‥	‥	‥	5.4	*1.3*	2.1	*8.3*
12	マダガスカル	401	364	6	*20*	600	499	9	*11*	15	*12*	−0.1	*−6.8*	−4.6	*−5.6*
13	バングラデシュ	793	3,173	68	*81*	2,600	6,496	24	*15*	10	*14*	7.5	*12.7*	1.8	*5.3*
14	ウガンダ	345	461	3	*1*	293	1,058	8	‥	30	‥	−1.4	*3.9*	−0.6	*28.7*
15	ベトナム	339	5,026	‥	‥	1,310	7,272	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
16	ギニアビサオ	11	23	‥	‥	55	70	20	‥	6	‥	−5.1	*−18.3*	1.3	*−5.4*
17	ハイチ	226	110	‥	‥	375	653	24	‥	13	‥	−2.9	*−11.2*	−4.4	*−6.8*
18	マリ	205	*326*	9	‥	439	*529*	19	‥	35	‥	2.6	*−3.7*	1.2	*−3.4*
19	ナイジェリア	26,000	11,670	0	*3*	16,700	7,900	17	‥	2	‥	−2.4	*−1.9*	−17.5	*7.6*
20	イエメン共和国	‥	1,937	51	‥	‥	1,962	28	‥	7	‥	1.5	*7.2*	−5.9	*11.1*
21	カンボジア	‥	855	‥	‥	‥	1,213	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
22	ケニア	1,250	1,878	12	*18*	2,120	2,949	8	*8*	34	*33*	2.6	*16.6*	1.1	*−5.6*
23	モンゴル	‥	*324*	‥	‥	‥	*223*	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
24	トーゴ	338	209	11	*6*	551	386	17	*23*	23	*10*	4.9	*9.0*	1.1	*−11.2*
25	ガンビア共和国	31	16	9	*37*	165	140	23	‥	11	‥	2.3	*26.9*	1.0	*9.0*
26	中央アフリカ共和国	116	187	29	‥	81	174	21	‥	2	‥	2.5	*3.5*	6.0	*−3.3*
27	インド	8,590	30,764	59	*75*	14,900	34,522	9	*4*	45	*30*	6.3	*7.0*	4.5	*2.7*
28	ラオス人民民主共和国	31	348	8	‥	29	587	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
29	ベナン	63	*163*	8	‥	331	*493*	26	‥	8	‥	7.7	*−0.3*	−6.3	*29.4*
30	ニカラグア	451	520	14	*7*	887	962	15	*23*	20	*15*	−4.4	*−8.7*	−4.1	*7.3*
31	ガーナ	1,260	*1,227*	1	*23*	1,130	*1,580*	10	‥	27	‥	3.9	*9.1*	1.6	*12.8*
32	ザンビア	1,300	*781*	‥	‥	1,340	1,258	5	‥	22	‥	−3.5	*26.9*	−5.0	*−6.2*

33	アンゴラ	1,880	3,508	13	‥	1,330	1,748	24	‥	1	‥	11.3	*4.2*	−3.4	*−4.1*
34	グルジア	‥	347	‥	‥	‥	687	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
35	パキスタン	2,620	7,992	48	85	5,350	11,461	13	14	27	17	9.5	*8.8*	2.1	*10.3*
36	モーリタニア	194	*404*	2	*1*	286	*700*	30	‥	14	‥	7.8	*3.5*	1.1	*4.4*
37	アゼルバイジャン	‥	612	‥	‥	‥	955	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
38	ジンバブエ	1,415	*1,885*	38	*37*	1,448	*2,241*	3	*18*	1	*12*	2.2	*−6.6*	−2.2	*−5.1*
39	ギニア	401	583	‥	‥	270	690	‥	‥	‥	‥	−3.6	*−8.6*	−2.9	*−2.8*
40	ホンジュラス	830	1,061	13	*13*	1,010	1,219	10	*11*	16	*13*	1.3	*10.7*	−1.0	*7.0*
41	セネガル	477	*340*	15	*21*	1,050	*704*	25	*29*	25	*11*	2.6	*3.6*	1.0	*6.1*
42	中国*	18,100	148,797	48	81	19,900	129,113	‥	3	‥	6	11.4	*14.3*	10.0	*24.8*
43	カメルーン	1,380	2,331	4	*13*	1,600	1,241	9	*16*	12	*3*	4.5	*−1.7*	−1.4	*−11.2*
44	コートジボアール	3,130	3,939	‥	*17*	2,970	2,808	13	‥	16	‥	3.3	*−7.5*	−4.0	*5.4*
45	アルバニア	367	205	‥	‥	354	679	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
46	コンゴ	911	*952*	7	‥	580	670	19	‥	14	‥	5.5	*9.7*	−2.0	*2.5*
47	キルギス共和国	‥	409	‥	‥	‥	610	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
48	スリランカ	1,070	3,798	16	*73*	2,040	5,185	20	*16*	24	*9*	6.3	*17.0*	2.0	*15.0*
49	アルメニア	‥	271	‥	‥	‥	674	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
中所得経済		586,567t	893,331t			455,925t	987,309t					2.6w	*6.9*w	−0.2w	*11.0*w
低位中所得		‥	‥			‥	‥					‥	‥	‥	‥
50	レソト	58	*143*	‥	‥	464	*821*	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
51	エジプト・アラブ共和国	3,050	3,435	11	33	4,860	11,739	32	24	1	2	−0.2	*−0.1*	−0.7	*−2.9*
52	ボリビア	942	1,101	3	19	665	1,424	19	9	1	5	1.7	*−5.4*	−2.8	*18.9*
53	マケドニア，旧ユーゴ	‥	1,244	‥	‥	‥	1,420	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
54	モルドバ	‥	746	‥	‥	‥	841	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
55	ウズベキスタン	‥	3,805	‥	‥	‥	3,598	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
56	インドネシア	21,900	45,417	2	53	10,800	40,918	13	7	16	8	5.3	*21.3*	1.2	*9.1*
57	フィリピン	5,740	17,502	37	76	8,300	28,337	8	8	28	12	2.9	*10.2*	2.4	*15.2*
58	モロッコ	2,490	4,802	24	57	4,160	8,563	20	17	24	14	4.2	*0.8*	2.9	*1.7*
59	シリア・アラブ共和国	2,110	3,970	6	*9*	4,120	4,616	14	*19*	26	*4*	6.4	*−3.2*	−9.3	*22.3*
60	パプアニューギニア	1,030	2,644	3	*12*	1,180	1,451	21	‥	15	‥	4.5	*19.3*	−0.2	*2.1*
61	ブルガリア	10,400	5,100	‥	‥	9,650	5,015	‥	*8*	‥	*36*	‥	‥	‥	‥
62	カザフスタン	‥	5,197	‥	‥	‥	5,692	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
63	グアテマラ	1,520	2,156	24	*30*	1,600	3,293	8	*11*	24	*14*	−1.3	*8.2*	−0.6	*19.3*
64	エクアドル	2,480	4,307	3	7	2,250	4,193	8	5	1	2	3.0	*8.9*	−3.9	*10.0*
65	ドミニカ共和国	962	765	24	*52*	1,640	2,976	17	‥	25	‥	−1.0	*−10.2*	2.6	*8.9*
66	ルーマニア	11,200	7,548	‥	77	12,800	9,424	‥	14	‥	26	−6.8	*−4.7*	−0.9	*−5.3*
67	ジャマイカ	963	1,414	63	*65*	1,100	2,757	20	*14*	38	*19*	1.2	*1.3*	3.1	*7.0*
68	ヨルダン	574	1,769	34	51	2,400	3,698	18	20	17	13	7.4	*7.1*	−3.1	*13.0*
69	アルジェリア	13,900	*8,594*	0	*3*	10,600	*9,570*	21	*29*	3	*1*	2.5	*−0.8*	−5.1	*−5.7*
70	エルサルバドル	967	998	35	*48*	966	2,853	18	*15*	18	*14*	−2.8	*13.0*	1.3	*16.2*
71	ウクライナ	‥	13,647	‥	‥	‥	15,945	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
72	パラグアイ	310	*817*	12	17	615	*2,370*	‥	11	‥	12	9.9	*−1.9*	3.2	*7.3*
*台湾（中国）		19,800	111,585	88	*93*	19,700	103,698	8	*6*	25	*8*	11.6	*5.9*	12.8	*14.1*

（注） データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照．斜字体の数値は表示された年以外のものである．

表 15. 商品の輸出入（つづき）

		輸出				輸入						年平均成長率(%)			
		合計(100万ドル)		製造業(全体比,%)		合計(100万ドル)		食品(全体比,%)		燃料(全体比,%)		輸出		輸入	
		1980	1995	1980	1993	1980	1995	1980	1993	1980	1993	1980-90	1990-95	1980-90	1990-95
73	チュニジア	2,200	5,475	36	75	3,540	7,903	14	8	21	8	6.2	*7.7*	1.3	*6.4*
74	リトアニア	‥	2,707	‥	*64*	‥	3,083	‥	*11*	‥	*45*	‥	‥	‥	‥
75	コロンビア	3,920	9,764	20	40	4,740	13,853	12	8	12	4	9.7	*4.8*	−1.9	*22.3*
76	ナミビア	‥	1,353	‥	‥	‥	*1,196*	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
77	ベラルーシ	‥	4,621	‥	‥	‥	5,149	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
78	ロシア連邦	‥	81,500	‥	‥	‥	58,900	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
79	ラトビア	‥	1,305	‥	‥	‥	1,818	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
80	ペルー	3,900	5,575	18	17	2,500	9,224	20	20	2	8	−1.9	*11.0*	−1.0	*12.1*
81	コスタリカ	1,000	2,611	34	*33*	1,540	3,253	9	*8*	15	*9*	4.9	*10.1*	2.8	*15.1*
82	レバノン	868	982	65	‥	3,650	6,721	16	‥	15	‥	−1.2	*−7.8*	−7.4	*23.5*
83	タイ	6,510	56,459	28	73	9,210	70,776	5	5	30	8	14.3	*21.6*	12.1	*12.7*
84	パナマ	358	625	9	16	1,450	2,511	10	10	31	13	2.6	*23.3*	−4.1	*14.3*
85	トルコ	2,910	21,600	27	72	7,910	35,710	4	6	48	14	12.0	*8.8*	11.3	*11.2*
86	ポーランド	14,200	22,892	71	*60*	16,700	29,050	14	*12*	18	*17*	4.8	*3.9*	1.5	*26.4*
87	エストニア	‥	1,847	‥	‥	‥	2,539	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
88	スロバキア共和国	‥	8,585	‥	‥	‥	9,070	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
89	ボツワナ	502	2,130	‥	‥	692	1,907	‥	‥	‥	‥	11.4	*−0.8*	7.7	*−5.6*
90	ベネズエラ	19,221	18,457	2	14	11,827	11,968	15	11	2	1	1.6	*−0.1*	−6.1	*19.3*
中所得上位国		246,329t	372,898t			161,848t	379,450t					1.7w	*7.3*w	−0.6w	*12.6*w
91	南アフリカ	25,500	27,860	39	74	19,600	30,555	3	6	0	1	0.9	*2.8*	−0.8	*5.3*
92	クロアチア	‥	4,633	‥	71	‥	7,582	‥	9	‥	10	‥	‥	‥	‥
93	メキシコ	15,600	79,543	12	75	19,500	72,500	16	8	2	2	12.2	*14.7*	5.7	*18.7*
94	モーリシャス	431	1,537	27	*67*	609	1,959	26	*13*	14	*9*	8.6	*2.0*	11.0	*2.5*
95	ガボン	2,170	2,713	‥	*4*	674	882	19	‥	1	‥	0.6	*5.7*	−2.0	*2.0*
96	ブラジル	20,100	46,506	39	60	25,000	53,783	10	10	43	16	6.1	*6.6*	−1.5	*8.5*
97	トリニダード・トバゴ	3,960	2,455	4	34	3,160	1,714	11	15	38	16	−4.3	*4.9*	−12.1	*8.1*
98	チェコ共和国	‥	21,654	‥	‥	‥	26,523	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
99	マレーシア	13,000	74,037	19	*65*	10,800	77,751	12	*7*	15	*4*	11.5	*17.8*	6.0	*15.7*
100	ハンガリー	8,670	12,540	66	68	9,220	15,073	8	6	16	13	3.0	*−1.8*	0.7	*7.9*
101	チリ	4,710	16,039	10	18	5,800	15,914	15	6	18	10	5.7	*10.5*	1.4	*14.5*
102	オマーン	2,390	6,065	3	70	1,730	4,248	15	19	11	3	13.1	*9.8*	−1.6	*18.5*
103	ウルグアイ	1,060	2,106	38	43	1,680	2,867	8	8	29	9	2.9	*−3.1*	−2.0	*21.7*
104	サウジアラビア	109,000	46,624	1	*9*	30,200	27,458	14	‥	1	‥	−8.2	*4.0*	−8.4	*5.9*
105	アルゼンチン	8,020	20,967	23	32	10,500	20,122	6	5	10	2	3.1	*−1.0*	−8.6	*45.8*

106 スロベニア	..	8,286	..	86	..	9,452	..	8	..	11	..	..	..	..
107 ギリシャ	5,150	*9,384*	47	48	10,500	*21,466*	9	6	23	25	5.1	*11.9*	5.8	*12.8*
低・中位所得経済	660,833t	1,152,249t			547,417t	1,233,749t					3.0w	*7.2*w	0.2w	*11.4*w
サブサハラ・アフリカ	77,237t	72,847t			66,593t	77,574t					0.9w	*0.9*w	−3.8w	*1.9*w
東アジア・太平洋	69,623t	359,102t			65,139t	368,683t					9.3w	*17.8*w	7.1w	*17.0*w
南アジア	13,848t	46,455t			25,863t	60,512t					6.6w	*8.6*w	3.5w	*5.3*w
ヨーロッパ・中央アジア	..	..			..	..					..	..	..	..
中東・北アフリカ	203,379t	*106,441*t			103,850t	110,841t					−2.0w	*1.1*w	−5.8w	*5.9*w
ラテンアメリカ・カリブ地域	98,589t	221,210t			107,971t	237,576t					5.2w	*6.6*w	−0.5w	*15.1*w
高所得経済	1,393,926t	3,997,288t			1,503,743t	4,037,671t					5.2w	*5.4*w	6.2w	*4.6*w
108 韓国	17,500	125,058	90	93	22,300	135,119	10	6	30	18	13.7	*7.4*	11.2	*7.7*
109 ポルトガル	4,640	22,621	72	78	9,310	32,339	14	19	24	24	12.2	*0.5*	9.8	*2.4*
110 スペイン	20,700	91,716	72	78	34,100	115,019	13	14	39	11	6.9	*11.2*	10.1	*5.3*
111 ニュージーランド	5,420	13,738	20	27	5,470	13,958	6	8	23	7	3.6	*5.4*	4.6	*5.5*
112 アイルランド	8,400	44,191	58	75	11,200	32,568	12	10	15	5	9.3	*11.4*	4.7	*5.6*
113 †イスラエル	5,540	19,046	82	91	9,780	29,579	11	7	27	7	5.9	*10.0*	4.6	*12.3*
114 †クウェート	19,700	12,977	10	*88*	6,530	7,784	15	*13*	1	*1*	−2.0	*42.3*	−6.3	*23.0*
115 †アラブ首長国連邦	20,700	25,650	3	..	8,750	*21,024*	11	..	11	..	6.1	*6.3*	−1.3	*21.0*
116 イギリス	110,000	242,042	74	82	116,000	263,719	13	11	14	5	4.4	*1.8*	6.3	*0.9*
117 オーストラリア	21,900	52,692	20	*35*	22,400	61,280	5	5	14	6	5.8	*8.1*	4.9	*5.1*
118 イタリア	78,100	231,336	85	89	101,000	204,062	13	13	28	10	4.3	*6.0*	5.3	*−1.7*
119 カナダ	67,700	192,198	49	66	62,500	168,426	8	6	12	4	5.7	*8.4*	6.2	*6.3*
120 フィンランド	14,200	39,573	70	83	15,600	28,114	7	7	29	13	2.3	*8.7*	4.4	*−1.9*
121 †香港	19,800	173,754	92	95	22,400	192,774	12	6	6	2	15.4	*15.3*	11.0	*15.8*
122 スウェーデン	30,900	79,908	79	85	33,400	64,438	7	8	24	9	4.6	*7.4*	4.9	*5.0*
123 オランダ	74,000	195,912	51	63	76,600	176,420	15	15	24	9	4.5	*5.8*	4.6	*4.3*
124 ベルギー[b]	64,500	*136,864*	..	..	71,900	*125,297*	..	..	..	..	4.4	*4.2*	4.0	*0.3*
125 フランス	116,000	286,738	74	78	135,000	275,275	10	11	27	9	4.1	*2.3*	5.0	*0.8*
126 †シンガポール	19,400	118,268	50	80	24,000	124,507	9	6	29	11	12.2	*16.2*	8.6	*12.1*
127 オーストリア	17,500	*45,200*	83	89	24,400	*55,300*	6	5	16	5	6.4	*3.9*	5.8	*1.9*
128 アメリカ合衆国	226,000	584,743	68	82	257,000	770,852	8	5	33	10	3.6	*5.6*	7.2	*7.4*
129 ドイツ[c]	193,000	523,743	86	90	188,000	464,220	12	*10*	23	8	4.6	*2.2*	4.9	*2.9*
130 デンマーク	16,700	49,036	56	*66*	19,300	43,223	12	*13*	22	*6*	4.4	*5.4*	3.6	*3.4*
131 ノルウェー	18,600	41,746	32	31	16,900	32,702	8	7	17	3	6.8	*6.5*	4.2	*0.7*
132 日本	130,000	443,116	96	97	141,000	335,882	12	18	50	21	5.0	*0.4*	6.5	*4.0*
133 スイス	29,600	77,649	91	94	36,300	76,985	8	7	11	4	6.0	3.3	4.9	*−6.7*
世界	2,003,797t	5,144,770t			2,027,078t	5,246,326t					4.7w	6.0w	4.9w	5.8w

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．1992年以前のデータはエリトリアを含む．b．ルクセンブルクを含む．c．1990年以前のデータは統一前のドイツ連邦共和国のもの．

表 16. 国 際 収 支

		財・サービス・所得の輸出（100万ドル）		財・サービス・所得の輸入（100万ドル）		経常移転 ネット労働者送金（100万ドル）		経常移転 その他のネットトランスファー（100万ドル）		経常収支（100万ドル）		外貨準備総額（100万ドル）	
		1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995
低所得経済													
中国・インドを除く													
1	モザンビーク	452	490	875	1,368	0	..	56	..	−367	..	..	..
2	エチオピア[a]	590	828	797	1,400	..	..	80	*532*	−126	*−93*	262	815
3	タンザニア	762	1,253	1,412	2,236	0	0	128	354	−522	−629	20	270
4	ブルンジ	..	139	..	297	..	0	..	151	..	−6	105	216
5	マラウイ	315	419	638	937	0	*0*	63	*124*	−260	*−450*	76	115
6	チャド	71	274	83	540	−4	*−15*	25	*206*	9	*−38*	12	147
7	ルワンダ	182	91	335	338	−14	*−7*	118	*196*	−48	*−129*	187	126
8	シエラレオネ	276	137	494	374	−2	*0*	54	*47*	−165	*−89*	31	52
9	ネパール	239	1,110	368	1,592	..	..	36	108	−93	−375	272	646
10	ニジェール	644	291	1,016	496	−47	*−41*	143	*108*	−277	*−126*	132	99
11	ブルキナファソ	225	356	596	652	100	*29*	223	*226*	−49	*15*	75	352
12	マダガスカル	518	756	1,121	1,161	−30	−2	77	131	−556	−276	9	109
13	バングラデシュ	976	4,292	2,622	6,747	..	..	802	1,426	−844	−1,029	331	2,376
14	ウガンダ	331	642	450	1,440	..	*0*	36	370	−83	−428	3	459
15	ベトナム	..	7,368	..	9,865	..	..	..	477	*−792*	−2,021	0	3
16	ギニアビサオ	17	24	83	95	*−14*	−1	..	31	*−80*	−41	..	20
17	ハイチ	309	209	498	780	52	*0*	36	505	−101	−67	27	106
18	マリ	263	533	537	967	40	*69*	104	*162*	−130	*−164*	26	330
19	ナイジェリア	27,759	9,879	22,005	50,427	−410	2,567	−166	−1,894	5,178	−510	10,640	1,709
20	イエメン共和国	..	2,154	..	3,075	..	..	..	1,067	..	146	..	638
21	カンボジア	..	979	..	1,442	..	10	..	267	..	−186	..	192
22	ケニア	2,061	2,974	3,095	3,874	0	−4	156	503	−878	−400	539	384
23	モンゴル	476	511	1,283	550	*0*	*0*	*0*	77	*−808*	39	..	158
24	トーゴ	570	520	752	655	1	*5*	85	*25*	−95	*−57*	85	135
25	ガンビア共和国	66	181	181	241	0	*0*	28	52	−87	−8	6	106
26	中央アフリカ共和国	205	234	329	319	−19	*−27*	100	*91*	−43	*−25*	62	238
27	インド	12,348	40,995	18,130	54,303	..	..	2,860	7,478	−2,922	−5,830	12,010	22,865
28	ラオス人民民主共和国	..	453	..	673	..	*0*	..	−3	..	−224	..	99
29	ベナン	241	489	428	769	75	*65*	76	*84*	−36	*36*	15	202
30	ニカラグア	514	655	1,049	1,436	0	75	124	0	−411	−706	75	142
31	ガーナ	1,213	1,586	1,264	2,264	−4	*12*	84	264	30	−414	330	804
32	ザンビア	1,625	1,500	1,987	1,691	−61	..	−93	..	−516	..	206	*192*

33	アンゴラ	..	3,655	..	4,701	..	*−83*	..	*249*	..	*−769*	..	..
34	グルジア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
35	パキスタン	3,011	8,403	6,042	12,758	..	..	1,895	*2,390*	−1,137	*−1,965*	1,568	2,528
36	モーリタニア	270	533	493	636	−27	*−20*	117	76	−134	−27	146	90
37	アゼルバイジャン	..	..	..	1,273	..	..	..	110	..	−379	..	84
38	ジンバブエ	1,714	2,372	1,895	2,836	8	*−2*	23	*41*	−149	*−425*	419	888
39	ギニア	..	714	..	1,090	..	−10	..	189	..	−197	..	87
40	ホンジュラス	967	1,667	1,306	2,110	0	120	22	123	−317	−201	159	270
41	セネガル	830	1,501	1,337	1,898	−15	*13*	135	*375*	−387	*3*	25	283
42	中国*	24,729	152,431	19,541	152,248	*538*	350	*−52*	1,085	*5,674*	1,618	10,091	80,288
43	カメルーン	1,813	2,070	2,478	2,250	..	..	−17	9	−682	−171	206	15
44	コートジボアール	3,640	4,527	4,761	4,502	−716	−449	10	155	−1,826	−269	46	546
45	アルバニア	386	376	375	865	0	385	6	93	16	−12	..	265
46	コンゴ	1,029	1,252	1,195	1,825	−38	−27	37	29	−167	−570	93	64
47	キルギス共和国	..	340	..	490	..	..	..	43	..	−288	..	..
48	スリランカ	1,340	4,843	2,269	6,041	152	*715*	121	*75*	−657	*−546*	283	2,088
49	アルメニア	..	301	..	741	..	12	..	148	..	−279	..	..
中所得経済													
低位中所得													
50	レソト	363	663	482	1,021	0	*0*	175	*471*	56	*108*	50	457
51	エジプト・アラブ共和国	6,516	11,337	9,745	17,353	2,696	*3,417*	95	5,060	−438	−956	2,480	17,122
52	ボリビア	1,046	1,283	1,112	1,794	0	*−1*	60	*226*	−6	*−218*	553	1,005
53	マケドニア，旧ユーゴ	..	1,321	..	2,184	..	..	..	..	..	..	..	275
54	モルドバ	..	865	..	999	..	..	..	40	..	−95	..	240
55	ウズベキスタン	..	3,746	..	3,253	..	..	..	..	..	*−8*	..	..
56	インドネシア	24,878	52,505	25,694	60,367	*0*	629	*250*	210	*−566*	−7,023	6,803	14,908
57	フィリピン	7,997	32,862	10,348	35,722	202	296	232	584	−1,917	−1,980	3,978	7,757
58	モロッコ	3,270	9,118	5,807	12,900	989	1,890	141	371	−1,407	−1,521	814	3,874
59	シリア・アラブ共和国	2,568	5,929	4,610	6,406	774	385	1,520	532	251	440	828	..
60	パプアニューギニア	1,089	3,014	1,561	2,415	0	0	184	75	−289	674	458	267
61	ブルガリア	9,443	6,680	8,547	6,478	0	0	58	132	954	334	..	..
62	カザフスタン	..	5,296	..	5,874	..	..	..	59	..	−519	..	1,660
63	グアテマラ	1,834	2,868	2,107	3,933	0	350	110	144	−163	−572	753	783
64	エクアドル	2,975	5,298	3,647	6,351	0	0	30	231	−642	−822	1,257	1,788
65	ドミニカ共和国	1,313	5,106	2,237	6,100	183	795	21	−266	−720	−125	279	373
66	ルーマニア	12,160	9,094	14,580	10,799	0	3	0	360	−2,420	−1,342	2,511	2,624
67	ジャマイカ	1,422	3,327	1,678	4,107	51	414	70	121	−136	−245	105	681
68	ヨルダン	1,782	3,606	3,318	5,200	..	..	594	1,118	−942	−476	1,745	2,279
69	アルジェリア	14,500	10,954	14,552	12,512	241	..	60	168	249	−2,310	7,064	4,164
70	エルサルバドル	1,271	2,103	1,289	3,562	11	1,061	41	328	34	−70	382	940
71	ウクライナ	..	17,337	..	18,961	..	..	..	472	..	−1,152	..	1,069
72	パラグアイ	781	..	1,399	4,173	2	..	−2	42	−618	−1,473	783	1,040
	台湾（中国）	22,627	134,484	23,445	126,626	..	..	−95	−2,202	−913	5,656	4,055	95,559

（注） データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照．斜字体の数値は表示された年以外のものである．

表 16. 国 際 収 支（つづき）

		財・サービス・所得の輸出（100万ドル）		財・サービス・所得の輸入（100万ドル）		経常移転 ネット労働者送金（100万ドル）		経常移転 その他のネットトランスファー（100万ドル）		経常収支（100万ドル）		外貨準備総額（100万ドル）	
		1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995
73	チュニジア	3,356	8,098	4,119	9,646	304	659	106	152	−353	−737	700	1,689
74	リトアニア	‥	3,242	‥	3,966	‥	1	‥	109	‥	−614	‥	829
75	コロンビア	5,860	14,794	6,231	19,588	68	172	97	506	−206	−4,116	6,474	8,205
76	ナミビア	‥	1,899	‥	2,082	‥	4	‥	230	‥	50	‥	225
77	ベラルーシ	‥	2,773	‥	3,209	‥	‥	‥	182	‥	−254	‥	377
78	ロシア連邦	‥	95,100	‥	85,800	‥	‥	‥	304	‥	9,604	‥	18,024
79	ラトビア	‥	2,151	‥	2,246	‥	‥	‥	68	‥	−27	‥	602
80	ペルー	4,832	7,382	5,080	12,097	0	334	147	157	−101	−4,223	2,804	8,653
81	コスタリカ	1,219	3,945	1,897	4,241	0	0	15	154	−664	−143	197	1,060
82	レバノン	‥	1,512	‥	6,953	‥	‥	‥	350	‥	−5,092	7,025	8,100
83	タイ	8,575	74,093	10,861	88,134	0	0	210	487	−2,076	−13,554	3,026	36,939
84	パナマ	7,853	9,542	8,225	9,584	−36	*−7*	76	*210*	−331	*−141*	117	782
85	トルコ	3,672	38,069	9,251	44,904	2,071	3,327	100	1,169	−3,408	−2,339	3,298	13,891
86	ポーランド	16,200	33,169	20,338	36,929	0	35	721	−520	−3,417	−4,245	574	14,957
87	エストニア	‥	2,801	‥	3,112	‥	−1	‥	127	‥	−184	‥	583
88	スロバキア共和国	‥	11,185	‥	10,629	‥	0	‥	93	‥	648	‥	3,863
89	ボツワナ	748	2,908	954	2,539	−17	−157	72	129	−151	342	344	4,764
90	ベネズエラ	22,232	22,406	17,065	20,262	−418	−173	−21	284	4,728	2,255	13,360	10,715
中所得上位国													
91	南アフリカ	29,258	33,471	25,989	36,994	0	0	239	23	3,508	−3,500	7,888	4,464
92	クロアチア	‥	7,375	‥	9,733	‥	‥	‥	646	‥	−1,712	‥	2,036
93	メキシコ	23,987	93,529	35,243	98,145	687	3,672	147	290	−10,422	−654	4,175	17,046
94	モーリシャス	579	2,402	718	2,525	0	*0*	22	101	−117	−22	113	887
95	ガボン	2,434	2,793	1,926	2,415	−143	*−152*	19	0	384	378	115	153
96	ブラジル	23,275	56,098	36,250	77,855	−80	2,773	224	848	−12,831	−18,136	6,875	51,477
97	トリニダード・トバゴ	3,371	2,875	2,972	2,577	1	30	−43	−35	357	294	2,813	379
98	チェコ共和国	‥	29,399	‥	31,345	‥	0	‥	572	‥	−1,374	‥	14,613
99	マレーシア	14,836	84,212	15,100	92,440	0	*0*	−2	*163*	−266	*−4,147*	5,755	24,699
100	ハンガリー	9,780	17,933	10,374	21,528	*0*	−14	*63*	1,073	*−531*	−2,535	‥	12,095
101	チリ	6,276	20,014	8,360	20,214	0	*0*	113	357	−1,971	157	4,128	14,860
102	オマーン	3,852	6,403	2,650	5,671	−362	−1,740	102	29	942	−979	704	1,251
103	ウルグアイ	1,594	3,679	2,312	4,069	0	0	9	32	−709	−358	2,401	1,813
104	サウジアラビア	114,208	55,091	62,710	45,583	−4,094	−16,616	−5,901	−1,000	41,503	−8,108	26,129	10,399
105	アルゼンチン	11,202	28,052	15,999	30,874	0	0	23	432	*−4,774*	−2,390	9,297	15,979

106 スロベニア	..	10,731	..	10,812	..	53	..	−8	..	−37	..	1,821
107 ギリシャ	8,374	16,835	11,670	27,707	1,066	2,982	21	5,026	−2,209	−2,864	3,607	16,119
低・中位所得経済												
サブサハラ・アフリカ												
東アジア・太平洋												
南アジア												
ヨーロッパ・中央アジア												
中東・北アフリカ												
ラテンアメリカ・カリブ地域												
高所得経済												
108 韓国	22,477	151,826	28,342	160,490	96	486	496	−73	−5,273	−8,251	3,101	32,804
109 ポルトガル	6,846	35,666	10,916	43,026	2,928	3,348	78	3,783	−1,064	−229	13,863	22,063
110 スペイン	33,863	146,042	41,089	149,863	1,647	2,119	−1	2,983	−5,580	1,280	20,474	40,531
111 ニュージーランド	6,561	18,572	7,630	22,428	143	174	−47	−96	−973	−3,778	365	4,410
112 アイルランド	10,418	53,126	13,754	53,530	0	..	1,204	1,782	−2,132	1,379	3,071	8,770
113 †イスラエル	9,858	28,659	13,458	39,750	0	0	2,729	5,600	−871	−5,491	4,055	8,123
114 †クウェート	27,344	19,276	10,463	13,232	−692	−1,347	−888	−499	15,302	4,198	5,425	4,543
115 †アラブ首長国連邦	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	2,355	7,778
116 イギリス	201,137	458,728	189,683	452,359	0	..	−4,592	−11,001	6,862	−4,632	31,755	49,144
117 オーストラリア	26,668	74,417	30,702	93,535	..	..	−416	−67	−4,774	−19,184	6,366	14,952
118 イタリア	104,979	330,286	116,668	299,954	1,609	98	−507	−4,724	−10,587	25,706	62,428	60,690
119 カナダ	77,980	224,135	79,845	232,458	..	..	173	−370	−1,691	−8,693	15,462	16,369
120 フィンランド	17,332	50,798	18,620	44,813	0	..	−114	−343	−1,403	5,642	2,451	10,657
121 †香港	24,190	219,346	25,448	219,500	..	..	..	..	−1,258	..	..	..
122 スウェーデン	39,388	109,063	42,495	101,439	0	106	−1,224	−3,098	−4,331	4,633	6,996	25,909
123 オランダ	103,143	250,990	102,850	228,460	−320	−423	−828	−5,916	−855	16,191	37,549	47,162
124 ベルギー[b]	88,925	305,010	92,625	286,809	−270	−393	−961	−2,848	−4,931	14,960	27,974	24,120
125 フランス	174,118	498,203	174,156	475,234	−2,591	−1,364	−1,578	−5,162	−4,208	16,443	75,592	58,510
126 †シンガポール	25,239	159,437	26,695	143,456	0	*0*	−106	−888	−1,563	15,093	6,567	68,695
127 オーストリア	29,152	106,474	32,951	110,085	−67	28	1	−1,531	−3,865	−5,113	17,725	23,369
128 アメリカ合衆国	344,470	969,220	333,820	1,082,260	−810	−12,230	−7,690	−22,960	2,150	−148,230	171,413	175,996
129 ドイツ[c]	238,177	706,502	238,524	686,512	−4,437	−5,305	−8,422	−35,661	−13,205	−20,976	104,702	121,816
130 デンマーク	23,176	92,772	24,891	90,398	*0*	*0*	*−161*	−961	*−1,875*	1,413	4,347	11,652
131 ノルウェー	28,252	50,837	26,658	45,573	−23	*−236*	−493	*−1,384*	1,079	*3,645*	6,746	22,976
132 日本	158,230	687,136	167,450	568,143	0	..	−1,530	−7,747	−10,750	111,246	38,919	192,620
133 スイス	59,462	154,840	58,524	129,113	−603	−2,519	−537	−1,586	−201	21,622	64,748	68,620
世界												

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a．1992年以前のデータはエリトリアを含む．b．ルクセンブルクを含む．c．1990年以前のデータは統一前のドイツ連邦共和国のもの．

表 17. 対 外 債 務

		対外債務合計（100万ドル）		対外債務比率 GNP		対外債務比率 財・サービス輸出		財・サービスの輸出に対する債務返済比率（%）		債務の名目価値に対する現在価値比率(%)	対外債務総額に対する多国間債務の比率（%）	
		1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1995	1980	1995
低所得経済		106,209t	534,794t	16.3w	38.7w	96.8w	183.9w	9.6w	15.4w		17.2w	25.5w
中国・インドを除く		‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥		‥	‥
1	モザンビーク	‥	5,781	‥	443.6	‥	1,192.5	‥	35.3	76.6	‥	22.7
2	エチオピア[a]	824	5,221	‥	99.9	134.5	458.2	7.3	13.6	65.8	41.2	45.3
3	タンザニア	2,460	7,333	‥	207.4	323.0	585.2	21.1	17.4	73.5	23.0	39.1
4	ブルンジ	166	1,157	18.2	110.1	‥	829.3	‥	27.7	45.2	35.7	80.1
5	マラウイ	821	2,140	72.1	166.8	260.8	499.6	27.7	25.9	47.6	26.7	78.8
6	チャド	285	908	39.5	81.4	399.6	339.0	8.4	5.9	48.7	26.1	73.0
7	ルワンダ	190	1,008	16.3	89.1	103.5	657.3	4.1	‥	47.6	47.8	80.4
8	シエラレオネ	435	1,226	38.3	159.7	157.7	1,163.5	23.2	60.3	62.6	14.2	34.3
9	ネパール	205	2,398	10.4	53.3	85.4	198.0	3.3	7.8	49.2	62.0	81.3
10	ニジェール	863	1,633	34.5	91.2	132.8	571.7	21.7	19.8	62.2	16.5	53.2
11	ブルキナファソ	330	1,267	19.5	55.0	88.0	346.1	5.9	11.1	51.0	42.8	77.6
12	マダガスカル	1,241	4,302	31.1	141.7	239.3	562.2	20.3	9.2	74.1	14.7	39.2
13	バングラデシュ	4,230	16,370	32.6	56.3	360.4	298.2	23.7	13.3	55.9	30.2	59.7
14	ウガンダ	689	3,564	54.6	63.7	208.1	555.1	17.3	21.3	52.4	11.5	61.8
15	ベトナム	‥	26,495	‥	130.2	‥	396.0	‥	5.2	88.0	‥	1.2
16	ギニアビサオ	145	894	137.8	353.7	‥	1,874.3	‥	66.9	65.1	20.1	56.1
17	ハイチ	302	807	20.9	39.8	72.8	386.8	6.2	45.2	49.1	43.8	75.7
18	マリ	732	3,066	45.4	131.9	227.3	467.1	5.1	12.6	58.9	23.7	45.2
19	ナイジェリア	8,921	35,005	10.1	140.5	32.1	274.5	4.1	12.3	94.1	6.4	14.1
20	イエメン共和国	1,684	6,212	‥	155.2	‥	192.1	‥	3.2	82.2	14.9	20.6
21	カンボジア	‥	2,031	‥	73.5	‥	205.4	‥	0.6	70.7	‥	5.8
22	ケニア	3,383	7,381	48.1	97.7	164.1	248.2	21.0	25.7	74.1	18.6	39.5
23	モンゴル	‥	512	‥	61.5	‥	100.2	‥	9.1	64.2	‥	33.2
24	トーゴ	1,052	1,486	95.9	121.2	181.3	464.5	9.0	5.7	61.7	11.3	48.4
25	ガンビア共和国	137	426	61.5	‥	206.6	235.1	6.2	14.0	50.3	29.9	76.0
26	インド	20,581	93,766	11.9	28.2	136.0	201.2	9.3	27.9	80.0	29.5	32.0
27	中央アフリカ共和国	195	944	24.4	‥	94.8	403.9	4.9	6.8	53.4	27.4	67.2
28	ラオス人民民主共和国	350	2,165	‥	124.9	‥	478.3	‥	5.8	34.3	5.9	28.7
29	ベナン	424	1,646	30.2	81.8	133.1	285.6	6.3	8.4	55.9	24.5	52.3
30	ニカラグア	2,192	9,287	108.5	589.7	426.5	1,272.7	22.3	38.7	88.2	19.2	16.0
31	ガーナ	1,398	5,874	31.6	95.1	115.2	366.5	13.1	23.1	64.3	19.9	50.8
32	ザンビア	3,261	6,853	90.7	191.3	200.7	528.7	25.3	174.4	72.4	12.2	31.9

33	アンゴラ	‥	11,482	‥	274.9	‥	314.3	‥	12.5	94.6	‥	1.7
34	グルジア	‥	1,189	‥	51.6	‥	‥	‥	‥	85.9	‥	19.7
35	パキスタン	9,930	30,152	42.4	49.5	208.7	257.9	18.3	*35.3*	77.6	15.4	40.5
36	モーリタニア	843	2,467	125.5	243.3	306.1	458.5	17.3	21.5	68.3	14.8	36.8
37	アゼルバイジャン	‥	321	‥	9.2	‥	‥	‥	‥	86.3	‥	30.8
38	ジンバブエ	786	4,885	14.9	78.9	45.6	‥	3.8	*25.6*	82.2	0.4	33.1
39	ギニア	1,134	3,242	‥	91.2	‥	453.4	‥	25.3	64.9	11.5	45.2
40	ホンジュラス	1,473	4,567	60.6	124.6	152.2	255.5	21.4	31.0	81.2	31.1	47.3
41	セネガル	1,473	3,845	50.5	82.3	162.7	224.3	28.7	18.7	65.3	17.8	48.4
42	中国	4,504	118,090	2.2	17.2	‥	77.3	‥	9.9	91.4	0.0	13.8
43	カメルーン	2,588	9,350	37.9	124.4	140.7	338.3	15.2	20.1	80.0	16.7	17.9
44	コートジボアール	7,462	18,952	77.1	251.7	205.0	418.6	38.7	23.1	87.6	7.0	20.6
45	アルバニア	‥	709	‥	31.6	‥	93.2	‥	1.0	101.6	‥	15.6
46	コンゴ	1,526	6,032	99.0	365.8	148.2	481.8	10.6	14.4	88.8	7.7	11.7
47	キルギス共和国	‥	610	‥	20.2	‥	‥	‥	*4.8*	73.9	‥	29.9
48	スリランカ	1,841	8,230	46.1	64.4	123.4	140.3	12.0	7.3	67.7	11.7	34.7
49	アルメニア	‥	374	‥	17.6	‥	119.1	‥	2.9	77.9	‥	55.7
中所得経済		509,503t	1,530,883t	22.4w	39.9w	84.6w	142.6w	13.6w	17.4w		5.6w	10.4w
低位中所得		‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥		‥	‥
50	レソト	72	659	11.4	44.6	19.8	108.8	1.5	6.0	58.4	56.0	69.6
51	エジプト・アラブ共和国	19,131	34,116	89.2	73.3	207.7	208.1	13.4	14.6	75.8	13.7	12.4
52	ボリビア	2,702	5,266	93.4	90.6	258.4	410.1	35.0	28.9	74.0	16.5	48.9
53	マケドニア，旧ユーゴ	‥	1,213	‥	65.8	‥	79.9	‥	11.8	86.1	‥	24.0
54	モルドバ	‥	691	‥	17.8	‥	79.9	‥	8.0	90.0	‥	31.3
55	ウズベキスタン	‥	1,630	‥	7.5	‥	35.3	‥	6.0	91.7	‥	15.1
56	インドネシア	20,938	107,831	28.0	56.9	‥	202.9	‥	30.9	95.7	8.8	18.6
57	フィリピン	17,417	39,445	53.7	51.5	212.4	121.7	26.6	16.0	95.8	7.5	21.5
58	モロッコ	9,247	22,147	50.7	71.0	213.9	200.9	33.4	32.1	90.0	7.8	30.8
59	シリア・アラブ共和国	3,552	21,318	27.2	134.8	106.3	336.8	11.4	4.6	87.7	8.8	4.8
60	パプアニューギニア	719	2,431	28.9	53.3	66.0	80.6	13.8	20.8	84.6	21.2	38.3
61	ブルガリア	‥	10,887	‥	92.3	‥	163.0	‥	18.8	94.6	‥	16.8
62	カザフスタン	‥	3,712	‥	23.5	‥	60.8	‥	4.6	92.6	‥	10.6
63	グアテマラ	1,166	3,275	14.9	22.3	63.6	101.5	7.9	10.6	85.4	30.0	28.8
64	エクアドル	5,997	13,957	53.8	84.1	201.6	263.4	33.9	26.7	90.1	5.4	21.4
65	ドミニカ共和国	2,002	4,259	31.2	36.5	133.8	128.5	25.3	7.8	90.5	10.2	24.0
66	ルーマニア	9,762	6,653	‥	19.5	80.3	73.1	12.6	10.6	94.0	8.3	25.5
67	ジャマイカ	1,913	4,270	78.0	134.9	129.9	113.2	19.0	17.9	91.2	14.9	28.5
68	ヨルダン	1,971	7,944	‥	126.2	79.0	163.8	8.4	12.6	85.9	8.0	14.9
69	アルジェリア	19,365	32,610	47.1	83.1	129.9	264.2	27.4	38.7	76.9	1.5	11.6
70	エルサルバドル	911	2,583	26.1	27.0	71.1	81.6	7.5	8.9	81.4	28.3	52.4
71	ウクライナ	‥	8,434	‥	10.7	‥	48.6	‥	5.3	93.4	‥	7.3
72	パラグアイ	955	2,288	20.7	29.4	122.2	53.8	18.6	‥	92.7	20.2	34.0

(注) データの比較可能性および範囲についてはテクニカル・ノート参照．斜字体の数値は表示された年以外のものである．

表 17. 対 外 債 務（つづき）

		対外債務合計（100万ドル）		対外債務比率 GNP		対外債務比率 財・サービス輸出		財・サービスの輸出に対する債務返済比率（%）		債務の名目価値に対する現在価値比率(%)	対外債務総額に対する多国間債務の比率（%）	
		1980	1995	1980	1995	1980	1995	1980	1995	1995	1980	1995
73	チュニジア	3,527	9,938	41.6	57.3	96.0	113.2	14.8	17.0	89.8	12.3	37.2
74	リトアニア	..	802	..	10.1	..	24.7	..	1.4	87.9	..	20.7
75	コロンビア	6,941	20,760	20.9	28.2	117.1	138.7	16.0	25.2	95.8	19.5	25.6
76	ナミビア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
77	ベラルーシ	..	1,648	..	7.9	..	33.3	..	..	80.7	..	11.4
78	ロシア連邦	..	120,461	..	37.6	..	126.7	..	6.6	92.7	..	1.7
79	ラトビア	..	462	..	7.6	..	21.5	..	1.6	93.1	..	30.3
80	ペルー	9,386	30,831	47.6	54.1	194.2	399.5	44.5	15.3	96.5	5.5	12.1
81	コスタリカ	2,744	3,800	59.7	42.5	225.2	96.3	29.1	16.4	93.0	16.4	35.5
82	レバノン	510	2,966	..	25.5	..	152.7	..	13.1	97.2	15.2	6.7
83	タイ	8,297	56,789	25.9	34.9	96.8	76.6	18.9	10.2	101.2	12.0	5.6
84	パナマ	2,975	7,180	81.8	101.4	37.5	74.7	6.2	3.9	97.2	11.0	8.5
85	トルコ	19,131	73,592	27.4	44.1	333.1	177.8	28.0	27.7	91.3	11.2	12.2
86	ポーランド	..	42,291	..	36.1	..	127.3	..	12.2	84.5	..	4.9
87	エストニア	..	309	..	6.7	..	11.0	..	0.8	92.6	..	42.2
88	スロバキア共和国	..	5,827	..	33.5	..	52.1	..	9.7	93.2	..	16.3
89	ボツワナ	147	699	16.3	16.3	19.6	24.0	2.1	3.2	80.0	57.4	68.0
90	ベネズエラ	29,344	35,842	42.1	49.0	132.0	160.0	27.2	21.7	95.5	0.7	9.2
中所得上位国		..	..	..	..	..	..	..	..		..	..
91	南アフリカ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
92	クロアチア	..	3,662	..	20.3	..	49.7	..	5.7	88.9	..	14.4
93	メキシコ	57,378	165,743	30.5	69.9	232.4	170.5	44.4	24.2	96.1	5.6	11.2
94	モーリシャス	467	1,801	41.6	45.9	80.8	75.0	9.0	9.0	90.6	16.6	15.0
95	ガボン	1,514	4,492	39.2	121.6	62.2	160.3	17.7	15.8	79.8	2.7	14.8
96	ブラジル	71,520	159,130	31.2	24.0	306.5	269.8	63.3	37.9	95.4	4.3	5.9
97	トリニダード・トバゴ	829	2,556	14.0	53.6	24.6	87.9	6.8	14.8	97.4	8.6	20.7
98	チェコ共和国	..	16,576	..	37.0	..	67.4	..	8.7	97.2	..	6.1
99	マレーシア	6,611	34,352	28.0	42.6	44.6	40.8	6.3	7.8	90.5	11.3	4.8
100	ハンガリー	9,764	31,248	44.8	72.8	..	174.2	..	39.1	99.4	0.0	10.5
101	チリ	12,081	25,562	45.5	43.3	192.5	127.7	43.1	25.7	95.5	2.9	11.2
102	オマーン	599	3,107	11.2	29.5	15.4	48.2	6.4	7.5	94.9	5.8	5.7
103	ウルグアイ	1,660	5,307	17.0	32.4	104.1	144.3	18.8	23.5	96.4	11.0	23.7
104	サウジアラビア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
105	アルゼンチン	27,157	89,747	35.6	33.1	242.4	320.2	37.3	34.7	92.5	4.0	10.5

106 スロベニア	..	3,489	..	18.7	..	33.3	..	6.7	96.5	..	15.4
107 ギリシャ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
低・中位所得経済	615,711t	2,065,676t	21.0w	39.6w	86.5w	151.4w	13.0w	17.0w		7.6w	14.3w
サブサハラ・アフリカ	84,119t	226,483t	30.6w	81.3w	91.7w	241.7w	9.8w	14.5w		9.0w	24.3w
東アジア・太平洋	64,600t	404,458t	17.3w	32.9w	81.8w	98.3w	11.5w	12.8w		8.4w	13.3w
南アジア	38,014t	156,778t	17.4w	30.5w	160.5w	218.7w	11.7w	24.6w		24.6w	36.4w
ヨーロッパ・中央アジア	87,919t	425,319t	9.9w	39.9w	47.1w	130.7w	7.4w	13.8w		5.4w	7.9w
中東・北アフリカ	83,793t	216,046t	18.3w	37.3w	41.1w	133.4w	5.7w	14.9w		6.7w	10.6w
ラテンアメリカ・カリブ地域	257,266t	636,594t	36.0w	41.0w	201.8w	212.0w	36.3w	26.1w		5.5w	11.4w
高所得経済											
108 韓国											
109 ポルトガル											
110 スペイン											
111 ニュージーランド											
112 アイルランド											
113 †イスラエル											
114 †クウェート											
115 †アラブ首長国連邦											
116 イギリス											
117 オーストラリア											
118 イタリア											
119 カナダ											
120 フィンランド											
121 †香港											
122 スウェーデン											
123 オランダ											
124 ベルギー											
125 フランス											
126 †シンガポール											
127 オーストリア											
128 アメリカ合衆国											
129 ドイツ											
130 デンマーク											
131 ノルウェー											
132 日本											
133 スイス											
世界	..	..	..	..	..	..	..	..		..	..

† 国連による分類，またはその国の当局により発展途上とされている経済．a.エリトリアを含む．

表 1a. その他の経済諸国に関する基礎指標

		人口 (1000人) 1995年央	面積 (1000㎢)	1人当たりGNP[a] 米ドル 1995	1人当たりGNP[a] 年平均成長率(%) 1985-95	1人当たりGNPのPPP推計[b] 米国=100 1987	1人当たりGNPのPPP推計[b] 米国=100 1995	1人当たりGNPのPPP推計[b] 1995年での国際ドル表示	1日1ドル(PPP)以下で生活している人の割合(%) 1981-95	出生時平均余命(年) 1995	成人の非識字率(%) 1995
1	アフガニスタン	23,481	652.09	c	‥	‥	‥	‥	‥	44	69
2	米領サモア	57	0.20	d	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
3	アンドラ	‥	0.45	e	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
4	アンティグア・バーブーダ	65	0.44	d	‥	‥	‥	‥	‥	75	‥
5	アルバ	‥	0.19	e	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
6	バハマ	276	13.88	11,940	−0.8	68.8	54.5	14,710[f]	‥	73	2
7	バーレーン	577	0.68	7,840	0.2	54.2	49.7	13,400[f]	‥	72	15
8	バルバドス	266	0.43	6,560	0.8	45.1	39.4	10,620[f]	‥	‥	3
9	ベリーズ	216	22.96	2,630	3.9	17.0	20.0	5,400[f]	‥	70	‥
10	バミューダ	63	0.05	e	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
11	ブータン	695	47.00	420	4.9	4.5	4.7	1,260[f]	‥	‥	58
12	ボスニア・ヘルツェゴビナ	4,383	51.13	c	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
13	ブルネイ	285	5.77	e	‥	‥	‥	‥	‥	75	12
14	カーボベルデ	380	4.03	960	‥	6.6	6.9	1,870[f]	‥	65	28
15	ケイマン諸島	‥	0.26	e	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
16	チャネル諸島	142	0.20	e	‥	‥	‥	‥	‥	78	‥
17	コモロ	499	2.23	470	−1.4	6.5	4.9	1,320[f]	‥	56	43
18	キューバ	11,011	110.86	g	‥	‥	‥	‥	‥	76	4
19	キプロス	734	9.25	e	‥	44.5	‥	‥	‥	78	‥
20	ジブチ	634	23.20	g	‥	‥	‥	‥	‥	50	54
21	ドミニカ	73	0.75	2,990	4.1	‥	‥	‥	‥	73	‥
22	赤道ギニア	400	28.05	380	‥	‥	‥	‥	‥	49	‥
23	エリトリア	3,574	124.80	c	‥	‥	‥	‥	‥	48	‥
24	フェロー諸島	‥	1.40	e	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
25	フィジー	775	18.27	2,440	2.0	19.1	21.4	5,780[f]	‥	72	8
26	仏領ギニア	‥	90.00	e	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
27	仏領ポリネシア	225	4.00	e	‥	‥	‥	‥	‥	70	‥
28	グリーンランド	‥	341.70	e	‥	‥	‥	‥	‥	68	‥
29	グレナダ	91	0.34	2,980	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
30	グアドループ	424	1.71	d	‥	‥	‥	‥	‥	75	‥
31	グアム	149	0.55	e	‥	‥	‥	‥	‥	73	‥
32	ガイアナ	835	214.97	590	0.6	8.2	9.0	2,420[f]	‥	66	2
33	アイスランド	268	103.00	24,950	1.0	88.1	75.8	20,460	‥	79	‥
34	イラン・イスラム共和国	64,120	1,648.00	g	−1.5	21.6	20.3	‥	‥	68	28
35	イラク	20,097	438.32	g	‥	‥	‥	‥	‥	66	42
36	マン島	‥	0.59	d	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
37	キリバス	79	0.73	920	−0.6	‥	‥	‥	‥	‥	‥

38	朝鮮民主主義人民共和国	23,867	120.54	g	‥	‥	‥	‥	‥	70	‥
39	リベリア	2,733	97.75	c	‥	7.0	‥	‥	‥	54	‥
40	リビア	5,407	1,759.54	d	‥	43.9	‥	‥	‥	65	‥
41	リヒテンシュタイン	‥	0.16	e	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
42	ルクセンブルク	410	2.59	41,210	0.9	154.1	140.6	37,930	‥	76	h
43	マカオ	450	0.02	e	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
44	モルディブ	253	0.30	990	5.9	7.5	11.4	3,080[f]	‥	63	7
45	マルタ	372	0.32	d	‥	38.2	‥	‥	‥	77	‥
46	マーシャル諸島	‥	0.18	g	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
47	マルチニーク	380	1.10	e	‥	‥	‥	‥	‥	77	‥
48	マイヨット	‥	0.37	d	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
49	ミクロネシア連邦	107	0.70	g	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
50	モナコ	‥	0.20	e	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
51	ミャンマー	45,106	676.58	c	‥	‥	‥	‥	‥	59	17
52	オランダ領アンティル	200	0.80	e	‥	‥	‥	‥	‥	77	‥
53	ニューカレドニア	185	18.58	e	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
54	北マリアナ諸島	‥	0.48	e	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
55	プエルトリコ	3,717	8.90	d	‥	41.8	‥	‥	‥	75	‥
56	カタール	642	11.00	11,600	−4.2	85.4	65.6	17,690[f]	‥	72	21
57	レユニオン	653	2.51	e	‥	‥	‥	‥	‥	74	‥
58	サントメ・プリンシペ	129	0.96	350	−2.1	‥	‥	‥	‥	69	‥
59	セイシェル	74	0.45	6,620	‥	‥	‥	‥	‥	72	21
60	ソロモン諸島	375	28.90	910	3.2	7.9	8.1	2,190[f]	‥	63	‥
61	ソマリア	9,491	637.66	c	‥	2.3	‥	‥	‥	49	‥
62	セントキッツ・ネイビス	41	0.36	5,170	4.8	28.2	34.9	9,410[f]	‥	69	‥
63	セントルシア	158	0.62	3,370	3.9	‥	‥	‥	‥	71	‥
64	セントビンセント・グレナディーン諸島	111	0.39	2,280	3.8	‥	‥	‥	‥	72	‥
65	スーダン	26,707	2,505.81	c	‥	8.1	‥	‥	‥	54	54
66	スリナム	410	163.27	880	3.5	11.9	8.3	2,250[f]	‥	70	7
67	スワジランド	900	17.36	1,170	−1.4	12.5	10.7	2,880	‥	58	23
68	ダジキスタン[i]	5,836	143.10	340	‥	12.1	3.4	920	‥	67	‥
69	トンガ	104	0.75	1,630	0.5	‥	‥	‥	‥	69	‥
70	トルクメニスタン[i]	4,508	488.10	920	‥	‥	‥	‥	4.9	‥	‥
71	バヌアツ	169	12.19	1,200	−1.1	9.4	8.5	2,290[f]	‥	‥	‥
72	バージン諸島（米領）	99	0.34	e	‥	0.0	‥	‥	‥	76	‥
73	ヨルダン川西岸・ガザ	‥	6.10	g	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
74	西サモア	165	2.84	1,120	0.2	8.9	7.5	2,030f	‥	68	‥
75	ユーゴスラビア連邦共和国（セルビア／モンテネグロ）	10,518	102.17	g	‥	‥	‥	‥	‥	‥	‥
76	ザイール	‥	‥	120	‥	‥	‥	490[f]	‥	‥	‥

a．アトラス方式：テクニカル・ノート参照．b．購買力平価：テクニカル・ノート参照．c．低所得として推定(765ドル以下)．d．上位中所得として推定(3036～9385ドル)．e．高所得として推定(9386ドル以上)．f．推定は回帰分析に基づく：他については最新のICP基準年から外挿．g．低位中所得として推定(766～3035ドル)．h．UNESCOによれば，非識字率は5%未満．i．旧ソビエト連邦の諸経済に関する推計は始まったばかりである．分類は引き続き検討される．

テクニカル・ノート

このテクニカル・ノートでは，「選定世界開発指標1997」に含まれる124の指標を集計するために使われた出典および手法について述べている．テクニカル・ノートは各表ごとに，また各表については表示された順で，指標ごとに構成されている．

主要表に含まれる133の経済諸国は１人当たりGNPの低い順に並べられている．データが不十分か人口100万人未満の76の経済諸国については，別表（表1a）に基礎指標を示してある．

出　　典

選定世界開発指標に掲載したデータは『世界開発指標1997』（*World Development Indicators 1997*）から採録されている．『世界開発指標1997』の刊行後加えられたいくつかのデータベース訂正を除き，出典およびデータの時点は同一である．『世界開発指標1997』の刊行後，改訂された統計系列を作成した国もあるが，その改訂はここでは含まれていない．改訂数値は『世界開発指標』の次年度版に掲載されるだろう．

『世界開発指標』で公表された指標は，さまざまな出典から引用されている．対外債務に関するデータは，世界銀行の債務報告システム（DRS）を通じて途上加盟国から得た報告に基づく世界銀行のデータである．その他のデータは，主として国際連合，国連専門機関，国際通貨基金（IMF），世界銀行への国別報告書から得ている．データの最新性または一貫性を高めるため，世界銀行スタッフによる推計も用いられている．大部分の国について，国民経済計算の推計データは世界銀行の経済ミッションを通じて加盟国政府から入手したものである．その一部については，国際的な定義および概念に沿うようにするため，世界銀行スタッフが補正を加え，データの一貫性と最新性を確保するようにしている．各国の社会データは，そのほとんどを通常の行政記録，特別調査，および定期的センサスから得ている．特定の出典からの引用については，「主要１次データについての関連情報」と脚注に記載されている．

データの一貫性と信頼性

データの標準化には相当の努力が払われてきた．しかし完全な比較可能性を確保することは難しく，指標の解釈に際しては注意が必要である．多くの要因がデータの入手可能性と比較可能性および信頼性に影響を与えている．つまり，多くの開発途上経済では統計システムがまだ十分に整備されていないために，統計手法，対象範囲，慣行，定義に大きな相違がある．また，各国間あるいは異時点間の比較に際しては，一意的に解決することのできない複雑な技術的かつ概念上の問題が伴う．データは，最も権威を持つと考えられる出典から引用されてはいるが，以上の理由から，それらは各経済間の主要な差異を精密に計量化したものとはいえず，トレンドを示し，そうした差異の特徴を示したものにすぎないと認識されたい．また，各国の統計局は，歴史

上のデータ，とくに近年のデータを改訂する傾向がある．したがって作成年度の異なるデータが世銀刊行物の異なる版に公表されることもある．刊行物の異なる版の間ではデータを比較しないよう留意されたい．一貫した時系列データは『世界開発指標1997』のCD-ROM版で入手可能である．さらに，旧ソ連の15の諸国に関してはいまだデータの問題が解決されていない．カバー範囲は不十分であり，得られたデータについても通常の範囲を超えて不確実なものとなっている．

斜字体のデータは，特定されたもの以外の年度または期間のものである．経済指標に関しては示された時点から前後しているのは2年までであり，統計調査がより不定期で，指標自体が短期間で激変することのない社会指標データに関しては前後しているのは3年までである．

比率および成長率

参照を容易にするため，データが比率または成長率で提供されているものも多い．そのもととなっているデータの絶対値は『世界開発指標1997』のCD-ROM版で入手可能である．とくに記されていない限り，その期間の平均成長率は最小2乗法回帰分析を用いて算出されている（以下の「統計手法」参照）．この方法では，期間内のすべての観察値を計算に含めるため，算出される成長率には例外的な値の影響を過度に受けない一般的なトレンドが反映されている．インフレの影響を除くため，成長率を計算する際には不変価格の経済指標を用いている．

不変価格系列

国際比較を容易にし，また国民経済計算における部門間の相対価格の変化の影響を把握するため，大半の国についての不変価格データは部分的に3年間連続の基準年にベースを置き換え，そのうえで「連結された」共通の基準年である1987年価格で表示されている．1960-75年のデータについては1970年，1976-82年については1980年，1983年以降のデータに関しては1987年が基準年である．

連結の過程において，GDPの産業別構成要素はそれぞれ変換され，それらを足し上げることにより換算されたGDPが算出される．この手続きにより，産業分類から算出された不変価格表示GDPと支出面から算出された不変価格表示GDPとの間に乖離が生じうる．このような場合，産業分類からのGDP推計は支出面の推計よりも信頼性が高いという仮定の下で，乖離分は民間消費支出で調整されている．基準年の調整とは別に，サービス部門の付加価値にも原出典で報告されている統計上の不突合が生じている．

要約指標

各国グループごとの要約指標は各表の赤の帯の欄に示されている．地域および所得グループごとに変数が水準で表されている場合は，そのまま足し合わせることによって算出している．成長率および比率については，基準年の総額をウエイトとする加重平均が常用されている．社会指標のグループ別指標は乳児死亡率（出生数をウエイトとしている）を除いて，すべて人口もしくはサブグループの人口をウエイトにしてい

る．詳細な情報は特定の指標に関するノートを参照されたい．

複数年をカバーする要約指標については，集計量の構成変化によって指標の誤った変化がもたらされないように，統一された国のグループ化に基づいて算出されている．グループ指標は，計算される年の1987年基準の数値がグループ構成国の3分の2以上に関して入手可能な場合にのみ，作成することとしている．この基準に適合する限り，対象年について報告していない国のデータは，グループ内でデータの得られる諸国の推定と同様の動きをすると仮定される．要約指標は各トピックを代表する集計量の推定値であり，要約指標から国レベルの動きについて遡ろうとしてもなんら意味のある情報を得られないことに留意されたい．さらに，加重平均を用いているため，サブグループの数値の和と総計の間に乖離が生じることがある．

表1　基礎指標

データが不十分であるか，または人口100万人未満の経済諸国の基礎指標については，表1aを参照されたい．

人口の推計は1995年央のもので，人口の事実上の定義に基づいており，法的立場，市民権の有無にかかわらずすべてを累計している．避難先の国で定住していない難民は，一般的に出身国の人口の一部に組み込んでいる．

人口の推計は各国のセンサスによっている．センサスのある前後の年の推計は内挿または予測によりなされている．人口指標の国際間の比較可能性は，データを収集している国家統計局や他の機関によって概念，定義，データ収集プロセス，推計方法などが異なるために限定的である．加えて，国・地域によっては人口センサスの実施頻度やカバーする範囲の質が異なっている．人口統計の集計に関する詳細は表4のテクニカル・ノートを参照されたい．

面積は土地および内陸水域からなっており，km²単位で表示されている．このデータは国連食糧農業機関（FAO）が発刊している *FAO Production Yearbook* からのものである．

1人当たりGNPは，すべての居住者による生産の付加価値の合計に，生産勘定に含まれていない税金分を加え（補助金は除く），それに非居住者が受け取っている1次所得（労働報酬と資本所得）を加えたうえで，その年央の人口で割ったものである．それを『世界銀行アトラス』（*World Bank Atlas*）による計算法によって米ドル換算した数値である．この計算法では，3年平均の為替換算レートを用いることにより，一時的な為替変動による影響を抑えている．『世界銀行アトラス』による計算法に関しての詳細は以下の「統計手法」を参照されたい．1人当たりGNP成長率は，1987年の不変価格で計測したGNP値から最小2乗法による成長率計算法を用いて算出している．

1人当たりGNPは，世銀スタッフが経済ミッションの際に収集したり，OECDのような国際機関に各国統計機関が報告した国民経済計算をもとに世銀スタッフが推計している．高所得OECD諸国についてはOECDより報告されている．世界銀行では，米ドル換算の1人当たりGNPは分析上の理由で国を分類する際，また借入国としての適正を見定める際に用いられる．ここで用いられている所得グループの定義に関し

ては，所得・領域による「経済分類表」を参照されたい．

1人当たりGNPのPPP推計は，GNPを米ドルに換算する際に為替換算レートではなく購買力平価(PPP)を用いて換算したものである．推計結果は国際ドル表示で，その1単位は当該年度の米ドルと同じ購買力を有している．分母は当該年度の年央の人口である．

国際市場で取引されない財やサービスの相対価格は各国によって大きく異なりがちであり，結果として通貨の相対的購買力や厚生が，1人当たりGNPで測ったものと大きく異なることがある．PPPによる換算を利用すると，これらの差異を修正し，結果として各国間での平均所得・消費に関するよりよい比較が得られることもある．しかし，PPPベースの指標を解釈する際には注意が必要である．PPPの推計では，比較可能な項目について価格による比較を行うが，すべての項目がその質に関して異時点間および各国間で完全に対応するとは限らない．特にサービス財は各国間の生産性の違いから比較が困難である．多くのサービスが（たとえば政府サービスのように）どの国でも売られているものではなく，したがって投入価格（多くの場合が賃金）を用いて比較されている．このアプローチは生産性の違いを考慮しないため，低所得国に関しては実際の量より過大に推計してしまう可能性がある．

PPPデータの出所は国連統計局の編纂による国際比較プログラム（ICP）である．世界銀行が各地域から詳細なICPの基準となるデータを集め，各地域のデータセットの世界的整合性をとり，基準でない国に関しては回帰分析に基づいた推計を行っている．各地域のデータ出典およびそれら基準データの収集に関しては，World Bank (1993) を参照されたい．回帰分析に基づいたPPPの推計がどのように導出されたかについては，Ahmad (1992) を参照されたい．

1985年の国際価格（購買力平価）において**1日1ドル（PPP）以下で生活している人の割合**は貧困を測定する際に広く用いられている．1人当たりの総所得または総消費が貧困線を下回る家計で生活していれば，その人は貧しいとされる．各国間で厳密に比較可能な貧困の指標を作成することは不可能だが，標準的な国際貧困線を用いることによって，何通りかにおいて比較の際に生じる問題は減少した．生活水準を測定する際，各国の統計局または国か国際機関の監督下にある民間機関が一国全体にわたる代表的な調査を行ってきた．可能なときはいつでも，消費は厚生水準の指標として誰が貧しいかを判断する際に用いられてきた．消費の測定は一般的に包括的であり，自家生産から食糧・非食糧品の購入までを含んでいる．家計の所得しか入手できない場合には，調査に基づいた中位消費の推計（入手可能時のみ）か，国民経済計算の消費データに基づいた推定により平均所得レベルを調整してきた．

貧困の指標は，世界銀行政策研究局の貧困・人的資源課によって作成されたものである．国際貧困線は，政府統計機関または世銀各国担当局が入手した1次家計調査によるデータに基づいている．貧困指標はNBERの*Penn World Tables* (*Mark5.6a*) による最新のPPP推計に基づいている．

出生時平均余命は，新生児の出生時における死亡率パターンがそのまま持続すると仮定した場合に，その新生児が生存すると考えられる年数である．平均余命の推計は出生管理システム，またはそれがない場合にはモデルを用いて，人口・家計の統計よ

り年齢を特定した死亡率を算出して行う．

成人非識字率は，日常生活に関する短く簡単な文章を理解はするが読み書きのできない15歳以上の成人の割合を示している．識字率・非識字率はともにその定義，計測が困難なものである．ここでの定義は“機能的”識字率の概念に基づいている．このような定義を用いた識字率を計測するには，条件を統制した下でのセンサスまたは標本調査手段が必要となる．実際は，多くの国は非識字成人数を自己申告のデータまたは学校の推定卒業者数から推計している．これらの問題により，各国間の比較，さらには国内の時系列の比較さえも，注意して取り扱われなければならない．成人非識字率に関するデータはUNESCOから提供され，*Statistical Yearbook*においても記載されている．

表2　マクロ経済指標

中央政府の経常赤字/黒字は，中央政府の経常歳入から経常歳出を差し引いたものである．贈与は歳入には含まれない．この指標は政府自身の財政能力をはかるのに有用なものである．贈与と資本勘定を含めた全体的な赤字もしくは黒字は表14で示されている．本データの出所はIMFの*Government Finance Statistics Yearbook*である．

貨幣および準貨幣は，その国の金融機関が中央政府以外の居住者に対して抱えている負債のほとんどからなっている．マネーサプライに関するこの定義はしばしばM_2と呼ばれる．貨幣は銀行の外で保有されている通貨と中央政府のもの以外の要求払預金からなっている．

準貨幣は若干の時間の遅れ，または手数料の徴収を伴うことがあっても，証書の発行者により通貨と交換されうる定期預金や貯蓄預金および類似の銀行勘定と，中央政府以外の居住者による外貨預金からなる．非貨幣的金融機関が準通貨債務証書発行者として重要である場合には，これらの機関の負債も準貨幣に含められている．

マネーサプライのデータ出所はIMFの*International Financial Statistics*（*IFS*）である．貨幣と準貨幣は*IFS*の項目34と35の合計である．

マネーサプライの年平均名目成長率は，年末時の数値をもとに最小2乗法で求められている．ある特定の年とその前年度の年末時の平均値がマネーサプライの対GDP比平均残高の算出に用いられている．

銀行名目金利は，商業銀行もしくは同様の銀行が発行する要求払預金，定期預金，および貯蓄預金に対する支払い義務に伴う金利，および貯蓄預金に対する支払い義務に伴う金利，および最優遇顧客に対する貸出金利を示している．対象範囲や定義の違いといった部分的理由により，このデータの国際比較の可能性は限定されている．金利は名目値で表されている．したがって各国間の格差は主にインフレ率の差より派生している．

年平均インフレ率は，GDPのインプリシット・デフレーターの変化率によって表されている．インプリシット・デフレーターは現地通貨で計算されており，各年のGDPの名目額を不変価格による額で除したものである．そして最小2乗法によりGDPデフレーターの各期間ごとの成長率を計算している．

GDPインプリシット・デフレーターは，その国で生産されるすべての財とサービ

スの価格変動を示すものとして最も広い基礎を持つインフレーション指標であるが，他の物価指標と同様，その概念，実践には限界がある．途上国のデフレーターは世界銀行によって集められた国民経済計算データから推計されている．高所得経済に関するデータはOECDにより提供されたデータから導出されている．

経常収支 は財，サービス，所得の純輸出にネットの経常移転を加えたものである．資本移転は含まれていない（表16のテクニカル・ノートも参照）．データの出所はIMFの *International Financial Statistics* および世界銀行のカントリー・チームによる推定である．

外貨準備総額 は各国の貨幣的金保有高，特別引出権（SDR），IMF加盟国のリザーブポジション，通貨当局が管理する外貨保有高からなる．米ドルによる外貨準備高の詳細は表16を参照されたい．輸入月数による準備高は，外貨準備総額と名目ドル表示による財・サービス輸入額との比に12を乗じたものとして表示される．

この表でのグループごとの要約指標は，外貨準備総額と名目ドル表示での財・サービスの総輸入額のグループ総計の比として計算されている．

対外債務の純現在価値 は，短期債務の価値に，現存する債務の返済終了までの債務元利支払いの割引価値の合計を加えたもの（経常価格）である．債務の額は年度末の公式為替レートにより支払い通貨から米ドルへと換算されている．GNPに対する債務の割合の算出において，GNPは公式換算レートか，例外的には世銀スタッフが決定した他の単年度換算係数により換算されている（表12，表17のテクニカル・ノートも参照）．

表3　対外経済指標

純バーター交易条件 は，輸入価格に対する輸出価格の相対変動を測定したものである．この指標は当該国の平均輸入価格指標に対する平均輸出価格指標の比として計算されており，基準年（1987年）からの相対的変化を表している．データは，国連貿易開発会議（UNCTAD）のデータベース，IMFの *International Financial Statistics*，そして世銀スタッフの推定による（表15のテクニカル・ノート参照）．

貿易 は，GDPの現在価値に対する財・サービスの輸出入の総計の比により表されている．貿易の対GDP比率は，経済の開放度，世界経済への統合を測定するのに広く用いられる指標である．データは世界銀行の国民経済計算データファイルより使用されている．

純資金フロー総額 は，長期債務のネットフロー（IMFクレジットの利用分を除く），公的贈与（技術支援を除く），ネットの海外直接投資，およびネットのポートフォリオ・エクイティ・フローの合計である．長期債務のネットフローは，実行額から公的長期債務，公的保証を伴う長期債務および私的非保証の長期債務の元本の返済分を差し引いたものである．公的贈与は受領者が法的債務を負わないもので，公的機関による現金および現物による移転である．

純民間資本フロー は，民間債務および非債務のフロー，銀行や貿易間連の融資からなっている．民間債務フローは，商業銀行の貸し付け，証券，およびその他の民間債務からなる．非債務民間フローは，ネットの海外直接投資とポートフォリオ投資から

なる．海外直接投資は，投資家の本国でない各国・各地域で営業する企業に対して継続的に経営へ関与していく投資を指す．これは国際収支上に現れる，株式資本のネットフロー，資本の再投資収入，およびその他の長期資本と短期資本のネットフローの総計を指している．ポートフォリオ投資フローには，ネットの非債務創出ポートフォリオ・エクイティー・フロー（公債，受託収入，外国投資家による直接買入，の総計）とネットの債務ポートフォリオ・フロー（外国投資家に購入された発行債券）が含まれる．

民間資本フローに関するデータの主要な出所は，世界銀行の「債務者報告システム」である．追加的なデータはIMFの*International Financial Statistics*および世界銀行のデータファイルによる．

援助は，OECDの開発援助委員会（DAC）の区分によって，政府開発援助（ODA）または政府援助（OA）に区分された資金援助の総計を指す．ODAは，経済開発と福祉の向上を促進する目的で，すべての二国間の公的機関および多国間機関から譲許的調達条件でなされる融資および贈与である．ネットの貸付実行額は，実行総額から過去の援助の返済分としての供与国への支払いを控除したものである．ODAとして認められるには，各供与が以下の条件を満たすことが必要である．途上国の経済開発と福祉の促進を主目的として管理・運用されていること，そして譲許的な性格を持ち最低25%のグラント・エレメントを持つこと，である．OAはODA的な条件下で旧東欧諸国，旧ソビエト連邦，およびDACリストのパートIIに載っているその他の経済に対して拠出される援助を指す．援助に関するデータはDACによるもので，年次報告書である*Development Co-operation*に公表されている．GNPに関するデータは世銀推計である．

GNPに対する比率としての援助の要約指標は，各グループ内の援助の総額とGNPの総額の比から経常米ドルで計算した．

表4　人口および労働力

人口の1995年央推計値は，国連人口局，各国の国立統計機関，世界銀行のカントリー局などのデータによる．世銀は事実上の国家の人口を定義としており，国籍および法的地位にかかわらず，すべての居住者を含んでいる．しかし難民のうちで亡命国で定住していないものは一般に出身国の人口とみなされていることに留意されたい．

表1のテクニカル・ノートでは，人口の推計に関して追加的情報を提供している．「主要1次データについての関連情報」には各国の最新のセンサス・人口統計がいつのものか記載されている．

年平均人口増加率は，指数エンドポイント法（exponential end-point method）によって計算されている．この方法の詳細は下記の統計手法に関するセクションを参照されたい．

15-64歳の人口は，経済活動上最も活発だと考えられている年齢層である．しかしながら多くの途上国においては，15歳以下のたくさんの子供たちが常勤またはパートタイムで働いている．そしていくつかの先進国では多くの労働者が退職を65歳以上に延ばしている．

労働力合計は，国際労働機関（ILO）による経済上活動的であるとの定義を満たす人口からなる．つまり特定の期間，労働を財・サービスの生産に提供するすべての人口を指し，雇用者，失業者をともに含んでいる．国により兵士，季節労働者，パートタイム労働者のようなグループの扱いはさまざまだが，一般に兵士，失業者，最初の仕事を探している者は労働力に含まれ，家事専従者やその他の無報酬扶助者とインフォーマルセクターの労働者は含まれない．

年平均労働力増加率は指数エンドポイント法を用いて計算されている．詳細な情報は以下の「統計手法」を参照されたい．

総労働力における女子の割合は，労働力の中で女性が活動的である度合いを示す．労働力の推計は，ILOによる参加率を世界銀行が人口の推計値に当てはめることによって導出されている．

農業労働力は，農業，林業，狩猟，漁業に従事する人口を含む．

工業労働力は，鉱業，製造業，建設，電気，水道，およびガス産業に従事する人口が含まれている．

経済上活動的な人口の活動率，または労働力参加率に関しては，ILOが最新の全国センサスまたはサーベイより算出し，*Yearbook of Labour Statistics*に公表されている．いくつかの開発途上国の労働力数は，女性の参加率を大幅に過小評価したものとなっている．農村労働人口に関しても家族労働や季節労働者の程度を把握しきれていないかもしれない．

すべての要約指標は，各国データを人口，または人口のサブグループによって加重されている．

表5　所得または消費の分配

調査年度は扱われているデータが収集された年度を表している．

ジニ係数は，経済における個人または家計間の所得分配に関して（またときとして消費支出に関して）完全に平等な分配からどの程度乖離しているかを示した指標である．ローレンツ曲線は，最も貧しい個人または家計から累積された，所得受領者数に対する受け取り所得の累積比率をグラフにしたものである．ジニ係数はローレンツ曲線と完全平等配分の仮説的な直線に囲まれた部分の面積を測るものであり，直線下の最大領域に対する比率で表したものである．ジニ係数がゼロとは完全な平等を表し，100％の状態とは完全な不平等を表す．

所得または消費のシェアとは，十分位または五分位で表される人口のサブグループが得られるシェアを表したものである．五分位で表されるシェアに関しては，丸めの調整上100にはならない場合がある．

所得分配に関する不平等は，所得・消費の水準に応じて順位付けされた各人口グループが獲得した所得・消費のシェアに反映されている．個人所得または家族所得が最も低く順位付けされた人口グループは，典型的には総所得の中でも最も小さいシェアしか配分されていない．ジニ係数はその不平等の程度に関する簡便な要約指標を提供している．

個人あるいは家計における所得および消費は，全国レベルの代表的な家計調査に基

づいている．データセットは1985年から1994年までの異なる年から成り立っている．順位が１人当たり所得あるいは消費に基づいているのか，高所得経済国であれば家計所得に基づくのかは，各年度の表の注に示されている．家計調査に関する原データが入手可能なものに関しては，五分位での所得（消費）シェアを直接算出するのに用いられている．それ以外の場合，シェアは入手可能な中で最善の利用可能データで推定されている．

低・中所得国に関しては分配の指標は家計の規模によって調整されており，１人当たり所得または消費のより一貫した指標が与えられている．地理上の差による各国間での生活費の違いは調整の対象とされていないが，これは，そのような計算に要するデータは一般的に入手不能だからである．低・中所得国に関する推定法の詳細に関しては，Ravallion and Chen（1996）を参照されたい．

背景となっている家計調査において，手法や収集されたデータなどが異なるため，分配の指標は厳密には各国間で比較可能ではない．これらの問題は調査方法の改善と標準化とともに減少してきているが，依然として厳密な比較は不可能である．

次の比較不可能要因には注意が必要である．第１に，調査は生活水準の指標として所得と消費支出のいずれを用いるかによって異なってくる．66の低・中所得国のうちデータが入手可能な37カ国に関しては，消費支出に基づいたデータを用いている．所得は典型的には消費以上に不平等に分布している．さらに，調査上用いられる所得の定義は経済学上の定義（生産能力を一定に保つことと矛盾しない消費の最大レベル）とは大きく異なっている．これらの理由によって，消費は通常よりもよい指標として用いられる．第２に，調査単位として家計を用いるのか，個人を用いるのかで調査は異なってくる．さらに，家計単位はその大きさと構成員間での所得分配の程度が異なる．個人は年齢や消費の必要について異なる．家計を観測単位とする場合は，五分位または十分位は人口でなく家計のシェアを示している．第３に，調査は，観測単位のランク付けが家計の所得（または消費）か１人当たりの所得（または消費）によるのかで異なる．

世銀のスタッフは，低・中位所得経済のデータをできる限り比較可能であることを確保すべく努めてきた．できる限り，数値は所得よりも消費を用いてきた．百分位を形成する際，家計は１人当たり消費または所得でランク付けされており，百分位は家計数ではなくて人口に基づいている．高所得国に関するデータの比較可能性はさらに限定されている．これは観測単位が規模に関して調整されていない家計であり，家計は構成員１人当たりの所得ではなく家計総所得にもとづいてランク付けされているからである．これらのデータは，家計を成人１人当たり相当の平均可処分所得でランク付けしている，ルクセンブルク所得研究（Luxembourg Income Study）による改善されたデータが刊行されるまでの間，表示されている．以上からわかるように，表中の推定は注意して取り扱うべきものである．

低・中位所得経済の分配に関するデータは，世銀政策研究局の貧困・人的資源部が，各国政府統計機関と世銀カントリー局から得た家計調査の１次データをもとに集計したものである．高所得国に関するデータは，各国政府からのものと，ルクセンブルク所得研究（1990）のデータベース，国連の *National Accounts Statistics*: *Compendi-*

um of Income Distribution Statistics（1985）によって補足されたものである．

表6　保健

ヘルスケアへのアクセスは，通常の疾患や怪我の手当て（国家リスト上の薬物も含む）が，徒歩または交通手段を用いて1時間以内で利用できる人口を百分率で表したものである．医療設備は都市に集中しがちである．

安全な水へのアクセスは，無理のない条件で十分な量の安全な水（処理された地表水，あるいは湧水，衛生的な井戸，掘り抜き井戸など未処理ではあるが汚染されていない水）へのアクセスが可能な人口の割合である．これは都市部では200mと離れていない公共の噴水や柱状の水道口かもしれない．一方農村では，これらは家計構成員が1日，不当に長い時間を水汲みに費やさなくてもよいことを意味するのかもしれない．安全な水の定義は時間とともに変化してきている．

衛生へのアクセスは，排泄物への人・動物・昆虫の接触を防止する，最低限の排泄物処理施設がある人口の割合である．

乳児死亡率は，所与の年の出生時1000人当たりの満1歳に達する前の死亡数である．データは観測値と内挿・予想推定値の混合である．

栄養失調蔓延率は，年齢に対する体重が参考母集団の平均値より，2標準偏差以上下回る5歳以下の子供の人口の割合である．年齢に対する体重は，身長に対する体重（衰弱），年齢に対する身長（発育不全）を複合させた指標である．この指標は衰弱と発育不全とを判別していないが，一般的に用いられる人体測定学上の最初の指標として，これまでの調査との比較のうえではおおいに有用と思われる．参考母集団は1983年に世界保健機構（WHO）により採用されたもので，十分な栄養を摂取していると考えられるアメリカ合衆国の子供たちからなっている．いくつかの国に関しては，もし年齢に対する体重が算出できないならば，その国の全体的評価がWHOの調査データによって推計される．このアプローチが推計値に与える影響は少なく，WHOは一般的に各国間の比較は可能だと考えている．

避妊普及率は，既婚女性のうち，彼女自身もしくは夫がなんらかの方法で避妊を実施しているものの比率である．避妊具の使用は一般に15～49歳の既婚女性について計測するが，少数の国では15～44歳等の他の年齢グループを対象として計測している．データは主として，人口動態，保健調査，避妊普及率調査および世界銀行の国別資料から得ている．

合計特殊出生率は，1人の女性が出産可能年齢の終了まで生存し，各年齢ごとにその年齢における現在支配的な年齢別出生率のとおりに出産すると仮定した場合に，その女性が産むであろう子供の数である．ここで，使用されているデータは観測値，内挿値，予測値の混合である．

妊産婦死亡率は，出産時における女性の死亡率を出生10万人当たりの死亡数で示した数字である．出産時の死亡についてより広義の定義を採用し，妊娠中もしくは産後の期間中の併発症や人工流産時の死亡も含めている国も一部にあり，また，多くの妊婦が適切なヘルスケアを受けられないことが原因で死亡しているため，各国の妊産婦死亡率を整合性と信頼性の高い形で計測することは困難である．明らかに，妊産婦の

多くの死亡は記録に残されておらず，特に遠隔地の農村に多くの人口を抱える国ではその傾向が顕著である．このことは，いくつかの国（特にアフリカの数カ国）において表に示された数値がきわめて低い理由の一部を説明している．データは各国のさまざまな出典から収集されている．その国の管理制度が不十分な場合には，人口動態および健康調査からの間接的推定法，もしくはこの他の国によるサンプル調査から推定値が算出された．多くの途上国については，妊産婦死亡率の推定はWHOおよびUNICEFによる統計的モデル構築法により求められた．

乳児死亡率以外のすべてのグループ指標は，人口またはサブグループの人口を加重して計算されている．乳児死亡率は出生数を加重している．

表7　教育

初等教育就学率は，初等教育機関に在籍するすべての年齢の生徒数と当該国の初等教育の学齢期人口との比率である．多くの国が学齢期を6～11歳としているが，それ以外の学齢を用いる国もある．グロスの就学率が100%を超える国もあるが，これは当該国の初等教育機関に標準学齢の前後の年齢層に属する生徒が在籍するためである．

中等教育就学率のデータも，上記と同じ方法で算出された．中等教育の学齢も国によって異なるが，一般に12～17歳だと考えられている．より高齢の学生の入学および留年と，最終学年における「つかえ」現象などもこの比率に影響を及ぼすと考えられている．

高等教育就学率のデータは，中等教育より上級のすべての学校および大学に在籍する生徒数を20～24歳の人口で除して算出している．しかし，この年齢層の前後の人々が高等教育機関に登録していることもある．

同世代コーホートが小学4年に進学する比率は，1980年と1988年に小学校に入学した子供たちの中の何割がそれぞれ1983年と1991年に4年生に進学するか，という指標である．斜字体は同時出生コーホートの出生年次が前後している集団を示す．

就学のフローに関するデータは各国当局の報告に基づいてUNESCOが編纂したものである．

成人非識字率は，ここでは15歳以上の人口のうち，日常生活に関する短く簡単な文章を理解するが読み書きのできない人の比率と定義される．これは一般に用いられている3つの定義のうちの1つにすぎず，これを採用している国でも測定する際の基準によって異なってくる．データはUNESCOによって1995年に行われた非識字率の推定と予測による．

本表中の就学に関する要約指標は，各国の就学率を人口で加重して求めた．

表8　商業エネルギー利用

エネルギー消費合計は，他の最終用途燃料（電力・石油精製製品）に転換される以前の国内1次エネルギー消費量を指している．この数値は，国内生産量に輸入量および在庫変化量を加え，輸出量および国際船舶の燃料庫分を差し引いたものである．エネルギー消費量には，エネルギー以外の用途を持つ製品（主として石油抽出製品）も含まれている．燃料用木材，乾燥した動物排泄物，および他の伝統的な燃料は，一部

途上国では相当量が使用されているが，信頼できるデータが入手できないため，考察の対象外とした．

1人当たりエネルギー消費は，表示年度の総人口の推定値に基づいている．

商業エネルギー使用1kg当たりGDPは，石油換算1kgで生み出されるGDP（1987年の名目額）の米ドル推計である．

エネルギー消費に占めるネットのエネルギー輸入の計算では，輸入・消費はともに石油相当量で測られている．マイナスの符号はその国が純輸出国であることを示す．

商業エネルギーの利用に関するデータは，国際エネルギー機関（IEA）と国連の*Energy Statistical Yearbook*からのものである．それらの資料は，商業1次エネルギー，すなわち石油（原油，天然液化ガス，および非在来型の源泉から得られた石油），天然ガス，固形燃料（石炭，亜炭，およびその他の抽出燃料），1次電力（原子力，水力，地熱発電など）をすべて石油相当量に換算したものである．原子力を石油相当量に換算する際には，概念上の熱効率を33%と仮定した．水力発電の電力は効率100%として示してある．

CO_2（二酸化炭素）の排出量に関するデータは，固形燃料，液体燃料，気体燃料，ガス焼却およびセメント製造業から発生する工業分野での二酸化炭素排出量を示している．これは世界資源研究所（WRI）によって報告されているようなさまざまな出所によるが，主に二酸化炭素情報解析センター（CDIAC），オークリッジ国立研究所環境科学局からのものである．

CDIACは毎年，世界中のほとんどの国について，化石燃料の焼却およびセメント製造業から排出する二酸化炭素について計算している．これらの算出は，国連の統計局によって管理されている世界エネルギーデータセットの化石燃料の明示的消費データ，およびアメリカ合衆国鉱業局によって管理されているセメント製造業データセットによる世界のセメント製造データに基づいている．排出は地球全体での平均的燃料化学とその使用によって計算されている．推定値は国際輸送で使用される船庫内の石油は含まない．これは，輸送によって便益を受ける国々に燃料を割り当てるのが困難なためである．おそらく，世界の排出量の推定は実際の排出量の10%程度の誤差の範囲にあろうが，国別の推定値はこれよりも大きな誤差範囲を有するかもしれない．

総エネルギー消費と二酸化炭素排出量の要約指標は単純合計である．要約の増加率は各グループごとの総計から最小2乗法を用いて算出されている．1人当たりエネルギー消費と1人当たり二酸化炭素排出量については，人口による加重が各グループの平均を計算するのに用いられている．

表9　土地利用および都市化

耕作地には，一時的もしくは恒久的に作付けされている土地，一時的牧草地，市場向け菜園もしくは家庭菜園，または休作地が含まれる．恒久的耕作地は，毎年の収穫後改めて作付けする必要のない土地を指すが，材木や用材のために植林された土地は除かれる．

恒久的牧草地は，5年もしくはそれ以上飼料の栽培にあてられた土地で，自然のままの牧草地や耕作された牧草地を含んでいる．恒久的牧草地のデータを報告している

国はきわめて少ない．このカテゴリーのデータは耕作されない土地の牧草地としての利用を含むため，収集が困難なためである．

その他の土地には山林および森林地帯を含み，これは自然林および植林された森林，伐採された土地で近い将来植林される土地も含んでいる．また，ここには，耕作されていない土地，牧草地として利用されていない野草地，湿地，荒地および多目的用地を含む．後者はまた居住用，レクリエーション用および工業用地，道路等の人工的インフラストラクチャーで覆われている土地や地域を示す．

土地利用に関するデータは国連食糧農業機関（FAO）から得られている．FAOは各国当局への毎年のアンケートや各国の農業センサスよりデータを収集している．それにもかかわらず，土地利用に関する国の定義がそれぞれ異なるため，FAOは頻繁に土地利用の分類項目の定義を調整し，時には過去のデータを大幅に改訂する場合もある．土地利用に関するデータは実際の土地利用の変化と同様，データの報告システムの変化をも反映するので，明らかなトレンドも注意して見る必要がある．ほとんどの土地利用のデータは1994年のものである．

都市人口は，各国において都市と定義された地域の年央の人口を指す．定義は，国によって若干異なる．

人口100万人以上の都市集積部人口比は，1990年の時点で人口100万人以上の都市における居住者の，国の総人口に対する割合を示したものである．

都市部の人口の推計は国連の *World Urbanization Prospects*（1994年改訂版）である．都市人口の増加率の算出に際しては，国連による都市人口の対総人口比がまず世銀の総人口推計に対して用いられた（表4のテクニカル・ノート参照）．これによって得られた都市人口の推定値の系列は，都市人口比とした都市集積部における人口のシェアを計算するのにも利用された．この表の推定値は国によって異なる都市の定義に基づくため，各国間の比較には注意を要する．

総人口の比としての都市人口についての要約指標は，総人口中の各国家シェアによって加重した国家割合から計算されている．他の要約指標は都市人口を用いて同じ方法で加重されている．

表10　森林と水資源

森林面積は，喬木に覆われた天然の樹木自生地を指す．

年間森林破壊は，森林地を恒久的に他の用途に転換することを指し，移動耕作，恒久的農業，牧畜，入植，インフラストラクチャー開発などが含まれる．破壊された森林面積は，伐採されたが植林を意図されている面積を含まず，また，薪集め，酸性雨，または山火事によって劣化した地域も含んでいない．ここに示された森林破壊の規模や総面積に対する比率は，天然の森林地域の年平均の破壊に関する数値である．

森林面積の推定は，FAOおよび国連欧州経済委員会（UNECE）により収集された各国の統計から算出された．1993年には，新しいアセスメントの結果が，熱帯諸国についてはFAOより，温帯地域についてはUNECEとFAOの協働によりそれぞれ発表されたが，定義は異なっていた．FAOの定義による熱帯諸国の自然林は，密な森林（樹木が地表の大部分を覆っており草本植物の連続的な地表が存在しない密生し

た森林），もしくはまばらな森林（地表の10％以上が樹木に覆われており，林床に連続的な下草を持つ森林と草原の混在地として定義されるまばらな森林）のいずれかである．UNECE／FAOの定義による森林とは，20％以上の面積が樹冠によって覆われている地域である．またまばらな森林構成も含まれており，これには林道や防火帯，森林の小部分が一時的に切り開かれた地域，成長時には20％以上の樹冠被度を達成すると期待される若木の林地，防風林，防風帯も森林に含められている．

国家保護地域は，面積1000ha 以上の保護地区であって，次の５つの管理カテゴリーのいずれかに該当するものを指す．科学的保護区および厳密な自然保護区，国家的または国際的な意義を有する国立公園（人間の活動によって物質的影響を受けていないもの），天然記念物およびなんらかの独自の特徴を有する自然景観，管理されている自然保護区および野生生物サンクチュアリ，保護された陸・海の景観（文化的景観を含む場合がある）である．これらのデータは，定義の違い，およびこれらのデータを編集し発表する「世界保存モニタリング・センター」等の組織への報告方法の違いの影響を受ける．

年間淡水取水量は，貯水池での蒸発分を含まない総取水量を指す．取水量には，国が大きく依存している場合には，淡水化プラントからの取水量も含まれる．取水量データは単年度データであり，対象年は1970-95年である．再生不可能な帯水層および海水淡水化プラントからの取水が相当の規模である場合や，かなりの量の水が再利用されている場合には取水量が再生可能な水供給の100％を超えることもありうる．データは総量と総淡水資源のパーセンテージによって表現されており，再生可能な国内水源と表に記載されている場合，他国からの河川流入量を含む．国内再利用可能水資源には河川流量と降雨から生じる国内帯水層を含んでいる．

１人当たり淡水取水量は，一国の総取水量を，その推計が利用可能であった年度の人口で除すことによって得ている．大部分の国については，セクター別の１人当たり取水量データは，1987-95年を対象としたセクター別取水率推計値を用いて算出されている．**国内使用量**には，飲料水，地方自治体による利用または供給，公共サービスのための利用，商業施設での使用，および家庭での使用が含まれる．**その他の取水量**は工業用の直接取水（火力発電所の冷却用が含まれる）および農業用の取水（灌漑・畜産用）を指す．

年間淡水取水量データは，その収集方法と推計方法の違いに左右されるが，合計および１人当たりの水利用の規模に関しては指標となるものである．しかし，このデータではかなりの大きさになりうる再生可能水資源総量の年々の変化を示すことはできない．また，一国内での水の利用可能性における季節や地形による相違を区別することもできない．淡水資源データは長期的平均に基づいているため，推定では10年単位の雨季と乾季のサイクルの影響は明らかに排除されている．水資源に関する指標は世界資源機構（World Resource Institute）が集計しており，さまざまなソースより編纂した *World Resources 1996-97* を公表している．水門地理学局（フランスのオルレアン）は，各国当局や国連による文献，および専門紙等に発表されたデータを集計している．また，モスクワの国立科学アカデミー地理学研究会は，公表されている研究をベースとし，さらに必要な場合には他のデータ（灌漑地面積，家畜数，降水量

など）に基づくモデルで水資源と消費の量を推計することによって，世界規模の水資源データを集計している．小規模の国や乾燥・半乾燥地域の国のデータは，大規模な国や相対的に降雨量の多い国のデータに比べて信頼度が低い．

表11　経済成長

購買者価格によるGDP（国内総生産）は，国内の居住および非居住の生産者による付加価値合計にすべての税金を加え，生産物の価値に含まれない補助金分を差し引いたものである．人工的資産の減価償却や天然資源の消耗および劣化は控除されていない．

GDPデフレーターは，固定価格GDPに対する現在価値のGDPの比率としてインプリシットに算出されている．GDPデフレーターは総合的物価水準の変化に関して，最も広いベースを持つ指標である（表2のテクニカル・ノート参照）．

農業は，林業，狩猟，漁業からの付加価値，および農耕と畜産の生産物からなる．自給自足農業が大きい開発途上国では，ほとんどの農産物は取引されないかまたは金銭で取引されていない．これが農業のGDPへの寄与度を測定しづらくしており，数値の信頼性と比較可能性を減少させている．

工業には，鉱業，製造業（別個のサブグループとしても報告されている），建設業，電気事業，水道業，ガス事業による付加価値からなる．

製造業は，国際標準工業分類第二版（ISIC Rev. 2）の分類における分類15～37を指す．

サービスは，他のすべての経済活動の付加価値が含まれる．卸売業，小売業（ホテルやレストランも含む），運輸，および教育・保健・不動産などの政府・金融・専門的・個人的サービスなどがこれにあたる．また，銀行の帰属手数料，輸入関税，各国の統計編纂者が言及している統計上の不突合，単位変換の際に生じる不突合もここに含まれている．

財・サービス輸出は，世界に向けて供給されたすべての財と市場サービスの価値を表す．ここに含まれるのは，商品，運賃，保険，旅行，およびその他の非要素サービスの価値である．投資所得，利子，労働所得などの要素所得および財産所得（旧称では要素サービス）は除かれる．移転支払いはGDPの計算から除かれている．

GDP成長率とその構成要素は，その国の現地通貨の固定価格で算出されている．地域グループまたは所得グループによる成長率の計算は，世界銀行の国際経済局（IEC）による換算レート（conversion factor）を用いて，現地通貨を米ドルに換算して計算されている．成長率は，最小2乗法による成長率計算法を用い，線形のトレンド線を与えられた変数の各年対数値にフィットさせることにより推定された．これによって，定期間複利計算成長（periodic compound growth）のモデルに対応する平均成長率が生み出された．最小2乗法による成長率計算法とIEC換算係数については統計手法のセクションで詳述されている．

要約指標の計算の際には，各指標の1987年の固定米ドル価値を，カバーされている各年度についてまず計算し，各年において各グループごとに集計している．総合成長率の計算には最小2乗法が用いられている．

表12　経済構造：生産

GDPとその構成要素に関する定義は，国連の国民経済計算（SNA）のシリーズF，No. 2，第3次改訂版，第4次改訂版によるものである．SNAの第4次改訂版は1993年に完成したばかりで，多くの国が今後数年間は依然として第3次改訂版に従うものと思われる．推計は各国の出典からのものであり，他の国際機関を経由してきたものもあるが，大半は世銀スタッフによって収集されたものである．特定の構成要素に関する定義は，表11のテクニカル・ノートを参照されたい．

開発途上国の国民経済計算のデータは各国の統計局または中央銀行から，訪問中または駐在中の世銀ミッションにより収集された．先進工業国のものに関してはOECDのデータファイルから求められた．OECDの国民経済計算系列に関する情報については，OECD, *National Accounts, 1960-1994*, Vol. 1, 2を参照されたい．国民経済計算データの時系列は『世界開発指標』のCD-ROMで利用可能となっている．

世銀スタッフは国民経済計算データの質を検討し，ときには各国系列を補正している．各国統計担当部局の能力に限界や基本的なデータ上の問題があるため，厳密な国際比較はできないこともある．特に，並行市場取引（parallel market transaction），インフォーマル・セクター，自給自足農業など，計測が困難な経済活動に関しては比較がむずかしい．

GDPの数値は，各国通貨から単年の公式為替レートに基づいて米ドルに換算されている．公式為替レートが外国為替取引に用いられる実効レートを反映していない場合，代替的に換算レート（conversion factor）が用いられている．本表では表1で1人当たりGNPを計算する際に用いた，3年平均を用いる技法（「アトラス」）は適用されていない．

要約指標は経常米ドルで部門別GDPのグループ総計から算出している．

表13　経済構造：需要

一般政府消費は，すべてのレベルの政府が財・サービスの購入のために行うすべての経常支出を指し，ほとんどの政府系企業によるものは含まれていない．国防と安全保障に関するほとんどの資本支出は一般政府消費支出とみなされている．

民間消費は，すべての財・サービスの市場価値であり，耐久商品（自動車，洗濯機，パソコンなど）を含み，購入または現物支給として家計または非利益団体により入手されたものである．これには住宅の購入を含んでいないが，所有者自身の居住によって生じる帰属家賃は含まれている．実際上，資源の利用に際する統計上の不突合を含むこともある．

国内総投資は，国内に存在する固定資本への追加に対する支出に，ネットの在庫変動を加えたものである．

国内総貯蓄は，GDPから総消費を差し引いたものである．

財・サービス輸出は，世界に向けて供給されたすべての財と市場サービスの価値を表す．ここに含まれるものは，商品，運賃，保険，旅行，および他の非要素サービスの価値である．投資所得，利子，労働所得などの要素所得および財産所得（旧称では

要素サービス）は除かれる．移転支払いはGDPの計算から除かれている．

財・サービス収支は，財・サービスの輸出入の差である．

本表の要約指標は，名目米ドル額の部門ごとのGDPをグループごとに集計して算出している．

表14　中央政府予算

総歳入は，税収と税以外の収入からなる．**税収**は，公共目的のための，強制的で，支払いが対価を伴わない，無返済の収入である．税金の滞納に対して課せられる延滞利子，ならびに納税不履行または遅延に対して課される追徴金もこの項目に含まれる．税収は還付およびその他の修正取引を控除した後の額で示している．**税以外**の収入は，公共目的のために徴収される非強制的で無返済の支払いの受け取りからなり，罰金，行政手数料，政府保有資産から生じる事業所得等が含まれる．贈与・借入による収入，過去の政府借入に対する返済金，負債の発生，資本資産の売却収入などは含まれない．

総歳出は，政府事務所，部局，事業所，その他国家中央当局の執行機関や団体のすべての消費からなる．これはまた，**経常支出**，**資本**（**開発**）**支出**の両方を含んでいる．

国防は，軍事力の維持のため国防省または他の省庁が行うすべての支出で，軍需品・装備の購入，建設工事，徴兵，訓練のための支出が含まれる．また，軍需援助など，密接に関連する項目もここに含まれる．公共の秩序および治安についての支出は国防費には含まれず，これらは別に分類される．

社会サービスには，保健，教育，住宅，福祉，社会保障，地域アメニティに関する支出からなる．これらの項目には，病人や一時的障害者に対する所得補償支出，高齢者・恒久的障害者・失業向けの給付支出，家族・出産・児童向けの手当，ならびに高齢者・障害者・児童の介護などの福祉サービス費も含まれる．公害防除・給水・衛生関係・廃棄物収集など環境保護関連の多くの支出も，明確に区分できないが，この項目に含まれている．

総合赤字/黒字は，経常歳入，資本歳入，公的贈与による収入の合計から，総歳出および返済分を除いた貸付金を差し引いたものである．これは表2に示された政府の経常赤字/黒字よりも総括的な概念である．

入手可能なデータの範囲がそれぞれ異なるため，中央政府の歳出入の細目に関しては，各国間の厳密な比較可能性を有していないおそれがある．

州・県・地方政府の統計の範囲が不十分な場合，中央政府のデータを利用しなければならない．これはさまざまな使途の資源配分の統計的記述を，極端に過小評価したり歪めたりしているおそれがある．とくに地方政府の自治権が大きく，多くの経済・社会サービスを担当している場合には，その傾向が強い．さらに「中央政府」は会計上2つの概念を意味しうる．すなわち統合勘定と予算勘定である．大部分の国では，中央政府の財政データは1つの包括的勘定に統合されているが，中央予算勘定しか入手できない国もある．中央政府のすべての組織が予算勘定に含まれるとは限らないので，中央政府の活動の全体像を通常完全には把握できなくなる．報告している国により用いられている概念については，「主要1次データについての関連情報」に記載されている．

一般に，提示されているデータは，とくに社会サービスに関しては各国間で比較可能ではない．多くの国において，民間保健・教育サービスの部分はかなり大きい．公共サービスが総歳出の主要な構成要素となっているが，地方政府が資金を賄っていることもある．このように，国際比較を行う際には注意が必要である．

中央政府の歳出入に関するデータは，IMF の *Government Finance Statistics Yearbook*（1995）と IMF のデータファイルからである．各国勘定に関する報告は，IMF の *A Manual on Government Finance Statistics*（1986）にある，一般の定義と分類体系を用いている．概念，定義，データの出典に関する完全な公認の説明は，これらの IMF 文献を参照されたい．

表15　商品の輸出入

商品の輸出，輸入は，一部の例外を除いて税関を通過する財の国際間移動を対象としている．サービス貿易はここには含まれない．上述の出典で特定されない限り，輸出は f. o. b（本船渡し価格），輸入は c. i. f（運賃保険料込み価格）で評価されており，経常米ドルで示されている．

輸出入の分類は標準国際貿易分類（SITC）シリーズM，No. 34，第1次改訂版に基づいている．製造業はセクション5から9までに分類された商品で，ディビジョン68（非鉄金属）は除かれている．食品は SITC セクション0，1，4およびディビジョン22（食物と生きた動物，煙草・飲料，動物性・植物性油脂と脂肪，油用種子，堅果および穀粒類，油用穀粒）の商品である．燃料は SITC セクション3（天然油，潤滑油，関連物資）の商品である．いくつかのデータが欠けている国もある．

輸出入の年平均成長率は，固定価格での価値から計算されており，経常価値を関連する物価指数でデフレートすることで導出している．世界銀行は低・中所得国については UNCTAD が作成した物価指数を，高所得国に関しては IMF の *International Financial Statistics* によるものを使用している．成長率に関しては各国当局の出典から算出されるものと異なる場合があるが，これは物価指標の基準年や加重の方法が UNCTAD，IMF のものと異なるためである．

経常貿易額の主要出所は UNCTAD の貿易データであり，それに *International Financial Statistics*，国連の Commodity Trade（COMTRADE）データベース，世銀の推計で補足している．

これらの表中の割合は，UNCTAD 貿易データシステム（国連の COMTRADE システムからのデータで補足）にある経常ドルでの貿易額から導出されている．

成長率の要約指標は，各年の1987年固定米ドル価格系列を総計し，提示された期間について最小2乗法による成長率計算法を適用して算出している．

表16　国際収支

財，サービス，所得の輸出入は，その国の居住者と他の国々の間で行われる所有権の交換を伴う取引すべてからなり，これらは商品，サービス，所得を含んでいる．自国民海外居住者による労働報酬の受け取りや，自国海外居住主体からの投資所得の受け取りは輸出として扱われる．自国民海外居住者による当地居住者への支払いは輸入と

みなされる．

ネットの労働者送金は，移民のうち，新たな居住国において居住者とみなされており，1年以上の期間にわたって雇用されているか，もしくは雇用される見込みのある者の所得の支払いおよび受け取りを対象としている．これらの送金は対価を伴わない民間移転に分類されるが，短期滞在者の送金は労働者所得としてサービスに含まれる．この区分は国際的に合意された指針に沿ったものであるが，いくつかの途上国では労働者送金を要素所得の受け取りに分類している（したがってGNPに含まれる）．世界銀行ではGNPの定義は国際的ガイドラインに従っているので，世銀の統計処理は当該国での慣行と異なることがある．

その他のネットトランスファーは，労働者送金以外の対価を伴わない民間移転である．

経常収支は，財，サービス，所得の純輸出と純移転の総計である．

外貨準備総額は，各国通貨当局の金保有高，特別引出権（SDR），IMF加盟国のリザーブポジション，通貨当局が管理する外貨保有高からなる．これら準備のうち金保有高はロンドン金市場価格の年末値（12月31日）で評価されている（1980年は1オンス＝589.50ドル，1995年は386.75ドル）．国際準備の定義，金の評価，および準備管理の慣行に差があることから，各国の発表する外貨準備高は厳密に比較しえない場合もある．1980年および1995年の準備水準は表示年の年末のものであり，それぞれの年の中心的な為替レートで換算した経常ドル額で表示されている．輸入月数としての外貨準備高については表2を参照されたい．

本表のデータはIMFデータファイルに基づいている．国民経済計算と国際収支の間の比較可能性を高めるため，世銀スタッフによる推定や，稀なケースではカバーする範囲や分類の調整がなされることもある．定義と概念はIMFの*Balance of Payments Manual, Fifth Edition*（1993）に基づいている．金額は公式レートで米ドルに換算されている．

要約指標は，外貨準備総額のグループ集計値により計算されている．

表17　対外債務

対外債務合計は，公的長期債務，公的保証付長期債務，民間非保証長期債務，IMFクレジットの利用，短期債務の合計である．長期債務は，公的借入，公的保証付借入，民間非保証借入の3つからなる．公的借入は，中央政府，政府機関，公共自治体等の公的な借入者の対外債務である．公的保証付借入は公共主体により返済を保証されている民間借入者の対外債務である．IMFクレジットの利用は，すべてのIMF資金の利用から生じる買い戻し義務を表すが，リザーブ・トランシュ引き出しによるものは含まれない．ここに含まれるものはクレジット・トランシュ（拡大部分も含む）の買入残高，すべての特別融資制度（緩衝在庫，補償融資，拡大信用融資，オイル・ファシリティ），トラストファンド融資，および拡大構造調整ファシリティの下での融資である．IMFクレジットの利用の年末残高（ストック）は，年末のドル/SDR実効換算レートで米ドルに換算してある．短期債務は，もともとの償還期間が1年以内のものである．これには長期債務残高の金利滞納額や支払期日の到来した未払い実行額も累積的に含まれている．非保証短期債務が公的であるか民間であるかを区別するデ

ータは，利用可能ではない．

対外債務のGNPに対する割合および対外債務の財・サービスの輸出に対する割合は米ドルで換算されている．労働者送金は財・サービスの輸出に含まれる．

財・サービスの輸出に対する債務返済比率は，財・サービスの輸出額に対する対外債務総額の元金と利子返済額の合計の比である．これは一国の債務返済能力を測るいくつかの伝統的な方法の1つである．労働者送金は財・サービスの輸出に含まれる．

債務の名目価値に対する現在価値比率は，将来の債務返済額の割引価値を対外債務総額の額面価値によって除したものである．対外債務の現在価値は，現存する借入金の償還期限に至るまでのすべての債務返済に対する支払額の割引総額である．現在価値は名目価値よりも高い場合も低い場合もありうる．この現在価値の高低を決める要因は借入の利子率と現在価値を求める際の割引率である．借入金利が割引率よりも高い場合，債務の現在価値は名目価値よりも高くなる．この反対のことが金利が割引率よりも低い場合にいえる．

現在価値の計算に用いられた割引率は，OECD諸国の公的支援輸出信用に課されている利子率を用いた．この利子率は先進7カ国（G7）の通貨である英ポンド，加ドル，仏フラン，独マルク，伊リラ，円，米ドル，で定められている．国際復興開発銀行（IBRD）貸付および国際開発協会（IDA）融資は，IBRDの最近の貸出金利で割り引かれており，IMF貸付はSDRの貸出金利で割り引かれている．その他の通貨建ての債務については，その他のOECD諸国に対する輸出信用の利率の平均を割引率としている．変動金利による貸し出しについては，将来にわたる債務返済に対する支払いが正確に求められないため，債務返済は1994年末の率をこの貸出に対する基準期間に適用し計算した．

対外債務総額に対する多国間債務の比率は，借入国が世界銀行，地域開発銀行，および他の多国間・政府間機関から受けている融資についての情報を示すものである．国際機関が単独の援助供与国政府の代理人として管理している基金からの貸付は，ここから除かれている．

本表における債務のデータは世界銀行債務者報告システムをもとにしており，世界銀行の推計により補足されている．このシステムはもっぱら開発途上国に関するものであり，他のグループの借入国や，世界銀行非加盟国に関する対外債務の情報は収集していない．債務は公式為替レートに基づいて米ドルに換算されている．債務に関するデータには，30の開発途上国により報告されている民間非保証債務が含まれている．さらに報告はないが，この種の債務がかなり大きいと知られている20カ国については，完全なまたは部分的な推定値がデータに含まれている．

要約指標は世界銀行の *Global Development Finance 1997* よりとっている．

統計手法

このセクションでは最小2乗法による成長率，指数（エンドポイント）成長率，ジニ指標および米ドル表示のGNP，1人当たりGNPの推定に用いられている，世銀の「アトラス法」による換算レート（conversion factor）の推定法を説明する．

最小2乗法による成長率

最小2乗法による成長率 r は，最小2乗法による線形回帰に基づくトレンド・ラインに，該当期間の各年についての変数の対数値をフィットさせることによって推定される．回帰方程式は，

$$\log X_t = a + bt$$

の形で表される．この式は幾何成長率方程式

$$X_t = X_0(1+r)^t$$

を対数変換したものに相当する．ここでは X は変数，t は時間であり，$a=\log X_0$ および $b=\log(1+r)$ が推定されるべきパラメーターである．b の最小2乗推定値を b^* とすれば，年平均成長率 r は〔(b^*) の真数－1〕として得られ，これを100倍してパーセント表示の数値が算出される．

算出される成長率は，該当期間の入手可能な観測値を代表する平均成長率である．2時点における実際の成長率とは必ずしも一致しない．幾何成長がデータをモデル化するのに適当であると仮定した場合，最小2乗推定値は一致性と有効性を有する．

指数エンドポイント成長率（exponential end-point growth rate）

特定の人口統計データ，とくに人口と労働力の2時点間の成長率は，以下の式により算出されている．

$$r = \ln(p_n/p_1)/n$$

ここで，p_n と p_1 はそれぞれ期間の終点と始点，n は期間に含まれる年数，ln は対数演算子である．

この成長率は連続指数成長モデルによるものである．最小2乗法による成長率に相当する，不連続期間の成長率は，計算された成長率の真数をとり，1を引くことによって得られる．

ジニ係数

ジニ係数は，一国の個人もしくは家計の所得の分布（消費支出の場合もある）が，完全に均等に分布している場合から，どの程度乖離しているかを測るものである．ローレンツ曲線は，最貧の個人もしくは家計を起点とし，受け取り人数の累積割合に対して受け取り所得の累積割合を示したものである．ジニ係数は，ローレンツ曲線と仮説的な完全均等配分を示す直線の間の面積を，直線下の最大面積に対する比ではかるものである．したがって，ジニ係数が0％であれば完全に均等な分配がなされており，100％であれば完全に不均等な分配である．

世銀は，ジニ係数を計算するために，数値解析プログラム POVCAL を採用している．ジニ係数の推定に関しては，Chen, Datt, and Ravallion（1992）を参照されたい．

世界銀行アトラス法

「アトラス」で用いられている換算レートは，当該年とその前2年の為替レート（もしくはその他の換算レート）の平均であり，当該国とG5諸国（フランス，ドイ

ツ，日本，イギリス，アメリカ合衆国）との間のインフレ率の差で調整されている．G 5 諸国のインフレ率は SDR デフレーターの変化によって示される．この 3 年平均は，各国の価格および為替レートの各年度の変動を平滑化する．このようにして得られたアトラス換算レートが各国の GNP に適用される．その結果得られる米ドル表示による GNP を，その 3 年の最近年の年央の人口で除して，1 人当たりの GNP を算出する．t 年の換算レートの算出法は，次式によって表される．

$$e_t^* = \frac{1}{3}\left[e_{t-2}\left(\frac{p_t}{p_{t-2}} \Big/ \frac{p_t^{S\$}}{p_{t-2}^{S\$}}\right) + e_{t-1}\left(\frac{p_t}{p_{t-1}} \Big/ \frac{p_t^{S\$}}{p_{t-1}^{S\$}}\right) + e_t\right]$$

また，t 年における米ドル表示の 1 人当たり GNP は，次式により求められる．

$$Y_t^{\$} = (Y_t / N_t) / e_t^*$$

ここで，

$Y_t = t$ 年の経常 GNP（現地通貨表示）

$p_t = t$ 年の GNP デフレーター

$e_t = t$ 年の年平均為替レート（1 米ドル当たりの自国通貨単位）

$N_t = t$ 年の年央人口

$p_t^{S\$} = t$ 年の米ドル表示の SDR デフレーター

である．

代替的な換算レート

世界銀行では公式為替レートを換算レートとして用いるのが適切かどうか体系的に査定している．代替的な換算レートは，公式為替レートが外国為替や貿易財の国内取引の実効レートからきわめて大きく乖離していると判断される場合に用いられる．該当する国は少ない（「主要 1 次データについての関連情報」を参照）．代替的な換算レートはアトラス法をはじめ，『世界開発指標』においても単年度の換算レートとしていたるところで用いられている．

データ出典

Ahmad, Sultan. 1992. "Regression Estimates of Per Capita GDP Based on Purchasing Power Parities." Policy Research Working Paper 956. World Bank, International Economics Department, Washington, D. C.

Bos, Eduard, My T. Vu, Ernest Massiah, and Rodolfo A. Bulatao. 1994. *World Population Projections, 1994-95 Edition*. Baltimore, Md.: Johns Hopkins University Press.

Council of Europe. 1995. *Recent Demographic Developments in Europe and North America*. Council of Europe Press.

Eurostat (Statistical Office of the European Communities). Various years. *Statistical Yearbook*. Luxembourg.

FAO (Food and Agriculture Organization). Various years. *Production Yearbook*. FAO Statistics Series. Rome.

IEA (International Energy Agency). 1996. *Energy Statistics and Balances of Non-OECD Countries 1993-94*. Paris.

———. 1996. *Energy Statistics of OECD Countries 1993-94*. Paris.

ILO (International Labour Organisation). 1995. *Year Book of Labour Statistics*. Geneva.

———. 1995. *Labour Force Estimates and Projections, 1950-2010*. Geneva.

———. 1995. *Estimates of the Economically Active Population by Sex and Age Group and by Main Sectors of Economic Activity*. Geneva.

IMF (International Monetary Fund). 1986. *A Manual on Government Finance Statistics*. Washington, D. C.

———. 1993. *Balance of Payments Manual. 5th ed*. Washington, D. C.

———. Various years. *Government Finance Statistics Yearbook*. Washington, D. C.

———. Various years. *International Financial Statistics*. Washington, D. C.

OECD (Organization for Economic Cooperation and Development). 1988. *Geographical Distribution of Financial Flows to Developing Countries*. Paris.

———. 1996. *Development Co-operation: 1995 Report*. Paris.

———. 1996. *National Accounts 1960-1994*. Vol. 1, *Main Aggregates*. Paris.

———. 1996. *National Accounts 1960-1994*. Vol. 2, *Detailed Tables*. Paris.

———. Various years. *Development Co-operation*. Paris.

Ravallion, Martin, and Shaohua, Chen. 1996. "What Can New Survey Data Tell Us About Recent Changes in Living Standards in Developing and Transitional Economies ? " World Bank, Policy Research Department, Washington, D. C.

UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development). Various years. *Handbook of International Trade and Development Statistics*. Geneva.

UNESCO (United Nations Educational, Scientific, and Cultural Organization). Various years. *Statistical Yearbook*. Paris.

UNICEF (United Nations Children's Fund). 1997. *The State of the World's Children 1997*. Oxford: Oxford University Press.

UNIDO (United Nations Industrial Development Organization). 1996. *International Yearbook of Industrial Statistics 1996*. Vienna.

United Nations. 1968. *A System of National Accounts: Studies and Methods*. Series F. No. 2. Rev. 3. New York.

———. 1985. *National Accounts Statistics: Compendium of Income Distribution Statistics*. New York.

———. 1994. *World Urbanization Prospects, 1994 Revision*. New York.

———. 1996. *World Population Prospects: The 1996 Edition*. New York.

———. Various years. *Energy Statistics Yearbook*. New York.

———. Various years. *Levels and Trends of Contraceptive Use*. New York.

———. Various issues. *Monthly Bulletin of Statistics*. New York.

———. Various years. *Population and Vital Statistics Report*. New York.

———. Various years. *Statistical Yearbook*. New York.

———. Various years. *Update on the Nutrition Situation*. Administrative Committee on Co-ordination, Subcommittee on Nutrition. Geneva.

———. Various years. *Yearbook of International Trade Statistics*. New York.

U. S. Bureau of the Census. 1996. *World Population Profile*. Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office.

WHO (World Health Organization). 1991. *Maternal Mortality: A Global Factbook*. Geneva.

———. Various years. *World Health Statistics*. Geneva.

———. Various years. *World Health Statistics Report*. Geneva.

World Bank. 1993. *Purchasing Power of Currencies: Comparing National Incomes Using ICP Data*. Washington, D. C.

———. 1997. *Global Development Finance 1997*. Washington, D. C.

World Resources Institute in collaboration with UNEP (United Nations Environment Programme) and UNDP (United Nations Development Programme). 1994. *World Resources 1994-95: A Guide to the Global Environment*. New York: Oxford University Press.

World Resources Institute, UNEP (United Nations Environment Programme), UNDP (United Nations Development Programme), and World Bank. 1996. *World Resources 1996-97: A Guide to the Global Environment*. New York: Oxford University Press.

経済分類表

業務上と分析上の理由から，世界銀行での経済分類の主要な基準は１人当たりGNPである．各経済は低所得，中所得（低位中所得と上位中所得に分類される）または高所得に分類される．他のグループ区分，たとえば地理上の地域，輸出，対外債務なども利用されている．

低所得と中所得の経済は時として発展途上国と定義される．定義の利用法は簡単である．すべての経済が同じように発展しているとか，他の経済が好ましい発展の最終段階に到達しているという意味ではない．所得による分類は開発段階のステータスを示すものではない．

グループの定義

これらの表は人口3万人以上の世界銀行の加盟国とその他の経済を示す．

所得グループ

1995年の１人当たりGNPを用い，世銀アトラス法に基づいて各経済は分類されている．各グループは，低所得＝765ドル以下，低位中所得＝766～3035ドル，中所得上位＝3036～9385ドル，高所得＝9386ドル以上である．

旧ソビエト連邦の推計はまだ始まったばかりであり，分類は継続して検討中である．

所得・地域による経済の分類（1997年）

所得グループ	サブグループ	サブサハラ・アフリカ		アジア		ヨーロッパ・中央アジア		中東・北アフリカ		アメリカ大陸
		東・南アフリカ	西アフリカ	東アジア・太平洋地域	南アジア	東欧・中央アジア	他のヨーロッパ	中東	北アフリカ	
低所得		アンゴラ ブルンジ コモロ エリトリア エチオピア ケニア マダガスカル マラウイ モザンビーク ルワンダ ソマリア スーダン タンザニア ウガンダ ザイール ザンビア ジンバブエ	ベナン ブルキナファソ カメルーン 中央アフリカ共和国 チャド コンゴ コートジボアール 赤道ギニア ガンビア共和国 ガーナ ギニア ギニアビサオ リベリア マリ モーリタニア ニジェール ナイジェリア サントメ・プリンシペ セネガル シエラレオネ トーゴ	カンボジア 中国 ラオス人民民主共和国 モンゴル ミャンマー ベトナム	アフガニスタン バングラデシュ ブータン インド ネパール パキスタン スリランカ	アルバニア アルメニア アゼルバイジャン ボスニア・ヘルツェゴビナ グルジア キルギス共和国 タジキスタン		イエメン共和国		ギニア ハイチ ホンジュラス ニカラグア

中所得	低位	ボツワナ ジブチ レソト ナミビア スワジランド	カーボベルデ	フィジー インドネシア キリバス 朝鮮民主主義人民共和国 マーシャル諸島 ミクロネシア連邦 パプアニューギニア フィリピン ソロモン諸島 タイ トンガ バヌアツ 西サモア	モルディブ	ベラルーシ ブルガリア エストニア カザフタン ラトビア リトアニア マケドニア，旧ユーゴ[a] モルドバ ポーランド ルーマニア ロシア連邦 スロバキア共和国 トルクメニスタン ウクライナ ウズベキスタン ユーゴスラビア連邦共和国[b]	トルコ	イラン・イスラム共和国 イラク ヨルダン レバノン シリア・アラブ共和国 ヨルダン川西岸・ガザ	アルジェリア エジプト・アラブ共和国 モロッコ チュニジア	ベリーズ ボリビア コロンビア コスタリカ キューバ ドミニカ ドミニカ共和国 エクアドル エルサルバドル グレナダ グアテマラ ジャマイカ パナマ パラグアイ ペルー セントビンセント・グレナディーン諸島 スリナム ベネズエラ
	上位	モーリシャス マイヨット セイシェル 南アフリカ	ガボン	米領サモア マレーシア		クロアチア チェコ共和国 ハンガリー スロベニア	ギリシャ マン島 マルタ	バーレーン オマーン サウジアラビア	リビア	アンティグア・バーブーダ アルゼンチン バルバドス ブラジル チリ グアドループ メキシコ プエルトリコ セントキッツ・ネイビス セントルシア トリニダード・トバゴ ウルグアイ
小計	158	26	23	21	8	27	4	10	5	34

所得・地域による経済の分類（1997年） つづき

所得グループ	サブグループ	サブサハラ・アフリカ		アジア		ヨーロッパ・中央アジア		中東・北アフリカ		アメリカ大陸
		東・南アフリカ	西アフリカ	東アジア・太平洋地域	南アジア	東欧・中央アジア	他のヨーロッパ	中東	北アフリカ	
高所得	OECD 諸国			オーストラリア 日本 ニュージーランド 大韓民国			オーストリア ベルギー デンマーク フィンランド フランス ドイツ アイスランド アイルランド イタリア ルクセンブルク オランダ ノルウェー ポルトガル スペイン スウェーデン スイス イギリス			カナダ アメリカ合衆国
	非 OECD 諸国	レユニオン		ブルネイ 仏領ポリネシア グアム 香港 マカオ ニューカレドニア 北マリアナ諸島 シンガポール 他のアジア経済[c]			アンドラ チャネル諸島 キプロス フェロー諸島 グリーンランド リヒテンシュタイン モナコ	イスラエル クウェート カタール アラブ首長国連邦		アルバ バハマ バーミューダ ケイマン諸島 仏領ギニア マルチニーク オランダ領アンティル バージン諸島（米領）
合計	210	27	23	34	8	27	28	14	5	44

a. マケドニア，旧ユーゴラスビア共和国.
b. ユーゴスラビア連邦共和国（セルビア/モンテネグロ）
c. 他のアジア経済——台湾（中国）.

世界開発報告 1997

1997年 9 月25日 発行

訳者　海外経済協力基金開発問題研究会
発行者　浅野純次
発行所　〒103 東京都中央区日本橋本石町1-2-1　東洋経済新報社
電話 編集03(3246)5661・販売03(3246)5467 振替00130-5-6518
印刷・製本　東洋経済印刷

本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます．これらの許諾については小社までご照会ください．
〈検印省略〉落丁・乱丁本はお取替えいたします．
Printed in Japan　ISBN 4-492-44212-X

本書添付のCD-ROMについてのご注意

■ 本書添付のCD-ROMには次の2つの指標を収録しています．

(1) 選定世界開発指標

(2) 財政に関する選定指標

■ ファイルフォーマットは，MS-EXCELのxlsです．使用するために必要な環境は以下のとおりです．

・アプリケーションソフト……MS-EXCELのver5.0

・Windows3.1またはWindows95がインストールされたパーソナルコンピュータまたはマッキントッシュ

・上記機種に接続されたISO9660規格のCD-ROMドライブ装置

■ ディレクトリ名についてはREADME.txtファイルを参照してください．

■ 編集する場合は，著作権法で認められた範囲内でフロッピーディスクやハードディスクにコピーしてご利用ください．

■ 本書添付のCD-ROMおよびソフトウェアを使用したいかなる結果につきましても，著作者および当社は責任を負いかねますので，ご了承ください．